（仮称）一宮西港道路

環境影響評価方法書

令和８年７月

愛　知　県

国土交通省　中部地方整備局

― 目　次 ―

第 1 章　都市計画対象道路事業の名称 1-1
第 2 章　都市計画決定権者等の名称 2-1
第 3 章　都市計画対象道路事業の目的及び内容（事業特性）..... 3-1
第 1 節 都市計画対象道路事業の目的 3-1
第 2 節 都市計画対象道路事業の内容 3-2
2.1 都市計画対象道路事業の種類 3-2
2.2 都市計画対象道路事業実施区域の位置 3-2
2.3 都市計画対象道路事業の規模 3-5
2.4 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数 3-5
2.5 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度 3-5
2.6 その他の都市計画対象道路事業の内容 3-5
第 3 節 その他の都市計画対象道路事業に関する事項 3-6
3.1 都市計画対象道路事業の経緯 3-6
3.2 計画段階環境配慮書以降方法書までの検討の経緯 3-20
3.3 環境保全への配慮事項 3-21
第 4 章　都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）..... 4-1-1
第 1 節 自然的状況 4-1-4
1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況 4-1-4
1.2 水象、水質、水底の底質その他水に係る環境の状況 4-1-38
1.3 土壌及び地盤の状況 4-1-81
1.4 地形及び地質の状況 4-1-95
1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 4-1-105
1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況 4-1-154
1.7 一般環境中の放射性物質の状況 4-1-168
第 2 節 社会的状況 4-2-1
2.1 人口及び産業の状況 4-2-1
2.2 土地利用の状況 4-2-3
2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況 4-2-11
2.4 交通の状況 4-2-16
2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況 4-2-29
2.6 下水道の整備の状況 4-2-56
2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 4-2-60
2.8 その他の状況 4-2-170

第 5 章　計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果 5-1
第 6 章　計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者等の見解 6-1
第 7 章　計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての意見と見解 7-1
第 1 節 計画段階環境配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見と事業予定者の見解 7-1
第 2 節 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解 7-3
第 8 章　都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 8-1
第 1 節 専門家等による技術的助言 8-1
第 2 節 環境影響評価の項目 8-2
第 3 節 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法 8-2

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 50,000 を複製したものです。
・測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 70
・本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

本方法書は、環境影響評価法第 5 条第 38 条の 6 の規定により、対象事業に係る施設に関する都市計画の決定と併せて手続きを行うため、都市計画決定権者及び事業予定者が作成したものです。

第1章　都市計画対象道路事業の名称

（仮称）一宮西港道路

第2章　都市計画決定権者等の名称

都市計画決定権者の名称　：　愛知県
代　表　者　の　氏　名　：　愛知県知事　大村　秀章
住　　所　：　愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号
※上記は、愛知県内の都市計画決定権者である。

事業予定者の名称　：　国土交通省　中部地方整備局
代　表　者　の　氏　名　：　国土交通省　中部地方整備局長　森本　輝
住　　所　：　愛知県名古屋市中区三の丸２丁目５番１号

第3章　都市計画対象道路事業の目的及び内容（事業特性）

第1節 都市計画対象道路事業の目的

一宮西港道路は、東海北陸自動車道・一宮 JCT と伊勢湾岸自動車道を結ぶ延長約 28km の高規格道路です。

中部圏における太平洋と日本海を結ぶ南北の広域ネットワークとしては、東海北陸自動車道がその役割を担っていますが、一宮 JCT 以南にミッシングリンクが存在しています。このため、西尾張中央道（一般道）の大型車混入率が高く主要渋滞箇所も点在しており、所要時間にバラつきが生じています。また、西尾張・海部地域は、南北方向の緊急輸送道路が脆弱で、大規模災害発生時における救助活動や広域支援への影響が懸念されるほか、愛知県平均と比較して区画整理整備率が低く、人口当たりの道路延長も短いなど、まちづくりを進める上での課題があります。

一宮西港道路は、これらの課題が解消されることで、「物流」「防災」「まちづくり（地域開発の支援）」の 3 つの観点において、より良い地域づくりに寄与することを目的としています。

また、上記を踏まえ、以下の 3 つの政策目標を設定しています。

1．速達性、定時性の向上による物流活動の支援
2．災害発生時における信頼性の高い道路ネットワークの強化
3．土地利用の高度化、地域と連携した開発の促進による持続可能な地方都市の形成

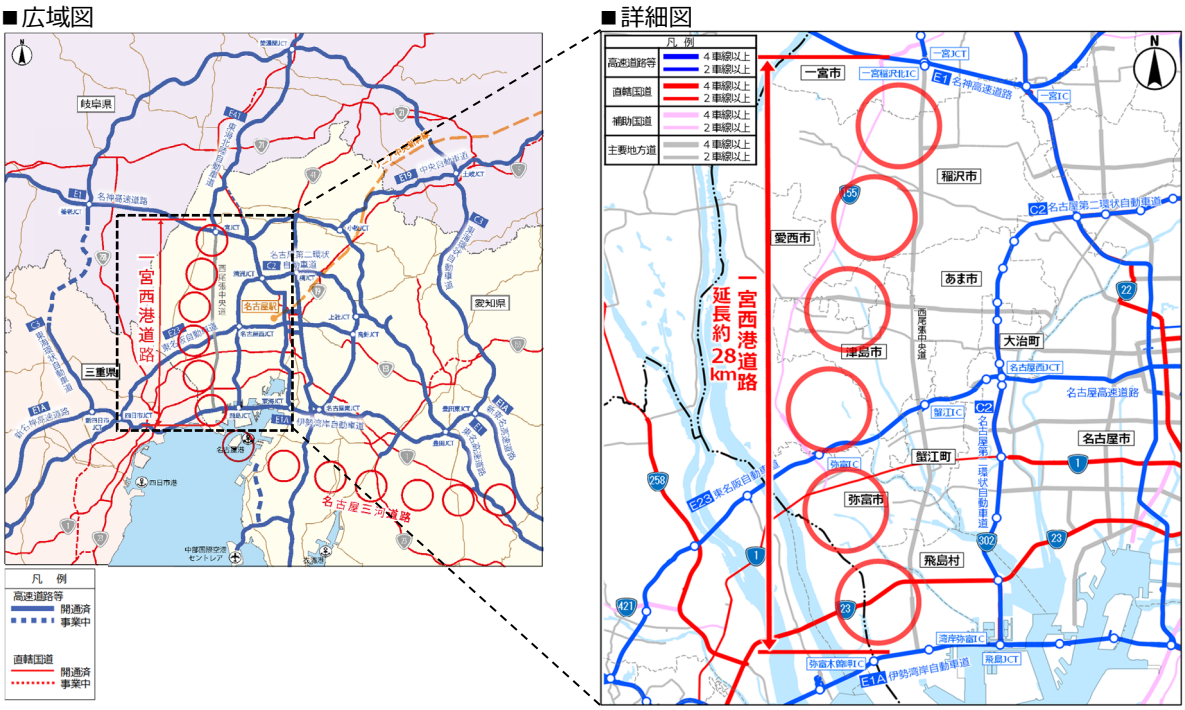

図 3-1　都市計画対象道路事業の位置

第2節 都市計画対象道路事業の内容

2.1 都市計画対象道路事業の種類

高速自動車国道または一般国道（自動車専用道路）の新設

2.2 都市計画対象道路事業実施区域の位置

1） 起終点

起点：愛知県一宮市

終点：愛知県弥富市

2） 都市計画対象道路事業実施区域の位置

当該事業により土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築が想定される概ねの範囲を「都市計画対象道路事業実施区域」（以下、「事業実施区域」といいます。）とし、その位置は、図 3-2 に示すとおりです。

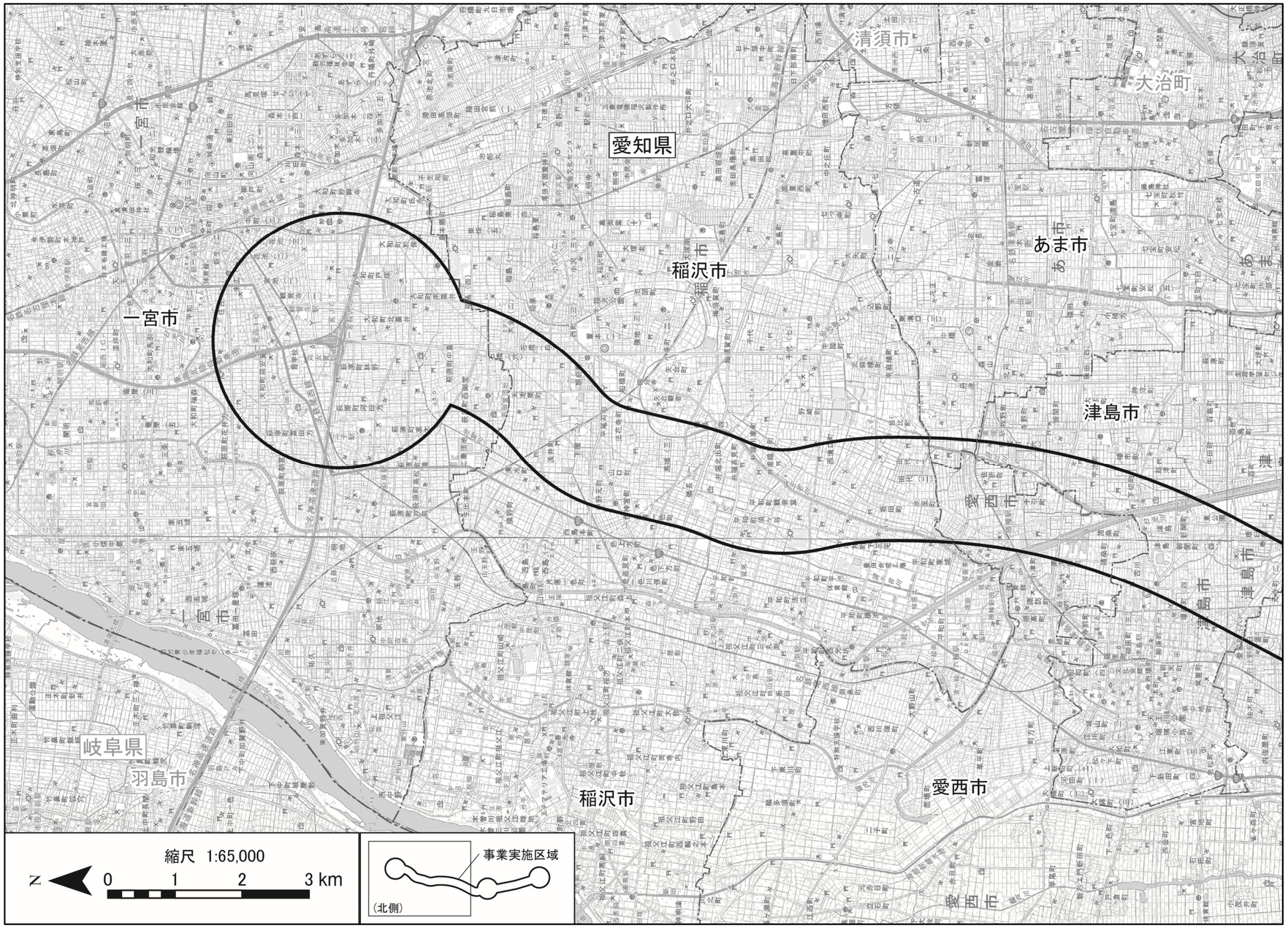

図 3-2(1) 都市計画対象道路事業実施区域の位置

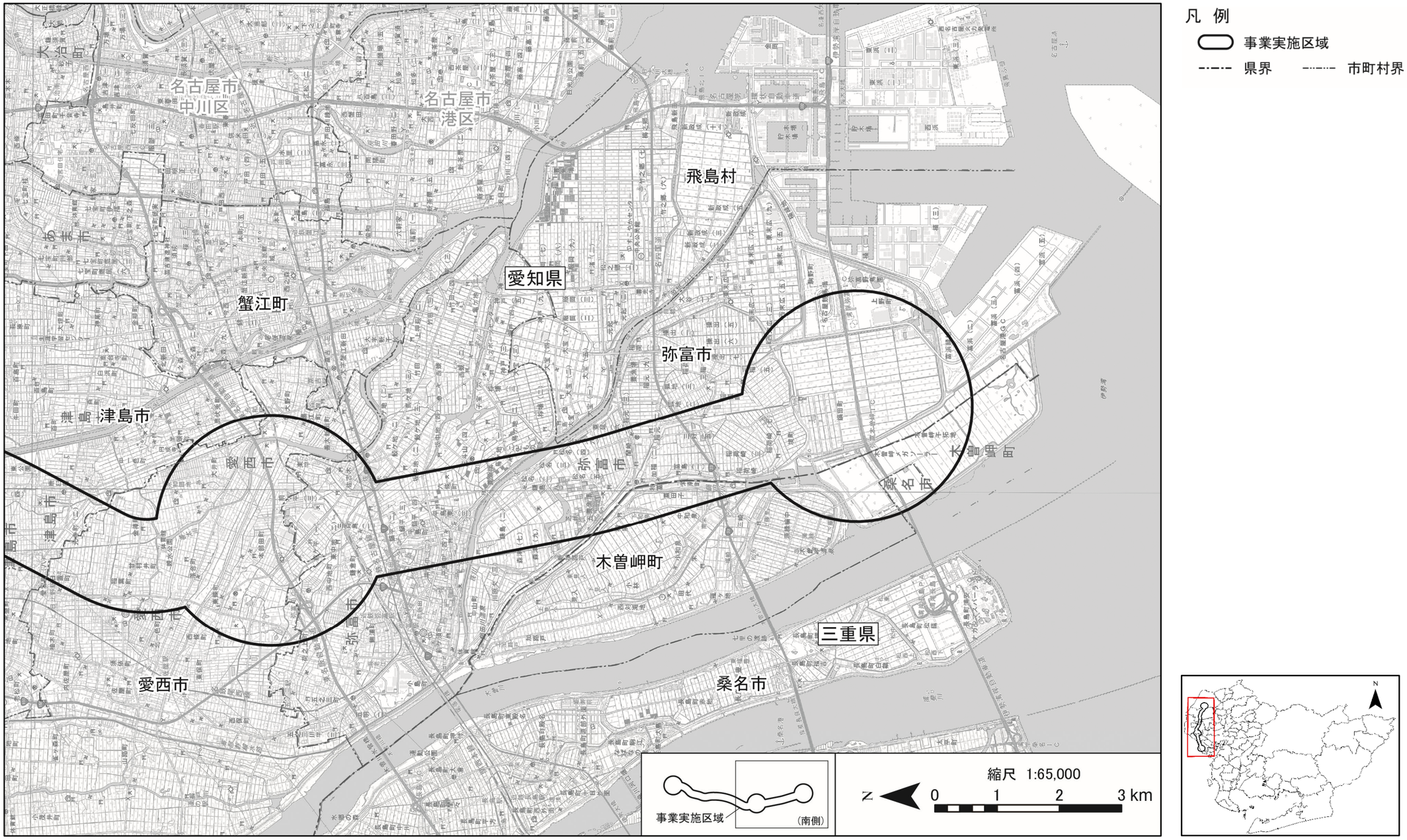

図 3-2(2)　都市計画対象道路事業実施区域の位置

2.3 都市計画対象道路事業の規模

延　　長：約 28km

2.4 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数

車 線 数：4 車線

2.5 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度

設計速度：100km/h

2.6 その他の都市計画対象道路事業の内容

1） 道路区分（種級）

第 1 種第 2 級

2） 都市計画対象道路事業に係る構造の概要

道路構造は、嵩上式（高架構造）を計画しています。

3） インターチェンジ等の設置

本事業において、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。

4） 休憩所の設置

本事業において、休憩所の設置を検討しています。

第3節　その他の都市計画対象道路事業に関する事項

3.1 都市計画対象道路事業の経緯

1） 計画段階評価の流れ

一宮西港道路は、東海北陸自動車道と伊勢湾岸自動車道を結ぶ道路です。西尾張・海部地域[注)]は、名古屋都市圏及びその周辺の主要都市である名古屋市、岐阜市、四日市市や、国際拠点港湾である名古屋港に近接する地域であり、県平均と比較すると、農地割合が高い地域となっています。また、当該地域は、一定の人口集積を有しており、近年は全国水準を上回る伸び率で人口が増加しています。なお、当該地域は、前述の立地を活かした地域開発が進められている状況ですが、日本最大の海抜ゼロメートル地帯が広がっており、災害リスクの高い地域と言えます。

一宮西港道路については、名古屋都市圏環状機能強化の検討のため、令和元年 12 月に「名古屋都市圏環状機能検討会」を設置した後、令和 4 年 3 月に開催した「令和 3 年度名古屋都市圏環状機能検討会」において、名古屋都市圏の道路ネットワークの今後の方向性をとりまとめ、概略ルート・構造の検討に着手することを公表しました。その後、国土交通省　中部地方整備局が計画段階評価の手続きを進めており、構想段階における道路計画の意見聴取や、「社会資本整備審議会 道路分科会 中部地方小委員会（以下、中部地方小委員会）」を 3 回実施しました。事業の経緯として、中部地方小委員会資料を次項以降に示します。

なお、令和 4 年 3 月に開催した「令和 3 年度名古屋都市圏環状機能検討会」において、一宮西港道路は広域道路ネットワークの高規格道路として位置付けられており、4 車線以上・延長約 28km の計画であることを考慮すると、「環境影響評価法」（平成 9 年 6 月 13 日法律第 81 号）における「第一種事業」に該当することとなります。

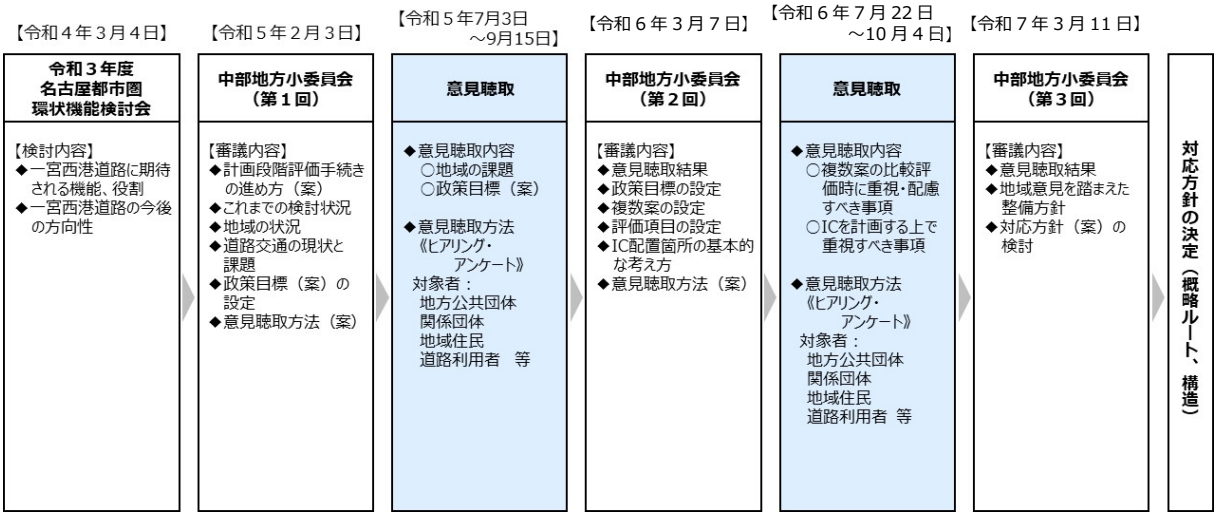

注）西尾張・海部地域とは、一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村を示す。

図 3-3　意見聴取の状況

2） 第 1 回中部地方小委員会の審議内容

第 1 回中部地方小委員会において、概略計画の検討プロセスを明確化し、計画検討の発議を行いつつ、図 3-4 に示す道路交通の現状と課題、将来像等を踏まえ、図 3-5 に示す 3 つの政策目標(案)を設定しました。

地域への意見聴取(第 1 回)の方法についても検討し、これを踏まえ、地域の課題や道路に求められる機能・役割について、アンケート・ヒアリングを行いました。

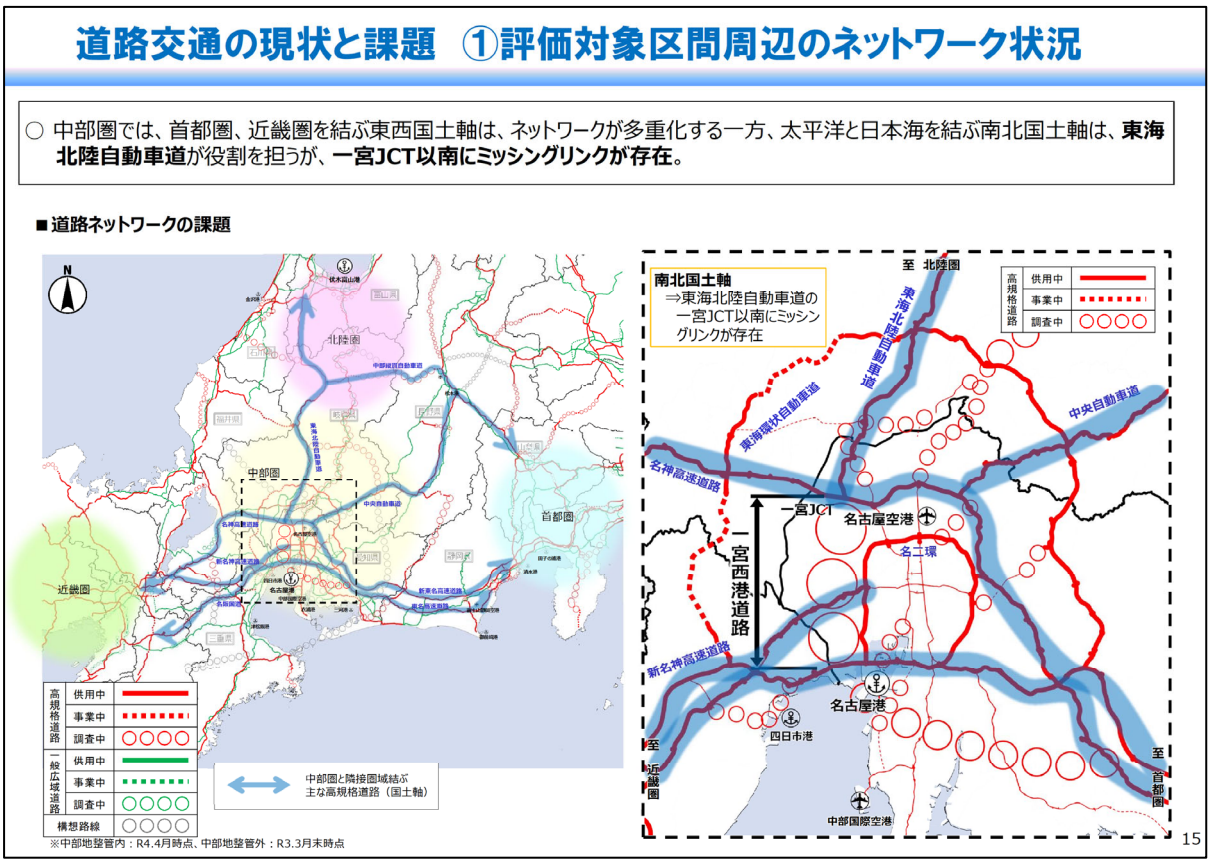

出典：中部地方小委員会資料「一宮西港道路　第１回　計画段階評価」（国土交通省中部地方整備局、令和５年２月）

図 3-4(1)　道路交通の現状と課題①

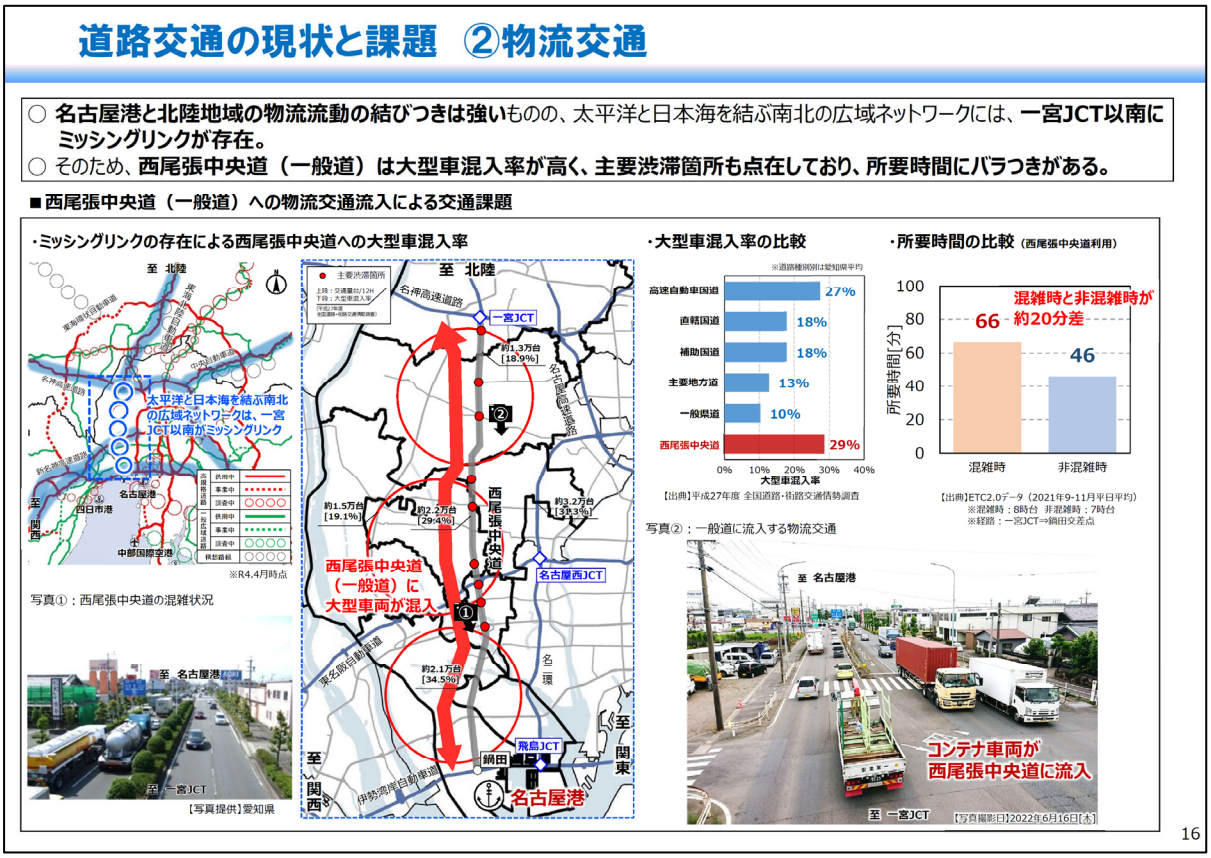

出典：中部地方小委員会資料「一宮西港道路　第１回　計画段階評価」（国土交通省中部地方整備局、令和５年２月）

図 3-4(2)　道路交通の現状と課題②

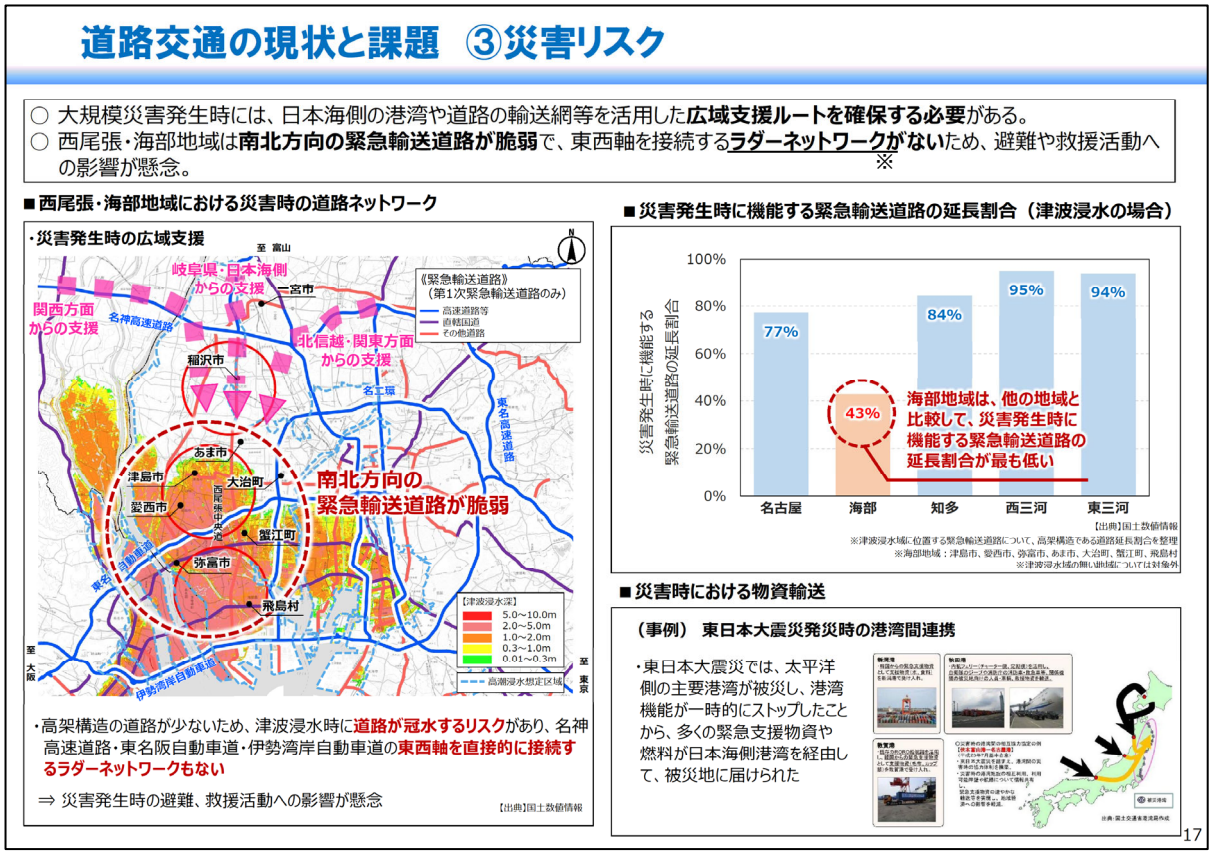

※「ラダーネットワーク」：梯子状の道路網。
出典：中部地方小委員会資料「一宮西港道路　第１回　計画段階評価」（国土交通省中部地方整備局、令和５年２月）に一部追記

図　3-4(3)　道路交通の現状と課題③

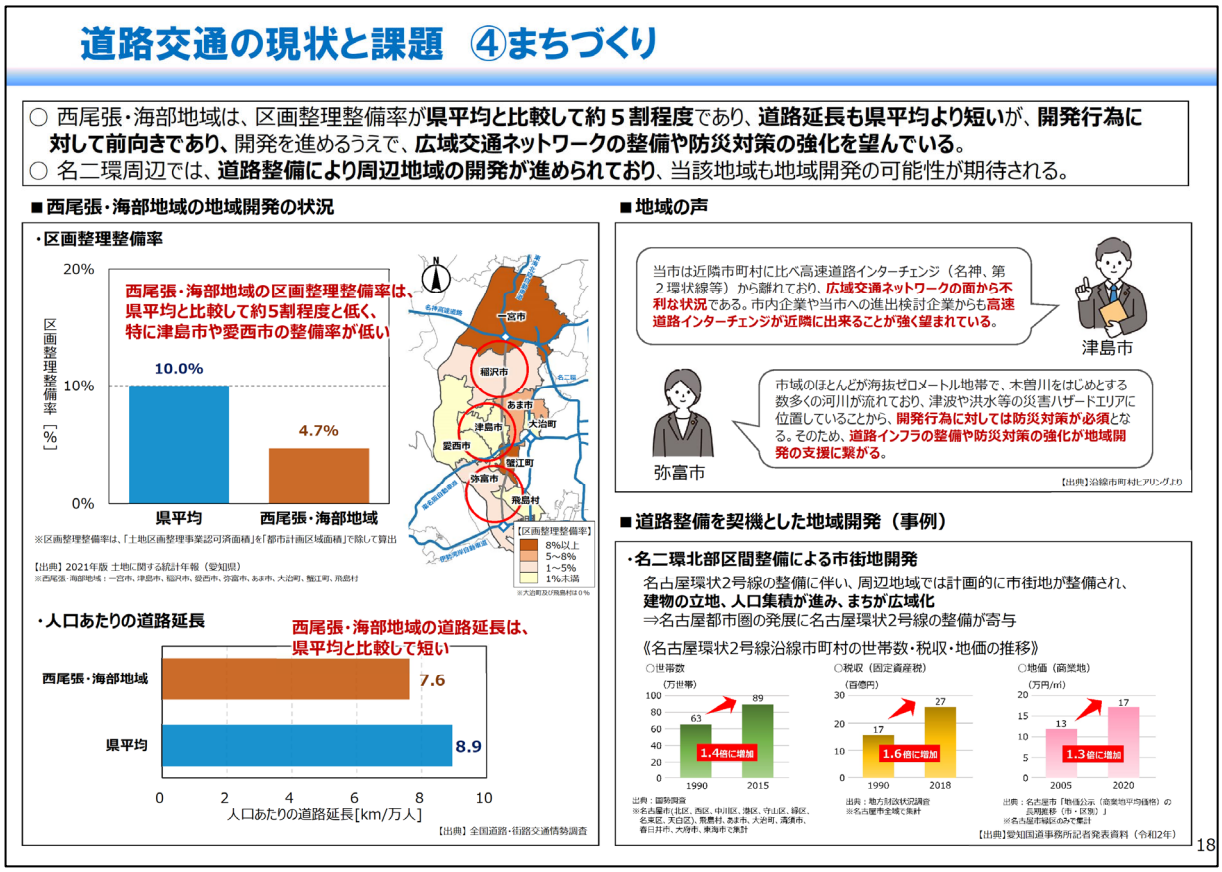

出典：中部地方小委員会資料「一宮西港道路　第１回　計画段階評価」（国土交通省中部地方整備局、令和５年２月）

図　3-4(4)　道路交通の現状と課題④

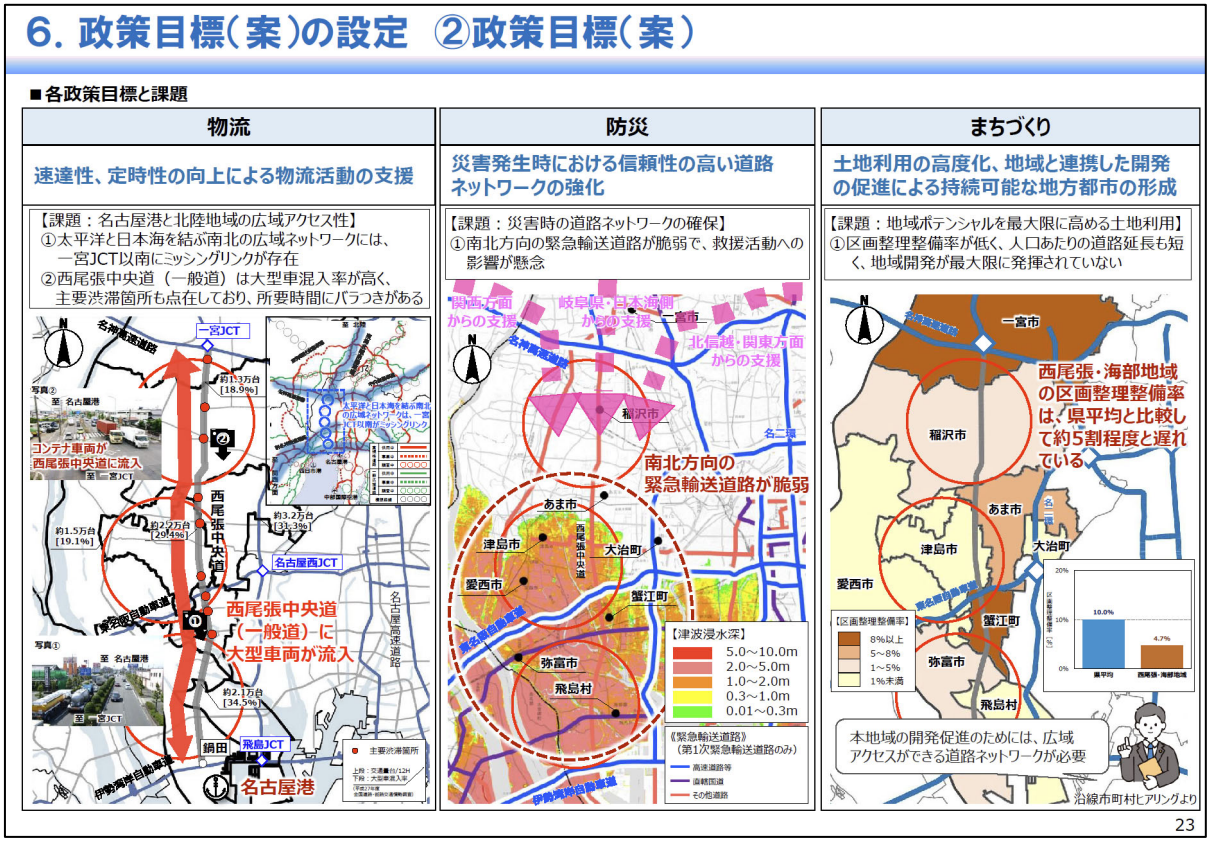

出典：中部地方小委員会資料「一宮西港道路 第１回 計画段階評価」（国土交通省中部地方整備局、令和５年２月）に一部追記

図 3-5　政策目標（案）

3） 第 2 回中部地方小委員会の審議内容

（1） 政策目標の設定

第 1 回意見聴取の結果（地域の課題に関すること）をまとめ、政策目標は妥当であると確認しました（政策目標の設定）。第 1 回意見聴取の結果は次項以降に示すとおりです。

地域の課題（地域の意見聴取結果）について

■意見聴取（1 回目）の概要

○調査目的

公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、意見聴取を実施し、一宮西港道路の道路計画について、周辺地域の皆様に御意見を伺いました。

○調査方法・調査期間・配布回収数（意見聴取 1 回目）

意見聴取期間は令和 5 年 7 月 3 日～9 月 15 日とし、沿線や周辺の地域住民及び業務上利用者に対する郵送配布や留置きアンケート、インタビュー、オープンハウス、Web アンケート、また地方公共団体や経済・産業団体などの各種団体・関係機関に対してヒアリングを実施致しました。調査方法及び配布・回収数は以下のとおりです。

調査項目	調査対象分類			対象詳細	配布数	回収数	回収率
アンケート	一般道路利用者	地域住民	沿線	郵送配布（全戸配布）	・概ねのルート帯が通過する沿線※1住民世帯	159,879	26,095	16%
			周辺	郵送配布（無作為抽出）	・概ねのルート帯に隣接する周辺※2住民世帯	53,720	9,614	18%
				小計		213,599	35,709	17%
		広域道路利用者		留置きアンケート	・沿線・周辺地域の地方公共団体（9市3町1村） ・岐阜地域の地方公共団体※3（3市2町） ・沿線・周辺地域の「道の駅」利用者（1駅） ・沿線・周辺高速道路のSA/PA利用者（6箇所）	－	185	－
				インタビュー	・周辺高速道路のSA/PA利用者	－	281	－
				オープンハウス	・概ねのルート帯の近隣の大型商業施設利用者（2箇所）	－	63	－
				WEBアンケート	・国、県、沿線・周辺の地方公共団体のホームページ・SNSの閲覧者 ・概ねのルート帯周辺を訪れたことがある道路利用者（調査会社の登録モニター）	－	6,163	－
				小計		－	6,692	－
	業務目的の道路利用者（事業者）			郵送配布	・トラック協会会員企業（愛知県、岐阜県、三重県） ・バス協会会員企業（愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県、富山県、石川県、福井県） ・タクシー協会会員企業（愛知県、名古屋、岐阜県、三重県） ・名古屋商工会議所	4,477	577	13%
				小計		－	577	－
				合計		－	42,978	－
ヒアリング	地方公共団体				・愛知県、岐阜県、三重県 ・沿線・周辺地域の地方公共団体（9市3町1村） ・岐阜地域の地方公共団体※3（3市2町）	－	－	－
	各種団体	経済・産業団体			・中部経済連合会、沿線・周辺地域内の商工会議所 ・観光協会、トラック協会、バス協会、タクシー協会 ・農業協同組合、名古屋港管理組合、教育委員会			
		警察・消防・医療			・沿線・周辺地域内の警察署、消防本部、医療機関 等（警察署、消防署、病院）			
		その他			・中日本高速道路株式会社			

出典：中部地方小委員会資料「一宮西港道路 第 2 回 計画段階評価」（国土交通省中部地方整備局、令和 6 年 3 月）

地域の課題（地域の意見聴取結果）について

〔意見聴取エリア〕

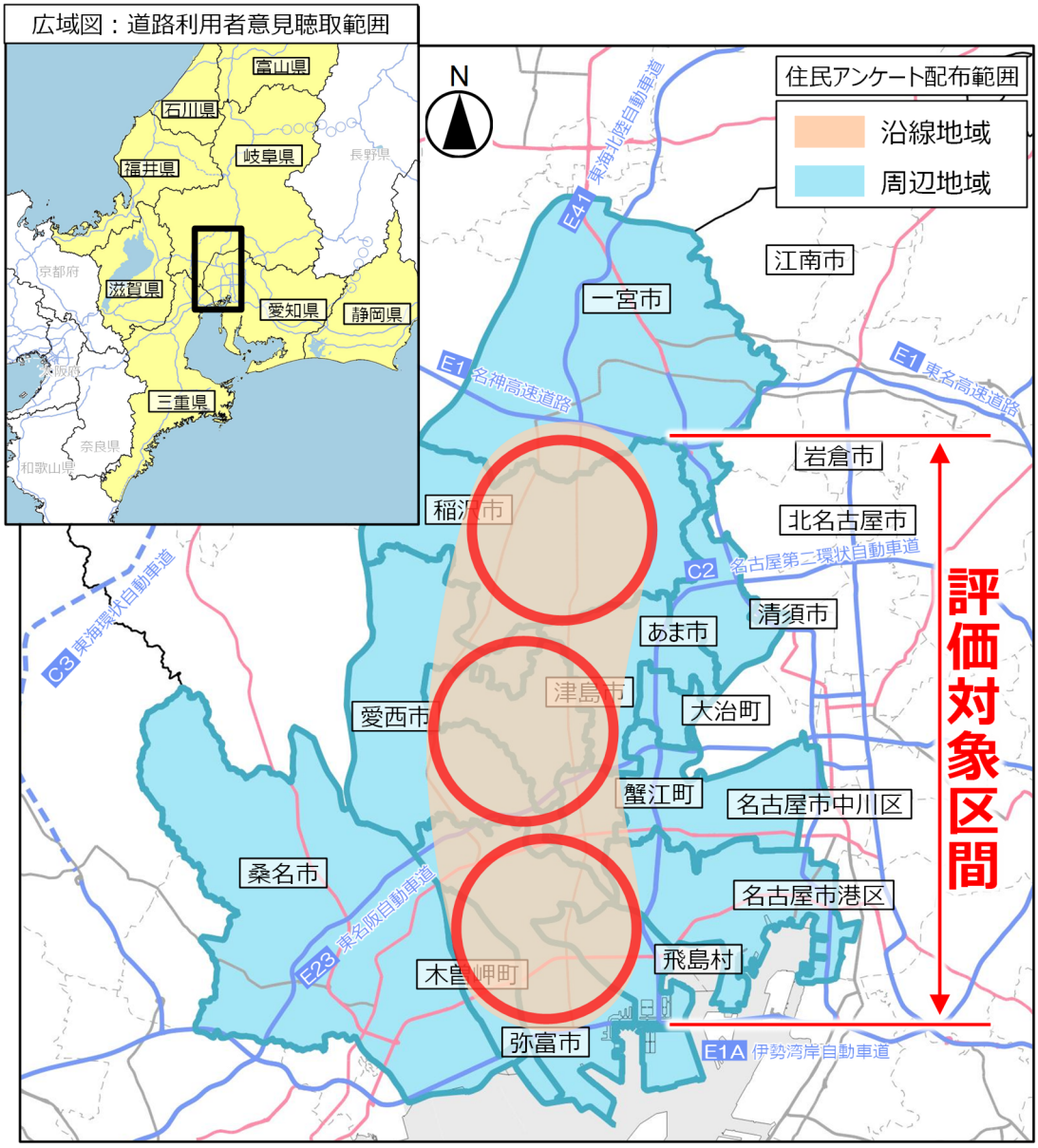

※1 沿線地域：概ねのルート帯が通過する地域（全戸配布）
【愛知県】名古屋市中川区・港区、一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡蟹江町、海部郡飛島村
【三重県】桑名郡木曽岬町

※2 周辺地域：沿線地域に隣接する地方公共団体（無作為抽出による配布）
【愛知県】名古屋市中川区・港区、一宮市、稲沢市、清須市、愛西市、あま市、海部郡大治町
【三重県】桑名市

※3 岐阜地域：周辺地域との交通流動が多い岐阜県の地方公共団体
岐阜市、各務原市、羽島市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町

出典：中部地方小委員会資料「一宮西港道路 第２回 計画段階評価」（国土交通省中部地方整備局、令和６年３月）

地域の課題（地域の意見聴取結果）について

〇調査結果及び分析等（意見聴取１回目）

【政策目標】

アンケートやヒアリング結果から得られた地域の課題意見を踏まえ、政策目標は妥当であると確認しました。

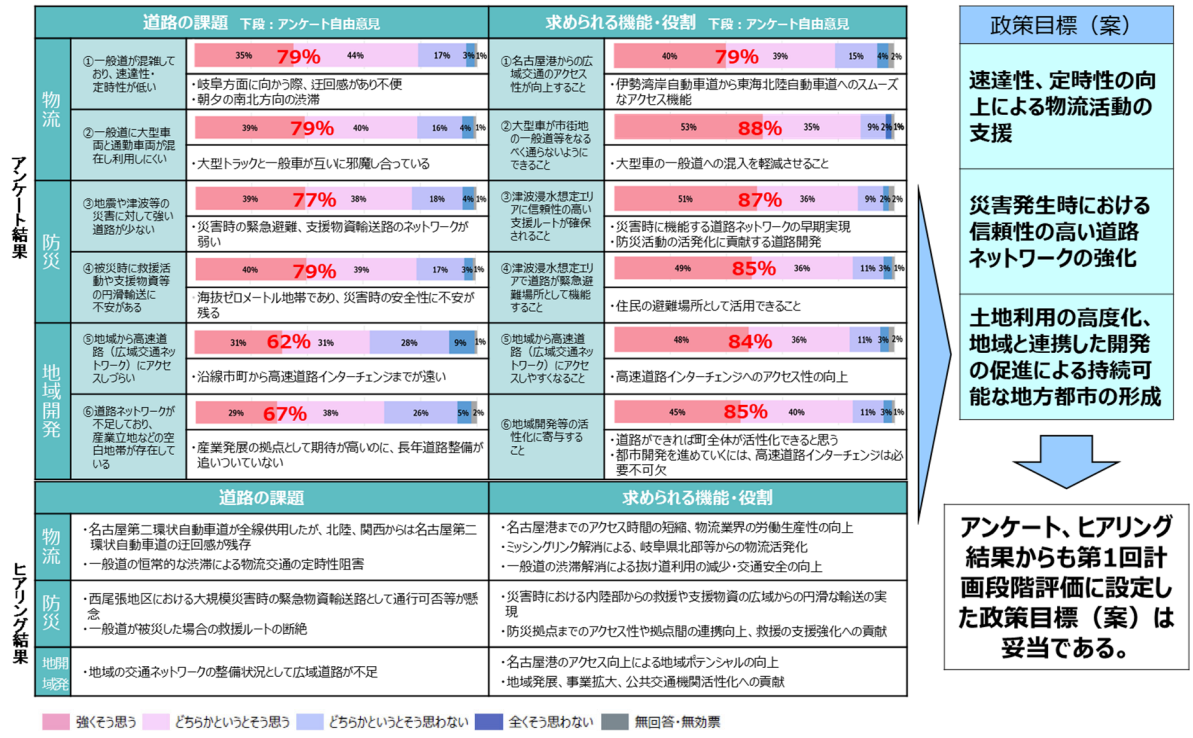

出典：中部地方小委員会資料「一宮西港道路　第２回　計画段階評価」（国土交通省中部地方整備局、令和６年３月）に一部追記

(2) 位置等に関する複数案の設定

位置等に関する複数案としては、求められる政策目標を達成するために、経済面、社会面、地形・地質条件、自然環境、生活環境などを踏まえて、以下に示す 3 案を設定しました。

また、位置等に関する複数案に対する意見聴取の方法について検討し、対策案（ルート帯案）の検討にあたり重視すべき事項、配慮すべき事項などについてアンケート・ヒアリングを行いました。

◆【案①】東側ルート（西尾張中央道活用）：既存道路の活用により用地取得面積を抑えつつ、西尾張・海部地域東部の都市を通過することで、西尾張・海部地域東部の高速アクセス性に優れ、東海北陸自動車道から名古屋港までを最短距離で接続するルート

◆【案②】中央ルート：新設の道路で市街化区域等への影響を極力回避しつつ、海部地域の概ね中央部を通過することで、西尾張・海部地域の高速アクセス性等において地域全体の均衡がとれるルート

◆【案③】西側ルート（国道 155 号活用）：既存道路の活用により用地取得面積を抑えつつ、海部地域西部の都市を通過することで、西尾張・海部地域西部の高速アクセス性に優れるルート

図 3-6　対応方針（案）

4） 第 3 回中部地方小委員会の審議内容

（1） 対策案（ルート帯案）の検討にあたり重視すべき事項、配慮すべき事項

第 2 回意見聴取の結果（ルート帯案に関すること）をまとめ、対策案（ルート帯案）の検討にあたり重視すべき事項、配慮すべき事項を確認しました。第 2 回意見聴取の結果は以降に示すとおりです。

重視すべき事項（地域の意見聴取結果）について

■意見聴取（2 回目）の概要

〇調査目的

一宮西港道路の計画を進めるにあたり、決定された政策目標を達成するためのルート帯案を比較・検討する際に重要と思われるポイントについて把握するため、意見聴取を実施し、一宮西港道路の道路計画について、周辺地域の皆様に御意見を伺いました。

〇調査方法・調査期間・配布回収数（意見聴取 2 回目）

意見聴取期間は令和 6 年 7 月 22 日～10 月 4 日とし、沿線や周辺の地域住民及び業務上利用者に対する郵送配布や留置きアンケート、インタビュー、オープンハウス、Web アンケート、また地方公共団体や経済・産業団体などの各種団体・関係機関に対してヒアリングを実施致しました。調査方法及び配布・回収数は以下のとおりです。

調査項目	調査対象分類				対象詳細	配布数	回収数	回収率
アンケート	一般道路利用者	地域住民	沿線	郵送回答	・概ねのルート帯が通過する沿線※1住民世帯 ・対象地域の全戸に郵送配布	159,612	28,906	18%
				郵送回答以外※4		–	204	
			周辺	郵送回答	・概ねのルート帯に隣接する周辺※2住民世帯 ・対象地域に無作為抽出にて郵送配布	57,686	12,866	23%
				郵送回答以外※4		–	160	
		小計				217,298	42,136	19%
		広域道路利用者	留置きアンケート		・沿線・周辺地域の地方公共団体（9市3町1村） ・岐阜地域の地方公共団体※3（3市2町） ・沿線・周辺地域の「道の駅」利用者（1駅） ・沿線・周辺高速道路のSA/PA利用者 （6箇所）	–	281	–
			インタビュー		・周辺高速道路のSA/PA利用者	–	328	–
			オープンハウス		・概ねのルート帯の近隣の大型商業施設利用者（3箇所）	–	16	–
			WEBアンケート		・国、県、沿線・周辺の地方公共団体のホームページ・SNSの閲覧者	–	3,939	–
					・概ねのルート帯周辺を訪れたことがある道路利用者（調査会社の登録モニター）			
		小計				–	4,564	–
	業務目的の道路利用者（事業者）		郵送配布		・トラック協会会員企業（愛知県、岐阜県、三重県） ・バス協会会員企業（愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県、富山県、石川県、福井県） ・タクシー協会会員企業（愛知県、名古屋市、岐阜県、三重県） ・名古屋商工会議所	4,095	482	12%
	小計					–	482	–
	合計					–	47,182	–
ヒアリング	地方公共団体				・愛知県、岐阜県、三重県 ・沿線・周辺地域の地方公共団体（9市3町1村） ・岐阜地域の地方公共団体※3（3市2町）	–	–	–
	各種団体	経済・産業団体			・中部経済連合会、沿線・周辺地域内の商工会議所 ・観光協会、物流事業者、バス事業者 ・農業協同組合、 名古屋港管理組合			
		警察・消防・医療			・沿線・周辺地域内の警察署、消防本部、医療機関 等			

出典：中部地方小委員会資料「一宮西港道路 第 3 回 計画段階評価」（国土交通省中部地方整備局、令和 7 年 3 月）

重視すべき事項（地域の意見聴取結果）について

〔意見聴取エリア〕

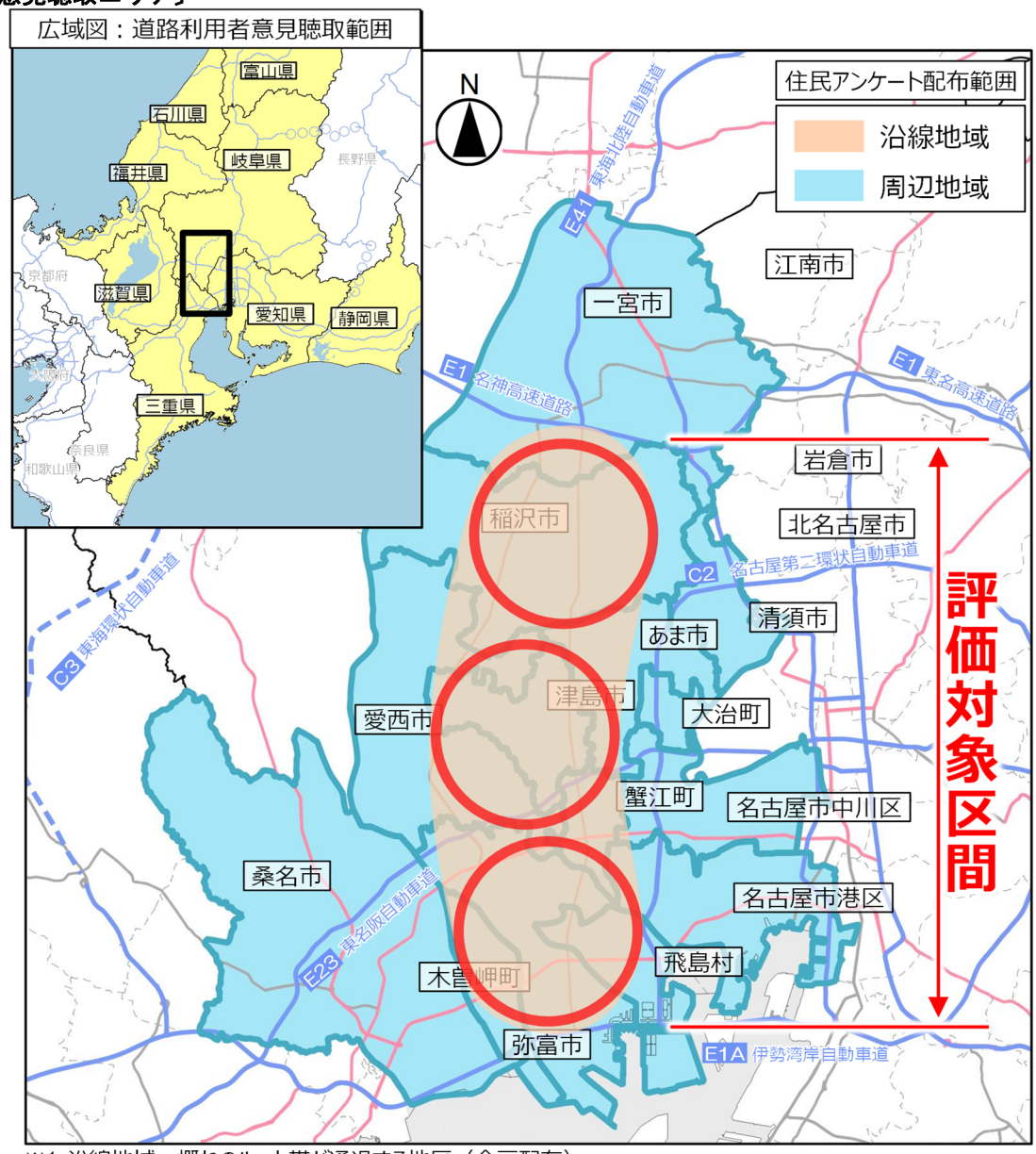

※1 沿線地域：概ねのルート帯が通過する地区（全戸配布）
【愛知県】名古屋市中川区・港区、一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡蟹江町、海部郡飛島村の一部
【三重県】桑名郡木曽岬町

※2 周辺地域：概ねのルート帯が通過する市町村及びその隣接市町村（無作為抽出による配布）
【愛知県】名古屋市中川区・港区、一宮市、稲沢市、清須市、愛西市、あま市、海部郡大治町
【三重県】桑名市

※3 岐阜地域：周辺地域との交通流動が多い岐阜県の地方公共団体
岐阜市、各務原市、羽島市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町

※4 留め置きアンケート、インタビュー、オープンハウス、WEBアンケートによる回答

周知方法	記者発表、ポスター掲示、国、県、沿線・周辺、岐阜地域の地方公共団体のホームページへのバナー貼付・SNS掲載
回収方法	郵便ポスト、WEBによる回答、対象箇所に投函ボックスを設置
期 間	全体期間　令和6年7月22日～令和6年10月4日（約2ヶ月半）

出典：中部地方小委員会資料「一宮西港道路 第３回 計画段階評価」（国土交通省中部地方整備局、令和７年３月）

重視すべき事項（地域の意見聴取結果）について

〇調査結果及び分析等（意見聴取２回目）

【政策目標】

アンケートやヒアリング結果から、ルート帯案を検討する際に重視すべき事項、配慮すべき事項について以下のとおり確認ができました。

○ アンケート結果やヒアリング結果から、ルート帯案を検討する際に重視すべき事項、配慮すべき事項について以下の通り確認ができた。
○ 特に、重視すべき事項（①～⑦）では、全ての道路利用者の8割以上が重視すべきと回答。

■ルート帯案を検討する際に重視・配慮すべき事項

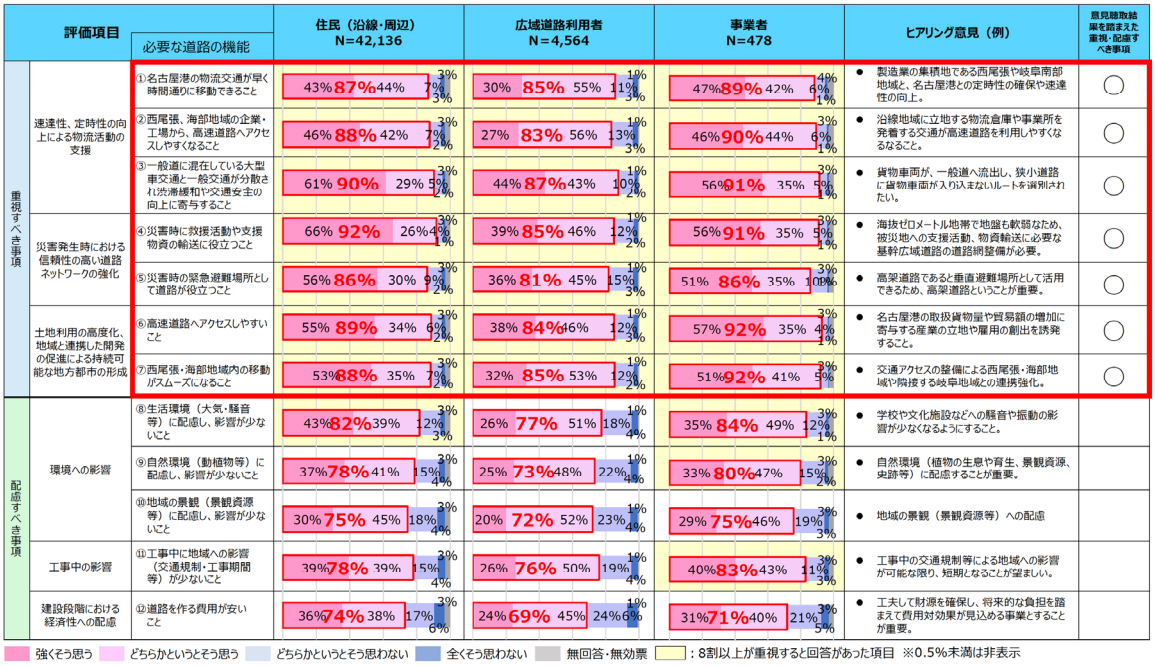

出典：中部地方小委員会資料「一宮西港道路 第３回 計画段階評価」（国土交通省中部地方整備局、令和７年３月）

(2) 計画段階評価の比較評価の結果

意見聴取では構造検討において重視されている項目での複数案の比較評価を行いました。複数案の比較・評価は、図 3-7 に示すとおりです。

比較評価の結果、海部地域の概ね中央部を経過することで地域全体の速達性、定時性の向上、災害時における信頼性の高い道路ネットワークの確保、土地利用の高度化、地域と連携した開発の促進による持続可能な地方形成が最も期待できる「案② 中央ルート」を対応方針（案）としました。対応方針（案）は、図 3-8 に示すとおりです。

インターチェンジの配置の考え方としては、広域物流交通を担う主要幹線道路との接続を確保することにより相互利用のしやすさに配慮するとともに、名古屋港等の産業拠点とのアクセス性に配慮することとしました。また、地域の主要な道路との接続を確保するとともに、各居住圏域、市役所や防災拠点とのアクセス性に配慮することとしました。

また、一宮西港道路の効果をより高めるため、地域における周辺道路整備や周辺開発等と十分に連携することとしました。

なお、対応方針（案）の検討においては、その他事項として、以下の配慮が挙げられました。

・具体的な道路構造の検討に際し、生活環境への影響（大気質、騒音等）、自然環境への影響（動植物等）、景観への影響（景観資源等）、工事中の地域への影響（現道交通・工事期間等）をできる限り少なくし、コスト縮減等に配慮する。

3．対応方針（原案）の検討　3-2）ルート帯案の比較・評価

○意見聴取にてルート帯案を考える際に重視すべき事項に基づき比較すると【案② 中央ルート】が最も優位である。

評価軸			案①東側ルート（西尾張中央道活用）	案②中央ルート	案③西側ルート（国道155号活用）
ルート帯案概要	コンセプト[ポイント]		既存道路の活用により用地取得面積を抑えつつ、西尾張・海部地域東部の都市を経過することで、西尾張・海部地域東部の高速アクセス性に優れ、東海北陸自動車道から名古屋港までを最短距離で接続するルート	新設の道路で市街化区域等への影響を極力回避しつつ、海部地域の概ね中央部を経過することで、西尾張・海部地域の高速アクセス性等において地域全体の均衡がとれるルート	既存道路の活用により用地取得面積を抑えつつ、海部地域西部の都市を経過することで、西尾張・海部地域西部の高速アクセス性に優れるルート
	計画延長		約27km	約28km	約30km
政策目標	速達性、定時性の向上による物流活動の支援	名古屋港を発着する交通の速達性・定時性向上	・東海北陸自動車道と伊勢湾岸自動車道を自動車専用道路で最短距離で接続することで、時間短縮が最も見込まれる 一宮JCT～名古屋港（鍋田交差点）までの所要時間 現況約65分※1⇒約16分※2（約49分短縮） ・自動車専用道路を整備することで時間信頼性が向上する	・東海北陸自動車道と伊勢湾岸自動車道を自動車専用道路で接続することで、時間短縮が見込まれる 一宮JCT～名古屋港（鍋田交差点）までの所要時間 現況約65分※1⇒約17分※2（約48分短縮） ・自動車専用道路を整備することで時間信頼性が向上する	・東海北陸自動車道と伊勢湾岸自動車道を自動車専用道路で接続することで、時間短縮が見込まれるが他案に比べて効果は小さい 一宮JCT～名古屋港（鍋田交差点）までの所要時間 現況約65分※1⇒約18分※2（約47分短縮） ・自動車専用道路を整備することで時間信頼性が向上する
		地域産業施設の高速アクセス性向上	・西尾張・海部地域にある事業所の高速アクセス性が向上する 新たに高速IC5km圏に含まれる事業所数※3：約800箇所	・西尾張・海部地域にある事業所の高速アクセス性が最も向上する 新たに高速IC5km圏に含まれる事業所数※3：約1,000箇所	・西尾張・海部地域にある事業所の高速アクセス性が最も向上する 新たに高速IC5km圏に含まれる事業所数※3：約1,000箇所
		物流交通と生活交通の分離	・物流交通と生活交通の分離が図られ、一般道の渋滞緩和や交通安全向上への寄与が見込まれる	・物流交通と生活交通の分離が図られ、一般道の渋滞緩和や交通安全向上への寄与が見込まれる	・物流交通と生活交通の分離が図られ、一般道の渋滞緩和や交通安全向上への寄与が見込まれる
	災害発生時における信頼性の高い道路ネットワークの強化	迅速な救援・物資輸送の実現	・広域防災拠点及び市役所・町村役場へのアクセス距離が短くなり、災害時の迅速な救援・物資輸送の実現が見込まれるが他案に比べて効果は小さい 広域防災拠点※4から最寄りIC間の平均アクセス距離 現況約4.7km⇒約3.7km（約1.0km短縮） 市役所・町村役場から最寄りIC間の平均アクセス距離 現況約2.8km⇒約2.3km（約0.5km短縮）	・広域防災拠点及び市役所・町村役場へのアクセス距離が最も短くなり、災害時の迅速な救援・物資輸送の実現が最も見込まれる 広域防災拠点※4から最寄りIC間の平均アクセス距離 現況約4.7km⇒約2.9km（約1.8km短縮） 市役所・町村役場から最寄りIC間の平均アクセス距離 現況約2.8km⇒約2.1km（約0.7km短縮）	・広域防災拠点及び市役所・町村役場へのアクセス距離が短くなり、災害時の迅速な救援・物資輸送の実現が見込まれる 広域防災拠点※4から最寄りIC間の平均アクセス距離 現況約4.7km⇒約3.5km（約1.2km短縮） 市役所・町村役場から最寄りIC間の平均アクセス距離 現況約2.8km⇒約2.4km（約0.4km短縮）
		災害時における一時避難場所の確保	・一時避難場所としての機能発現が見込まれるが他案より劣る 海部地域（津波浸水想定区域内）における徒歩80分圏域※5 人口割合　現況約57%⇒約73%（16%増加）	・一時避難場所としての機能発現が最も見込まれる 海部地域（津波浸水想定区域内）における徒歩80分圏域※5 人口割合　現況約57%⇒約92%（35%増加）	・一時避難場所としての機能発現が見込まれる 海部地域（津波浸水想定区域内）における徒歩80分圏域※5 人口割合　現況約57%⇒約86%（29%増加）
	土地利用の高度化、地域と連携した開発の促進による持続可能な地方都市の形成	地域の高速アクセス性向上	・西尾張・海部地域東部における高速アクセス性の向上により、地域住民の移動圏域が拡がり、地域の活力向上が期待されるが他案に比べて効果は小さい 高速アクセス10分圏域人口割合（西尾張・海部地域）※6 現況約66%⇒約74%（8%増加）	・西尾張・海部地域全体における高速アクセス性の向上により、地域住民の移動圏域が拡がり、地域の活力向上が期待される 高速アクセス10分圏域人口割合（西尾張・海部地域）※6 現況約66%⇒約78%（12%増加）	・西尾張・海部地域西部における高速アクセス性の向上により、地域住民の移動圏域が拡がり、地域の活力向上が最も期待される 高速アクセス10分圏域人口割合（西尾張・海部地域）※6 現況約66%⇒約79%（13%増加）
		地域連携の促進	・西尾張・海部地域における市町村間のアクセス性が最も向上するため、地域連携の促進が最も期待される 市町村間（西尾張・海部地域）の平均アクセス時間※7 現況約24分⇒約20分（約4分短縮）	・西尾張・海部地域における市町村間のアクセス性が最も向上するため、地域連携の促進が最も期待される 市町村間（西尾張・海部地域）の平均アクセス時間※7 現況約24分⇒約20分（約4分短縮）	・西尾張・海部地域における市町村間のアクセス性が向上するため、地域連携の促進が期待される 市町村間（西尾張・海部地域）の平均アクセス時間※7 現況約24分⇒約21分（約3分短縮）
配慮すべき事項	環境への影響	生活環境への影響	・集落・市街地は極力回避しているが、人口集中地区の通過面積は大きい	・集落・市街地は極力回避し、人口集中地区の通過面積は最も小さい	・集落・市街地は極力回避しているが、人口集中地区の通過面積は最も大きい
		自然環境への影響	・ルート帯案に含まれる重要な動物・植物の生息地・生育地が少ない	・ルート帯案に含まれる重要な動物・植物の生息地・生育地が最も少ない	・ルート帯案に含まれる重要な動物・植物の生息地・生育地が最も多い
		景観への影響	・ルート帯案に含まれる景観上重要な箇所（景観資源・眺望点）の数が最も多い	・ルート帯案に含まれる景観上重要な箇所（景観資源・眺望点）の数が最も少ない	・ルート帯案に含まれる景観上重要な箇所（景観資源・眺望点）の数が多い
	工事中の影響		・既存道路用地を活用するため、施工時の現道交通への影響は大きい（工事期間が長期に及ぶ）	・新設道路であるため、施工時の現道交通への影響は小さい（工事期間は他案に比べて短い）	・既存道路用地を活用するため、施工時の現道交通への影響は大きい（工事期間が長期に及ぶ）
	建設段階における経済性への配慮		約12,500～15,000億円	約12,500～15,000億円	約13,500～16,200億円

※1　ETC2.0データ（2023年10月平日平均）混雑時：7時台における所要時間を算出
※2　ルート延長÷設計速度100km/hにより所要時間を算出
※3　IC5km圏に含まれる事業所数（製造業・卸売業）（注1）（注2）を算出
（注1）H28経済センサス、（注2）既存のIC5km圏に含まれる事業所を除く
※4　愛知県地域防災計画にて位置づけのある広域防災活動拠点「海南こどもの国、ゼロメート ル地帯広域防災活動拠点（木曽三川下流域・愛西市）」を対象
※5　歩行速度2.24km/h（注3）として、徒歩80分（注4）圏域（IC2.5km圏）に含まれる海部地域（津波浸水想定区域内）の人口を算出
（注3）津波避難を想定した避難訓練、避難施設の配置及び避難誘導について（第３版）（国土交通省都市局（平成25年4月））に示される徒歩での平均避難速度を踏まえ設定
（注4）愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等対策予測調査結果（愛知県防災会議地震部会（平成26年5月））に示される最短津波到達時間（伊勢湾84分・鬼崎94分）を踏まえ設定
※6　西尾張・海部地域の市町村における総人口に対して、IC10分圏域（注5）に含まれる人口（注6）割合を算出（現況と評価対象区間整備後の各ケースで算出）
※7　西尾張・海部地域の市役所・町村役場間の平均所要時間（注5）を算出（現況と評価対象区間整備後の各ケースで算出）
（注5）ETC2.0データ（2022年4月～2023年3月平日昼間12時間平均）
（注6）R2国勢調査

：意見聴取結果を踏まえた重視すべき事項・配慮すべき事項　：他の案と比較し優位な事項

出典：中部地方小委員会資料「一宮西港道路 第３回 計画段階評価」（国土交通省中部地方整備局、令和７年３月）

図 3-7　複数案の比較・評価

3．対応方針（原案）の検討 3-4）ルート帯案・インターチェンジの配置案

○ 海部地域の概ね中央部を経過することで地域全体の速達性、定時性の向上、災害時における信頼性の高い道路ネットワークの確保、土地利用の高度化、地域と連携した開発の促進による持続可能な地方形成が最も期待できる【案② 中央ルート】とする。

○ インターチェンジについては、広域物流交通を担う主要幹線道路との接続を確保することにより相互利用のしやすさに配慮するとともに、名古屋港等の産業拠点とのアクセス性に配慮する。また、地域の主要な道路との接続を確保するとともに、各居住圏域、市役所や防災拠点とのアクセス性に配慮する。

○一宮西港道路の効果をより高めるため、地域における周辺道路整備や周辺開発等と十分に連携する。

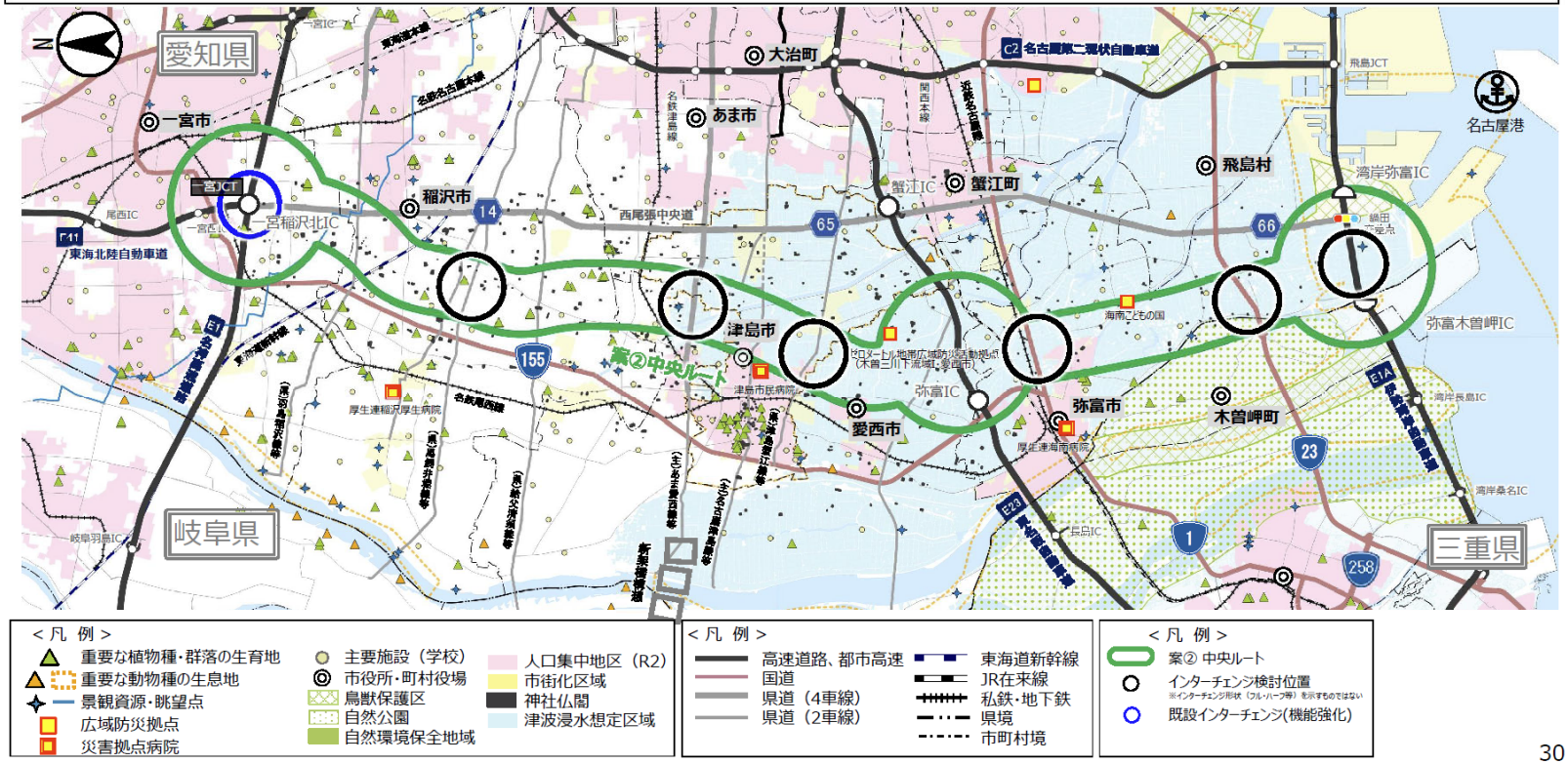

< 凡 例 >
- 重要な植物種・群落の生育地
- 重要な動物種の生息地
- 景観資源・眺望点
- 広域防災拠点
- 災害拠点病院
- 主要施設（学校）
- 市役所・町村役場
- 鳥獣保護区
- 自然公園
- 自然環境保全地域
- 人口集中地区（R2）
- 市街化区域
- 神社仏閣
- 津波浸水想定区域

< 凡 例 >
- 高速道路、都市高速
- 国道
- 県道（4車線）
- 県道（2車線）
- 東海道新幹線
- JR在来線
- 私鉄・地下鉄
- 県境
- 市町村境

< 凡 例 >
- 案② 中央ルート
- インターチェンジ検討位置
  ※インターチェンジ形状（フル・ハーフ等）を示すものではない
- 既設インターチェンジ(機能強化)

30

出典：中部地方小委員会資料「一宮西港道路 第３回 計画段階評価」（国土交通省中部地方整備局、令和７年３月）

図 3-8 対応方針（案）

3.2 計画段階環境配慮書以降方法書までの検討の経緯

事業予定者※（国土交通省 中部地方整備局）が「計画段階環境配慮書」（以下、「配慮書」といいます。）を作成し、令和 7 年 8 月に国土交通大臣に送付するとともに公表しました。

これに対し、令和 7 年 10 月に国土交通大臣より環境の保全の見地からの意見が提出されています。その後、計画段階評価の手続きにおいて、複数案としていた 3 案のうち、「【案②】中央ルート」を対応方針として決定しました。選定した理由は以下に示すとおりです。

※上記、事業予定者は「概略計画の検討を実施した主体」です。

（理由）

- 名古屋港を発着する交通の速達性・定時性および西尾張・海部地域の高速アクセス性が向上する。
- 災害発生時における信頼性の高い道路ネットワークが強化される。
- 西尾張・海部地域における市町村間のアクセス性が向上し、地域連携の促進が期待される。

なお、インターチェンジについては、広域物流交通を担う主要幹線道路との接続を確保することにより相互利用のしやすさに配慮するとともに、名古屋港等の産業拠点とのアクセス性に配慮する。また、地域の主要な道路との接続を確保するとともに、各居住圏域、市役所や防災拠点とのアクセス性に配慮します。

また、一宮西港道路の効果をより高めるため、地域における周辺道路整備や周辺開発等と十分に連携します。

・環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

配慮書においては、【案①】東側ルート（西尾張中央道活用）、【案②】中央ルート、【案③】西側ルート（国道 155 号活用）の 3 案について、自動車の走行による大気質、自動車の走行による騒音、道路の存在による動物、道路の存在による植物、道路の存在による生態系、道路の存在による景観の 6 つの配慮事項について環境影響を比較検討しました。

その結果、大気質、植物及び景観については、【案②】の影響の程度が【案①】・【案③】と比べて小さい、動物については【案②】・【案③】の影響の程度が【案①】と比べて小さい、生態系については【案①】の影響の程度が【案②】・【案③】と比べて小さいと評価しました。（詳細は第 5 章を参照）

その後、配慮書に対する国土交通大臣、愛知県知事、三重県知事、一宮市長、稲沢市長、愛西市長、弥富市長、あま市長、蟹江町長、桑名市長及び木曽岬町長の意見が述べられ、生活環境（大気質や騒音）、水環境（水質）、自然環境（動植物や生態系）、景観、文化財等へ配慮すること等の意見がありました。また、住民アンケート等においては生活環境（大気質・騒音）に関する意見が最も多く寄せられています（詳細は第 6 章、第 7 章を参照）。

これまでの環境の保全の配慮に係る検討結果から、保全上重要な箇所等については、できる限り影響を回避・低減する検討を行って環境の保全に配慮ができることを踏まえ、意見聴取にてルート帯案を考える際に重視するべき事項に基づき 3 案を総合的に比較した結果、計画段階評価手続きにおいて、【案②】中央ルートを対応方針として決定しました。

3.3 環境保全への配慮事項

1. 一定規模以上の建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型の機械を採用します。
2. 事業実施区域が周知の埋蔵文化財包蔵地を通過する場合、または工事中に埋蔵文化財が発見された場合には、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）の規定に基づき対応します。
3. 工事中に汚染土壌の存在に係る情報及び事実が確認された場合には、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）の規定に基づき対応します。
4. 建設工事に伴う副産物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）等の関係法令に基づき、適正な処理・処分を行うとともに、再利用に努めます。
5. 環境負荷の少ない建設機械の使用、工事用車両のアイドリングストップや省資源・省エネルギーに配慮した建設資材の使用等を採用することにより、温室効果ガス発生量の削減に努めます。
6. 工事の実施に伴って発生する濁水の影響を低減するために、沈砂地等の濁水処理施設で処理した後に公共用水域に放流することにより、水質への影響の低減に努めます。
7. 河川内における橋梁基礎工事を行う場合には、直接流水と接する掘削工事を避けるため、止水性の高い仮締め切り工法を採用するなど、水質、動物、植物、生態系への影響の低減に努めます。

第4章　都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

「事業実施区域及びその周囲」（以下、「調査区域」といいます。）とは、環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、事業実施区域から概ね片側約 3km（「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所）」を参考に、環境項目の中で、地域特性の把握範囲が最も広い景観項目の範囲としました。）を含む図 4-1 の範囲とし、地域特性（自然的状況及び社会的状況）を把握する範囲としました。

なお、統計資料等の行政単位による文献調査の場合は、事業実施区域から概ね片側約 3km の範囲に含まれる愛知県一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町、飛島村、三重県桑名市、木曽岬町の全域を対象としました。これらの市町村は、表 4-1 に示すとおりです。

また、地域特性の把握における文献調査は、令和 7 年 12 月末時点の情報をもとに行いました。

表 4-1　事業実施区域から概ね片側約 3km の範囲に位置する市町村

県名	市町村名
愛知県	一宮市
	津島市
	稲沢市
	愛西市
	弥富市
	あま市
	蟹江町
	飛島村
三重県	桑名市
	木曽岬町

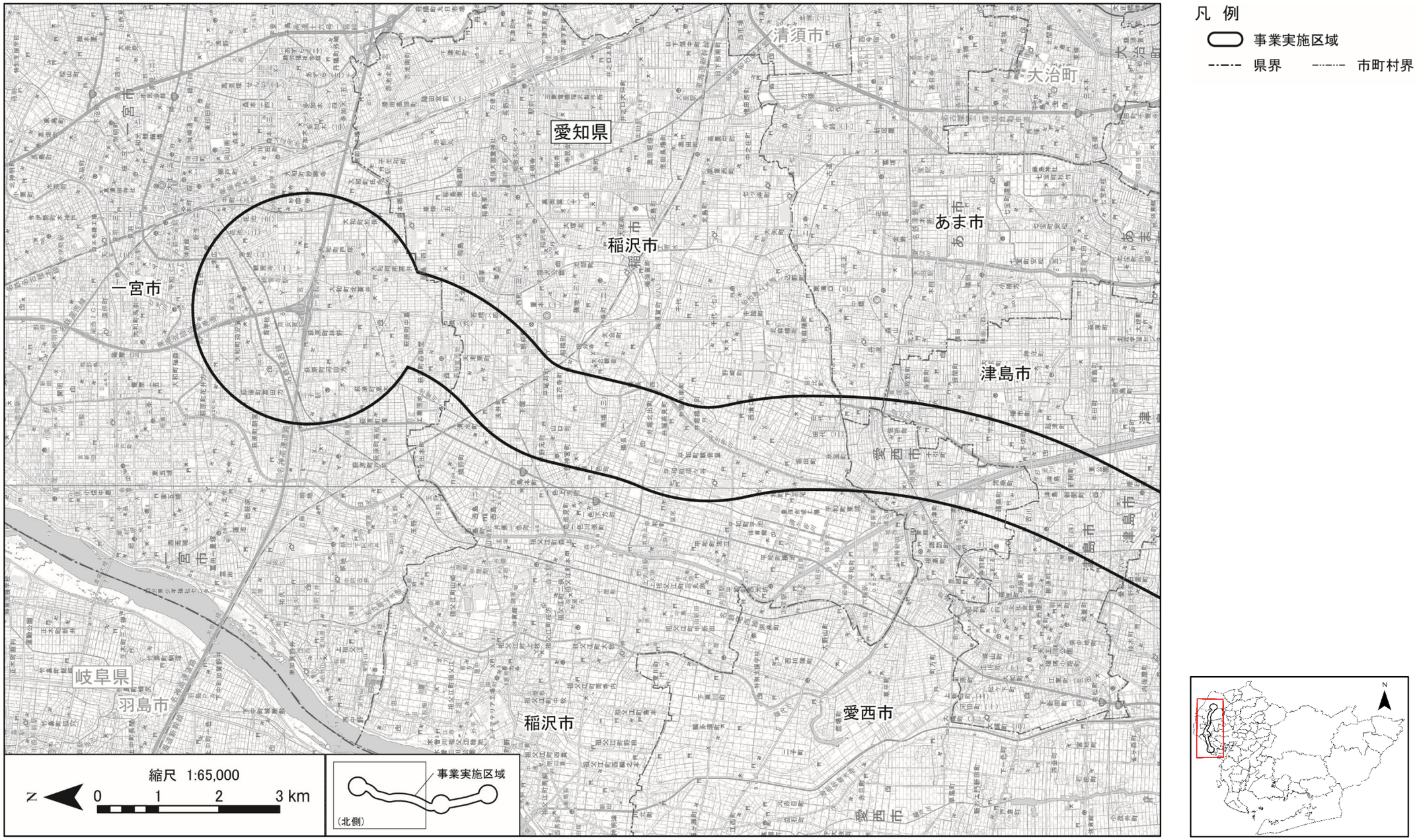

図 4-1(1)　事業実施区域及びその周囲

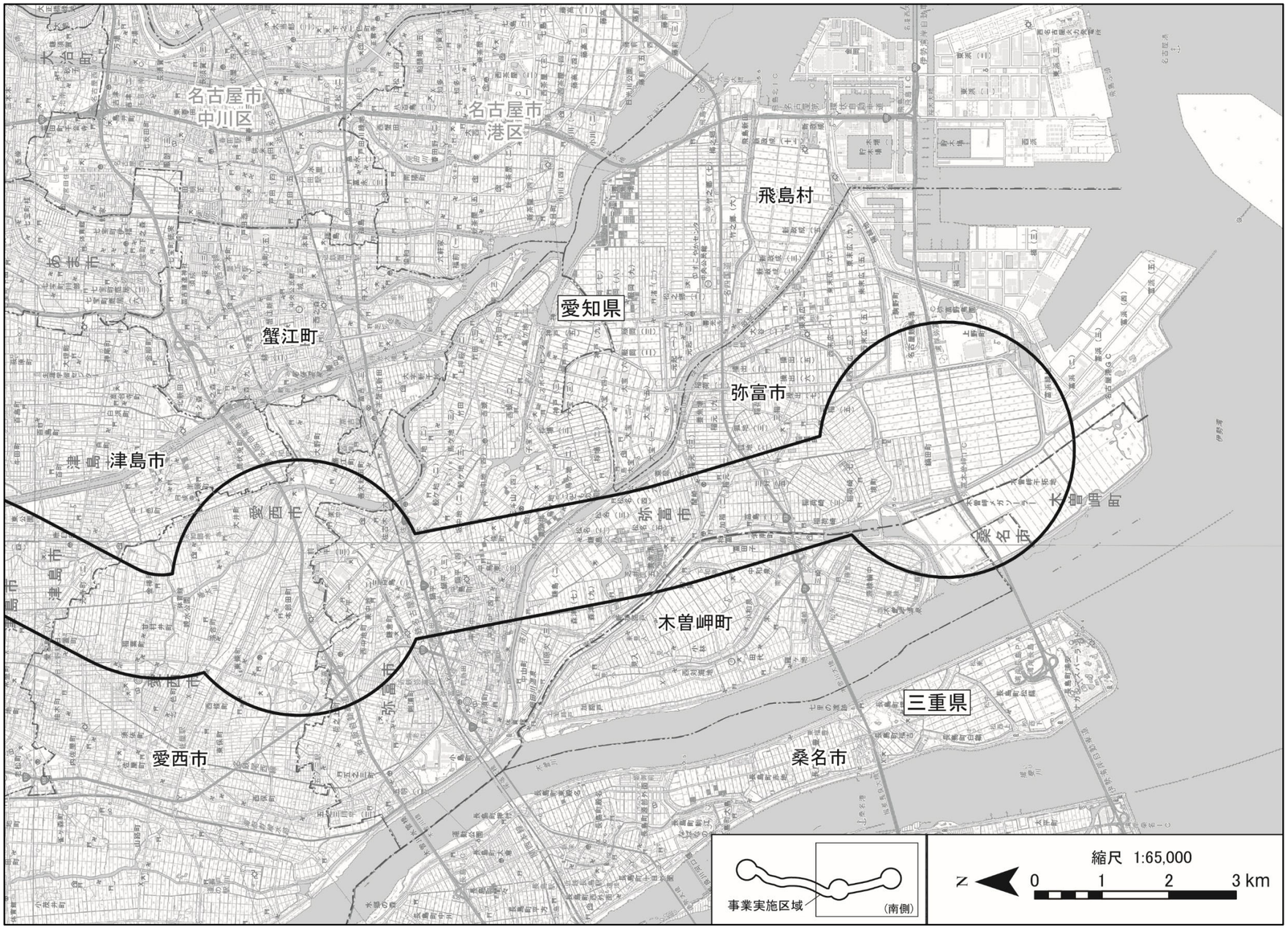

凡 例

事業実施区域

県界　　市町村界

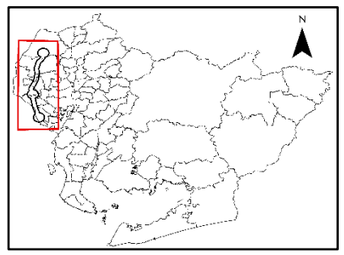

図 4-1(2)　事業実施区域及びその周囲

第1節　自然的状況

1.1　気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

1)　気象の状況

(1)　気象の概況

「日本地誌第 12 巻 岐阜県・愛知県」（昭和 44 年 10 月、日本地誌研究所）及び「日本地誌第 13 巻 近畿地方総論・三重県・滋賀県・奈良県」（昭和 51 年 8 月、日本地誌研究所）によると、事業実施区域は、図 4-1-1 に示すとおり東海気候型区（I_{b1}）に属するとされています。この気候型区は、冬季は北西ないし西寄りの風が卓越し、降水は少なく温暖となる一方で、夏季は南寄りの風が吹き、著しく高温になる特徴があります。ただし、日本海まで比較的距離が短く、冬季は関ヶ原などの山間を通る季節風の影響で、降雪となる場合も見られます。

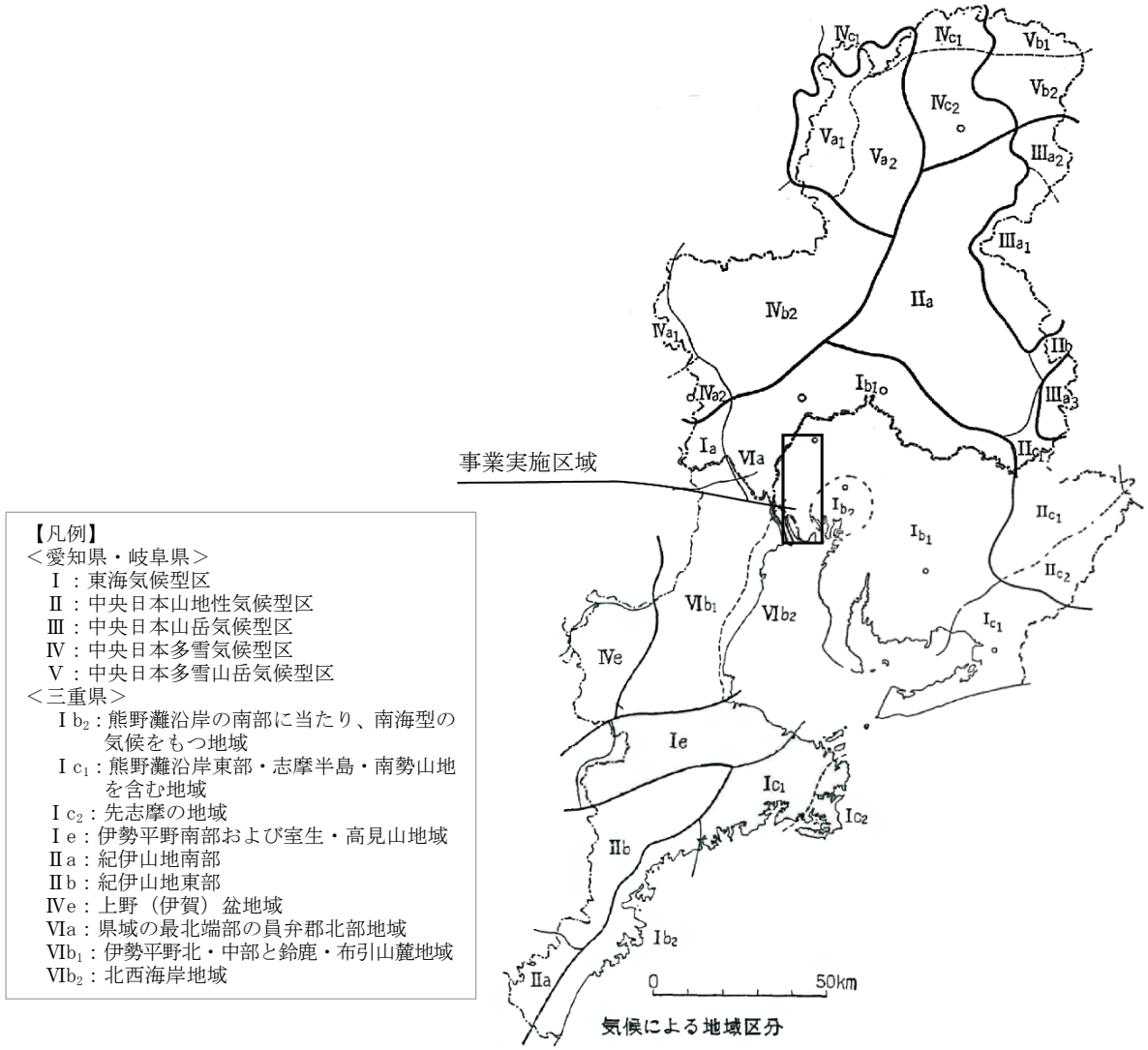

出典：「日本地誌第12巻　岐阜県・愛知県」（昭和44年10月、日本地誌研究所）
「日本地誌第13巻 近畿地方総論・三重県・滋賀県・奈良県」（昭和51年8月、日本地誌研究所）

図 4-1-1　愛知県・三重県の気候区分

(2) 気象の状況

調査区域では、愛知県に位置する愛西地域気象観測所及び三重県に位置する桑名地域気象観測所で気温、降水量、日照時間、風向・風速等の気象観測、愛知県に位置する蟹江地域雨量観測所において降水量の観測が行われています。

各観測所における過去 10 年間の気象の概況は、表 4-1-1～表 4-1-2 及び図 4-1-2 に示すとおりです。

愛西地域気象観測所の年間の平均気温は 15.3～17.2℃、総降水量は 1,611.5～2,235.5㎜、日照時間は 1,743.4～2,332.5 時間、平均風速は 2.3～2.6m/s、最多風向は北西となっています。桑名地域気象観測所の年間の平均気温は 15.5～17.9℃、総降水量は 1,443.0～1,946.5㎜、日照時間は 1,780.2～2,361.4 時間、平均風速は 2.4m/s、最多風向は北となっています。また、蟹江地域雨量観測所の年間の総降水量は 1,431.5～1,967.0㎜ となっています。

気温は 7～8 月、降水量は 6～10 月、平均風速は 2～4 月、日照時間は 5、8 月に卓越する傾向があります。

表 4-1-1　愛西地域気象観測所・蟹江地域雨量観測所・桑名地域気象観測所における気象概況
（平成 27 年～令和 6 年）

項目 / 年	平均気温 (℃)		総降水量 (㎜)			日照時間 (時間)		平均風速 (m/s)		最多風向	
	愛西	桑名	愛西	蟹江	桑名	愛西	桑名	愛西	桑名	愛西	桑名
平成 27 年	16.0	16.2	2,235.5	1,967.0	1,946.5	2,100.1	2,072.5	2.5	2.4	北西	北
平成 28 年	16.3	16.5	2,007.0	1,748.5	1,732.0	2,176.9	2,131.0	2.5	2.4	北西	北
平成 29 年	15.3	15.5	1,868.0	1,686.0	1,587.0	2,214.8	2,157.9	2.5	2.4	北西	北
平成 30 年	16.2	16.4	1,799.5	1,601.5	1,655.5	2,295.1	2,277.0	2.6	2.4	北西	北
平成 31 年/令和元年	16.3	16.7	1,709.0	1,561.0	1,615.0	2,192.8	2,117.5	2.5	2.4	北西	北
令和 2 年	16.3	16.5	1,983.5	1,735.5	1,721.5	2,198.2	2,170.7	2.5	2.4	北西	北
令和 3 年	16.2	16.5	1,981.5	1,854.5	1,726.0	1,743.4	1,780.2	2.5	2.4	北西	北
令和 4 年	16.1	16.8	1,790.0	1,431.5	1,724.0	2,187.0	2,239.7	2.4	2.4	北西	北
令和 5 年	16.8	17.5	1,611.5	1,480.0	1,443.0	2,332.5	2,361.4	2.3	2.4	北西	北
令和 6 年	17.2	17.9	2,066.0	1,726.0	1,879.5	2,223.8	2,209.2	2.5	2.4	北西	北
平均	16.3	16.6	1,905.2	1,679.2	1,703.0	2,198.4	2,182.8	2.5	2.4	北西	北

注）「愛西」は愛西地域気象観測所、「蟹江」は蟹江地域雨量観測所、「桑名」は桑名地域気象観測所の観測結果を示す。
出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）

表 4-1-2　月別気象概況（平成 27 年～令和 6 年）

項目 / 月	気温（℃）						降水量（mm）						風向・風速（m/s）				日照時間（h）	
	愛西			桑名			愛西		蟹江		桑名		愛西		桑名			
	平均	最高	最低	平均	最高	最低	合計	日最大	合計	日最大	合計	日最大	最多風向	平均風速	最多風向	平均風速	愛西	桑名
1 月	4.7	17.5	-5.2	5.1	17.7	-5.7	48.7	19.4	45.6	17.6	53.3	19.2	北西	2.7	北	2.5	166.0	158.7
2 月	5.6	21.1	-4.7	6.1	21.8	-3.4	54.7	24.0	50.2	23.4	49.3	22.1	北西	2.9	北	2.7	166.9	159.2
3 月	9.7	24.8	-2.4	10.0	24.6	-1.1	132.7	39.9	126.4	38.7	121.9	39.7	北西	2.9	北	2.7	201.5	199.7
4 月	14.7	28.4	0.6	15.0	29.4	2.5	179.3	52.8	159.5	48.2	161.0	47.7	北西	2.8	北	2.6	199.4	198.5
5 月	19.5	33.6	5.9	19.7	34.1	7.5	179.4	58.0	152.0	49.0	153.5	45.5	北西	2.5	北	2.5	218.5	219.8
6 月	22.9	37.8	12	23.0	37.3	12.9	245.7	81.6	213.0	66.7	224.6	66.6	北西	2.3	南南東	2.3	177.9	175.3
7 月	27.0	39.3	18.3	27.1	39.7	18.2	269.9	69.9	237.9	57.4	246.2	61.6	南	2.0	南南東	2.1	184.9	191.6
8 月	28.3	38.8	18.9	28.6	40.4	19.5	231.1	71.5	185.3	63.3	186.5	65.5	北西	2.2	南南東	2.3	220.3	229.4
9 月	24.6	37.1	11.6	25.0	37.9	13.3	239.8	71.9	213.1	69.8	215.3	69.7	北北西	2.2	北	2.2	158.9	157.1
10 月	18.3	32.5	4.7	18.9	33.9	6.9	183.3	64.4	171.8	62.5	170.7	62.3	北西	2.3	北	2.3	173.2	165.4
11 月	12.7	25.9	0.6	13.4	26.3	2.2	77.8	29.5	69.2	25.5	65.8	26.1	北西	2.3	北	2.3	172.7	169.6
12 月	7.0	22	-3.4	7.7	21.9	-1.4	63.2	23.8	55.3	20.0	55.2	18.5	北西	2.6	北	2.3	158.4	158.5

注 1)「愛西」は愛西地域気象観測所、「蟹江」は蟹江地域雨量観測所、「桑名」は桑名地域気象観測所の観測結果を示す。
注 2）降水量は月合計降水量の 10 年間平均値を示す。
注 3）最多風向は 10 年間における当該月の最多となる風向を示す。
注 4）平均風速は月平均風速の 10 年間平均値を示す。
注 5）日照時間は月合計時間の 10 年間平均値を示す。
出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）

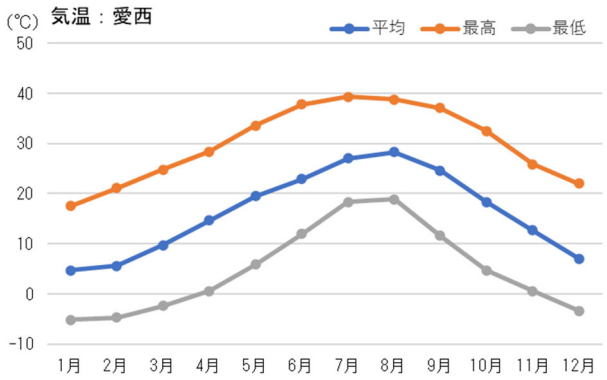

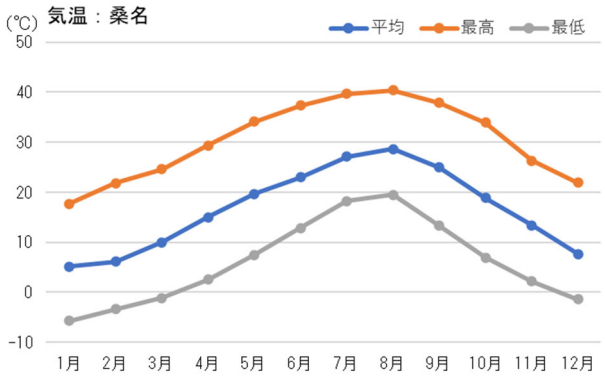

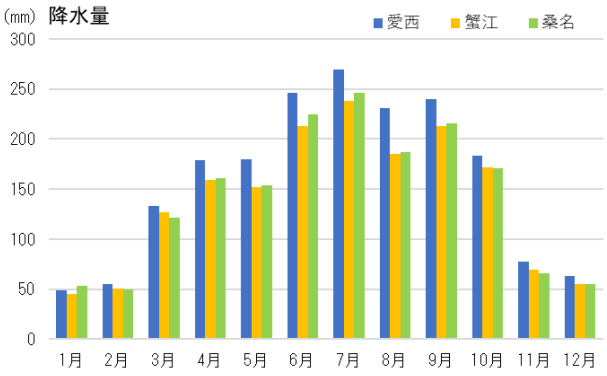

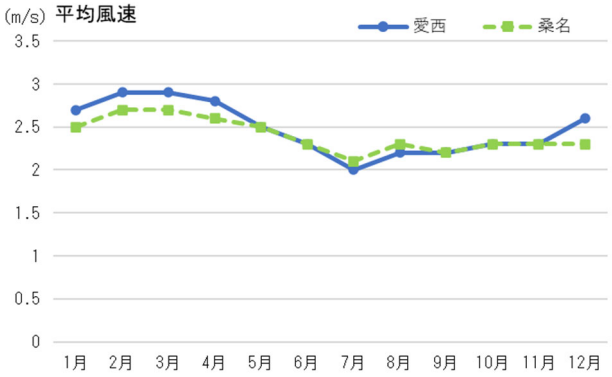

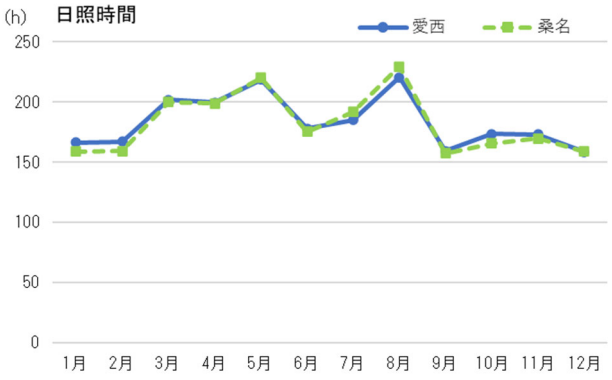

出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）

図 4-1-2　月別気象概況（平成 27 年～令和 6 年）

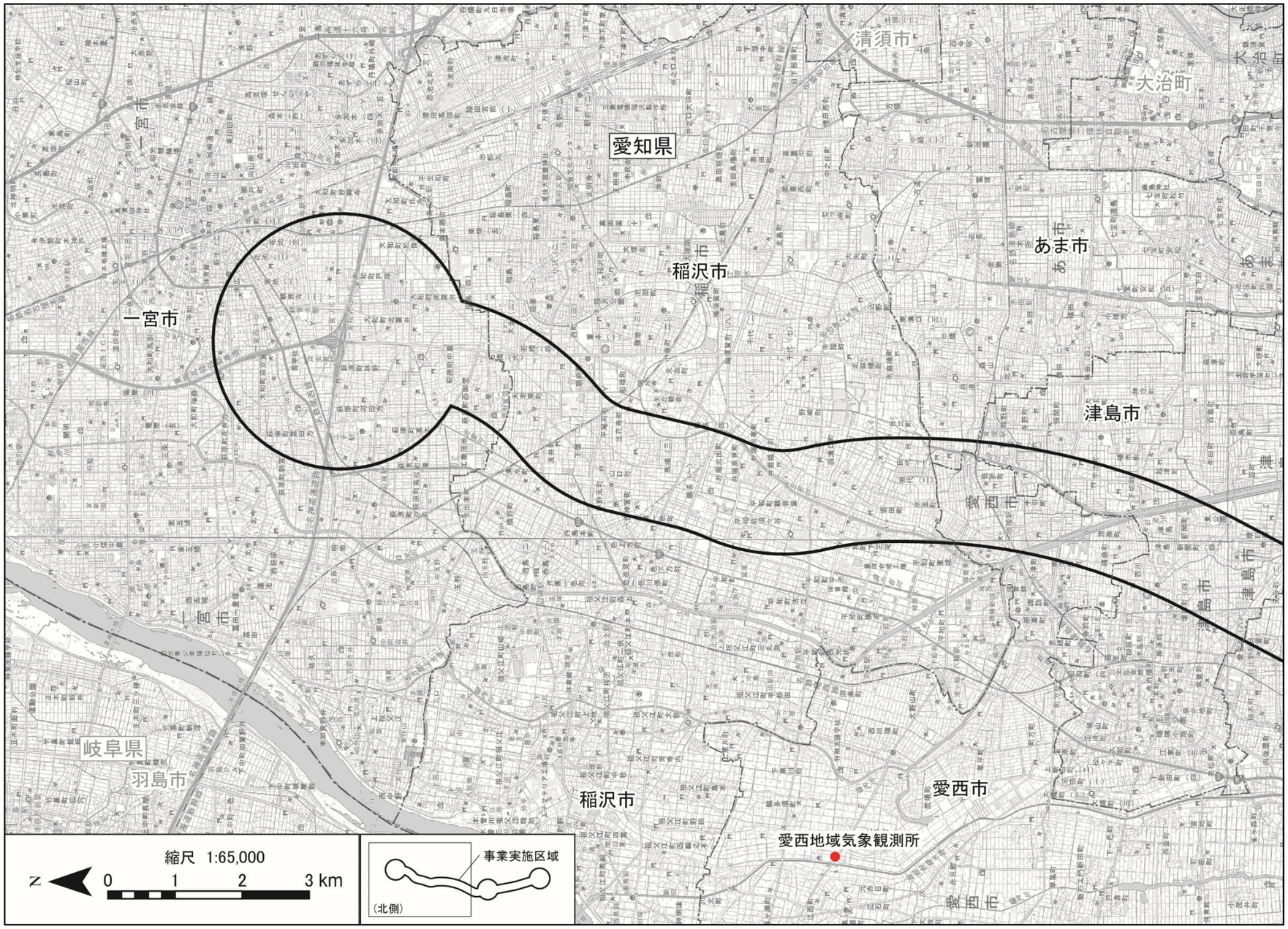

出典：「地域気象観測所一覧」（気象庁ホームページ）

図 4-1-3(1)　気象観測所位置図

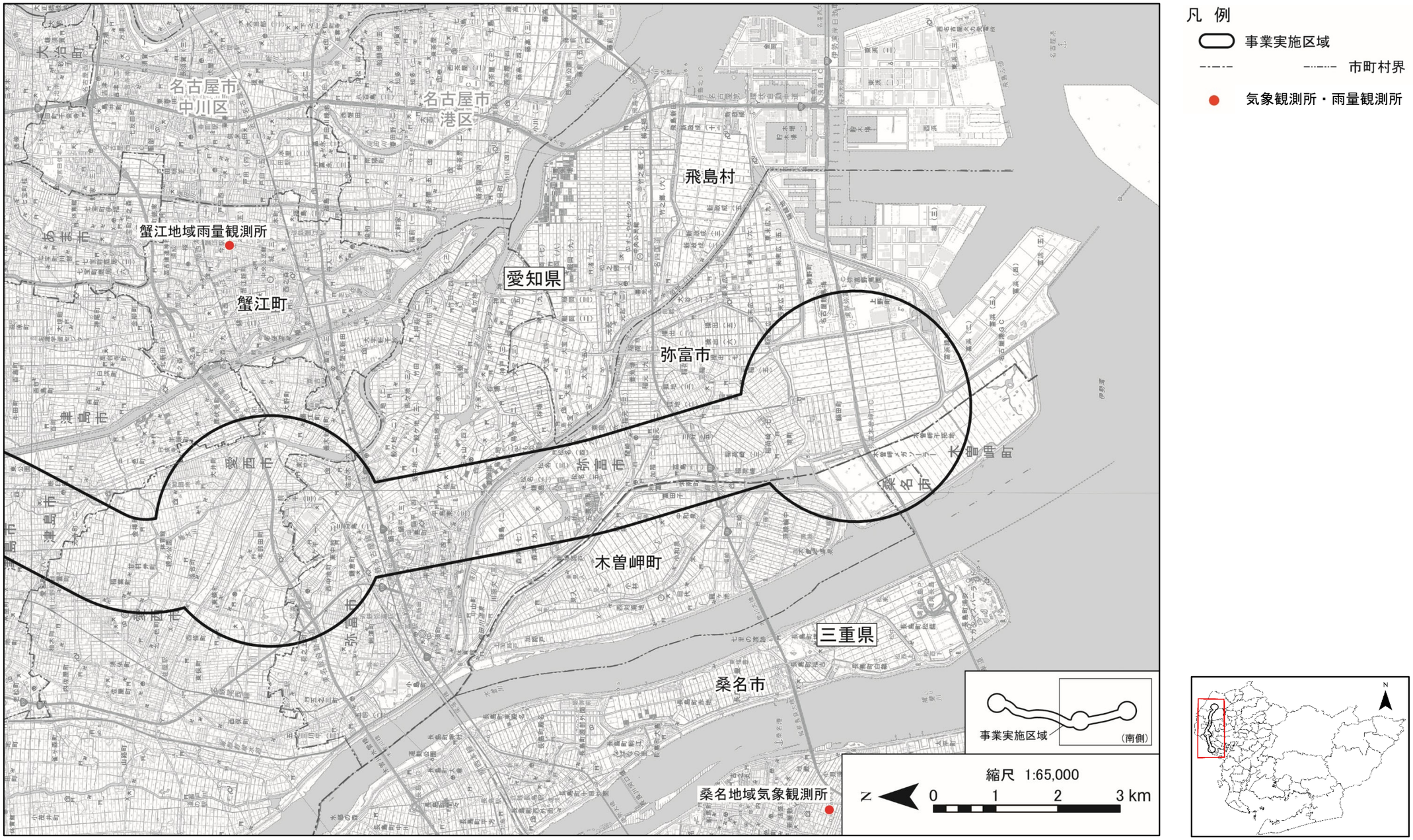

出典：「地域気象観測所一覧」（気象庁ホームページ）

図 4-1-3(2)　気象観測所位置図

2) 大気質の状況

(1) 測定局の状況

調査区域に位置する大気汚染常時監視測定局等及び測定項目は表 4-1-3 に、降下ばいじんの測定箇所は表 4-1-4 に示すとおりです。

一般環境大気測定局（一般局）は 6 局、自動車排出ガス測定局（自排局）は 5 局存在し、大気環境測定車による調査が愛知県飛島村において実施されています。

また、令和 6 年度において、有害大気汚染物質は 3 箇所で測定が行われています。令和 5 年度において、降下ばいじんは 1 箇所、ダイオキシン類は 3 箇所で測定が行われています。

表 4-1-3　大気汚染常時監視測定局等及び測定項目

No.	県	種別	測定局等	所在地	測定項目								管理主体
					二酸化窒素	浮遊粒子状物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	微小粒子状物質	光化学オキシダント	有害大気汚染物質	ダイオキシン類	
1	愛知県	一般局	一宮市松降通	一宮市松降通七丁目 27-5	○	○	○		○	○	○	●	一宮市
2			一宮市小信中島	一宮市小信中島字 川南 12-3	○	○			○	○			一宮市
3			津島市埋田町	津島市埋田町二丁目 123-1	○	○	○		○	○		●	愛知県
4			弥富市役所	弥富市前ケ須町 南本田 379-1、379-3	○	○				○			愛知県
5			あま市伊福小学校	あま市七宝町 伊福河原 28	○	○				○		※注4	愛知県
6			飛島村公民館分館	飛島村木場 2-3		●	●						飛島村
7		自排局	一宮市平島	一宮市平島二丁目 1-12	○	○		○	○	○	○		一宮市
8			稲沢市役所	稲沢市稲府町 1	○	○			○	○	○	●	愛知県
9			あま市稲荷公園	あま市篠田稲荷 76	○	○							愛知県
10			蟹江町八幡	蟹江町八幡二丁目 13	○	○		○					愛知県
11			国設飛島自動車交通環境測定所	飛島村飛島新田字 竹之郷 2 丁目 47 番地	○	○		○	○				国
12		測定車注3	飛島村木場	飛島村木場二丁目 67-1	●	●	●	●	●	●			愛知県

注 1）地点番号は図 4-1-4 に対応する。
注 2）「○」は令和 6 年度に、「●」は令和 5 年度に当該測定局において当該項目の測定を行っていることを示す。
注 3）「※」は「No.5 あま市伊福小学校」におけるダイオキシン類の測定結果が令和 4 年度まで示されていることを示す。
注 4）測定車：大気汚染測定車による測定であることを示す。
出典：「2023（令和5）年度大気汚染調査報告 第62報」（令和7年2月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）
「2024年度大気汚染調査結果」（令和7年6月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

表 4-1-4　降下ばいじん測定箇所

No.	県	測定箇所	所在地	調査主体
13	愛知県	オリナス一宮	一宮市本町二丁目	一宮市
14		清須保健所一宮詰所	一宮市古金町一丁目 3	愛知県
15		尾西図書館	一宮市東五城字大平裏 19-1	一宮市
16		萩原小学校	一宮市萩原町萩原字河原崎 1544	

注 1)「No. 13 オリナス一宮」、「No. 15 尾西図書館」、「No. 16 萩原小学校」は令和 2 年度までの測定。
注 2)「No. 14 清須保健所一宮詰所」は、令和 3 年度に名称が変更された（旧名称：一宮保健所)。
出典：「2023（令和5）年度大気汚染調査報告 第62報」（令和7年2月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

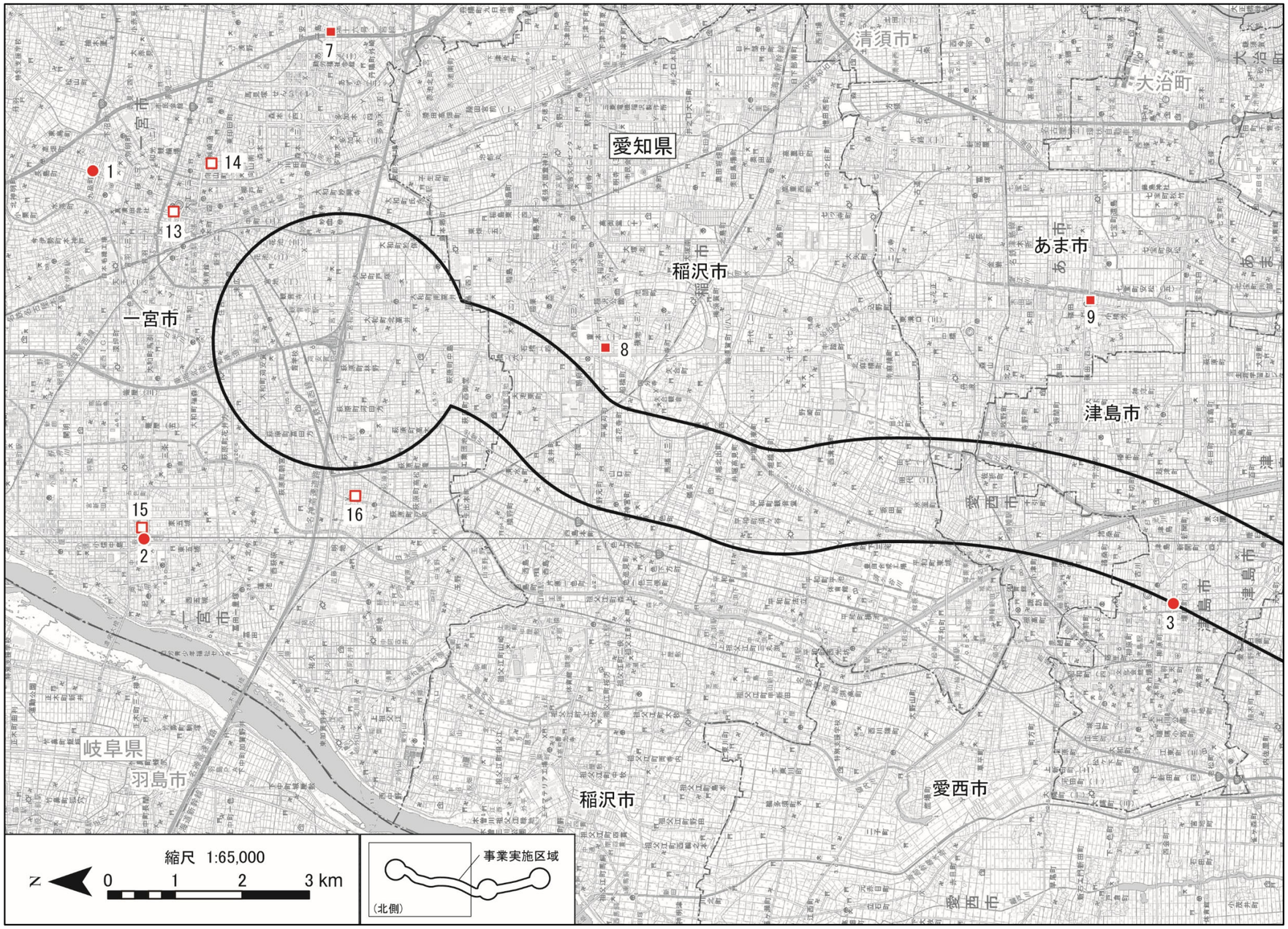

出典：「2023（令和5）年度大気汚染調査報告 第62報」（令和7年2月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）
「2024年度大気汚染調査結果」（令和7年6月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

図 4-1-4(1)　大気質測定箇所位置図

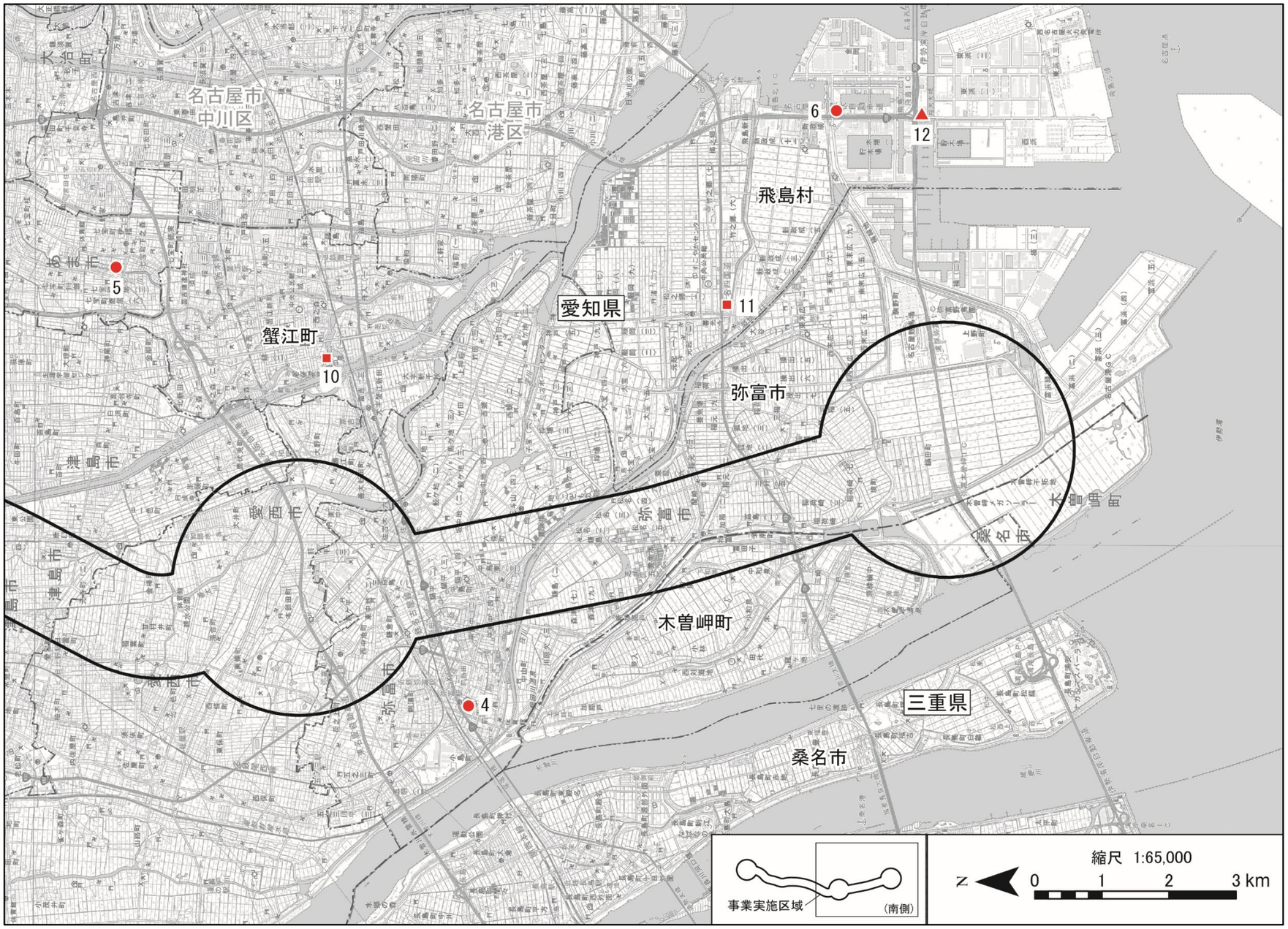

出典：「2023（令和5）年度大気汚染調査報告 第62報」（令和7年2月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）
「2024年度大気汚染調査結果」（令和7年6月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

図 4-1-4(2)　大気質測定箇所位置図

(2) 二酸化窒素（NO_2）

二酸化窒素の一般局及び自排局における測定結果（令和 6 年度）は表 4-1-5 に、大気環境測定車における測定結果（令和 5 年度）は表 4-1-6 に、一般局及び自排局における過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）の経年変化は表 4-1-7 に示すとおりです。

一般局及び自排局における測定結果（令和 6 年度）によると、1 日平均値の年間 98%値は 0.014ppm ～0.030ppm となっており、すべての地点で環境基準を達成しています。過去 5 年間の 1 日平均値の年間 98%値は、概ね減少傾向にあります。

なお、令和 5 年度の大気環境測定車における 1 日平均値の最高値は 0.020ppm となっています。

表 4-1-5　二酸化窒素の測定結果（一般局・自排局：令和 6 年度）

No.	県	種別	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 日平均値が 0.06ppm を超えた日数	1 日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	1 時間値の最高値	1 日平均値の年間 98%値	環境基準の達成状況
				日	時間	ppm	日	日	ppm	ppm	達成 ○ 非達成 ×
1	愛知県	一般局	一宮市松降通	363	8,673	0.008	0	0	0.044	0.016	○
2			一宮市小信中島	363	8,670	0.007	0	0	0.037	0.014	○
3			津島市埋田町	363	8,647	0.006	0	0	0.036	0.014	○
4			弥富市役所	365	8,678	0.007	0	0	0.042	0.015	○
5			あま市伊福小学校	364	8,669	0.008	0	0	0.057	0.019	○
7		自排局	一宮市平島	363	8,671	0.012	0	0	0.054	0.022	○
8			稲沢市役所	365	8,669	0.013	0	0	0.049	0.026	○
9			あま市稲荷公園	364	8,657	0.010	0	0	0.044	0.021	○
10			蟹江町八幡	365	8,677	0.009	0	0	0.052	0.020	○
11			国設飛島自動車交通環境測定所	363	8,654	0.015	0	0	0.062	0.030	○

注 1）地点番号は図 4-1-4 に対応する。
注 2）環境基準は「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること」をいう。
注 3）環境基準の達成は、「年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当する値（1 日平均値の年間 98%値）が 0.06ppm 以下であること」をいう。
出典：「2024年度大気汚染調査結果」（令和7年6月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

表 4-1-6　二酸化窒素の測定結果（大気環境測定車：令和 5 年度）

単位：ppm

No.	県	種別	測定箇所	測定期間	期間平均値	1 時間値の最高値	1 日平均値の最高値
12	愛知県	測定車	飛島村木場	R5.8.3～R5.8.25	0.010	0.036	0.020

出典：「2023（令和5）年度大気汚染調査報告 第62報」（令和7年2月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

表 4-1-7　二酸化窒素の経年変化（1 日平均値の年間 98%値）

単位：ppm

No.	県	種別	測定局	年度				
				令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
1	愛知県	一般局	一宮市松降通	0.019	0.019	0.018	0.018	0.016
2			一宮市小信中島	0.019	0.017	0.017	0.015	0.014
3			津島市埋田町	0.018	0.015	0.017	0.015	0.014
4			弥富市役所	0.019	0.016	0.017	0.017	0.015
5			あま市伊福小学校	0.021	0.020	0.021	0.020	0.019
7		自排局	一宮市平島	－	0.024	0.024	0.023	0.022
8			稲沢市役所	0.028	0.026	0.028	0.026	0.026
9			あま市稲荷公園	0.026	0.024	0.024	0.022	0.021
10			蟹江町八幡	0.027	0.026	0.024	0.021	0.020
11			国設飛島自動車交通環境測定所	0.036	0.033	0.033	0.030	0.030

注 1）地点番号は図 4-1-4 に対応する。
注 2）「－」は、出典で示されていないことを示す。
注 3）「No. 10 一宮市平島」は、令和 3 年度に新設された。
出典：「2023（令和5）年度大気汚染調査報告 第62報」（令和7年2月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）
「2024年度大気汚染調査結果」（令和7年6月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

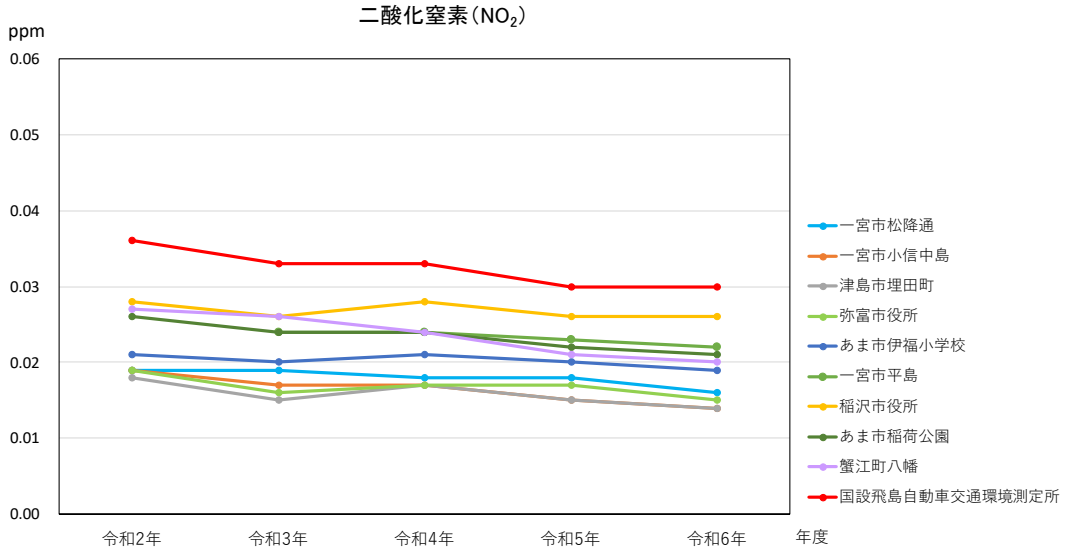

図 4-1-5　二酸化窒素の経年変化（1 日平均値の年間 98%値）

(3) 浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質の一般局及び自排局における測定結果（令和５年度又は令和６年度）は表 4-1-8 に、大気環境測定車における測定結果（令和５年度）は表 4-1-9 に、一般局及び自排局における過去５年間（令和２年度～令和６年度）の経年変化は表 4-1-10 に示すとおりです。

一般局及び自排局における測定結果(令和５年度又は令和６年度)によると、1 時間値が 0.20mg/m³ を超過した時間はなく、また１日平均値の 2%除外値は 0.026～0.034mg/m³ となっており、環境基準を達成しています。過去５年間の１日平均値の 2%除外値は、概ね横ばい傾向にあります。

なお、令和５年度の大気環境測定車における１日平均値の最高値は 0.062mg/m³ となっています。

表 4-1-8　浮遊粒子状物質の測定結果（一般局・自排局：令和５年度又は令和６年度）

No.	県	種別	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	短期的評価			長期的評価		
							1 時間値が 0.20mg/m³ を超えた時間数	1 日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数	環境基準の達成状況	1 日平均値の 2%除外値	1 日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の達成状況
				日	時間	mg/m³	時間	日	達成 ○ 非達成×	mg/m³	無○　有×	達成 ○ 非達成×
1	愛知県	一般局	一宮市松降通	363	8,710	0.013	0	0	○	0.030	○	○
2			一宮市小信中島	363	8,705	0.011	0	0	○	0.026	○	○
3			津島市埋田町	361	8,672	0.011	0	0	○	0.032	○	○
4			弥富市役所	362	8,694	0.012	0	0	○	0.030	○	○
5			あま市伊福小学校	362	8,690	0.013	0	0	○	0.032	○	○
6			飛島村公民館分館	279	6,752	0.014	0	0	○	0.030	○	○
7		自排局	一宮市平島	363	8,710	0.014	0	0	○	0.032	○	○
8			稲沢市役所	362	8,683	0.013	0	0	○	0.034	○	○
9			あま市稲荷公園	361	8,677	0.014	0	0	○	0.033	○	○
10			蟹江町八幡	362	8,692	0.012	0	0	○	0.029	○	○
11			国設飛島自動車交通環境測定所	359	8,639	0.013	0	0	○	0.030	○	○

注 1）地点番号は図 4-1-4 に対応する。

注 2）環境基準は「1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること」をいう。

注 3）環境基準の達成は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.1mg/m³ であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m³ 以下（短期的評価）。年間にわたる 1 日平均値のうち高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値が 0.10mg/m³ 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続しない（長期的評価）。」をいう。

注 4）「No.6 飛島村公民館分館」は令和５年度、その他の測定局は令和６年度の測定結果を示す。

出典：「2023（令和5）年度大気汚染調査報告 第62報」（令和7年2月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）
「2024年度大気汚染調査結果」（令和7年6月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

表 4-1-9　浮遊粒子状物質の測定結果（大気環境測定車：令和５年度）

単位：mg/m³

No.	県	種別	測定箇所	測定期間	期間平均値	1 時間値の最高値	1 日平均値の最高値
12	愛知県	測定車	飛島村木場	R5.8.3～R5.8.25	0.028	0.160	0.062

出典：「2023（令和5）年度大気汚染調査報告 第62報」（令和7年2月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

表 4-1-10　浮遊粒子状物質の経年変化（1 日平均値の 2%除外値）

単位：mg/m³

No.	県	種別	測定局名	年度				
				令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
1	愛知県	一般局	一宮市松降通	0.030	0.026	0.026	0.033	0.030
2			一宮市小信中島	0.031	0.022	0.024	0.026	0.026
3			津島市埋田町	0.031	0.025	0.030	0.030	0.032
4			弥富市役所	0.034	0.028	0.028	0.030	0.030
5			あま市伊福小学校	0.036	0.027	0.028	0.034	0.032
6			飛島村公民館分館	0.034	0.029	0.029	0.030	－
7		自排局	一宮市平島	－	0.026	0.028	0.034	0.032
8			稲沢市役所	0.035	0.028	0.030	0.033	0.034
9			あま市稲荷公園	0.036	0.028	0.029	0.036	0.033
10			蟹江町八幡	0.040	0.032	0.032	0.032	0.029
11			国設飛島自動車交通環境測定所	0.035	0.026	0.027	0.032	0.030

注 1）地点番号は図 4-1-4 に対応する。
注 2）「－」は、出典で示されていないことを示す。
注 3）「No. 10 一宮市平島」は、令和 3 年度に新設された。
出典：「2023（令和5）年度大気汚染調査報告 第62報」（令和7年2月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）
「2024年度大気汚染調査結果」（令和7年6月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

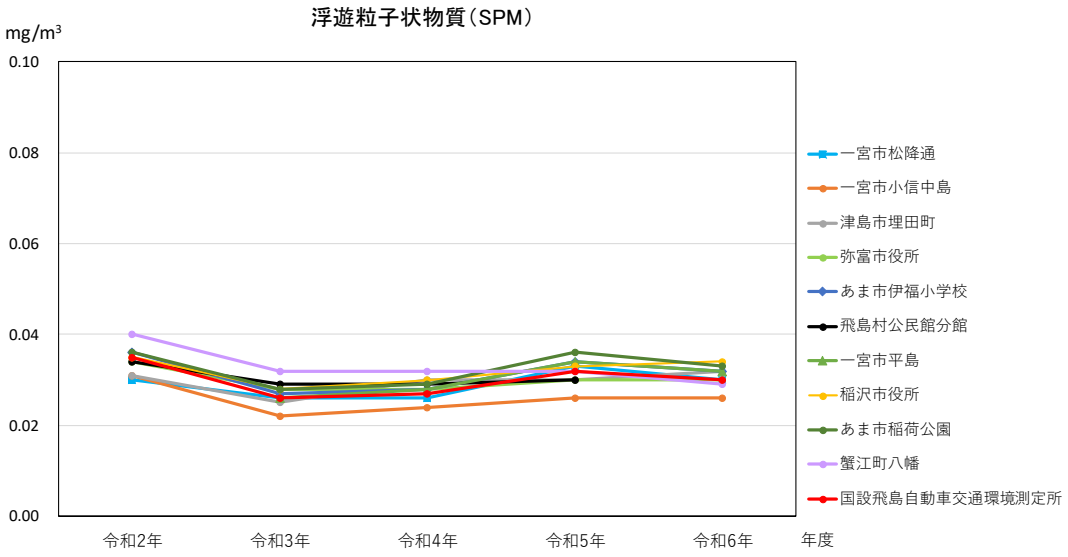

図 4-1-6　浮遊粒子状物質の経年変化（1 日平均値の 2%除外値）

(4) 二酸化硫黄（SO_2）

二酸化硫黄の一般局及び自排局における測定結果(令和5年度又は令和6年度)は表4-1-11に、大気環境測定車における測定結果（令和5年度）は表4-1-12に、一般局及び自排局における過去5年間（令和2年度～令和6年度）の経年変化は表4-1-13に示すとおりです。

一般局及び自排局における測定結果（令和5年度又は令和6年度）によると、1時間値が0.1ppmを超過した時間はなく、また1日平均値の2%除外値は0.002ppmとなっており、環境基準を達成しています。過去5年間の1日平均値の2%除外値は、概ね横ばい傾向にあります。

なお、令和5年度の大気環境測定車における1日平均値の最高値は0.006ppmとなっています。

表4-1-11　二酸化硫黄の測定結果（一般局・自排局：令和5年度又は令和6年度）

No.	県	種別	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	短期的評価			長期的評価		
							1時間値が0.1ppmを超えた時間数	1日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準の達成状況	1日平均値の2%除外値	1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の達成状況
				日	時間	ppm	時間	日	達成 ○ 非達成 ×	ppm	有× 無○	達成 ○ 非達成 ×
1	愛知県	一般局	一宮市松降通	363	8,672	0.001	0	0	○	0.002	○	○
3			津島市埋田町	363	8,658	0.001	0	0	○	0.002	○	○
6			飛島村公民館分館	276	6,695	0.001	0	0	○	0.002	○	○

注1）地点番号は図4-1-4に対応する。
注2）環境基準は「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること」をいう。
注3）環境基準の達成は、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下（短期的評価）。年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しない（長期的評価）。」をいう。
注4）「No.6飛島村公民館分館」は令和5年度、その他の測定局は令和6年度の測定結果を示す。
出典：「2023（令和5）年度大気汚染調査報告 第62報」（令和7年2月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）
「2024年度大気汚染調査結果」（令和7年6月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

表4-1-12　二酸化硫黄の測定結果（大気環境測定車：令和5年度）

単位：ppm

No.	県	種別	測定箇所	測定期間	期間平均値	1時間値の最高値	1日平均値の最高値
12	愛知県	測定車	飛島村木場	R5.8.3～R5.8.25	0.003	0.018	0.006

出典：「2023（令和5）年度大気汚染調査報告 第62報」（令和7年2月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

表 4-1-13　二酸化硫黄の経年変化（1 日平均値の 2%除外値）

単位：ppm

No.	県	種別	測定局名	年度				
				令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
1	愛知県	一般局	一宮市松降通	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
3			津島市埋田町	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
6			飛島村公民館分館	0.003	0.002	0.002	0.002	－

注）地点番号は図 4-1-4 に対応する。

出典：「2023（令和5）年度大気汚染調査報告 第62報」（令和7年2月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）
「2024年度大気汚染調査結果」（令和7年6月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

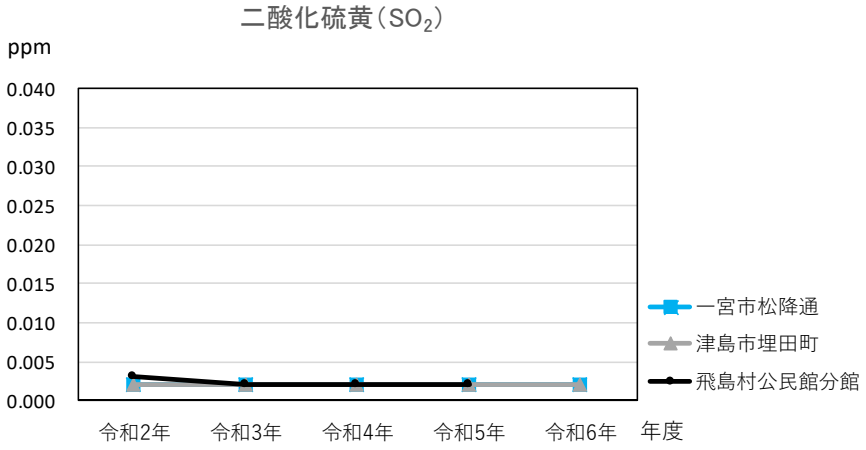

図 4-1-7　二酸化硫黄の経年変化（1 日平均値の 2%除外値）

(5) 一酸化炭素（CO）

一酸化炭素の一般局及び自排局における測定結果（令和 6 年度）は表 4-1-14 に、大気環境測定車における測定結果（令和 5 年度）は表 4-1-15 に、一般局及び自排局における過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）の経年変化は表 4-1-16 に示すとおりです。

一般局及び自排局における測定結果（令和 5 年度又は令和 6 年度）によると、すべての一般局・自排局で 8 時間値が 20ppm を超過したことはなく、また 1 日平均値の 2%除外値は 0.3～0.5ppm となっており、環境基準を達成しています。過去 5 年間の 1 日平均値の 2%除外値は、概ね横ばい傾向にあります。

なお、令和 5 年度の大気環境測定車における 1 日平均値の最高値は 0.8ppm となっています。

表 4-1-14　一酸化炭素の測定結果（一般局・自排局：令和 6 年度）

No.	県	種別	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	短期的評価			長期的評価	
							8 時間平均値が 20ppm を超えた回数	1 日平均値が 10ppm を超えた日数	環境基準の達成状況	1 日平均値の 2%除外値	環境基準の達成状況
				日	時間	ppm	回	日	達成 ○ 非達成 ×	ppm	達成 ○ 非達成 ×
7	愛知県	自排局	一宮市平島	363	8,671	0.2	0	0	○	0.4	○
10			蟹江町八幡	365	8,682	0.2	0	0	○	0.3	○
11			国設飛島自動車交通環境測定所	359	8,628	0.3	0	0	○	0.5	○

注 1）地点番号は図 4-1-4 に対応する。
注 2）環境基準は「1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること」をいう。
注 3）環境基準の達成は、「1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下で、1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下（短期的評価）。年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しない（長期的評価）。」をいう。
出典：「2024年度大気汚染調査結果」（令和7年6月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

表 4-1-15　一酸化炭素の測定結果（大気環境測定車：令和 5 年度）

単位：ppm

No.	県	種別	測定箇所	測定期間	期間平均値	1 時間値の最高値	1 日平均値の最高値
12	愛知県	測定車	飛島村木場	R5.8.3～R5.8.25	0.3	1.7	0.8

出典：「2023（令和5）年度大気汚染調査報告 第62報」（令和7年2月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

表 4-1-16　一酸化炭素の経年変化（1 日平均値の 2%除外値）

単位：ppm

No.	県	種別	測定局名	年度				
				令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
7	愛知県	自排局	一宮市平島	－	0.4	0.4	0.4	0.4
10			蟹江町八幡	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
11			国設飛島自動車交通環境測定所	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5

注 1）地点番号は図 4-1-4 に対応する。
注 2）「－」は、出典で示されていないことを示す。
注 3）「No. 10 一宮市平島」は、令和 3 年度に新設された。
出典：「2024年度大気汚染調査結果」（令和7年6月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

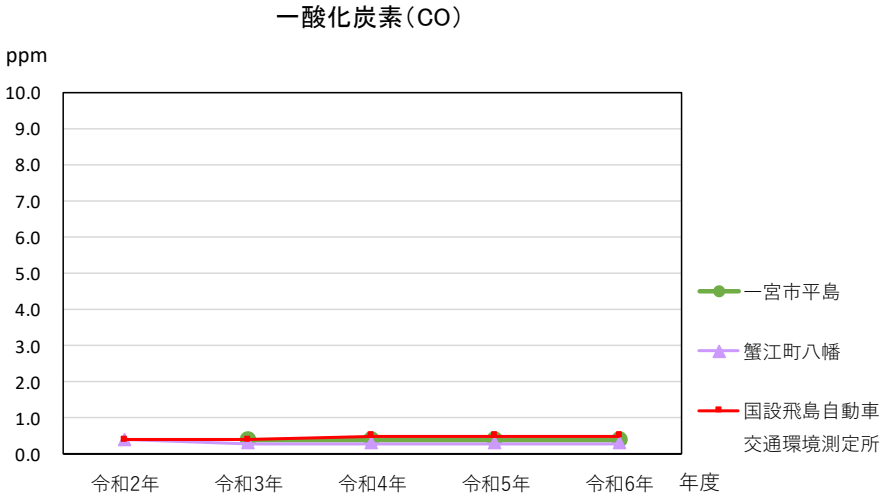

図 4-1-8　一酸化炭素の経年変化（1 日平均値の 2%除外値）

(6) 微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質の一般局及び自排局における測定結果（令和 6 年度）は表 4-1-17 に、大気環境測定車における測定結果（令和 5 年度）は表 4-1-18 に、一般局及び自排局における過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）の経年変化は表 4-1-19 に示すとおりです。

一般局及び自排局における測定結果（令和 6 年度）によると、1 日平均値の年間 98%値は 20.3～22.3 μg/m³、年平均値は 8.2～10.1 μg/m³ であり、環境基準を達成しています。過去 5 年間の 1 日平均値の年間 98%値は、やや減少傾向にあります。

なお､令和 5 年度の大気環境測定車における 1 日平均値の最高値は 13.1 μg/m³ となっています。

表 4-1-17　微小粒子状物質の測定結果（一般局・自排局：令和 6 年度）

No.	県	種別	測定局	有効測定日数	短期基準			長期基準	
					1 日平均値が 35 μg/m³ を超えた日数	1 日平均値の年間 98%値	環境基準の達成状況	年平均値	環境基準の達成状況
				日	日	μg/m³	達成 ○ 非達成 ×	μg/m³	達成 ○ 非達成 ×
1	愛知県	一般局	一宮市松降通	363	1	21.0	○	8.2	○
2			一宮市小信中島	363	1	20.3	○	8.3	○
3			津島市埋田町	361	1	20.8	○	8.3	○
7		自排局	一宮市平島	363	1	21.7	○	8.8	○
8			稲沢市役所	362	1	22.3	○	10.1	○
11			国設飛島自動車交通環境測定所[注 4)]	0	－	－	－	－	－

注 1）地点番号は図 4-1-4 に対応する。
注 2）環境基準は「年平均値が 15 μg/m³ 以下であり、かつ 1 日平均値が 35 μg/m³ 以下であること」をいう。
注 3）環境基準の達成は、「年間にわたる 1 日平均値の低い方から 98%に相当するもの(1 日平均値の年間 98%値)が 35 μg/m³ 以下（短期的評価)。年平均値 15 μg/m³ 以下（長期的評価)」をいう。
注 4）「No.11 国設飛島自動車交通環境測定所」は、故障により 1 年を通じて測定機器が停止していた。
出典：「2024年度大気汚染調査結果」（令和7年6月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

表 4-1-18　微小粒子状物質の測定結果（大気環境測定車：令和 5 年度）

単位：μg/m³

No.	県	種別	測定箇所	測定期間	期間平均値	1 時間値の最高値	1 日平均値の最高値
12	愛知県	測定車	飛島村木場	R5.8.3～R5.8.25	7.1	22	13.1

出典：「2023（令和5）年度大気汚染調査報告 第62報」（令和7年2月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

表 4-1-19　微小粒子状物質の経年変化（1 日平均値の年間 98%値）

単位：μg/m³

No.	県	種別	測定局名	年度				
				令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
1	愛知県	一般局	一宮市松降通	24.0	17.8	19.0	20.0	21.0
2			一宮市小信中島	-	17.9	19.5	19.3	20.3
3			津島市埋田町	23.3	17.2	19.7	18.7	20.8
7		自排局	一宮市平島	-	18.7	19.6	20.2	21.7
8			稲沢市役所	21.7	20.5	20.6	20.2	22.3
11			国設飛島自動車交通環境測定所	26.6	22.4	23.4	23.7	－

注 1）地点番号は図 4-1-4 に対応する。
注 2）「－」は、出典で示されていないことを示す。
注 3）「No. 3 一宮市小信中島」及び「No. 10 一宮市平島」は、令和 3 年度に新設された。
注 4）「No. 11 国設飛島自動車交通環境測定所」は、令和 6 年度において故障により 1 年を通じて測定機器が停止していた。
出典：「2024年度大気汚染調査結果」（令和7年6月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

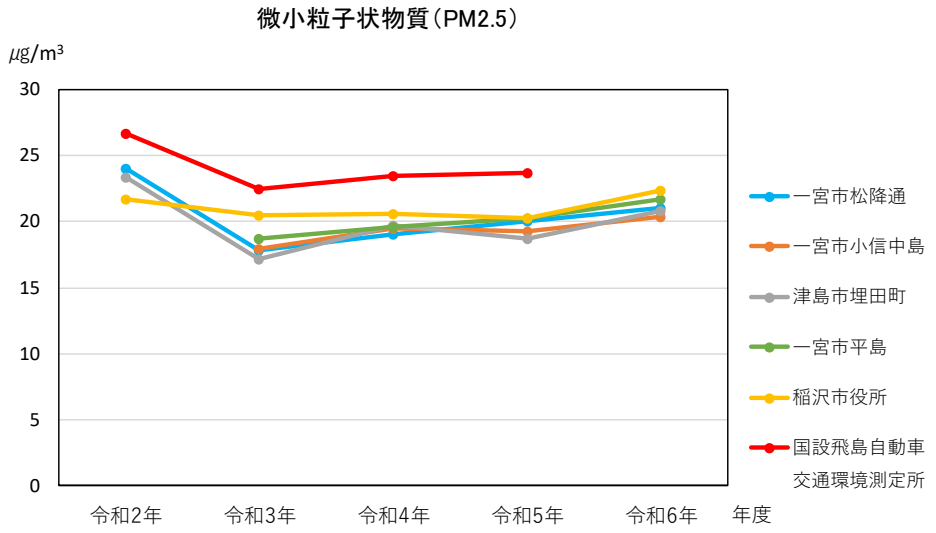

図 4-1-9　微小粒子状物質の経年変化（1 日平均値の年間 98%値）

(7) 光化学オキシダント（Ox）

光化学オキシダントの一般局及び自排局における測定結果（令和 6 年度）は表 4-1-20 に、大気環境測定車における測定結果（令和 5 年度）は表 4-1-21 に、一般局及び自排局における過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）の経年変化は表 4-1-22 に示すとおりです。

一般局及び自排局における測定結果（令和 6 年度）によると、昼間の 1 時間値の最高値は 0.094～0.111ppm であり、すべての地点で環境基準を達成していません。過去 5 年間の昼間の 1 時間値の最高値は、概ね横ばい傾向にあります。

なお、令和 5 年度の大気環境測定車における昼間の 1 日平均値の最高値は 0.046ppm となっています。

表 4-1-20　光化学オキシダントの測定結果（一般局・自排局：令和 6 年度）

No.	県	種別	測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.12ppm以上の時間数	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数	昼間の1時間値の最高値	環境基準の達成状況
				日	時間	ppm	時間	日	時間	日	ppm	達成 ○ 非達成 ×
1	愛知県	一般局	一宮市松降通	327	4,862	0.035	293	64	0	0	0.106	×
2			一宮市小信中島	365	5,459	0.037	397	93	0	0	0.103	×
3			津島市埋田町	364	5,386	0.035	300	80	0	0	0.111	×
4			弥富市役所	365	5,434	0.037	384	94	0	0	0.104	×
5			あま市伊福小学校	365	5,436	0.035	247	72	0	0	0.095	×
7		自排局	一宮市平島	365	5,441	0.031	161	48	0	0	0.094	×
8			稲沢市役所	365	5,437	0.030	234	70	0	0	0.104	×

注 1）地点番号は図 4-1-4 に対応する。
注 2）環境基準は「1 時間値が 0.06ppm 以下であること。」をいう。
注 3）環境基準の達成は、「年間にわたって 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。ただし、5 時から 20 時の昼間時間帯について評価する。」をいう。
出典：「2024年度大気汚染調査結果」（令和7年6月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

表 4-1-21　光化学オキシダントの測定結果（大気環境測定車：令和 5 年度）

単位：ppm

No.	県	種別	測定箇所	測定期間	昼間の期間平均値	昼間の1時間値の最高値	昼間の1日平均値の最高値
12	愛知県	測定車	飛島村木場	R5.8.3～R5.8.25	0.021	0.082	0.046

出典：「2023（令和5）年度大気汚染調査報告 第62報」（令和7年2月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

表 4-1-22　光化学オキシダントの経年変化（昼間の 1 時間値の最高値）

単位：ppm

No.	県	種別	測定局名	年度				
				令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
1	愛知県	一般局	一宮市松降通	0.108	0.096	0.103	0.124	0.106
2			一宮市小信中島	0.108	0.096	0.103	0.123	0.103
3			津島市埋田町	0.101	0.096	0.099	0.120	0.111
4			弥富市役所	0.107	0.100	0.108	0.131	0.104
5			あま市伊福小学校	0.093	0.097	0.097	0.112	0.095
7		自排局	一宮市平島	－	0.099	0.096	0.108	0.094
8			稲沢市役所	0.096	0.099	0.098	0.109	0.104

注 1）地点番号は図 4-1-4 に対応する。
注 2）「－」は、出典で示されていないことを示す。
注 3）「No. 10 一宮市平島」は、令和 3 年度に新設された。
出典：「2023（令和5）年度大気汚染調査報告 第62報」（令和7年2月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）
「2024年度大気汚染調査結果」（令和7年6月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

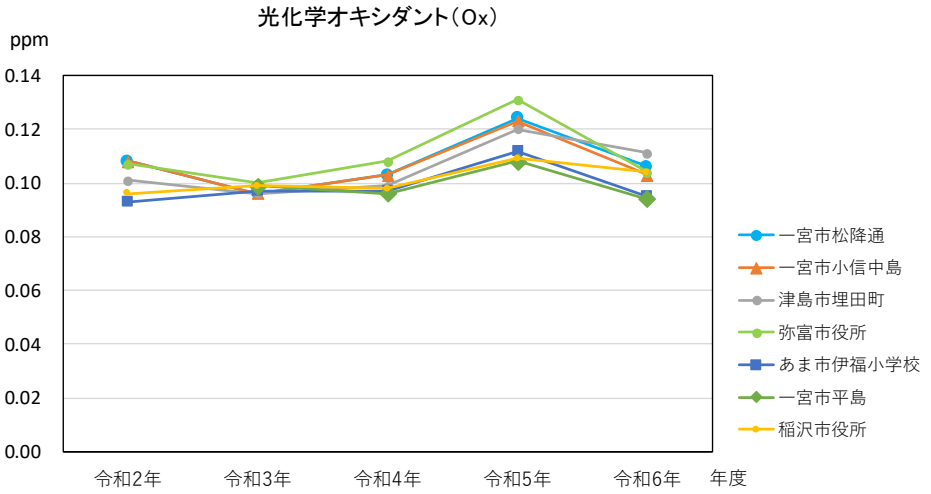

図 4-1-10　光化学オキシダントの経年変化（昼間の 1 時間値の最高値）

(8) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質の調査結果は表 4-1-23 に示すとおりです。

令和 6 年度において、すべての測定局で全調査項目の環境基準及び指針値を下回っています。

表 4-1-23　有害大気汚染物質調査結果（令和 6 年度）

No.		1	7	8	環境基準及び指針値
種別		一般局	自排局		
調査項目	単位	一宮市 松降通	一宮市 平島	稲沢 市役所	
ベンゼン	μg/m³	0.56	0.58	0.52	3μg/m³ 以下
トリクロロエチレン	μg/m³	0.22	0.18	0.19	130μg/m³ 以下
テトラクロロエチレン	μg/m³	0.069	0.053	0.042	200μg/m³ 以下
ジクロロメタン	μg/m³	1.1	1.3	1.0	150μg/m³ 以下
アクリロニトリル	μg/m³	0.014	0.016	0.0099	2μg/m³ 以下
塩化ビニルモノマー	μg/m³	0.031	0.024	0.014	10μg/m³ 以下
水銀及びその化合物	ngHg/m³	1.7	1.6	－	40ngHg/m³ 以下
ニッケル化合物	ngNi/m³	1.4	2.5	－	25ngNi/m³ 以下
クロロホルム	μg/m³	0.16	0.16	0.15	18μg/m³ 以下
1,2-ジクロロエタン	μg/m³	0.12	0.12	0.12	1.6μg/m³ 以下
1,3-ブタジエン	μg/m³	0.037	0.047	0.052	2.5μg/m³ 以下
ヒ素及びその化合物	ngAs/m³	0.67	0.74	－	6ngAs/m³ 以下
マンガン及びその化合物	ngMn/m³	10.0	16.0	－	140ngMn/m³ 以下
塩化メチル	μg/m³	1.2	1.2	1.2	94μg/m³ 以下
アセトアルデヒド	μg/m³	2.2	2.1	3.3	120μg/m³ 以下
ホルムアルデヒド	μg/m³	2.4	2.4	2.3	
酸化エチレン	μg/m³	0.050	0.062	－	
ベンゾ[a]ピレン	ng/m³	0.090	0.10	0.058	
クロム及びその化合物	ngCr/m³	1.7	3.4	－	
ベリリウム及びその化合物	ngBe/m³	0.0059	0.0084	－	
トルエン	μg/m³	3.2	4.3	4.0	

注 1）地点番号は図 4-1-4 に対応する。

注 2）Hg、Ni、As、Mn、Cr：水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物をそれぞれ水銀、ニッケル、ヒ素、マンガンの量に換算した量。

注 3）調査地点ごとの平均値の算出は算術平均により、測定値が検出下限値未満の場合は、検出下限値の 1/2 として算出した。

注 4）「－」は、出典で示されていないことを示す。

出典：「2024年度大気汚染調査結果」（令和7年6月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

(9) 降下ばいじん

降下ばいじんの令和 5 年度の測定結果は表 4-1-24 に、過去 5 年間（令和元年度～令和 5 年度）の経年変化は表 4-1-25 に示すとおりです。

令和 5 年度の測定箇所における年平均値は 1.29t/k ㎡･月であり「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」に記載の参考値（10t/k㎡・月）を下回っています。過去 5 年間の年平均値は、概ね横ばい傾向にあります。

表 4-1-24　降下ばいじんの測定結果（令和 5 年度）

単位：t/k ㎡･月

No.	県	測定箇所	年平均値	月間値最小値	月間値最大値
14	愛知県	清須保健所一宮詰所	1.29	0.71	2.45

出典：「2023（令和5）年度大気汚染調査報告 第62報」（令和7年2月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

表 4-1-25　降下ばいじんの経年変化（年平均値）

単位：t/k ㎡･月

No.	県	種別	測定局名	年度				
				令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
13	愛知県	一般局	オリナス一宮	1.37	1.63	-	-	-
14			清須保健所一宮詰所	1.34	1.44	1.29	1.29	1.29
15			尾西図書館	1.83	1.87	-	-	-
16			萩原小学校	1.28	1.56	-	-	-

注 1）「－」は、出典で示されていないことを示す。
注 2）「No. 13 オリナス一宮」、「No. 15 尾西図書館」、「No. 16 萩原小学校」は令和 2 年度までの測定。
注 3）「No. 14 清須保健所一宮詰所」は、令和 3 年度に名称が変更された（旧名称：一宮保健所）。
出典：「2023（令和5）年度大気汚染調査報告 第62報」（令和7年2月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

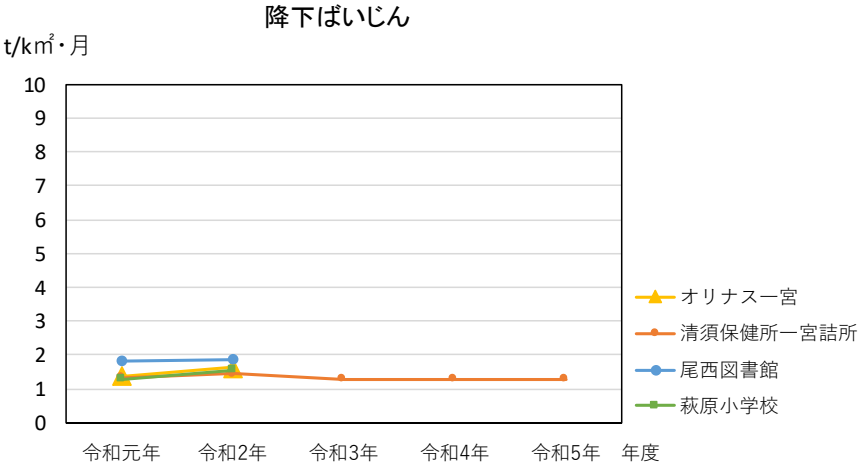

図 4-1-11　降下ばいじんの経年変化（年平均値）

(10) ダイオキシン類

ダイオキシン類の最新の調査結果は表 4-1-26 に、過去 5 年間（令和元年度～令和 5 年度）の経年変化は表 4-1-27 に示すとおりです。

令和 5 年度において、すべての調査地点で環境基準を達成しています。過去 5 年間の年平均値は、概ね横ばい傾向にあります。

表 4-1-26　ダイオキシン類大気環境調査結果（令和 5 年度）

単位：pg-TEQ/m^3

No.	県	種別	測定局	年平均値	環境基準
1	愛知県	一般局	一宮市松降通	0.010	0.6
3			津島市埋田町	0.016	
8	愛知県	自排局	稲沢市役所	0.021	

注 1）地点番号は図 4-1-4 に対応する。
注 2）「No.5 あま市伊福小学校」は、令和 5 年度の測定が行われていない。
出典：「2023（令和5）年度大気汚染調査報告 第62報」（令和7年2月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

表 4-1-27　ダイオキシン類大気環境調査結果の経年変化（年間平均値）

単位：pg-TEQ/m^3

No.	県	種別	測定局	年度				
				令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
1	愛知県	一般局	松降通大気測定局	-	-	0.013	0.011	0.010
2			津島市埋田町	0.024	0.019	0.011	0.019	0.016
5			あま市伊福小学校	0.022	0.025	0.019	0.034	-
8		自排局	稲沢市役所	0.023	0.030	0.015	0.027	0.021

注 1）地点番号は図 4-1-4 に対応する。
注 2）「－」は、出典で示されていないことを示す。
注 3）「No.1 松降通大気測定局」は、令和 3 年度に新設された。
注 4）「No.5 あま市伊福小学校」は、令和 5 年度の測定が行われていない。
出典：「2023（令和5）年度大気汚染調査報告 第62報」（令和7年2月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）
「2022（令和4）年度大気汚染調査報告 第61報」（令和6年3月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）
「2021（令和3）年度大気汚染調査報告 第60報」（令和4年12月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）
「2020（令和2）年度大気汚染調査報告 第59報」（令和4年3月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）
「2019（令和元）年度大気汚染調査報告 第58報」（令和3年3月、愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

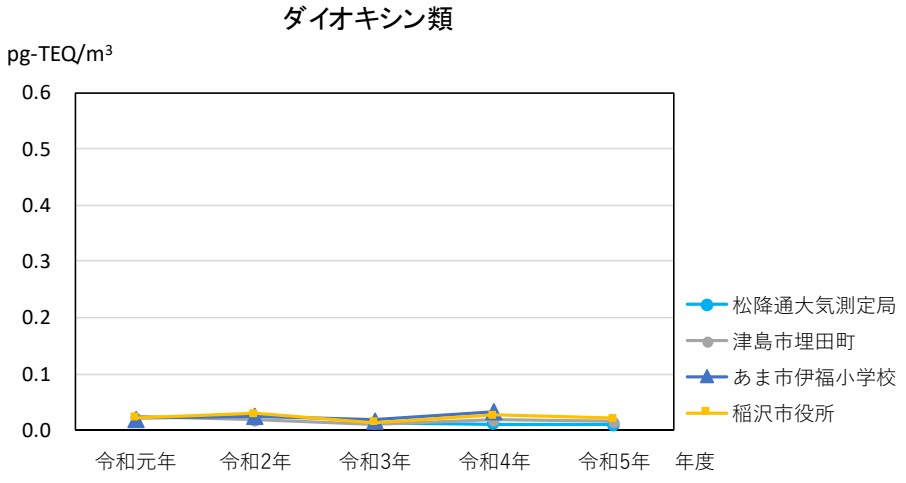

図 4-1-12　ダイオキシン類の経年変化（年間平均値）

3) 騒音の状況

(1) 一般環境騒音

調査区域における一般環境騒音の測定結果は表 4-1-28 に、測定地点は図 4-1-14 に示すとおりです。

三重県では令和 6 年度の測定結果が公表されており、すべての地点・時間区分で環境基準を達成しています。

表 4-1-28　一般環境騒音測定結果

No.	県	市町	測定地点	地域類型	調査年度	等価騒音レベル (dB)		環境基準の達成状況	
						昼間	夜間	昼間	夜間
①	三重県	桑名市	かおるヶ丘団地公園（桑名市長島町押付）	C	R6	50	44	○ (60dB)	○ (50dB)
②		木曽岬町	大字白鷺 628-128（なぎさ台公園内）	A		45	39	○ (55dB)	○ (45dB)
③			大字富田子 303-24（新富田子公園内）	A		49	42	○ (55dB)	○ (45dB)
④			大字栄 5（木曽岬幼稚園跡地）	B		49	40	○ (55dB)	○ (45dB)
⑤			大字西対海地 260-9	B		55	40	○ (55dB)	○ (45dB)

注 1）地点番号は図 4-1-14 に対応する。
注 2）地域類型Ａ：専ら住居の用に供される地域
　　地域類型Ｂ：主として住居の用に供される地域
　　地域類型Ｃ：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
注 3）時間区分は以下のとおりである。
　　【三重県】昼間：6～22 時、夜間：22～6 時
注 4）環境基準の達成状況について、( )内の数値は当該地点の環境基準値、「○」は環境基準以下、「×」は環境基準超過であることを示す。
出典：「令和 7（2025）年度版三重県サスティナビリティレポート」（令和 7 年 11 月、三重県）

(2) 道路交通騒音

① 面的評価における環境基準の達成状況

調査区域における令和 4 年度～令和 6 年度の面的評価区間は図 4-1-13 に、評価結果は表 4-1-29 に示すとおりです。

道路交通騒音の面的評価区間は、一宮市に 4 区間、津島市に 10 区間、稲沢市に 3 区間、愛西市に 2 区間、弥富市に 2 区間、あま市に 3 区間、蟹江町に 3 区間あり、環境基準達成率は昼間で 94.4～100.0%、夜間で 71.8%～100.0%となっています。

表 4-1-29(1)　道路交通騒音面的評価結果

No	県	市町村	路線名	測定区間	区間延長 (km)	騒音レベル (dB)		環境基準達成戸数 (戸)			全戸数	環境基準達成率(%)			調査年度
						昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜	
1	愛知県	一宮市	一般国道 22 号	常願通～中島通	0.8	66	63	136	136	136	136	100.0	100.0	100.0	R6
2			県道大垣一宮線	篭屋 3 丁目～音羽 3 丁目	2.4	67	64	291	291	291	291	100.0	100.0	100.0	R6
3			県道一宮蟹江線	公園通～大和町於保	3.4	65	59	918	918	918	918	100.0	100.0	100.0	R6
4			市道一宮春日井線	大和町妙興寺～千秋町浅野羽根	4.0	67	61	548	548	548	548	100.0	100.0	100.0	R6
5		津島市	一般国道 155 号	観音町～下新田町 5 丁目	2.1	69	66	244	238	238	244	100.0	97.5	97.5	R6
6			県道津島七宝名古屋線	神尾町蓮池～神尾町吉田	0.7	68	64	19	19	19	19	100.0	100.0	100.0	R6
7			県道蜂須賀白浜線	青塚町 4 丁目～白浜町平堤	4.1	61	53	402	402	402	402	100.0	100.0	100.0	R6
8			県道津島蟹江線	西愛宕町 2 丁目～中一色町弥六山	2.6	66	62	327	327	327	327	100.0	100.0	100.0	R6
9			県道一宮弥富線	西柳原町 4 丁目～西愛宕町 2 丁目	1.7	64	59	551	551	551	551	100.0	100.0	100.0	R6
10			県道一宮蟹江線	蛭間町字桝田～神守町字古道	1.5	71	70	71	51	51	71	100.0	71.8	71.8	R6
11			県道名古屋津島線	神守町古道～江東町 1 丁目	6.3	67	62	795	793	793	795	100.0	99.7	99.7	R6
12			県道津島蟹江線	下新田町 5 丁目～西愛宕町 2 丁目	1.8	66	58	341	341	341	341	100.0	100.0	100.0	R6
13			県道津島南濃線	西柳原町 4 丁目～申塚町 1 丁目	1.5	63	55	341	341	341	341	100.0	100.0	100.0	R6
14			県道一宮津島線	申塚町 1 丁目～今市場町 2 丁目	1.7	61	54	491	491	491	491	100.0	100.0	100.0	R6
15		稲沢市	県道一宮蟹江線	小沢 4 丁目～船橋町	1.7	66	62	269	269	269	269	100.0	100.0	100.0	R4
16			県道給父清須線	福島町～中之庄町	2.6	69	64	98	98	98	98	100.0	100.0	100.0	R5
17			県道春日井稲沢線	下津丹下田町～小沢 4 丁目	2.6	68	66	958	939	939	958	100.0	98.0	98.0	R6
18		愛西市	一般国道 1 号	善太新田町～善太新田町	0.9	70	65	36	36	36	36	100.0	100.0	100.0	R4
19			県道名古屋蟹江弥富線	大井町～西條町	2.3	71	66	34	34	34	36	94.4	94.4	94.4	R4

表 4-1-29(2)　道路交通騒音面的評価結果

No	県	市町村	路線名	測定区間	区間延長 (km)	騒音レベル (dB)		環境基準達成戸数 (戸)			全戸数	環境基準達成率(%)			調査年度
						昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜	
20	愛知県	弥富市	東名阪自動車道	西中地町～五明 2 丁目	2.7	61	57	119	119	119	119	100.0	100.0	100.0	R6
21			一般国道 155 号	荷之上町～鯏浦町	1.9	68	64	200	199	199	200	100.0	99.5	99.5	R6
22		あま市	一般国道 302 号	甚目寺～新居屋	1.9	59	54	407	407	407	413	98.5	98.5	98.5	R4
23			県道あま愛西線	坂牧～坂牧	0.8	71	67	57	57	57	57	100.0	100.0	100.0	R4
24			県道あま愛西線	七宝町沖之島～篠田	2.6	71	67	183	183	183	183	100.0	100.0	100.0	R4
25		蟹江町	一般国道 1 号	大字蟹江新田～大字蟹江新田	1.5	68	64	281	281	281	281	100.0	100.0	100.0	R6
26			県道弥富名古屋線	錦～大字蟹江本町	1.8	66	63	380	378	378	380	100.0	99.5	99.5	R6
27			県道一宮蟹江線	大字西之森～大字蟹江新田	2.4	71	68	394	380	380	396	99.5	96.0	96.0	R6

注 1）昼間：6～22 時、夜間：22～6 時

注 2）昼夜：昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合

出典：「2024年度交通騒音・振動調査結果について」（愛知県ホームページ、令和7年9月）
「2024年度調査結果(自動車騒音・道路交通振動・新幹線鉄道騒音)」（一宮市ホームページ、令和7年10月）
「R6自動車騒音調査結果」（津島市ホームページ、令和7年3月）
「令和6年度　稲沢市の環境」（稲沢市ホームページ、令和7年9月）
「自動車騒音常時監視について」（愛西市ホームページ）
「令和６年度自動車騒音調査結果」（弥富市ホームページ、令和7年3月）
「自動車騒音測定結果」（あま市ホームページ、令和5年5月）

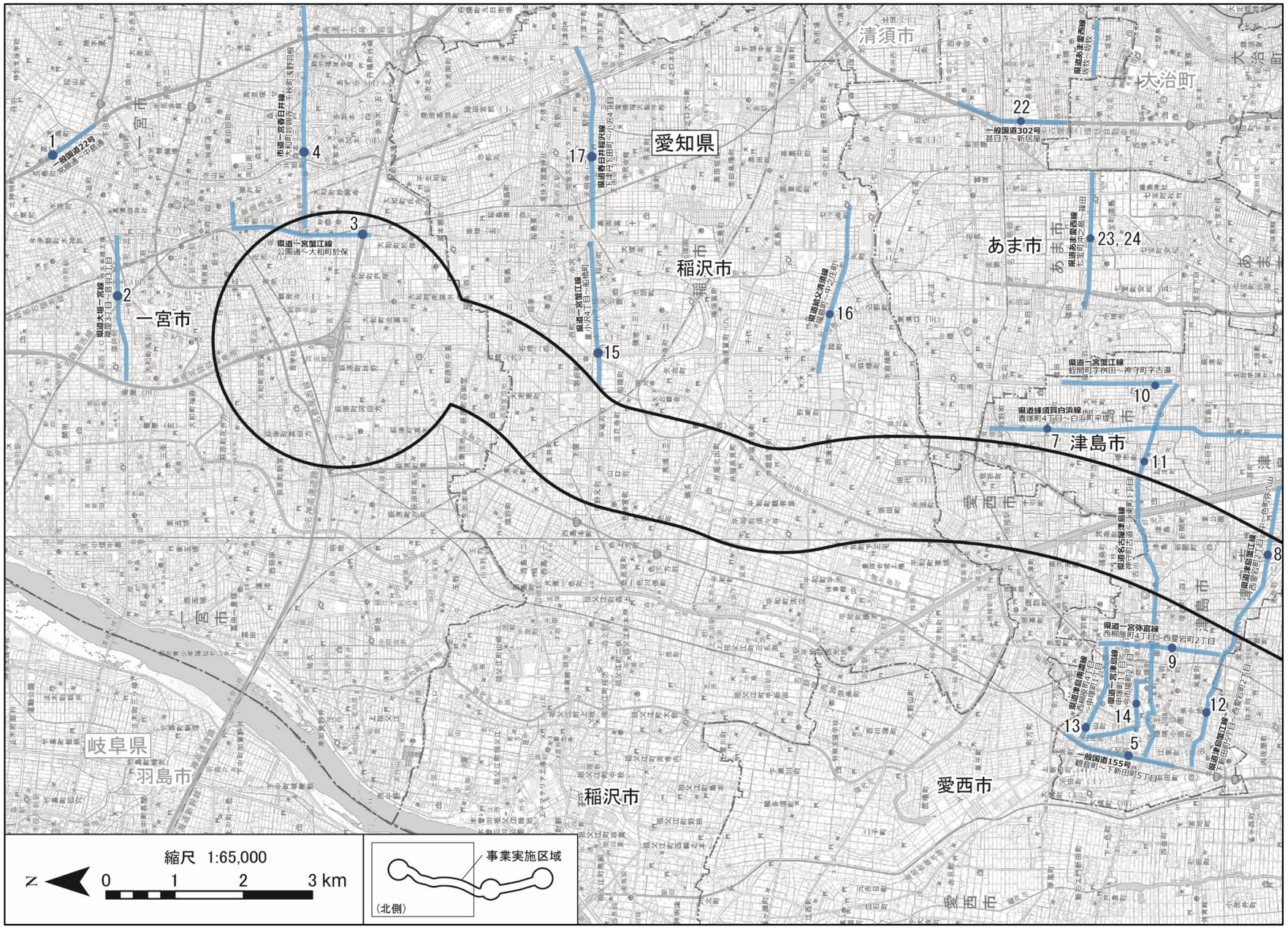

出典：「2024年度交通騒音・振動調査結果について」（愛知県ホームページ、令和7年9月）
「2024年度調査結果(自動車騒音・道路交通振動・新幹線鉄道騒音)」（一宮市ホームページ、令和7年10月）
「R6自動車騒音調査結果」（津島市ホームページ、令和7年3月）
「自動車騒音測定結果」（あま市ホームページ、令和5年5月）
「令和6年度　稲沢市の環境」（稲沢市ホームページ、令和7年9月）
「自動車騒音常時監視について」（愛西市ホームページ）
「令和６年度自動車騒音調査結果」（弥富市ホームページ、令和7年3月）

図 4-1-13(1)　道路交通騒音面的評価区間及び調査地点位置図

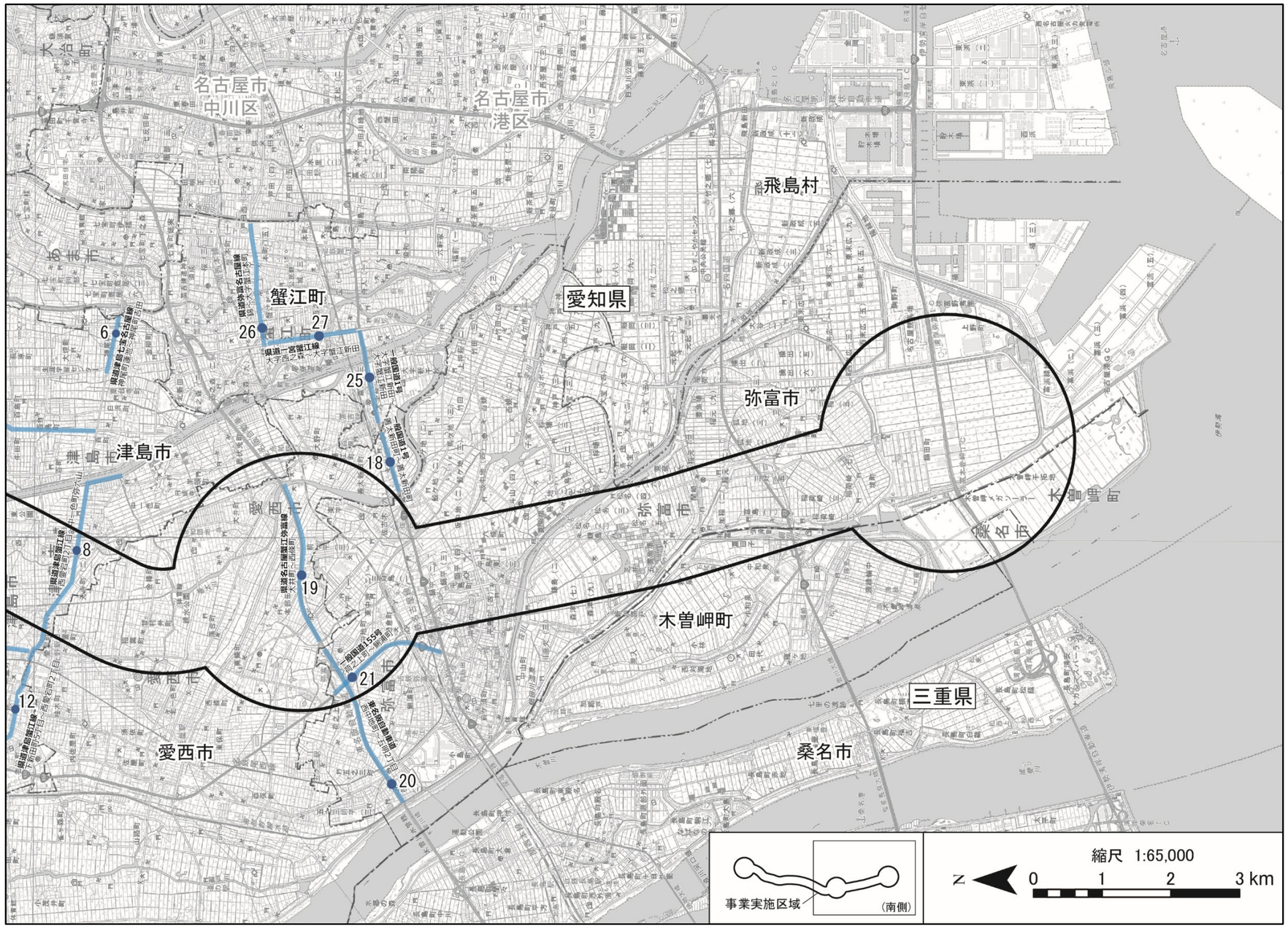

出典：「2024年度交通騒音・振動調査結果について」（愛知県ホームページ、令和7年9月）
「2024年度調査結果(自動車騒音・道路交通振動・新幹線鉄道騒音)」（一宮市ホームページ、令和7年10月）
「R6自動車騒音調査結果」（津島市ホームページ、令和7年3月）
「自動車騒音測定結果」（あま市ホームページ、令和5年5月）
「令和6年度　稲沢市の環境」（稲沢市ホームページ、令和7年9月）
「自動車騒音常時監視について」（愛西市ホームページ）
「令和６年度自動車騒音調査結果」（弥富市ホームページ、令和7年3月）

図 4-1-13(2)　道路交通騒音面的評価区間及び調査地点位置図

② 要請限度の適合状況

調査区域における道路交通騒音の測定結果は表 4-1-30 に、測定地点は図 4-1-14 に示すとおりです。

「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）に基づく測定を実施している 9 地点のうち、7 地点で要請限度以下となっています。

表 4-1-30　道路交通騒音測定結果

No.	県	市町村	道路名	測定地点	調査年度	等価騒音レベル(dB)		要請限度の適合状況	
						昼間	夜間	昼間	夜間
1	愛知県	一宮市	一般国道 22 号	一宮市高畑町 2 丁目	R6	66	63	○	○
2			一般国道 155 号	一宮市柚木颪		63	60	○	○
3			県道大垣一宮線	一宮市東出町		67	65	○	○
4			県道一宮蟹江線	一宮市大和町氏永		65	59	○	○
5			市道一宮春日井線	一宮市森本 3 丁目		67	61	○	○
6		飛島村	一般国道 23 号	飛島村竹之郷 1 丁目		74	73	○	×
7		蟹江町	一般国道 1 号	蟹江町大字蟹江新田字勝田場		68	64	○	○
8			県道一宮蟹江線	蟹江町源氏 1 丁目		71	68	○	○
9	三重県	桑名市	一般国道 23 号	桑名市長島町福吉	R5	78	77	×	×

注 1）地点番号は図 4-1-14 に対応する。

注 2）時間区分は以下のとおりである。

【愛知県】昼間：6～22 時、夜間：22～6 時　【三重県】昼間：6～22 時、夜間：22～6 時

注 3）環境基準及び要請限度の適合状況は以下のとおり

【環境基準】○：達成　×：非達成　－：評価対象外

【要請限度】○：超過していない　×：超過している

注 4）要請限度の適合状況は「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号）に基づく「幹線交通を担う道路に近接する区域」における自動車騒音の限度（昼間 75dB、夜間 70dB）により評価する。

出典：「2024年度交通騒音・振動調査結果」（令和7年9月、愛知県）

「令和6（2024）年度版三重県サスティナビリティレポート」（令和7年11月、三重県）

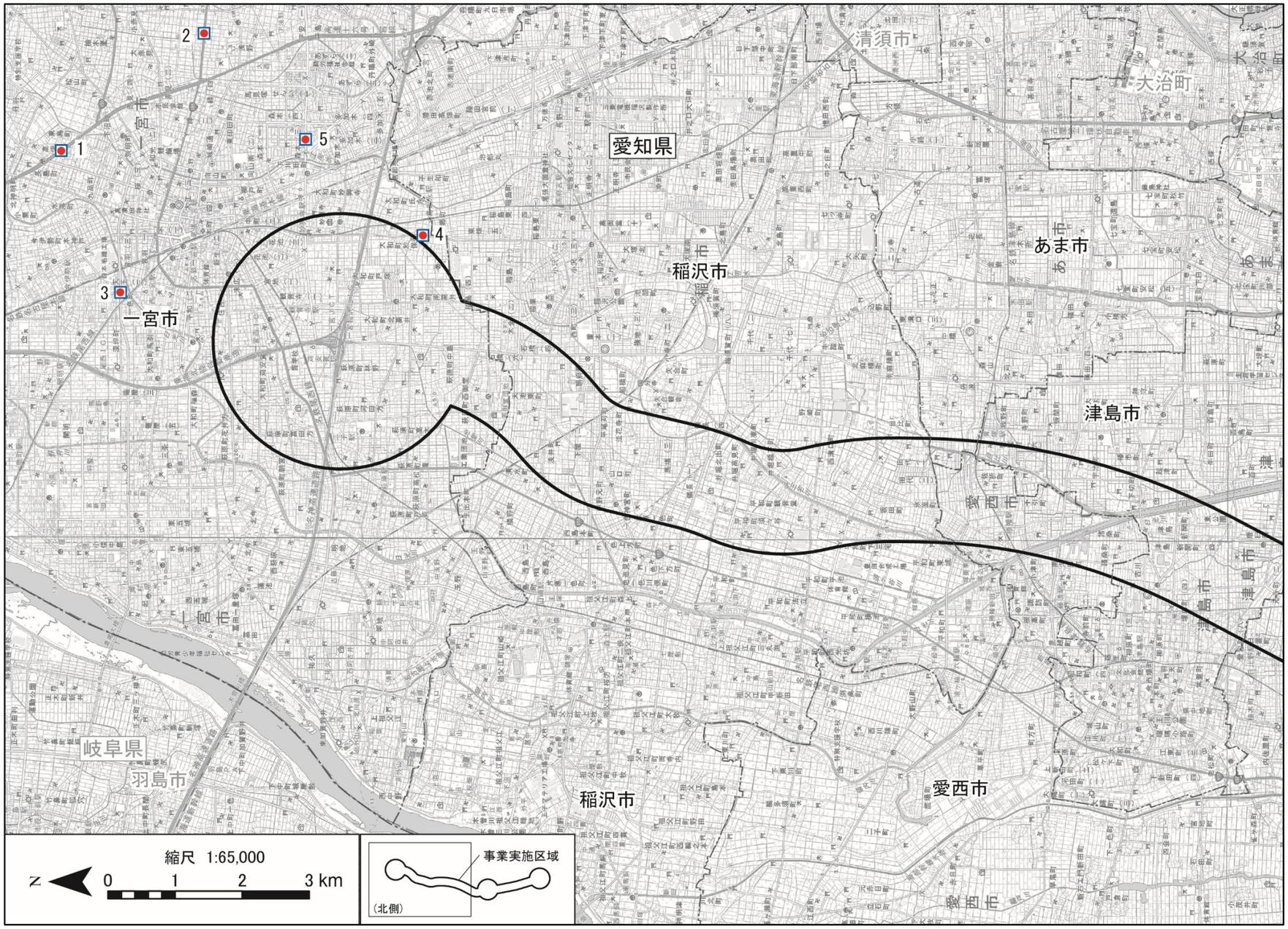

出典：「2024年度交通騒音・振動調査結果」（令和7年9月、愛知県）
「令和6（2024）年度版三重県サスティナビリティレポート」（令和7年11月、三重県）

図 4-1-14(1)　騒音・振動測定地点位置図

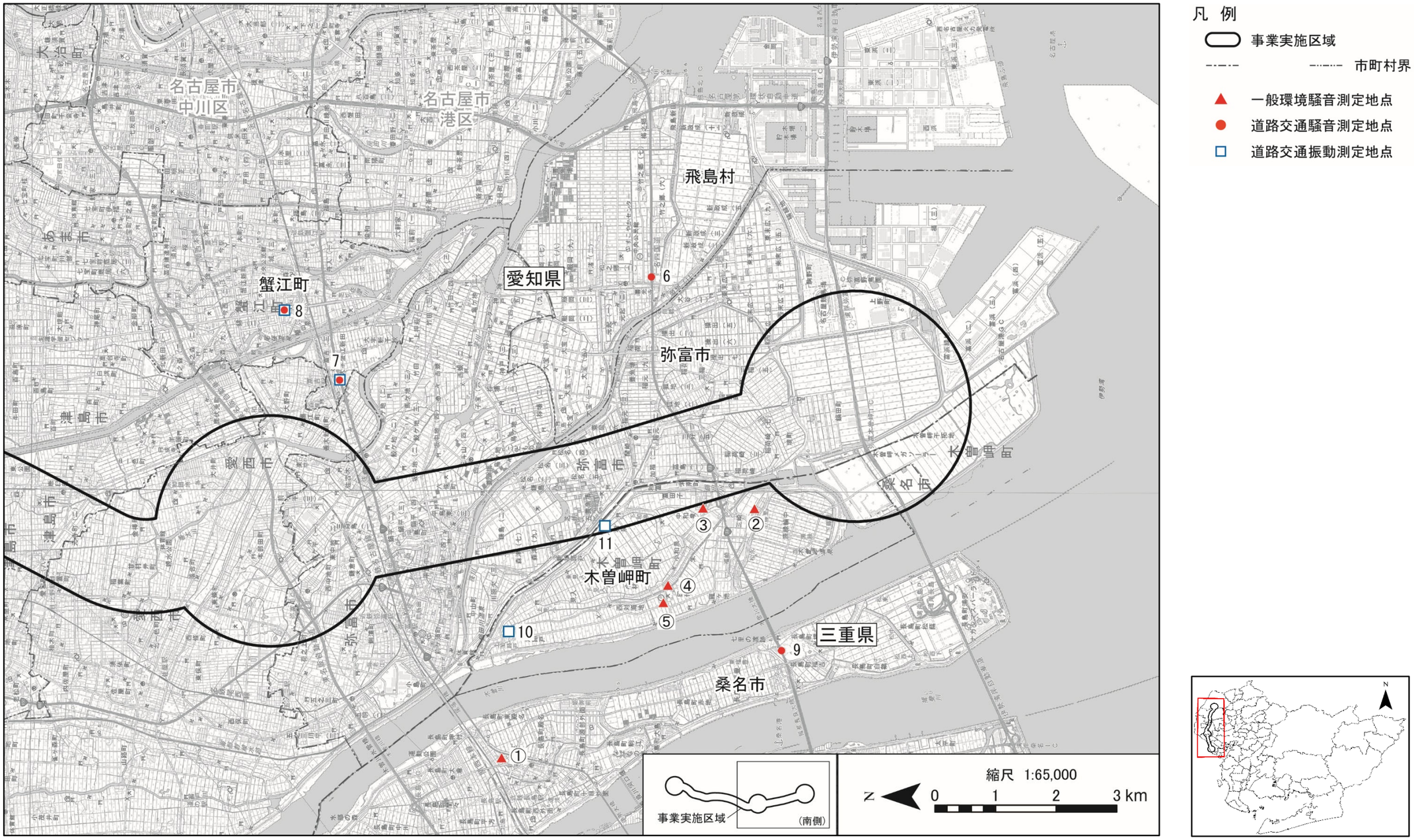

出典：「2024年度交通騒音・振動調査結果」（令和7年9月、愛知県）
「令和6（2024）年度版三重県サスティナビリティレポート」（令和7年11月、三重県）

図 4-1-14(2)　騒音・振動測定地点位置図

4) 振動の状況

(1) 一般環境振動

調査区域において、一般環境振動の測定は行われていません。

(2) 道路交通振動

調査区域における道路交通振動測定結果は表 4-1-31 に、測定地点は前掲の図 4-1-14 に示すとおりです。すべての測定地点において、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）に基づく道路交通振動の限度（要請限度）以下となっています。

表 4-1-31　道路交通振動測定結果（要請限度）

No.	県	市町	道路名	測定地点	地域区分	振動レベル（L_{10}）（dB）		要請限度の適合状況		調査年度
						昼間	夜間	昼間	夜間	
1	愛知県	一宮市	一般国道 22 号	一宮市高畑町 2 丁目	第 2 種区域	48	43	○ (70)	○ (65)	R6
2			一般国道 155 号	一宮市柚木颪	第 2 種区域	40	35	○ (70)	○ (65)	
3			県道大垣一宮線	一宮市東出町	第 2 種区域	43	42	○ (70)	○ (65)	
4			県道一宮蟹江線	一宮市大和町氏永	第 2 種区域	39	35	○ (70)	○ (65)	
5			市道一宮春日井線	一宮市森本 3 丁目	第 2 種区域	47	40	○ (70)	○ (65)	
7		蟹江町	一般国道 1 号	蟹江町大字蟹江新田字勝田場	第 1 種区域	43	35	○ (65)	○ (60)	
8			県道一宮蟹江線	蟹江町源氏 1 丁目	第 1 種区域	53	48	○ (65)	○ (60)	
10	三重県	木曽岬町	県道木曽岬弥富停車場線	木曽岬町大字加路戸 47	第 2 種区域	50	46	○ (70)	○ (65)	
11			町道鍋田川線	木曽岬町大字和泉 68-3	第 2 種区域	60	56	○ (70)	○ (65)	

注 1）No.は図 4-1-14 に対応する。
注 2）地域区分は以下のとおりである。
第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
第 2 種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域
注 3）時間区分は以下のとおりである。
【愛知県】昼間：7～20 時、夜間：20～7 時　【三重県】昼間：8～19 時、夜間：19～8 時
注 4）要請限度の適合状況は「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）に基づき区域ごとに指定される道路交通振動の限度により評価する。( )内の数値は当該地点の要請限度を、「○」は要請限度を超過していないことを、「×」は要請限度を超過していることを示す。
出典：「2024 年度交通騒音・振動調査結果」（令和 7 年 9 月、愛知県）
「令和 7（2025）年度版三重県サスティナビリティレポート」（令和 7 年 11 月、三重県）

5) その他の大気の状況（低周波音）

調査区域において、低周波音に関する測定は行われていません。

1.2　水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

1)　水象の概況

調査区域における主な河川は表 4-1-32 及び図 4-1-15 に示すとおりであり、木曽川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。

主な水系の概要は、表 4-1-33 に示すとおりです。

また、調査区域は、濃尾平野の南端部、木曽川の河口デルタ地帯に位置し、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川用水の用水路や排水路が広く整備されています。

表 4-1-32　主な河川一覧

No.	水系	河川名	延長（km）	等級
1	木曽川水系	木曽川	229.0	一級河川
2		長良川	166.0	一級河川
3		揖斐川	121.0	一級河川
4		長島川	-	一級河川
5		鍋田川	7.8	一級河川
6	日光川水系	日光川	41.3	二級河川
7		野府川	7.3	二級河川
8		光堂川	4.9	二級河川
9		領内川	12.6	二級河川
10		三宅川	10.6	二級河川
11		目比川	4.8	二級河川
12		蟹江川	10.2	二級河川
13		小切戸川	4.7	二級河川
14		福田川	16.2	二級河川
15		善太川	12.0	二級河川
16		新堀川	-	二級河川
17	新川水系	青木川	18.3	一級河川
18	筏川水系	筏川	4.2	二級河川

出典：「木曽川水系河川整備計画」（平成20年3月、令和2年3月変更、国土交通省中部地方整備局）
「二級河川日光川水系 河川整備計画」（平成23年5月13日、令和3年11月26日一部変更、愛知県・名古屋市）
「一級河川木曽川水系鍋田川河川整備計画」（平成 28 年 7 月 19 日、愛知県・三重県）
「二級河川筏川水系河川整備計画」（平成 19 年 11 月 27 日、平成 28 年 6 月 3 日一部変更）
「一宮建設事務所　一級河川　青木川（新川水系）」（愛知県ホームページ）

表 4-1-33　主な水系の概要

水系名	木曽川水系	日光川水系
水系の概要	木曽川水系は、長野県木曽郡木祖村の鉢盛山（標高 2,446m）を源とする木曽川と、岐阜県郡上市の大日ヶ岳（標高 1,709m）を源とする長良川、岐阜県揖斐郡揖斐川町の冠山（標高 1,257m）を源とする揖斐川の 3 河川を幹川とし、山地では峡谷をなし、それぞれ濃尾平野を南流し、我が国最大規模の海抜ゼロメートル地帯を貫き、伊勢湾に注ぐ。地域では、これら 3 河川を木曽三川と呼んでいる。	日光川は、その源を愛知県江南市の北部に発し、西流した後、右支川野府川を一宮市内にて合わせ、流向を南に転じ、途中、領内川、福田川等の支川を合わせ伊勢湾に注ぐ二級河川である。本流域は愛知県西部に位置し、名古屋市、一宮市、津島市、江南市、稲沢市、愛西市、清須市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村の 9 市 2 町 1 村からなり、このうち一宮市が約 27%、津島市が約 8%の面積を占めている。
流域面積	約 9,100km^2	約 299km^2

出典：「木曽川水系河川整備計画」（平成20年3月、令和2年3月変更、国土交通省中部地方整備局）
「二級河川日光川水系 河川整備計画」（平成23年5月13日、令和3年11月26日一部変更、愛知県・名古屋市）

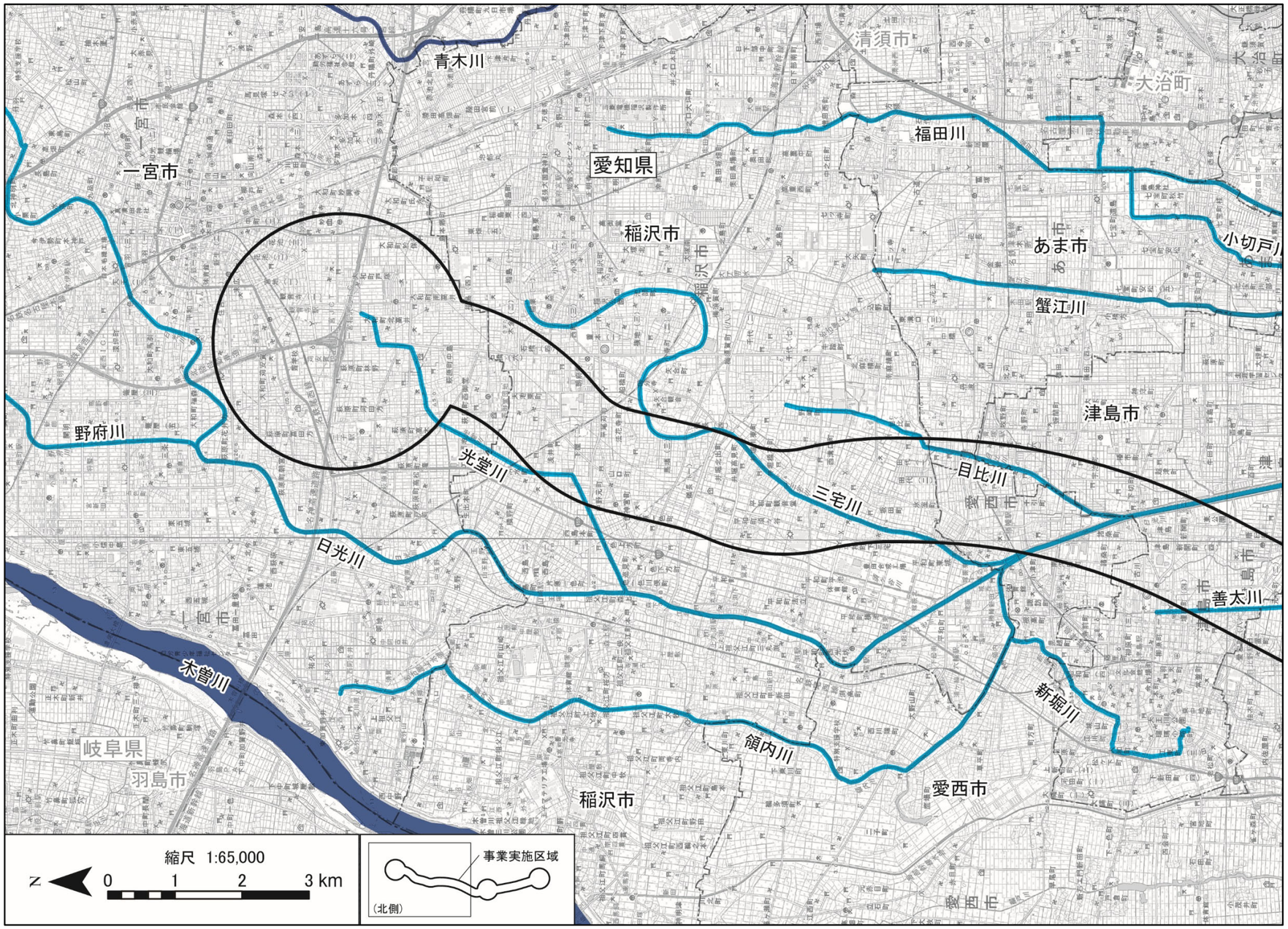

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界
- 1級河川
- 2級河川

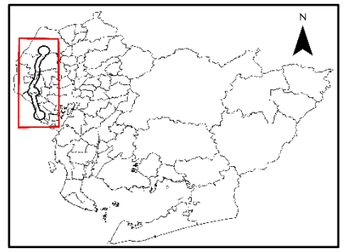

出典：「木曽川水系河川整備計画」（平成20年3月、令和2年3月変更、国土交通省中部地方整備局）
「二級河川日光川水系 河川整備計画」（平成23年5月13日、令和3年11月26日一部変更、愛知県・名古屋市）

図 4-1-15(1)　主な河川位置図

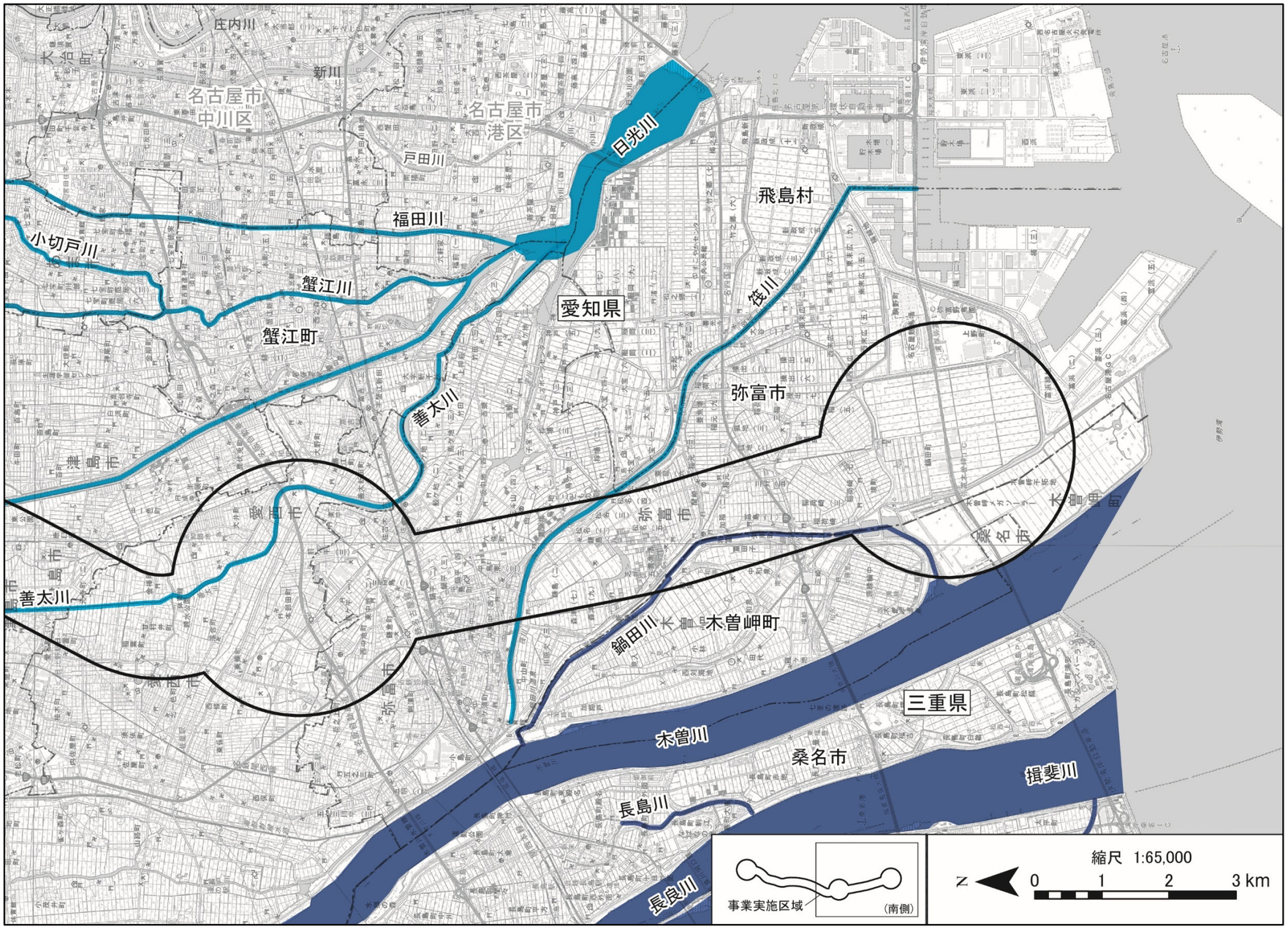

出典：「木曽川水系河川整備計画」（平成20年3月、令和2年3月変更、国土交通省中部地方整備局）
「二級河川日光川水系 河川整備計画」（平成23年5月13日、令和3年11月26日一部変更、愛知県・名古屋市）

図 4-1-15(2)　主な河川位置図

2) 水質の状況

(1) 河川

① 生活環境項目

調査区域の河川における水質（生活環境項目）調査結果は表 4-1-34 及び表 4-1-35 に、調査地点は図 4-1-16 に示すとおりです。また、過去 5 年間の調査結果の経年変化は表 4-1-36～表 4-1-42 に示すとおりです。

生活環境項目については、令和 5～6 年度の調査結果では、すべての地点で環境基準に適合しています。過去 5 年の調査結果では、令和 2 年度の生物化学的酸素要求量（BOD）の 1 地点において環境基準に適合していません。

水生生物の保全に係る環境基準項目についても、令和 5 年度の調査結果では、すべての地点で環境基準に適合しています。また、過去 5 年の調査結果についても、すべての地点で環境基準に適合しています。

表 4-1-34(1) 水質（河川：生活環境項目）調査結果

No.	河川	調査地点	類型	pH	DO	BOD	SS	大腸菌数	調査年度
					(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(CFU/100mL)	
1	木曽川	濃尾大橋（起）※	A	7.4	10	0.7	2	12	R5
2		木曽川大橋（横満蔵）※	A	7.6	8.7	1.0	5	20	
3	長良川	伊勢大橋※	A	7.6	10	0.9	3	13	
4	揖斐川	揖斐長良大橋※	A	7.6	9	1.6	7	44	
5	長島川	長島橋東側	無	7.3	6.0	0.9	5	20	R6
6	縁葉川	小縁葉橋（丹陽）	無	7.7	12	(1.3)	4	-	
7	日光川	北今橋※	D	7.1	7.0	3.0	6	-	
8		板倉橋	D	7.0	6.9	2.1	7	-	
9		大和橋（神山）	D	7.1	7.0	(1.5)	7	-	
10		日光橋（宮西）	D	7.1	7.5	(2.1)	8	-	
11		中一色町北山（右岸幹線水路）	D	7.5	8.3	4.9	12	-	
12		日光橋	D	7.1	6.2	2.6	6	-	
13		日光大橋※	D	7.5	9	4.6	8	-	R5
14		鹿伏兎橋	D	7.3	6.9	2.9	13	-	R6
15		森上橋第 1	D	7.0	7.7	3.4	9.0	-	
16		大正橋	D	7.0	7.7	3.5	9.5	-	
17		宮浦橋	D	7.0	6.7	2.4	6.5	-	
18	野府川	内沼橋（開明）	無	7.3	6.3	(4.3)	7	-	
19		江向橋（三条）	無	7.2	6	(2.5)	8	-	
20	三宅川	鮒の橋	無	7.6	5.2	29	29.5	-	
21		白山橋（井堀橋）	無	7.4	11.2	3.9	10.5	-	
22		東城立切橋	無	7.1	7.4	4.6	13.5	-	
23	光堂川	高木橋（萩原）	無	7.1	7.4	(1.8)	13	-	
24		富士見橋	無	7.1	8.8	3.5	12.5	-	
25	領内川	上須橋（上祖父江）	無	7.0	4.5	(2.4)	15	-	
26		寺島橋	無	6.9	8.2	5.2	10.5	-	
27		甲橋	無	6.8	6.7	4.4	16.5	-	
28		塩川橋	無	6.9	3.6	3.6	12	-	
29	福田川	増田橋	無	7.0	7.0	20	16.5	-	
30		森	無	7.2	8.5	11	16	24,000	
31		七宝町伊福	無	7.2	6.3	8.7	6	1,000	
環境基準			A	6.5～8.5	7.5 以上	2 以下	25 以下	300 以下	
			D	6.0～8.5	2 以上	8 以下	100 以下	―	

表 4-1-34(2)　水質（河川：生活環境項目）調査結果

No.	河川	調査地点	類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	調査年度
32	新堀川	甚目寺	無	7.3	8.6	10	8	5,400	R6
33		西今宿	無	7.5	9.1	16	10	6,200	
34	善太川	愛宕橋	無	7.2	5.7	6.5	26	－	
35	新堀川	向島排水機場	無	7.1	5.5	7.3	51	－	
36		兼平橋	無	6.9	5.6	5.3	13	－	
37	小切戸川	甚目寺	無	7.4	9.5	6.9	7	8,100	
38		七宝町桂	無	7.2	4.1	12	6	420	
39		七宝町鯰橋	無	8.9	16	21	26	3	
40	目比川	蜂須賀	無	7.3	8.1	5.6	12	690	
41	蟹江川	七宝町下田	無	7.5	8.9	5.7	11	980	
42	大江川	天王橋（西成）	無	7.7	16	(3.0)	6	－	
43		森本大橋（丹陽）	無	9.0	20	(2.8)	9	－	
44		島橋	無	7.7	14.0	2.8	4	－	
45		御神明橋	無	8.0	15.0	2.6	4	－	
46		古橋	無	9.5	20.0	2.0	4	－	
47		二ツ寺	無	9.3	18	6.3	11	130	
48	八ヶ川	天王橋	無	6.9	5.5	7.5	12	－	
49		丹波	無	7	7.2	3.1	13	930	
50	五ヶ川	五八排水機場	無	7.1	4.8	3.1	13	－	
51	大木落水路	越津町中之郷	無	7.2	7.0	2.8	7	－	
52	沖永南幹流水路	神守町字古道	無	7.2	7.3	5.8	9	－	
53	南部幹流水路	十三沖永越津排水機場	無	7.5	7.7	4.3	9	－	
54	沖永幹流水路の二水路	白浜町字鳥羽見	無	7.5	8.8	5.2	9	－	
55	温常寺川	杁先橋	無	7.3	7.7	6.4	15	－	
56	中地幹線水路	西愛宕町２	無	7.1	4.8	8.8	14.5	－	
57	二ツ寺井筋	二ツ寺	無	8.1	17.5	4.3	16	24	
58	古大江井筋	北苅	無	7.4	8.3	5.2	30	42	
59	篠田幹流水路	篠田	無	7.6	11.3	7.4	35	120	
60	篠田悪水路	七宝町遠島	無	8.5	18	16	31	290	
61	四ヶ村幹線水路	七宝町下田	無	7.3	0.8	68	15	1,400,000	
62	宝南悪水路	七宝町鷹居	無	7.4	5.6	9.8	8	320	

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）BOD は年間 75%水質値、大腸菌数（CFU/100mL）は年間 90%水質値、その他の項目は年平均値を示す。
注 3）類型の「無」は類型指定されていないことを示す。
注 4）類型指定における利用目的の適応性は以下のとおり。
　A：水道２級、水産１級、水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの
　B：水道３級、水産２級及びＣ以下の欄に掲げるもの
　C：水産３級、工業用水１級及びＤ以下の欄に掲げるもの
　D：工業用水２級、農業用水及びＥの欄に掲げるもの
　E：工業用水３級、環境保全
　（注）水道２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　水道３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
　　水産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　　水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
　　水産３級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
　　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの
　　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
注 5）「－」は測定が行われていないことを示す。

注 6）※印を付した測定地点は、環境基準点であることを示す。
注 7）一宮市は BOD の年間 75%水質値が公表されていないため、（ ）内は年平均値を示す。
注 8）日光川（森上橋第 1、大正橋、宮浦橋）、三宅川（鮒の橋、白山橋（井堀橋）、東城立切橋）、光堂川（富士見橋）、領内川（寺島橋、甲橋、塩川橋）、福田川（増田橋）、大江川（島橋、御神明橋、古橋）の各測定値は日間平均値ではないため参考値とする。
出典：「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）
「いちのみやの環境2025年版（2024年度実績）」（令和7年10月、一宮市）
「2024年度 水質測定結果」（一宮市ホームページ）
「河川等の水質調査結果」（津島市ホームページ）
「令和6年度 稲沢市の環境」（令和7年9月、稲沢市）
「河川水質汚濁調査結果一覧」（あま市ホームページ）
「桑名市の環境（令和7年度版）」（桑名市ホームページ）

表 4-1-35　水質（河川：生活環境項目（水生生物の保全に係る環境基準項目））調査結果（令和 5 年度）

No.	河川	調査地点	類型	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
				(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)
1	木曽川	濃尾大橋（起）※	生物 B	0.004	<0.00006	0.0007
2		木曽川大橋（横満蔵）※	生物 B	0.008	<0.00006	<0.0006
3	長良川	伊勢大橋※	生物 B	0.004	<0.00006	<0.0006
7	日光川	北今橋※	生物 B	0.015	0.00007	0.012
12		日光橋	生物 B	0.011	0.00008	0.015
13		日光大橋※	生物 B	0.008	0.00033	0.0086
環境基準			生物 B	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）値は年平均値を示す。
注 3）類型指定における水生生物の生息状況の適応性は以下のとおり。
生 物　B：コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
注 4）※印を付した測定地点は、環境基準点を示す。
出典：「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）

表 4-1-36(1)　水質（河川：生活環境項目　pH）の経年変化

No.	河川	調査地点	類型	年　度				
				令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
1	木曽川	濃尾大橋（起）※	A	7.4	7.3	7.4	7.4	－
2		木曽川大橋（横満蔵）※	A	7.6	7.6	7.7	7.6	－
3	長良川	伊勢大橋※	A	7.8	7.7	7.7	8.0	－
4	揖斐川	揖斐長良大橋※	A	7.5	7.7	7.7	7.6	－
5	長島川	長島橋東側	無	7.2	7.5	7.5	7.2	7.3
6	縁葉川	小縁葉橋（丹陽）	無	7.6	7.6	7.8	7.6	7.7
7	日光川	北今橋※	D	6.9	7.0	7.1	7.1	7.1
8		板倉橋	D	6.9	7.0	7.0	6.8	7
9		大和橋（神山）	D	6.9	7.0	7.1	6.9	7.1
10		日光橋（宮西）	D	6.9	7.1	7.2	7.0	7.1
11		中一色町北山（右岸幹線水路）	D	7.9	7.5	7.7	7.6	7.6
12		日光橋	D	7.0	7.1	7.2	7.0	7.3
13		日光大橋※	D	7.2	7.6	7.6	7.5	7.5
14		鹿伏兎橋	D	7.6	7.2	7.2	7.5	7.4
15		森上橋第１	D	7.0	7.0	7.0	7.0	7
16		大正橋	D	7.0	7.1	7.0	7.0	7
17		宮浦橋	D	7.0	7.1	7.0	6.9	7
18	野府川	内沼橋（開明）	無	7.1	7.1	7.3	7.1	7.3
19		江向橋（三条）	無	7.0	7.0	7.2	6.9	7.2
20	三宅川	鮒の橋	無	－	7.0	7.0	7.0	7.6
21		白山橋（井堀橋）	無	－	7.0	7.2	7.1	7.4
22		東城立切橋	無	－	7.1	7.2	7.1	7.1
23	光堂川	高木橋（萩原）	無	7.0	7.2	7.2	7.0	7.1
24		富士見橋	無	－	7.0	7.1	7.0	7.1
25	領内川	上須橋（上祖父江）	無	6.7	6.8	6.9	6.7	7
26		寺島橋	無	－	7.0	7.0	6.9	6.9
27		甲橋	無	－	6.9	7.0	6.8	6.8
28		塩川橋	無	－	7.0	6.9	6.9	6.9
29	福田川	増田橋	無	－	7.1	7.1	7.1	7
30		森	無	7.1	7.1	7.1	－	7.2
31		七宝町伊福	無	7.1	7.2	7.1	－	7.2
32	新堀川	甚目寺	無	7.1	7.2	7.0	－	7.3
33		西今宿	無	—	7.2	7.4	－	7.5
34	善太川	愛宕橋	無	7.2	7.1	7.2	7.2	7.2
35	新堀川	向島排水機場	無	6.8	7.1	7.2	7.2	7
36		兼平橋	無	6.9	7.1	7.1	7.1	7
37	小切戸川	甚目寺	無	7.2	7.3	7.2	－	7.4
38		七宝町桂	無	7.3	7.2	7.2	－	7.2
39		七宝町鯰橋	無	8.6	8.1	9.4	－	8.9
40	目比川	蜂須賀	無	7.3	7.2	7.5	－	7.3
41	蟹江川	七宝町下田	無	7.3	7.3	7.2	－	7.5
環境基準			A	6.5～8.5				
			D	6.0～8.5				

表 4-1-36(2)　水質（河川：生活環境項目　pH）の経年変化

No.	河川	調査地点	類型	年　度				
				令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
42	大江川	天王橋（西成）	無	7.7	7.8	8.1	7.7	7.7
43		森本大橋（丹陽）	無	8.7	8.7	8.9	8.5	9
44		島橋	無	－	7.7	7.6	7.4	7.7
45		御神明橋	無	－	7.8	7.7	7.5	8
46		古橋	無	－	9.5	9.3	8.8	9.5
47		二ツ寺	無	8.1	8.3	8.7	－	9.3
48	八ヶ川	天王橋	無	7.3	6.3	7.0	7.2	7
49		丹波	無	6.8	6.8	6.9	－	7
50	五ヶ川	五八排水機場	無	7.2	6.9	7.1	7.4	7.2
51	大木落水路	越津町中之郷	無	8.4	7.7	7.4	7.2	7.6
52	沖永南幹流水路	神守町字古道	無	7.4	7.1	7.3	7.8	7.3
53	南部幹流水路	十三沖永越津排水機場	無	8.5	7.8	7.3	7.5	7.7
54	沖永幹流水路の二水路	白浜町字鳥羽見	無	7.4	7.3	7.3	7.3	7.4
55	温常寺川	杁先橋	無	7.3	7.3	7.4	7.5	7.3
56	中地幹線水路	西愛宕町２	無	7.2	7.2	7.1	7.4	7.1
57	二ツ寺井筋	二ツ寺	無	9.1	7.8	8.1	－	8.1
58	古大江井筋	北苅	無	7.1	8.0	7.3	－	7.4
59	篠田幹流水路	篠田	無	7.1	7.1	7.0	－	7.6
60	篠田悪水路	七宝町遠島	無	7.5	7.6	7.3	－	8.5
61	四ヶ村幹線水路	七宝町下田	無	7.2	8.0	7.1	－	7.3
62	宝南悪水路	七宝鷹居	無	7.9	7.3	7.2	－	7.4

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）値は年平均値を示す。
注 3）類型の「無」は類型指定されていないことを示す。
注 4）類型指定における利用目的の適応性は以下のとおり。
　A：水道２級、水産１級、水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの
　B：水道３級、水産２級及びＣ以下の欄に掲げるもの
　C：水産３級、工業用水１級及びＤ以下の欄に掲げるもの
　D：工業用水２級、農業用水及びＥの欄に掲げるもの
　E：工業用水３級、環境保全
　（注）水道２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　水道３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
　　水産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　　水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
　　水産３級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
　　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの
　　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
注 5）「-」は測定が行われていないことを示す。
注 6）※印を付した測定地点は、環境基準点を示す。
注 7）日光川（森上橋第１、大正橋、宮浦橋）、三宅川（鮒の橋、白山橋（井堀橋）、東城立切橋）、光堂川（富士見橋）、領内川（寺島橋、甲橋、塩川橋）、福田川（増田橋）、大江川（島橋、御神明橋、古橋）の各測定値は日間平均値ではないため参考値とする。
出典：「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）
　「いちのみやの環境2025年版（2024年度実績）」（令和7年10月、一宮市）
　「2023年度 水質測定結果」（一宮市ホームページ）
　「令和4年度 水質測定結果」（一宮市ホームページ）
　「令和3年度 水質測定結果」（一宮市ホームページ）
　「河川等の水質調査結果」（津島市ホームページ）
　「令和6年度 稲沢市の環境」（令和7年9月、稲沢市）
　「令和5年度 稲沢市の環境」（令和6年9月、稲沢市）
　「令和4年度 稲沢市の環境」（令和5年8月、稲沢市）
　「河川水質汚濁調査結果一覧 」（あま市ホームページ）
　「桑名市の環境（令和7年度版）」（桑名市ホームページ）
　「桑名市の環境（令和6年度版）」（桑名市ホームページ）
　「桑名市の環境（令和5年度版）」（桑名市ホームページ）
　「桑名市の環境（令和4年度版）」（桑名市ホームページ）
　「桑名市の環境（令和3年度版）」（桑名市ホームページ）

表 4-1-37(1)　水質（河川：生活環境項目　DO）の経年変化

単位：mg/L

No.	河川	調査地点	類型	年　度				
				令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
1	木曽川	濃尾大橋（起）※	A	10	10	10	10	－
2		木曽川大橋（横満蔵）※	A	9.0	9.4	9.0	8.7	－
3	長良川	伊勢大橋※	A	10.8	10.5	10.4	10.0	－
4	揖斐川	揖斐長良大橋※	A	8.9	8.9	8.5	9.0	－
5	長島川	長島橋東側	無	6.6	5.3	7.6	5.8	6
6	縁葉川	小縁葉橋（丹陽）	無	10.7	12.0	11.9	10.7	12
7	日光川	北今橋※	D	6.5	7.1	6.8	7.0	7
8		板倉橋	D	6.0	7.0	6.3	6.2	7
9		大和橋（神山）	D	5.9	7.6	6.6	6.5	7
10		日光橋（宮西）	D	7.4	8.3	8.2	6.7	7.5
11		中一色町北山（右岸幹線水路）	D	8.1	7.2	6.8	8.1	7.7
12		日光橋	D	6.3	7.4	6.5	6.4	6.5
13		日光大橋※	D	8.5	10	9.2	9	9
14		鹿伏兎橋	D	8.5	7.7	5.9	6.4	7.1
15		森上橋第１	D	7.8	7.9	7.5	8.0	7.7
16		大正橋	D	7.4	7.1	7.4	7.8	7.7
17		宮浦橋	D	6.8	7.1	6.8	6.9	6.7
18	野府川	内沼橋（開明）	無	5.6	7.5	6.7	6.3	6.3
19		江向橋（三条）	無	5.0	6.8	6.2	6.2	6
20	三宅川	鮒の橋	無	－	5.5	6.7	6.5	5.2
21		白山橋（井堀橋）	無	－	8.0	8.1	8.7	11.2
22		東城立切橋	無	－	7.5	8.3	7.5	7.4
23	光堂川	高木橋（萩原）	無	6.7	7.6	6.7	7.0	7.4
24		富士見橋	無	－	7.7	8.2	9.6	8.8
25	領内川	上須橋（上祖父江）	無	4.2	4.4	4.2	4.0	4.5
26		寺島橋	無	－	7.9	7.1	7.8	8.2
27		甲橋	無	－	6.4	6.1	6.7	6.7
28		塩川橋	無	－	6.3	4.5	3.0	3.6
29	福田川	増田橋	無	－	7.2	6.8	6.8	7
30		森	無	7.6	7.6	7.3	－	8.5
31		七宝町伊福	無	5.4	6.8	6.0	－	6.3
32	新堀川	甚目寺	無	6.8	9.7	6.1	－	8.6
33		西今宿	無	―	7.2	7.1	－	9.1
34	善太川	愛宕橋	無	5.7	4.9	4.9	4.9	5.2
35	新堀川	向島排水機場	無	5.0	5.3	7.2	7.2	6.2
36		兼平橋	無	4.2	3.8	5.0	8.5	5
37	小切戸川	甚目寺	無	8.4	7.8	7.7	－	9.5
38		七宝町桂	無	8.8	6.5	14	－	4.1
39		七宝町鯰橋	無	14.3	17	20.5	－	16
40	目比川	蜂須賀	無	8.5	7.8	9.1	－	8.1
41	蟹江川	七宝町下田	無	9.5	9.1	8.2	－	8.9
環境基準			A	7.5 以上				
			D	2 以上				

表 4-1-37(2)　水質（河川：生活環境項目　DO）の経年変化

単位：mg/L

No.	河川	調査地点	類型	年　度				
				令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
42	大江川	天王橋（西成）	無	10.5	14.1	15.5	12.5	7.7
43		森本大橋（丹陽）	無	12.5	17.3	18.0	16.5	9
44		島橋	無	-	13.5	13	11.5	7.7
45		御神明橋	無	-	14	14	13.0	8
46		古橋	無	-	21	19	19.0	9.5
47		二ツ寺	無	14.5	17.5	17	-	9.3
48	八ヶ川	天王橋	無	4.8	4.7	4.6	5.2	7
49		丹波	無	3.4	5.2	4.3	-	7
50	五ヶ川	五八排水機場	無	4.9	8.6	4.5	5.3	7.2
51	大木落水路	越津町中之郷	無	10.3	5.3	6.1	5.4	7.6
52	沖永南幹流水路	神守町字古道	無	7.2	6.6	5.4	7.8	7.3
53	南部幹流水路	十三沖永越津排水機場	無	9.8	9.5	6.8	6.6	7.7
54	沖永幹流水路の二水路	白浜町字鳥羽見	無	8.3	6.8	6.0	8.4	7.4
55	温常寺川	杁先橋	無	8.5	5.5	6.4	6.5	7.3
56	中地幹線水路	西愛宕町２	無	5.8	3.8	4.2	7.5	7.1
57	二ツ寺井筋	二ツ寺	無	16	12.5	12	-	8.1
58	古大江井筋	北苅	無	7.1	7.3	5.0	-	7.4
59	篠田幹流水路	篠田	無	10	8.4	11.4	-	7.6
60	篠田悪水路	七宝町遠島	無	8.1	16.4	13	-	8.5
61	四ヶ村幹線水路	七宝町下田	無	2.1	2.8	1.8	-	7.3
62	宝南悪水路	七宝鷹居	無	11	6.3	4.5	-	7.4

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）値は年平均値を示す。
注 3）類型の「無」は類型指定されていないことを示す。
注 4）類型指定における利用目的の適応性は以下のとおり。
　A：水道２級、水産１級、水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの
　B：水道３級、水産２級及びＣ以下の欄に掲げるもの
　C：水産３級、工業用水１級及びＤ以下の欄に掲げるもの
　D：工業用水２級、農業用水及びＥの欄に掲げるもの
　E：工業用水３級、環境保全
　（注）水道２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　水道３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
　　水産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　　水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
　　水産３級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
　　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの
　　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
注 5）「-」は測定が行われていないことを示す。
注 6）※印を付した測定地点は、環境基準点を示す。
注 7）日光川（森上橋第1、大正橋、宮浦橋）、三宅川（鮒の橋、白山橋（井堀橋）、東城立切橋）、光堂川（富士見橋）、領内川（寺島橋、甲橋、塩川橋）、福田川（増田橋）、大江川（島橋、御神明橋、古橋）の各測定値は日間平均値ではないため参考値とする。

出典：「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）
「いちのみやの環境2025年版（2024年度実績）」（令和7年10月、一宮市）
「2023年度 水質測定結果」（一宮市ホームページ）
「令和4年度 水質測定結果」（一宮市ホームページ）
「令和3年度 水質測定結果」（一宮市ホームページ）
「河川等の水質調査結果」（津島市ホームページ）
「令和6年度 稲沢市の環境」（令和7年9月、稲沢市）
「令和5年度 稲沢市の環境」（令和6年9月、稲沢市）
「令和4年度 稲沢市の環境」（令和5年8月、稲沢市）
「河川水質汚濁調査結果一覧 」（あま市ホームページ）
「桑名市の環境（令和7年度版）」（桑名市ホームページ）
「桑名市の環境（令和6年度版）」（桑名市ホームページ）
「桑名市の環境（令和5年度版）」（桑名市ホームページ）
「桑名市の環境（令和4年度版）」（桑名市ホームページ）
「桑名市の環境（令和3年度版）」（桑名市ホームページ）

表 4-1-38(1)　水質（河川：生活環境項目　BOD）の経年変化

単位：mg/L

No.	河川	調査地点	類型	年　度				
				令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
1	木曽川	濃尾大橋（起）※	A	1.0	0.8	0.9	0.7	0.7
2		木曽川大橋（横満蔵）※	A	0.9	1.3	1.2	1.0	1
3	長良川	伊勢大橋※	A	1.1	1.0	0.9	0.9	0.9
4	揖斐川	揖斐長良大橋※	A	2.1	1.8	1.7	1.6	1.6
5	長島川	長島橋東側	無	4.6	2.0	4.0	2.1	0.9
6	縁葉川	小縁葉橋（丹陽）	無	2.3	4.5	1.1	2.1	(1.3)
7	日光川	北今橋※	D	3.5	4.3	2.8	3.0	3.0
8		板倉橋	D	3.1	3.4	2.6	2.5	2.1
9		大和橋（神山）	D	2.3	2.1	1.9	2.0	(1.5)
10		日光橋（宮西）	D	2.3	1.8	1.1	2.3	(2.1)
11		中一色町北山（右岸幹線水路）	D	5.5	4.9	4.7	6.6	4.9
12		日光橋	D	3.1	3.7	2.9	2.5	2.6
13		日光大橋※	D	4.5	6.1	4.7	4.6	4.6
14		鹿伏兎橋	D	5.0	3.3	2.7	2.3	2.9
15		森上橋第１	D	3.6	2.6	2.3	4.2	3.4
16		大正橋	D	2.0	2.3	2.0	2.5	3.5
17		宮浦橋	D	1.8	2.0	1.9	1.9	2.4
18	野府川	内沼橋（開明）	無	4.4	3.1	14.0	4.5	(4.3)
19		江向橋（三条）	無	2.8	4.3	11.0	2.9	(2.5)
20	三宅川	鮒の橋	無	－	11	3	8.3	29
21		白山橋（井堀橋）	無	－	3.3	2.7	4.3	3.9
22		東城立切橋	無	－	3.0	3.4	3.7	4.6
23	光堂川	高木橋（萩原）	無	2.1	2.3	1.2	2.3	(1.8)
24		富士見橋	無	－	4.9	2.9	4.0	3.5
25	領内川	上須橋（上祖父江）	無	2.4	2.5	1.3	1.5	(2.4)
26		寺島橋	無	－	4.0	3.0	3.6	5.2
27		甲橋	無	－	10	3.4	8.7	4.4
28		塩川橋	無	－	3.4	3.1	7.7	3.6
29	福田川	増田橋	無	－	4.7	4.9	14.0	20
30		森	無	8.5	9.2	9.2	－	11
31		七宝町伊福	無	6.7	5.9	7.1	－	8.7
32	新堀川	甚目寺	無	6.8	14.0	19.0	－	10
33		西今宿	無	―	14.0	46.0	－	16
34	善太川	愛宕橋	無	7.1	6.4	5.3	7.7	6.5
35	新堀川	向島排水機場	無	5.2	5.5	4.5	3.8	7.3
36		兼平橋	無	7.7	5.1	3.8	3.8	5.3
37	小切戸川	甚目寺	無	10	15	14	－	6.9
38		七宝町桂	無	19	16	24	－	12
39		七宝町鯰橋	無	12	16	16	－	21
40	目比川	蜂須賀	無	3.7	4.4	4.2	－	5.6
41	蟹江川	七宝町下田	無	8.8	6.7	10	－	5.7
環境基準			A	2 以下				
			D	8 以下				

表 4-1-38(2)　水質（河川：生活環境項目　BOD）の経年変化

単位：mg/L

No.	河川	調査地点	類型	年　度				
				令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
42	大江川	天王橋（西成）	無	6.2	7.1	4.0	4.8	(3.0)
43		森本大橋（丹陽）	無	5.5	5.0	4.8	5.3	(2.8)
44		島橋	無	－	4.8	7	3.0	2.8
45		御神明橋	無	－	4.8	3.3	3.5	2.6
46		古橋	無	－	4.2	3.7	3.6	2
47		二ツ寺	無	3.7	5.5	5.4	－	6.3
48	八ヶ川	天王橋	無	3.7	2.3	3.7	7.4	7.5
49		丹波	無	5.2	6.7	6.7	－	3.1
50	五ヶ川	五八排水機場	無	2.8	3.1	4.0	3.9	3.1
51	大木落水路	越津町中之郷	無	7.7	13	3.3	1.9	2.8
52	沖永南幹流水路	神守町字古道	無	7.3	5.9	5.5	6.4	5.8
53	南部幹流水路	十三沖永越津排水機場	無	9.8	8.1	3.7	6.4	4.3
54	沖永幹流水路の二水路	白浜町字鳥羽見	無	3.0	4.6	1.9	2.1	5.2
55	温常寺川	杁先橋	無	5.1	4.3	8.1	3.6	6.4
56	中地幹線水路	西愛宕町２	無	9.9	8.2	11	3.6	8.8
57	二ツ寺井筋	二ツ寺	無	1.2	2.2	1.9	－	4.3
58	古大江井筋	北苅	無	5.4	11	9.9	－	5.2
59	篠田幹流水路	篠田	無	4.1	6.0	11	－	7.4
60	篠田悪水路	七宝町遠島	無	15	17	18	－	16
61	四ヶ村幹線水路	七宝町下田	無	11	52	26	－	68
62	宝南悪水路	七宝鷹居	無	13	9.9	16	－	9.8

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）値は年間 75%値を示す。
注 3）類型の「無」は類型指定されていないことを示す。
注 4）類型指定における利用目的の適応性は以下のとおり。
　A：水道２級、水産１級、水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの
　B：水道３級、水産２級及びＣ以下の欄に掲げるもの
　C：水産３級、工業用水１級及びＤ以下の欄に掲げるもの
　D：工業用水２級、農業用水及びＥの欄に掲げるもの
　E：工業用水３級、環境保全
　（注）水道２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　水道３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
　　水産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　　水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
　　水産３級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
　　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの
　　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
注 5）「-」は測定が行われていないことを示す。
注 6）※印を付した測定地点は、環境基準点を示す。
注 7）網掛は環境基準に適合していないことを示す。
注 8）一宮市は BOD の年間 75%水質値が公表されていないため、（　）内は年平均値を示す。
注 9）日光川（森上橋第 1、大正橋、宮浦橋）、三宅川（鮒の橋、白山橋（井堀橋）、東城立切橋）、光堂川（富士見橋）、領内川（寺島橋、甲橋、塩川橋）、福田川（増田橋）、大江川（島橋、御神明橋、古橋）の各測定値は日間平均値ではないため参考値とする。

出典：「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）
「いちのみやの環境2025年版（2024年度実績）」（令和7年10月、一宮市）
「2023年度 水質測定結果」（一宮市ホームページ）
「令和4年度 水質測定結果」（一宮市ホームページ）
「令和3年度 水質測定結果」（一宮市ホームページ）
「河川等の水質調査結果」（津島市ホームページ）
「令和6年度 稲沢市の環境」（令和7年9月、稲沢市）
「令和5年度 稲沢市の環境」（令和6年9月、稲沢市）
「令和4年度 稲沢市の環境」（令和5年8月、稲沢市）
「河川水質汚濁調査結果一覧 」（あま市ホームページ）
「桑名市の環境（令和7年度版）」（桑名市ホームページ）
「桑名市の環境（令和6年度版）」（桑名市ホームページ）
「桑名市の環境（令和5年度版）」（桑名市ホームページ）
「桑名市の環境（令和4年度版）」（桑名市ホームページ）
「桑名市の環境（令和3年度版）」（桑名市ホームページ）

表 4-1-39(1)　水質（河川：生活環境項目　SS）の経年変化

単位：mg/L

No.	河川	調査地点	類型	年　度				
				令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
1	木曽川	濃尾大橋（起）※	A	5	3	5	2	—
2		木曽川大橋（横満蔵）※	A	8	6	5	5	—
3	長良川	伊勢大橋※	A	4	3	4	3	—
4	揖斐川	揖斐長良大橋※	A	8	5	5	7	—
5	長島川	長島橋東側	無	10	13.0	10	13	5
6	縁葉川	小縁葉橋（丹陽）	無	11	7	6	11	4
7	日光川	北今橋※	D	8	7	8	6	6
8		板倉橋	D	10	8	8	9	7
9		大和橋（神山）	D	9	8	10	12	7
10		日光橋（宮西）	D	8	7	10	11	8
11		中一色町北山（右岸幹線水路）	D	17	33	16	12	17.5
12		日光橋	D	8	8	7	7	7
13		日光大橋※	D	12	9	10	8	8
14		鹿伏兎橋	D	15	6	6	9	9.5
15		森上橋第１	D	10	8	10	11	9
16		大正橋	D	9	6	10	10	9.5
17		宮浦橋	D	6	5	10	7	6.5
18	野府川	内沼橋（開明）	無	13	9	9	12	7
19		江向橋（三条）	無	11	11	10	12	8
20	三宅川	鮒の橋	無	－	22	22	21	29.5
21		白山橋（井堀橋）	無	－	9	11	14	10.5
22		東城立切橋	無	－	9	19	17	13.5
23	光堂川	高木橋（萩原）	無	13	17	12	21	13
24		富士見橋	無	－	21	20	13	12.5
25	領内川	上須橋（上祖父江）	無	19	18	16	20	15
26		寺島橋	無	－	10	9.0	9	10.5
27		甲橋	無	－	10	13	13	16.5
28		塩川橋	無	－	6	12	19	12
29	福田川	増田橋	無	－	9	15	19	16.5
30		森	無	21.5	13.5	27.5	－	15.5
31		七宝町伊福	無	8.5	9	13	－	6
32	新堀川	甚目寺	無	8	9	11	－	7.5
33		西今宿	無	—	10	12	－	10
34	善太川	愛宕橋	無	14	11.5	14.0	14	16
35	新堀川	向島排水機場	無	17	9.5	6	12	17
36		兼平橋	無	20	13.5	13.5	3	14
37	小切戸川	甚目寺	無	5.5	8.5	8.5	－	6.5
38		七宝町桂	無	21.5	10	26.5	－	6
39		七宝町鯰橋	無	19	22	13.5	－	26
40	目比川	蜂須賀	無	14	11.5	12.5	－	12
41	蟹江川	七宝町下田	無	10	14	14	－	11
環境基準			A	25 以下				
			D	100 以下				

表 4-1-39(2)　水質（河川：生活環境項目　SS）の経年変化

単位：mg/L

No.	河川	調査地点	類型	年　度				
				令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
42	大江川	天王橋（西成）	無	11	9	10	8	6
43		森本大橋（丹陽）	無	13	8	6	13	9
44		島橋	無	-	5	5	6	4
45		御神明橋	無	-	2	5	6	4
46		古橋	無	-	3	8	6	4
47		二ツ寺	無	33	9.5	6	-	10.5
48	八ヶ川	天王橋	無	9.5	13.5	11	13	11.5
49		丹波	無	19.5	15	15.5	-	13
50	五ヶ川	五八排水機場	無	9.5	11.5	31.5	8	14.5
51	大木落水路	越津町中之郷	無	16.5	24	13.5	8	16.5
52	沖永南幹流水路	神守町字古道	無	22.5	12.5	15.5	36	14
53	南部幹流水路	十三沖永越津排水機場	無	15.5	16.5	9.5	22	12
54	沖永幹流水路の二水路	白浜町字鳥羽見	無	5.0	8.5	5.5	13	7
55	温常寺川	杁先橋	無	16.5	14.5	25	10	18
56	中地幹線水路	西愛宕町２	無	11	14.5	26	12	14.5
57	二ツ寺井筋	二ツ寺	無	9	4	2.5	-	15.5
58	古大江井筋	北苅	無	12.5	10	19.0	-	29.5
59	篠田幹流水路	篠田	無	11	14.5	22.5	-	35
60	篠田悪水路	七宝町遠島	無	20	28.5	26.5	-	30.5
61	四ヶ村幹線水路	七宝町下田	無	7.5	12	20.5	-	15
62	宝南悪水路	七宝鷹居	無	14.5	9	40	-	8

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）値は年平均値を示す。
注 3）類型の「無」は類型指定されていないことを示す。
注 4）類型指定における利用目的の適応性は以下のとおり。
　A：水道２級、水産１級、水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの
　B：水道３級、水産２級及びＣ以下の欄に掲げるもの
　C：水産３級、工業用水１級及びＤ以下の欄に掲げるもの
　D：工業用水２級、農業用水及びＥの欄に掲げるもの
　E：工業用水３級、環境保全
　（注）水道２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　水道３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
　　水産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　　水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
　　水産３級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
　　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの
　　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
注 5）「-」は測定が行われていないことを示す。
注 6）※印を付した測定地点は、環境基準点を示す。
注 7）日光川（森上橋第１、大正橋、宮浦橋）、三宅川（鮒の橋、白山橋（井堀橋）、東城立切橋）、光堂川（富士見橋）、領内川（寺島橋、甲橋、塩川橋）、福田川（増田橋）、大江川（島橋、御神明橋、古橋）の各測定値は日間平均値ではないため参考値とする。

出典：「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）
「いちのみやの環境2025年版（2024年度実績）」（令和7年10月、一宮市）
「2023年度 水質測定結果」（一宮市ホームページ）
「令和4年度 水質測定結果」（一宮市ホームページ）
「令和3年度 水質測定結果」（一宮市ホームページ）
「河川等の水質調査結果」（津島市ホームページ）
「令和6年度 稲沢市の環境」（令和7年9月、稲沢市）
「令和5年度 稲沢市の環境」（令和6年9月、稲沢市）
「令和4年度 稲沢市の環境」（令和5年8月、稲沢市）
「河川水質汚濁調査結果一覧 」（あま市ホームページ）
「桑名市の環境（令和7年度版）」（桑名市ホームページ）
「桑名市の環境（令和6年度版）」（桑名市ホームページ）
「桑名市の環境（令和5年度版）」（桑名市ホームページ）
「桑名市の環境（令和4年度版）」（桑名市ホームページ）
「桑名市の環境（令和3年度版）」（桑名市ホームページ）

表 4-1-40　水質（河川：水生生物基準項目　全亜鉛）の経年変化

単位：mg/L

No.	河川	調査地点	類型	年　度				
				令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
1	木曽川	濃尾大橋（起）※	生物 B	0.002	0.005	0.002	0.003	0.004
2		木曽川大橋（横満蔵）※	生物 B	0.011	0.009	0.008	0.011	0.008
3	長良川	伊勢大橋※	生物 B	0.012	0.014	0.006	0.007	0.004
7	日光川	北今橋※	生物 B	0.026	0.023	0.018	0.019	0.015
12		日光橋	生物 B	0.022	0.011	0.020	0.011	0.011
13		日光大橋※	生物 B	0.022	0.011	0.013	0.009	0.008
環境基準			生物 B	0.03 以下				

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）値は年平均値を示す。
注 3）類型指定における水生生物の生息状況の適応性は以下のとおり。
　　生 物　B：コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
注 4）※印を付した測定地点は、環境基準点を示す。
出典：「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）

表 4-1-41　水質（河川：水生生物基準項目　ノニルフェノール）の経年変化

単位：mg/L

No.	河川	調査地点	類型	年　度				
				令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
1	木曽川	濃尾大橋（起）※	生物 B	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
2		木曽川大橋（横満蔵）※	生物 B	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
3	長良川	伊勢大橋※	生物 B	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
7	日光川	北今橋※	生物 B	0.00014	0.00012	0.00013	0.00009	0.00007
12		日光橋	生物 B	0.00018	0.00017	0.00012	0.00011	0.00008
13		日光大橋※	生物 B	0.00055	0.00043	0.00033	0.00036	0.00033
環境基準			生物 B	0.002 以下				

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）値は年平均値を示す。
注 3）類型指定における水生生物の生息状況の適応性は以下のとおり。
　　生 物　B：コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
注 4）※印を付した測定地点は、環境基準点を示す。
出典：「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）

表 4-1-42　水質（河川：水生生物基準項目　LAS）の経年変化

単位：mg/L

No.	河川	調査地点	類型	年　度				
				令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
1	木曽川	濃尾大橋（起）※	生物 B	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0007
2		木曽川大橋（横満蔵）※	生物 B	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
3	長良川	伊勢大橋※	生物 B	0.0008	<0.0006	0.0007	<0.0006	<0.0006
7	日光川	北今橋※	生物 B	0.013	0.020	0.020	0.014	0.012
12		日光橋	生物 B	0.017	0.016	0.014	0.014	0.015
13		日光大橋※	生物 B	0.0064	0.0060	0.011	0.0059	0.0086
環境基準			生物 B	0.05 以下				

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）値は年平均値を示す。
注 3）類型指定における水生生物の生息状況の適応性は以下のとおり。
　　生 物　B：コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
注 4）※印を付した測定地点は、環境基準点を示す。
出典：「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）

② 健康項目

調査区域の河川における水質（健康項目）調査結果は表 4-1-43 に、調査地点は図 4-1-16 に示すとおりです。

健康項目については、すべての地点で環境基準を達成しています。

表 4-1-43(1)　水質（河川：健康項目）調査結果

単位：mg/L

No.	1	2	3	7	環境基準
河川	木曽川		長良川	日光川	
調査地点	濃尾大橋（起）※	木曽川大橋（横満蔵）※	伊勢大橋※	北今橋※	
調査年度	R5	R5	R5	R5	
ｶﾄﾞﾐｳﾑ	<0.0005	<0.0003	<0.0003	<0.0005	0.003 以下
全ｼｱﾝ	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価ｸﾛﾑ	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
ｱﾙｷﾙ水銀	－	－	－	－	検出されないこと
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	－	検出されないこと
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.01	<0.002	<0.002	<0.01	0.1 以下
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.1	1 以下
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
ﾁｳﾗﾑ	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
ｼﾏｼﾞﾝ	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
ｾﾚﾝ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.24	0.20	0.44	1.1	10 以下
ふっ素	0.10	－	<0.08	0.20	0.8 以下
ほう素	<0.02	－	<0.02	0.03	1 以下
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）全シアンは最大値、それ以外の項目は年平均値を示す。なお、濃尾大橋（起）については総水銀の平均値が公表されていないため最大値を示した。
注 3）「－」は測定が行われていないことを示す。
注 4）※印を付した測定地点は、環境基準点を示す。
出典：「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）

表 4-1-43(2)　水質（河川：健康項目）調査結果

単位：mg/L

No.	8	11	12	13	環境基準
河川	日光川				
調査地点	板倉橋	中一色町北山(右岸幹線水路)	日光橋	日光大橋※	
調査年度	R6	R6	R5	R5	
ｶﾄﾞﾐｳﾑ	－	<0.0003	<0.0005	<0.0005	0.003 以下
全ｼｱﾝ	－	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	－	<0.001	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価ｸﾛﾑ	－	<0.005	<0.01	<0.01	0.02 以下
砒素	－	0.002	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	－	－	－	<0.0005	0.0005 以下
ｱﾙｷﾙ水銀	－	－	－	—	検出されないこと
PCB	－	－	－	<0.0005	検出されないこと
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	<0.002	－	－	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	－	－	<0.0002	0.002 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0004	－	－	<0.0004	0.004 以下
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.01	－	－	<0.01	0.1 以下
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.004	－	－	<0.004	0.04 以下
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.1	－	－	<0.1	1 以下
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0006	－	－	<0.0006	0.006 以下
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.001	－	－	<0.001	0.01 以下
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.0005	－	－	<0.0005	0.01 以下
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	<0.0002	－	－	<0.0002	0.002 以下
ﾁｳﾗﾑ	－	－	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
ｼﾏｼﾞﾝ	－	－	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	－	－	<0.002	<0.002	0.02 以下
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	<0.001	－	—	<0.001	0.01 以下
ｾﾚﾝ	－	－	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	－	－	－	1.0	10 以下
ふっ素	－	－	－	0.14	0.8 以下
ほう素	－	－	－	0.05	1 以下
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	<0.005	－	－	<0.005	0.05 以下

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）全シアンは最大値、それ以外の項目は年平均値を示す。
注 3）「－」は測定が行われていないことを示す。
注 4）※印を付した測定地点は、環境基準点を示す。
出典：「2024 年度 水質測定結果」（一宮市ホームページ）
「河川等の水質調査結果」（津島市ホームページ）
「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）

表 4-1-43(3)　水質（河川：健康項目）調査結果

単位：mg/L

No.	15	16	17	20	環境基準
河川	日光川		三宅川		
調査地点	森上橋第１	大正橋	宮浦橋	鮒の橋	
調査年度	R6	R6	R6	R6	
ｶﾄﾞﾐｳﾑ	ND	ND	ND	ND	0.003 以下
全ｼｱﾝ	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
鉛	ND	ND	ND	ND	0.01 以下
六価ｸﾛﾑ	ND	ND	ND	ND	0.02 以下
砒素	ND	ND	ND	ND	0.01 以下
総水銀	ND	ND	ND	ND	0.0005 以下
ｱﾙｷﾙ水銀	－	－	－	－	検出されないこと
PCB	－	－	－	－	検出されないこと
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	－	－	－	－	0.02 以下
四塩化炭素	－	－	－	－	0.002 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	－	－	0.004 以下
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	0.1 以下
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	0.04 以下
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	－	－	1 以下
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	－	－	0.006 以下
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	0.01 以下
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	0.01 以下
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	－	－	－	－	0.002 以下
ﾁｳﾗﾑ	－	－	－	－	0.006 以下
ｼﾏｼﾞﾝ	－	－	－	－	0.003 以下
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	－	－	－	－	0.02 以下
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	－	－	－	－	0.01 以下
ｾﾚﾝ	－	－	－	－	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	－	－	－	－	10 以下
ふっ素	－	－	－	－	0.8 以下
ほう素	－	－	－	－	1 以下
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	－	－	－	－	0.05 以下

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）全シアンは最大値、それ以外の項目は年平均値を示す。
注 3）「ND」は定量限界未満であること、「－」は測定が行われていないことを示す。
注 4）※印を付した測定地点は、環境基準点を示す。
出典：「令和 6 年度 稲沢市の環境」（令和 7 年 9 月、稲沢市）

表 4-1-43(4)　水質（河川：健康項目）調査結果（令和５年度）

単位：mg/L

No.	21	22	23	24	環境基準
河川	三宅川		光堂川		
調査地点	白山橋（井堀橋）	東城立切橋	高木橋（萩原）	富士見橋	
調査年度	R6	R6	R5	R6	
ｶﾄﾞﾐｳﾑ	ND	ND	NF	ND	0.003 以下
全ｼｱﾝ	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
鉛	ND	ND	NF	ND	0.01 以下
六価ｸﾛﾑ	ND	ND	NF	ND	0.02 以下
砒素	ND	ND	NF	ND	0.01 以下
総水銀	ND	ND	NF	ND	0.0005 以下
ｱﾙｷﾙ水銀	－	－	―	－	検出されないこと
PCB	－	－	―	－	検出されないこと
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	－	－	NF	－	0.02 以下
四塩化炭素	－	－	NF	－	0.002 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	NF	－	0.004 以下
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	NF	－	0.1 以下
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	NF	－	0.04 以下
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	NF	－	1 以下
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	NF	－	0.006 以下
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	NF	－	0.01 以下
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	NF	－	0.01 以下
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	－	－	NF	－	0.002 以下
ﾁｳﾗﾑ	－	－	NF	－	0.006 以下
ｼﾏｼﾞﾝ	－	－	NF	－	0.003 以下
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	－	－	NF	－	0.02 以下
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	－	－	NF	－	0.01 以下
ｾﾚﾝ	－	－	NF	－	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	－	－	0.47	－	10 以下
ふっ素	－	－	0.14	－	0.8 以下
ほう素	－	－	0.025	－	1 以下
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	－	－	NF	－	0.05 以下

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）全シアンは最大値、それ以外の項目は年平均値を示す。
注 3）「ND」は定量限界未満であること、「NF」は不検出、「－」は測定が行われていないことを示す。
注 4）※印を付した測定地点は、環境基準点を示す。
出典：「令和 6 年度 稲沢市の環境」（令和 7 年 9 月、稲沢市）
「いちのみやの環境 2025 年版（2024 年度実績）」（令和 7 年 10 月、一宮市）

表 4-1-43(5)　水質（河川：健康項目）調査結果

単位：mg/L

No.	26	27	28	29	34	環境基準
河川	領内川			福田川	善太川	
調査地点	寺島橋	甲橋	塩川橋	増田橋	愛宕橋	
調査年度	R6	R6	R6	R6	R6	
ｶﾄﾞﾐｳﾑ	ND	ND	ND	ND	ND	0.003 以下
全ｼｱﾝ	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
鉛	ND	ND	ND	ND	ND	0.01 以下
六価ｸﾛﾑ	ND	ND	ND	ND	ND	0.02 以下
砒素	ND	ND	ND	ND	0.002	0.01 以下
総水銀	ND	ND	ND	ND	－	0.0005 以下
ｱﾙｷﾙ水銀	－	－	－	－	－	検出されないこと
PCB	－	－	－	－	－	検出されないこと
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	－	－	－	－	－	0.02 以下
四塩化炭素	－	－	－	－	－	0.002 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	－	－	－	0.004 以下
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	－	0.1 以下
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	－	0.04 以下
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	－	－	－	1 以下
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	－	－	－	0.006 以下
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	－	0.01 以下
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	－	0.01 以下
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	－	－	－	－	－	0.002 以下
ﾁｳﾗﾑ	－	－	－	－	－	0.006 以下
ｼﾏｼﾞﾝ	－	－	－	－	－	0.003 以下
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	－	－	－	－	－	0.02 以下
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	－	－	－	－	－	0.01 以下
ｾﾚﾝ	－	－	－	－	－	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	－	－	－	－	－	10 以下
ふっ素	－	－	－	－	－	0.8 以下
ほう素	－	－	－	－	－	1 以下
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	－	－	－	－	－	0.05 以下

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）全シアンは最大値、それ以外の項目は年平均値を示す。
注 3）「ND」は定量限界未満であること、「－」は測定が行われていないことを示す。
注 4）※印を付した測定地点は、環境基準点を示す。
出典：「令和6年度 稲沢市の環境」（令和7年9月、稲沢市）
「河川等の水質調査結果」（津島市ホームページ）

表 4-1-43(6)　水質（河川：健康項目）調査結果

単位：mg/L

No.	35	36	43	44	45	46	環境基準
河川	新堀川		大江川				
調査地点	向島排水機場	兼平橋	森本大橋（丹陽）	島橋	御神明橋	古橋	
調査年度	R6	R6	R5	R6	R6	R6	
ｶﾄﾞﾐｳﾑ	<0.0003	<0.0003	NF	ND	ND	ND	0.003 以下
全ｼｱﾝ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
鉛	<0.003	<0.001	NF	ND	ND	ND	0.01 以下
六価ｸﾛﾑ	<0.005	<0.005	NF	ND	ND	ND	0.02 以下
砒素	0.004	0.003	NF	ND	ND	ND	0.01 以下
総水銀	－	－	NF	ND	ND	ND	0.0005 以下
ｱﾙｷﾙ水銀	－	－	－	－	－	－	検出されないこと
PCB	－	－	－	－	－	－	検出されないこと
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	－	－	NF	－	－	－	0.02 以下
四塩化炭素	－	－	NF	－	－	－	0.002 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	NF	－	－	－	0.004 以下
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	NF	－	－	－	0.1 以下
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	NF	－	－	－	0.04 以下
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	NF	－	－	－	1 以下
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	NF	－	－	－	0.006 以下
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	NF	－	－	－	0.01 以下
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	NF	－	－	－	0.01 以下
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	－	－	NF	－	－	－	0.002 以下
ﾁｳﾗﾑ	－	－	NF	－	－	－	0.006 以下
ｼﾏｼﾞﾝ	－	－	NF	－	－	－	0.003 以下
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	－	－	NF	－	－	－	0.02 以下
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	－	－	NF	－	－	－	0.01 以下
ｾﾚﾝ	－	－	NF	－	－	－	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	－	－	2.8	－	－	－	10 以下
ふっ素	－	－	0.01	－	－	－	0.8 以下
ほう素	－	－	0.015	－	－	－	1 以下
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	－	－	NF	－	－	－	0.05 以下

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）全シアンは最大値、それ以外の項目は年平均値を示す。
注 3）「ND」は定量限界未満であること、「NF」は不検出、「－」は測定が行われていないことを示す。
注 4）※印を付した測定地点は、環境基準点を示す。
出典：「河川等の水質調査結果」（津島市ホームページ）
「いちのみやの環境 2025 年版（2024 年度実績）」（令和 7 年 10 月、一宮市）
「令和 6 年度 稲沢市の環境」（令和 7 年 9 月、稲沢市）

表 4-1-43(7)　水質（河川：健康項目）調査結果

単位：mg/L

No.	48	50	51	52	環境基準
河川	八ヶ川	五ヶ川	大木落水路	沖永南幹流水路	
調査地点	天王橋	五八排水機場	越津町中之郷	神守町字古道	
調査年度	R6	R6	R6	R6	
ｶﾄﾞﾐｳﾑ	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全ｼｱﾝ	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
鉛	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
六価ｸﾛﾑ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02 以下
砒素	<0.001	0.001	0.003	0.001	0.01 以下
総水銀	－	－	－	－	0.0005 以下
ｱﾙｷﾙ水銀	－	－	－	－	検出されないこと
PCB	－	－	－	－	検出されないこと
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	－	－	－	－	0.02 以下
四塩化炭素	－	－	－	－	0.002 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	－	－	0.004 以下
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	0.1 以下
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	0.04 以下
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	－	－	1 以下
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	－	－	0.006 以下
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	0.01 以下
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	0.01 以下
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	－	－	－	－	0.002 以下
ﾁｳﾗﾑ	－	－	－	－	0.006 以下
ｼﾏｼﾞﾝ	－	－	－	－	0.003 以下
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	－	－	－	－	0.02 以下
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	－	－	－	－	0.01 以下
ｾﾚﾝ	－	－	－	－	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	－	－	－	－	10 以下
ふっ素	－	－	－	－	0.8 以下
ほう素	－	－	－	－	1 以下
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	－	－	－	－	0.05 以下

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）全シアンは最大値、それ以外の項目は年平均値を示す。
注 3）「ND」は定量限界未満であること、「－」は測定が行われていないことを示す。
注 4）※印を付した測定地点は、環境基準点を示す。
出典：「河川等の水質調査結果」（津島市ホームページ）

表 4-1-43(8)　水質（河川：健康項目）調査結果

単位：mg/L

No.	53	54	55	56	環境基準
河川	南部幹流水路	沖永幹流水路の二水路	温常寺川	中地幹線水路	
調査地点	十三沖永越津排水機場	白浜町字鳥羽見	杁先橋	西愛宕町 2	
調査年度	R6	R6	R6	R6	
ｶﾄﾞﾐｳﾑ	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全ｼｱﾝ	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
鉛	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
六価ｸﾛﾑ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02 以下
砒素	0.003	0.001	0.002	0.002	0.01 以下
総水銀	－	－	－	－	0.0005 以下
ｱﾙｷﾙ水銀	－	－	－	－	検出されないこと
PCB	－	－	－	－	検出されないこと
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	－	－	－	－	0.02 以下
四塩化炭素	－	－	－	－	0.002 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	－	－	0.004 以下
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	0.1 以下
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	0.04 以下
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	－	－	1 以下
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	－	－	0.006 以下
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	0.01 以下
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	0.01 以下
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	－	－	－	－	0.002 以下
ﾁｳﾗﾑ	－	－	－	－	0.006 以下
ｼﾏｼﾞﾝ	－	－	－	－	0.003 以下
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	－	－	－	－	0.02 以下
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	－	－	－	－	0.01 以下
ｾﾚﾝ	－	－	－	－	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	－	－	－	－	10 以下
ふっ素	－	－	－	－	0.8 以下
ほう素	－	－	－	－	1 以下
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	－	－	－	－	0.05 以下

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）全シアンは最大値、それ以外の項目は年平均値を示す。
注 3）「ND」は定量限界未満であること、「－」は測定が行われていないことを示す。
注 4）※印を付した測定地点は、環境基準点を示す。
出典：「河川等の水質調査結果」（津島市ホームページ）

③ ダイオキシン類

調査区域の河川におけるダイオキシン類水環境（水質）調査結果は表 4-1-44 に、調査地点は図 4-1-16 に示すとおりです。また、過去 5 年間の調査結果の経年変化は表 4-1-45 に示すとおりです。

水質（ダイオキシン類）については、令和 5～6 年度の調査結果では、すべての地点で環境基準に適合しています。過去 5 年の調査結果についても、すべての地点で環境基準に適合しています。

表 4-1-44　水質（河川：ダイオキシン類）調査結果

単位：pg-TEQ/L

No.	河川	調査地点	調査結果	調査年度	環境基準
1	木曽川	濃尾大橋（起）※	0.16	R6	1
3	長良川	伊勢大橋※	0.12	R6	
7	日光川	北今橋（萩原）※	0.64	R6	
13		日光大橋	0.38	R5	

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）年間平均値を示す。
注 3）※印を付した測定地点は、環境基準点を示す。
出典：「2024年度 水質測定結果」（一宮市ホームページ）
「令和6年 中部地方一級河川の水質」（令和7年7月、中部地方整備局）
「2023年度のダイオキシン類に係る環境調査結果について」（愛知県）

表 4-1-45　水質（河川：ダイオキシン類）調査結果の経年変化

単位：pg-TEQ/L

No.	河川	測定局名	年　度				
			令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
1	木曽川	濃尾大橋（起）※	0.074	0.075	0.071	0.074	0.16
3	長良川	伊勢大橋※	0.16	0.068	0.15	0.13	0.12
7	日光川	北今橋※	0.27	0.72	0.74	0.69	0.64
13		日光大橋	0.47	－	－	0.38	－
環境基準			1				

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）年間平均値を示す。
注 3）※印を付した測定地点は、環境基準点を示す。
注 4）No.13 日光大橋は 3 年に 1 度調査を行っている。
出典：「いちのみやの環境2025年版（2024年度実績）」（令和7年10月、一宮市）
「いちのみやの環境 令和6年版（令和5年度実績）」（令和5年9月、一宮市）
「いちのみやの環境 令和5年版（令和4年度実績）」（令和5年9月、一宮市）
「いちのみやの環境 令和4年版（令和3年度実績）」（令和4年9月、一宮市）
「いちのみやの環境 令和3年版（令和2年度実績）」（令和3年12月、一宮市）
「令和6年 中部地方一級河川の水質」（令和7年7月、中部地方整備局）
「令和5年 中部地方一級河川の水質」（令和6年7月、国土交通省中部地方整備局）
「令和4年 中部地方一級河川の水質」（令和5年7月、国土交通省中部地方整備局）
「令和3年 中部地方一級河川の水質」（令和4年7月、国土交通省中部地方整備局）
「令和2年 中部地方一級河川の水質」（令和3年7月、国土交通省中部地方整備局）
「2023年度のダイオキシン類に係る環境調査結果について」（愛知県）
「2020年度のダイオキシン類に係る環境調査結果について」（愛知県）

④ 全窒素及び全燐

調査区域の河川における水質（全窒素及び全燐）の調査結果は表 4-1-46 に、調査地点は図 4-1-16 に示すとおりです。

表 4-1-46(1)　水質（河川：全窒素及び全燐）調査結果

単位：mg/L

No.	河川	調査地点	全窒素	全燐	調査年度
			mg/L	mg/L	
1	木曽川	濃尾大橋（起）	0.38	0.016	R5
2		木曽川大橋（横満蔵）	0.38	0.043	
3	長良川	伊勢大橋	0.70	0.068	
7	日光川	北今橋	1.9	0.36	
11		中一色町北山（右岸幹線水路）	2.9	0.98	R6
13		日光大橋※	2.2	0.19	R5
15		森上橋第 1	1.7	0.23	R6
16		大正橋	2.4	0.23	
17		宮浦橋	2.8	0.19	
20	三宅川	鮒の橋	4.7	0.66	
21		白山橋（井堀橋）	1.8	0.24	
22		東城立切橋	1.8	0.26	
24	光堂川	富士見橋	1.5	0.29	
26	領内川	寺島橋	2.1	0.21	
27		甲橋	2.6	0.27	
28		塩川橋	2.4	0.33	
29	福田川	増田橋	3.6	0.35	
30		森	4.3	0.36	
31		七宝町伊福	4.8	0.39	
32	新堀川	甚目寺	6.5	0.89	
33		西今宿	9.9	1.20	
34	善太川	愛宕橋	3.7	0.63	
35	新堀川	向島排水機場	3.9	0.67	
36		兼平橋	3.8	0.55	
37	小切戸川	甚目寺	7.9	0.40	
38		七宝町桂	6.5	1.12	
39		七宝町鯰橋	6.6	0.67	
40	目比川	蜂須賀	3.6	0.29	
41	蟹江川	七宝町下田	4.6	0.48	
44	大江川	島橋	2.9	0.25	
45		御神明橋	2.7	0.21	
46		古橋	2.7	0.18	
47		二ツ寺	3.8	0.49	
48	八ヶ川	天王橋	2.4	0.23	
49		丹波	2.2	0.33	
50	五ヶ川	五八排水機場	3.0	0.31	

表 4-1-46(2)　水質（河川：全窒素及び全燐）調査結果

単位：mg/L

No.	河川	調査地点	全窒素	全燐	調査年度
			mg/L	mg/L	
51	大木落水路	越津町中之郷	1.7	0.37	
52	沖永南幹流水路	神守町字古道	1.8	0.37	
53	南部幹流水路	十三沖永越津排水機場	2.7	0.76	
54	沖永幹流水路の二水路	白浜町字鳥羽見	1.6	0.41	
55	温常寺川	杁先橋	2.9	0.86	
56	中地幹線水路	西愛宕町 2	5.0	0.71	R6
57	二ツ寺井筋	二ツ寺	4.1	0.16	
58	古大江井筋	北苅	3.7	0.56	
59	篠田幹流水路	篠田	2.8	0.58	
60	篠田悪水路	七宝町遠島	4.5	0.53	
61	四ヶ村幹線水路	七宝町下田	10.1	1.85	
62	宝南悪水路	七宝鷹居	6.1	0.58	

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。

注 2）年平均値を示す。

注 3）日光川（森上橋第 1、大正橋、宮浦橋）、三宅川（鮒の橋、白山橋（井堀橋）、東城立切橋）、光堂川（富士見橋）、領内川（寺島橋、甲橋、塩川橋）、福田川（増田橋）、大江川（島橋、御神明橋、古橋）の各測定値は日間平均値ではないため参考値とする。

出典：「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）
「いちのみやの環境2025年版（2024年度実績）」（令和7年10月、一宮市）
「河川等の水質調査結果」（津島市ホームページ）
「令和6年度 稲沢市の環境」（令和7年9月、稲沢市）
「河川水質汚濁調査結果一覧」（あま市ホームページ）
「桑名市の環境（令和7年度版）」（桑名市ホームページ）

(2) 湖沼及び海域

① 生活環境項目

調査区域の海域における令和5年度の水質（生活環境項目）調査結果は表4-1-47及び表4-1-48に、調査地点は図4-1-16に示すとおりです。また、過去5年間の調査結果の経年変化は表4-1-49～表4-1-57に示すとおりです。

生活環境項目のうち、pH、DO、n-ヘキサン抽出物質、全窒素についてはすべての地点で環境基準に適合していますが、COD及び全燐については1地点で環境基準に適合していません。水生生物の保全に係る環境基準項目は、すべての地点で環境基準に適合しています。

過去5年の調査結果についても、1地点の令和4年及び令和5年のCOD、令和2年以外の全燐について環境基準に適合していません。

また、調査区域に調査対象となる湖沼は存在していません。

表4-1-47(1) 水質（海域：生活環境項目）調査結果（令和5年度）

No.	水域	調査地点	類型	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	n-ヘキサン抽出物質
63	名古屋港(甲)	M-4	C	8.2	7.2	5.3	ND
64	四日市・鈴鹿地先海域(甲)	伊勢湾(ロ)St1	B	8.15	8.4	3.9	-
環境基準			B	7.8～8.3	5以上	3以下	検出されないこと
			C	7.0～8.3	2以上	8以下	-

注1）地点番号は図4-1-16に対応する。
注2）CODは年間75%水質値、その他の項目は年平均値を示す。
注3）類型指定における利用目的の適応性は以下のとおり。
B：水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの
C：環境保全
（注）水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
注4）「ND」は定量限界未満であること、「－」は測定が行われていないことを示す。
注5）網掛は環境基準を達成していないことを示す。
出典：「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）

表4-1-47(2) 水質（海域：生活環境項目（全窒素・全燐））調査結果（令和5年度）

No.	水域	調査地点	類型	全窒素 (mg/L)	全燐 (mg/L)
63	名古屋港(甲)	M-4	Ⅳ	0.58	0.068
64	四日市・鈴鹿地先海域(甲)	伊勢湾(ロ)St1	Ⅲ	0.48	0.061
環境基準			Ⅲ	0.6以下	0.05以下
			Ⅳ	1以下	0.09以下

注1）地点番号は図4-1-16に対応する。
注2）値は年平均値を示す。
注3）類型指定における利用目的の適応性は以下のとおり。
Ⅲ：水産2種、工業用水及びCの欄に掲げるもの
Ⅳ：水産3種、工業用水、生物生息環境保全
（注）水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度
注4）網掛は環境基準を達成していないことを示す。
出典：「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）

表 4-1-48　水質（海域：生活環境項目（水生生物の保全に係る環境基準項目））調査結果（令和５年度）

No.	水域	調査地点	類型	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
				(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)
63	名古屋港(甲)	M-4	生物 A	0.004	<0.00006	<0.0006
64	四日市・鈴鹿地先海域(甲)	伊勢湾(ロ)St1	生物特 A	0.004	<0.00006	<0.0006
環境基準			生物 A	0.02 以下	0.001 以下	0.01 以下
			生物特 A	0.01 以下	0.0007 以下	0.006 以下

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）値は年平均値を示す。
注 3）類型指定における水生生物の生息状況の適応性は以下のとおり。
　　生 物　A：水生生物の生息する水域
　　生物特 A：生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
注 4）「-」は測定が行われていないことを示す。
出典：「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）

表 4-1-49　水質（海域：生活環境項目　pH）の経年変化

No.	水域	調査地点	類型	年　度				
				令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
63	名古屋港(甲)	M-4	C	8.3	8.2	8.3	8.4	8.2
64	四日市・鈴鹿地先海域(甲)	伊勢湾(ロ)St1	B	8.1	8.0	8.0	8.1	8.15
環境基準			B	7.8～8.3				
			C	7.0～8.3				

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）値は年平均値を示す。
注 3）類型指定における利用目的の適応性は以下のとおり。
　　B：水産２級、工業用水及び C の欄に掲げるもの
　　C：環境保全
　　(注)水産２級：ボラ、ノリ等の水産生物用
　　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
注 4）網掛は環境基準を達成していないことを示す。
出典：「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）

表 4-1-50　水質（海域：生活環境項目　DO）の経年変化

単位：mg/L

No.	水域	調査地点	類型	年　度				
				令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
63	名古屋港(甲)	M-4	C	8.9	8.1	8.9	9.3	7.2
64	四日市・鈴鹿地先海域(甲)	伊勢湾(ロ)St1	B	7.7	8.3	7.9	8.8	8.4
環境基準			B	５以上				
			C	２以上				

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）値は年平均値を示す。
注 3）類型指定における利用目的の適応性は以下のとおり。
　　B：水産２級、工業用水及び C の欄に掲げるもの
　　C：環境保全
　　(注)水産２級：ボラ、ノリ等の水産生物用
　　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
注 4）網掛は環境基準を達成していないことを示す。
出典：「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）

表 4-1-51　水質（海域：生活環境項目　COD）の経年変化

単位：mg/L

No.	水域	調査地点	類型	年　度				
				令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
63	名古屋港(甲)	M-4	C	5.1	3.5	4.0	4.5	5.3
64	四日市・鈴鹿地先海域(甲)	伊勢湾(ロ)St1	B	2.5	2.6	2.3	3.1	3.9
環境基準			B	3 以下				
			C	8 以下				

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）値は年間 75%水質値を示す。
注 3）類型指定における利用目的の適応性は以下のとおり。
　B：水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの
　C：環境保全
　（注）水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
　　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
注 4）網掛は環境基準を達成していないことを示す。
出典：「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）

表 4-1-52　水質（海域：生活環境項目　n-ヘキサン抽出物質）の経年変化

No.	水域	調査地点	類型	年　度				
				令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
63	名古屋港(甲)	M-4	C	ND	ND	ND	ND	ND
環境基準			C	-				

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）「ND」は定量限界未満であることを示す。
出典：「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）

表 4-1-53　水質（海域：生活環境項目　全窒素）の経年変化

単位：mg/L

No.	水域	調査地点	類型	年　度				
				令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
63	名古屋港(甲)	M-4	Ⅳ	0.63	0.59	0.40	0.47	0.58
64	四日市・鈴鹿地先海域(甲)	伊勢湾(ロ)St1	Ⅲ	0.50	0.40	0.41	0.42	0.48
環境基準			Ⅲ	0.6 以下				
			Ⅳ	1 以下				

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）値は年平均値を示す。
注 3）類型指定における利用目的の適応性は以下のとおり。
　Ⅲ：水産 2 種、工業用水及び C の欄に掲げるもの
　Ⅳ：水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全
　（注）水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
　　水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
　　生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度
注 4）網掛は環境基準を達成していないことを示す。
出典：「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）

表 4-1-54　水質（海域：生活環境項目　全燐）の経年変化

単位：mg/L

No.	水域	調査地点	類型	年　度				
				令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
63	名古屋港(甲)	M-4	Ⅳ	0.073	0.065	0.049	0.053	0.068
64	四日市・鈴鹿地先海域(甲)	伊勢湾(ロ)St1	Ⅲ	0.058	0.047	0.051	0.059	0.061
環境基準			Ⅲ	0.05 以下				
			Ⅳ	0.09 以下				

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）値は年平均値を示す。
注 3）類型指定における利用目的の適応性は以下のとおり。
　Ⅲ：水産 2 種、工業用水及び C の欄に掲げるもの
　Ⅳ：水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全
　（注）水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
　　水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
　　生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度
注 4）網掛は環境基準を達成していないことを示す。
出典：「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）

表 4-1-55　水質（海域：生活環境項目　全亜鉛）の経年変化

単位：mg/L

No.	水域	調査地点	類型	年　度				
				令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
63	名古屋港(甲)	M-4	生物 A	0.004	0.003	0.004	0.006	0.004
64	四日市・鈴鹿地先海域(甲)	伊勢湾(ロ)St1	生物特 A	0.002	0.004	0.003	0.005	0.004
環境基準			生物 A	0.02 以下				
			生物特 A	0.01 以下				

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）値は年平均値を示す。
注 3）類型指定における水生生物の生息状況の適応性は以下のとおり。
　生 物　A：水生生物の生息する水域
　生物特 A：生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
注 4）「-」は測定が行われていないことを示す。
注 5）網掛は環境基準を達成していないことを示す。
出典：「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）

表 4-1-56　水質（海域：生活環境項目　ノニルフェノール）の経年変化

単位：mg/L

No.	水域	調査地点	類型	年　度				
				令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
63	名古屋港(甲)	M-4	生物 A	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
64	四日市・鈴鹿地先海域(甲)	伊勢湾(ロ)St1	生物特 A	-	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
環境基準			生物 A	0.001 以下				
			生物特 A	0.0007 以下				

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）値は年平均値を示す。
注 3）類型指定における水生生物の生息状況の適応性は以下のとおり。
　生 物　A：水生生物の生息する水域
　生物特 A：生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
注 4）「-」は測定が行われていないことを示す。
注 5）網掛は環境基準を達成していないことを示す。
出典：「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）

表 4-1-57　水質（海域：生活環境項目　LAS）の経年変化

単位：mg/L

No.	水域	調査地点	類型	年　度				
				令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
63	名古屋港(甲)	M-4	生物 A	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
64	四日市・鈴鹿地先海域(甲)	伊勢湾(ロ)St1	生物特 A	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
環境基準			生物 A	0.01 以下				
			生物特 A	0.006 以下				

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）値は年平均値を示す。
注 3）類型指定における水生生物の生息状況の適応性は以下のとおり。
　　生 物　A：水生生物の生息する水域
　　生物特 A：生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
注 4）「-」は測定が行われていないことを示す。
注 5）網掛は環境基準を達成していないことを示す。
出典：「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）

② 健康項目

調査区域の海域における水質（健康項目）調査結果は表 4-1-58 に、調査地点は図 4-1-16 に示すとおりです。

健康項目については、1 地点で調査が行われており、すべての項目で環境基準を達成しています。

また、調査区域に調査対象となる湖沼は存在していません。

表 4-1-58　水質（海域：健康項目）調査結果（令和 5 年度）

単位：mg/L

No.	63	環境基準
水域	名古屋港(甲)	
調査地点	M-4	
カドミウム	<0.0005	0.003 以下
全シアン	ND	検出されないこと
鉛	<0.005	0.01 以下
六価クロム	<0.01	0.02 以下
総水銀	<0.0005	0.0005 以下
PCB	ND	検出されないこと

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）全シアンは最大値、それ以外の項目は年平均値を示す。なお、総水銀の平均値が公表されていないため最大値を示した。
注 3）「ND」は定量限界未満であることを示す。
出典：「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）

③ ダイオキシン類

調査区域の海域において、水質（ダイオキシン類）の調査は行われていません。

3) 水底の底質

調査区域における令和 6 年度の水底の底質（ダイオキシン類）調査結果は表 4-1-59 に、調査地点は図 4-1-16 に示すとおりです。また、過去 5 年間の調査結果の経年変化は表 4-1-60 に示すとおりです。

水底の底質については、すべての地点で環境基準を達成しています。過去 5 年間の調査結果についても、すべての地点で環境基準を達成しています。

表 4-1-59　水底の底質（ダイオキシン類）測定結果（令和 6 年度）

単位：pg-TEQ/L

No.	河川	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/L)	環境基準 (pg-TEQ/L)
1	木曽川	濃尾大橋（起）※	0.24	150
3	長良川	伊勢大橋※	2.0	150
7	日光川	北今橋（萩原）※	0.89	150

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）※印を付した測定地点は、環境基準点を示す。
出典：「いちのみやの環境2025年版（2024年度実績）」（令和7年10月、一宮市）
「令和6年 中部地方一級河川の水質」（令和7年7月、国土交通省中部地方整備局）

表 4-1-60　水底の底質（ダイオキシン類）調査結果の経年変化

単位：pg-TEQ/L

No.	河川	測定局名	年　度				
			令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
1	木曽川	濃尾大橋（起）※	0.27	0.50	0.23	0.22	0.24
3	長良川	伊勢大橋※	0.52	3.4	0.47	0.51	2.0
7	日光川	北今橋（萩原）※	1.3	1.1	0.94	1.1	0.89
環境基準			150				

注 1）地点番号は図 4-1-16 に対応する。
注 2）年間平均値を示す。
注 3）※印を付した測定地点は、環境基準点を示す。
出典：「いちのみやの環境2025年版（2024年度実績）」（令和7年10月、一宮市）
「いちのみやの環境 令和6年版（令和5年度実績）」（令和6年9月、一宮市）
「いちのみやの環境 令和5年版（令和4年度実績）」（令和5年9月、一宮市）
「いちのみやの環境 令和4年版（令和3年度実績）」（令和4年9月、一宮市）
「いちのみやの環境 令和3年版（令和2年度実績）」（令和3年12月、一宮市）
「令和6年 中部地方一級河川の水質」（令和7年7月、国土交通省中部地方整備局）
「令和5年 中部地方一級河川の水質」（令和6年7月、国土交通省中部地方整備局）
「令和4年 中部地方一級河川の水質」（令和5年7月、国土交通省中部地方整備局）
「令和3年 中部地方一級河川の水質」（令和4年7月、国土交通省中部地方整備局）
「令和2年 中部地方一級河川の水質」（令和3年7月、国土交通省中部地方整備局）

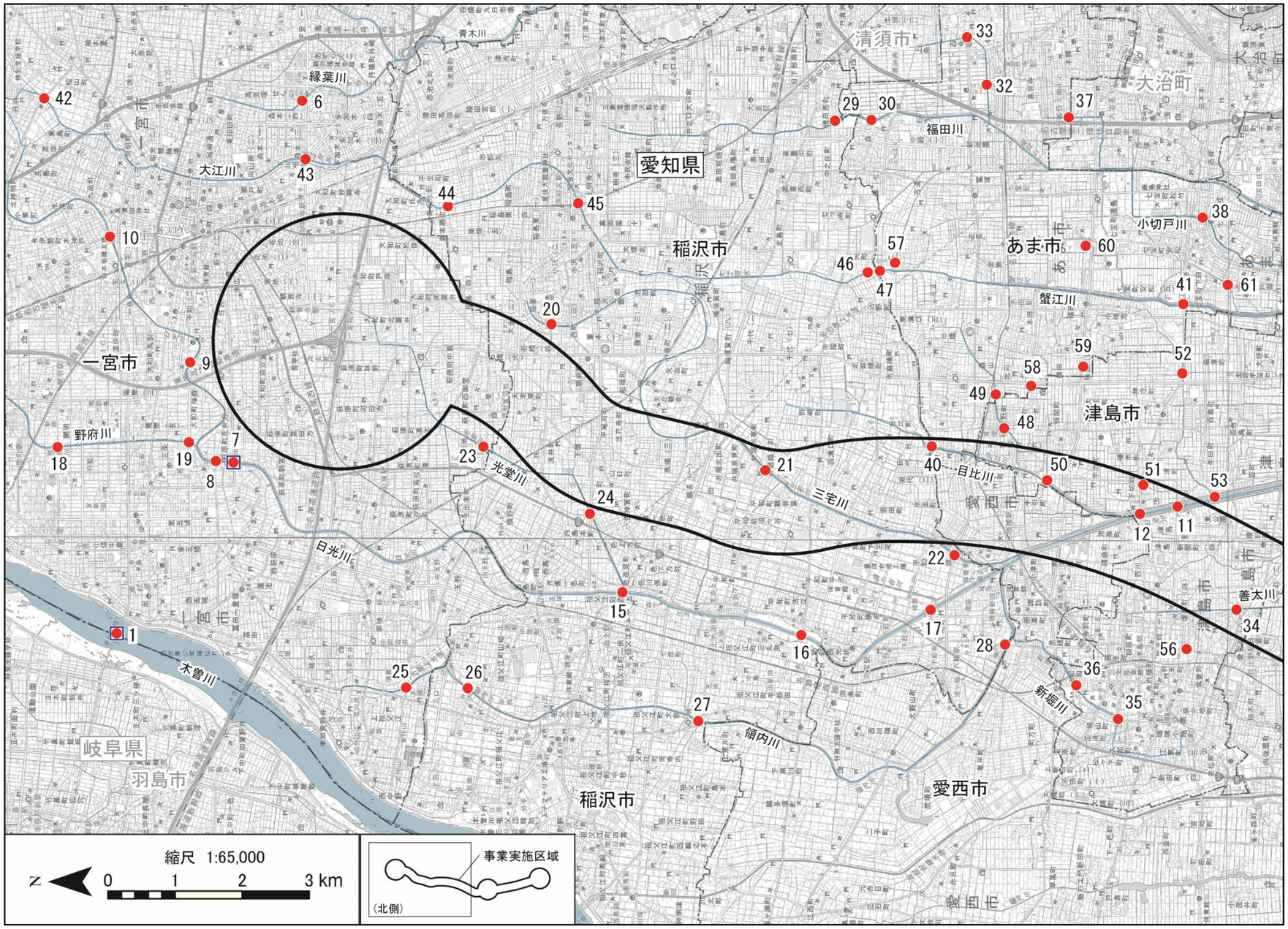

出典：「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）
「いちのみやの環境2025年版（2024年度実績）」（令和7年10月、一宮市）
「河川等の水質調査結果」（津島市ホームページ）
「令和6年度 稲沢市の環境」（令和7年9月、稲沢市）
「河川水質汚濁調査結果一覧」（あま市ホームページ）
「桑名市の環境（令和7年度版）」（桑名市ホームページ）
「令和6年 中部地方一級河川の水質」（令和7年7月、国土交通省中部地方整備局）
「2024年度のダイオキシン類に係る環境調査結果について」（愛知県ホームページ）

図 4-1-16(1)　水質・水底の底質調査地点位置図

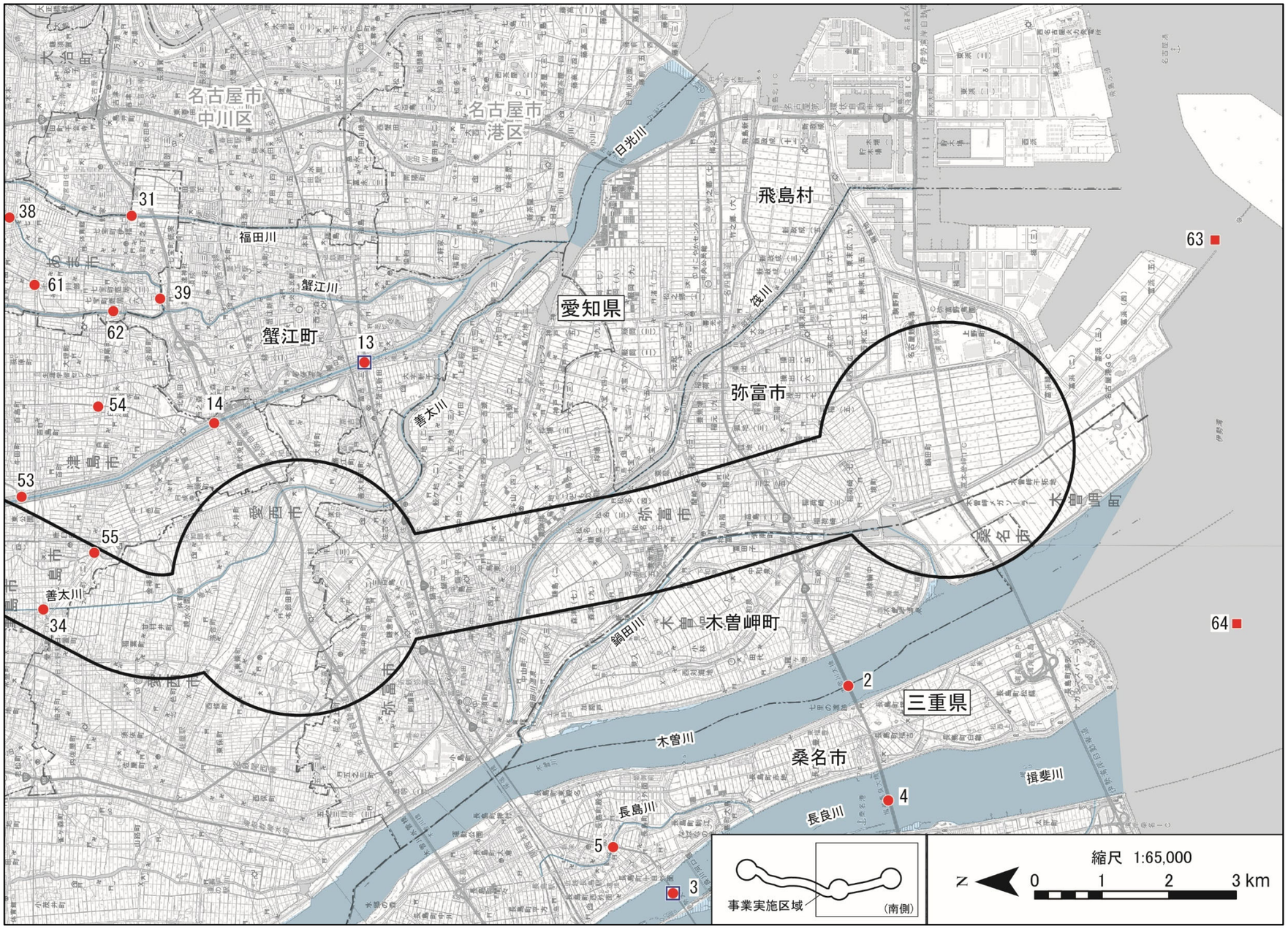

出典：「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）
「いちのみやの環境2025年版（2024年度実績）」（令和7年10月、一宮市）
「河川等の水質調査結果」（津島市ホームページ）
「令和6年度 稲沢市の環境」（令和7年9月、稲沢市）
「河川水質汚濁調査結果一覧」（あま市ホームページ）
「桑名市の環境（令和7年度版）」（桑名市ホームページ）
「令和6年 中部地方一級河川の水質」（令和7年7月、国土交通省中部地方整備局）
「2024年度のダイオキシン類に係る環境調査結果について」（愛知県ホームページ）

図 4-1-16(2)　水質・水底の底質調査地点位置図

4)　その他の水に係る環境（地下水水質）

調査区域における井戸を対象とした地下水水質調査の調査結果は表 4-1-61 に、調査地点は図 4-1-17 に示すとおりです。令和 6 年度に愛知県の 20 地点（概況調査 9 地点・定期モニタリング（継続監視）調査 11 地点）で、令和 5 年度に三重県の 2 地点で地下水水質調査が行われています。

愛知県の概況調査においては、砒素が 1 地点で環境基準を達成していません。定期モニタリング（継続監視）調査においては、砒素が 4 地点、ふっ素が 6 地点で環境基準を達成していません。三重県の調査においては 1 地点で砒素及びふっ素の環境基準を達成していません。その他の項目については、すべての地点で環境基準を達成しています。

また、調査区域におけるダイオキシン類（地下水）調査結果は表 4-1-62 に示すとおりです。令和 5 年度に 1 地点で調査が行われており、環境基準を達成しています。

表 4-1-61(1)　地下水水質調査結果

単位：mg/L

No.	1	2	3	環境基準
調査内容	概況調査			
調査地点メッシュ	C76D	C76D	C56D	
県	愛知県			
市町村名	一宮市	一宮市	津島市	
地区名	奥町	末広	中一色町	
使用用途	工業用水	その他	その他	
採取年月日	R6.8.8	R6.5.29	R6.5.22	
ｶﾄﾞﾐｳﾑ	<0.0005	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全ｼｱﾝ	ND	ND	ND	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価ｸﾛﾑ	<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
ｱﾙｷﾙ水銀	－	－	－	検出されないこと
PCB	ND	ND	ND	検出されないこと
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.01	<0.002	<0.002	0.1 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
ﾁｳﾗﾑ	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
ｼﾏｼﾞﾝ	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
ｾﾚﾝ	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.73	<0.02	<0.02	10 以下
ふっ素	0.08	0.25	0.16	0.8 以下
ほう素	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注 1）地点番号は図 4-1-17 に対応する。
注 2）「－」は調査が行われていないことを示す。「ND」は定量限界未満であることを示す。
注 3）その他とは水道水源、一般飲用、生活用、工業用以外の用途を指す。
出典：「地下水の水質調査結果　令和 6(2024)年度調査結果」（愛知県ホームページ）

表 4-1-61(2)　地下水水質調査結果

単位：mg/L

No.	4	5			環境基準
調査内容	概況調査				
調査地点メッシュ	C66A	C65A			
県	愛知県				
市町村名	稲沢市	稲沢市			
地区名	日下部南町	平和町法立			
使用用途	工業用水	その他			
採取年月日	R6.8.20	R6.5.21	R6.11.19	年間平均値	
ｶﾄﾞﾐｳﾑ	<0.0005	<0.0003	－	－	0.003 以下
全ｼｱﾝ	ND	ND	－	－	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	－	－	0.01 以下
六価ｸﾛﾑ	<0.01	<0.01	－	－	0.02 以下
砒素	<0.005	0.022	0.024	0.023	0.01 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	－	－	0.0005 以下
ｱﾙｷﾙ水銀	－	－	－	－	検出されないこと
PCB	ND	ND	－	－	検出されないこと
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	<0.002	<0.002	－	－	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	－	－	0.002 以下
ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.0002	<0.0002	－	－	0.002 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0004	<0.0004	－	－	0.004 以下
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.01	<0.002	－	－	0.1 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.004	<0.004	－	－	0.04 以下
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0005	<0.0005	－	－	1 以下
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0006	<0.0006	－	－	0.006 以下
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.001	<0.001	－	－	0.01 以下
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.0005	<0.0005	－	－	0.01 以下
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	<0.0002	<0.0002	－	－	0.002 以下
ﾁｳﾗﾑ	<0.0006	<0.0006	－	－	0.006 以下
ｼﾏｼﾞﾝ	<0.0003	<0.0003	－	－	0.003 以下
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	<0.002	<0.002	－	－	0.02 以下
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	<0.001	<0.001	－	－	0.01 以下
ｾﾚﾝ	<0.002	<0.002	－	－	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<0.1	<0.02	－	－	10 以下
ふっ素	0.18	0.27	－	－	0.8 以下
ほう素	0.04	0.06	－	－	1 以下
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	<0.005	<0.005	－	－	0.05 以下

注 1）地点番号は図 4-1-17 に対応する。
注 2）「－」は調査が行われていないことを示す。「ND」は定量限界未満であることを示す。
注 3）その他とは水道水源、一般飲用、生活用、工業用以外の用途を指す。
注 4）網掛は環境基準を達成していないことを示す。
出典：「地下水の水質調査結果　令和6(2024)年度調査結果」（愛知県ホームページ）

表 4-1-61 (3)　地下水水質調査結果

単位：mg/L

No.	6	7	8	9	環境基準
調査内容	概況調査				
調査地点メッシュ	C65A	C55A	C66C	C56C	
県	愛知県				
市町村名	愛西市	愛西市	あま市	蟹江町	
地区名	鵜多須町	森川町	乙之子百歩	舟入	
使用用途	工業用水	工業用水	生活用水	工業用水	
採取年月日	R6.10.29	R6.10.1	R6.10.29	R6.10.1	
ｶﾄﾞﾐｳﾑ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下
全ｼｱﾝ	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価ｸﾛﾑ	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下
砒素	0.007	0.009	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
ｱﾙｷﾙ水銀	―	―	―	―	検出されないこと
PCB	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
ﾁｳﾗﾑ	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
ｼﾏｼﾞﾝ	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
ｾﾚﾝ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.14	<0.1	<0.1	<0.1	10 以下
ふっ素	0.08	0.11	0.22	0.21	0.8 以下
ほう素	<0.02	<0.02	0.03	0.06	1 以下
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注 1）地点番号は図 4-1-17 に対応する。
注 2）「－」は調査が行われていないことを示す。「ND」は定量限界未満であることを示す。
出典：「地下水の水質調査結果　令和6(2024)年度調査結果」（愛知県ホームページ）

表 4-1-61(4)　地下水水質調査結果

単位：mg/L

No.	10	11	12	13	環境基準
調査内容	定期モニタリング（継続監視）調査				
調査地点メッシュ	C66C	C65A	C65B	C55A	
県	愛知県				
市町村名	津島市	稲沢市	愛西市	愛西市	
地区名	神守町	祖父江町本甲	町方町	東條町	
使用用途	工業用水	生活用水	工業用水	工業用水	
採取年月日	R6.10.1	R6.4.23	R6.4.23	R6.4.23	
ｶﾄﾞﾐｳﾑ	－	－	－	－	0.003 以下
全ｼｱﾝ	－	－	－	－	検出されないこと
鉛	－	－	－	－	0.01 以下
六価ｸﾛﾑ	－	－	－	－	0.02 以下
砒素	－	0.017	0.031	0.012	0.01 以下
総水銀	－	－	－	－	0.0005 以下
ｱﾙｷﾙ水銀	－	－	－	－	検出されないこと
PCB	－	－	－	－	検出されないこと
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	－	－	－	－	0.02 以下
四塩化炭素	－	－	－	－	0.002 以下
ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	0.002 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	－	－	0.004 以下
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	0.1 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	0.04 以下
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	－	－	1 以下
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	－	－	0.006 以下
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	0.01 以下
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	0.01 以下
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	－	－	－	－	0.002 以下
ﾁｳﾗﾑ	－	－	－	－	0.006 以下
ｼﾏｼﾞﾝ	－	－	－	－	0.003 以下
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	－	－	－	－	0.02 以下
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	－	－	－	－	0.01 以下
ｾﾚﾝ	－	－	－	－	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	－	－	－	－	10 以下
ふっ素	1.7	－	－	－	0.8 以下
ほう素	－	－	－	－	1 以下
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	－	－	－	－	0.05 以下

注 1）地点番号は図 4-1-17 に対応する。
注 2）「－」は調査が行われていないことを示す。
注 3）網掛は環境基準を達成していないことを示す。
出典：「地下水の水質調査結果　令和6(2024)年度調査結果」（愛知県ホームページ）

表 4-1-61(5)　地下水水質調査結果

単位：mg/L

No.	14	15	16	17	環境基準
調査内容	定期モニタリング（継続監視）調査				
調査地点メッシュ	C56D	C55A	C66C	C66C	
県	愛知県				
市町村名	愛西市	愛西市	あま市	あま市	
地区名	大野町	本部田町	二ツ寺	篠田	
使用用途	工業用水	工業用水	工業用水	工業用水	
採取年月日	R6.7.9	R6.7.9	R6.10.29	R6.10.29	
ｶﾄﾞﾐｳﾑ	－	－	－	－	0.003 以下
全ｼｱﾝ	－	－	－	－	検出されないこと
鉛	－	－	－	－	0.01 以下
六価ｸﾛﾑ	－	－	－	－	0.02 以下
砒素	－	－	－	－	0.01 以下
総水銀	－	－	－	－	0.0005 以下
ｱﾙｷﾙ水銀	－	－	－	－	検出されないこと
PCB	－	－	－	－	検出されないこと
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	－	－	－	－	0.02 以下
四塩化炭素	－	－	－	－	0.002 以下
ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	0.002 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	－	－	0.004 以下
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	0.1 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	0.04 以下
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	－	－	1 以下
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	－	－	0.006 以下
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	0.01 以下
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	0.01 以下
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	－	－	－	－	0.002 以下
ﾁｳﾗﾑ	－	－	－	－	0.006 以下
ｼﾏｼﾞﾝ	－	－	－	－	0.003 以下
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	－	－	－	－	0.02 以下
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	－	－	－	－	0.01 以下
ｾﾚﾝ	－	－	－	－	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	－	－	－	－	10 以下
ふっ素	1.4	1.2	1.3	1.1	0.8 以下
ほう素	－	－	－	－	1 以下
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	－	－	－	－	0.05 以下

注 1）地点番号は図 4-1-17 に対応する。
注 2）「－」は調査が行われていないことを示す。
注 3）網掛は環境基準を達成していないことを示す。
出典：「地下水の水質調査結果　令和6(2024)年度調査結果」（愛知県ホームページ）

表 4-1-61(6)　地下水水質調査結果

単位：mg/L

No.	18	19	20	環境基準
調査内容	定期モニタリング（継続監視）調査			
調査地点メッシュ	C55B	C46D	C46D	
県	愛知県			
市町村名	弥富市	弥富市	弥富市	
地区名	前ケ須町	東末広	東末広	
使用用途	その他	その他	その他	
採取年月日	R6.4.23	R6.7.9	R6.7.9	
ｶﾄﾞﾐｳﾑ	－	－	－	0.003 以下
全ｼｱﾝ	－	－	－	検出されないこと
鉛	－	－	－	0.01 以下
六価ｸﾛﾑ	－	－	－	0.02 以下
砒素	0.014	－	－	0.01 以下
総水銀	－	－	－	0.0005 以下
ｱﾙｷﾙ水銀	－	－	－	検出されないこと
PCB	－	－	－	検出されないこと
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	－	－	－	0.02 以下
四塩化炭素	－	－	－	0.002 以下
ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	0.002 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	－	0.004 以下
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	0.1 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	0.04 以下
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	－	1 以下
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	－	0.006 以下
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	0.01 以下
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	0.01 以下
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	－	－	－	0.002 以下
ﾁｳﾗﾑ	－	－	－	0.006 以下
ｼﾏｼﾞﾝ	－	－	－	0.003 以下
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	－	－	－	0.02 以下
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	－	－	－	0.01 以下
ｾﾚﾝ	－	－	－	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	－	－	－	10 以下
ふっ素	－	1.1	0.43	0.8 以下
ほう素	－	－	－	1 以下
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	－	－	－	0.05 以下

注 1）地点番号は図 4-1-17 に対応する。
注 2）「－」は調査が行われていないことを示す。
注 3）その他とは水道水源、一般飲用、生活用、工業用以外の用途を指す。
注 4）網掛は環境基準を達成していないことを示す。
出典：「地下水の水質調査結果　令和6(2024)年度調査結果」（愛知県ホームページ）

表 4-1-61 (7)　地下水水質調査結果

単位：mg/L

No.	21	22	環境基準
調査内容	－	－	
調査地点メッシュ	－	－	
県	三重県		
市町村名	桑名市	桑名市	
地区名	長島町中川	長島町松中	
使用用途	－	－	
採取年月日	R5.5.18	R5.5.19	
ｶﾄﾞﾐｳﾑ	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全ｼｱﾝ	ND	ND	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価ｸﾛﾑ	<0.01	<0.01	0.05 以下
砒素	0.020	0.008	0.01 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
ｱﾙｷﾙ水銀	－	－	検出されないこと
PCB	ND	ND	検出されないこと
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.002	<0.002	0.1 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.001	<0.001	0.01 以下
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
ﾁｳﾗﾑ	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
ｼﾏｼﾞﾝ	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	<0.002	<0.002	0.02 以下
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	<0.001	<0.001	0.01 以下
ｾﾚﾝ	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<0.02	<0.02	10 以下
ふっ素	2.0	0.64	0.8 以下
ほう素	0.28	0.95	1 以下
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	<0.005	<0.005	0.05 以下

注 1）地点番号は図 4-1-17 に対応する。
注 2）「－」は出典元に掲載がないことを示す。
注 3）「ND」は定量限界未満であることを示す。
注 4）網掛は環境基準を達成していないことを示す。
出典：「地下水の水質測定結果（令和 5 年度）」（三重県オープンデータカタログサイト（地下水の水質測定結果））

表 4-1-62　ダイオキシン類（地下水）調査結果

No	調査年月日	調査地点	調査結果 (pg-TEC/L)	環境基準 (pg-TEC/L)
①	R5.8.29	一宮市小信中島	0.025	年間平均値 1 以下

注）地点番号は図 4-1-17 に対応する。
出典：「2023年度のダイオキシン類に係る環境調査結果について」（愛知県ホームページ）
「2023年度ダイオキシン類測定結果について」（一宮市ホームページ）

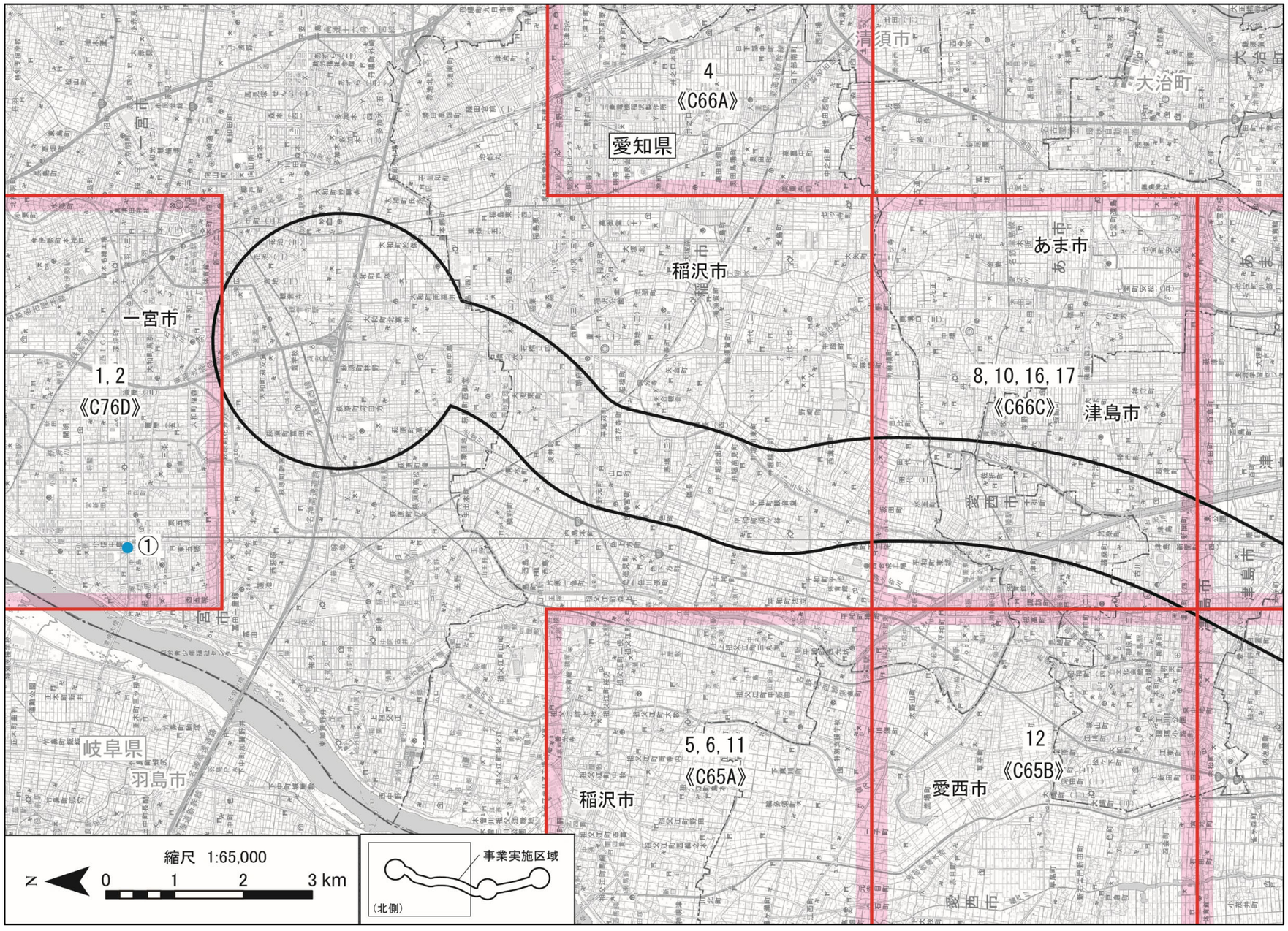

注 1）愛知県の概況調査・定期モニタリングについては、調査地点メッシュを示す。
注 2）三重県の調査地点 21、22 については、詳細な位置が公表されていないため、おおよその位置を示す。
出典：「2024年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県ホームページ）
「2023年度ダイオキシン類測定結果について」（一宮市ホームページ）
「地下水の水質測定結果（令和5年度）」（三重県オープンデータカタログサイト（地下水の水質測定結果））

図 4-1-17(1)　地下水水質調査地点位置図

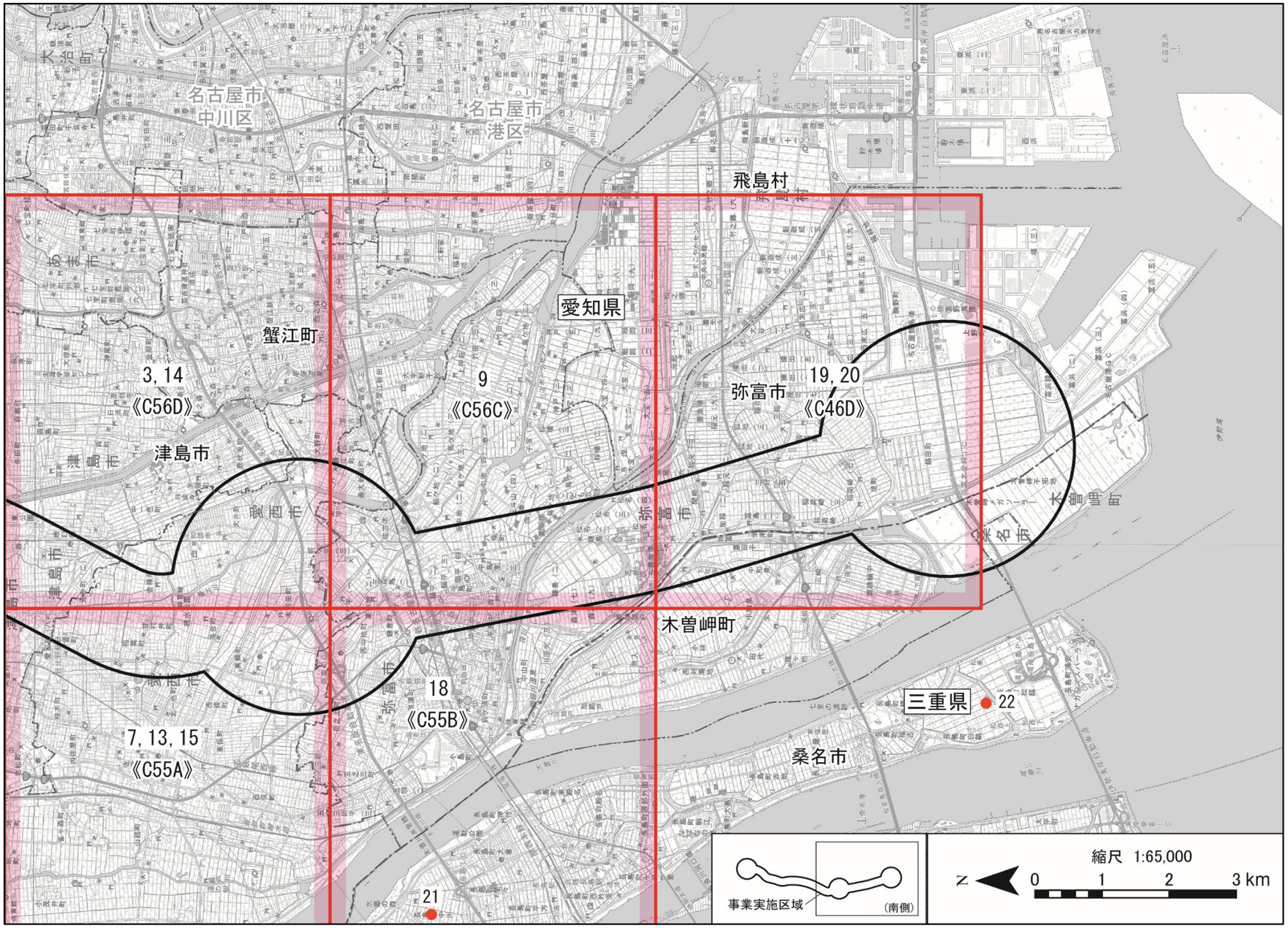

注 1）愛知県の概況調査・定期モニタリングについては、調査地点メッシュを示す。
注 2）三重県の調査地点 21、22 については、詳細な位置が公表されていないため、おおよその位置を示す。
出典：「2024年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県ホームページ）
「地下水の水質測定結果（令和5年度）」（三重県オープンデータカタログサイト（地下水の水質測定結果））

図 4-1-17(2)　地下水水質調査地点位置図

1.3　土壌及び地盤の状況

1)　土壌の区分及び分布状況

調査区域における土壌の状況は、図 4-1-18 に示すとおりです。

調査区域の愛知県域北側においては、主に灰色低地土壌、グライ土壌、細粒低地土壌が分布し、褐色低地土壌や粗粒グライ土壌等が点在しています。愛知県域南側においては、グライ土壌、細粒グライ土壌及び粗粒グライ土壌が広く分布しています。

調査区域の三重県域においては、粗粒グライ土壌、グライ土壌等の様々な種類の土壌がモザイク状に分布しています。

2)　土壌汚染の状況

調査区域における土壌中ダイオキシン類濃度の調査結果は表 4-1-63 に、調査地点は図 4-1-19 に示すとおりです。

令和 5 年度に一宮市の 1 地点で調査が行われており、環境基準を達成しています。

表 4-1-63　土壌中ダイオキシン類濃度調査結果（令和 5 年度）

単位：pg-TEQ/g

No.	県	市	測定地点	調査結果	環境基準
1	愛知県	一宮市	県立一宮起工科高等学校	0.020	1,000

注）地点番号は図 4-1-19 に対応する。

出典：「2023年度のダイオキシン類に係る環境調査結果について」（愛知県ホームページ）

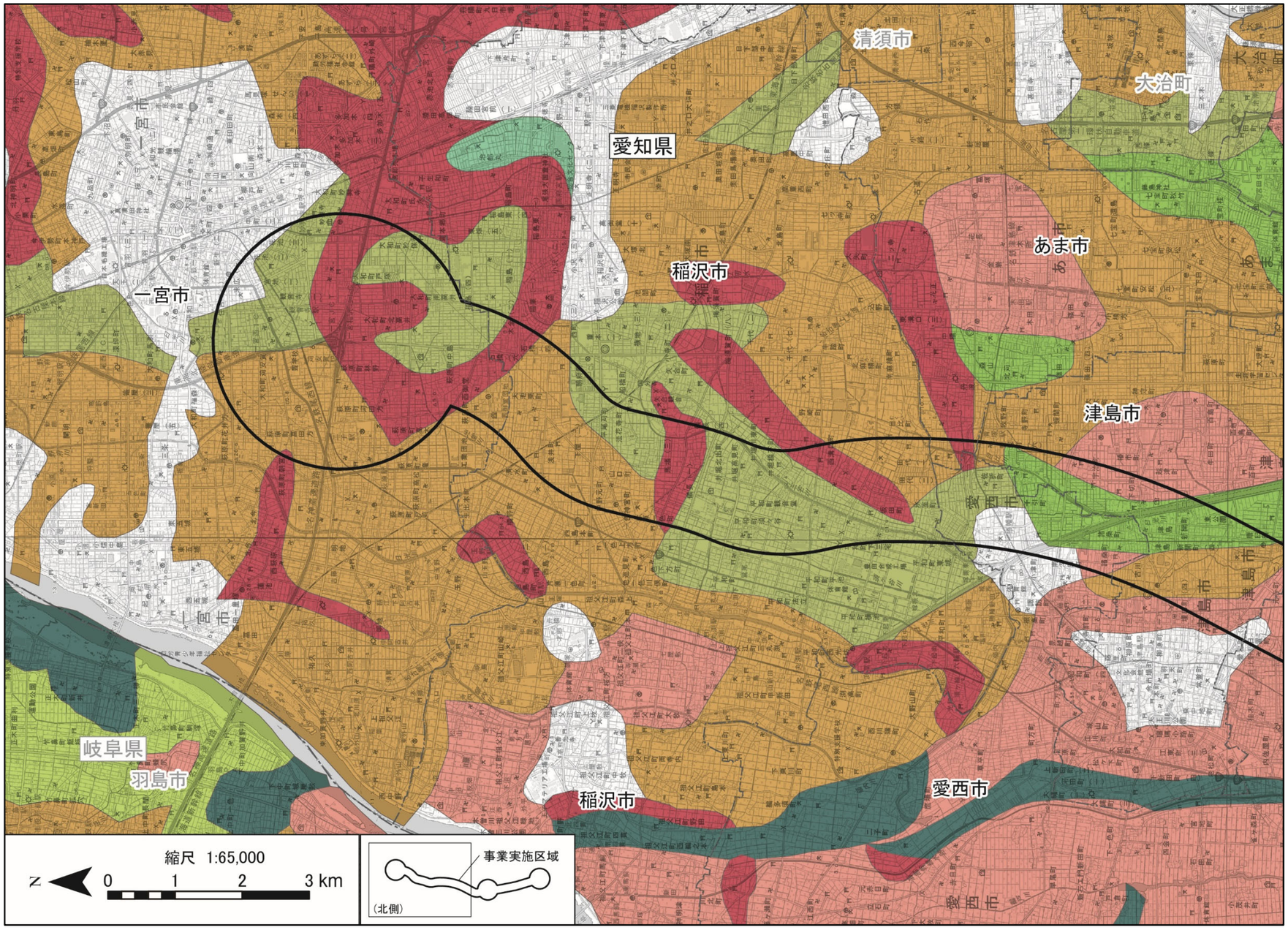

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界

グライ土
- グライ土壌
- 粗粒グライ土壌
- 細粒グライ土壌

未熟土
- 砂丘未熟土壌
- 粗粒残積性未熟土壌

灰色低地土
- 灰色低地土壌
- 粗粒灰色低地土壌
- 細粒灰色低地土壌

褐色低地土
- 粗粒褐色低地土壌
- 褐色低地土壌

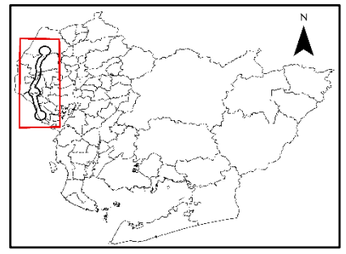

出典：「20万分の１土地分類基本調査（土壌図）　GIS データ」（国土交通省）（https://nlftp.mlit.go.jp/）を加工して作成

図 4-1-18(1)　土壌の状況

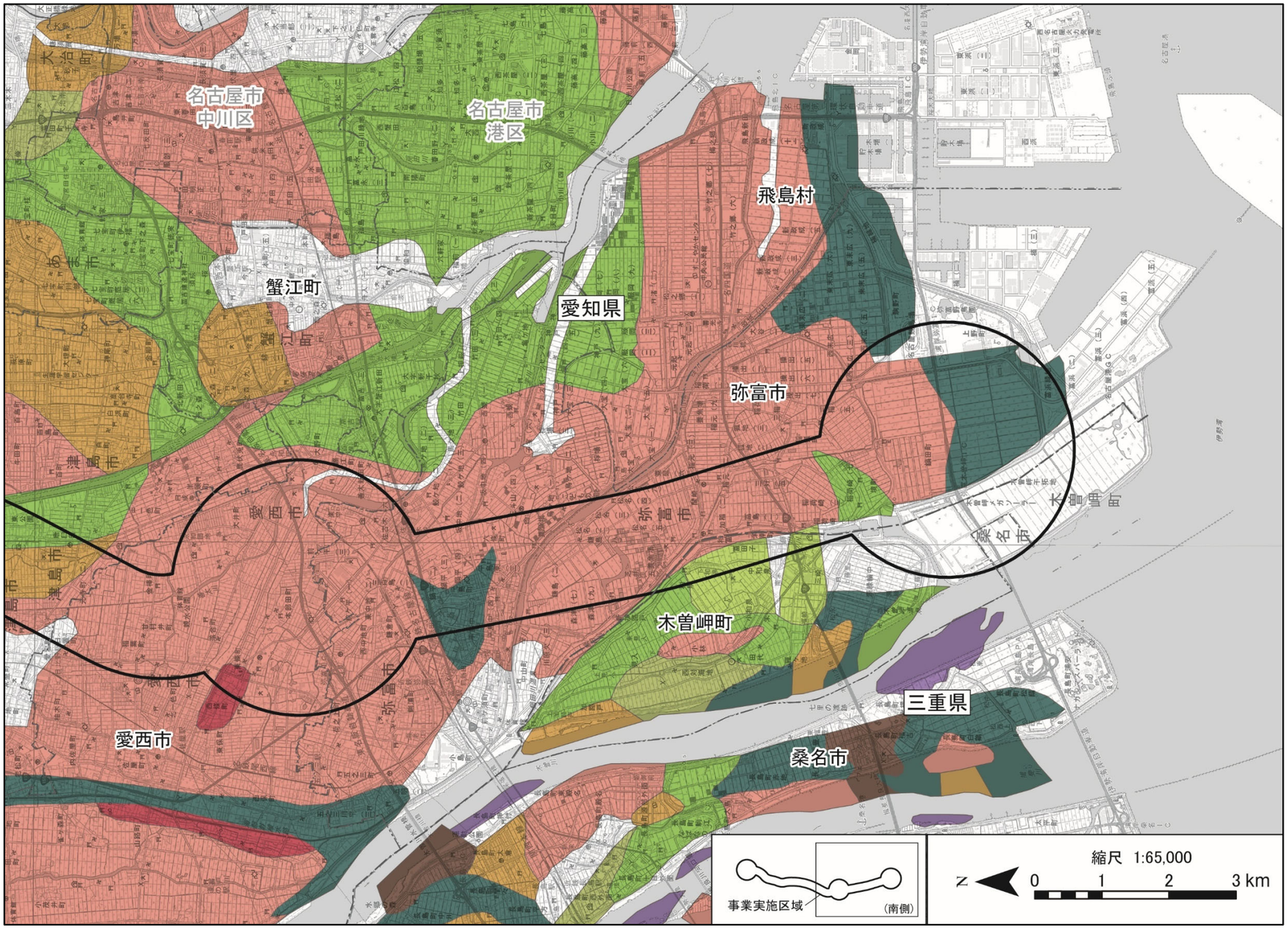

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界

グライ土
- グライ土壌
- 粗粒グライ土壌
- 細粒グライ土壌

未熟土
- 砂丘未熟土壌
- 粗粒残積性未熟土壌

灰色低地土
- 灰色低地土壌
- 粗粒灰色低地土壌
- 細粒灰色低地土壌

褐色低地土
- 粗粒褐色低地土壌
- 褐色低地土壌

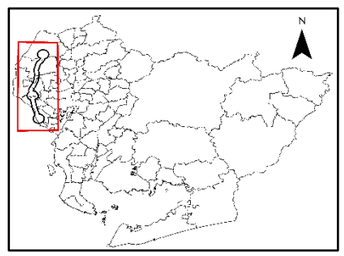

出典：「20万分の１土地分類基本調査（土壌図）　GIS データ」（国土交通省）（https://nlftp.mlit.go.jp/）を加工して作成

図 4-1-18(2)　土壌の状況

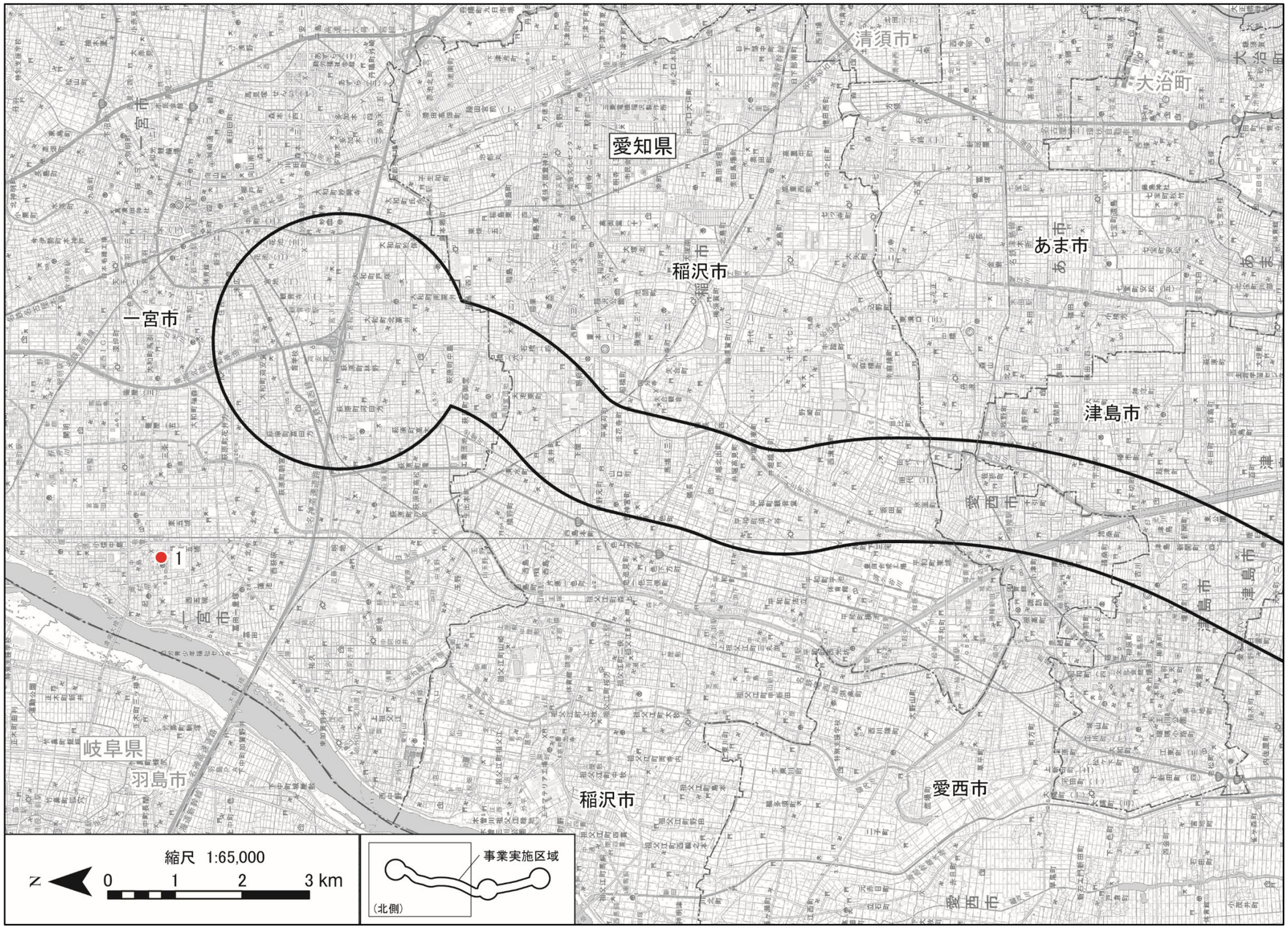

出典：「2023年度のダイオキシン類に係る環境調査結果について」（愛知県ホームページ）

図 4-1-19(1)　土壌中ダイオキシン類濃度の調査地点位置図

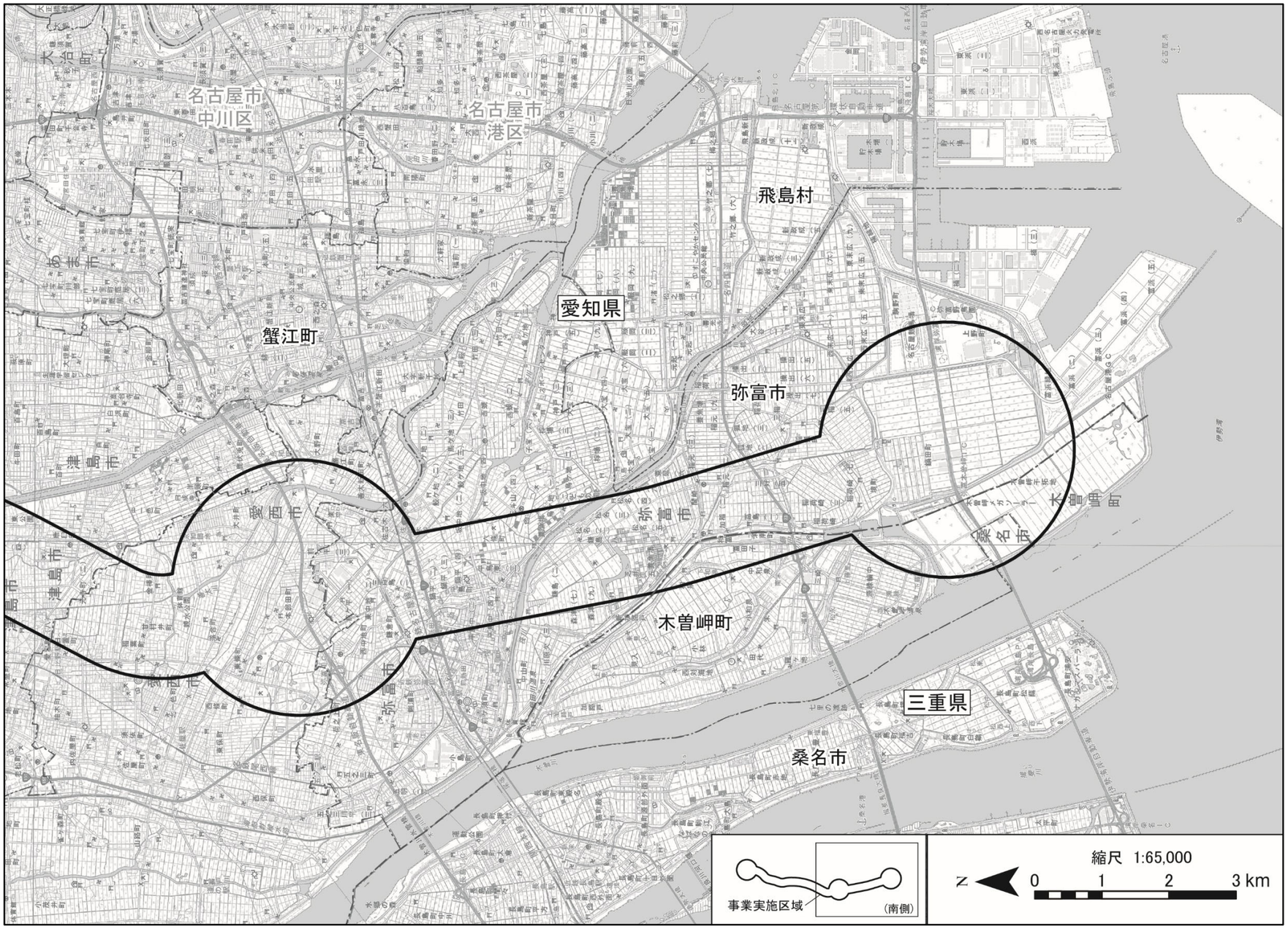

凡 例

事業実施区域

市町村界

ダイオキシン類（土壌）調査地点

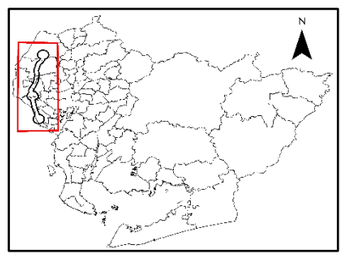

出典：「2023年度のダイオキシン類に係る環境調査結果について」（愛知県ホームページ）

図 4-1-19(2)　土壌中ダイオキシン類濃度の調査地点位置図

3) 地盤の状況

「令和 6 年における濃尾平野の地盤沈下の状況（令和 7 年 9 月、東海三県地盤沈下調査会)」によると、事業実施区域が位置する濃尾平野では昭和 30 年代以降著しい地盤沈下が発生していましたが、現在では濃尾平野中西部を除き、地盤沈下は沈静化しています。愛知県及び三重県における令和 6 年の水準点測量成果においては、事業実施区域内で年間 1cm 以上沈下した水準点はありませんでした。

なお、一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町及び飛島村は「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）に基づく指定地域及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日愛知県条例第 7 号）に基づく規制区域に含まれ、地下水の使用に関する許可基準や揚水量報告の義務等が定められていますが、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 5 月 1 日法律第 100 号）に基づく指定地域に含まれる市町村は存在していません。

4) 地盤沈下の状況

調査区域における地盤沈下の調査地点は図 4-1-20 に、調査結果は表 4-1-64 に示すとおりです。

令和 6 年度に愛知県内では 217 地点、三重県では 25 地点で調査が行われており、年間変動量は -0.63～0.50cm、累積変動量は-163.94～1.32cm となっています。

表 4-1-64(1) 地盤沈下調査結果（令和 6 年度）

No.	県	市区町村	所在地	累積開始年	令和 6 年標高(m)	年間変動量(cm)	令和 6 年累積変動量(cm)
1	愛知県	一宮市	一宮市中島通 5 丁目 86-1 番地先	昭和 38 年	9.6112	-0.30	-6.06
2			一宮市今伊勢町馬寄字六地蔵 46-1	昭和 46 年	8.1576	-0.03	-6.65
3			一宮市小信中島字南平口 96 番地の 2	昭和 47 年	6.0831	-0.06	-8.07
4			一宮市三条字宮西 12 番地の 1	昭和 47 年	5.2575	-0.02	-6.69
5			一宮市西萩原字中道 26 番地	昭和 47 年	5.6837	-0.02	-6.65
6			一宮市明地字江端 8 番地	昭和 47 年	4.0739	0.24	-3.99
7			一宮市上祖父江字道福辺 30 番地の 1	昭和 47 年	4.0283	0.10	-6.17
8			一宮市三条字芦山 10-1	昭和 53 年	5.5437	-0.03	-9.33
9			一宮市萩原町萩原字河原崎 1544	昭和 46 年	4.7339	0.29	-9.12
10			一宮市大和町苅安賀字川田 46-2	昭和 46 年	5.9928	0.13	-9.86
11			一宮市花池 2 丁目 9 番	昭和 47 年	7.1780	0.04	-4.07
12			一宮市大和町南高井字宮腰 92 番地	昭和 47 年	4.4788	-0.13	-8.38
13			—	—	—	-0.10	—
14			—	—	—	-0.10	—
15			—	—	—	-0.10	—
16			—	—	—	-0.10	—
17			—	—	—	0.10	—
18			—	—	—	0.00	—
19			—	—	—	-0.10	—
20			—	—	—	-0.10	—
21			—	—	—	-0.10	—
22			—	—	—	0.00	—
23			—	—	—	0.00	—
24			—	—	—	-0.30	—
25			—	—	—	-0.20	—

表 4-1-64(2)　地盤沈下調査結果（令和 6 年度）

No.	県	市区町村	所在地	累積開始年	令和 6 年標高(m)	年間変動量(cm)	令和 6 年累積変動量(cm)
26	愛知県	津島市	津島市申塚町 1 丁目 94-1	昭和 47 年	0.2443	-0.12	-37.42
27			津島市宮川町 2 丁目 46	昭和 51 年	-0.8421	-0.12	-25.29
28			津島市西柳原町 1 丁目 14-1	—	-0.3630	-0.14	-110.07
29			津島市西愛宕町 1 丁目 75	—	-1.2442	-0.11	-36.33
30			津島市立込町 2 丁目 21	昭和 52 年	-0.6920	-0.24	-19.32
31			津島市立込町 2 丁目 60-3	昭和 47 年	-1.3409	-0.23	-38.90
32			津島市埋田町 2 丁目 123-1	昭和 52 年	-1.4757	-0.26	-15.97
33			津島市百町字北古農 68	昭和 47 年	-1.4236	-0.46	-47.36
34			津島市中一色町市場 203	平成 2 年	-1.3992	-0.52	-68.98
35			津島市鹿伏兎町西 20	昭和 47 年	-1.6670	-0.50	-56.26
36			津島市萢原町字神守前 40	昭和 62 年	-0.9196	0.18	-32.81
37			津島市神尾町字江西 61	昭和 50 年	-1.6138	0.16	-18.22
38			—	—	—	-0.50	—
39			—	—	—	-0.20	—
40		稲沢市	稲沢市祖父江町祖父江北方 170	昭和 47 年	3.2610	0.16	-11.20
41			稲沢市祖父江町祖父江高熊 265-1	平成 11 年	4.2366	0.03	-14.33
42			稲沢市祖父江町島本西同所 2213 番	平成 4 年	6.4937	-0.31	-20.12
43			稲沢市祖父江町中牧堤外川 1649	昭和 47 年	5.2919	-0.13	-15.44
44			稲沢市祖父江町桜方新江南 395-1	昭和 42 年	2.7677	-0.11	-44.60
45			稲沢市祖父江町上牧宮前 387	—	3.3077	-0.01	-11.20
46			稲沢市祖父江町上牧下川田 414-1	昭和 52 年	3.1974	-0.07	-7.81
47			稲沢市平和町丸渕上 24	—	2.7175	0.11	-13.97
48			稲沢市平和町法立東瀬古下 638	—	1.7967	0.09	-18.12
49			稲沢市平和町西光坊大門北 810	—	1.8919	-0.01	-18.87
50			沢市平和町六輪下起中 285	—	0.5537	-0.01	-26.50
51			稲沢市木全 2 丁目 152 番地	—	5.2435	-0.02	-32.02
52			稲沢市稲府町 1 番地	平成 7 年	4.0452	-0.05	-5.84
53			稲沢市平野町 1 丁目 6 番地	—	3.6178	-0.21	-13.22
54			稲沢市千代 3 丁目 2 番地先	—	2.8199	-0.08	-69.72
55			稲沢市附島町屋敷 61 番地	昭和 51 年	1.7689	-0.04	-3.77
56			稲沢市込野町郷中 13 番地先	昭和 27 年	1.7080	-0.04	-76.14
57			稲沢市稲島東 3 丁目 111 番地先	昭和 47 年	5.4033	-0.03	-8.47
58			稲沢市高御堂 1 丁目 22 番地の 8	昭和 47 年	5.1214	-0.02	-14.27
59			稲沢市下津下町西 1 丁目 196 番地先	昭和 47 年	5.3016	-0.17	-5.70
60			—	—	—	-0.30	—
61			—	—	—	-0.20	—
62			—	—	—	-0.30	—
63			—	—	—	0.20	—
64			—	—	—	0.30	—
65			—	—	—	0.20	—
66			—	—	—	0.20	—
67			—	—	—	0.00	—
68			—	—	—	-0.30	—
69			—	—	—	-0.20	—

表 4-1-64(3)　地盤沈下調査結果（令和 6 年度）

No.	県	市区町村	所在地	累積開始年	令和 6 年標高(m)	年間変動量(cm)	令和 6 年累積変動量(cm)
70	愛知県	愛西市	愛西市江西町大縄場 151	昭和 52 年	3.5980	-0.59	-9.20
71			愛西市江西町川原 11	昭和 47 年	2.8777	-0.63	-31.35
72			愛西市大野山町海東 49	—	0.9585	-0.07	-25.68
73			愛西市赤目町杉土居 77	昭和 47 年	0.6101	-0.55	-26.08
74			愛西市草平町北田名 57	昭和 47 年	0.5234	-0.28	-37.00
75			愛西市早尾町村北 12	昭和 47 年	0.1082	-0.30	-35.22
76			愛西市町方町小山田 20	—	1.5196	-0.15	-32.63
77			愛西市諏訪町池埋 500-1	昭和 52 年	-0.2414	-0.19	-14.00
78			愛西市勝幡町大縄場 2820	昭和 47 年	0.2977	-0.14	-36.04
79			愛西市持中町佐渡り 326-1	—	-0.2243	-0.10	-9.83
80			愛西市北河田町郷前 406	平成 3 年	-0.1232	-0.16	-25.93
81			愛西市新右エ門新田町郷前 649	昭和 62 年	-0.2190	-0.18	-12.14
82			愛西市下一色町宮内 32-1	昭和 47 年	0.3872	-0.13	-44.89
83			愛西市石田町宮東 68	昭和 52 年	-0.5444	-0.14	-21.43
84			愛西市宮地町大縄場 135	昭和 47 年	1.8229	-0.19	-64.52
85			愛西市日置町本郷 128	昭和 47 年	-1.1247	-0.02	-52.60
86			愛西市内佐屋町郷 130	昭和 47 年	-1.3587	-0.10	-48.73
87			愛西市佐屋町道西 40 番地	平成 7 年	-0.5295	-0.04	-65.33
88			愛西市山路町小割 7 番	昭和 59 年	-0.8347	-0.24	-32.11
89			愛西市森川町村仲 17 番地先	昭和 53 年	-1.0514	-0.43	-40.36
90			愛西市森川町村仲 86	昭和 52 年	-0.3950	-0.61	-16.26
91			愛西市立田町船頭平 42	昭和 52 年	-0.6725	-0.29	-15.49
92			愛西市森川町大森 48-2	平成 5 年	0.0889	-0.39	-45.64
93			愛西市須依町郷 534	昭和 47 年	-0.9254	-0.02	-50.92
94			愛西市須依町屋敷 486	昭和 47 年	-1.1238	-0.03	-54.19
95			愛西市西保町宮西 126	昭和 47 年	-0.9141	-0.10	-60.27
96			愛西市須依町東田面 25	昭和 47 年	-1.9349	-0.02	-74.70
97			愛西市稲葉町村南 128-1	—	-1.9336	-0.14	-85.98
98			愛西市甘村井町西出割 49 番地	—	-1.2259	-0.14	-16.98
99			愛西市東保町宮越 326	昭和 47 年	-0.6466	-0.10	-51.04
100			愛西市西條町二町田 35	昭和 47 年	-1.3451	-0.15	-61.82
101			愛西市東條町嘉江口 20	昭和 52 年	-2.0267	-0.27	-19.91
102			愛西市東條町高田 42-3	昭和 52 年	-2.0350	-0.24	-18.97
103			愛西市東條町高田 39-1	—	-2.1120	-0.33	-24.78
104			愛西市本部田町宮ノ切 108-1	昭和 47 年	-1.6011	-0.44	-64.90
105			愛西市大井町七川南 111	昭和 51 年	-2.2975	-0.48	-27.41
106			愛西市大井町弥八 115	—	-2.2927	-0.56	-47.07
107			愛西市鰯江町郷西 31	昭和 47 年	-1.9354	-0.48	-60.27
108			—	—	—	-0.10	—
109			—	—	—	-0.20	—
110			—	—	—	-0.10	—
111			—	—	—	-0.20	—
112			—	—	—	-0.20	—

表 4-1-64(4)　地盤沈下調査結果（令和 6 年度）

No.	県	市区町村	所在地	累積開始年	令和 6 年標高(m)	年間変動量(cm)	令和 6 年累積変動量(cm)
113	愛知県	弥富市	弥富市荷之上町柴ヶ森 472	昭和 47 年	-0.8933	-0.10	-60.09
114			弥富市五之三町川平 156-1	昭和 47 年	-0.6761	-0.30	-68.59
115			弥富市鯏浦町上巳 142	—	-1.2599	-0.36	-53.72
116			弥富市鯏浦町南前新田 110	—	-1.3701	-0.26	-58.80
117			弥富市前ヶ須町南本田 336-1	平成 14 年	-0.8238	-0.31	-17.50
118			弥富市鍋平 1 丁目 59 番地	昭和 51 年	-2.1095	-0.36	-26.89
119			弥富市六條町中切 4	—	-1.9517	-0.26	-74.78
120			弥富市鮫ヶ地 2 丁目 88	昭和 47 年	-2.3792	-0.33	-62.93
121			弥富市子宝 1 丁目 23	—	-1.5844	-0.36	-9.98
122			弥富市西蜆 1 丁目 51-2	—	-1.7544	-0.29	-9.64
123			弥富市神戸 2 丁目 12 番地先	昭和 47 年	-1.8836	-0.29	-59.08
124			弥富市四郎兵衛 3 丁目 88 番地	—	1.4156	-0.34	-108.05
125			弥富市神戸 7 丁目 30-4	—	-1.3150	-0.25	-150.20
126			弥富市桴場 2 丁目 314	昭和 47 年	-1.6762	-0.21	-46.68
127			弥富市桴場 2 丁目 38	平成 13 年	-1.5413	-0.28	-54.41
128			弥富市稲吉 1 丁目 8	昭和 54 年	-1.1454	-0.26	-33.32
129			弥富市稲荷 1 丁目 121	平成 14 年	1.4557	-0.53	-28.70
130			弥富市三好 1 丁目 32	昭和 47 年	-0.2198	-0.42	-60.42
131			弥富市狐地 7 丁目 159	昭和 61 年	-0.9884	-0.24	-40.41
132			弥富市操出 2 丁目 134	昭和 47 年	-0.4562	-0.32	-21.75
133			弥富市東末広町 5 丁目	昭和 47 年	1.4251	-0.22	-73.37
134			弥富市鍋田町八穂 422 番地の 1	昭和 60 年	0.3471	0.19	1.32
135			弥富市鍋田町八穂	平成 28 年	1.9026	0.05	-5.38
136			—	—	—	-0.30	—
137			—	—	—	-0.50	—
138			—	—	—	-0.40	—
139			—	—	—	-0.30	—
140			—	—	—	-0.30	—
141			—	—	—	-0.30	—
142			—	—	—	-0.30	—
143			—	—	—	-0.30	—
144			—	—	—	-0.10	—
145			—	—	—	0.00	—
146			—	—	—	-0.20	—
147			—	—	—	-0.30	—
148			—	—	—	0.00	—
149			—	—	—	-0.30	—
150			—	—	—	-0.30	—
151			—	—	—	-0.10	—
152			—	—	—	-0.30	—
153			—	—	—	-0.40	—
154			—	—	—	-0.50	—
155			—	—	—	0.00	—
156			—	—	—	0.00	—
157			—	—	—	-0.10	—

表 4-1-64(5)　地盤沈下調査結果（令和 6 年度）

No.	県	市区町村	所在地	累積開始年	令和 6 年標高(m)	年間変動量(cm)	令和 6 年累積変動量(cm)
158	愛知県	あま市	あま市蜂須賀新道 36-1	平成 25 年	0.2720	-0.03	-4.65
159			あま市北苅上深坪 71	昭和 47 年	-0.3071	0.07	-22.03
160			あま市木田戌亥 18	昭和 52 年	0.3189	-0.06	-14.83
161			あま市木田宮東 16	平成 14 年	0.7239	0.06	-20.24
162			あま市花正郷中 66	昭和 47 年	0.8064	0.04	-15.44
163			あま市木田五反田 5 番地 58 号地先	昭和 50 年	-0.3550	0.08	-11.44
164			あま市小橋方東境 453 の 1	昭和 47 年	-1.0887	0.07	-23.08
165			あま市七宝町下田五之坪 1103 の 3 番地	昭和 47 年	-0.6855	0.06	-23.57
166			あま市七宝町遠島十坪 119-3	昭和 50 年	-0.1080	-0.29	-10.71
167			あま市七宝町安松小新田 2337	昭和 62 年	-0.1016	-0.36	-20.99
168			あま市七宝町安松高御堂 2537-1 番地先	―	-0.1391	-0.41	-87.66
169			あま市新居屋新町 6 番地	昭和 27 年	0.9095	0.19	-76.80
170			あま市七宝町沖之島宮前 1040	昭和 47 年	-0.1612	0.21	-11.18
171			あま市七宝町遠島大切戸 1296	昭和 56 年	0.1682	-0.20	-109.30
172			あま市甚目寺二判田 76	昭和 52 年	1.9181	-0.14	-1.03
173			あま市甚目寺東門前 24	昭和 47 年	1.0828	-0.04	-12.50
174			あま市甚目寺須原 115	昭和 47 年	0.7966	-0.01	-7.80
175			あま市中萱津西川 40	昭和 53 年	2.1061	-0.15	0.28
176			―	―	―	-0.10	―
177		蟹江町	海部郡蟹江町北新田 1 丁目 52 番地の 3	―	-1.5415	0.06	-4.02
178			海部郡蟹江町須成西 6 丁目 114 番地	昭和 62 年	-0.9208	-0.14	-22.75
179			海部郡蟹江町大字蟹江本町字クリ割 5 番地の 1	昭和 47 年	-0.7259	-0.09	-12.88
180			海部郡蟹江町大字蟹江新田字佐屋川西 47 番地	昭和 50 年	-1.2450	-0.31	-21.34
181			海部郡蟹江町源氏 3 丁目 147 番地	―	-1.2344	-0.54	-2.52
182			海部郡蟹江町学戸 3 丁目 1 番地	昭和 61 年	-0.9462	-0.23	-8.97
183			海部郡蟹江町大字蟹江新田字八反割 8 番地の 1	平成元年	-1.5699	-0.35	-50.31
184			海部郡蟹江町宝 2 丁目 597 番地先	昭和 47 年	-1.0377	-0.12	-27.28
185			海部郡蟹江町大字新千秋字後西 50 番地	平成 20 年	-2.0179	-0.31	-24.02
186			海部郡蟹江町大字蟹江新田字仲川原 16 番地の 4	昭和 47 年	-1.1293	-0.32	-58.83
187			海部郡蟹江町舟入四丁目 2 番地先	昭和 47 年	2.3080	-0.31	-32.15
188			―	―	―	-0.40	―
189		飛島村	海部郡飛島村大宝 1 丁目 48	昭和 51 年	-1.5146	-0.37	-10.80
190			海部郡飛島村大字三福二丁目 83	昭和 47 年	-1.1051	-0.29	-10.76
191			海部郡飛島村大字大宝 6 丁目 85-2	平成 17 年	-0.8846	-0.41	-76.82
192			海部郡飛島村元起 1 丁目 69 地先	―	-0.2756	-0.28	-32.62
193			海部郡飛島村大字松之郷 1 丁目 41-1	平成 17 年	-0.9036	-0.32	-8.97
194			海部郡飛島村大字松之郷八丁目 18	―	-1.1793	-0.23	-4.31
195			海部郡飛島村大字梅之郷字宮東	昭和 62 年	3.5642	-0.25	-2.90
196			海部郡飛島村大字政成新田字ハ之割 93 番地先	―	0.8082	-0.34	-69.63
197			海部郡飛島村大字飛島新田番外地	平成 4 年	0.7786	-0.19	-73.65
198			海部郡飛島村飛島新田番外地	昭和 50 年	0.0645	-0.30	-7.01

表 4-1-64(6)　地盤沈下調査結果（令和６年度）

No.	県	市区町村	所在地	累積開始年	令和６年標高(m)	年間変動量(cm)	令和６年累積変動量(cm)
199	愛知県	飛島村	海部郡飛島村大字飛島新田字梅之郷東ノ割 177 番地先	―	1.2673	-0.10	-36.63
200			海部郡飛島村大字新政成四丁目 29	昭和 47 年	-1.2740	-0.14	-40.57
201			―	―	―	-0.30	―
202			―	―	―	-0.30	―
203			―	―	―	-0.40	―
204			―	―	―	-0.40	―
205			―	―	―	-0.50	―
206			―	―	―	-0.10	―
207			―	―	―	0.10	―
208			―	―	―	0.50	―
209			―	―	―	0.20	―
210			―	―	―	0.00	―
211			―	―	―	0.20	―
212			―	―	―	0.30	―
213			―	―	―	0.10	―
214			―	―	―	0.00	―
215			―	―	―	-0.20	―
216			―	―	―	-0.20	―
217			―	―	―	0.00	―
218	三重県	桑名市	―	―	―	-0.20	―
219			―	―	―	-0.10	―
220			―	―	―	-0.20	―
221			―	―	―	-0.10	―
222			桑名市太平町	昭和 37 年	―	-0.38	-117.27
223			―	―	―	-0.10	―
224			―	―	―	-0.30	―
225			―	―	―	-0.20	―
226			―	―	―	-0.30	―
227			―	―	―	-0.50	―
228			―	―	―	-0.30	―
229			―	―	―	-0.30	―
230			―	―	―	-0.20	―
231			―	―	―	-0.10	―
232			―	―	―	-0.20	―
233			桑名市長島町白鶏	昭和 36 年	―	-0.23	-163.94
234			桑名市長島町浦安	昭和 37 年	―	-0.33	-153.94
235			―	―	―	-0.10	―
236			―	―	―	-0.50	―
237		木曽岬町	―	―	―	-0.30	―
238			―	―	―	-0.20	―
239			―	―	―	-0.10	―
240			―	―	―	-0.40	―
241			木曽岬町近江島	昭和 36 年	―	-0.41	-116.04
242			木曽岬町源緑輪中	昭和 36 年	―	-0.12	-124.07

注1）地点番号は図4-1-20に対応する。

注2）「-」は出典元に掲載がないことを示す。

出典：「令和6年度濃尾平野地域地盤沈下等量線図」（令和7年9月、東海三県地盤沈下調査会）
「愛知県オープンデータカタログ（マップあいち公開データ）」（愛知県ホームページ）
「地盤沈下の状況」（三重県ホームページ）

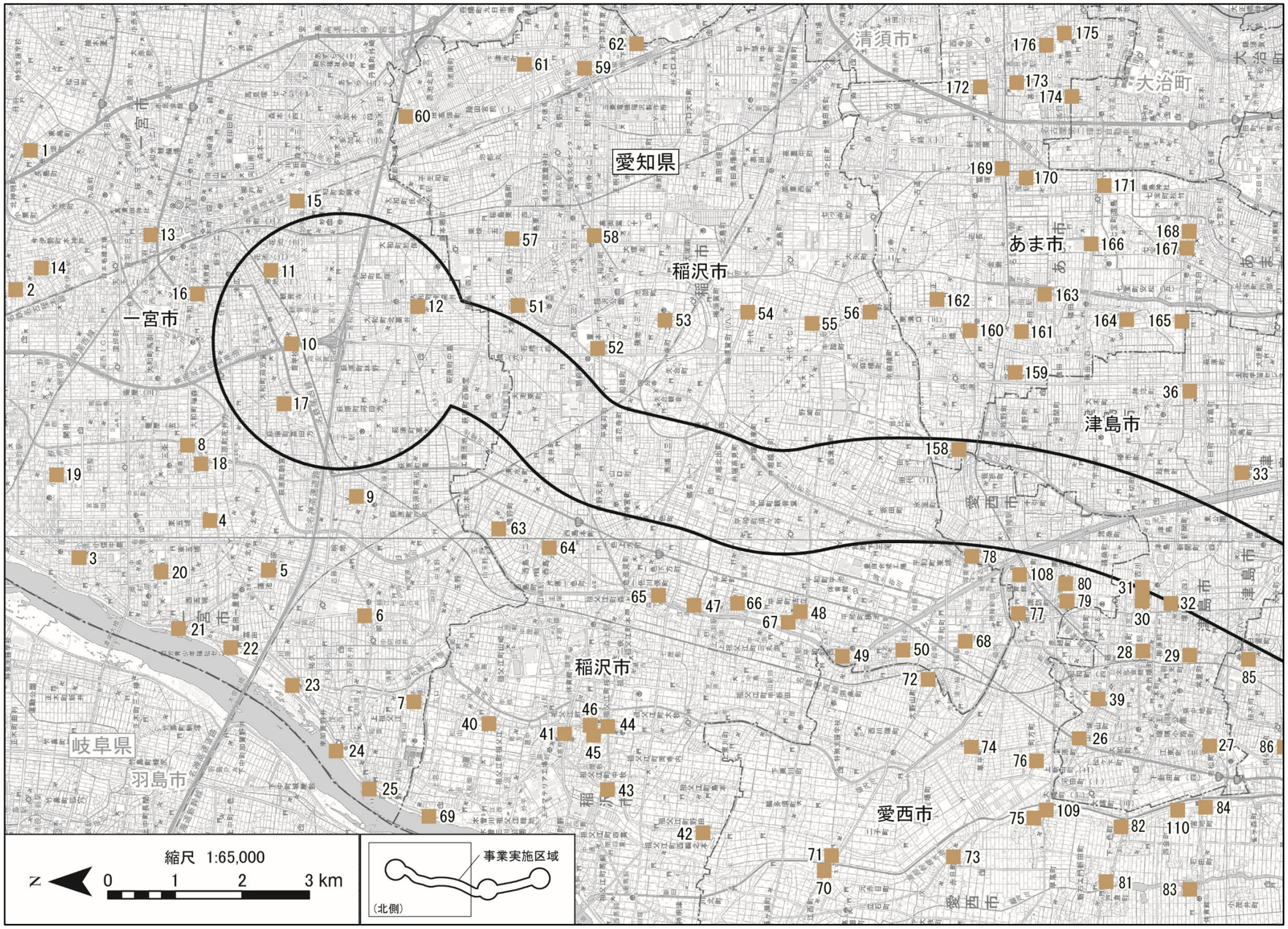

出典：「令和6年度濃尾平野地域地盤沈下等量線図」（令和7年9月、東海三県地盤沈下調査会）
「愛知県オープンデータカタログ（マップあいち公開データ）」（愛知県ホームページ）
「地盤沈下の状況」（三重県ホームページ）

図 4-1-20(1)　地盤沈下の調査地点位置図

凡 例

事業実施区域

県界　　市町村界

地盤沈下調査地点位置

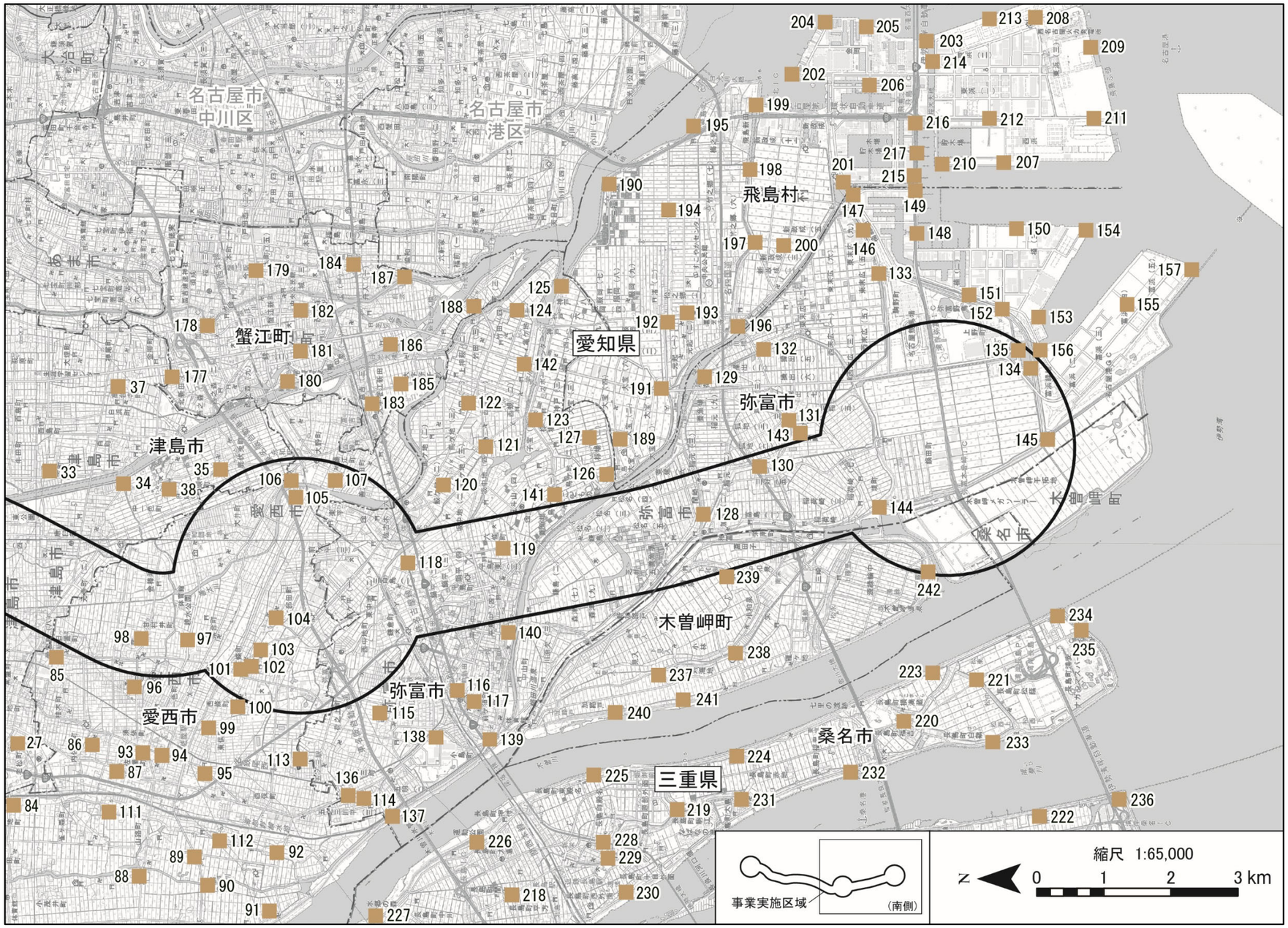

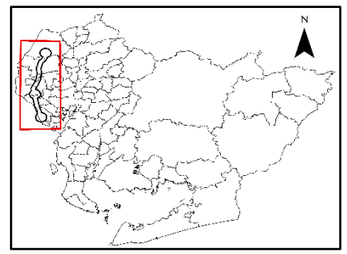

出典：「令和6年度濃尾平野地域地盤沈下等量線図」（令和7年9月、東海三県地盤沈下調査会）
「愛知県オープンデータカタログ（マップあいち公開データ）」（愛知県ホームページ）
「地盤沈下の状況」（三重県ホームページ）

図 4-1-20(2)　地盤沈下の調査地点位置図

5) 地下水位の状況

調査区域において過去 10 年間（平成 26 年度～令和 5 年度）に実施された地下水位調査結果は表 4-1-65 に示すとおりです。

6 地点で調査が行われており、自然水位は 1.65～7.60m となっています。

表 4-1-65　地下水位調査結果

No.	県	市	所在地	使用目的	地盤標高(m)	自然水位(m)	調査年月日
1	愛知県	一宮市	萩原町中島大上海道 9 番・10 番	その他	5.00	4.56	H31.9.12
2		稲沢市	片原一色町八枚物	工業用	2.80	2.20	H29.11.8
3			桜木 1 丁目	都市用	4.40	5.27	H27.5.8
4	三重県	木曽岬町	新輪	その他	-0.70	7.60	R2.12.8
4				その他	1.60	6.88	R2.12.18
6			大字三崎	工業用	-0.80	1.65	H28.8.7

注 1）地下水位調査地点については、詳細な位置情報が公開されていないことから位置図は示していない。
注 2）使用目的の「その他」は、生活用、都市用、工業用、農業用以外の使用目的を指す。
出典：「全国地下水資料台帳」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）

1.4　地形及び地質の状況

1)　地形及び地質の状況

調査区域における地形の状況は図 4-1-21 に、表層地質の状況は図 4-1-22 に示すとおりです。

調査区域は、木曽三川により形成された沖積平野である濃尾平野に位置しており、周辺には三角州性低地や自然堤防・砂州・砂丘が広範囲に広がっているほか、伊勢湾方向に干拓地が存在するなど、低地の地形が広がっています。

また、調査区域は、主に砂・泥を主とする層で形成されています。

2)　重要な地形及び地質の状況

重要な地形及び地質の状況は、表 4-1-66 及び図 4-1-23 に示すとおりです。

調査区域には、重要な地形及び地質として、木曽川の河畔砂丘と藤前干潟が存在しています。

表 4-1-66　重要な地形及び地質の状況

No.	名称	カテゴリー	選定基準	保存状況	保全状況	概要
1	木曽川の河畔砂丘	Ⅲ	①	ランク C	指定なし	日本では河畔砂丘が形成されることはほとんどないが、木曽川沿いにはいくつかの河畔砂丘が知られる。これらの河畔砂丘は、近世の河川改修で木曽川への堆砂量が急増し、それに伊吹おろしの強風が作用して形成されたものである。江西地区にはバルハン型の江西砂丘地形が保存されているほか、川原地区には祐久砂丘、里小牧地区には里小牧砂丘がある。
2	藤前干潟	Ⅴ	③、④	ランク C、D	指定なし	庄内川の河口部にある干潟、濃尾平野の臨海部に唯一残された干潟（朝夕平野）であり、渡り鳥の大休息地になっているが、ゴミの埋め立て地として改変されようとしたことがあった。

注 1）カテゴリー
　Ⅰ：変動地形　Ⅱ：火山地形　Ⅲ：河川のつくる地形　Ⅳ：気候を反映した地形
　Ⅴ：海岸地形　Ⅵ：地質を反映した地形　Ⅶ：その他の重要な地形

注 2）選定基準
　①：日本の地形を代表する典型かつ希少、貴重な地形。
　②：①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目したほうがよいと考えられる地形。
　③：多数存在するが、なかでも典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形。
　④：動物や植物の生育地として重要な地形。

注 3）保存状況
　A：現在の保存状況がよく、今後もその継続が求められる地形。
　B：現時点で低強度の破壊を受けている地形。今後、破壊が継続されれば、消滅が危惧される。
　C：現在著しく破壊されつつある地形。また、大規模開発計画などで破壊が危惧される地形。このランクに属する地形は現状のままでは消滅すると考えられるので、最も緊急な保全が要求される。
　D：重要な地形でありながら、すでに破壊され、現存しない地形。

注 4）保全状況
　保護すべき地形、またはその地形が存在する地域が、行政機関などによって指定されている状態について記載

出典：「日本の地形レッドデータブック第 1 集－危機にある地形－」（平成 12 年 12 月、小泉武栄、青木賢人）

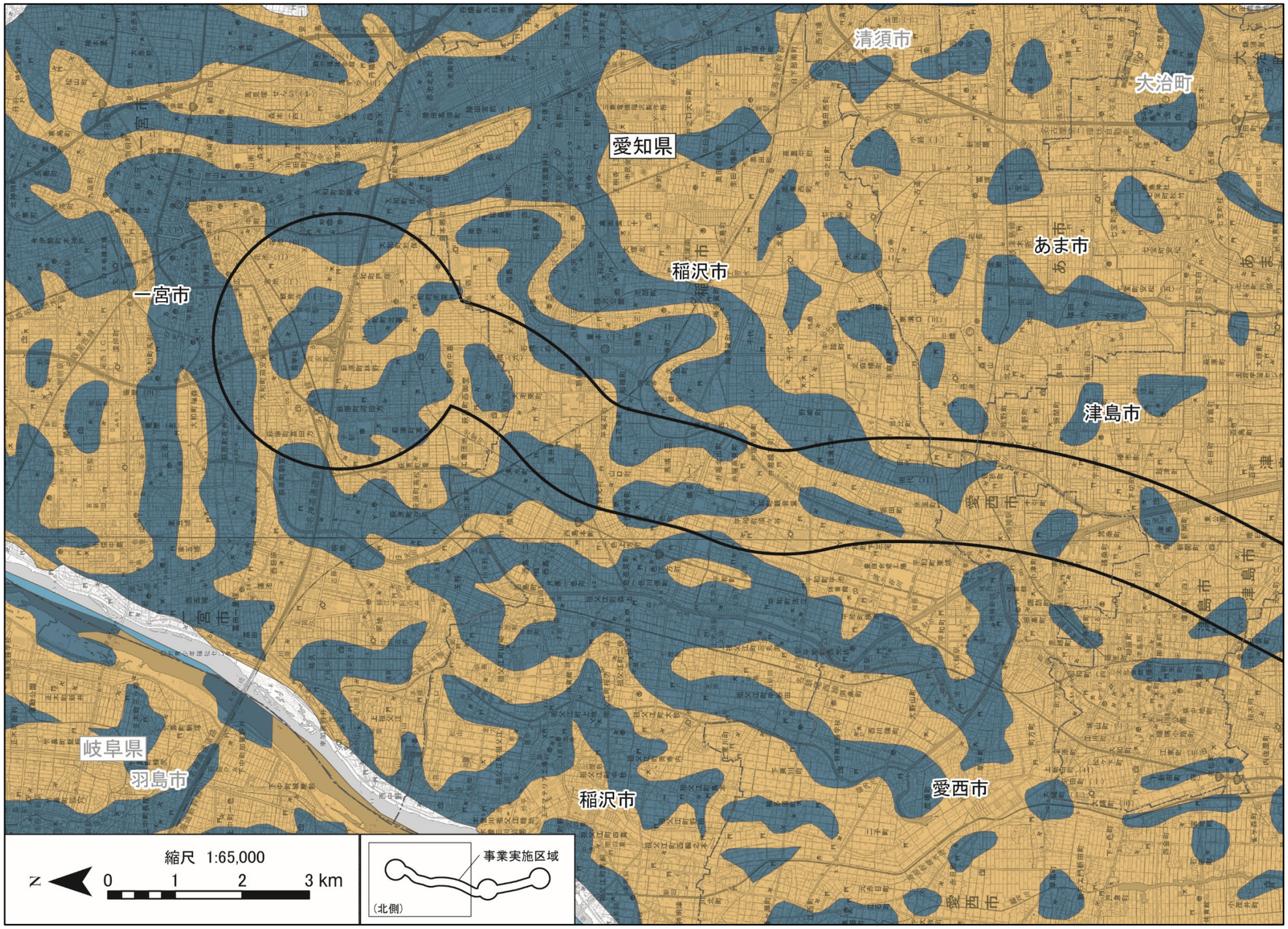

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界

低地

- 三角州性低地
- 埋立地
- 埋立地・盛土
- 干拓地
- 河川・湖沼
- 自然堤防・砂州・砂丘

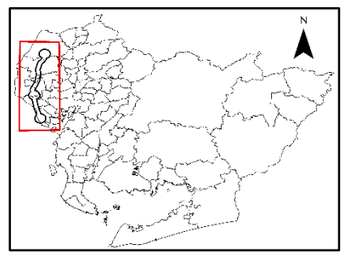

出典：「20万分の１土地分類基本調査（地形分類図）　GIS データ」（国土交通省）（https://nlftp.mlit.go.jp/）を加工して作成

図 4-1-21(1)　地形分類図

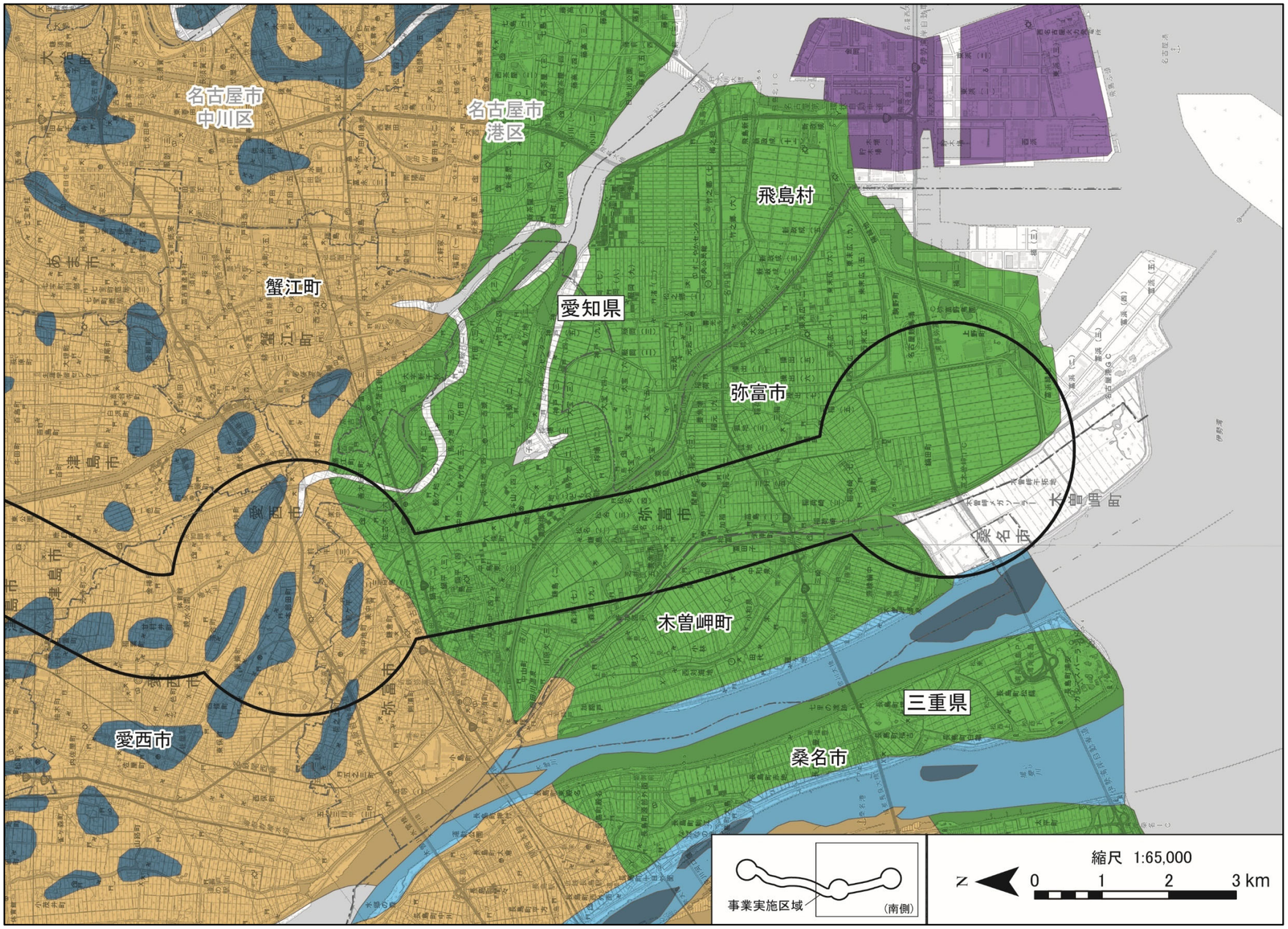

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界

低地

- 三角州性低地
- 埋立地
- 埋立地・盛土
- 干拓地
- 河川・湖沼
- 自然堤防・砂州・砂丘

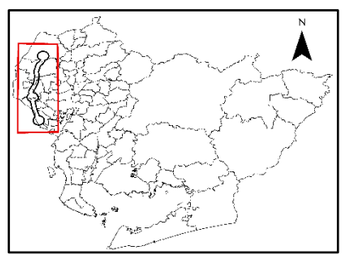

出典：「20万分の１土地分類基本調査（地形分類図）　GIS データ」（国土交通省）（https://nlftp.mlit.go.jp/）を加工して作成

図 4-1-21(2)　地形分類図

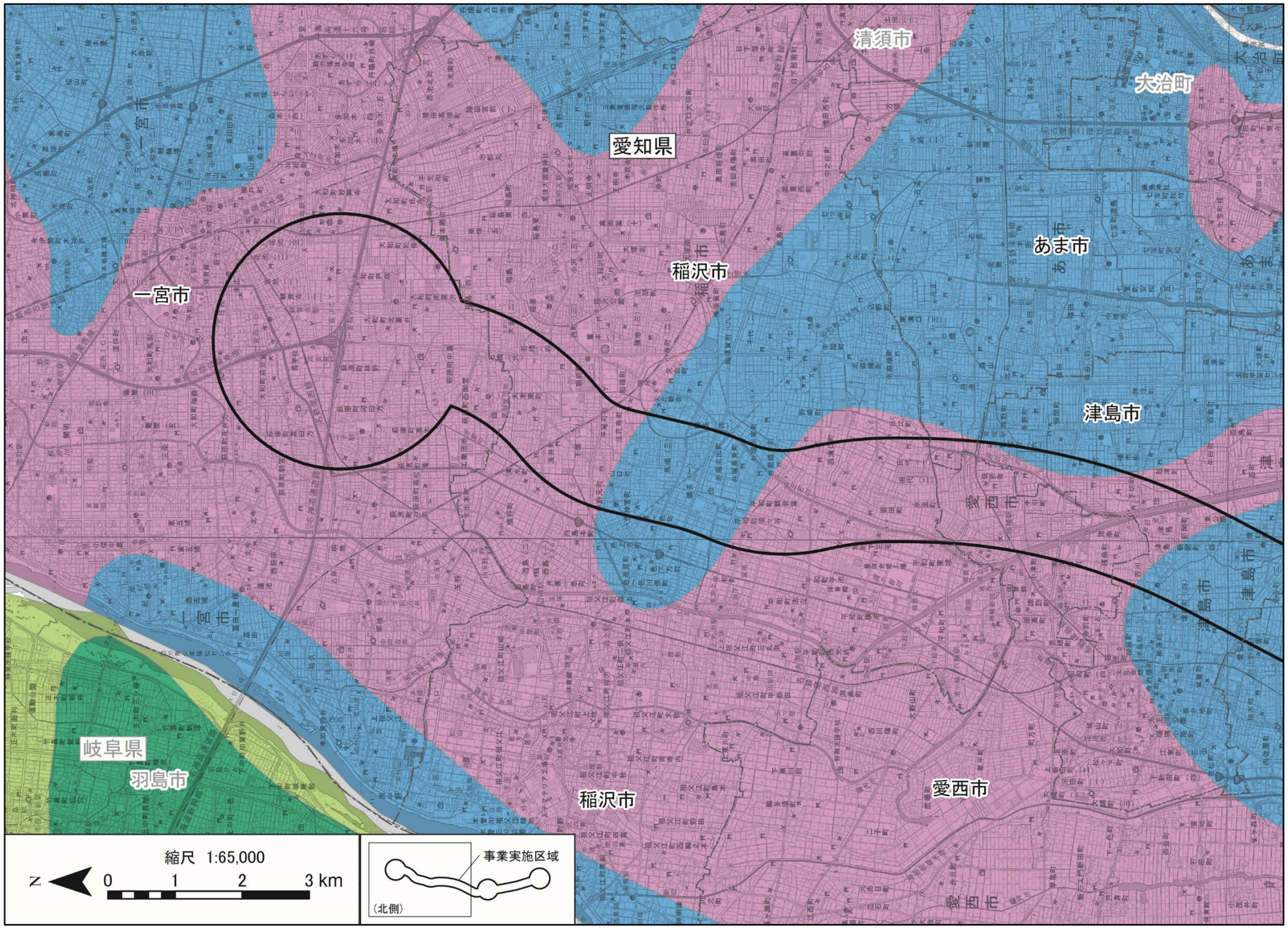

凡 例

事業実施区域

県界　　市町村界

未固結

- 砂層を主とする地域
- 泥層を主とする地域
- 砂がち堆積物
- 泥がち堆積物

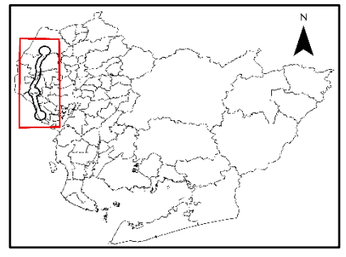

出典：「20万分の１土地分類基本調査（表層地質図）　GIS データ」（国土交通省）（https://nlftp.mlit.go.jp/）を加工して作成

図 4-1-22(1)　表層地質図

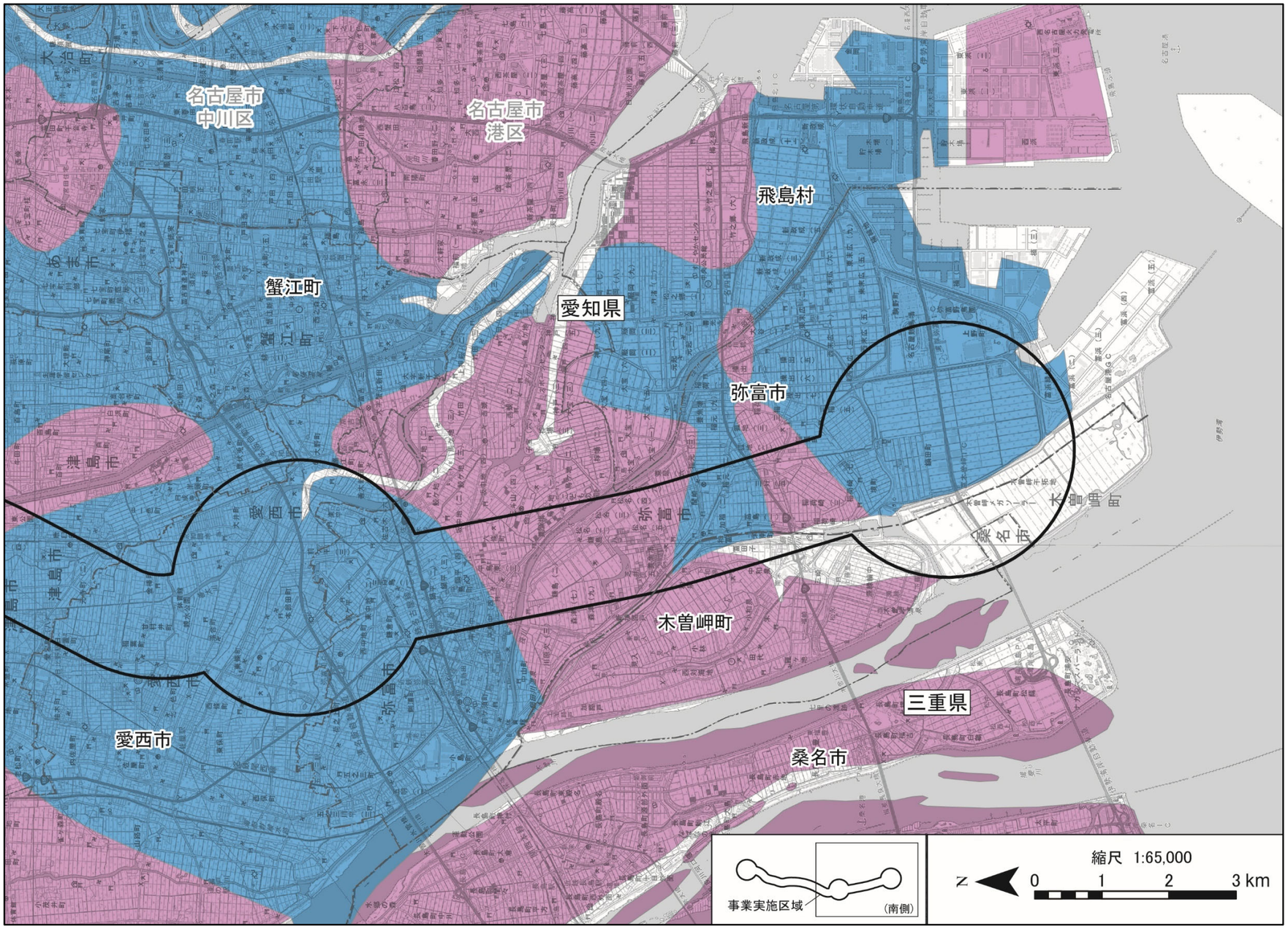

凡 例

事業実施区域

県界　　市町村界

未固結

- 砂層を主とする地域
- 泥層を主とする地域
- 砂がち堆積物
- 泥がち堆積物

出典：「20万分の１土地分類基本調査（表層地質図）　GIS データ」（国土交通省）（https://nlftp.mlit.go.jp/）を加工して作成

図 4-1-22(2)　表層地質図

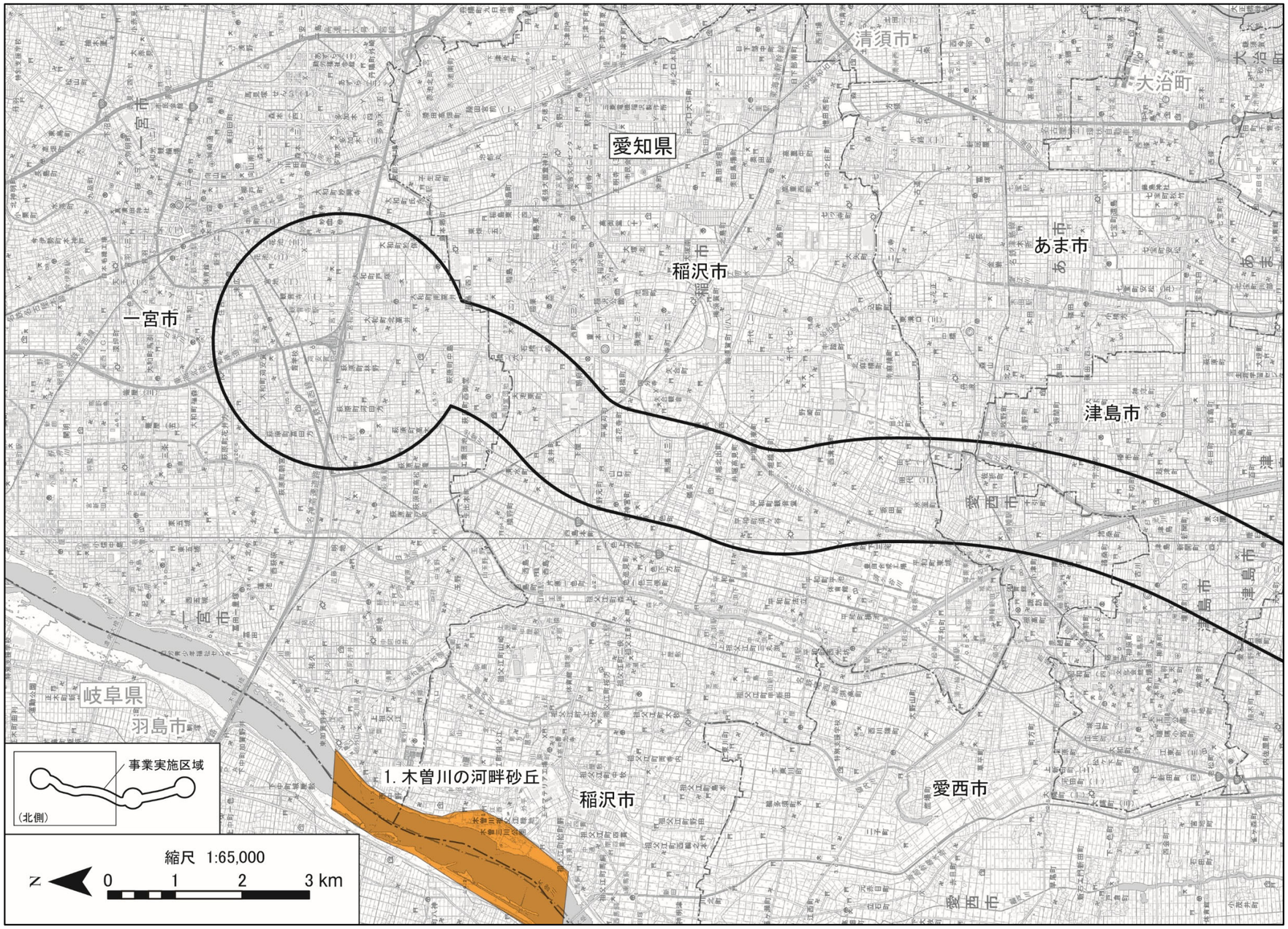

出典：「日本の地形レッドデータブック第1集－危機にある地形－」（平成12年12月、小泉武栄、青木賢人）

図 4-1-23(1)　重要な地形及び地質位置図

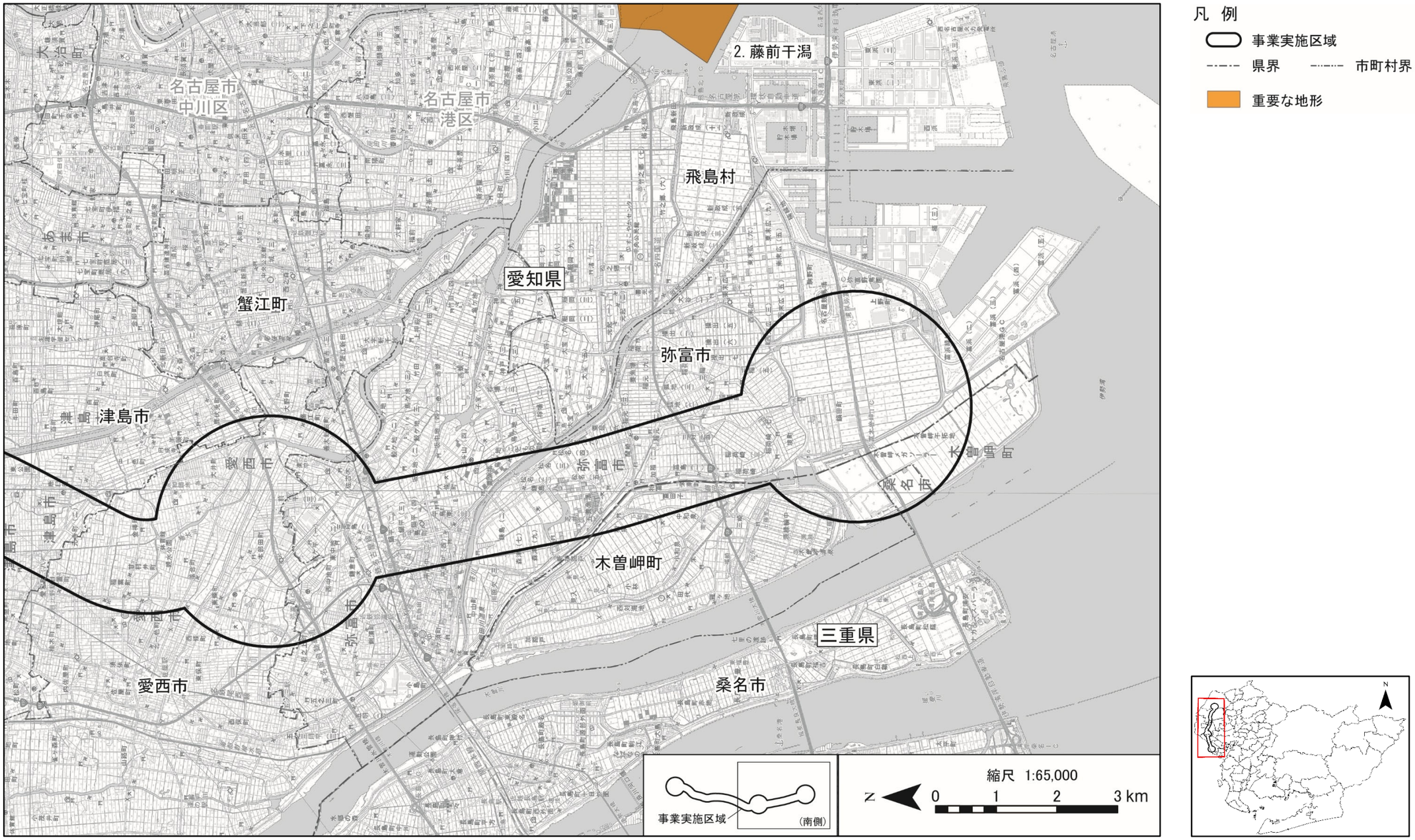

出典：「日本の地形レッドデータブック第1集－危機にある地形－」（平成12年12月、小泉武栄、青木賢人）

図 4-1-23(2)　重要な地形及び地質位置図

3) 活断層の状況

調査区域に位置する断層は、表 4-1-67 及び図 4-1-24 に示すとおりです。

濃尾平野の中央部に北北西-南南東方向に貫く「大藪－津島活動セグメント」、「大垣－今尾活動セグメント」及び「岐阜－一宮活動セグメント」が存在しています。なお、「活断層データベース」（国立研究開発法人産業技術総合研究所ホームページ）によると、「大藪－津島活動セグメント」、「大垣－今尾活動セグメント」及び「岐阜－一宮活動セグメント」については第四系（第四紀に形成された地層や岩石）を変位させる断層が確認されていないため、活断層ではないと判断されています。

表 4-1-67　断層の状況

No.	名称	概要
1	大藪－津島 活動セグメント	活断層研究会（1991）で、岐阜県南西部から愛知県北西部にかけて、濃尾平野の中央部に北北西-南南東方向の活断層として図示されていたが、愛知県（2003）による反射法探査では第四系を変位させる断層が確認されず、活断層ではないと判断されている。
2	大垣－今尾 活動セグメント	活断層研究会（1991）で、岐阜県南西部から愛知県北西部にかけて、濃尾平野の中央部に北北西-南南東方向の活断層として図示されていたが、愛知県（2003）による反射法探査では第四系を変位させる断層が確認されず、活断層ではないと判断されている。
3	岐阜－一宮 活動セグメント	活断層研究会（1991）で、岐阜県南西部から愛知県北西部にかけて、濃尾平野の中央部に北北西-南南東方向の活断層として図示されていたが、愛知県（2003）などによる反射法探査では第四系を変位させる断層が確認されず、活断層ではないと判断されている。

出典：「活断層データベース」（国立研究開発法人産業技術総合研究所ホームページ）

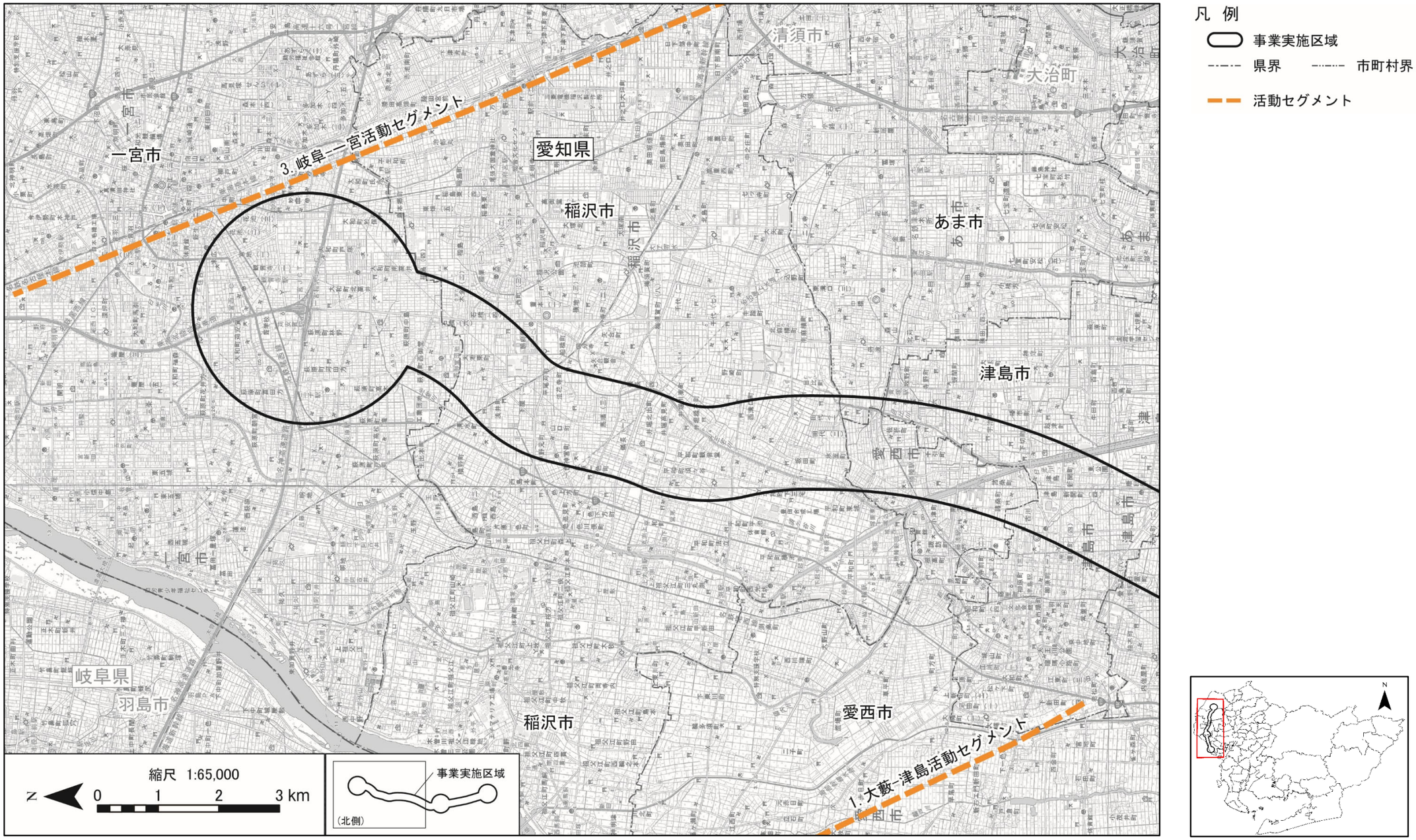

出典：「活断層データベース」（国立研究開発法人産業技術総合研究所ホームページ）

図 4-1-24(1)　断層位置図

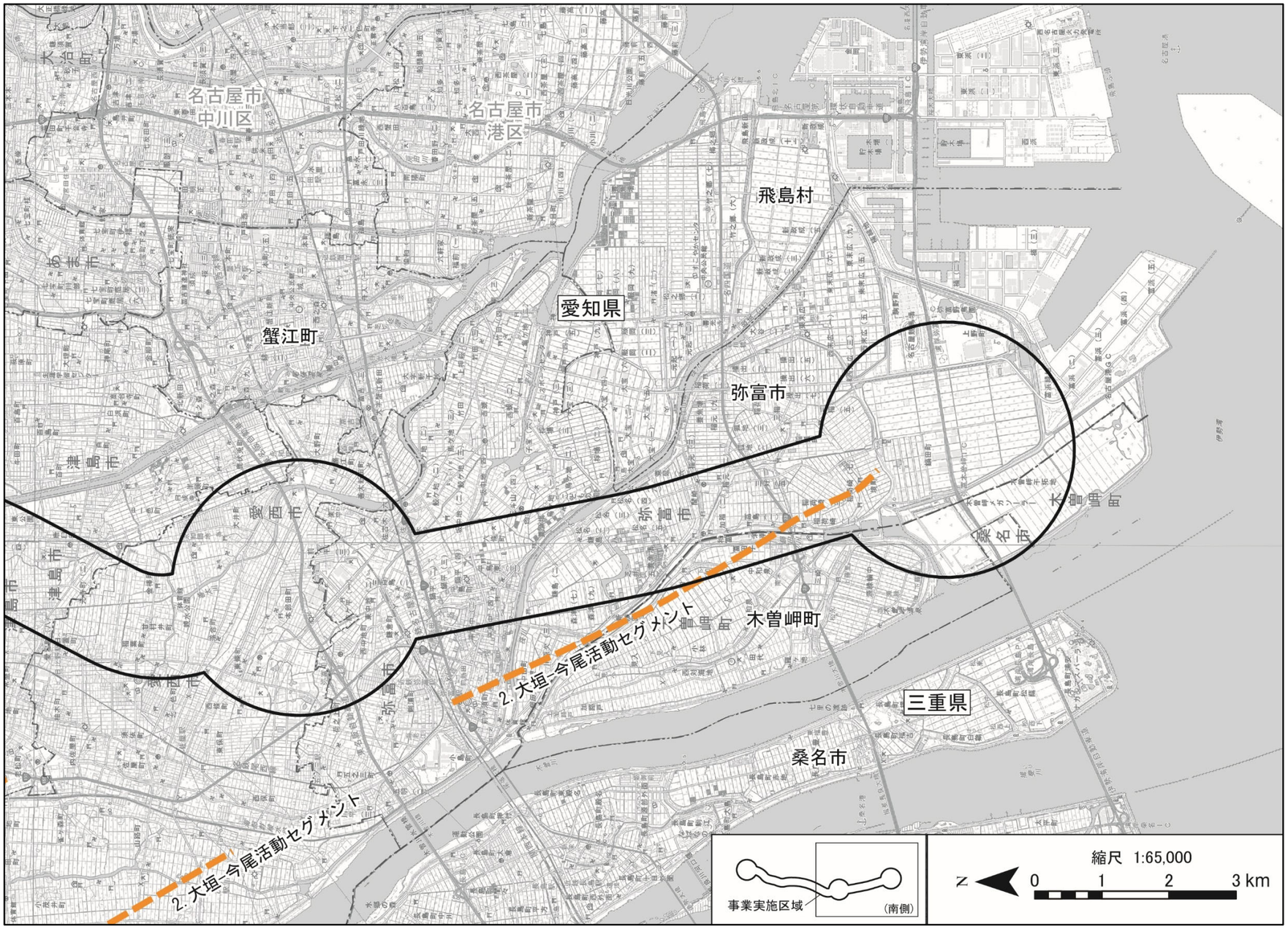

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界
- 活動セグメント

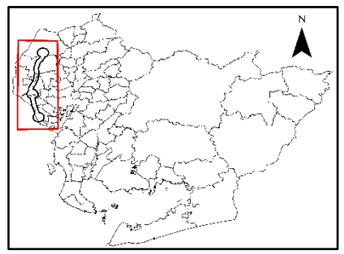

出典：「活断層データベース」（国立研究開発法人産業技術総合研究所ホームページ）

図 4-1-24(2)　断層位置図

1.5　動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1)　動物の生息の状況

動物の生息状況の把握に用いた既存文献・資料は、表 4-1-68 に示すとおりです。

表 4-1-68(1)　動物の生息状況の把握に用いた文献・資料

No.	資料名	発行年	発行元
1	すぐれた自然図	昭和 51 年	環境庁
2	第 2 回自然環境保全基礎調査 動植物分布図	昭和 56 年	環境庁
3	第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書（哺乳類）	昭和 55 年	環境庁
4	第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書（鳥類）	昭和 55 年	環境庁
5	第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書（両生類・爬虫類）	昭和 54 年	環境庁
6	第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書（淡水魚類）	昭和 54 年	環境庁
7	第 3 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書　鳥類	昭和 63 年	環境庁
8	第 4 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書（哺乳類）	平成 5 年	環境庁
9	第 4 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書（両生類・爬虫類）	平成 5 年	環境庁
10	第 4 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書（淡水魚類）	平成 5 年	環境庁
11	第 4 回自然環境保全基礎調査　動植物分布調査報告書（昆虫（トンボ、チョウ、セミ及び甲虫、ガ）類）	平成 5 年 3 月	環境庁 自然保護局
12	第 4 回自然環境保全基礎調査　動植物分布調査報告書（陸産及び淡水産貝類）	平成 5 年 3 月	環境庁 自然保護局
13	第 5 回自然環境保全基礎調査　生物多様性調査 動物分布調査報告書（哺乳類）	平成 14 年	環境省
14	第 5 回自然環境保全基礎調査　生物多様性調査 動物分布調査報告書（両生類・爬虫類）	平成 13 年	環境省
15	第 5 回自然環境保全基礎調査　生物多様性調査 動物分布調査報告書（淡水魚類）	平成 14 年	環境省
16	第 5 回自然環境保全基礎調査　生物多様性調査　動物分布調査報告書（昆虫（トンボ、チョウ、セミ・水生半翅、ガ、甲虫）類）	平成 14 年 3 月	環境省自然環境局生物多様性センター
17	第 5 回自然環境保全基礎調査　生物多様性調査 動物分布調査報告書（陸産及び淡水産貝類）	平成 14 年 3 月	環境省自然環境局生物多様性センター
18	第 6 回自然環境保全基礎調査　種の多様性調査 哺乳類分布調査報告書	平成 16 年	環境省
19	平成 22 年度自然環境保全基礎調査 特定哺乳類生息状況調査報告書	平成 23 年	環境省
20	自然環境保全基礎調査　全国鳥類繁殖分布調査報告 日本の鳥の今を描こう　2016～2021 年	令和 3 年 10 月	環境省
21	平成 29 年度要注意鳥獣（クマ等）生息分布調査 調査報告書　アライグマ・ハクビシン・ヌートリア	平成 30 年	環境省
22	令和 3 年度　中大型哺乳類分布調査 調査報告書　タヌキ・キツネ・アナグマ	令和 4 年	環境省
23	令和 3 年度河川水辺の国勢調査 日光川水系（日光川）	令和 4 年 3 月	愛知県

表 4-1-68(2)　動物の生息状況の把握に用いた文献・資料

No.	資料名	発行年	発行元
24	レッドデータブックあいち 2020	令和 2 年 3 月	愛知県
26	三重県レッドデータブック 2015	平成 27 年 3 月	三重県
27	レッドリストあいち 2025	令和 7 年 3 月	愛知県
28	三重県レッドリスト 2024	令和 6 年 12 月	三重県

(1) 哺乳類の概況

調査区域において確認記録のある哺乳類として、コウベモグラ、キクガシラコウモリ、タヌキ等の 8 目 15 科 22 種が確認されています。

(2) 鳥類の概況

調査区域において確認記録のある鳥類として、オシドリ、キジバト、ケリ、ミサゴ、ウグイス等の 18 目 49 科 163 種が確認されています。

(3) 爬虫類の概況

調査区域において確認記録のある爬虫類として、ニホンイシガメ、ニホンスッポン、ヒガシニホントカゲ、アオダイショウ等の 2 目 8 科 11 種が確認されています。

(4) 両生類の概況

調査区域において確認記録のある両生類として、ニホンアマガエル、ナゴヤダルマガエル、ヌマガエル等の 2 目 4 科 8 種が確認されています。

(5) 魚類の概況

調査区域において確認記録のある魚類として、ニホンウナギ、コイ、ナマズ、アユ、ミナミメダカ、スズキ等の 11 目 23 科 86 種が確認されています。

(6) 昆虫類の概況

調査区域において確認記録のある昆虫類として、ベニイトトンボ、クマゼミ、オオアメンボ、キアゲハ、ゲンジボタル等の 8 目 63 科 193 種が確認されています。

(7) 底生動物の概況

調査区域において確認記録のある底生動物として、イシマキガイ、マルタニシ、サカマキガイ、クシテガニ等の 9 目 22 科 45 種が確認されています。

(8) 陸産貝類の概況

調査区域において確認記録のある陸産貝類として、オカミミガイ、ナミコギセル、ナガオカモノアラガイ、ウスカワマイマイ等の 2 目 11 科 31 種が確認されています。

(9) クモ類の概況

調査区域において確認記録のあるクモ類として、ワスレナグモ、キノボリトタテグモ、オニグモ、コガネグモ等の 1 目 5 科 7 種が確認されています。

2) 動物の重要な種及び注目すべき生息地の状況

(1) 哺乳類

調査区域において確認記録のある 8 目 15 科 22 種の哺乳類について、重要な種の選定基準によって重要な哺乳類を選定しました。

重要な哺乳類は、キクガシラコウモリ、アナグマ、ハタネズミ、カヤネズミ等の 5 目 6 科 7 種で、表 4-1-69 に示すとおりです。

表 4-1-69　重要な哺乳類

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				1	2	3	4	5	6	7
1	ｺｳﾓﾘ	ｷｸｶﾞｼﾗｺｳﾓﾘ	ｷｸｶﾞｼﾗｺｳﾓﾘ						NT	
2	ﾈｺ	ｲﾀﾁ	ｱﾅｸﾞﾏ						NT	
3	ｸｼﾞﾗ	ﾈｽﾞﾐｲﾙｶ	ｽﾅﾒﾘ						NT	VU
4	ﾈｽﾞﾐ	ﾘｽ	ﾆﾎﾝﾘｽ						NT	NT
5		ﾈｽﾞﾐ	ﾊﾀﾈｽﾞﾐ						NT	
6			ｶﾔﾈｽﾞﾐ						VU	
7	ｳｻｷﾞ	ｳｻｷﾞ	ﾉｳｻｷﾞ						NT	
計	5 目	6 科	7 種	0種	0種	0種	0種	0種	7種	1種

注 1）分類、配列などは基本的に「令和 7 年度版　河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和 7 年、国土交通省）に準拠した。

注 2）重要な種の選定基準は以下のとおりである。

1.「文化財保護法」等に基づく天然記念物
2.「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国際・国内希少野生動植物種
3.「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく指定希少野生動植物種
4.「三重県自然環境保全条例」に基づく指定希少野生動植物種
5.「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 3 月、環境省）掲載種
6.「レッドリストあいち 2025」（令和 7 年 3 月、愛知県)掲載種
　VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧
7.「三重県レッドリスト 2024」（令和 6 年 12 月、三重県)掲載種
　VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧

(2) 鳥類

調査区域において確認記録のある 18 目 49 科 163 種の鳥類について、重要な種の選定基準によって重要な鳥類を選定しました。

重要な鳥類は、オシドリ、チュウサギ、ケリ、ミサゴ等の 13 目 28 科 65 種で、表 4-1-70 に示すとおりです。また、表 4-1-68 に示した既存文献・資料以外の情報として、愛西市において重要な種であるコウノトリの生息情報があります。

表 4-1-70(1) 重要な鳥類

No.	目名	科名	種名	選定基準								
				1	2	3	4	5	6			7
									越冬	繁殖	通過	
1	ｷｼﾞ	ｷｼﾞ	ﾔﾏﾄﾞﾘ						NT	NT		NT
2	ｶﾓ	ｶﾓ	ｵｼﾄﾞﾘ					DD	NT	VU		繁殖:CR 越冬:VU
3			ﾄﾓｴｶﾞﾓ					VU	VU			EN
4			ｶﾜｱｲｻ						NT			
5	ｶｲﾂﾌﾞﾘ	ｶｲﾂﾌﾞﾘ	ｱｶｴﾘｶｲﾂﾌﾞﾘ						EN			
6			ﾐﾐｶｲﾂﾌﾞﾘ						VU			
7	ﾍﾟﾘｶﾝ	ｻｷﾞ	ﾖｼｺﾞｲ					NT		CR	CR	EN
8			ｺﾞｲｻｷﾞ						NT	NT		DD
9			ｻｻｺﾞｲ									CR
10			ﾁｭｳｻｷﾞ					NT		NT	NT	VU
11	ﾂﾙ	ｸｲﾅ	ｸｲﾅ						NT			DD
12			ﾋｸｲﾅ					NT		VU	NT	EN
13			ﾊﾞﾝ						NT	VU		DD
14	ｶｯｺｳ	ｶｯｺｳ	ｼﾞｭｳｲﾁ							VU	NT	
15			ﾂﾂﾄﾞﾘ							VU	NT	
16			ｶｯｺｳ							VU	NT	
17	ﾖﾀｶ	ﾖﾀｶ	ﾖﾀｶ					NT		EN	VU	DD
18	ﾁﾄﾞﾘ	ﾁﾄﾞﾘ	ﾀｹﾞﾘ									VU
19			ｹﾘ					DD	VU	NT		
20			ﾑﾅｸﾞﾛ						NT			
21			ﾀﾞｲｾﾞﾝ						LP			
22			ｲｶﾙﾁﾄﾞﾘ						NT	VU		VU
23			ｺﾁﾄﾞﾘ									LC
24			ｼﾛﾁﾄﾞﾘ				指定	VU	VU	EN		繁殖:CR 越冬:EN
25		ﾐﾔｺﾄﾞﾘ	ﾐﾔｺﾄﾞﾘ						NT			EN
26		ｾｲﾀｶｼｷﾞ	ｾｲﾀｶｼｷﾞ					VU	NT	VU		NT
27		ｼｷﾞ	ﾀﾞｲｼｬｸｼｷﾞ						VU			VU
28			ﾎｳﾛｸｼｷﾞ					VU			EN	VU
29			ｱｶｱｼｼｷﾞ					VU			VU	VU
30			ｺｱｵｱｼｼｷﾞ									LC
31			ﾀｶﾌﾞｼｷﾞ					VU			EN	NT
32			ﾐﾕﾋﾞｼｷﾞ						VU			EN
33			ﾊﾏｼｷﾞ					NT	VU			EN
34			ﾍﾗｼｷﾞ		国内			CR			CR	EN
35		ﾀﾏｼｷﾞ	ﾀﾏｼｷﾞ					VU	EN	EN		DD

表 4-1-70(2)　重要な鳥類

No.	目名	科名	種名	選定基準								
				1	2	3	4	5	6			7
									越冬	繁殖	通過	
36	(ﾁﾄﾞﾘ)	ｶﾓﾒ	ｽﾞｸﾞﾛｶﾓﾒ					VU	VU			CR
37			ｵｵｾｸﾞﾛｶﾓﾒ					NT	NT			
38			ｺｱｼﾞｻｼ					VU		EN	VU	CR
39	ﾀｶ	ﾐｻｺﾞ	ﾐｻｺﾞ					NT		VU		CR
40		ﾀｶ	ﾊﾁｸﾏ					NT		VU		CR
41			ﾁｭｳﾋ		国内			EN	VU	CR		CR
42			ﾊｲｲﾛﾁｭｳﾋ						VU			CR
43			ﾊｲﾀｶ					NT	NT			NT
44			ｵｵﾀｶ					NT	VU	VU		EN
45			ｻｼﾊﾞ				指定	VU		EN	NT	EN
46	ﾌｸﾛｳ	ﾌｸﾛｳ	ｵｵｺﾉﾊｽﾞｸ						NT	VU		DD
47			ﾌｸﾛｳ						NT	NT		NT
48			ｱｵﾊﾞｽﾞｸ							EN	VU	VU
49			ｺﾐﾐｽﾞｸ						VU			NT
50	ﾌﾞｯﾎﾟｳｿｳ	ｶﾜｾﾐ	ｱｶｼｮｳﾋﾞﾝ							VU	NT	VU
51		ﾌﾞｯﾎﾟｳｿｳ	ﾌﾞｯﾎﾟｳｿｳ					EN		CR	VU	DD
52	ﾊﾔﾌﾞｻ	ﾊﾔﾌﾞｻ	ｺﾁｮｳｹﾞﾝﾎﾞｳ									CR
53			ﾊﾔﾌﾞｻ		国内			VU	NT	VU		CR
54	ｽｽﾞﾒ	ｻﾝｼｮｳｸｲ	ｻﾝｼｮｳｸｲ					VU				NT
55		ｶｻｻｷﾞﾋﾀｷ	ｻﾝｺｳﾁｮｳ									NT
56		ｷｸｲﾀﾀﾞｷ	ｷｸｲﾀﾀﾞｷ									DD
57		ﾑｼｸｲ	ｾﾝﾀﾞｲﾑｼｸｲ									LC
58		ﾐｿｻｻﾞｲ	ﾐｿｻｻﾞｲ						NT	VU		
59		ｶﾜｶﾞﾗｽ	ｶﾜｶﾞﾗｽ						VU	VU		
60		ﾋﾀｷ	ｸﾛﾂｸﾞﾐ							CR	NT	NT
61			ｺｻﾒﾋﾞﾀｷ							NT	NT	LC
62			ｷﾋﾞﾀｷ									LC
63		ｾｷﾚｲ	ﾋﾞﾝｽﾞｲ						VU	EX		
64		ﾎｵｼﾞﾛ	ﾎｵｱｶ						NT	EX		
65			ｺｼﾞｭﾘﾝ					VU	EN			
計	13 目	28 科	65 種	0種	3種	0種	2種	28種	35種	34種	18種	50種

注 1）分類、配列などは基本的に「令和 7 年度版　河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和 7 年、国土交通省）に準拠した。

注 2）重要な種の選定基準は以下のとおりである。

1. 「文化財保護法」等に基づく天然記念物
2. 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国際・国内希少野生動植物種
   国内：国内希少野生動植物種
3. 「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく指定希少野生動植物種
4. 「三重県自然環境保全条例」に基づく指定希少野生動植物種
   指定：指定希少野生動植物種
5. 「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 3 月、環境省）掲載種
   CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
6. 「レッドリストあいち 2025」（令和 7 年 3 月、愛知県)掲載種
   EX：絶滅、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、
   DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
7. 「三重県レッドリスト 2024」（令和 6 年 12 月、三重県)掲載種
   CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LC：低懸念

(3) 爬虫類

調査区域において確認記録のある 2 目 8 科 11 種の爬虫類について、重要な種の選定基準によって重要な爬虫類を選定しました。

重要な爬虫類は、アカウミガメ、ニホンイシガメ、ニホンスッポン、ヤマカガシの 2 目 4 科 4 種で、表 4-1-71 に示すとおりです。

表 4-1-71　重要な爬虫類

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				1	2	3	4	5	6	7
1	カメ	ｳﾐｶﾞﾒ	ｱｶｳﾐｶﾞﾒ			指定		EN	EN	EN
2		ｲｼｶﾞﾒ	ﾆﾎﾝｲｼｶﾞﾒ					NT	NT	VU
3		ｽｯﾎﾟﾝ	ﾆﾎﾝｽｯﾎﾟﾝ					DD	DD	VU
4	有鱗	ﾅﾐﾍﾋﾞ	ﾔﾏｶｶﾞｼ						DD	
計	2 目	4 科	4 種	0 種	0 種	1 種	0 種	3 種	4 種	3 種

注 1）分類、配列などは基本的に「令和 5 年度版　河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和 5 年、国土交通省）に準拠した。

注 2）重要種の選定基準は以下のとおりである。

1.「文化財保護法」等に基づく天然記念物
2.「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国際・国内希少野生動植物種
　指定：指定希少野生動植物種
3.「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく指定希少野生動植物種
4.「三重県自然環境保全条例」に基づく指定希少野生動植物種
5.「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 3 月、環境省）掲載種
　NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
6.「レッドリストあいち 2025」（令和 7 年 3 月、愛知県)掲載種
　NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
7.「三重県レッドリスト 2024」（令和 6 年 12 月、三重県)掲載種
　EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類

(4) 両生類

調査区域において確認記録のある 2 目 4 科 8 種の両生類について、重要な種の選定基準によって重要な両生類を選定しました。

重要な両生類は、ヤマトサンショウウオ、ナゴヤダルマガエル、トノサマガエルの 2 目 2 科 3 種で、表 4-1-72 に示すとおりです。

なお、調査区域で詳細な位置を特定できた重要な両生類は、ナゴヤダルマガエルの 1 種です。確認位置は図 4-1-25 に示すとおりです。

表 4-1-72　重要な両生類

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				1	2	3	4	5	6	7
1	有尾	ｻﾝｼｮｳｳｵ	ﾔﾏﾄｻﾝｼｮｳｳｵ		国内 (特二)			VU	EN	VU
2	無尾	ｱｶｶﾞｴﾙ	ﾅｺﾞﾔﾀﾞﾙﾏｶﾞｴﾙ					EN	VU	EN
3			ﾄﾉｻﾏｶﾞｴﾙ					NT		NT
計	2 目	2 科	3 種	0 種	1 種	0 種	0 種	3 種	2 種	3 種

注 1）分類、配列などは基本的に「令和 5 年度版　河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和 5 年、国土交通省）に準拠した。

注 2）重要種の選定基準は以下のとおりである。

1.「文化財保護法」等に基づく天然記念物
2.「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国際・国内希少野生動植物種
　国内（特二）：特定第二種国内希少野生動植物種
3.「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく指定希少野生動植物種
4.「三重県自然環境保全条例」に基づく指定希少野生動植物種
5.「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 3 月、環境省）掲載種
　EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧
6.「レッドリストあいち 2025」（令和 7 年 3 月、愛知県）掲載種
　EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類
7.「三重県レッドリスト 2024」（令和 6 年 12 月、三重県）掲載種
　EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧

(5) 魚類

調査区域において確認記録のある 11 目 23 科 86 種の魚類について、重要な種の選定基準によって重要な魚類を選定しました。

重要な魚類は、ニホンウナギ、ニシシマドジョウ、カワバタモロコ、ミナミメダカ等の 6 目 13 科 38 種で、表 4-1-73 に示すとおりです。

また、これら重要種に加えて、津島市では「津島の透明鱗のギンブナ（エベツサマ)」が天然記念物に指定されています。

なお、調査区域で詳細な位置を特定できた重要な魚類は、イタセンパラの 1 種です。確認位置は図 4-1-25 に示すとおりです。

表 4-1-73(1)　重要な魚類

No.	目名	科名	種名	選定基準							
				1	2	3	4	5	6	7	8
1	ｳﾅｷﾞ	ｳﾅｷﾞ	ﾆﾎﾝｳﾅｷﾞ					EN	EN	EN	
2	ｺｲ	ｺｲ	ｹﾞﾝｺﾞﾛｳﾌﾞﾅ					EN			
3			ﾔﾘﾀﾅｺﾞ					NT	CR	VU	
4			ｱﾌﾞﾗﾎﾞﾃ					NT	DD	EN	
5			ｲﾁﾓﾝｼﾞﾀﾅｺﾞ					CR	DD	CR	
6			ｲﾀｾﾝﾊﾟﾗ	国天	国内			CR	CR		
7			ﾆｯﾎﾟﾝﾊﾞﾗﾀﾅｺﾞ					CR			
8			ﾜﾀｶ					CR			
9			ｶﾜﾊﾞﾀﾓﾛｺ		国内(特二)		指定	EN	EN	CR	
10			ﾊｽ					VU			
11			ｶﾜﾋｶﾞｲ					NT	CR	EN	
12			ｾﾞｾﾞﾗ					VU	NT	CR	
13			ﾂﾁﾌｷ					EN			
14			ｲﾄﾓﾛｺ						NT	VU	
15			ﾃﾞﾒﾓﾛｺ					VU	CR		
16			ｽｺﾞﾓﾛｺ					VU			
17			ｺｳﾗｲﾓﾛｺ							VU	
18		ﾄﾞｼﾞｮｳ	ﾆｼｼﾏﾄﾞｼﾞｮｳ						VU		
19	ﾅﾏｽﾞ	ｷﾞｷﾞ	ｷﾞｷﾞ							NT	
20		ｱｶｻﾞ	ｱｶｻﾞ					VU	NT	NT	
21	ｻｹ	ｼﾗｳｵ	ｼﾗｳｵ						VU	EN	
22		ｻｹ	ｻｸﾗﾏｽ					NT			
23			ｻﾂｷﾏｽ					NT	DD		
24	ﾀﾞﾂ	ﾒﾀﾞｶ	ﾐﾅﾐﾒﾀﾞｶ					VU	VU	NT	
25		ｻﾖﾘ	ｸﾙﾒｻﾖﾘ					NT	DD	VU	

表 4-1-73(2)　重要な魚類

No.	目名	科名	種名	選定基準							
				1	2	3	4	5	6	7	8
26	ｽｽﾞｷ	ｶｼﾞｶ	ｶﾏｷﾘ					VU	EN	VU	
27			ｳﾂｾﾐｶｼﾞｶ					EN	VU	VU	
28		ﾄﾞﾝｺ	ﾄﾞﾝｺ						EN	NT	
29		ｶﾜｱﾅｺﾞ	ｶﾜｱﾅｺﾞ						NT	VU	
30		ﾊｾﾞ	ﾋﾓﾊｾﾞ					NT	VU	NT	
31			ﾁﾜﾗｽﾎﾞ					EN	DD	CR	
32			ﾄﾋﾞﾊｾﾞ					NT	VU	CR	
33			ｱｼｼﾛﾊｾﾞ							NT	
34			ﾎﾞｳｽﾞﾊｾﾞ						VU		
35			ﾏｻｺﾞﾊｾﾞ					VU	VU	NT	
36			ｼｮｳｷﾊｾﾞ					NT		CR	
37			ｷｾﾙﾊｾﾞ					EN	CR	CR	
38			ｴﾄﾞﾊｾﾞ					VU	NT	NT	
計	6 目	13 科	38 種	1種	2種	0種	1種	29種	27種	26種	0種

注 1）分類、配列などは基本的に「令和 5 年度版　河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和 5 年、国土交通省）に準拠した。

注 2）重要種の選定基準は以下のとおりである。

1.「文化財保護法」等に基づく天然記念物
　国天：国指定天然記念物
2.「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国際・国内希少野生動植物種
　国内：国内希少野生動植物種、国内（特二）：特定第二種国内希少野生動植物種
3.「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく指定希少野生動植物種
4.「三重県自然環境保全条例」に基づく指定希少野生動植物種
　指定：指定希少野生動植物種
5.「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 3 月、環境省）掲載種
　CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧
6.「レッドリストあいち 2025」（令和 7 年 3 月、愛知県）掲載種
　CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
7.「三重県レッドリスト 2024」（令和 6 年 12 月、三重県）掲載種
　EX：絶滅、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧
8.「環境省版海洋生物レッドリストの公表について」（平成 29 年 3 月、環境省）掲載種

(6) 昆虫類

調査区域において確認記録のある 8 目 63 科 193 種の昆虫類について、重要な種の選定基準によって重要な昆虫類を選定しました。

重要な昆虫類は、ベニイトトンボ、ヤマトマダラバッタ、オオアメンボ、ゲンゴロウ等の 8 目 48 科 87 種で、表 4-1-74 に示すとおりです。

なお、調査区域で詳細な位置を特定できた重要な昆虫類は、ベニイトトンボ、ムスジイトトンボ、ナゴヤサナエ、キバネキバナガミズギワゴミムシ、カワラハンミョウ、キヌゲハキリバチの 6 種です。確認位置は図 4-1-25 に示すとおりです。

表 4-1-74(1) 重要な昆虫類

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				1	2	3	4	5	6	7
1	ﾄﾝﾎﾞ (蜻蛉)	ｲﾄﾄﾝﾎﾞ	ﾍﾞﾆｲﾄﾄﾝﾎﾞ					NT	VU	EN
2			ﾓｰﾄﾝｲﾄﾄﾝﾎﾞ					NT	VU	VU
3			ｾｽｼﾞｲﾄﾄﾝﾎﾞ							NT
4		ﾑｶｼﾄﾝﾎﾞ	ﾑｶｼﾄﾝﾎﾞ							NT
5		ﾔﾝﾏ	ﾈｱｶﾖｼﾔﾝﾏ					NT	NT	VU
6			ｱｵﾔﾝﾏ					NT	CR	CR
7		ｻﾅｴﾄﾝﾎﾞ	ｷｲﾛｻﾅｴ					NT	VU	VU
8			ﾋﾒｸﾛｻﾅｴ							NT
9			ﾅｺﾞﾔｻﾅｴ					VU	NT	VU
10			ﾒｶﾞﾈｻﾅｴ					VU	EN	
11			ｵｸﾞﾏｻﾅｴ					NT	EN	EN
12		ﾑｶｼﾔﾝﾏ	ﾑｶｼﾔﾝﾏ							NT
13		ｴｿﾞﾄﾝﾎﾞ	ﾄﾗﾌﾄﾝﾎﾞ						VU	
14		ﾄﾝﾎﾞ	ﾍﾞｯｺｳﾄﾝﾎﾞ		国内			CR	CR	CR
15			ﾖﾂﾎﾞｼﾄﾝﾎﾞ							DD
16			ｱｷｱｶﾈ							LC
17			ﾉｼﾒﾄﾝﾎﾞ						NT	
18			ﾏｲｺｱｶﾈ						NT	DD
19			ﾏﾀﾞﾗﾅﾆﾜﾄﾝﾎﾞ					EN	CR	CR
20			ｵｵｷﾄﾝﾎﾞ					EN	CR	CR
21	ｺﾞｷﾌﾞﾘ (網翅)	ｵｵｺﾞｷﾌﾞﾘ	ｵｵｺﾞｷﾌﾞﾘ						NT	
22	ﾊﾞｯﾀ (直翅)	ｸﾂﾜﾑｼ	ﾀｲﾜﾝｸﾂﾜﾑｼ						NT	
23		ｺｵﾛｷﾞ	ｸﾁﾅｶﾞｺｵﾛｷﾞ							VU
24		ﾊﾞｯﾀ	ﾔﾏﾄﾏﾀﾞﾗﾊﾞｯﾀ						NT	NT
25	ｶﾒﾑｼ (半翅)	ｸﾞﾝﾊﾞｲｳﾝｶ	ﾊｳﾁﾜｳﾝｶ					VU		DD
26		ｾﾐ	ﾊﾙｾﾞﾐ							VU
27		ｱﾒﾝﾎﾞ	ｵｵｱﾒﾝﾎﾞ						NT	NT
28			ｴｻｷｱﾒﾝﾎﾞ					NT	NT	VU
29		ｺｵｲﾑｼ	ｺｵｲﾑｼ					NT		NT
30			ﾀｶﾞﾒ		国内 (特二)			VU	EN	VU

表 4-1-74(2)　重要な昆虫類

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				1	2	3	4	5	6	7
31	(ｶﾒﾑｼ)	ﾀｲｺｳﾁ	ﾋﾒﾀｲｺｳﾁ				指定		NT	CR
32			ﾋﾒﾐｽﾞｶﾏｷﾘ							VU
33		ｺﾊﾞﾝﾑｼ	ｺﾊﾞﾝﾑｼ		国内(特二)			EN	CR	CR
34	ﾁｮｳ(鱗翅)	ｼｼﾞﾐﾁｮｳ	ｸﾛｼｼﾞﾐ					EN	CR	VU
35			ｼﾙﾋﾞｱｼｼﾞﾐ					EN	EX	CR
36		ﾀﾃﾊﾁｮｳ	ｳﾗｷﾞﾝｽｼﾞﾋｮｳﾓﾝ					VU	VU	CR
37			ﾋﾒﾋｶｹﾞ本州西部亜種			指定		EN	EN	EX
38			ｵｵﾑﾗｻｷ					NT	NT	NT
39			ｳﾗﾅﾐｼﾞｬﾉﾒ本土亜種					VU	VU	EN
40		ｱｹﾞﾊﾁｮｳ	ｷﾞﾌﾁｮｳ				指定	VU	VU	EN
41			ﾂﾏｸﾞﾛｷﾁｮｳ					EN	NT	CR
42			ｽｼﾞﾎﾞｿﾔﾏｷﾁｮｳ						CR	EX
43		ﾂﾄｶﾞ	ｺﾞﾏﾌﾂﾄｶﾞ					NT		NT
44			ｴﾝｽｲﾐｽﾞﾒｲｶﾞ						NT	DD
45		ﾔｶﾞ	ﾇﾏﾍﾞｳｽｷﾖﾄｳ					VU		NT
46			ｷｽｼﾞｳｽｷﾖﾄｳ					VU	NT	
47	ﾊｴ(双翅)	ｹﾊﾞｴ	ﾒｽｱｶｹﾊﾞｴ							VU
48		ﾐｽﾞｱﾌﾞ	ｺｶﾞﾀﾐｽﾞｱﾌﾞ							VU
49			ﾐｽﾞｱﾌﾞ							EN
50		ﾑｼﾋｷｱﾌﾞ	ﾊﾏﾍﾞｺﾑｼﾋｷ							NT
51		ﾂﾙｷﾞｱﾌﾞ	ﾅｷﾞｻﾂﾙｷﾞｱﾌﾞ							EN
52		ﾆｾﾐｷﾞﾜﾊﾞｴ	ﾊｲｲﾛﾆｾﾐｷﾞﾜﾊﾞｴ							NT
53		ﾐｷﾞﾜﾊﾞｴ	ﾆﾉﾐﾔﾄﾋﾞｸﾁﾐｷﾞﾜﾊﾞｴ							NT
54	ｺｳﾁｭｳ(鞘翅)	ｵｻﾑｼ	ｷﾊﾞﾈｷﾊﾞﾅｶﾞﾐｽﾞｷﾞﾜｺﾞﾐﾑｼ					VU	VU	EN
55			ｺﾊﾝﾐｮｳﾓﾄﾞｷ					EN	EX	
56			ｷﾍﾞﾘﾏﾙｸﾋﾞｺﾞﾐﾑｼ					EN	EX	EX
57			ﾊﾏﾍﾞｺﾞﾐﾑｼ					NT	VU	
58			ｵｵﾋｮｳﾀﾝｺﾞﾐﾑｼ					NT	VU	CR
59		ﾊﾝﾐｮｳ	ｶﾜﾗﾊﾝﾐｮｳ				指定	EN	EX	CR
60			ﾎｿﾊﾝﾐｮｳ					VU	CR	CR
61		ｹﾞﾝｺﾞﾛｳ	ｹﾞﾝｺﾞﾛｳ		国内(特二)			VU	CR	CR
62			ｺｶﾞﾀﾉｹﾞﾝｺﾞﾛｳ					VU	EX	CR
63			ﾏﾙｶﾞﾀｹﾞﾝｺﾞﾛｳ		国内(特二)			VU	EX	EN
64			ｽｼﾞｹﾞﾝｺﾞﾛｳ					EX	EX	EX
65			ﾂﾌﾞｹﾞﾝｺﾞﾛｳ							EN
66			ｺｳﾍﾞﾂﾌﾞｹﾞﾝｺﾞﾛｳ					NT		CR
67			ｷﾍﾞﾘﾏﾒｹﾞﾝｺﾞﾛｳ					NT		NT
68		ﾐｽﾞｽﾏｼ	ｵｵﾐｽﾞｽﾏｼ					NT	EN	CR
69		ｺｶﾞｼﾗﾐｽﾞﾑｼ	ｸﾋﾞﾎﾞｿｺｶﾞｼﾗﾐｽﾞﾑｼ					DD	VU	CR
70			ﾏﾀﾞﾗｺｶﾞｼﾗﾐｽﾞﾑｼ					VU	NT	EN

表 4-1-74(3)　重要な昆虫類

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				1	2	3	4	5	6	7
71	(ｺｳﾁｭｳ)	ｺﾂﾌﾞｹﾞﾝｺﾞﾛｳ	ﾑﾂﾎﾞｼﾂﾔｺﾂﾌﾞｹﾞﾝｺﾞﾛｳ					VU	NT	CR
72		ｶﾜﾗｺﾞﾐﾑｼ	ｶﾜﾗｺﾞﾐﾑｼ						VU	EN
73		ﾎｿｶﾞﾑｼ	ﾔﾏﾄﾎｿｶﾞﾑｼ					NT	EN	CR
74		ｶﾞﾑｼ	ｶﾞﾑｼ					NT	CR	CR
75		ｼﾃﾞﾑｼ	ﾔﾏﾄﾓﾝｼﾃﾞﾑｼ					NT	CR	EN
76		ﾊﾈｶｸｼ	ｵｵﾂﾉﾊﾈｶｸｼ					DD	VU	
77		ｸﾜｶﾞﾀﾑｼ	ｵｵｸﾜｶﾞﾀ					VU	CR	CR
78		ｺｶﾞﾈﾑｼ	ｵｵｻｶｽｼﾞｺｶﾞﾈ							CR
79		ﾀﾏﾑｼ	ｸﾛﾏﾀﾞﾗﾀﾏﾑｼ						VU	VU
80		ｼﾞｮｳｶｲﾓﾄﾞｷ	ﾙﾘｷｵﾋﾞｼﾞｮｳｶｲﾓﾄﾞｷ							VU
81		ｺﾞﾐﾑｼﾀﾞﾏｼ	ｵｵﾏﾙﾁﾋﾞｺﾞﾐﾑｼﾀﾞﾏｼ						NT	NT
82		ﾊﾑｼ	ｲﾈﾈｸｲﾊﾑｼ							CR
83	ﾊﾁ	ﾄﾞﾛﾊﾞﾁﾓﾄﾞｷ	ﾆｯﾎﾟﾝﾊﾅﾀﾞｶﾊﾞﾁ					VU	NT	EN
84	(膜翅)	ｱﾅﾊﾞﾁ	ｷｺﾞｼｼﾞｶﾞﾊﾞﾁ						NT	EN
85			ｷﾝﾓｳｱﾅﾊﾞﾁ							NT
86		ﾊｷﾘﾊﾞﾁ	ｷﾇｹﾞﾊｷﾘﾊﾞﾁ						NT	
87			ｸｽﾞﾊｷﾘﾊﾞﾁ					DD		DD
計	8 目	48 科	87 種	0種	5種	1種	3種	51種	59種	77種

注 1) 分類、配列などは基本的に「令和 5 年度版　河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和 5 年、国土交通省) に準拠した。

注 2) 重要種の選定基準は以下のとおりである。

1.「文化財保護法」等に基づく天然記念物
2.「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国際・国内希少野生動植物種
　国内：国内希少野生動植物種、国内 (特二)：特定第二種国内希少野生動植物種
3.「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく指定希少野生動植物種
　指定：指定希少野生動植物種
4.「三重県自然環境保全条例」に基づく指定希少野生動植物種
　指定：指定希少野生動植物種
5.「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(令和 2 年 3 月、環境省) 掲載種
　EX：絶滅、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、
　DD：情報不足
6.「レッドリストあいち 2025」(令和 7 年 3 月、愛知県)掲載種
　EX：絶滅、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、
　DD：情報不足
7.「三重県レッドリスト 2024」(令和 6 年 12 月、三重県)掲載種
　EX：絶滅、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、
　DD：情報不足、LC：低懸念

(7) 底生動物

調査区域において確認記録のある 9 目 22 科 45 種の底生動物について、重要な種の選定基準によって重要な底生動物を選定しました。

重要な底生動物は、マルタニシ、モノアラガイ、クシケマスオガイ等の 7 目 17 科 31 種で、表 4-1-75 に示すとおりです。

表 4-1-75　重要な底生動物

No.	目名	科名	種名	選定基準							
				1	2	3	4	5	6	7	8
1	ｱﾏｵﾌﾞﾈｶﾞｲ	ｱﾏｵﾌﾞﾈｶﾞｲ	ﾋﾛｸﾁｶﾉｺｶﾞｲ					NT	VU	NT	
2	新生腹足	ﾀﾆｼ	ﾏﾙﾀﾆｼ					VU	NT	VU	
3			ｵｵﾀﾆｼ					NT			
4		ｶﾜﾆﾅ	ｸﾛﾀﾞｶﾜﾆﾅ					NT	NT	NT	
5		ｷﾊﾞｳﾐﾆﾅ	ﾌﾄﾍﾅﾀﾘｶﾞｲ					NT	NT		
6			ﾍﾅﾀﾘｶﾞｲ					NT	NT		
7		ﾜｶｳﾗﾂﾎﾞ	ｶﾜｸﾞﾁﾂﾎﾞ					NT	NT	NT	
8			ｲﾘｴﾂﾎﾞ					CR+EN		DD	
9			ﾜｶｳﾗﾂﾎﾞ					VU	VU	VU	
10		ｶﾜｻﾞﾝｼｮｳｶﾞｲ	ｸﾘｲﾛｶﾜｻﾞﾝｼｮｳｶﾞｲ					NT	NT		
11			ﾂﾌﾞｶﾜｻﾞﾝｼｮｳｶﾞｲ					NT	NT	NT	
12			ﾑｼﾔﾄﾞﾘｶﾜｻﾞﾝｼｮｳｶﾞｲ					NT	NT		
13			ﾋﾅﾀﾑｼﾔﾄﾞﾘｶﾜｻﾞﾝｼｮｳｶﾞｲ					NT	NT	NT	
14			ﾖｼﾀﾞｶﾜｻﾞﾝｼｮｳｶﾞｲ					NT	VU	NT	
15		ｴｿﾞﾏﾒﾀﾆｼ	ﾏﾒﾀﾆｼ					CR	CR	DD	
16		ﾐｽﾞｺﾞﾏﾂﾎﾞ	ｴﾄﾞｶﾞﾜﾐｽﾞｺﾞﾏﾂﾎﾞ					NT	NT	NT	
17			ﾐｽﾞｺﾞﾏﾂﾎﾞ					VU	VU	VU	
18	汎有肺	ﾓﾉｱﾗｶﾞｲ	ﾓﾉｱﾗｶﾞｲ					NT	DD		
19		ﾋﾗﾏｷｶﾞｲ	ﾋﾗﾏｷﾐｽﾞﾏｲﾏｲ					DD			
20			ﾋﾗﾏｷｶﾞｲﾓﾄﾞｷ					NT	NT		
21		ｶﾜｺｻﾞﾗｶﾞｲ	ｶﾜｺｻﾞﾗｶﾞｲ					CR	NT		
22	ｲｼｶﾞｲ	ｲｼｶﾞｲ	ｶﾗｽｶﾞｲ					EN	DD		
23			ｻｻﾉﾊｶﾞｲ					VU	CR	VU	
24			ｲｼｶﾞｲ						CR	NT	
25			ﾇﾏｶﾞｲ							DD	
26	ﾏﾙｽﾀﾞﾚｶﾞｲ	ｼｼﾞﾐ	ﾔﾏﾄｼｼﾞﾐ					NT			
27			ﾏｼｼﾞﾐ					VU	DD		
28		ﾄﾞﾌﾞｼｼﾞﾐ	ﾄﾞﾌﾞｼｼﾞﾐ							NT	
29		ﾊﾅｸﾞﾓﾘ	ﾊﾅｸﾞﾓﾘｶﾞｲ					VU	CR	CR	
30	ｵｵﾉｶﾞｲ	ｵｵﾉｶﾞｲ	ｸｼｹﾏｽｵｶﾞｲ					NT	VU		
31	ｴﾋﾞ	ﾍﾞﾝｹｲｶﾞﾆ	ｸｼﾃｶﾞﾆ							EN	NT
計	7 目	17 科	31 種	0種	0種	0種	0種	27種	24種	18種	1種

注 1）分類、配列などは基本的に「令和 5 年度版　河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和 5 年、国土交通省）に準拠した。
注 2）重要種の選定基準は以下のとおりである。
1.「文化財保護法」等に基づく天然記念物
2.「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国際・国内希少野生動植物種
3.「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく指定希少野生動植物種
4.「三重県自然環境保全条例」に基づく指定希少野生動植物種
5.「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 3 月、環境省）掲載種
CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
6.「レッドリストあいち 2025」（令和 7 年 3 月、愛知県）掲載種
CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
7.「三重県レッドリスト 2024」（令和 6 年 12 月、三重県）掲載種
CR：絶滅危惧 IA 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
8.「環境省版海洋生物レッドリストの公表について」（平成 29 年 3 月、環境省）掲載種
NT：準絶滅危惧

(8) 陸産貝類

調査区域において確認記録のある 2 目 11 科 31 種の陸産貝類について、重要な種の選定基準によって重要な陸産貝類を選定しました。

重要な陸産貝類は、オカミミガイ、ナガオカモノアラガイ、ビロウドマイマイ等の 2 目 5 科 8 種で、表 4-1-76 に示すとおりです。

表 4-1-76　重要な陸産貝類

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				1	2	3	4	5	6	7
1	原始有肺	ｵｶﾐﾐｶﾞｲ	ｵｶﾐﾐｶﾞｲ					VU	EN	VU
2			ｸﾘｲﾛｺﾐﾐｶﾞｲ					VU	CR	VU
3			ｷﾇｶﾂｷﾞﾊﾏｼｲﾉﾐｶﾞｲ					VU	CR	EN
4	柄眼	ｵｶﾓﾉｱﾗｶﾞｲ	ﾅｶﾞｵｶﾓﾉｱﾗｶﾞｲ					NT	NT	NT
5		ﾍﾞｯｺｳﾏｲﾏｲ	ｳﾒﾑﾗｼﾀﾗ					NT	NT	NT
6			ｵｵｳｴｷﾋﾞ					DD		
7		ﾆｯﾎﾟﾝﾏｲﾏｲ	ﾋﾞﾛｳﾄﾞﾏｲﾏｲ					DD	NT	NT
8		ｵﾅｼﾞﾏｲﾏｲ	ﾋﾙｹﾞﾝﾄﾞﾙﾌﾏｲﾏｲ					NT	NT	NT
計	2 目	5 科	8 種	0種	0種	0種	0種	8種	7種	7種

注 1）分類、配列などは基本的に「日本産野生生物目録（無脊椎動物編Ⅲ）」（平成 10 年、環境庁）に準拠した。
注 2）重要種の選定基準は以下のとおりである。
1.「文化財保護法」等に基づく天然記念物
2.「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国際・国内希少野生動植物種
3.「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく指定希少野生動植物種
4.「三重県自然環境保全条例」に基づく指定希少野生動植物種
5.「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 3 月、環境省）掲載種
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
6.「レッドリストあいち 2025」（令和 7 年 3 月、愛知県）掲載種
CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、NT：準絶滅危惧
7.「三重県レッドリスト 2024」（令和 6 年 12 月、三重県）掲載種
EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧

(9) クモ類

調査区域において確認記録のある 1 目 5 科 7 種のクモ類について、重要な種の選定基準によって重要なクモ類を選定しました。

重要なクモ類は、ワスレナグモ、キノボリトタテグモ、オニグモ等の 1 目 5 科 7 種で、表 4-1-77 に示すとおりです。

表 4-1-77　重要なクモ類

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				1	2	3	4	5	6	7
1	ｸﾓ	ｼﾞｸﾞﾓ	ﾜｽﾚﾅｸﾞﾓ					NT	VU	NT
2		ﾄﾀﾃｸﾞﾓ	ｷﾉﾎﾞﾘﾄﾀﾃｸﾞﾓ					NT	VU	NT
3		ｺｶﾞﾈｸﾞﾓ	ｵﾆｸﾞﾓ							LC
4			ｺｶﾞﾈｸﾞﾓ						NT	LC
5		ｺﾓﾘｸﾞﾓ	ｶｺｳｺﾓﾘｸﾞﾓ						VU	
6			ﾐﾅﾐｺﾓﾘｸﾞﾓ						NT	
7		ﾎｳｼｸﾞﾓ	ﾄﾞｳｼｸﾞﾓ					DD		VU
計	1 目	5 科	7 種	0種	0種	0種	0種	3種	5種	5種

注 1）分類、配列などは基本的に「令和 5 年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和 5 年、国土交通省）に準拠した。

注 2）重要種の選定基準は以下のとおりである。

1.「文化財保護法」等に基づく天然記念物
2.「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国際・国内希少野生動植物種
3.「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく指定希少野生動植物種
4.「三重県自然環境保全条例」に基づく指定希少野生動植物種
5.「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 3 月、環境省）掲載種
　NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
6.「レッドリストあいち 2025」（令和 7 年 3 月、愛知県）掲載種
　VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧
7.「三重県レッドリスト 2024」（令和 6 年 12 月、三重県）掲載種
　VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、LC：低懸念

(10) 注目すべき生息地の状況

調査地域における注目すべき生息地は、表 4-1-78 及び図 4-1-25 に示すとおりです。

注目すべき生息地としては、環境省が「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（重要湿地）として選定した「木曽三川合流域の河川・水路およびため池群」及び「伊勢湾」並びに三重県が「希少野生動植物主要生息生育地（ホットスポットみえ）」として選定した「木曽岬干拓地」があります。なお、重要湿地である「伊勢湾」の生息・生育域の 1 つである藤前干潟については、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年 9 月 22 日条約第 28 号）第 2 条 1 の規定に基づく湿地（ラムサール条約湿地）に指定されています。

表 4-1-78　注目すべき生息地

注目すべき生息地		選定理由等	選定基準
木曽三川合流域の河川・水路およびため池群		イタセンパラ、デメモロコの生息地	A-2
伊勢湾	伊勢湾の汽水域	【櫛田川河口、宮川河口、雲出川河口など】 エドハゼ、クボハゼ、チクゼンハゼ、トビハゼ、イドミミズハゼ、ヒモハゼなどの生息地	A-2
	藤前干潟	春秋の渡りおよび越冬期の種数・個体数が多い。ダイゼン、ハマシギ、ケリ、シロチドリ、メダイチドリ、オオソリハシシギ、チュウシャクシギ、ダイシャクシギ、ツルシギ、アオアシシギ、ソリハシシギ、キアシシギ、キョウジョシギ、トウネン、ホウロクシギ、アカアシシギなどの渡来地	A-2,3,4
		アナジャコ、エドガワミズゴマツボの生息地であり、多様な生物相を有する。	A-2,3
	木曽三川河口干潟	ハマグリ、ヤマトシジミの生息地	A-2
	木曽三川河口木曽岬干拓地	チュウヒの生息地	A-2
木曽岬干拓地		場所は庄内川（愛知県）と木曽三川による広大な三角州の先端部にあたる。干拓事業が農地利用を目的として 1967 年（昭和 42）年から 1973（昭和 48）年に実施され、その後情勢の変化で陸化されたまま放置されてきた。現在は野鳥の楽園を提供している。地盤は軟弱な完新-更新統の砂および粘土層からなる。チュウヒが繁殖地、ミサゴ、チュウヒ、ハイイロチュウヒ、チョウゲンボウ等が集団ねぐら、あるいは越冬地として利用している。	B

注）選定基準は以下のとおりである。

A. 生物多様性の観点から重要度の高い湿地

1. 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、さんご礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的又は相当の規模の面積を有している場合
2. 希少種、固有種等が生育・生息している場合
3. 多様な生物相を有している場合（ただし、外来種を除く）
4. 特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合
5. 生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、繁殖場等）である場合

B. 希少野生動植物主要生息生育地（ホットスポットみえ）
絶滅のおそれのある種がある程度まとまって生息・生育する地域

出典：「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省ホームページ）
「三重県レッドデータブック2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」（平成27年3月、三重県農林水産部みどり共生推進課）

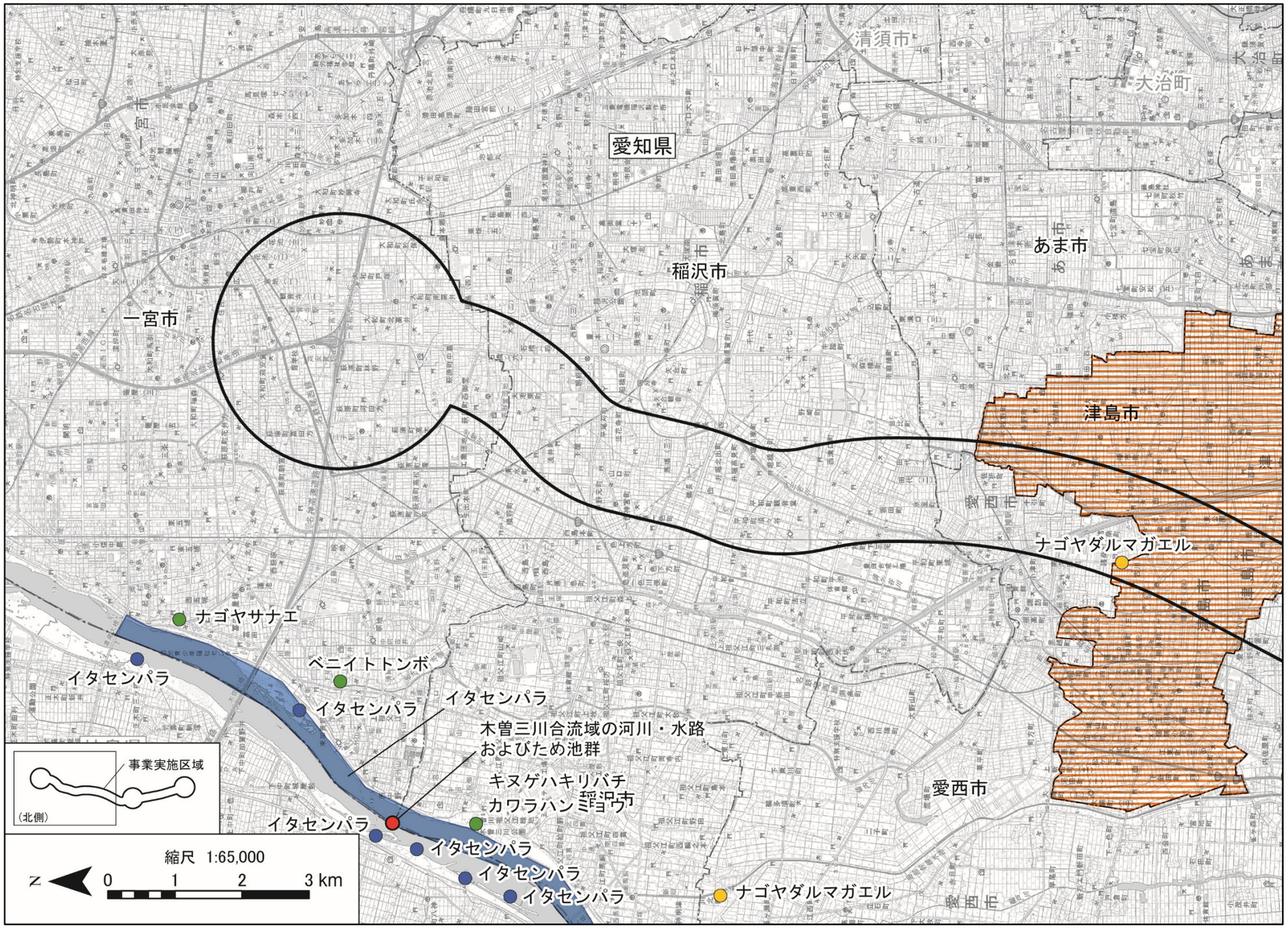

凡 例

- 事業実施区域
- 市町村界

重要な動物

- 鳥類
- 両生類
- 魚類
- 昆虫類

天然記念物

- 津島の透明鱗のギンブナ

注目すべき生息地

- 重要湿地
- ホットスポットみえ

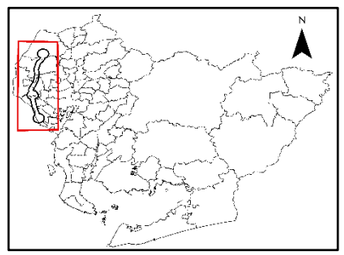

出典：「愛知県すぐれた自然図」（昭和51年、環境庁）
「三重県すぐれた自然図」（昭和51年、環境庁）
「第2回自然環境保全基礎調査　愛知県動植物分布図」（昭和56年、環境庁）
「文化財・文化遺産」（津島市教育委員会ホームページ）
「ラムサール条約と条約湿地」（環境省ホームページ）
「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省ホームページ）
「三重県レッドデータブック2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」（平成27年3月、三重県農林水産部みどり共生推進課）

図 4-1-25(1)　文献による重要な動物及び注目すべき生息地位置図

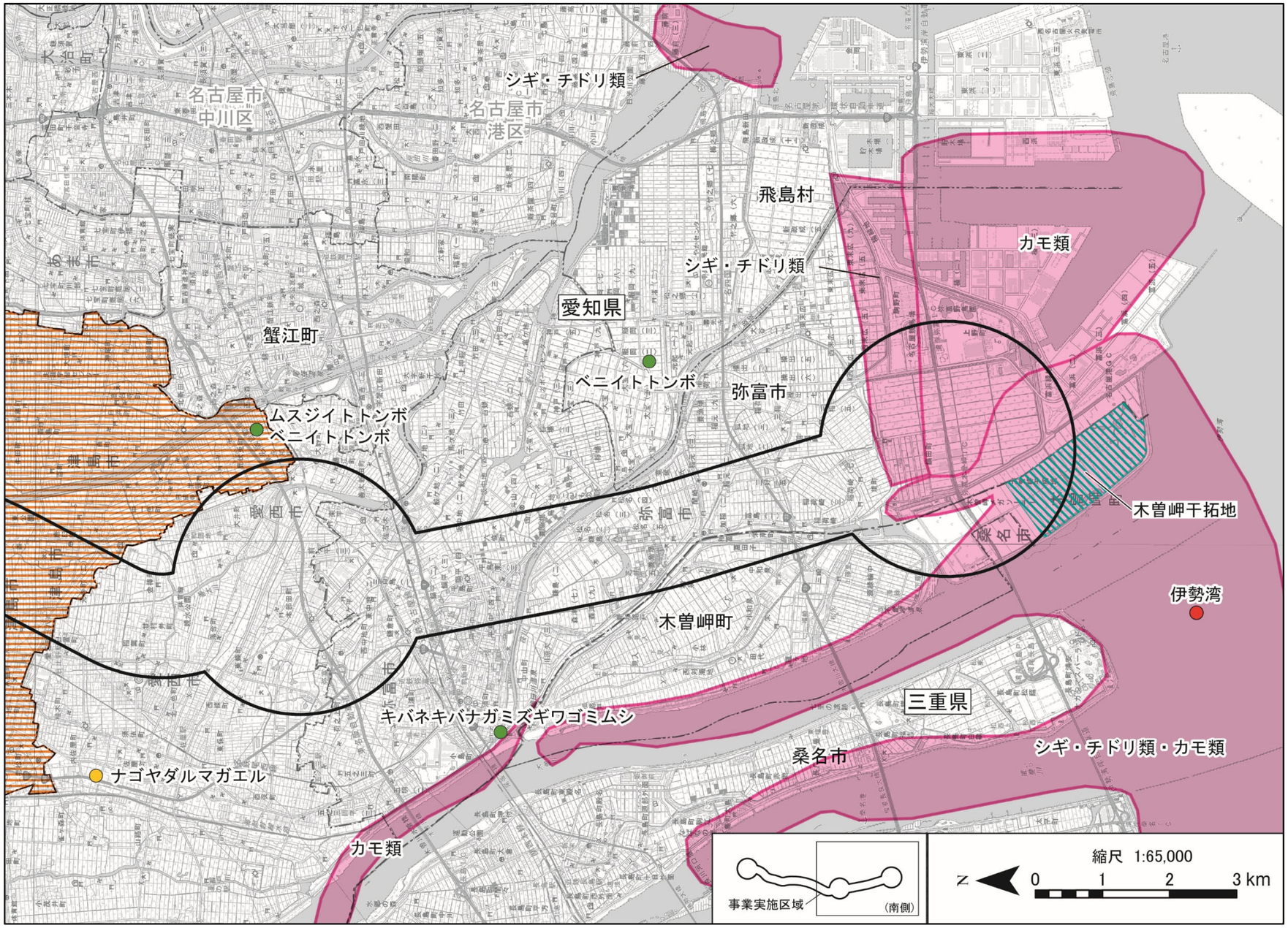

凡 例

- 事業実施区域
- 市町村界

重要な動物

- 鳥類
- 両生類
- 魚類
- 昆虫類

天然記念物

- 津島の透明鱗のギンブナ

注目すべき生息地

- 重要湿地
- ホットスポットみえ

出典：「愛知県すぐれた自然図」（昭和51年、環境庁）
「三重県すぐれた自然図」（昭和51年、環境庁）
「第2回自然環境保全基礎調査　愛知県動植物分布図」（昭和56年、環境庁）
「文化財・文化遺産」（津島市教育委員会ホームページ）
「ラムサール条約と条約湿地」（環境省ホームページ）
「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省ホームページ）
「三重県レッドデータブック2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」（平成27年3月、三重県農林水産部みどり共生推進課）

図 4-1-25(2)　文献による重要な動物及び注目すべき生息地位置図

3) 植物の重要な種及び群落の状況

(1) 植物相

植物の生育状況及び植生の状況の把握に用いた既存文献・資料は、表 4-1-79 に示すとおりです。

調査区域において生育記録のある重要な植物は、デンジソウ、オニバス、トチカガミ、ミズアオイ、タコノアシ、オオアブノメ、ガガブタ、ウキゴケ等の 69 科 181 種で、表 4-1-80 及び表 4-1-81 に示すとおりです。

表 4-1-79　植物の生育状況及び植生の状況に用いた文献・資料

No.	資料名	発行年	発行元
1	第 2 回自然環境保全基礎調査日本の重要な植物群落の分布(全国版)	昭和 57 年	環境庁
2	第 3 回自然環境保全基礎調査自然環境情報図	平成元年	環境庁
3	第 4 回自然環境保全基礎調査自然環境情報図	平成 7 年	環境庁
4	第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書	平成 12 年	環境庁
5	第 6 回自然環境保全基礎調査　植生調査	―	環境省自然環境局生物多様性センター
6	第 6 回自然環境保全基礎調査巨樹・巨木林フォローアップ調査報告書	平成 13 年 3 月	環境省自然環境局生物多様性センター
7	第 7 回自然環境保全基礎調査	―	環境省自然環境局生物多様性センター
8	レッドデータブックあいち 2020	令和 2 年 3 月	愛知県
9	三重県レッドデータブック 2015	平成 27 年 3 月	三重県

表 4-1-80(1)　重要な植物（維管束植物）

No.	科名	種名	選定基準						
			1	2	3	4	5	6	7
1	ﾐｽﾞﾆﾗ	ﾐｽﾞﾆﾗ					NT	NT	VU
2	ﾄｸｻ	ｲﾇｽｷﾞﾅ						VU	
3	ﾏﾂﾊﾞﾗﾝ	ﾏﾂﾊﾞﾗﾝ					NT	VU	NT
4	ｺｹｼﾉﾌﾞ	ｺｹｼﾉﾌﾞ							VU
5	ﾃﾞﾝｼﾞｿｳ	ﾃﾞﾝｼﾞｿｳ					NT	CR	EN
6	ｻﾝｼｮｳﾓ	ｵｵｱｶｳｷｸｻ					EN	CR	VU
7		ｻﾝｼｮｳﾓ					NT	EN	VU
8	ｺﾊﾞﾉｲｼｶｸﾞﾏ	ｲｼｶｸﾞﾏ						NT	
9	ﾋﾒｼﾀﾞ	ﾂｸｼﾔﾜﾗｼﾀﾞ						VU	CR
10	ﾒｼﾀﾞ	ｳｽﾊﾞｼｹｼﾀﾞ					VU	VU	
11	ｽｲﾚﾝ	ｵﾆﾊﾞｽ				指定	VU	CR	CR
12		ｺｳﾎﾈ						EN	
13		ﾋﾒｺｳﾎﾈ					CR	CR	EN
14	ｳﾏﾉｽｽﾞｸｻ	ｵｵﾊﾞｳﾏﾉｽｽﾞｸｻ						VU	
15	ﾓｸﾚﾝ	ｼﾃﾞｺﾌﾞｼ				指定	NT	VU	EN
16	ｸｽﾉｷ	ﾆｯｹｲ					NT		
17	ｵﾓﾀﾞｶ	ｱｷﾞﾅｼ					NT		NT
18	ﾄﾁｶｶﾞﾐ	ｾﾄﾔﾅｷﾞｽﾌﾞﾀ					CR	CR	
19		ﾏﾙﾐｽﾌﾞﾀ					VU	VU	CR
20		ﾔﾅｷﾞｽﾌﾞﾀ						NT	VU
21		ﾄﾁｶｶﾞﾐ					NT	EN	EN
22		ｲﾄﾄﾘｹﾞﾓ					NT	NT	EN
23		ｵｵﾄﾘｹﾞﾓ						NT	EN
24		ﾐｽﾞｵｵﾊﾞｺ					NT		VU
25		ｺｳｶﾞｲﾓ						VU	EN
26	ｼﾊﾞﾅ	ｼﾊﾞﾅ					NT	NT	EN
27	ﾋﾙﾑｼﾛ	ﾋﾙﾑｼﾛ						NT	
28		ｻｻﾊﾞﾓ						EN	NT
29		ﾘｭｳﾉﾋｹﾞﾓ					NT		EN
30	ｶﾜﾂﾙﾓ	ｶﾜﾂﾙﾓ					NT	NT	VU
31	ﾋﾅﾉｼｬｸｼﾞｮｳ	ﾋﾅﾉｼｬｸｼﾞｮｳ						NT	NT
32	ﾎﾝｺﾞｳｿｳ	ﾎﾝｺﾞｳｿｳ					NT		EN
33	ﾗﾝ	ｼﾗﾝ					NT	NT	NT
34		ｴﾋﾞﾈ					NT	NT	NT
35		ﾅﾂｴﾋﾞﾈ					VU	VU	NT
36		ｷﾝﾗﾝ					NT	NT	VU
37		ﾀｼﾛﾗﾝ					NT	NT	VU
38		ｱｷｻﾞｷﾔﾂｼﾛﾗﾝ						VU	VU
39		ｸﾛﾔﾂｼﾛﾗﾝ							NT
40		ｵｵﾐﾔﾏｳｽﾞﾗ						EN	CR
41		ｼｭｽﾗﾝ						VU	
42		ｻｷﾞｿｳ					NT	VU	VU
43		ﾄﾝﾎﾞｿｳ							NT

表 4-1-80(2)　重要な植物（維管束植物）

No.	科名	種名	選定基準						
			1	2	3	4	5	6	7
44	ﾜｽﾚｸﾞｻ	ﾉｶﾝｿﾞｳ							NT
45	ﾐｽﾞｱｵｲ	ﾐｽﾞｱｵｲ					NT	CR	CR
46	ｶﾞﾏ	ﾐｸﾘ					NT	EN	CR
47		ﾔﾏﾄﾐｸﾘ					NT	VU	EN
48		ﾅｶﾞｴﾐｸﾘ					NT		NT
49		ｺｶﾞﾏ							NT
50	ﾎｼｸｻ	ﾂｸｼｸﾛｲﾇﾉﾋｹﾞ						NT	CR
51		ｼﾗﾀﾏﾎｼｸｻ					VU	VU	EN
52		ｸﾛﾎｼｸｻ					NT	EN	VU
53	ｲｸﾞｻ	ｲﾇｲ						CR	
54	ｶﾔﾂﾘｸﾞｻ	ｲｾｳｷﾔｶﾞﾗ							CR
55		ｲﾄﾃﾝﾂｷ					NT	NT	EN
56		ﾄﾀﾞｽｹﾞ				指定	CR	EX	CR
57		ﾐﾉﾎﾞﾛｽｹﾞ						VU	NT
58		ｱｲｽﾞｽｹﾞ						VU	
59		ｳﾏｽｹﾞ							VU
60		ﾐｺｼｶﾞﾔ							EN
61		ﾎｻﾞｷﾏｽｸｻ					VU	EN	EN
62		ｾﾝﾀﾞｲｽｹﾞ						VU	EN
63		ﾆｼﾉﾎﾝﾓﾝｼﾞｽｹﾞ						VU	
64		ﾋﾒｱｵｶﾞﾔﾂﾘ						CR	EN
65		ｵｵｼﾛｶﾞﾔﾂﾘ						VU	VU
66		ｼﾛｶﾞﾔﾂﾘ							VU
67		ﾋﾒｶﾞﾔﾂﾘ						VU	
68		ｾｲﾀｶﾊﾘｲ						VU	EN
69		ﾅｶﾞﾎﾞﾃﾝﾂｷ						CR	EN
70		ﾋﾞﾛｰﾄﾞﾃﾝﾂｷ						VU	VU
71		ﾄﾈﾃﾝﾂｷ					VU	VU	EN
72		ﾏﾂｶｻｽｽｷ							VU
73		ﾐｶﾜｼﾝｼﾞｭｶﾞﾔ					VU	VU	VU
74		ｺｼﾝｼﾞｭｶﾞﾔ						VU	NT
75	ｲﾈ	ﾋﾒｺﾇｶｸﾞｻ					NT		
76		ﾐｽﾞﾀｶﾓｼﾞ					VU	CR	CR
77		ｺｺﾞﾒｶｾﾞｸｻ						CR	EX
78		ﾅﾙｺﾋﾞｴ							VU
79		ｳﾝﾇｹﾓﾄﾞｷ					NT	VU	VU
80		ｳﾝﾇｹ					VU	NT	CR
81		ｶﾓﾉﾊｼ						VU	
82		ｱｲｱｼ							VU
83		ｳｷｼﾊﾞ						NT	VU
84		ﾜｾｵﾊﾞﾅ							VU
85		ｼﾀﾞﾐｺｻﾞｻ						VU	
86	ﾏﾂﾓ	ﾏﾂﾓ							NT

表 4-1-80(3)　重要な植物（維管束植物）

No.	科名	種名	選定基準						
			1	2	3	4	5	6	7
87	ﾒｷﾞ	ﾍﾋﾞﾉﾎﾞﾗｽﾞ						NT	NT
88	ｷﾝﾎﾟｳｹﾞ	ｶｻﾞｸﾞﾙﾏ					NT	EN	EN
89		ﾐｽﾐｿｳ(ｽﾊﾏｿｳ)					NT	NT	
90		ｼｷﾞﾝｶﾗﾏﾂ						NT	VU
91	ｽｸﾞﾘ	ﾔﾌﾞｻﾝｻﾞｼ						EN	VU
92	ﾍﾞﾝｹｲｿｳ	ﾂﾒﾚﾝｹﾞ					NT	NT	
93	ﾀｺﾉｱｼ	ﾀｺﾉｱｼ					NT	NT	VU
94	ｱﾘﾉﾄｳｸﾞｻ	ﾎｻﾞｷﾉﾌｻﾓ							VU
95		ﾀﾁﾓ					NT	NT	VU
96		ﾌｻﾓ							VU
97	ﾏﾒ	ﾆﾜﾌｼﾞ							NT
98		ｲﾇﾊｷﾞ					NT	VU	CR
99		ﾂﾙﾌｼﾞﾊﾞｶﾏ							VU
100		ｵｵﾊﾞｸｻﾌｼﾞ						NT	CR
101	ﾊﾞﾗ	ｶﾜﾗｻｲｺ						VU	VU
102		ﾏﾒﾅｼ				指定	EN	CR	EN
103		ﾐﾔﾏﾜﾚﾓｺｳ						EN	
104	ｲﾗｸｻ	ﾐﾔｺﾐｽﾞ						CR	
105	ﾌﾞﾅ	ﾌﾓﾄﾐｽﾞﾅﾗ						NT	CR
106	ｶﾊﾞﾉｷ	ｻｸﾗﾊﾞﾊﾝﾉｷ					NT		NT
107	ｳﾘ	ｺﾞｷﾂﾞﾙ							EN
108	ﾔﾅｷﾞ	ｷﾇﾔﾅｷﾞ						NT	EN
109	ﾐｿﾊｷﾞ	ﾋﾒﾐｿﾊｷﾞ						NT	NT
110		ｴｿﾞﾐｿﾊｷﾞ						VU	VU
111		ﾐｽﾞｽｷﾞﾅ					CR	EX	CR
112		ﾐｽﾞﾏﾂﾊﾞ					NT		NT
113		ﾋﾒﾋﾞｼ					VU	EN	EW
114	ｱｶﾊﾞﾅ	ｳｽｹﾞﾁｮｳｼﾞﾀﾃﾞ					NT		
115	ｼﾞﾝﾁｮｳｹﾞ	ｻｸﾗｶﾞﾝﾋﾟ					VU		
116	ｱﾌﾞﾗﾅ	ﾐｽﾞﾀｶﾞﾗｼ						NT	NT
117		ﾏﾙﾊﾞﾀﾈﾂｹﾊﾞﾅ						VU	EN
118		ｺｲﾇｶﾞﾗｼ					NT		EN
119	ﾀﾃﾞ	ﾋﾒﾀﾃﾞ					DD	EN	
120		ｻｲｺｸﾇｶﾎﾞ					NT	NT	VU
121		ﾔﾅｷﾞﾇｶﾎﾞ					NT		CR
122		ﾅｶﾞﾊﾞﾉｳﾅｷﾞﾂｶﾐ					NT	NT	VU
123		ﾇｶﾎﾞﾀﾃﾞ					VU	VU	VU
124		ﾎｿﾊﾞｲﾇﾀﾃﾞ					NT	VU	
125		ｺｷﾞｼｷﾞｼ					NT		EN
126		ﾉﾀﾞｲｵｳ					VU	CR	
127	ﾓｳｾﾝｺﾞｹ	ｲｼﾓﾁｿｳ					NT	EN	VU
128		ﾓｳｾﾝｺﾞｹ							NT
129		ﾄｳｶｲｺﾓｳｾﾝｺﾞｹ							NT

表 4-1-80(4)　重要な植物（維管束植物）

No.	科名	種名	選定基準						
			1	2	3	4	5	6	7
130	ヒユ	ハマアカザ						VU	EN
131		マルバアカザ						NT	
132		カワラアカザ						NT	
133	アジサイ	コガクウツギ						EN	
134	アカネ	キクムグラ						NT	
135	リンドウ	コケリンドウ						VU	CR
136		ハルリンドウ							NT
137		イヌセンブリ					NT	NT	VU
138	マチン	アイナエ							VU
139	キョウチクトウ	コイケマ						NT	EN
140		ススサイコ					NT		VU
141		コバノカモメヅル							NT
142	ムラサキ	ホタルカズラ						EN	VU
143	オオバコ	オオアブノメ					VU	VU	EN
144		トウオオバコ						EN	
145		クワガタソウ							VU
146		イヌノフグリ					NT		NT
147		カワチシャ					NT		
148	アゼナ	ヒロハスズメノトウガラシ						EN	
149	シソ	ケブカツルカコソウ					VU	EN	EN
150		ミズネコノオ					NT	VU	
151		ミズトラノオ					VU	VU	VU
152		シマジタムラソウ					VU	NT	EN
153		ミゾコウジュ					NT		VU
154		イガタツナミ							VU
155	ハエドクソウ	ススメノハコベ					NT	NT	VU
156	タヌキモ	イヌタヌキモ					NT		
157		フサタヌキモ					VU	EX	CR
158		ムラサキミミカキグサ					NT	NT	VU
159	キキョウ	キキョウ					NT	VU	VU
160	ミツガシワ	ガガブタ					NT	NT	VU
161		アサザ					NT	EN	CR
162	キク	カワラハハコ							VU
163		ヒメシオン						EN	CR
164		オケラ							VU
165		ムラサキトキンソウ						NT	
166		シロバナタカアザミ						EN	
167		ワタムキアザミ					EN		NT
168		フジバカマ					NT	EN	CR
169		オグルマ							NT
170		ミズギク				指定		NT	CR
171		ホソバオグルマ					VU		EN
172		カセンソウ						EN	EX
173		ノニガナ							VU
174		ウラギク					NT	VU	VU

表 4-1-80(5)　重要な植物（維管束植物）

No.	科名	種名	選定基準						
			1	2	3	4	5	6	7
175	ｾﾘ	ｷｿｶﾞﾜｼｼｳﾄﾞ						CR	
176		ｴｷｻｲｾﾞﾘ					NT	CR	
177	ｶﾞﾏｽﾞﾐ	ﾊｸｻﾝﾎﾞｸ						VU	
計	65 科	177 種	0 種	0 種	0 種	5 種	86 種	126 種	138 種

注 1）分類、配列などは基本的に「令和 7 年度版　河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和 7 年、国土交通省）に準拠した。

注 2）重要な種の選定基準は以下のとおりである。

1.「文化財保護法」等に基づく天然記念物
2.「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国際・国内希少野生動植物種
3.「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく指定希少野生動植物種
4.「三重県自然環境保全条例」に基づく指定希少野生動植物種
　指定：指定希少野生動植物種
5.「環境省第 5 次レッドリスト（植物・菌類）の公表について」（令和 7 年 3 月、環境省）掲載種
　CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧
6.「レッドリストあいち 2025」（令和 7 年 3 月、愛知県）掲載種
　EX：絶滅、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧
7.「三重県レッドリスト 2024」（令和 6 年 12 月、三重県）掲載種
　EX：絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、
　DD：情報不足

表 4-1-81　重要な植物（コケ植物）

No.	科名	種名	選定基準						
			1	2	3	4	5	6	7
1	ﾎｳｵｳｺﾞｹ	ﾎｿﾍﾞﾘﾎｳｵｳｺﾞｹ							VU
2	ｽｷﾞｺﾞｹ	ﾁｬﾎﾞｽｷﾞｺﾞｹ							VU
3	ﾋﾗｺﾞｹ	ﾓﾛﾊﾋﾗｺﾞｹ							VU
4	ｳｷｺﾞｹ	ｳｷｺﾞｹ						VU	
計	4 科	4 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	1 種	3 種

注 1）分類、配列などは基本的に「レッドリストあいち 2025」（令和 7 年 3 月、愛知県）に準拠した。

注 2）重要な種の選定基準は以下のとおりである。

1.「文化財保護法」等に基づく天然記念物
2.「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国際・国内希少野生動植物種
3.「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく指定希少野生動植物種
4.「三重県自然環境保全条例」に基づく指定希少野生動植物種
5.「環境省第 5 次レッドリスト（植物・菌類）の公表について」（令和 7 年 3 月、環境省）掲載種
6.「レッドリストあいち 2025」（令和 7 年 3 月、愛知県）掲載種
　VU：絶滅危惧Ⅱ類
7.「三重県レッドリスト 2024」（令和 6 年 12 月、三重県）掲載種
　VU：絶滅危惧Ⅱ類

(2) 植生

環境省が実施した「第 6 回自然環境保全基礎調査　植生調査」（環境省生物多様性センターホームページ）及び「第 7 回自然環境保全基礎調査」（環境省生物多様性センターホームページ）に基づく植生図は、図 4-1-26 に示すとおりです。

調査区域は、「市街地、緑の多い住宅地」などの宅地等と「水田雑草群落、果樹園、畑地雑草群落」などの耕作地が広く分布するほか、海岸部で「工場地帯」の広いまとまりが見られます。

宅地等のまとまりは、鉄道の駅、主要道路の交差部などの交通･物流拠点を中心に「市街地」が発達し、それを取囲むように「緑の多い住宅地」が分布し、調査区域の各部分で見られます。耕作地のまとまりは、個々の宅地等のまとまりとの間に見られ、調査区域の中央より北側（内陸側）は「水田雑草群落、果樹園、畑地雑草群落」が、南側（海側）は「水田雑草群落」が多く分布します。

また、調査区域の西側を貫流する「木曽川、長良川」や中央部を北から南に貫流する「日光川」などの河川周辺では、「ススキ群団（VII)、オギ群集、ヨシクラス」などの高茎草本植生や「牧草地、路傍・空地雑草群落」などの低茎草本植生が帯状に多く分布し、調査区域の中央より上流の木曽川で「ムクノキーエノキ群落、ヤナギ高木群落（VI)、ヤナギ低木群落（VI)、メダケ群落」などの木本植生がまとまって見られます。

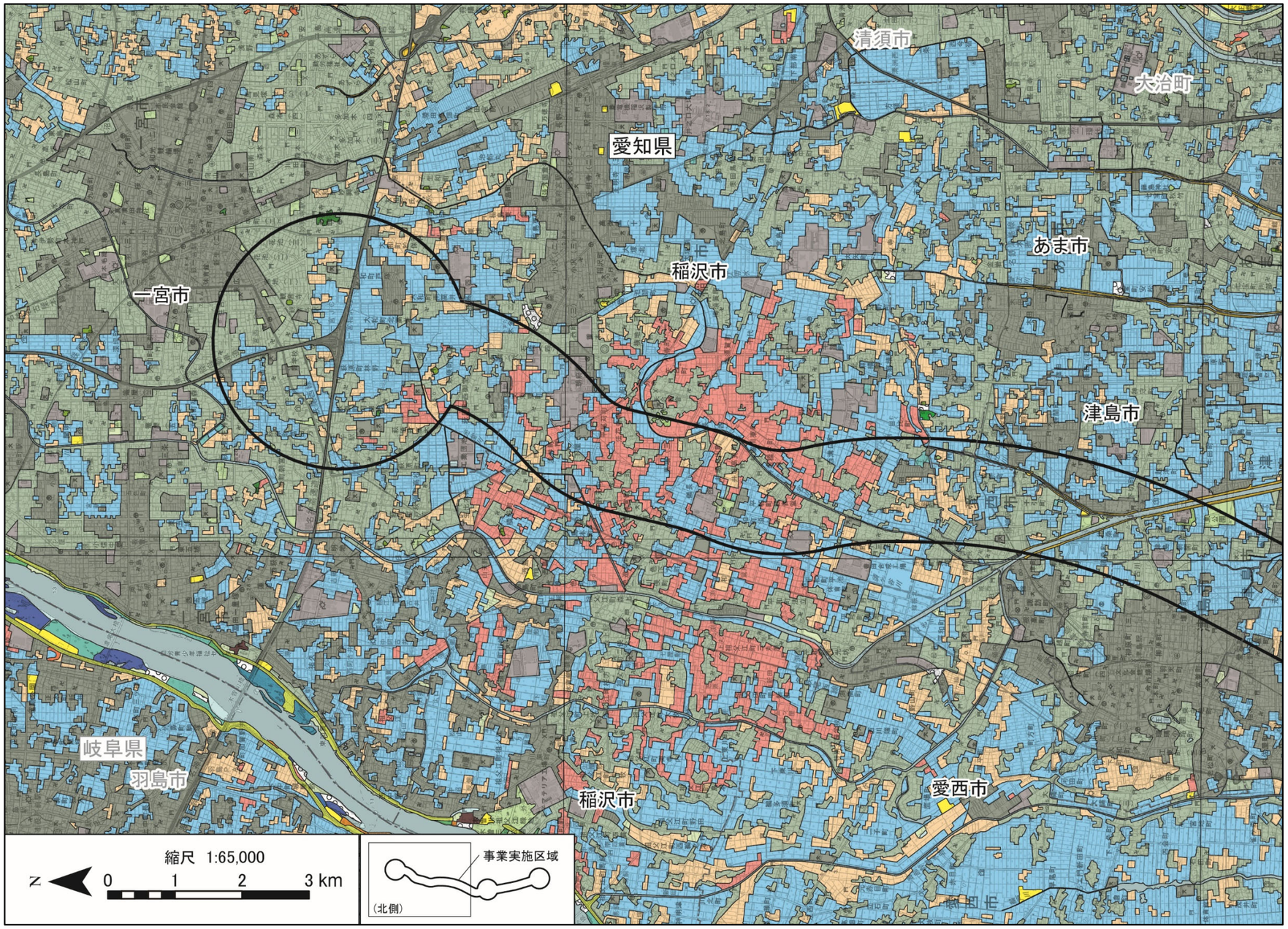

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界
- シラカシ群集
- ムクノキ－エノキ群落
- ヤナギ高木群落（VI）
- ヤナギ低木群落（VI）
- シイ・カシ二次林
- ケネザサ－コナラ群集
- メダケ群落
- ススキ群団（VII）
- ヨシクラス
- オギ群集
- 塩沼地植生
- スギ・ヒノキ・サワラ植林
- クロマツ植林
- ニセアカシア群落
- その他植林（常緑広葉樹）
- 竹林
- ゴルフ場・芝地
- 牧草地
- 路傍・空地雑草群落
- 放棄畑雑草群落
- 果樹園
- 畑雑草群落
- 水田雑草群落
- 放棄水田雑草群落
- 市街地
- 緑の多い住宅地
- 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
- 工場地帯
- 造成地
- 干拓地
- 開放水域
- 自然裸地

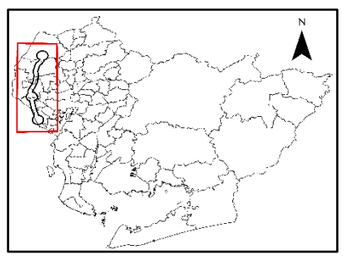

出典：「自然環境保全基礎調査　植生調査」 GIS データ（環境省生物多様性センター）

図 4-1-26(1)　植生図

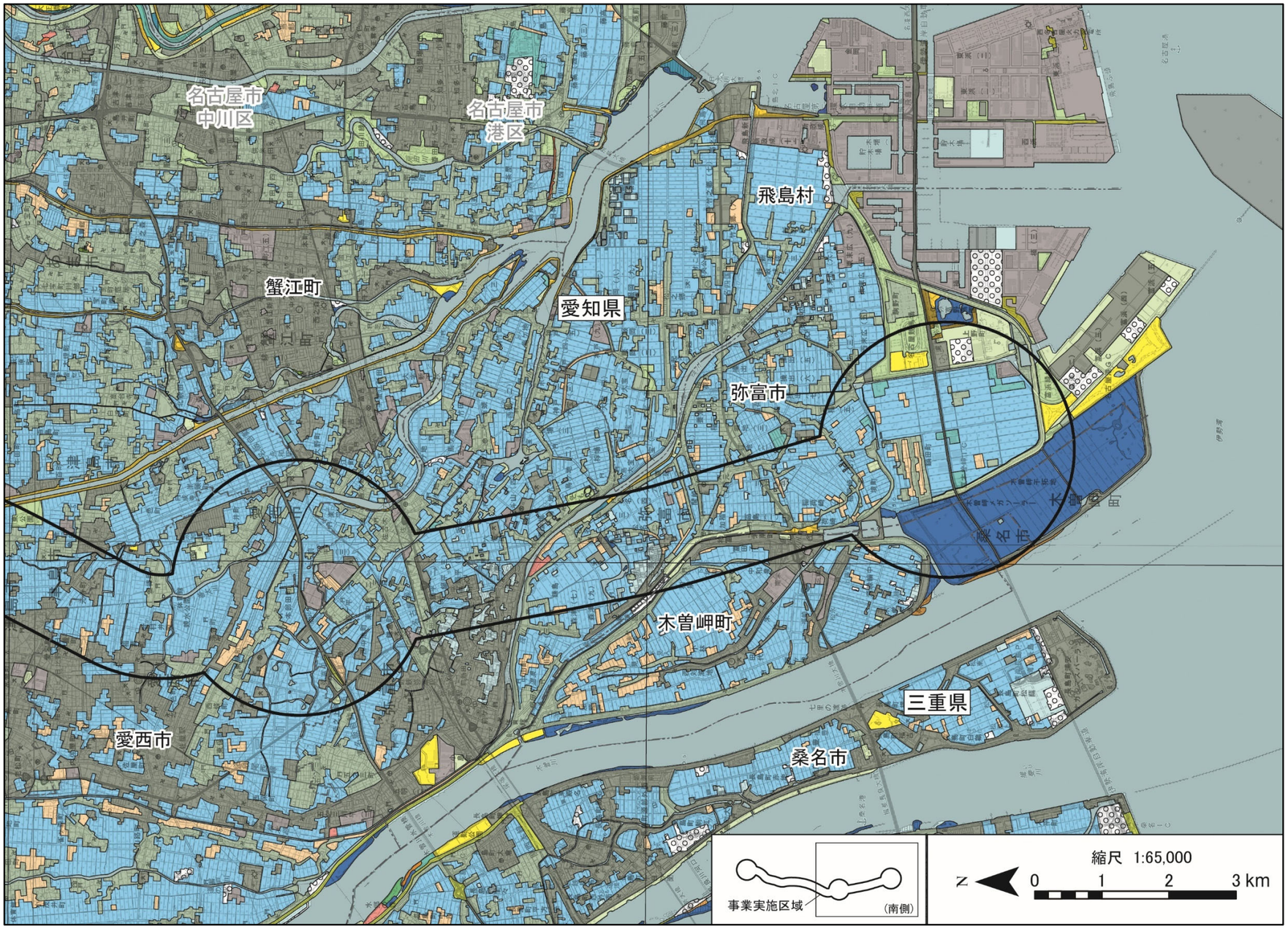

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界
- シラカシ群集
- ムクノキ－エノキ群落
- ヤナギ高木群落(VI)
- ヤナギ低木群落(VI)
- シイ・カシ二次林
- ケネザサ－コナラ群集
- メダケ群落
- ススキ群団(VII)
- ヨシクラス
- オギ群集
- 塩沼地植生
- スギ・ヒノキ・サワラ植林
- クロマツ植林
- ニセアカシア群落
- その他植林（常緑広葉樹）
- 竹林
- ゴルフ場・芝地
- 牧草地
- 路傍・空地雑草群落
- 放棄畑雑草群落
- 果樹園
- 畑雑草群落
- 水田雑草群落
- 放棄水田雑草群落
- 市街地
- 緑の多い住宅地
- 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
- 工場地帯
- 造成地
- 干拓地
- 開放水域
- 自然裸地

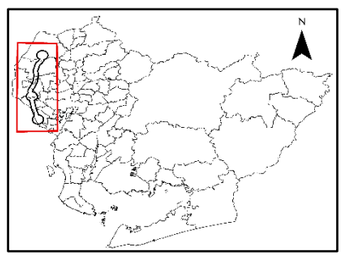

出典：「自然環境保全基礎調査　植生調査」 GIS データ(環境省生物多様性センター)

図 4-1-26(2)　植生図

(3) 重要な植物群落

④ 特定植物群落

「第 2 回自然環境保全基礎調査日本の重要な植物群落の分布(全国版)」(昭和 57 年、環境庁)、「第 3 回自然環境保全基礎調査自然環境情報図」(平成元年、環境庁) 及び「第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(平成 12 年、環境庁) によると、調査区域では、特定植物群落として、「蓮華寺寺叢」及び「布智神社叢」の 2 箇所が確認されています。確認位置は図 4-1-27 に示すとおりです。なお、事業実施区域に特定植物群落は存在していません。

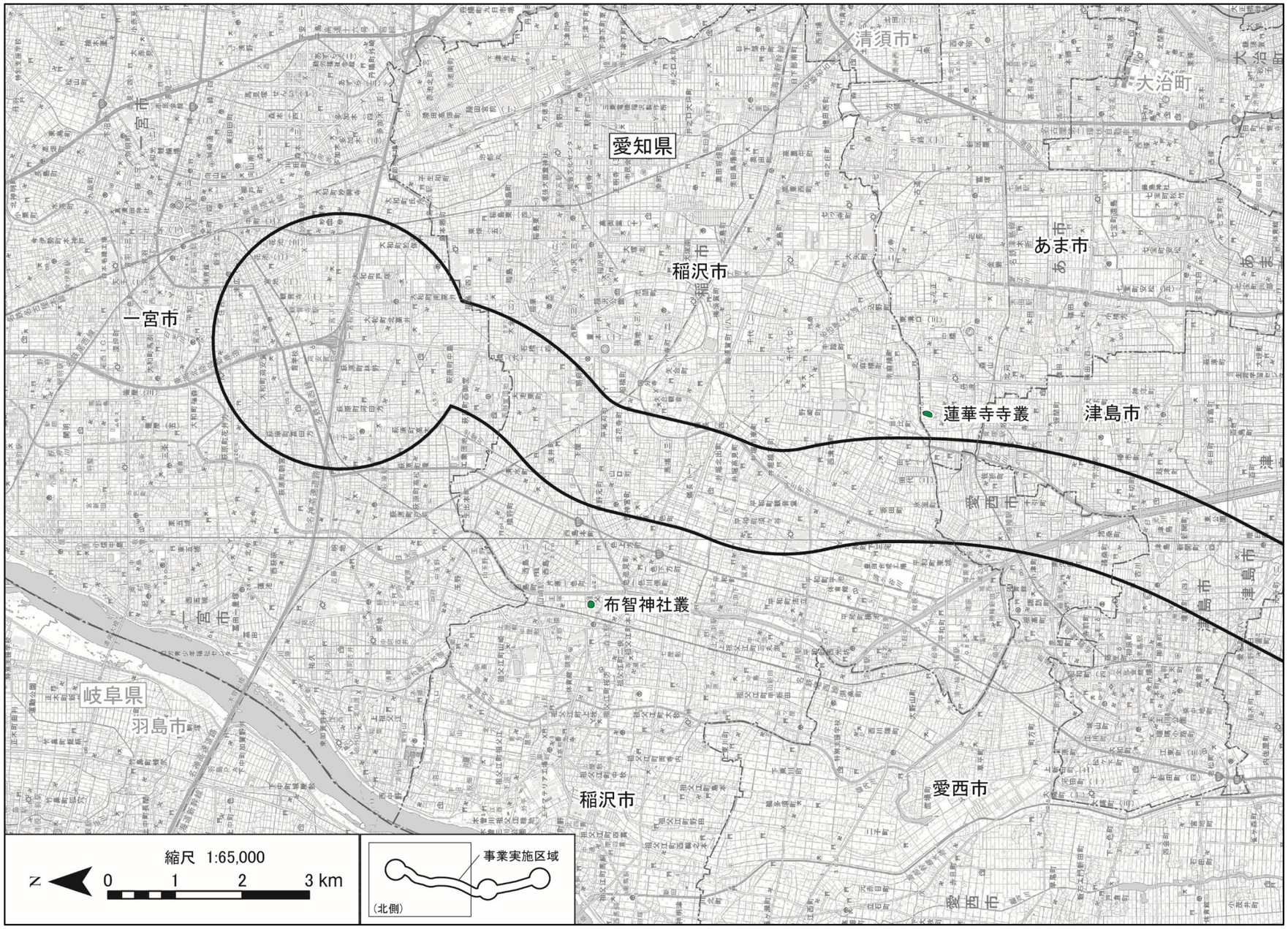

出典：「第2回自然環境保全基礎調査日本の重要な植物群落の分布（全国版）」（昭和57年、環境庁）
「第3回自然環境保全基礎調査自然環境情報図」（平成元年、環境庁）
「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」（平成12年、環境庁）

図 4-1-27(1)　特定植物群落位置図

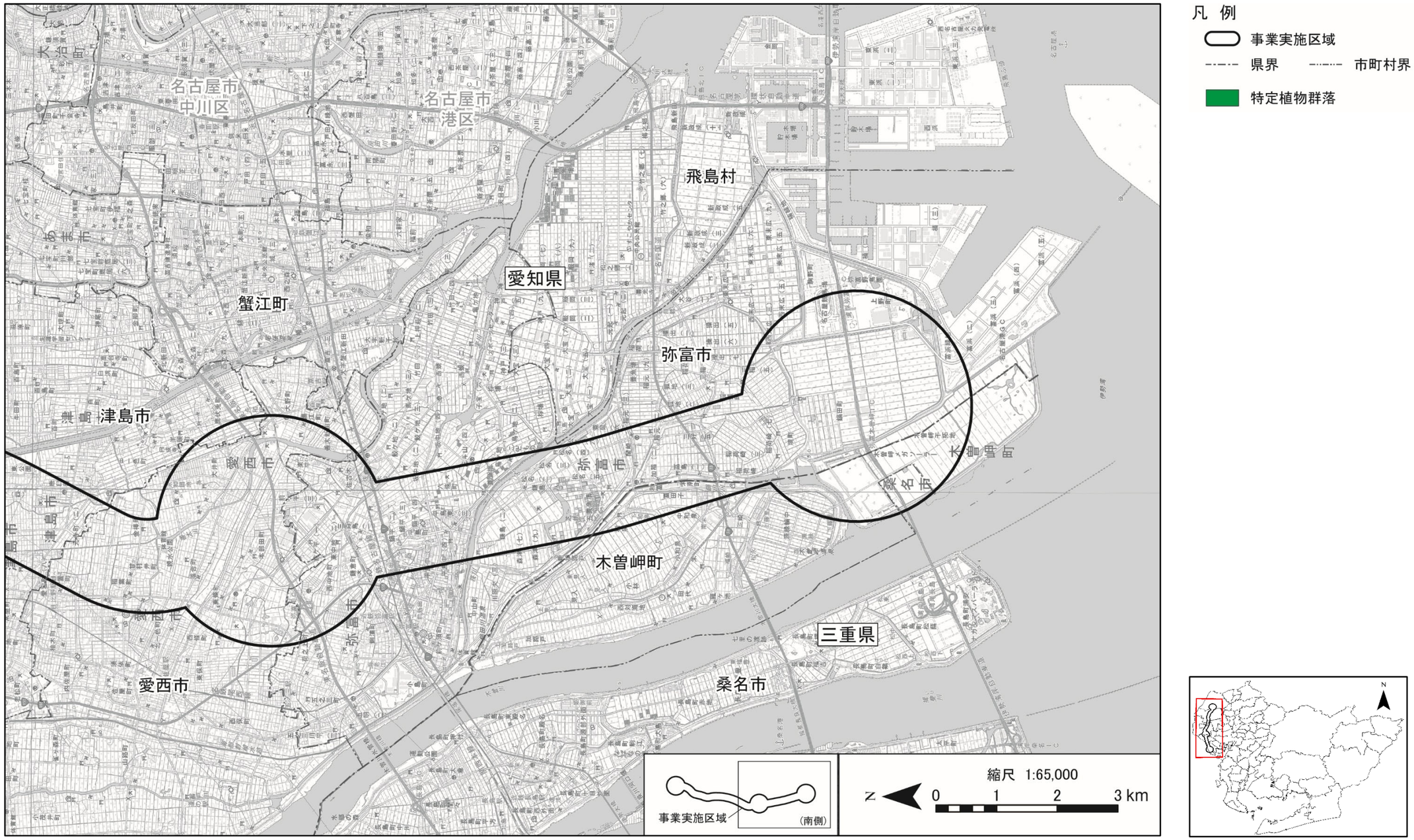

出典：「第2回自然環境保全基礎調査日本の重要な植物群落の分布(全国版)」(昭和57年、環境庁)
「第3回自然環境保全基礎調査自然環境情報図」(平成元年、環境庁)
「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(平成12年、環境庁)

図 4-1-27(2)　特定植物群落位置図

⑤ 巨樹・巨木林

調査区域において、表 4-1-82 に示すとおり、愛知県 112 件、三重県 3 件、合計 115 件の巨樹・巨木林が確認されています。また、事業実施区域においては、15 件の巨樹・巨木林が確認されています。確認位置は図 4-1-28 に示すとおりです。

表 4-1-82(1)　巨樹・巨木林

No.	県名	市町名	名称	樹種	幹周(cm)	樹高(m)
1	愛知県	一宮市	浅野公園	クスノキ	300	15
2			地蔵寺	イチイガシ	380	20
3			出先	ムクノキ	403	28
4			神明前	クロガネモチ	312	20
5			船橋正員宅	ムクノキ	300	25
6			鎮守神社	クスノキ	310	15
7			－	イチョウ	360	20
8			遊園地	エノキ	305	15
9			無名の神社	クスノキ	320	22
10			民家	エノキ	300	15
11			浅野公園	クスノキ	340	15
12			－	クスノキ	370	20
13			三十八所社	クスノキ	320	20
14			宮浦	イチョウ	410	18
15			堤町	イチョウ	490	32
16			堤町	ムクノキ	352	24
17			－	クスノキ	235	16
18			須賀	マツ	435	35
19			鞆江神社	イチョウ	410	15
20			常保寺	イチョウ	300	20
21			－	ムクノキ	360	25
22			－	イチイガシ	380	22
23			－	クスノキ	325	15
24			－	クスノキ	340	15
25			酒見神社	クスノキ	340	20
26			－	スダジイ	420	20
27			－	エノキ	305	15
28			三十八所社	クスノキ	335	23
29			－	クスノキ	380	23
30			－	クスノキ	310	15
31			－	クスノキ	320	22
32			－	エノキ	300	15
33			起の大イチョウ	イチョウ	490	32
34			－	イチョウ	410	15
35			朝日西小学校	クスノキ	385	16
36			－	スダジイ	420	20
37			酒見神社	クスノキ	340	20
38		津島市	稲荷社	クロマツ	302	16
39			大龍寺	クロマツ	327	25
40			－	ムクノキ	870	12

表 4-1-82(2)　巨樹・巨木林

No.	県名	市町名	名称	樹種	幹周(cm)	樹高(m)
41	愛知県	津島市	－	イチョウ	541	30
42			津島神社	イチョウ	530	25
43			－	イヌマキ	380	20
44			秋葉社	ムクノキ	355	14
45			－	ムクノキ	320	15
46			－	イチョウ	340	13
47			－	クロガネモチ	352	13
48			本住寺	イチョウ	384	25
49			－	エノキ	400	20
50			西方寺	クスノキ	345	25
51			稲荷社	エノキ	310	12
52			稲荷社	エノキ	310	12
53			津島の大ムク	ムクノキ	870	12
54		稲沢市	久多神社	エノキ	330	15
55			－	クスノキ	330	20
56			－	クスノキ	300	22
57			天神社	クロガネモチ	300	20
58			八幡社	ムクノキ	310	16
59			－	イチョウ	300	13
60			伊藤氏宅	イチョウ	305	12
61			大角信男氏宅	クロガネモチ	330	20
62			－	ムクノキ	440	20
63			天ノ宮神社	クロガネモチ	340	18
64			八剣社	シイノキカズラ	400	12
65			三輪氏宅	イチョウ	305	18
66			神明社	クスノキ	300	20
67			大角信男氏宅	イチョウ	300	20
68			八幡社	エノキ	320	18
69			山崎	イチョウ	310	15
70			拾町野	マツ	320	25
71			通順寺	クスノキ	300	20
72			甲	クスノキ	310	16
73			西八幡社	クスノキ	960	15
74			－	イチョウ	300	20
75			－	ナギ	126	10
76			－	シイノキ	410	12
77			－	クロガネモチ	351	18
78			－	ムクノキ	450	20
79			－	ムクノキ	320	16
80			－	クロガネモチ	312	20
81			－	イチョウ	365	20
82			－	クスノキ	300	20

表 4-1-82(3)　巨樹・巨木林

No.	県名	市町名	名称	樹種	幹周(cm)	樹高(m)
83	愛知県	稲沢市	神明社	クスノキ	300	22
84			服部氏宅	クスノキ	320	20
85			－	イチョウ	305	18
86			－	イチョウ	380	12
87			－	エノキ	340	15
88			野村昭氏宅	クスノキ	300	17
89			－	イチョウ	360	13
90			谷口氏宅	イチョウ	300	13
91			－	エノキ	320	18
92			－	イチョウ	250	20
93			－	クスノキ	960	15
94			－	クロガネモチ	330	20
95			－	イチョウ	300	20
96			－	イチョウ	250	20
97			恵日寺	イチョウ	350	20
98		愛西市	川戸	ケヤキ	300	27
99			－	クスノキ	600	20
100			東保八幡社	マツ	330	15
101		弥富市	民家	ムクノキ	300	20
102			平野氏宅	ムクノキ	300	15
103			薬師寺	クスノキ	935	18
104			－	マツ	460	25
105			おみよし松	マツ	540	25
106			－	ムクノキ	300	15
107			－	ムクノキ	300	20
108			薬師寺の大楠	クスノキ	830	18
109		あま市	－	クスノキ	530	19
110			－	イチョウ	332	23
111		蟹江町	龍照院	イチョウ	350	22
112			舟入神社	イチョウ	485	15
113	三重県	桑名市	八剣神社	イチョウ	346	22
114		木曽岬町	見入	イチョウ	325	22
115			見入	エノキ	341	22

注 1）No.は図 4-1-28 に対応する。
注 2)「－」は名称が公表されていないことを示す。
出典：「第4回自然環境保全基礎調査自然環境情報図」（平成7年、環境庁）
「第6回自然環境保全基礎調査巨樹・巨木林フォローアップ調査報告書」（平成13年3月、環境省自然環境局生物多様性センター）

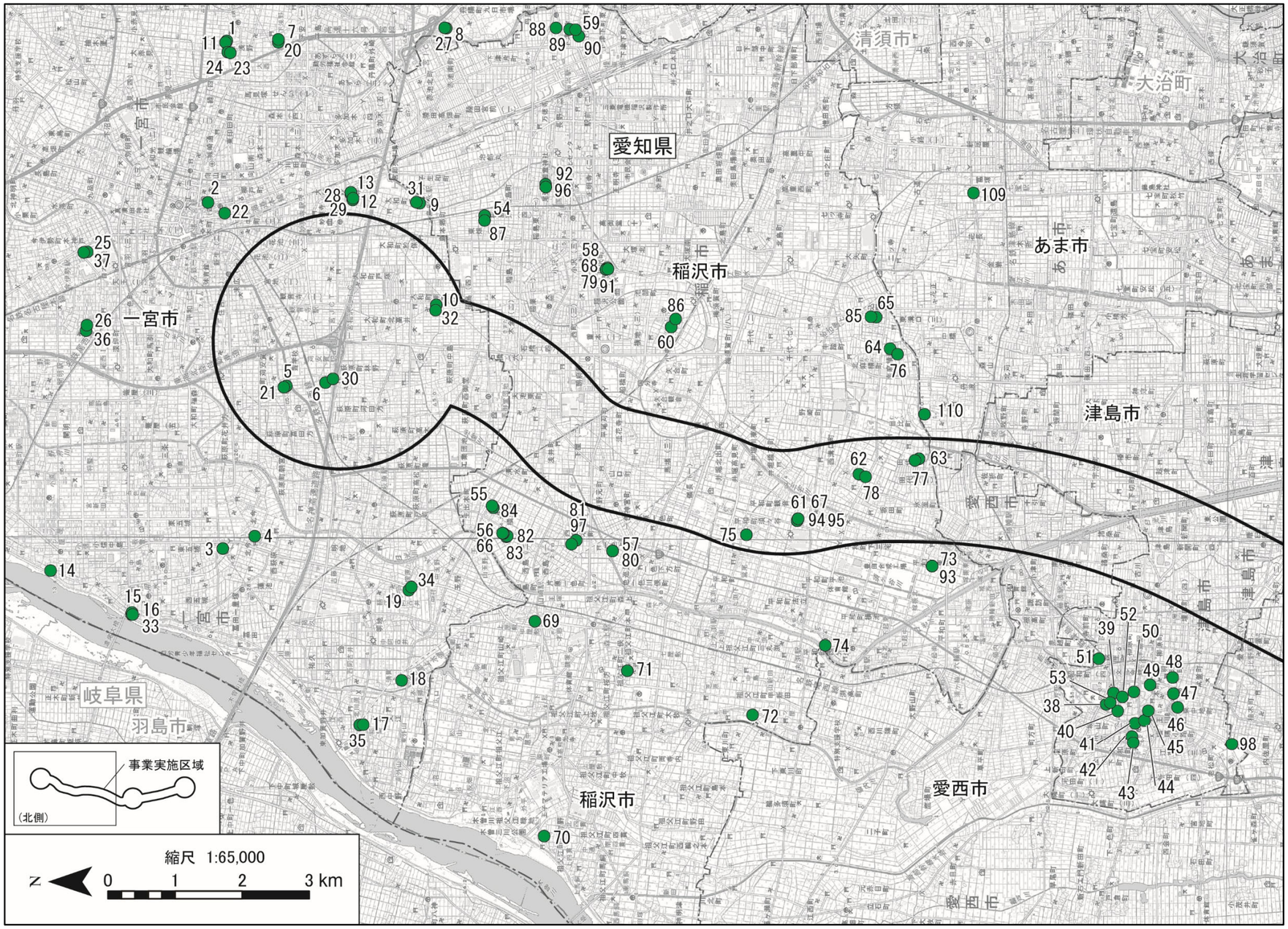

出典：「自然環境保全基礎調査　巨樹・巨木林」（環境省生物多様性センターホームページ）

図 4-1-28(1)　巨樹・巨木林位置図

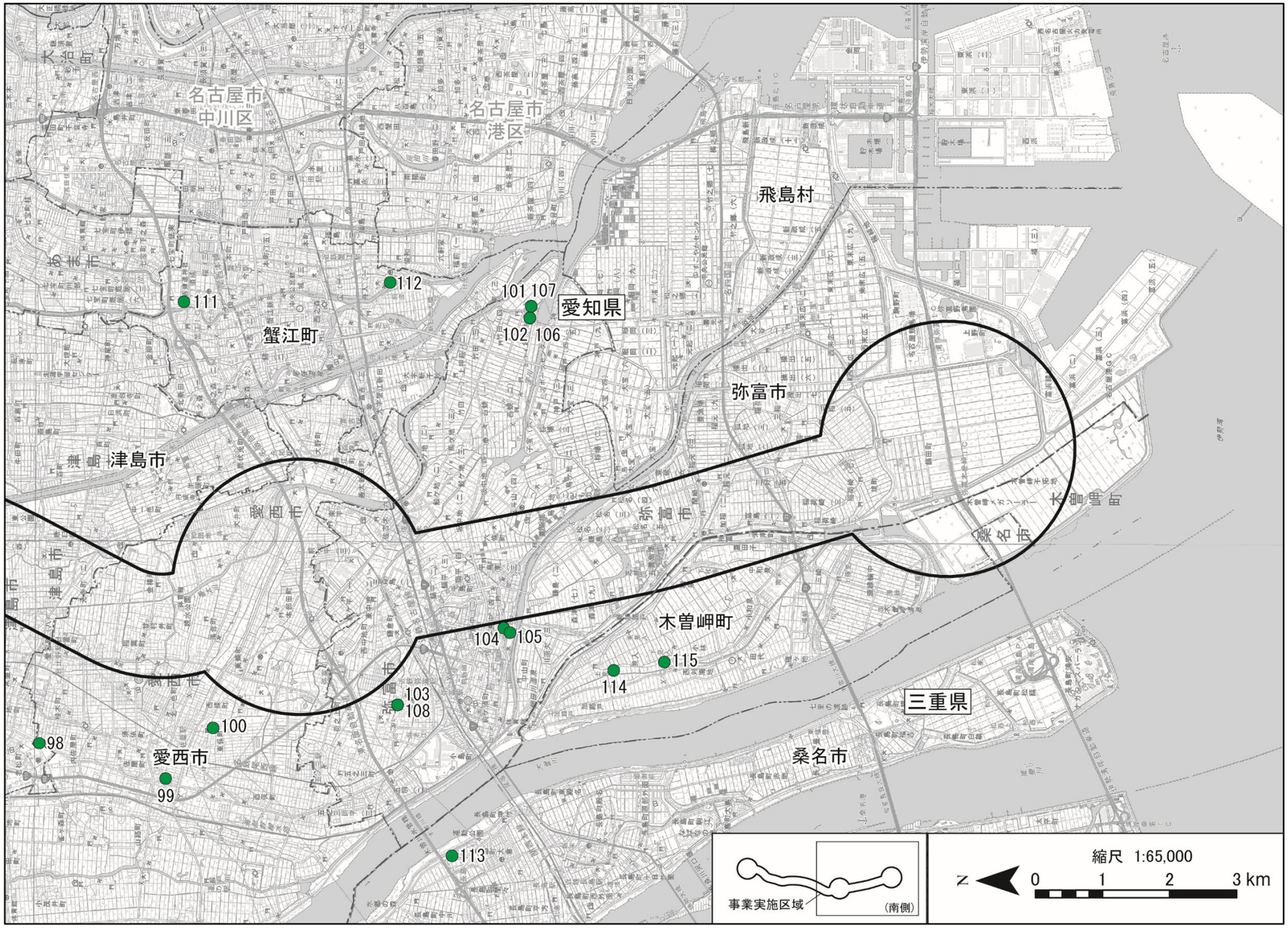

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界
- 巨樹・巨木林

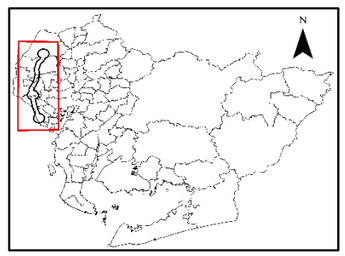

出典：「自然環境保全基礎調査　巨樹・巨木林」（環境省生物多様性センターホームページ）

図 4-1-28(2)　巨樹・巨木林位置図

⑥ 天然記念物

調査区域では、表 4-1-83 に示すとおり、愛知県 54 件、三重県 1 件、合計 55 件の植物に係る天然記念物が指定されています。確認位置は図 4-1-29 に示すとおりです。

事業実施区域では 5 件の植物に係る天然記念物が指定されています。

表 4-1-83(1)　植物に係る天然記念物

No.	県	市町村	指定	名称	所在地	指定年月日
1	愛知県	一宮市	県	起の大いちょう	起堤町 138	S38.4.19
2				起のやまがき	起堤町 138	S42.10.30
3			市	西萩原のクロガネモチ	西萩原字神明前 2090	S41.1.1
4				鞆江のイチョウ	明地鞆 24	S41.1.1
5				起のイブキ	-	S41.1.1
6				起宿披本陣のイブキ	小信中島郷南 3152	S41.1.1
7				法信寺のタブノキ	北今下渡 1567	S46.10.12
8				光願寺のコウヤマキ	玉野東瀬古 2043-1	S46.10.12
9				玉野のシラカシ	玉野字渕ヶ巻 2392	S46.10.12
10				出先のムクノキ	東五城字出先 1103	S46.10.12
11				玉野のクロガネモチ群	更屋敷宮浦 1-1	S50.2.11
12				三位のイチョウ	小信中島字宮浦 780-1	S50.2.11
13				野見神社のスダジイ	今伊勢町宮後稲荷 1929	S52.8.6
14				常保寺のイチョウ	浅野山王 4	S57.3.1
15				妙興寺のスダジイ	-	H1.3.22
16				あずらのクスノキ	-	H13.8.21
17				萩原緑地のサイカチ	萩原町萩原南友重	H18.1.25
18		津島市	県	下新田の藤	津島市	S36.3.30
19				津島神社のイチョウ	津島市新明町・馬場町	S.43.11.4
20			市	津島神社のホルトノキ	神明町	-
21				カジノキ群落	中地町地内、宮川町地内	-
22				宮川町のエノキ	宮川町	-
23				伊藤家のホルトノキ	本町	-
24		稲沢市	市	ムクロジ	大塚南 1 丁目	S58.11.1
25				イブキ	大塚南 1 丁目	S58.11.1
26				高野菩提樹	大塚南 1 丁目	S50.4.1
27				ムクノキ（八幡社）	大塚北 1 丁目	S58.11.1
28				銀杏(イチョウ)	生出本町	S50.4.1
29				サツキ	平野町	S59.11.1
30				シイノキ（塩江神社）	中野宮町	S59.11.1
31				シイノキ（八剣社）	南麻績町	S58.11.1
32				イブキ（善福寺）	南麻績町	S58.11.1
33				イチイガシ	目比町	S59.11.1
34				モッコク（神明社）	福島町	S60.8.1
35				オオムラサキ(大福寺)	儀長町	S61.11.1
36				ムクノキ（下津小学校）	下津ふじ塚町	H9.11.4
37				祐専寺イチョウ	祖父江町山崎	H17.7.1
38				金兵衛イチョウ	祖父江町桜方	H17.7.1
39				イブキ	祖父江町大牧	H17.7.1
40				ヒトツバタゴ(中牧皇大明神社)	祖父江町中牧	H17.7.1

表 4-1-83(2)　植物に係る天然記念物

No.	県	市町村	指定	名称	所在地	指定年月日
41	愛知県	稲沢市	市	シイノキの群生(布智神社)	祖父江町本甲	H17.7.1
42				ナギ(経蔵寺)	平和町須ヶ谷	H17.7.1
43				クスノキ(八幡社)	平和町東城	H17.7.1
44				久治イチョウ	祖父江町山崎上屋敷	H22.9.1
45		愛西市	市	立田赤蓮根	小茂井町保古原 19-5（赤蓮保存田）	S56.7.1
46				東保八幡社クロマツ	東保町宮越	H20.7.1
47		弥富市		薬師寺の大楠	鯏浦町上六 49	S51.12.10
48				おみよし松	平島町西新田	S51.12.10
49				二つお宮の松	東蜆 1 丁目 54	H12.12.6
50				森津の藤	森津 14 丁目 607	S51.12.10
51		あま市	県	蓮華寺のカヤノキ	下萱津字未見取 1130-42	S29.3.12
52				七宝町のラカンマキ	海部郡　七宝町（あま市）	S30.6.3
53		蟹江町	町	須成龍照院のイチョウ	須成門屋敷上 1364	S58.3.1
54				舟入中部神明社のイチョウ	舟入 3 丁目 275	S58.3.1
55	三重県	桑名市	市	長島の大松	長島町西外面 2188 番地	H7.4.13

注 1）地点番号は図 4-1-29 に対応する。
注 2）「-」は指定年月日が公表されていないことを示す。
出典：「愛知県オープンデータカタログ（マップあいち公開データ）」（愛知県ホームページ）
「一宮市内の文化財」（一宮市ホームページ）
「文化財・文化遺産」（津島市教育委員会）
「稲沢市の市指定文化財」（稲沢市ホームページ）
「愛西市内の指定・登録・選択文化財一覧」（愛西市ホームページ）
「市の文化財」（弥富市ホームページ）
「蟹江町の文化財一覧」（蟹江町ホームページ）
「桑名市の文化財」（桑名市教育委員会 文化財ホームページ）

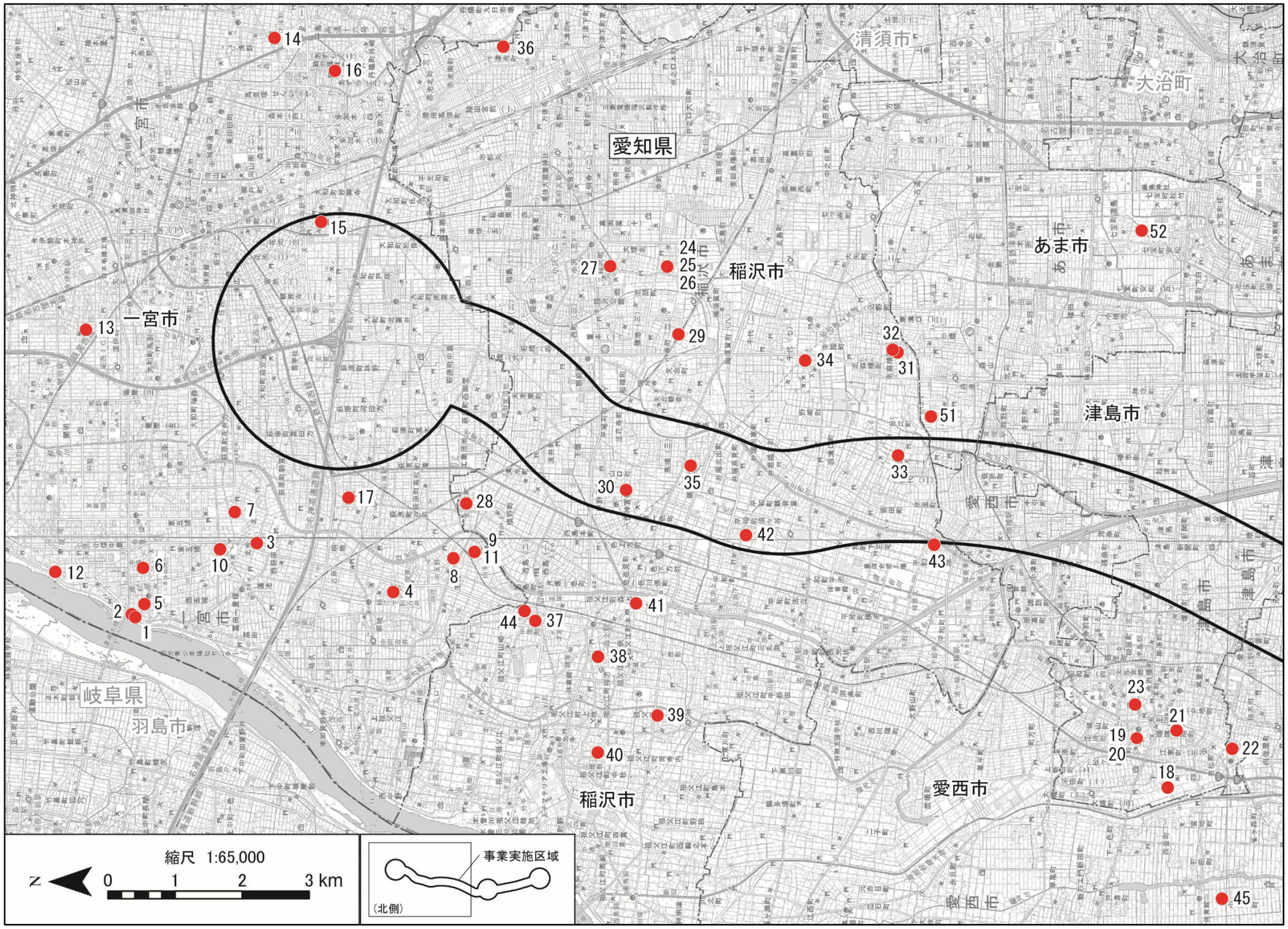

出典：「愛知県オープンデータカタログ（マップあいち公開データ）」（愛知県ホームページ）
「一宮市内の文化財」（一宮市ホームページ）
「文化財・文化遺産」（津島市教育委員会）
「稲沢市の市指定文化財」（稲沢市ホームページ）
「愛西市内の指定・登録・選択文化財一覧」（愛西市ホームページ）
「市の文化財」（弥富市ホームページ）
「蟹江町の文化財一覧」（蟹江町ホームページ）
「桑名市の文化財」（桑名市教育委員会　文化財ホームページ）

図 4-1-29(1)　天然記念物位置図

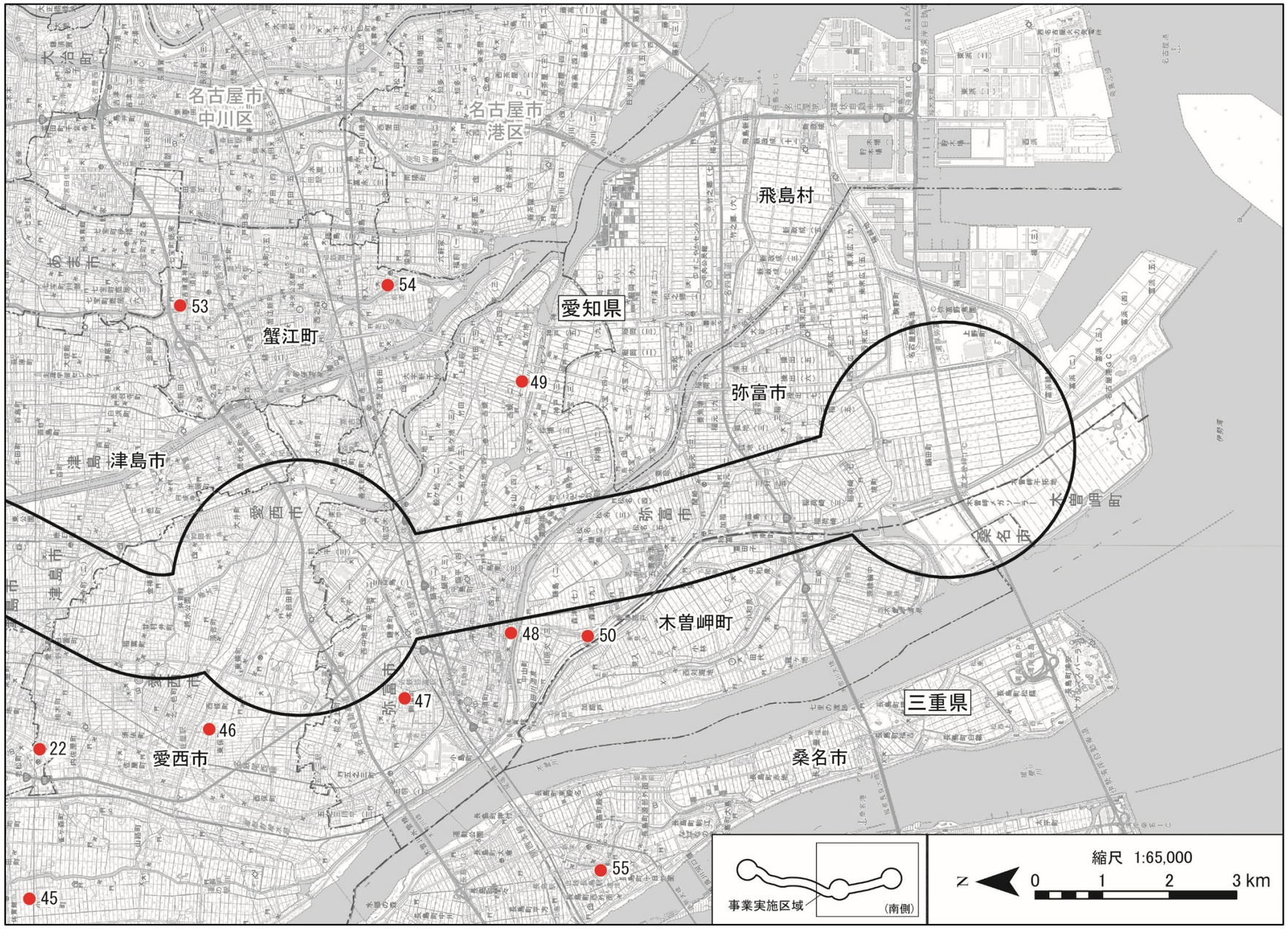

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界
- 天然記念物（植物）

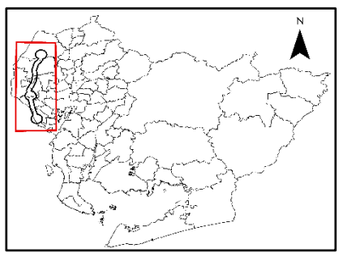

出典：「愛知県オープンデータカタログ（マップあいち公開データ）」（愛知県ホームページ）
「一宮市内の文化財」（一宮市ホームページ）
「文化財・文化遺産」（津島市教育委員会）
「稲沢市の市指定文化財」（稲沢市ホームページ）
「愛西市内の指定・登録・選択文化財一覧」（愛西市ホームページ）
「市の文化財」（弥富市ホームページ）
「蟹江町の文化財一覧」（蟹江町ホームページ）
「桑名市の文化財」（桑名市教育委員会 文化財ホームページ）

図 4-1-29(2)　天然記念物位置図

4) 生態系の状況

(1) 自然環境の類型化

地形等については、前掲の図 4-1-21 に示すとおり、調査区域は木曽三川により形成された沖積平野である濃尾平野に位置しており、周辺には三角州性低地や自然堤防・砂州・砂丘が広範囲に広がっているほか、伊勢湾方向に干拓地が存在するなど、調査区域全体に低地の地形が広がっています。また、水象については、前掲の図 4-1-15 に示すとおり、調査区域の西側に木曽川や長良川等の河川が伊勢湾に向かって貫流しています。これらのことから、調査区域に広く広がる「低地」、木曽川等の河川沿いの「河川」及び伊勢湾沿岸の「沿岸」に区分されます。

植生等については、前掲の図 4-1-26 に示すとおり、調査区域には市街地、緑の多い住宅地などの宅地等と水田雑草群落、果樹園、畑地雑草群落などの耕作地が広く分布しており、河川周辺にはススキ群団（VII)、オギ群集、ヨシクラスなどの高茎草本植生や牧草地、路傍・空地雑草群落などの低茎草本植生等が帯状に多く分布しています。

上記の調査区域の地形、水象及び植生の状況等を踏まえ、環境を類型化しました。

調査区域の自然環境の類型区分の概要は表 4-1-84 に、自然環境類型区分図は図 4-1-30 に示すとおりです。

参考)
「第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査　植生調査」（環境省生物多様性センターホームページ)］の 1/25,000 植生図
「5 万分の 1 都道府県土地分類基本調査　地形分類図（彦根東部･津島･岐阜)」
(国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ)
「5 万分の 1 都道府県土地分類基本調査　地形分類図（桑名･名古屋南部)」
(国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ)
「5 万分の 1 都道府県土地分類基本調査　地形分類図（津島･名古屋北部)」
(国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ)
「5 万分の 1 都道府県土地分類基本調査 地形分類図（桑名)」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ)
「主要水系利水現況図　木曽川水系（岐阜)」（平成 14 年 3 月、国土交通省土地･水資源局)
「主要水系利水現況図　木曽川水系（名古屋)」（平成 14 年 3 月、国土交通省土地･水資源局)

表 4-1-84(1)　自然環境の類型区分の概要

地形等の区分	植生等の区分	主な生息・生育基盤	
低地	市街地	市街地･工場地帯	市街地、工場地帯、造成地、干拓地
	緑の多い住宅地･公園等	緑の多い住宅地･公園･墓地等	緑の多い住宅地、残存･植栽樹群をもった公園、墓地等、残存･植栽樹群地
	樹林地	自然林・二次林	シラカシ群集、シイ･カシ二次林 ケネザサ-コナラ群集
		人工林	スギ･ヒノキ･サワラ植林、その他植林（常緑広葉樹）、竹林
	乾性草地	二次草原	ススキ群団（VII）
		人工草地	ゴルフ場･芝地、牧草地
		果樹園･畑地	路傍･空地雑草群落、放棄畑雑草群落、 果樹園、畑雑草群落
	湿性草地	水田	水田雑草群落、放棄水田雑草群落
	開放水面	開放水域	開放水域
河川	樹林地	自然林･二次林	ムクノキ-エノキ群落、ケネザサ-コナラ群集、ヤナギ高木群落（VI）、ヤナギ低木群落（VI）、メダケ群落
		人工林	クロマツ植林、竹林、残存･植栽樹群をもった公園、墓地等
	草地	自然草地･二次草原	ヨシクラス、オギ群集、塩沼地植生
		人工草地	ゴルフ場･芝地、牧草地
		耕作地	路傍･空地雑草群落、果樹園、畑雑草群落
	裸地	裸地	自然裸地、造成地
	開放水面	開放水域	開放水域
沿岸	草地	自然草地	塩沼地植生
	開放水面	開放水域	開放水域

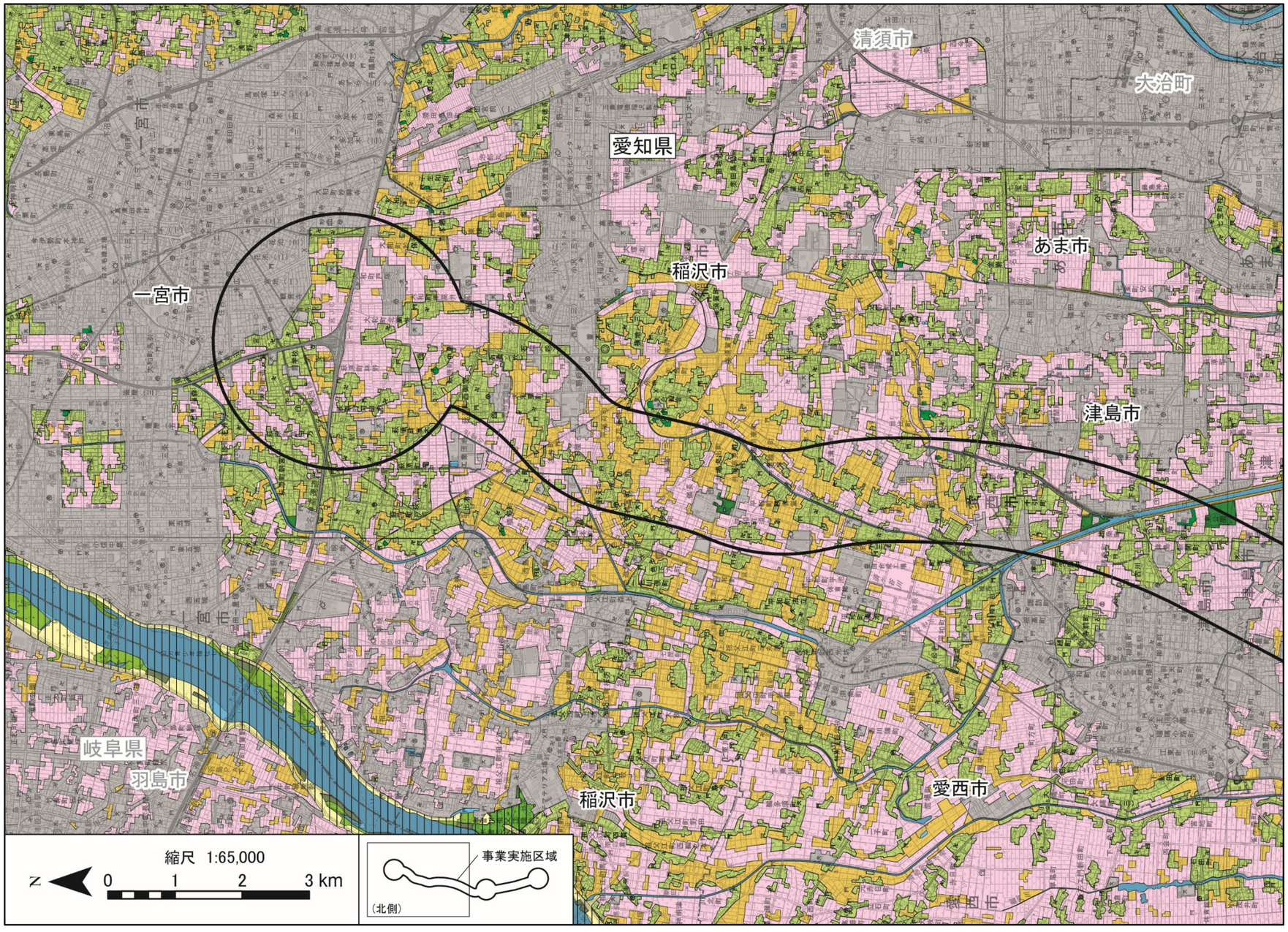

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界
- 低地：市街地
- 低地：緑の多い住宅地・公園等
- 低地：樹林地
- 低地：乾性草地
- 低地：湿性草地
- 低地：開放水面
- 河川：樹林地
- 河川：草地
- 河川：裸地
- 河川：開放水面
- 沿岸：草地
- 沿岸：開放水面

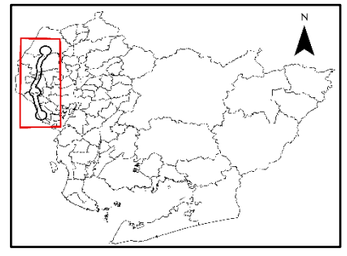

注）以下の資料を用いて作成した。

「第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査　植生調査」（環境省生物多様性センターホームページ）」の 1/25,000 植生図

「5 万分の 1 都道府県土地分類基本調査　地形分類図（彦根東部・津島・岐阜）」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）

「5 万分の 1 都道府県土地分類基本調査　地形分類図（桑名・名古屋南部）」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）

「5 万分の 1 都道府県土地分類基本調査　地形分類図（津島・名古屋北部）」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）

「5 万分の 1 都道府県土地分類基本調査　地形分類図（桑名）」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）

「主要水系利水現況図　木曽川水系（岐阜）」（平成 14 年 3 月、国土交通省土地・水資源局）

「主要水系利水現況図　木曽川水系（名古屋）」（平成 14 年 3 月、国土交通省土地・水資源局）

図 4-1-30(1)　自然環境類型区分図

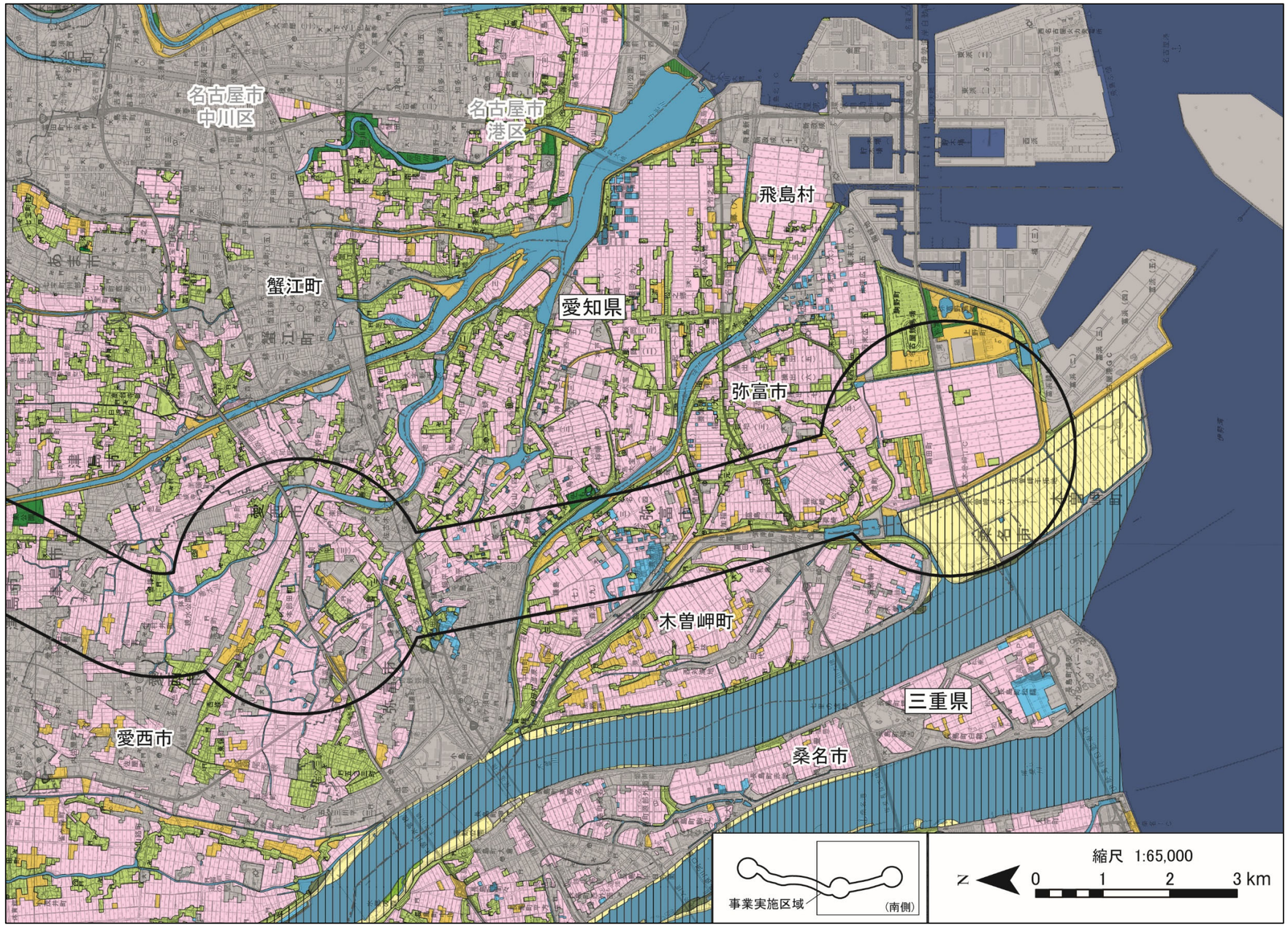

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界
- 低地：市街地
- 低地：緑の多い住宅地・公園等
- 低地：樹林地
- 低地：乾性草地
- 低地：湿性草地
- 低地：開放水面
- 河川：樹林地
- 河川：草地
- 河川：裸地
- 河川：開放水面
- 沿岸：草地
- 沿岸：開放水面

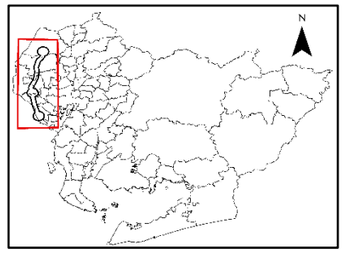

注）以下の資料を用いて作成した。

「第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査　植生調査」（環境省生物多様性センターホームページ）」の 1/25,000 植生図

「5 万分の 1 都道府県土地分類基本調査　地形分類図（彦根東部・津島・岐阜）」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）

「5 万分の 1 都道府県土地分類基本調査　地形分類図（桑名・名古屋南部）」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）

「5 万分の 1 都道府県土地分類基本調査　地形分類図（津島・名古屋北部）」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）

「5 万分の 1 都道府県土地分類基本調査　地形分類図（桑名）」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）

「主要水系利水現況図　木曽川水系（岐阜）」（平成 14 年 3 月、国土交通省土地・水資源局）

「主要水系利水現況図　木曽川水系（名古屋）」（平成 14 年 3 月、国土交通省土地・水資源局）

図 4-1-30(2)　自然環境類型区分図

(2) 地域を特徴づける生態系

自然環境類型区分をもとに、調査区域における地域を特徴づける生態系を表 4-1-85 及び図 4-1-31 に示すとおり設定しました。

「低地：樹林地」、「低地：乾性草地」、「低地：湿性草地」、「低地：緑の多い住宅地･公園等」の 4 つの類型区分を「低地の水田生態系」に、「低地：市街地」を「低地の都市生態系」に、「河川：樹林地」、「河川：草地」、「河川：裸地」、「河川：開放水面」の 4 つの類型区分を「木曽川等の河川生態系」に、「沿岸：草地」、「沿岸：開放水面」の 2 つの類型区分を「沿岸海域生態系」に設定しました。

表 4-1-85　地域を特徴づける生態系の区分

自然環境類型区分	地域を特徴づける生態系
低地：樹林地	低地の水田生態系
低地：乾性草地	
低地：湿性草地	
低地：緑の多い住宅地･公園等	
低地：開放水面	
低地：市街地	低地の都市生態系
河川：樹林地	木曽川等の河川生態系
河川：草地	
河川：裸地	
河川：開放水面	
沿岸：草地	沿岸海域生態系
沿岸：開放水面	

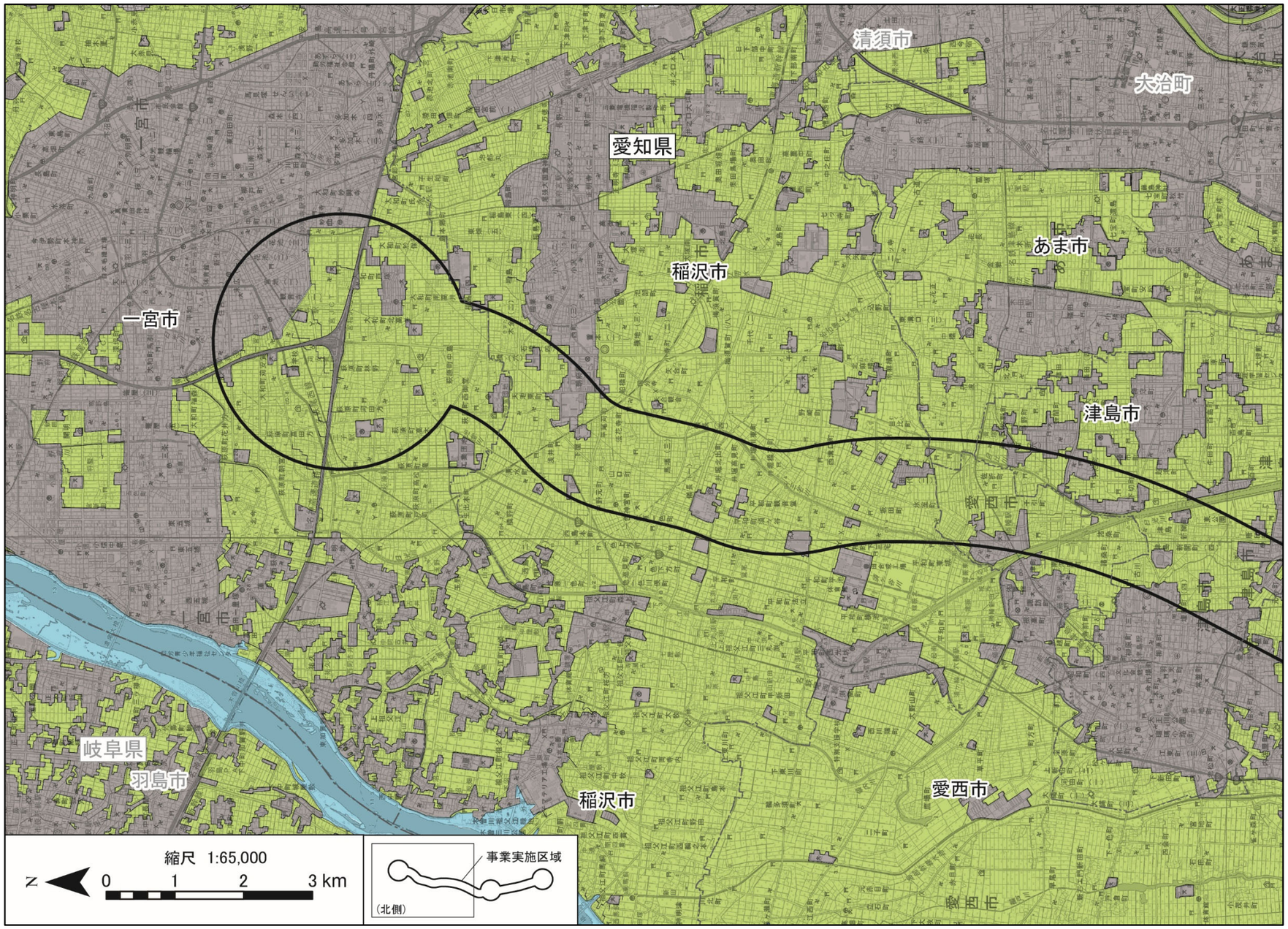

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界
- 低地の水田生態系
- 低地の都市生態系
- 木曽川等の河川生態系
- 沿岸海域生態系

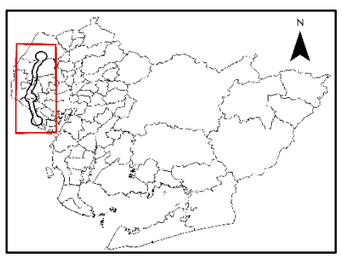

図 4-1-31(1)　地域を特徴づける生態系

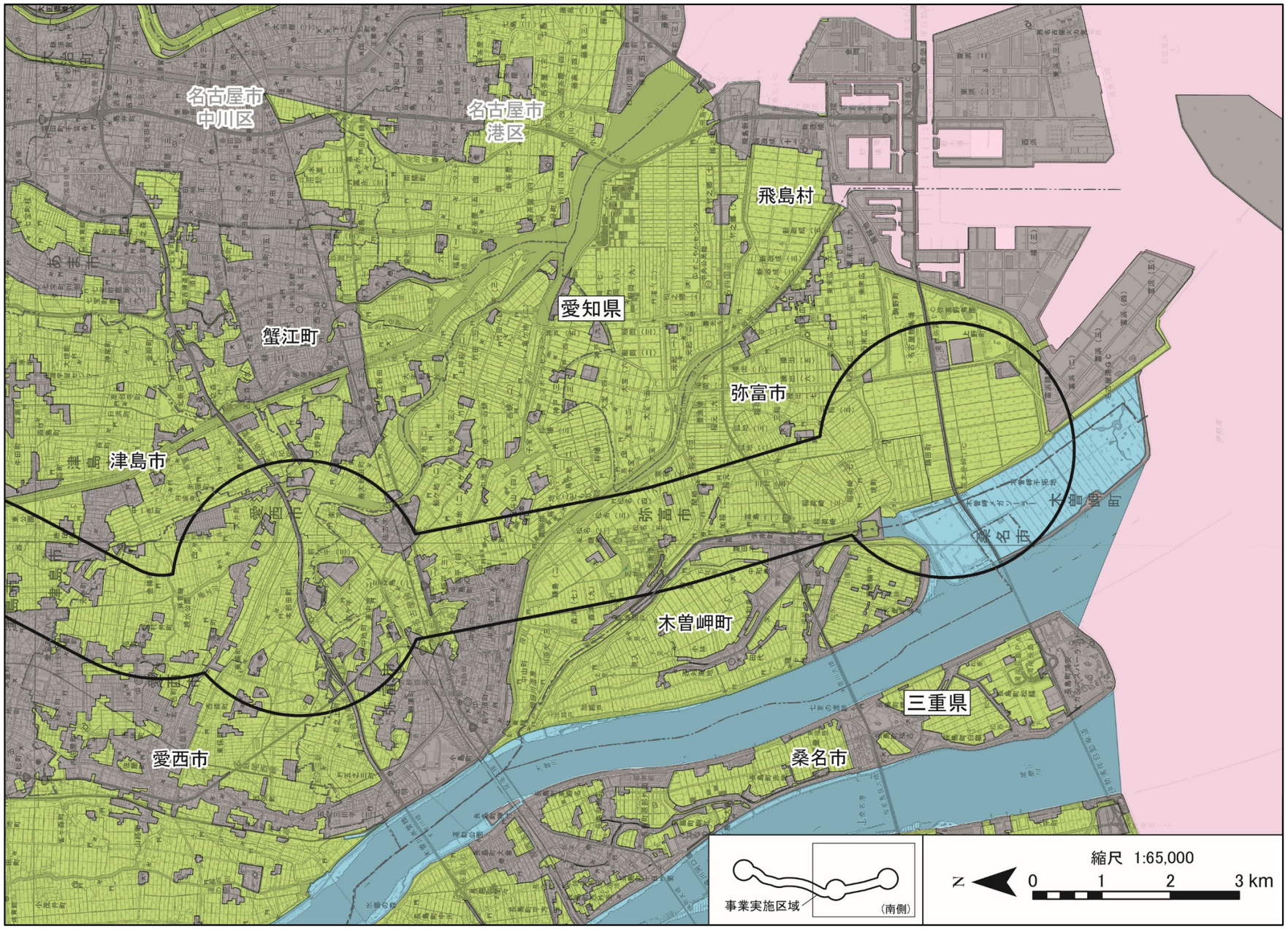

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界
- 低地の水田生態系
- 低地の都市生態系
- 木曽川等の河川生態系
- 沿岸海域生態系

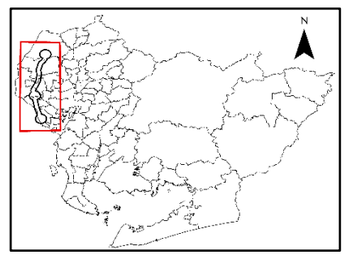

図 4-1-31(2)　地域を特徴づける生態系

(3) 主な動物相、植物相の状況

地域を特徴づける生態系について、それぞれの生態系における生息・生育が想定される主な動物及び植物は表 4-1-86 に示すとおりです。

表 4-1-86　地域を特徴づける生態系と想定される動物及び植物

地域を特徴づける生態系	生息が想定される主な動物	生育が想定される主な植物
低地の水田生態系	アブラコウモリ、タヌキ、カワラバト（ドバト）、アオサギ、チュウサギ、コサギ、ケリ、イソシギ、オオタカ、チョウゲンボウ、キビタキ、メジロ、コゲラ、ヒヨドリ、ムクドリ、キセキレイ、シマヘビ、トノサマガエル、ナゴヤダルマガエル、コイ・フナ属、カワバタモロコ、ミナミメダカ、ギンヤンマ、シオカラトンボ、クマゼミ、カメムシ類、バッタ類、キアゲハ、モンキチョウ、タマムシ、マルタニシ、ヒメタニシ、ナガオカモノアラガイ、ウスカワマイマイ、コガネグモ	クスノキ、エノキ、イチョウ、イトテンツキ、カワヂシャ、ミゾコウジュ、カワラハハコ、オグルマ
低地の都市生態系	アブラコウモリ、タヌキ、カワラバト（ドバト）、チョウゲンボウ、ハシブトガラス、ヒヨドリ、ムクドリ、カメムシ類、ウスカワマイマイ	クスノキ、エノキ、イチョウ、ナガエミクリ、
木曽川等の河川生態系	カヤネズミ、マガモ、カルガモ、カイツブリ、カワウ、アオサギ、チュウサギ、コサギ、イソシギ、ミサゴ、チュウヒ、オオヨシキリ、キセキレイ、コゲラ、メジロ、セッカ、ニホンスッポン、ニホンウナギ、ギンブナ、コイ・フナ属、オイカワ、アブラハヤ、アユ、ボラ、ミナミメダカ、スズキ、ミミズハゼ、マハゼ、アオモンイトトンボ、ギンヤンマ、クマゼミ、タマムシ、イシマキガイ、カワグチツボ、モノアラガイ、イシガイ、ヤマトシジミ、ナガオカモノアラガイ、コガネグモ、	ヤナギ、ヨシ、セイタカヨシ、ナガエミクリ、コガマ、コウホネ、ヒメコウホネ、トウオオバコ、ミゾコウジュ
沿岸海域生態系	カイツブリ、カワウ、イソシギ、ミサゴ、チュウヒ、ニホンウナギ、アユ、ボラ、ミミズハゼ、マハゼ、スズキ、カワグチツボ、ヤマトシジミ	ヨシ、セイタカヨシ

(4) 注目種・群集の候補の抽出

地域を特徴づける生態系の指標として、生息・生育が想定される主な動物及び植物を踏まえ、表 4-1-87 に示す「上位性」、「典型性」、「特殊性」の 3 つの視点から、注目される動植物の種又は生物群集（以下、「注目種・群集」とします。）を抽出しました。

注目種の候補は表 4-1-88 に示すとおりです。

表 4-1-87　注目種・群集の選定の観点

区分	内容
上位性	地域を特徴づける生態系の上位に位置する性質をいう。 上位性の視点から抽出される注目種・群集の例として、ワシ・タカなどの猛禽類や、キツネ、クマ等の中・大型哺乳類の動物等が挙げられる。
典型性	地域を特徴づける生態系の特徴を典型的に表す性質をいう。 対象地域に優占する植物種または植物群落、それらを捕食する動物（一次消費者程度）、個体数が多い動物などがあたる。
特殊性	地域を特徴づける生態系において特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。 相対的に分布範囲が狭い環境または質的に特殊な環境に生息・生育する動植物種などがあたる。

表 4-1-88　注目種・群集の候補

地域を特徴づける生態系	上位性	典型性	特殊性
低地の水田生態系	鳥　類：オオタカ等猛禽類、サギ類 爬虫類：シマヘビ	哺乳類：タヌキ 鳥　類：コゲラ、メジロ、ケリ、ドバト（カワラバト）、ヒヨドリ、ムクドリ 両生類：ナゴヤダルマガエル、トノサマガエル 昆虫類：カメムシ類、バッタ類、モンキチョウ、タマムシ、クマゼミ 底生動物：ヒメタニシ、サカマキガイ	－
低地の都市生態系	鳥　類：チョウゲンボウ等猛禽類	哺乳類：タヌキ 鳥　類：ドバト（カワラバト）、ヒヨドリ、ムクドリ 昆虫類：クマゼミ	－
木曽川等の河川生態系	鳥　類：ミサゴ等猛禽類、カワウ、サギ類 爬虫類：ニホンスッポン	哺乳類：カヤネズミ 鳥　類：コゲラ、メジロ、オオヨシキリ、セッカ、シギ・チドリ類、セキレイ、カモ類、カイツブリ類 魚　類：コイ・フナ類、ボラ、スズキ 底生動物：ヒメタニシ	－
沿岸海域生態系	鳥　類：ミサゴ等猛禽類、カワウ	鳥　類：シギ・チドリ類、カイツブリ類 魚　類：ボラ、スズキ 底生動物：ヒメタニシ	鳥類： シギ・チドリ類の渡来地

1.6　景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

1)　景観の状況

(1) 地域の景観特性

調査区域は、愛知県・岐阜県・三重県の県境付近に位置し、濃尾平野を流れる自然豊かな木曽三川（木曽川、長良川、揖斐川）の眺望が自然景観として挙げられます。また、調査区域は概ね全体として平坦であるため、木曽三川を挟んだ対岸の遠景として山地の眺望を得ることができる地域となっています。

(2) 主要な眺望点及び景観資源

調査区域における主要な眺望点及び景観資源の分布状況は、表 4-1-89 及び図 4-1-32 に示すとおりです。

主要な眺望点として木曽川に架かる橋梁や展望タワーを備えた都市公園等が 9 箇所存在しています。また、景観資源として木曽川周辺の河川景観、緑道、干潟、海岸等が 52 箇所存在しています。

事業実施区域においては、景観資源として美濃路街道、相ノ川桜並木、鍋田干拓地と伊勢湾岸自動車道、鍋田川堤桜並木の 4 箇所が存在しています。なお、事業実施区域に主要な眺望点は存在していません。

表 4-1-89(1)　主要な眺望点及び景観資源

種別	県	No.	名称	所在地	選定基準
主要な眺望点	愛知県	①	馬飼大橋からの眺望	稲沢市祖父江町馬飼	A
		②	馬飼頭首工	稲沢市	A
		③	水郷の塔	弥富市中山町松山	A
		④	佐屋川創郷公園	蟹江町蟹江新田	A
		⑤	名港西大橋(名港トリトン)	飛島村金岡	A
	三重県	⑥	伊勢湾台風記念館	桑名市長島町松蔭 944-7	A
		⑦	蟠龍櫓	桑名市三之丸地先	A
		⑧	はまぐりプラザ （桑名市城東地区複合施設）	桑名市大字赤須賀 86-21	A
		⑨	国営七里の渡し公園	桑名市住吉町から太一丸地区 （六華苑南側）	A
景観資源	愛知県	1	木曽川	-	d
		2	木曽川西中野渡船場	一宮市西中野	d
		3	美濃路街道	一宮市萩原町から起	d
		4	浅野公園	一宮市浅野	d
		5	大江川緑道	一宮市桜三丁目から大江三丁目	d
		6	多加木緑道	一宮市多加木	d
		7	萬葉公園	一宮市萩原町戸苅山下 46	d
		8	尾西緑道	一宮市小信中島	d
		9	鞆江神社の参道(黒松の並木)	一宮市明地鞆	d
		10	旧林氏庭園	一宮市起下町 211	d
		11	県立津島高校(旧三中)への通学路	津島市宮川町	d
		12	天王川公園	津島市宮川町	d
		13	祖父江ワイルドネイチャープラザ周辺	稲沢市祖父江町拾町野	d
		14	禅源寺と参道	稲沢市稲葉	d
		15	長光寺門前道	稲沢市六角堂東町	d
		16	安楽寺の桜	稲沢市船橋町	d
		17	稲沢公園	稲沢市稲沢町下田	d
		18	円光禅寺のハギ	稲沢市矢合町	d
		19	王子板紙のツツジ	稲沢市祖父江町祖父江外平	d
		20	桜ネックレス	稲沢市平和町嫁振北他	d
		21	新幹線と田園風景	稲沢市船橋町	d
		22	性海寺のあじさい	稲沢市大塚南	d
		23	善光寺東海別院の「極楽かいだんめぐり」	稲沢市祖父江町祖父江高熊	d
		24	祖父江ふれあいの郷の桜並木	稲沢市祖父江町祖父江柿ノ木	d
		25	布智神社の深い森	稲沢市祖父江町本甲宮東	d
		26	萬徳寺多宝塔	稲沢市長野	d
		27	賣夫神社の桜	稲沢市平和町嫁振	d
		28	山崎のイチョウ	稲沢市祖父江町山崎	d
		29	広口池	稲沢市祖父江町山崎白山西 6	d
		30	須ヶ谷川桜づつみ	稲沢市平和町嫁振	d
		31	商工会南水路	稲沢市平和町横池中之町 141	d
		32	市役所玄関風景	稲沢市稲府町 1	d

表 4-1-89(2)　主要な眺望点及び景観資源

種別	県	No.	名称	所在地	選定基準
景観資源	愛知県	33	蓮田	愛西市三和町他	d
		34	相ノ川桜並木	愛西市古瀬町	d
		35	筏川桜緑地と社会教育センター	弥富市前ケ須町野方、中山町松山、中山町分水	d
		36	鍋田干拓地と伊勢湾岸自動車道	弥富市鍋田町	d
		37	鍋田ふ頭の コンテナターミナル夕暮れ	弥富市富浜	d
		38	三ツ又池公園	弥富市鳥ヶ池一丁目	d
		39	甚目寺観音	あま市甚目寺東門前	d
		40	リバーサイドガーデン風景	あま市木田、金岩	d
		41	蓮華寺	あま市蜂須賀大寺 1352	d
		42	佐屋川創郷公園	蟹江町蟹江新田	d
		43	善太川風情	蟹江町鍋蓋新田	d
		44	春爛漫の散歩道	蟹江町蟹江新田	d
		45	文学散歩道	蟹江町蟹江新田	d
		46	足湯かにえの郷	蟹江町蟹江新田	d
		47	大膳川風情	蟹江町蟹江新田	d
		48	サンサンブリッジ	蟹江町蟹江新田札中地	d
		49	藤前干潟	飛島村、名古屋市港区藤前	d
	三重県	50	諸戸氏庭園	桑名市太一丸 18 番地	a, d
		51	旧諸戸氏庭園	桑名市太一丸 18 番地	a, d
		52	鍋田川堤桜並木	桑名郡木曽岬町大字和富	d

注 1) 地点番号は図 4-1-32 に対応する。
注 2)「主要な眺望点」とは、「不特定かつ多数のものが利用している景観資源を眺望する場所」を指し、以下を選定基準としている。
A 地形図及び地方公共団体等の観光便覧等の資料に展望地、展望台としてあげられているもの
B 地形図に記載されている峠で、眺望の良い場所。
C キャンプ場、ハイキングコース、自然歩道等の野外レクリエーション地で眺望の良い場所
D 観光道路上で眺望の良い場所（一般道路（県道以上）のパーキングエリア、道の駅等で眺望の良い場所を含む)。
E 集落周辺の眺望の良い場所、寺社等地域に密接した眺望の良い場所
F 文化財保護法、条例で指定された自然的構成要素と一体をなす名勝のうち展望地点として指定されるもの
注 3)「景観資源」は以下の選定基準により抽出した。
a 文化財保護法、条例で指定された自然的構成要素と一体をなす名勝
b 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）で登録されている文化遺産及び自然遺産
c 「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書」（環境庁）で選定されている景観資源
d 地方公共団体の条例で指定されている自然景観資源、市町村要覧・観光関連資料・地方公共団体により選定された景観 100 選等で記載されている自然景観資源
e 「文化財保護法」で選定された重要文化的景観を構成する自然景観資源その地域の歴史及び文化と密接に関わる固有の風土的特色を現す文化遺産である文化的景観のうち、特に重要なものとして選定された重要文化的景観を構成する自然景観資源
注 4)（ ）は眺望点と重複する地点であることを示す。
出典：「美しい愛知づくり景観資源600選」（愛知県ホームページ）
「観光三重」（公益社団法人三重県観光連盟ホームページ）
「一宮市の公式観光サイト Ichinomiya NAVI」（一宮市観光協会ホームページ）
「観光案内」（津島市ホームページ）
「観光情報」（津島市観光協会ホームページ）
「稲沢市観光ガイドブック」（令和2年2月、稲沢市観光協会）
「稲沢景観地50選と写真で綴る美的稲沢」（稲沢市ホームページ）
「見る・遊ぶ」（愛西市観光協会ホームページ）
「市内観光の案内について」（弥富市ホームページ）
「観る・遊ぶ」（あま市観光協会ホームページ）
「感幸地 蟹江ぶらりマップ」（平成23年7月、蟹江町）
「桑名市オープンデータカタログサイト(市内観光施設情報)」（桑名市ホームページ）
「自然・公園」（桑名市観光サイト）
「桑名市の文化財」（桑名市教育委員会ホームページ）
「観光・産業」（木曽岬町ホームページ）

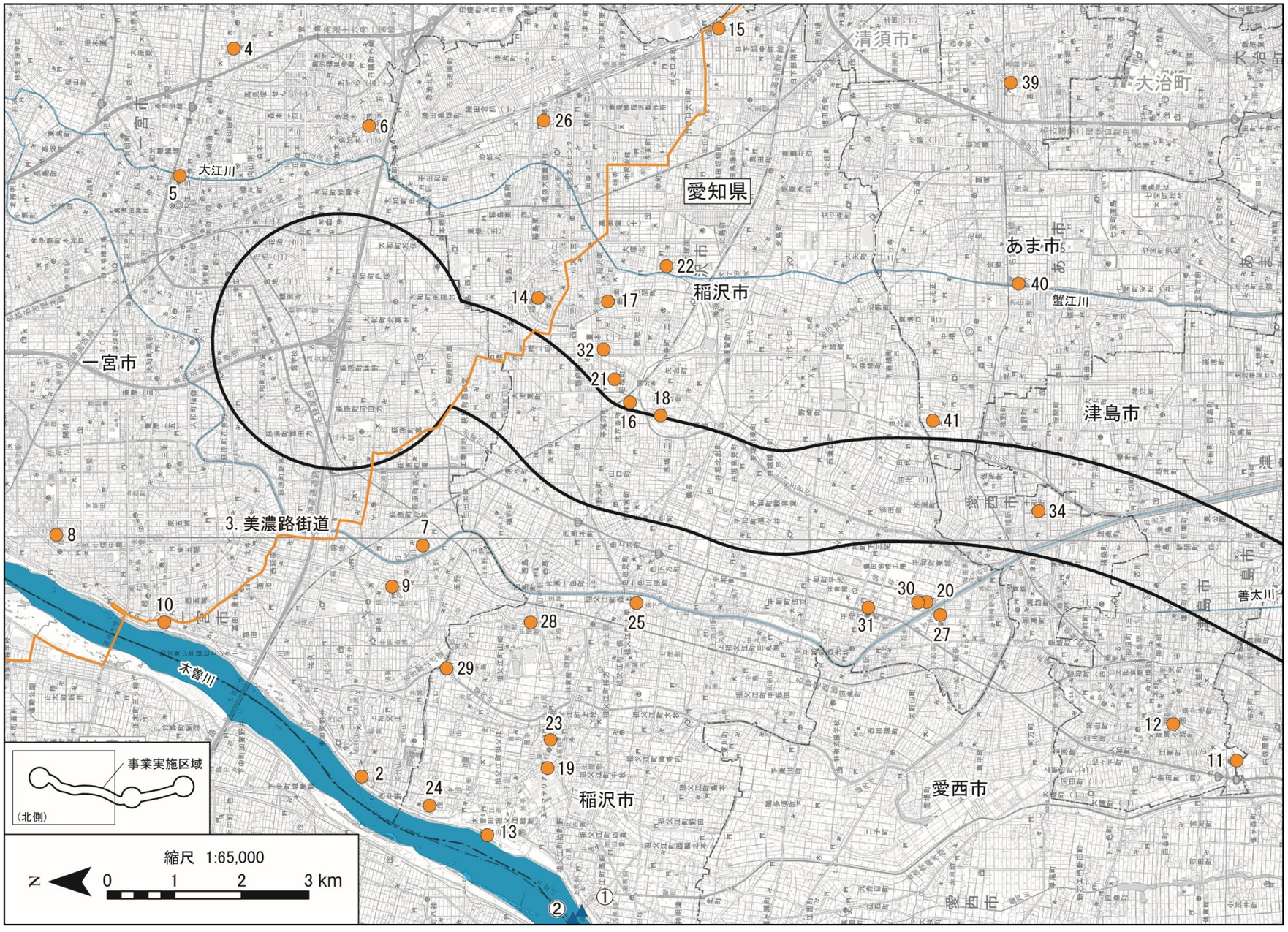

出典：「美しい愛知づくり景観資源600選」（愛知県ホームページ）
「観光三重」（公益社団法人三重県観光連盟ホームページ）
「一宮市の公式観光サイト Ichinomiya NAVI」（一宮市観光協会ホームページ）
「観光案内」（津島市ホームページ）
「観光情報」（津島市観光協会ホームページ）
「稲沢市観光ガイドブック」（令和2年2月、稲沢市観光協会）
「稲沢景観地50選と写真で綴る美的稲沢」（稲沢市ホームページ）
「見る・遊ぶ」（愛西市観光協会ホームページ）
「市内観光の案内について」（弥富市ホームページ）
「観る・遊ぶ」（あま市観光協会ホームページ）
「感幸地 蟹江ぶらりマップ」（平成23年7月、蟹江町）
「桑名市オープンデータカタログサイト(市内観光施設情報)」（桑名市ホームページ）
「自然・公園」（桑名市観光サイト）
「桑名市の文化財」（桑名市教育委員会ホームページ）
「観光・産業」（木曽岬町ホームページ）

図 4-1-32(1)　主要な眺望点及び景観資源位置図

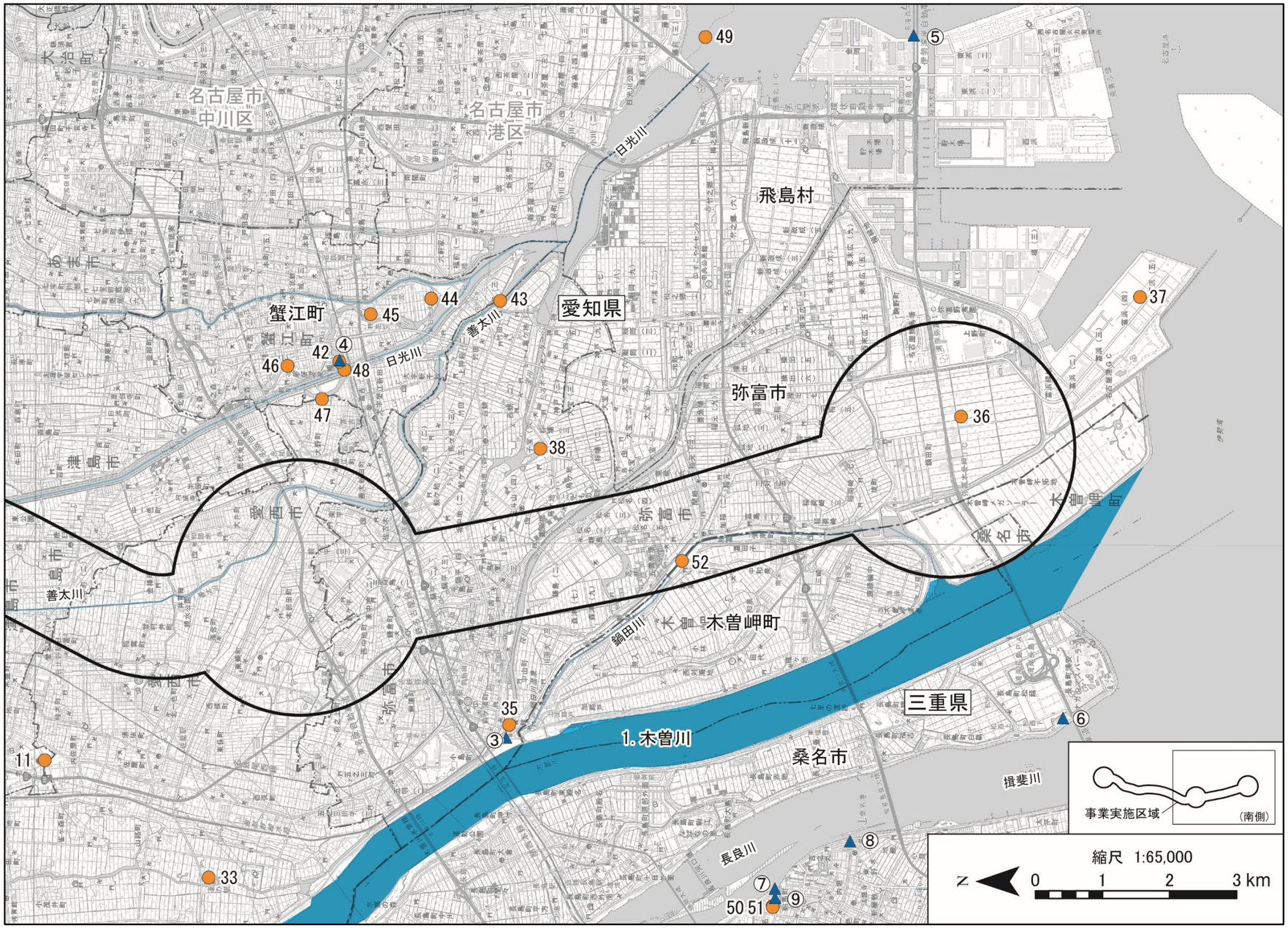

出典：「美しい愛知づくり景観資源600選」（愛知県ホームページ）
「観光三重」（公益社団法人三重県観光連盟ホームページ）
「一宮市の公式観光サイト Ichinomiya NAVI」（一宮市観光協会ホームページ）
「観光案内」（津島市ホームページ）
「観光情報」（津島市観光協会ホームページ）
「稲沢市観光ガイドブック」（令和2年2月、稲沢市観光協会）
「稲沢景観地50選と写真で綴る美的稲沢」（稲沢市ホームページ）
「見る・遊ぶ」（愛西市観光協会ホームページ）
「市内観光の案内について」（弥富市ホームページ）
「観る・遊ぶ」（あま市観光協会ホームページ）
「感幸地 蟹江ぶらりマップ」（平成23年7月、蟹江町）
「桑名市オープンデータカタログサイト（市内観光施設情報）」（桑名市ホームページ）
「自然・公園」（桑名市観光サイト）
「桑名市の文化財」（桑名市教育委員会ホームページ）
「観光・産業」（木曽岬町ホームページ）

図 4-1-32(2)　主要な眺望点及び景観資源位置図

2) 人と自然との触れ合いの活動の状況

調査区域における人と自然との触れ合いの活動の場は、表 4-1-90、表 4-1-91 及び図 4-1-33 に示すとおりです。

調査区域においては、人と自然との触れ合いの活動の場が 100 箇所存在しています。市街地等に緑豊かな公園や緑道が整備されており、地域の人々にとっての憩いの場となっています。また、木曽三川沿いや農耕地、市街地等において散策コースが多数存在しています。

事業実施区域においては、人と自然との触れ合いの活動の場として、愛知県下水道科学館の公園、相ノ川桜並木、弥富野鳥園、富浜緑地公園、間崎公園、鍋田川堤桜並木、佐屋地区ウォーキングロードマップ（北コース）、佐織地区ウォーキングロードマップ（勝幡編コース）、十四山地区（水郷田園コース）の 9 箇所が存在しています。

表 4-1-90(1) 人と自然との触れ合いの活動の場

No.	県	市町村	名称	概要
1	愛知県	一宮市	浅野公園	戦国時代の武将・浅野長政公の屋敷の跡地を整備したもので、周囲は濠をめぐらし、築山、池、庭石、樹木、藤棚、生垣等を配した日本庭園を思わせるような公園です。この公園は様々な樹木が植えられており、なかでもツツジが咲く頃には毎年「ツツジ祭り」が行われています。
2			大江川緑道	市街地を流れる大江川の両岸に位置し、約 300 本のソメイヨシノの並木が続く桜の名所で、市民の散策路･憩いの場となっています。市街地にある貴重な桜の名所であり、桜の咲く頃には市内外からの見物客が花見に訪れるなど多くの人々に親しまれています。
3			多加木緑道	この緑道は、小学校と近隣公園を結ぶ遊歩道で、地域の景観を美しく整えるだけでなく、児童の日常の安全確保も目的としています。また、緑道沿いに「老人いこいの家・公民館・街区公園」を設け、コミュニティーゾーンの開発も同時に実施し、世代を超えて人が集う地域の中核的存在となっています。
4			萬葉公園	古くから萩原の地名があるこの地は萩の名所として万葉集に数多く歌われていると伝えられ、これにちなんで昭和 32 年歌碑を建立し萬葉公園と名づけられました。新しい元号「令和」を記念した歌板が令和 2 年 2 月に建立されました。
5			尾西緑道	尾西緑道として整備され、1km にもおよぶ桜並木と、人が緑と水にふれあい、自然と交流できる散歩道として朝夕多くの市民に利用されています。
6		津島市	天王川公園	この公園は、木曽川の支流旧佐屋川水系に属し天王川と称していた川がせき止められ整備されました。自然堤防と川の一部を利用して作られた公園の景観はかつての河川の面影を残しています。
7		稲沢市	祖父江ワイルドネイチャープラザ周辺	風光明媚な場所です。一帯が大自然を感じられる雄大な空間で、ウィンドサーフィン、バーベキューなど多くの人で賑わいます。10 月には砂像の祭典・サンドフェスタも行われます。
8			愛知県植木センター	約 560 種の植木などを展示しており、樹木と造園を学べる施設です。約 200 本の梅や、白く可憐な花をつけるヒトツバタゴ（別名ナンジャモンジャ）など四季折々の美しい花木が楽しめます。
9			安楽寺の桜	木造十一面観音立像などを安置する安楽寺は、国分寺の支院として創建されました。参道の両側に桜並木があり、春にはきれいな桜のトンネルを作ります。

表 4-1-90(2)　人と自然との触れ合いの活動の場

No.	県	市町村	名称	概要
10	愛知県	稲沢市	稲沢公園	荻須記念美術館とともに"文化の杜"を形成する豊かな緑とせせらぎのある公園です。遊歩道や芝生公園があるほか、バラ園には季節になると約 800 本もの美しいバラが咲き誇ります。
11			円光禅寺のハギ	円光禅寺は、古くから"萩寺"と呼ばれる萩の名所として知られています。毎年春と秋に境内をハギが埋め尽くし、しっとりとした美しさを醸し出します。
12			王子板紙のツツジ	400m にわたり高さ 3m にもなる 120 株のツツジが整然と植えられています。4 月から 5 月にかけて満開となるツツジは、地元の人や通りを歩く人の心を癒しています。
13			桜ネックレス	平和支所前水路を日光川左岸堤まで、堤を須ヶ谷川まで下り、北の平和中央公園へ繋がります。この総延長およそ 3km を繋いだ桜並木が"桜ネックレス"です。日光川左岸堤には約 30 種類の里桜が並びます。
14			性海寺のあじさい	弘法大師・空海が開基した寺。本堂や多宝塔など豊富な文化財が歴史を感じさせます。「あじさい寺」としても有名で、初夏には和洋のあじさい約 1 万株が見る人の目と心を楽しませてくれます。
15			善光寺東海別院の「極楽かいだんめぐり」	信州善光寺から善光寺如来の分身を迎え、明治 43 年に創設。「極楽戒壇めぐり」で有名。境内には、世界各地から集められた蓮が栽培され、季節には色とりどりに花をつけます。
16			祖父江ふれあいの郷の桜並木	天然温泉を利用した日帰り入浴施設として多くの人で賑わいます。敷地内には桜が多く植栽されており、春には美しい花を咲かせ、花見をする人の姿も多くみられます。
17			萬徳寺多宝塔	"ぼたん寺"とも呼ばれる古刹・萬徳寺。境内には、室町時代に建立された多宝塔があるほか、一円に植えられた約 700 本の牡丹が優雅なひとときを演出します。
18			賣夫神社の桜	敷地内に桜の大木が多くあり、季節にはこぼれんばかりに桜の花が咲き誇り、行き交う人の目を引きます。
19			山崎のイチョウ	晩秋には、イチョウが街全体を鮮やかな黄金色に染め上げます。樹齢 100 年を超えるイチョウの大木もあります。11 月末にはそぶえイチョウ黄葉まつりが開催されます。
20			広口池	稲沢市には少ない池の風景です。釣り堀や散歩コースなど、自然に触れられる場所として訪れる人も多くみられます。
21			愛知県下水道科学館の公園	水をきれいにする下水道の仕組みや働きを紹介する施設です。建物デザインも美しく、広大な芝生公園は家族連れなどでにぎわっています。ビオトープ等も整備された自然を感じられる空間です。
22			須ヶ谷川桜づつみ	総延長約 2,800m をつなぐ桜並木で、全国的にも珍しい桜づつみです。
23			商工会南水路	平和町商工会前から水路を南へ進み、日光川左岸つづみまでソメイヨシノが連なっています。
24			小公園	日光川の須ヶ谷川の桜づつみが交差する場所にある小公園です。京都・円山公園の孫桜が植えられています。
25			平和中央公園	須ヶ谷川桜づつみを上流へ向かうと平和中央公園があります。春には関山や普賢象といった桜が咲きます。芝生の小高い丘とグラウンドがある広大な公園です。緑が多く、のびのびと遊ぶことができます。

表 4-1-90(3)　人と自然との触れ合いの活動の場

No.	県	市町村	名称	概要
26	愛知県	稲沢市	県営木曽川祖父江緑地	遊具やプールなど子供向けの施設が充実しているほか、テニスコート、ジョギングコースやバーベキュー広場があります。健康増進に広く利用できます。
27			大塚性海寺歴史公園	あじさいの名所として知られ、シーズンには約 90 種 1 万株のあじさいを楽しむことができます。
28		愛西市	蓮田	蓮田はれんこんの圃場であるが、夏場になると一面緑の蓮田の中に大きなピンクや白の花が咲き、美しい景観を形成します。蓮田におけるれんこんの生産は、愛西市の基幹産業の一つです。蓮田では夏場（6 月下旬ごろから 8 月下旬ごろ）には、ピンクや白の蓮の花が咲き誇り、遠方から蓮の花の撮影に大勢訪れるような美しい景観を形成します。
29			相ノ川桜並木	古瀬地内を流れる相ノ川堤にある見事な桜並木です。開花の時期には、大勢の花見客で賑わいます。噴水も整備されており、四季を通して市民の憩いの場として親しまれています。
30		弥富市	筏川桜緑地と社会教育センター	弥富市の社会教育の中心施設である総合社会教育センターと水とのかかわりを伝える筏川、春には桜が満開となり、この場所で春まつりも開催されます。周辺には水郷地帯の当市の水とのかかわりを伝える歴史的史跡があり、筏川沿いには桜が約 230m 連なり、春には多くの人が花見に訪れます。愛知万博のフレンドシップ記念モニュメント（オランダ風車）や、川の中には噴水もあり、晴れた日には西に鈴鹿山系の眺望を楽しむことができます。
31			三ツ又池公園	宝川の三ツ又池周辺に「水と緑のふれあい」をテーマに水郷景観を創出、幅広い世代にわたる触れ合いの場、自然体験や健康の場づくりなど水郷性を生かした親水公園です。
32			弥富野鳥園	季節によっていろいろな野鳥が観察できます。
33			森津の藤	4 月下旬に森津の藤祭りが開催されます。
34			富浜緑地公園	ソフトボールやサッカーができるグラウンドと芝生が広がる遊戯広場、サイクリングロードが設置されており、幅広い年代の方が楽しめます。
35			間崎公園	4 月上旬には桜が咲き、文鳥も飼育されている市民憩いの場所です。
36		あま市	リバーサイドガーデン風景	蟹江川の法面を利用した緑地で、花壇、陶板植物図鑑、ガーデンブリッジなどがあります。カーデンブリッジはアーチ型の橋で、夜間には LED 照明により色彩かにライトアップがされ、訪れた方々の目を誘います。植栽にはカシをはじめ、クロガネモチ、クス、ケヤキ、ユリノキなどの高木を使っています。花と緑で味わう四季の装いを見せ、緑地を訪れる人はもちろん、名鉄津島線沿に位置しているので、朝夕などの電車を利用する方々にも十分楽しめる緑地です。
37			二ツ寺親水公園	緑や水辺の保全を目的に、大江川沿いに整備された公園です。芝生広場の他、「実りのプロムナード」や、ハスなどの水生植物が生息する「修景池」があり、市民の憩いの場となっています。また、予約なしで利用可能なバーベキューの設備や多目的に使えるグランドもあります。

表 4-1-90(4)　人と自然との触れ合いの活動の場

No.	県	市町村	名称	概要
38	愛知県	蟹江町	佐屋川創郷公園	蟹江町のシンボルタワーがあります。静かな朝霧に包まれた散策、近くには 360 度見渡せる展望台もあり水郷風情を楽しむことができます。また、名古屋駅前の高層ビル群や伊吹の山々、近くの河川など絶景です。
39			春爛漫の散歩道	自然に恵まれた自然散歩道で、春夏秋冬佐屋川べりには野鳥が戯れる絶好のハイキングコースです。近くには吉川英治句碑鹿島文学苑があります。
40			文学散歩道	春夏秋冬佐屋川の自然と文学に親しめる「文学散歩道」です。佐屋川沿いの桜並木に俳句や短歌などの板碑が建ち、散歩しながら文学に親しめます。近くには鹿島文学苑や文豪吉川英治の句碑「佐屋川の 土手もみちかし 月こよひ」があり、水郷風情が楽しめます。
41			足湯かにえの郷	東海の潮来といわれる蟹江町に足湯かにえの郷ができ、町の活性化の起爆剤になっています。春は桜、冬はライトアップツリーなどの景観の見所、近くには温泉街や大相撲ストリート、佐屋川釣堀センターなどがある観光地です。
42			大膳川風情	日光川ウォーターパークに通じる橋で、散歩道としての多くの人々が訪れます。大善川の水面に映える家並み、遠くに見える鈴鹿の山々など、自然の恵みを大切にし、残し伝えたい風情です。隣を流れる佐屋川には四季を通じた釣堀センターがあります。
43			釣りを楽しむ(蟹江川)	蟹江町の中心を流れる蟹江川周辺では、町民の親水・憩い・触れ合いの場が整備されています。また、夏休みの早朝、蟹江川で釣りを楽しむ祖父と孫の姿等が見られ、心が和みます。
44			日光川 ウォーターパーク	日光川ウォーターパークは、日光川と大膳川に囲まれた 5 ヘクタールの敷地を整備した、水郷景観を活かした公園です。公園全体の外周は約 1 キロメートルの散策園路として整備されており、スポーツに限らず、日々のウォーキングやランニングコースとして、河川や緑を楽しみながら健康づくりにも利用されています。
45		飛島村	藤前干潟	2002 年にラムサール条約に登録されました。渡り鳥の中継地として、また、鳥や底生生物、魚介類の生息場所として、貴重な自然を残している干潟の全景です。写真は、干潮時でも潮が高い時であり、潮が引けば前面に干潟を見ることができます。

表 4-1-90(5)　人と自然との触れ合いの活動の場

No.	県	市町村	名称	概要
46	三重県	桑名市	なばなの里	豊かな自然と多彩な施設が調和した広大なオアシス「なばなの里」は東海地方を代表する花と緑のテーマパーク。四季を通じて様々な花々や木々を鑑賞できます。
47			九華公園	桑名城跡の本丸及び二之丸跡を利用した公園で、約 7.2ha の広さがあります。園内では 4 月に桜、5 月につつじ、6 月に花菖蒲まつりが行われています。九華公園は桜の名所としても楽しまれており、毎年「さくらまつり」が開催されます。ソメイヨシノ、しだれ桜、山桜など約 450 本が咲き誇り、夜桜も楽しめる桜の名所です。
48			長島水辺の やすらぎパーク	長島水辺のやすらぎパークは、発電用施設周辺地域振興事業の観光施設として補助金を受け、昔のたたずまいの風情を楽しめるように旧久我邸を改修し、休憩施設として整備したものです。
49			諸戸氏庭園の 花しょうぶ	三重県の城下町・桑名市にある「諸戸氏（もろとし）庭園」では、花菖蒲の季節に合わせて庭園を一般公開しています。歴史の賓客達も訪れた茶室や、青もみじも楽しめます。
50			国営七里の渡し公園	木曽三川公園は、東海 3 県（愛知・岐阜・三重）にまたがる、総延長 107km・総面積 1 万 ha の日本最大級の都市公園です。「三派川地区」「中央水郷地区」「河口地区（整備中）」の 3 つのエリアに分かれ、それぞれの地域の特性を生かして、整備が進められています。高さ 65m の展望タワーと治水事業の歴史や木曽三川に生息する魚や鳥、昆虫、植物等を紹介する展示施設を備えた施設や芝生の公園があります。年中を通して様々なイベントが開かれています。桑名には水運で財を成した諸戸家の屋敷「六華苑」と「諸戸氏庭園」に隣接する公園として国営七里の渡し公園が完成しました。
51		木曽岬町	鍋田川堤桜並木	鍋田川沿い約 4 キロにわたって約 1,500 本の桜が植えられています。空を覆いつくす桜のトンネルは見事で、さらには車道の脇にある散策路は、満開の桜を眺めてのんびり散策できる小道で好評です。

注）地点番号は図 4-1-33 に対応する。

出典：「美しい愛知づくり景観資源600選」（愛知県ホームページ）
「観光三重」（公益社団法人三重県観光連盟ホームページ）
「一宮市の公式観光サイト Ichinomiya NAVI」（一宮市観光協会ホームページ）
「観光案内」（津島市ホームページ）
「観光情報」（津島市観光協会ホームページ）
「稲沢市観光ガイドブック」（令和2年2月、稲沢市観光協会）
「稲沢景観地50選と写真で綴る美的稲沢」（稲沢市ホームページ）
「見る・遊ぶ」（愛西市観光協会ホームページ）
「市内観光の案内について」（弥富市ホームページ）
「観る・遊ぶ」（あま市ホームページ）
「感幸地 蟹江ぶらりマップ」（平成23年7月、蟹江町）
「桑名市オープンデータカタログサイト(市内観光施設情報)」（桑名市ホームページ）
「自然・公園」（桑名市観光サイト）
「観光・産業」（木曽岬町ホームページ）

表 4-1-91(1)　人と自然との触れ合いの活動の場(散策コース等)

No.	県	市町村	名称
52	愛知県	一宮市	大江川河畔（浅井山公園～中保健センター）
53			緑道と自然の残る日光川巡り
54			日光川・野府川合流地点巡り
55			朝日取水場と西中野渡船場巡り
56			小信中島の自然と文化巡り
57		津島市	津島市散策マップ（A ちょこっとコース）
58			津島市散策マップ（B まあまあコース）
59			津島市散策マップ（C ぎょうさんコース）
60			津島市散策マップ（D ゆったりロマンコース）
61			小路めぐりマップ 津島市探訪 （さらっとめぐる！津島の魅力井版めぐりコース）
62		稲沢市	景観地 50 選　ウォーキングマップ（木曽川コース）
63			景観地 50 選　ウォーキングマップ（いちょうコース）
64			景観地 50 選　ウォーキングマップ（さくらコース）
65			景観地 50 選　ウォーキングマップ（観音コース）
66			景観地 50 選　ウォーキングマップ（旧街道コース）
67			景観地 50 選　ウォーキングマップ（国府宮コース）
68		愛西市	佐屋地区ウォーキングロードマップ（南コース）
69			佐屋地区ウォーキングロードマップ（北コース）
70			佐織地区ウォーキングロードマップ（勝幡編コース）
71			佐織地区ウォーキングロードマップ（町方編コース）
72			八開地区ウォーキングロードマップ（南コース）
73			八開地区ウォーキングロードマップ（北コース）
74			立田地区ウォーキングロードマップ（北コース）
75		弥富市	十四山地区（水郷田園コース）
76			十四山地区（宝川周辺史跡めぐりコース）
77			弥富地区（歴史散策コース）
78			弥富地区（水の歴史めぐりコース）
79		あま市	おまつコース
80			ふれあい橋コース
81			蜂須賀コース
82			正則コース
83			篠田コース
84			森ヶ丘公園コース
85			平成プロムナードコース
86			勇健健脚コース

表 4-1-91(2)　人と自然との触れ合いの活動の場(散策コース等)

No.	県	市町村	名称
87	愛知県	蟹江町	かくれた歴史の町と温泉コース
88			まちなかウォーキングマップ（A コース）
89			まちなかウォーキングマップ（B コース）
90			佐屋川創郷公園散歩コース
91			寺社・史跡めぐりと温泉コース
92			水郷と文学の里散策コース
93			足湯といつか見た水郷の里コース
94			木曽義仲と巴御前ロマンの寺コース
95	三重県	桑名市	ぶらりお殿様めぐり（本多家コース）
96			ぶらりお殿様めぐり（松平家コース）
97			ぶらり東海道の旅
98			ぶらり明治、大正、昭和めぐり（明治　大正　昭和コース）
99			みどころくわな（A コース）
100			みどころくわな（B コース）

注）地点番号は図 4-1-33 に対応する。

出典：「一宮市ウォーキングマップ」（一宮市ホームページ）
「津島市散策マップ」（津島市観光協会ホームページ）
「小路めぐりマップ」（津島市観光協会ホームページ）
「景観地50選　ウォーキングマップ」（稲沢市ホームページ）
「ウォーキングロードマップ」（愛西市観光協会）
「みんなでウォーキング」（弥富市ホームページ）
「健康ウォーキング」（あま市ホームページ）
「観光・ウォーキングマップ」（蟹江町観光協会）
「観光パンフレット」（桑名市観光サイト）

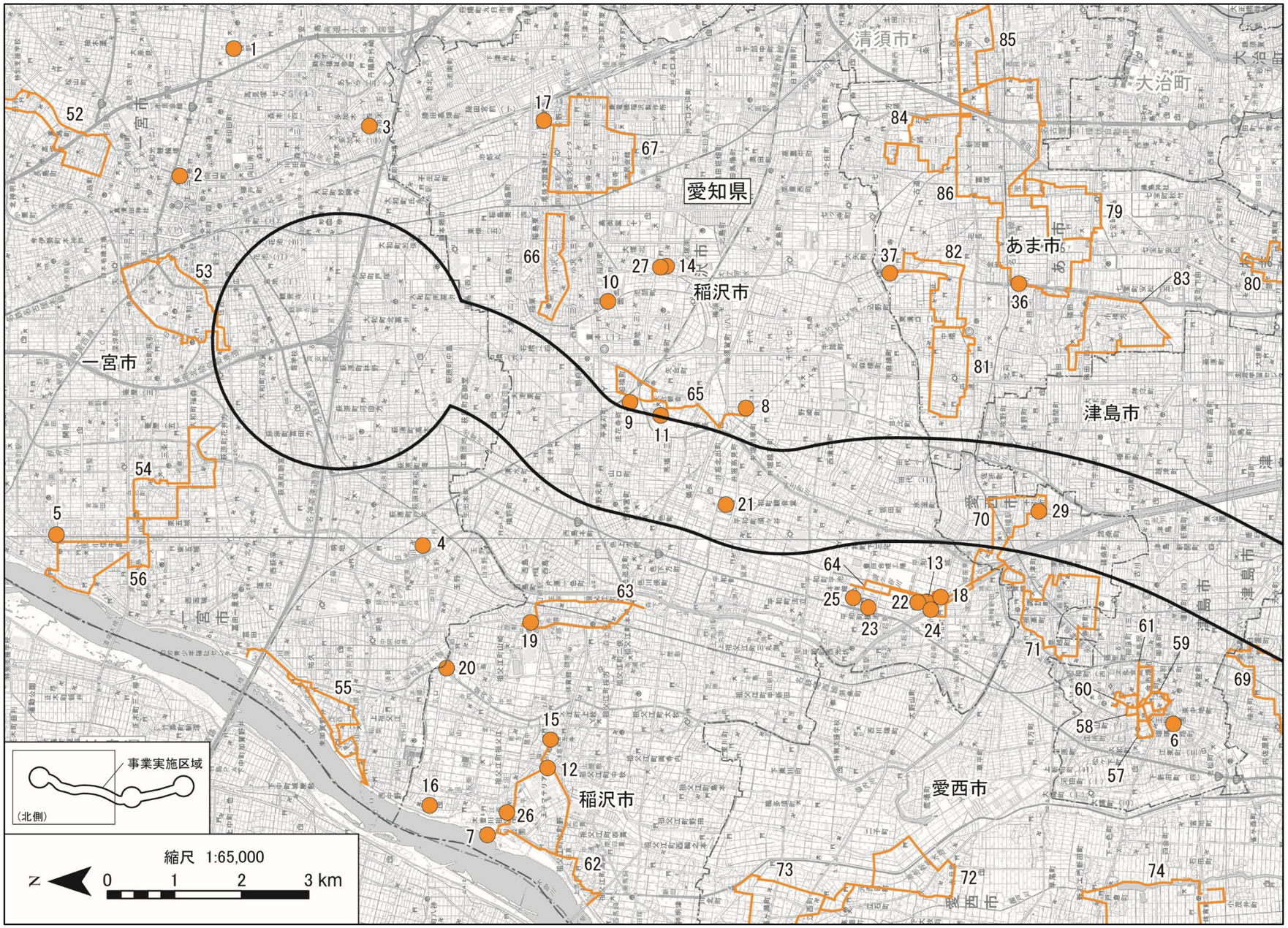

出典：「美しい愛知づくり景観資源600選」（愛知県ホームページ）
「観光三重」（公益社団法人三重県観光連盟ホームページ）
「一宮市の公式観光サイト Ichinomiya NAVI」（一宮市観光協会ホームページ）
「観光案内」（津島市ホームページ）
「観光情報」（津島市観光協会ホームページ）
「稲沢市観光ガイドブック」（令和2年2月、稲沢市観光協会）
「稲沢景観地50選と写真で綴る美的稲沢」（稲沢市ホームページ）
「見る・遊ぶ」（愛西市観光協会ホームページ）
「市内観光の案内について」（弥富市ホームページ）
「観る・遊ぶ」（あま市ホームページ）
「感幸地 蟹江ぶらりマップ」（平成23年7月、蟹江町）
「桑名市オープンデータカタログサイト(市内観光施設情報)」（桑名市ホームページ）
「自然・公園」（桑名市観光サイト）
「観光・産業」（木曽岬町ホームページ）
「一宮市ウォーキングマップ」（一宮市ホームページ）
「津島市散策マップ」（津島市観光協会ホームページ）
「小路めぐりマップ」（津島市観光協会ホームページ）
「景観地50選　ウォーキングマップ」（稲沢市ホームページ）
「ウォーキングロードマップ」（愛西市観光協会）
「みんなでウォーキング」（弥富市ホームページ）
「健康ウォーキング」（あま市ホームページ）
「観光・ウォーキングマップ」（蟹江町観光協会）
「観光パンフレット」（桑名市観光サイト）

図 4-1-33(1)　人と自然との触れ合いの活動の場位置図

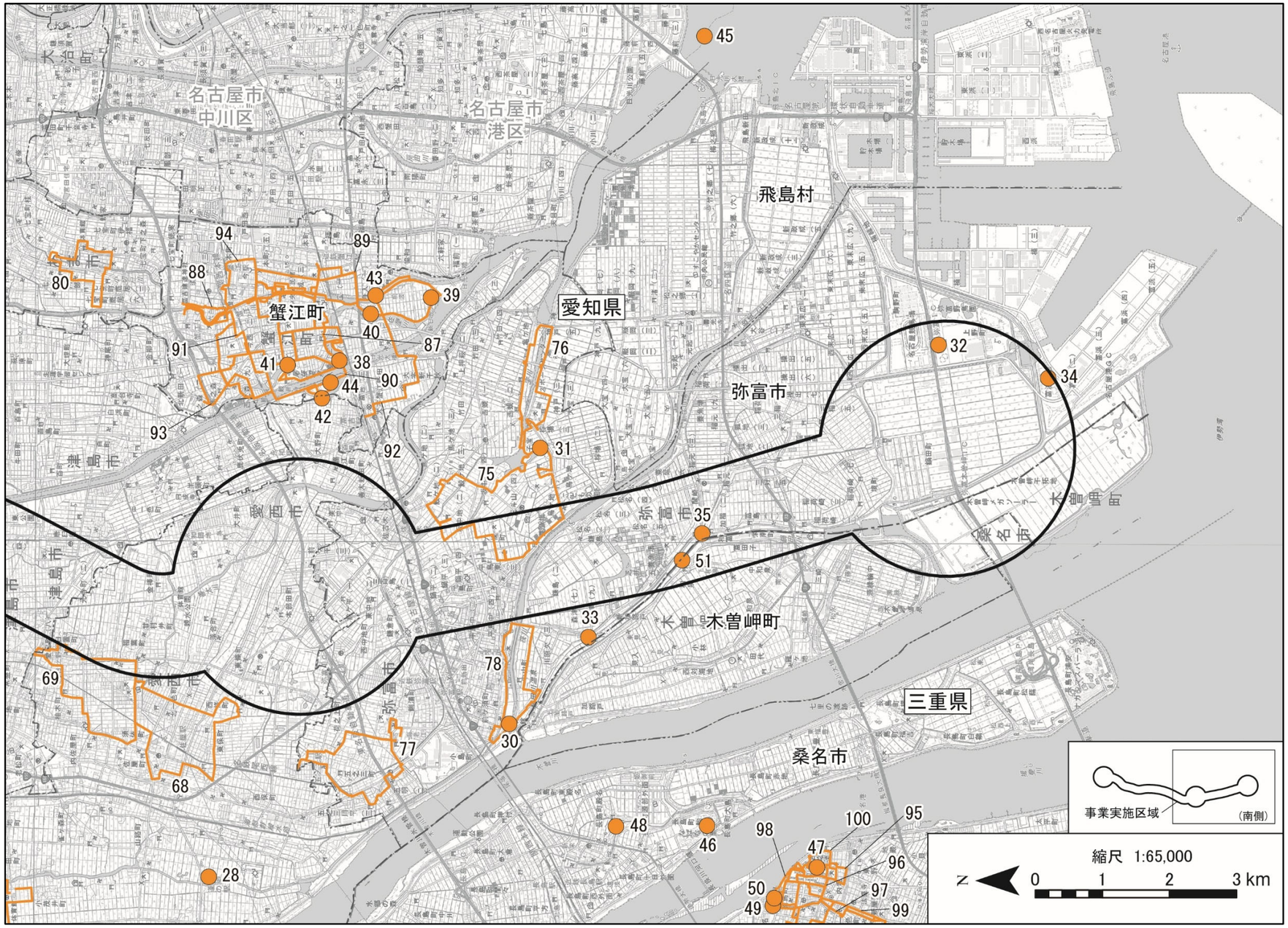

出典：「美しい愛知づくり景観資源600選」（愛知県ホームページ）
「観光三重」（公益社団法人三重県観光連盟ホームページ）
「一宮市の公式観光サイト Ichinomiya NAVI」（一宮市観光協会ホームページ）
「観光案内」（津島市ホームページ）
「観光情報」（津島市観光協会ホームページ）
「稲沢市観光ガイドブック」（令和2年2月、稲沢市観光協会）
「稲沢景観地50選と写真で綴る美的稲沢」（稲沢市ホームページ）
「見る・遊ぶ」（愛西市観光協会ホームページ）
「市内観光の案内について」（弥富市ホームページ）
「観る・遊ぶ」（あま市ホームページ）
「感幸地 蟹江ぶらりマップ」（平成23年7月、蟹江町）
「桑名市オープンデータカタログサイト(市内観光施設情報)」（桑名市ホームページ）
「自然・公園」（桑名市観光サイト）
「観光・産業」（木曽岬町ホームページ）
「一宮市ウォーキングマップ」（一宮市ホームページ）
「津島市散策マップ」（津島市観光協会ホームページ）
「小路めぐりマップ」（津島市観光協会ホームページ）
「景観地50選　ウォーキングマップ」（稲沢市ホームページ）
「ウォーキングロードマップ」（愛西市観光協会）
「みんなでウォーキング」（弥富市ホームページ）
「健康ウォーキング」（あま市ホームページ）
「観光・ウォーキングマップ」（蟹江町観光協会）
「観光パンフレット」（桑名市観光サイト）

図 4-1-33(2)　人と自然との触れ合いの活動の場位置図

1.7　一般環境中の放射性物質の状況

空間放射線量率の状況については、愛知県内で 5 箇所、三重県内で 4 箇所のモニタリングポストが設置され、通年 24 時間連続で、空間放射線量率が測定されています。

調査区域において、空間放射線量率のモニタリングポストは設置されていませんが、調査区域に最も近いモニタリングポストの測定結果は表 4-1-92 に示すとおりです。令和 6 年度の空間放射線量率（年間平均値）は、0.053μGy/h で、通常測定される範囲内となっています。

表 4-1-92　空間放射線量率測定結果（令和 6 年度）

県	市	測定地点	測定結果（μGy/h）		
			最低値	最高値	平均値
愛知県	一宮市	木曽川町大気測定局	0.048	0.104	0.053

注）Gy(グレイ)は吸収線量の単位で、1Gy は物質の質量 1kg 当たり 1J(ジュール)のエネルギーが放射線から付与されることを表す。

出典：2024年度環境放射能水準調査結果（原子力規制庁委託事業）（愛知県ホームページ）

第2節　社会的状況

2.1　人口及び産業の状況

1) 人口の状況

調査区域における人口・人口密度及び世帯数等の状況は、表 4-2-1 に示すとおりです。

令和 2 年 10 月 1 日現在の人口は、愛知県一宮市約 38 万人、津島市約 6 万人、稲沢市約 13 万人、愛西市約 6 万人、弥富市約 4 万人、あま市約 9 万人、蟹江町約 4 万人、飛島村約 5 千人であり、愛知県の調査区域における人口は約 80.7 万人であり、愛知県全体の約 10.7%に相当します。三重県桑名市の人口は約 14 万人、木曽岬町約 6 千人であり、三重県の調査区域における人口は約 14.4 万人であり、三重県全体の約 8.2%に相当します。

平成 27 年から令和 2 年の人口増加率は、愛知県全体では+0.8%と増加傾向にあります。一宮市では-0.2%、津島市では-3.9%、稲沢市では-1.5%、愛西市では-3.6%、弥富市では-0.6%、あま市では-0.9%、蟹江町では+0.7%、飛島村では+4.0%となっています。三重県全体では-2.5%と減少傾向にあり、桑名市-1.2%、木曽岬町-5.3%となっています。

人口密度は、一宮市で 3,339 人/km^2、津島市で 2,429 人/km2、稲沢市で 1,698 人/km^2、愛西市で 912 人/km^2、弥富市で 876 人/km^2、あま市で 3,133 人/km^2、蟹江町で 3,367 人/km^2、飛島村で 204 人/km^{2}であり、愛西市、弥富市、飛島村は愛知県全体より低い傾向にあります。三重県桑名市では 1,014 人/km^2、木曽岬町で 383 人/km^{2}であり、いずれの市においても三重県の全体より高い傾向にあります。

世帯数は、愛知県の調査区域における合計は約 31.8 万世帯であり、愛知県全体の 9.8%に相当します。三重県の調査区域における合計は約 5.8 万世帯であり、三重県全体の約 7.9%に相当します。

表 4-2-1　人口・人口密度・世帯数等

行政区分		面積 (km^2) 令和 2 年	人口(人) 平成 22 年	人口(人) 平成 27 年	人口(人) 令和 2 年	人口増減率 (令和 2 年/平成 27 年) (%)	人口密度 (人/km^2) 令和 2 年	世帯数 (世帯) 令和 2 年
愛知県	一宮市	113.82	378,566	380,868	380,073	-0.2	3,339	152,075
	津島市	25.09	65,258	63,431	60,942	-3.9	2,429	24,258
	稲沢市	79.35	136,442	136,867	134,751	-1.5	1,698	52,005
	愛西市	66.68	64,978	63,088	60,829	-3.6	912	21,718
	弥富市	49.11	43,272	43,269	43,025	-0.6	876	17,066
	あま市	27.49	86,714	86,898	86,126	-0.9	3,133	34,041
	蟹江町	11.09	36,688	37,085	37,338	0.7	3,367	16,104
	飛島村	22.42	4,525	4,397	4,575	4.0	204	1,506
		5,173.07	7,410,719	7,483,128	7,542,415	0.8	1,458	3,238,301
三重県	桑名市	136.68	140,290	140,303	138,613	-1.2	1,014	56,362
	木曽岬町	15.74	6,855	6,357	6,023	-5.3	383	2,208
		5,774.49	1,854,724	1,815,865	1,770,254	-2.5	307	742,598

出典：「令和2年国勢調査」（総務省統計局ホームページ）
「平成27年国勢調査」（総務省統計局ホームページ）
「平成22年国勢調査」（総務省統計局ホームページ）

2) 産業の状況

調査区域における産業別就業者の構成比は、表 4-2-2 に示すとおりです。

令和 2 年 10 月 1 日現在の愛知県全体の産業別就業者の割合については、第 3 次産業の割合が最も高く、第 1 次産業の割合が最も低くなっています。愛知県全体では第 1 次産業が約 2.0%、第 2 次産業が約 32.4%、第 3 次産業が約 65.6%の構成比となっており、調査区域に位置する愛西市及び飛島村以外の市区町の第 3 次産業の割合は愛知県全体より高く、稲沢市、愛西市、弥富市及び飛島村以外の市町の 1 次産業の割合は愛知県全体より低く、あま市を除く市町村の第 2 次産業の割合は愛知県全体より低くなっています。

三重県全体の産業別就業者の割合については、第 3 次産業の割合が最も高く、第 1 次産業の割合が最も低くなっています。三重県全体では第 1 次産業が約 3.2%、第 2 次産業が 31.8%、第 3 次産業が約 64.9%の構成比となっており、調査区域に位置する木曽岬町の 1 次産業の割合は三重県全体より高く、桑名市の第 2 次産業の割合は三重県全体より高く、桑名市、木曽岬町の第 3 次産業の割合は三重県全体より低くなっています。

表 4-2-2　産業大分類別の就業者数割合

行政区分		第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業		就業者数（人）
		就業者数（人）	就業者の割合(%)	就業者数（人）	就業者の割合(%)	就業者数（人）	就業者の割合(%)	
愛知県	一宮市	1,625	1.0	49,227	29.4	116,819	69.7	172,847
	津島市	528	1.8	8,728	29.8	20,009	68.4	29,931
	稲沢市	2,556	3.9	19,652	30.0	43,253	66.1	67,583
	愛西市	2,210	7.3	8,784	29.0	19,315	63.7	30,927
	弥富市	827	4.0	6,096	29.2	13,980	66.9	21,315
	あま市	546	1.4	13,321	33.1	26,388	65.6	41,884
	蟹江町	166	0.9	5,038	27.8	12,950	71.3	18,764
	飛島村	232	9.7	721	30.1	1,443	60.2	2,436
		69,002	2.0	1,135,848	32.4	2,297,585	65.6	3,605,438
三重県	桑名市	1,090	1.6	22,211	33.6	42,809	64.8	68,343
	木曽岬町	284	9.5	907	30.3	1,798	60.2	3,170
		26,455	3.2	259,965	31.8	529,951	64.9	845,768

注 1）全就業者数には「分類不能の産業」を含む。ただし、産業 3 分類別割合の分母には「分類不能の産業」を含まない。

注 2）表中の割合の値は、四捨五入により合計が 100%とならない場合がある。

出典：「令和 2 年国勢調査」（総務省統計局ホームページ）

2.2　土地利用の状況

1）土地利用の現況

(1) 地目別面積

調査区域における地目別面積は、表 4-2-3～表 4-2-4 に示すとおりです。

愛知県では、全体で森林・原野等が約 4 割と最も広い面積を占めていますが、調査区域に位置する一宮市、津島市、あま市、蟹江町及び飛島村では宅地が最も広い面積を占めており、このうち飛島村の宅地については、その他(宅地から住宅地を除いた工業用地等)が広い面積を占めています。また、稲沢市、愛西市及び弥富市では農地が最も広い面積を占めています。

三重県では、民有地全体で山林が約 5 割と最も広い面積を占めていますが、調査区域に位置する桑名市及び木曽岬町では田が最も広い面積を占めています。

表 4-2-3　地目別面積（愛知県：令和 4 年）

単位：ha

行政区分	行政面積	宅地		農地		森林、原野等	道路	水面・河川・水路	その他[注2]
		住宅地	その他[注1]	田	畑				
一宮市	11,382	3,443	1,514	1,660	1,090	－	1,691	1,158	827
津島市	2,509	617	286	713	123	－	309	185	276
稲沢市	7,935	1,410	802	1,700	1,470	－	1,002	720	832
愛西市	6,668	812	414	2,320	644	－	563	1,439	480
弥富市	4,911	462	557	1,580	185	9	518	276	1,329
あま市	2,749	797	276	644	197	－	356	224	255
蟹江町	1,109	283	123	150	26	－	174	138	216
飛島村	2,243	87	694	542	53	－	170	204	492
愛知県	517,019	59,289	39,676	41,200	31,700	217,973	41,258	23,184	62,740

注1）「宅地」から「住宅地」を除いた工業用地等を示す。
注2）行政面積から「宅地」、「農地（農用地）」、「森林、原野等（森林、原野）」、「道路」及び「水面・河川・水路」の各面積を差し引いた値を示す。
出典：「令和 6（2024）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）

表 4-2-4　地目別民有地面積（三重県：令和 6 年）

単位：ha

行政区分	総面積	民有地									
		総数	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
桑名市	13,665	6,552	2,279	619	2,163	0	17	932	0	44	498
木曽岬町	1,574	738	476	47	188	0	0	0	0	0	28
三重県	577,448	272,194	47,897	19,392	35,898	0	457	147,573	50	3,840	17,088

注1）木曽岬町は境界未定部を有するため、総数及び民有地総面積は参考値を示している。
注2）－は該当の地目が存在しないことを示す。
出典：「令和7年刊三重県統計書」（三重県ホームページ）

(2) 土地利用現況

調査区域の土地利用現況図は、図 4-2-1 に示すとおりです。

調査区域においては、低層建物及び田が広範囲を占めており、一部工場や高層建物が存在しています。また、愛知県・岐阜県・三重県の県境には木曽川及び長良川が構成する河川地が広がっています。

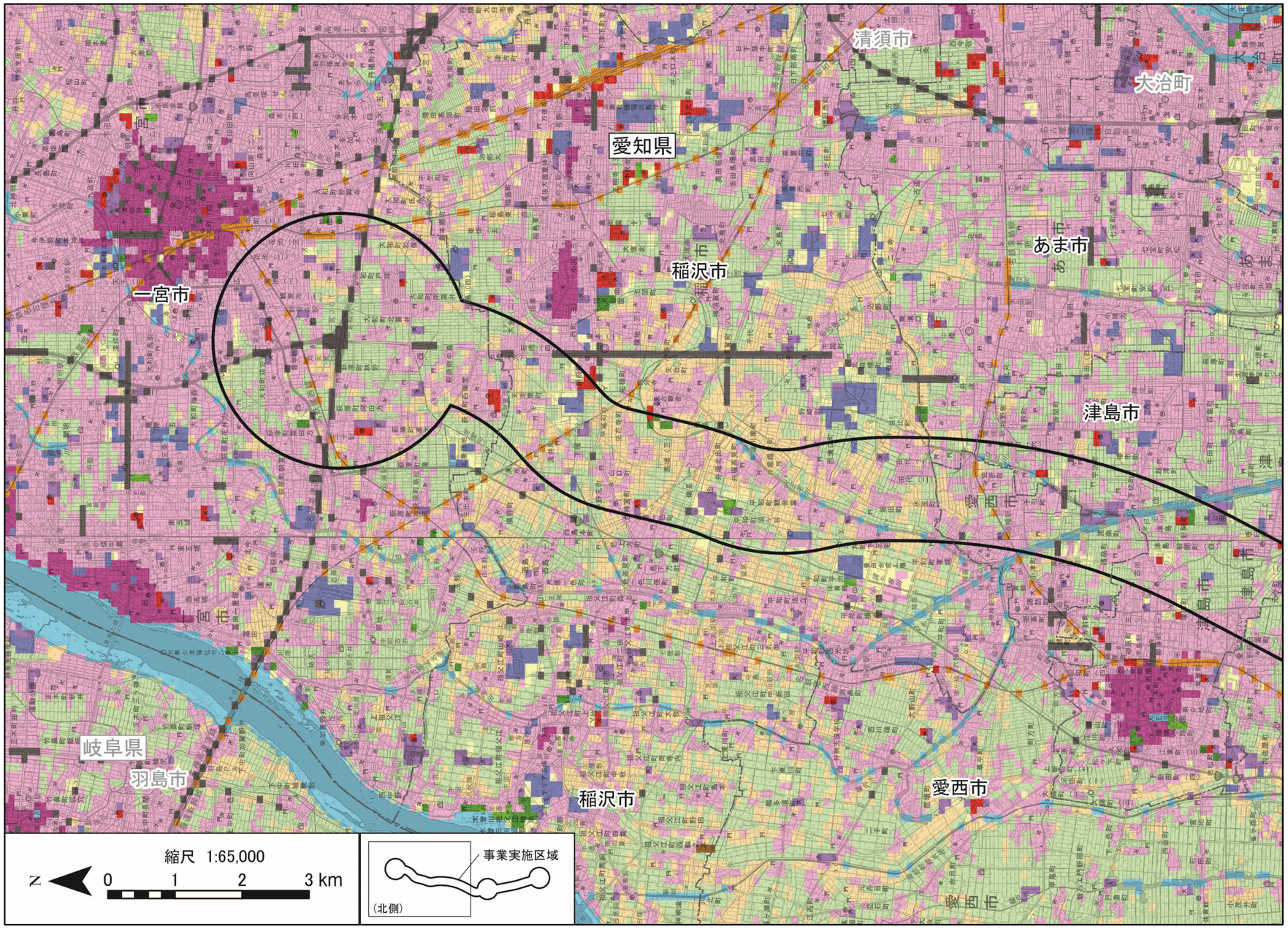

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界
- 森林
- 荒地
- 田
- その他の農用地
- 空地
- ゴルフ場
- 工業
- 低層建物
- 低層建物（密集地）
- 高層建物
- 道路
- 鉄道
- 公園・緑地
- 公共施設等用地
- 河川地及び湖沼
- 海水域

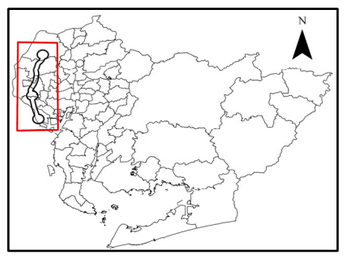

出典：「国土数値情報（土地利用細分メッシュデータ）」（国土交通省）（https://nlftp.mlit.go.jp/）を加工して作成

図 4-2-1(1)　土地利用現況図

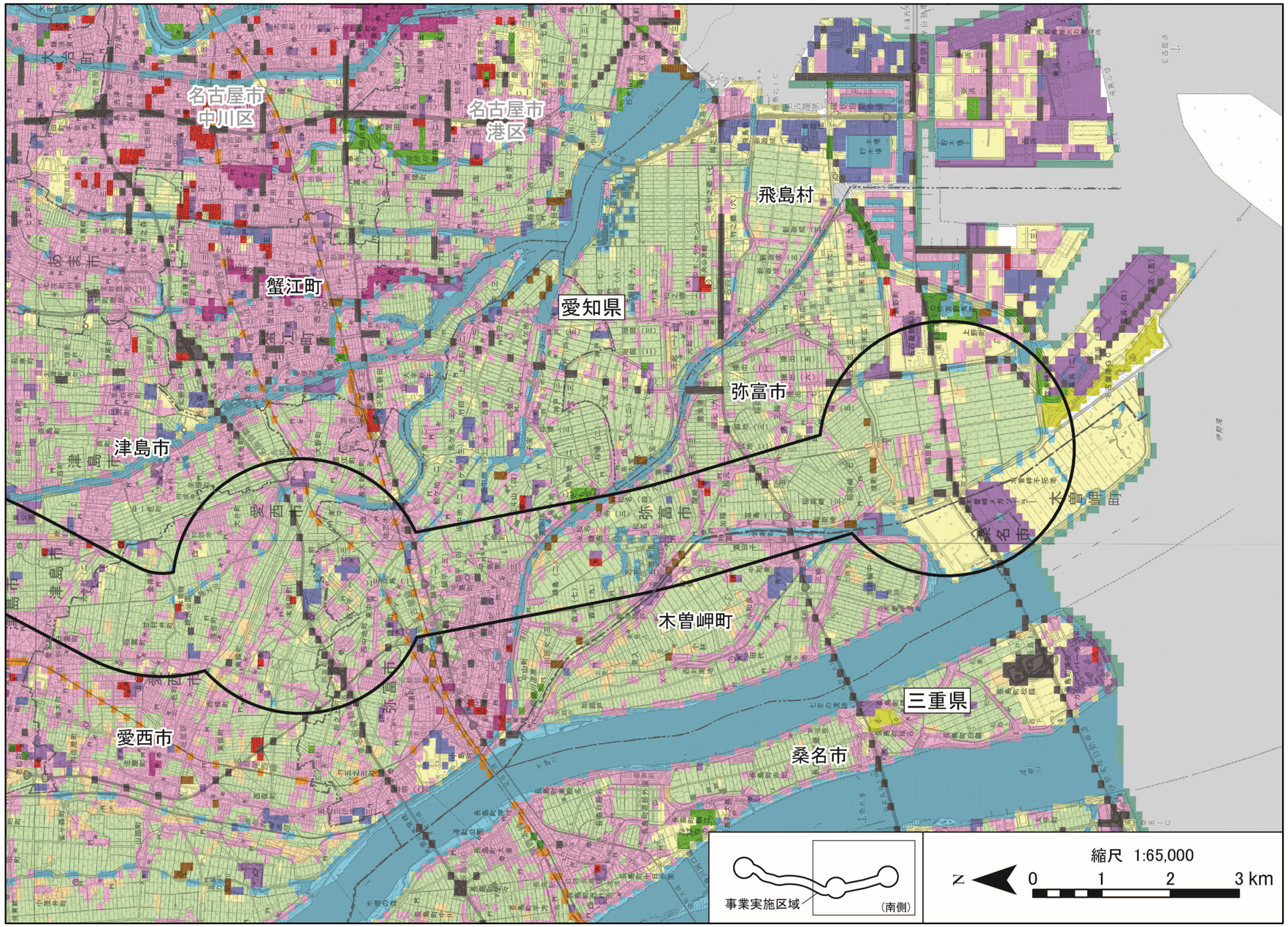

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界
- 森林
- 荒地
- 田
- その他の農用地
- 空地
- ゴルフ場
- 工業
- 低層建物
- 低層建物（密集地）
- 高層建物
- 道路
- 鉄道
- 公園・緑地
- 公共施設等用地
- 河川地及び湖沼
- 海水域

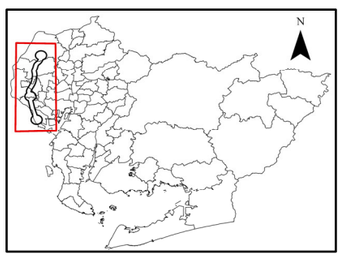

出典：「国土数値情報（土地利用細分メッシュデータ）」（国土交通省）（https://nlftp.mlit.go.jp/）を加工して作成

図 4-2-1(2)　土地利用現況図

2) 土地利用計画の状況

調査区域の「国土利用計画法」（昭和 49 年 6 月 25 日法律第 92 号）に基づく地域の指定状況は、図 4-2-2 及び図 4-2-3 に示すとおりです。

調査区域のほぼ全域が都市地域に含まれ、すべての市町村において集落・市街地が形成された市街化区域が指定されています。

また、農業地域及び農用地区域は、調査区域の広範囲で指定されています。なお、森林地域は、調査区域では指定されていません。

表 4-2-5　地域の指定状況

県	市	都市地域	農業地域・ 農用地区域	森林地域
愛知県	一宮市	○	○	－
	津島市	○	○	－
	稲沢市	○	○	－
	愛西市	○	○	－
	弥富市	○	○	－
	あま市	○	○	－
	蟹江町	○	○	－
	飛島村	○	○	－
三重県	桑名市	○	○	－
	木曽岬町	○	○	－

注）○は指定があること、－は指定地域がないことを示す。
出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム（都市地域）」（国土交通省不動産･建設経済局　土地政策課）
「国土数値情報ダウンロードサイト」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）

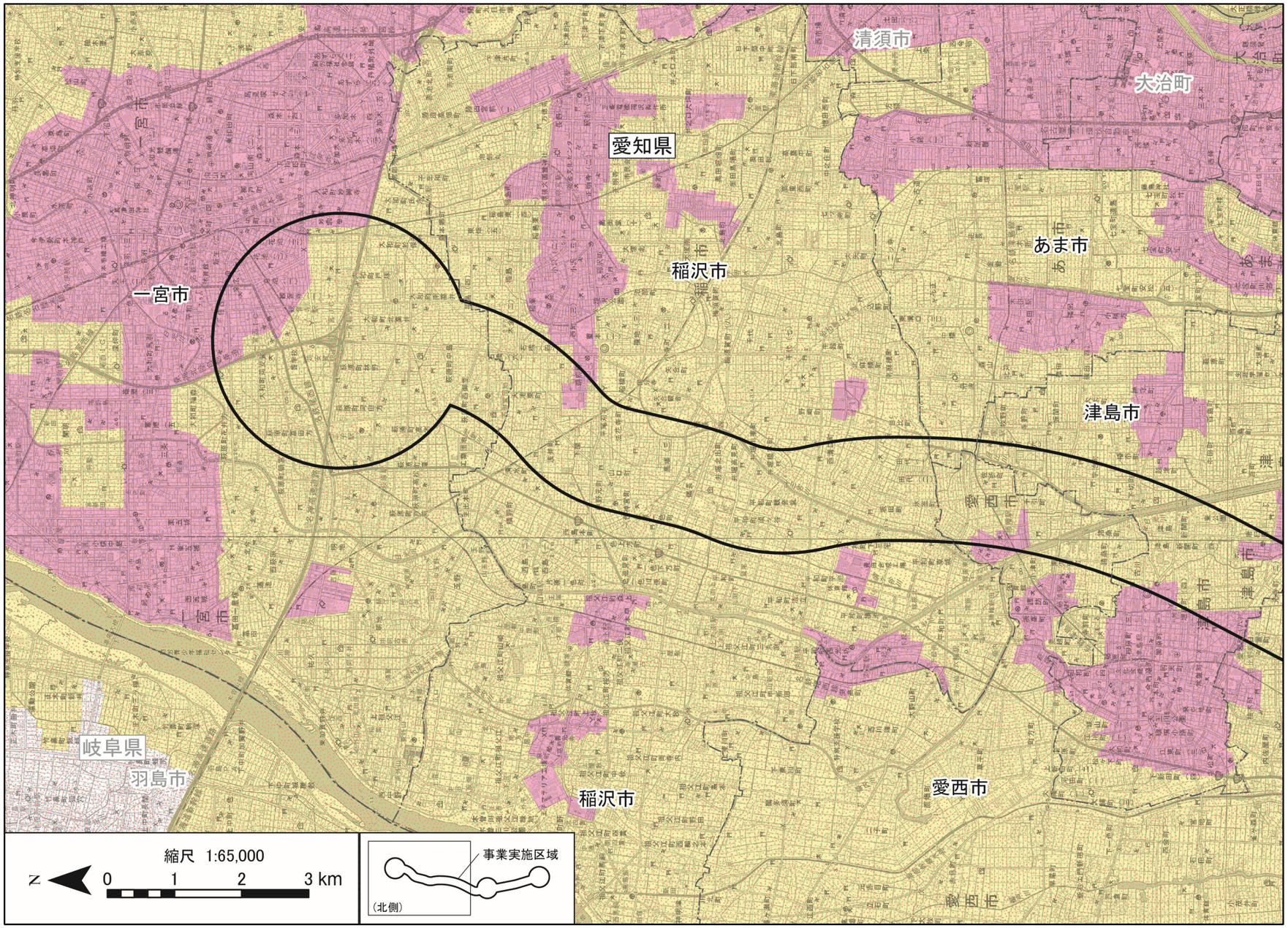

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域

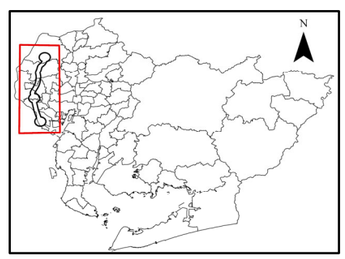

出典：「国土数値情報ダウンロードサイト」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）
「土地利用調整総合支援ネットワークシステム（都市地域）」（国土交通省不動産・建設経済局　土地政策課）

図 4-2-2(1)　土地利用計画の状況（都市地域等）

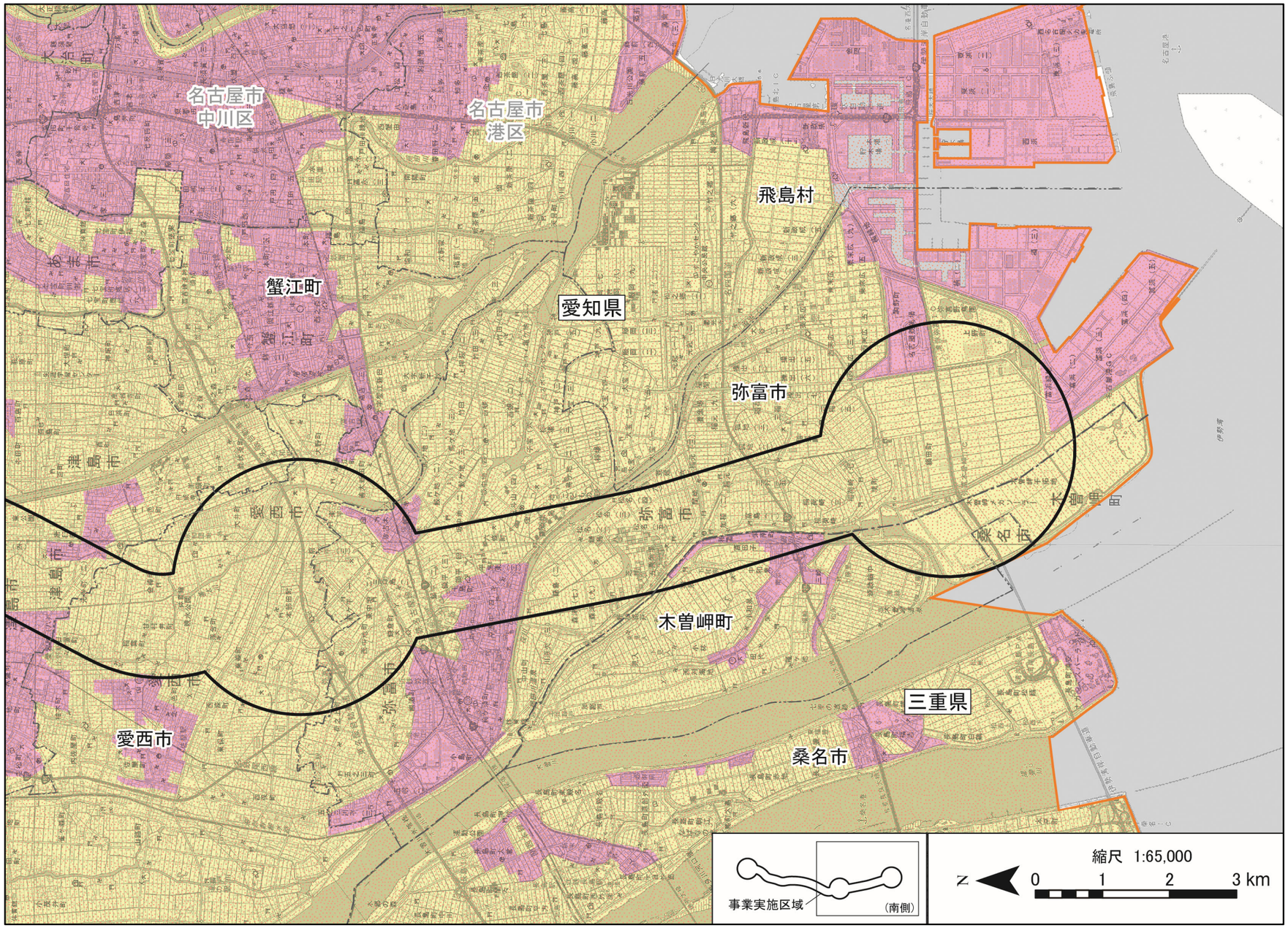

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域

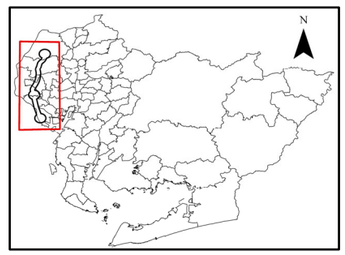

出典：「国土数値情報ダウンロードサイト」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）
「土地利用調整総合支援ネットワークシステム（都市地域）」（国土交通省不動産・建設経済局　土地政策課）

図 4-2-2(2)　土地利用計画の状況（都市地域等）

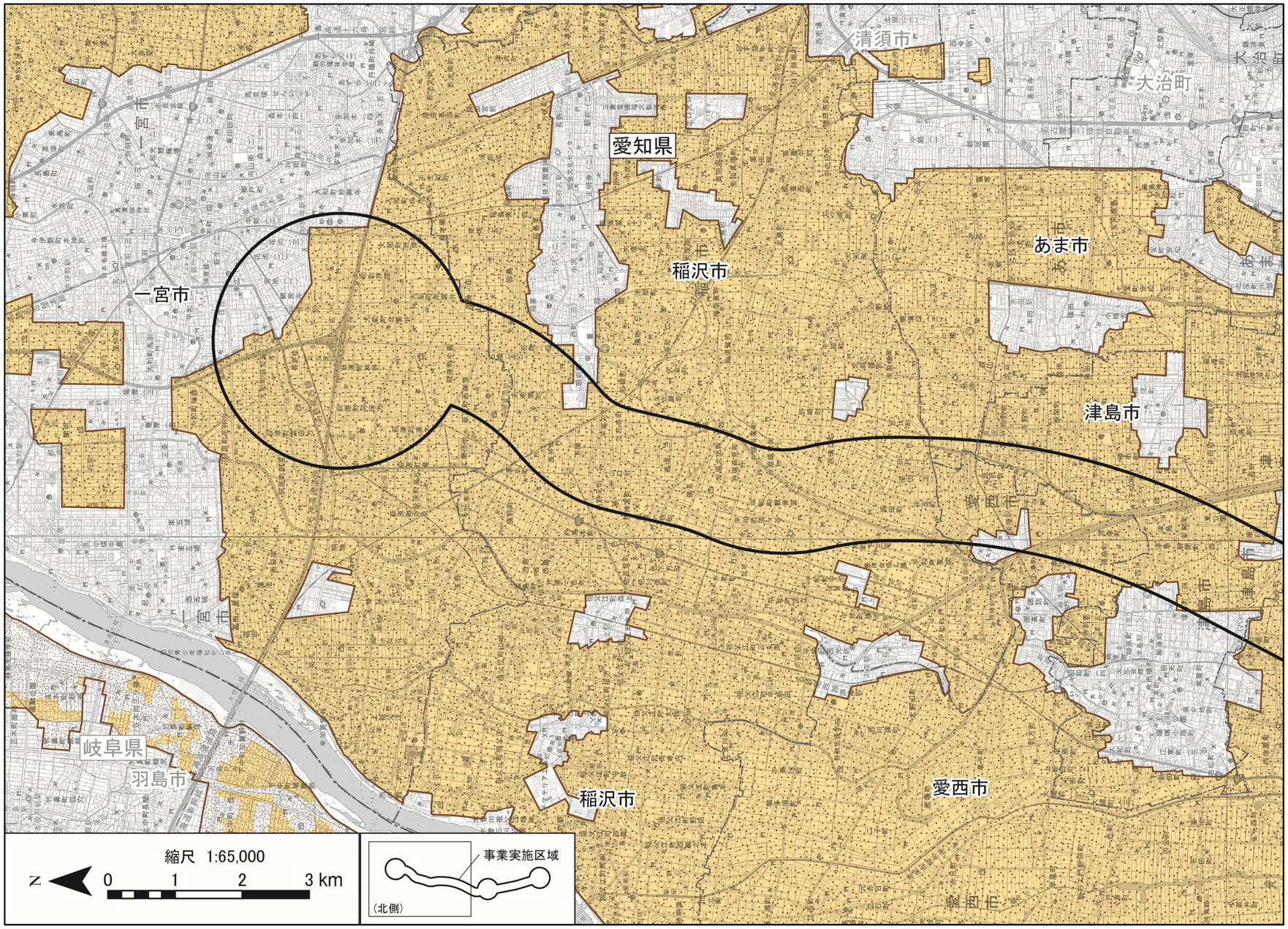

出典：「国土数値情報ダウンロードサイト」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）

図 4-2-3(1)　土地利用計画の状況（農業地域・農用地区域）

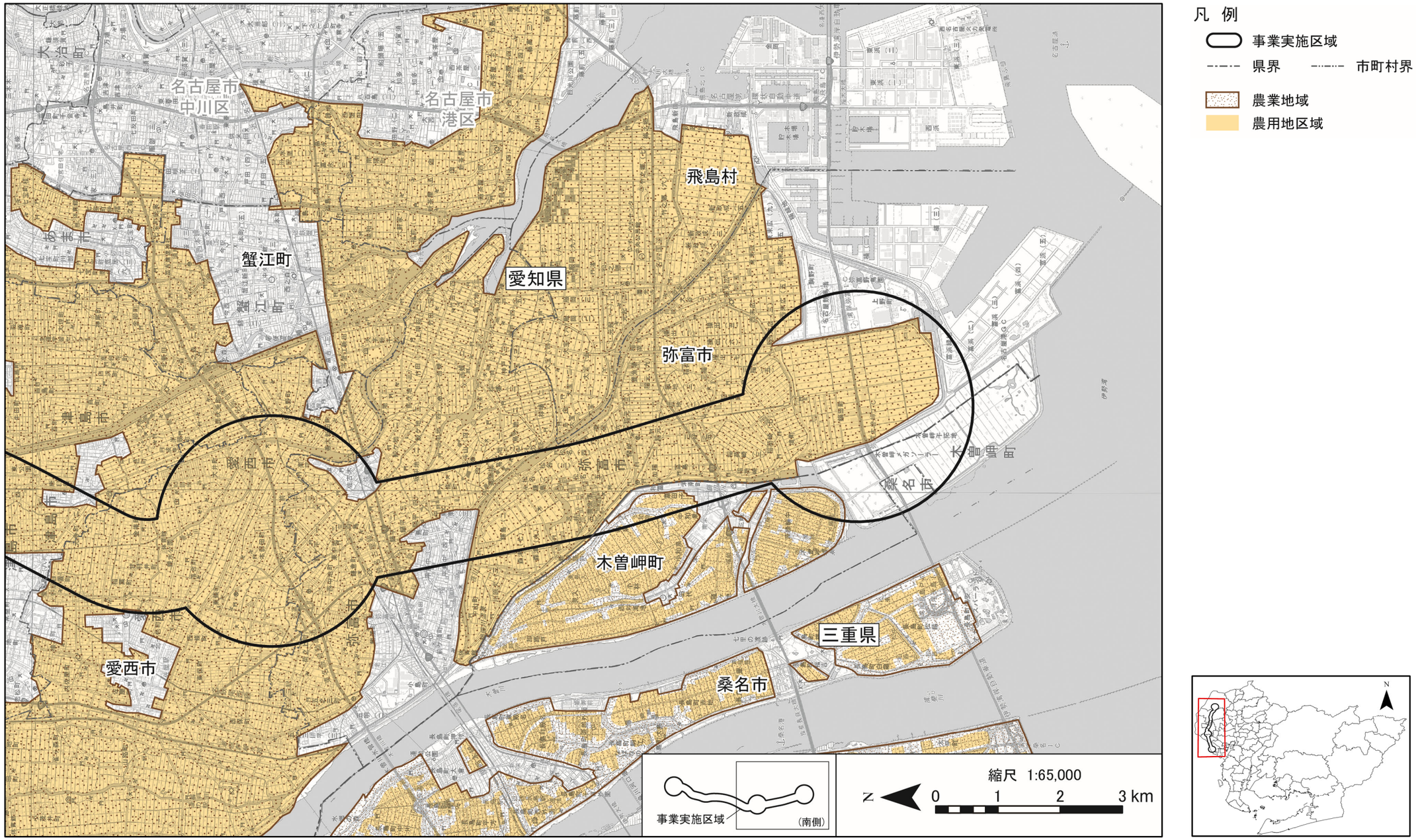

出典：「国土数値情報ダウンロードサイト」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）

図 4-2-3(2)　土地利用計画の状況（農業地域・農用地区域）

2.3　河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1）利水の状況

(1) 生活用水の状況

調査区域の市町村における上水道の年間取水量は、表 4-2-6 に示すとおりです。また、調査区域における利水施設は表 4-2-7 及び図 4-2-4 に示すとおりです。

愛知県では、県全体の上水道水源の多くを県水が占めていますが、一宮市では取水量の約 4 割、稲沢市では取水量の約 6 割が地下水（深井戸）を水源としています。なお、一宮市については、取水量の約 2 割が伏流水を水源としています。また、愛知県の県営水道としては、11 箇所の浄水場があり、調査区域に含まれる愛知県の市町村については、尾張西部浄水場の給水対象となっています。

三重県では、上水道水源の多くを県水または地下水（浅井戸・深井戸）が占めており、桑名市では浅層地下水（浅井戸）及び深層地下水（深井戸）、木曽岬町では県水を主な水源としています。また、三重県の県営水道としては、5 箇所の浄水場があり、調査区域に含まれる三重県の市町については、播磨浄水場の給水対象となっています。

なお、尾張西部浄水場及び播磨浄水場は、ともに木曽川総合用水事業によって建設された岩屋ダムを水源とする木曽川の表流水を取水し、給水を行っています。

表 4-2-6(1)　利水の状況（愛知県　令和 5 年度）

単位：千 m^3

行政区分	年間取水量	県水	表流水	伏流水	地下水	
					浅井戸	深井戸
一宮市	41,608	15,172	－	9,457	－	16,979
津島市	7,531	6,208	－	－	－	1,323
稲沢市	14,920	6,290	－	－	－	8,630
愛西市	2,899	2,136	－	－	－	763
あま市	5,018	5,018	－	－	－	－
蟹江町	4,510	4,510	－	－	－	－
海部南部水道企業団	10,278	10,278	－	－	－	－
愛知県	866,930	421,964	331,091	27,088	10,274	76,513

注）「-」は該当する取水がないことを示す。
出典：「令和5年度愛知県の水道（水道年報）」（令和7年3月、愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課）

表 4-2-6(2)　利水の状況（三重県　令和 5 年度）

単位：千 m3

行政区分	年間取水量	県水	表流水	伏流水	浅井戸	深井戸	湧水	ダム水
桑名市	21,161	5,649	219	3,238	10,101	1,654	－	－
木曽岬町	957	957	－	－	－	－	－	－
三重県	250,640	76,977	18,953	15,308	87,704	30,842	894	19,962

注）「－」は該当する取水がないことを示す。
出典：「令和5年度三重県の水道概況」（令和7年3月、三重県環境生活部大気・水環境課）

表 4-2-7　利水施設（受水施設）

行政区分	区分	No.	施設名	給水能力	有効容量	取水能力
愛知県	浄水場	1	尾張西部浄水場	169,000 m^3/日	－	－
	広域調整池	2	海部広域調整池	－	9200 m^3	－
	取水場	2	弥富ポンプ場	－	－	85.8 m^3/分
		3	筏川取水場	－	－	90.0 m^3/分

注）No.は図4-2-4に対応する。
出典：「尾張水道事務所の事業概要」（愛知県ホームページ）
「愛知県の浄水場～これからも変わらぬ安心届けます～」（愛知県ホームページ）
「水源・導水施設」（愛知県ホームページ）

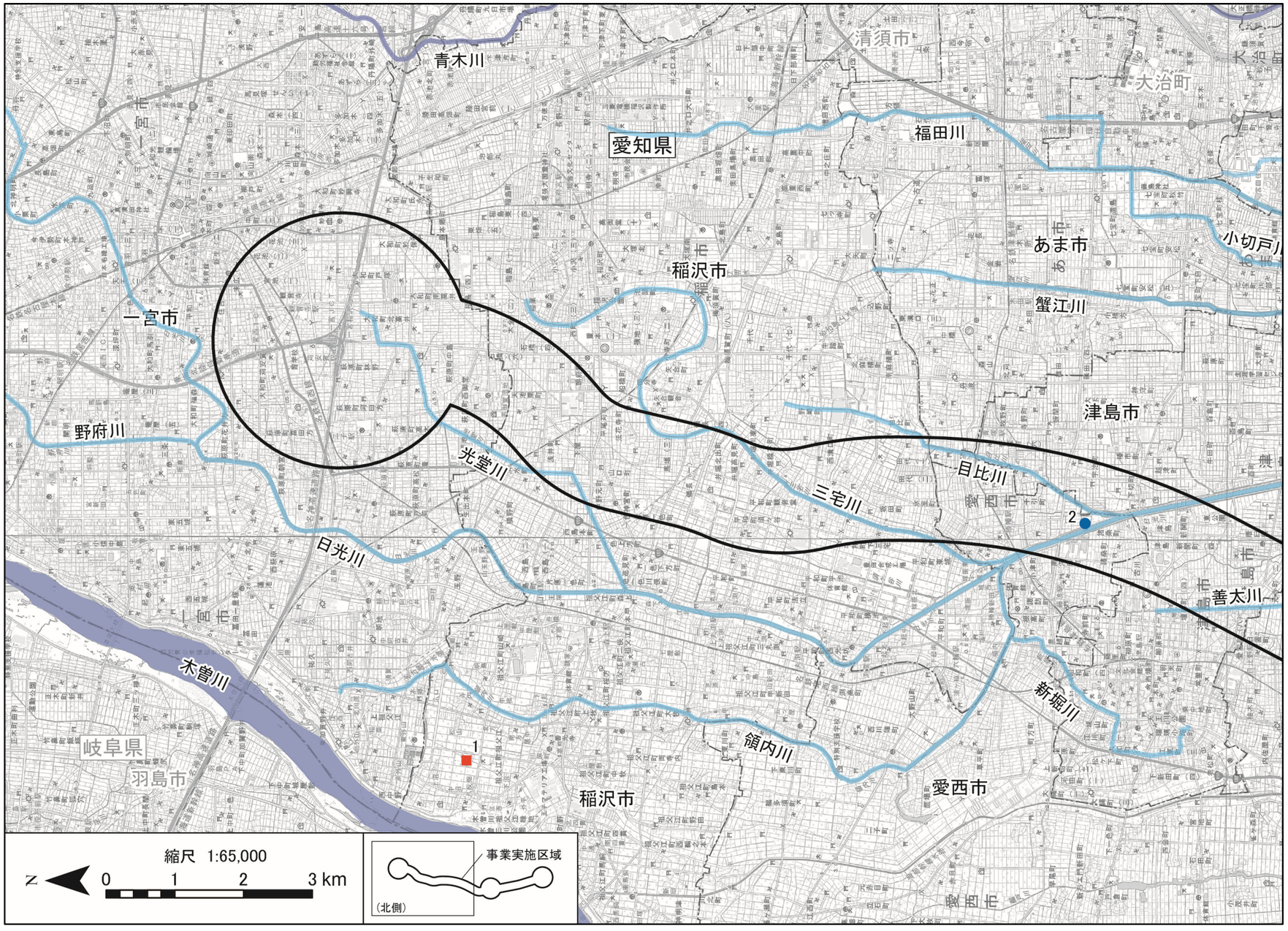

出典：「尾張水道事務所の事業概要」（愛知県ホームページ）

図 4-2-4(1)　利水の状況

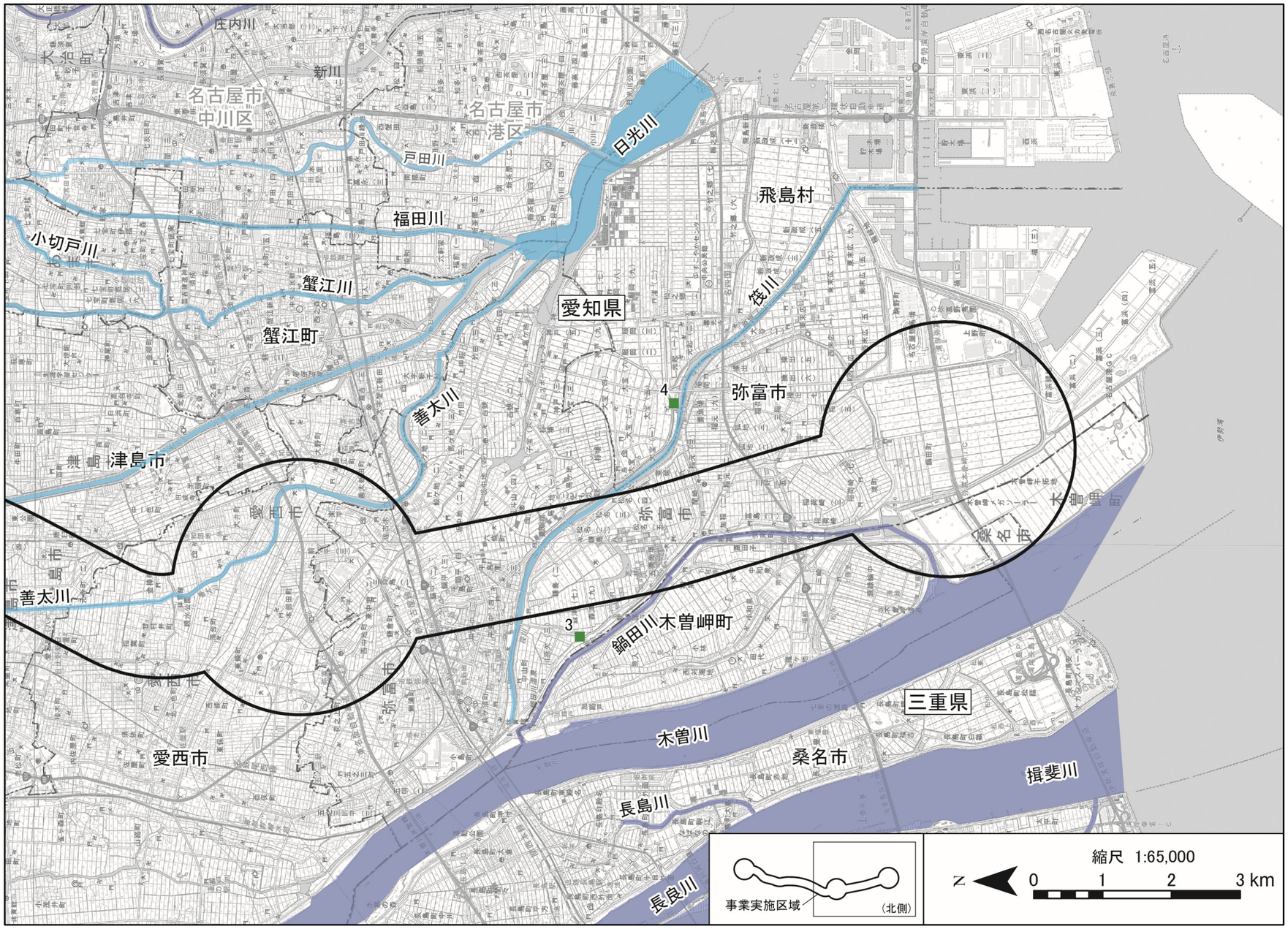

出典：「尾張水道事務所の事業概要」（愛知県ホームページ）

図 4-2-4(2)　利水の状況

(2) 農業用水

調査区域における農業用水の多くは、宮田用水及び木曽川用水から供給を受けています。宮田用水の水源は犬山頭首工、木曽川用水の水源は木曽川大堰となっており、いずれも木曽川の表流水を利用しています。

なお、調査区域には、農業用ため池はありません、

(3) 工業用水

調査区域の市町村における工業用水取水状況は表 4-2-8 に、工業用水施設は表 4-2-9 及び前掲の図 4-2-4 に示すとおりです。また、濃尾平野における地下水の工業用途採取量の経年変化は表 4-2-10 に示すとおりです。

愛知県及び三重県では、県全体の公共水道（工業用水道）からの取水が多くを占めています。また、調査区域に含まれる愛知県の市町村における工業用水道は、尾張西部浄水場から供給されており、調査区域に含まれる三重県の市町における工業用水道は、播磨浄水場から供給されています。

表 4-2-8　工業用水取水状況

県	市町村	事業所数	1日当たり水源別取水状況(m^3)				
			総数	公共水道		井戸水	その他の淡水
				工業用水道	上水道		
愛知県	一宮市	159	37,714	13,116	11,219	12,722	117
	津島市	30	6,145	769	5,322	50	4
	稲沢市	106	59,369	50,265	2,699	2,424	191
	愛西市	32	2,503	1,387	960	156	－
	弥富市	37	2,439	965	941	533	－
	あま市	47	3,667	1,346	1,405	916	－
	蟹江町	21	1,354	55	1165	134	－
	飛島村	28	11,985	3,630	3,972	2	－
	県全体	3,986	8,043,840	909,810	317,826	609,737	203,270
三重県	県全体	1,055	1,075,268	455,823	47,937	94,477	111,520

注1）従業員30人以上の事業所を対象としている。
注2）三重県については市町村別の数値が公表されていないため、県全体の数値を示す。
出典：「令和3年経済センサス-活動調査産業別集計（製造業・詳細版）」（令和5年、愛知県県民文化局生活部統計課）

表 4-2-9　工業用水施設

行政区分	区分	No.	施設名	給水能力
愛知県	浄水場	1	尾張西部浄水場	150,000 m^3/日

注）No.は図4-2-4に対応する。
出典：「尾張水道事務所の事業概要」（愛知県ホームページ）
「尾張水道事務所が所管する浄水場の案内」（愛知県ホームページ）

表 4-2-10　地下水の工業用途採取量の経年変化

単位：百万 m^3/年

地域名	用途	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
濃尾平野	工業用	45.0	42.0	41.0	40.0	40.0
	農業用	11.0	11.0	11.0	11.0	10.0
	地域の合計	138.0	132.0	130.0	129.0	125.0

出典：「愛知県濃尾平野地盤環境情報令和5年度」（令和5年、愛知県県民文化局生活部統計課）

2) 漁業の状況

調査区域における漁業権の設定状況は表 4-2-11 及び図 4-2-5 に示すとおりです。

愛知県については、鵜戸川に共同漁業権、善太川及び佐屋川に区画漁業権が設定されています。

三重県については、海面として木曽川、鍋田川、町屋川に共同漁業権及び区画漁業権が設定されています。

表 4-2-11(1)　漁業権の設定状況（内水面）

県名	免許番号	漁業区域	漁業名称	漁業時期	存続期間
愛知県	内共第 21 号	鵜戸川	第 5 種共同漁業 ふな漁業	1.1～12.31	R6.1.1～ R15.12.31
	内区第 1 号	善太川	第 2 種区画漁業 ふな養殖業、もろこ養殖業	1.1～12.31	R6.1.1～ R10.12.31
	内区第 2 号	佐屋川	第 1 種区画漁業 ふな小割式養殖業 第 2 種区画漁業 ぼら養殖業、こい養殖業、ふな養殖業	1.1～12.31	R6.1.1～ R10.12.31

出典：「漁業権の免許の状況について(漁場マップ)」（水産庁ホームページ）

表 4-2-11(2)　漁業権の設定状況（海面）

県名	免許番号	漁業区域	漁業名称	漁業時期	存続期間
三重県	共第 1 号	木曽川、鍋田川	第 1 種共同漁業 あかがい漁業、あさり漁業、いそしじみ漁業、かき漁業、しじみ漁業、とりがい漁業、ばかがい漁業、はまぐり漁業、まてがい漁業、おごのり漁業、えむし漁業、すなもぐり漁業	1.1～12.31	R5.9.1～ R15.8.31
			第 2 種共同漁業		
			建網漁業	1.1～12.31	
			建干網漁業	4.1～12.31	
			筌漁業	3.1～11.30	
	共第 2 号	町屋川から桑名市長島町地先	第 1 種共同漁業 あかがい漁業、あさり漁業、いそしじみ漁業、かき漁業、しじみ漁業、とりがい漁業、ばかがい漁業、はまぐり漁業、あおのり漁業、おごのり漁業、えむし漁業、すなもぐり漁業	1.1～12.31	R5.9.1～ R15.8.31
			第 2 種共同漁業		
			建網漁業	1.1～12.31	
			つぼ網漁業	3.1～11.30	
			建干網漁業	4.1～12.31	
			筌漁業	3.1～11.30	

表 4-2-11(3)　漁業権の設定状況（海面）

県名	免許番号	漁業区域	漁業名称	漁業時期	存続期間
三重県	区第 1 号	桑名郡木曽岬町地先（海域）	第 1 種区画漁業 藻類養殖業	9.1～4.30	R5.9.1～ R10.8.31
	区第 2 号	桑名郡木曽岬町地先（海域）	第 1 種区画漁業 藻類養殖業	9.1～4.30	R5.9.1～ R10.8.31
	区第 3 号	桑名市長島町地先（海域）	第 1 種区画漁業 藻類養殖業	9.1～4.30	R5.9.1～ R10.8.31
	区第 4 号	桑名市長島町地先（海域）	第 1 種区画漁業 藻類養殖業	9.1～4.30	R5.9.1～ R10.8.31
	区第 5 号	桑名市長島町地先（海域）	第 1 種区画漁業 藻類養殖業	9.1～4.30	R5.9.1～ R10.8.31
	区第 7 号	桑名市福岡町地先（海域）	第 1 種区画漁業 藻類養殖業	9.1～4.30	R5.9.1～ R10.8.31

出典：「漁業権の免許の状況について(漁場マップ)」（水産庁ホームページ）

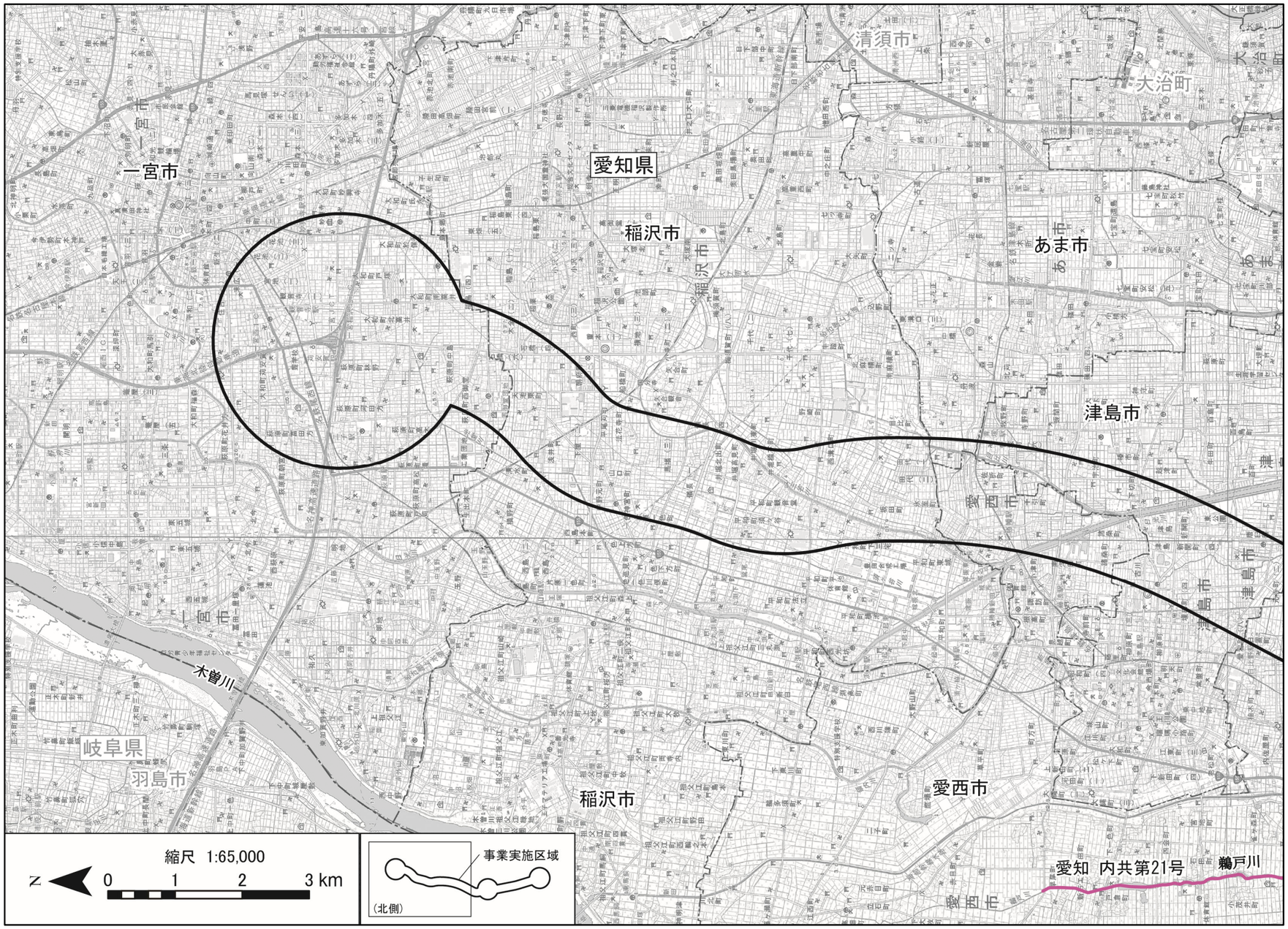

出典：「漁業権の免許の状況について(漁場マップ)」(水産庁ホームページ)

図 4-2-5(1)　漁業権の設定状況

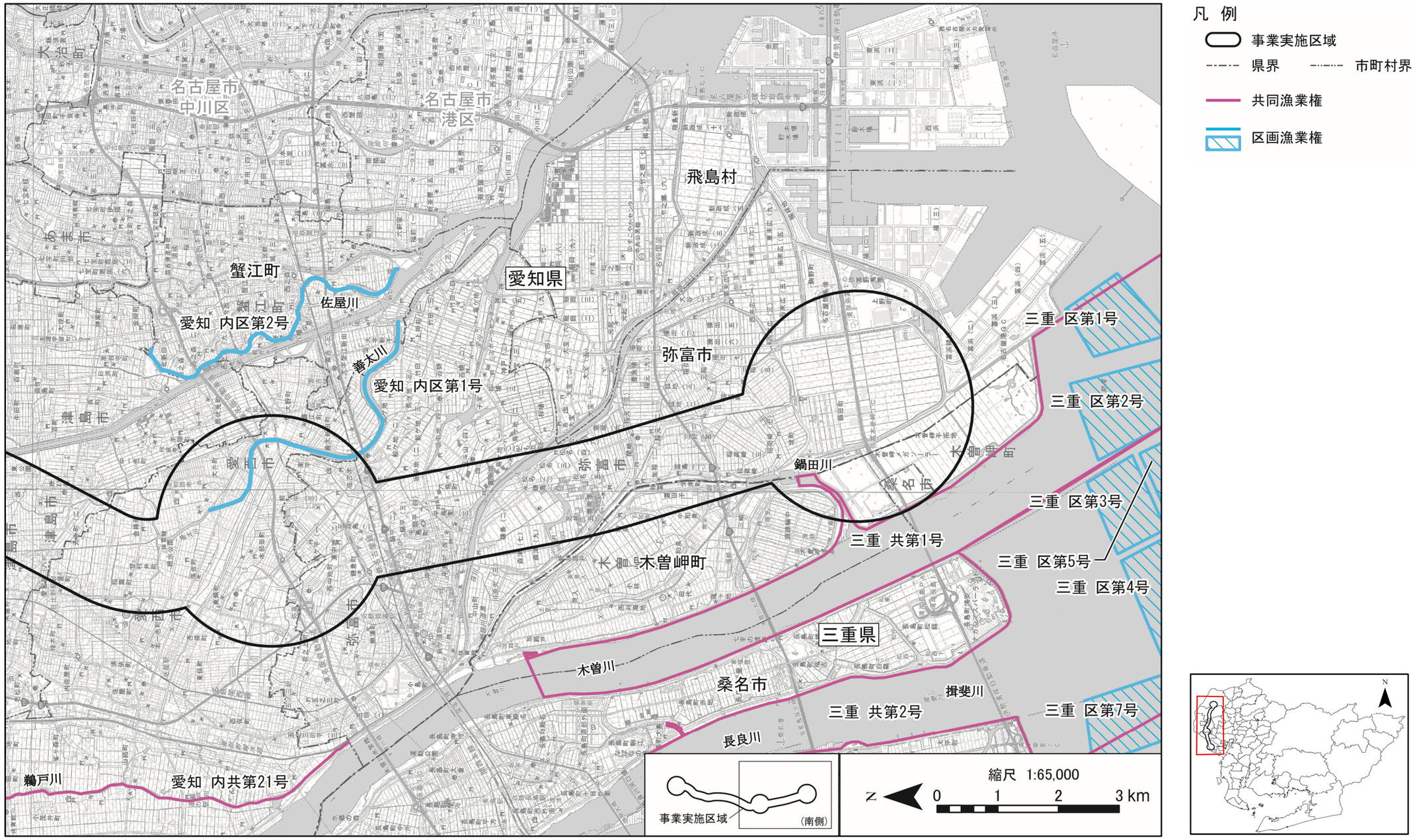

出典：「漁業権の免許の状況について(漁場マップ)」(水産庁ホームページ)

図 4-2-5(2)　漁業権の設定状況

2.4　交通の状況

1) 道路の状況

調査区域における主要道路の自動車交通量は表 4-2-12 に、主要道路網は図 4-2-6 に示すとおりです。

調査区域には、名神高速道路や東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道、東海北陸自動車道等の高速自動車国道、国道 1 号や国道 23 号等の一般国道等が存在しています。

24 時間交通量は、名神高速道路で 55,961～79,890 台、東名阪自動車道で 49,344～56,766 台、伊勢湾岸自動車道で 79,216～84,549 台、東海北陸自動車道で 30,587～42,512 台、国道 1 号で 16,022～21,280 台、国道 23 号で 42,953～51,652 台となっています。

表 4-2-12(1)　自動車交通量

県	市	基本区間番号	路線名	交通量観測地点地名	昼間 12 時間自動車類交通量上下合計(台)	24 時間自動車類交通量上下合計(台)	昼間 12 時間大型車混入率(%)	混雑度
愛知県	一宮市	560	東海北陸自動車道	一宮稲沢北（一宮 JCT）～一宮西	32,656	42,512	23.5	0.64
		570	東海北陸自動車道	一宮西～尾西	23,792	30,587	22.8	*0.49*
		130	名神高速道路	一宮～一宮 JCT	57,021	79,890	28.7	0.98
		140	名神高速道路	一宮 JCT～岐阜羽島	38,476	55,961	34.6	0.70
		5040	愛知県道高速清須一宮線	一宮市浅野	46,716	58,974	16.8	0.94
		10260	一般国道 22 号	一宮市浅野土井ノ内	38,267	53,715	13.8	1.54
		10270	一般国道 22 号	一宮市朝日 2 丁目	42,922	59,244	13.5	1.17
		10280	一般国道 22 号	一宮市中島通 3 丁目	39,561	55,092	15.2	*1.16*
		11900	一般国道 155 号	一宮市浅野字一本杉	14,498	19,169	12.2	2.72
		11915	一般国道 155 号	一宮市大和町苅安賀	10,643	13,730	12.0	0.71
		11916	一般国道 155 号	一宮市大和町苅安賀	11,364	15,000	15.0	0.44
		40470	岐阜稲沢線	一宮市大和町南高井江北	14,462	19,090	17.7	1.85
		40530	大垣一宮線	一宮市起用水添	11,008	16,091	12.1	1.05
		43400	大垣一宮線	一宮市深坪町	17,001	23,291	8.2	0.70
		42830	一宮蟹江線	一宮市大和町於保	9,056	11,592	2.7	1.22
		66180	羽島稲沢線	一宮市玉野字中瀬古	7,024	8,850	10.8	3.11
		60770	奥音羽線	一宮市開明字名古羅	4,894	6,166	3.0	0.69
		60805	萩原三条北方線	一宮市萩原町朝宮産明神	2,281	2,806	3.5	1.46
		60810	萩原三条北方線	一宮市三条	6,125	7,718	1.8	0.72
		60960	井之口江南線	一宮市丹陽町九日市場宮浦	10,731	13,843	23.9	8.72
		61550	名古屋一宮線	一宮市多加木 2 丁目	11,284	14,669	10.6	1.07
		65180	尾張一宮停車場線	一宮市本町 4 丁目	9,043	11,756	6.5	0.38
		61660	大垣江南線	一宮市西大海道本郷	6,210	7,824	4.9	*0.72*
		65890	一宮西中野線	一宮市大和町南高井江北	2,181	2,748	7.3	0.39
		11910	一般国道 155 号	-	11,489	14,936	9.8	0.68
		12020	一般国道 155 号	-	5,491	6,919	15.6	0.63
		40540	大垣一宮線	-	24,050	33,670	8.9	1.02

表 4-2-12(2)　自動車交通量

県	市	基本区間番号	路線名	交通量観測地点地名	昼間 12 時間自動車類交通量上下合計(台)	24 時間自動車類交通量上下合計(台)	昼間 12 時間大型車混入率(%)	混雑度
愛知県	一宮市	60520	一宮津島線	－	7,360	9,347	10.0	1.02
		60660	一宮清須線	－	1,547	1,856	4.2	1.46
		60661	一宮清須線	－	1,579	*1,895*	*2.9*	*0.33*
		60690	萩原停車場線	－	4,791	6,037	6.9	0.64
		60750	冨田一宮線	－	4,711	5,936	6.5	0.62
		60780	西萩原北方線	－	5,745	7,239	14.9	0.83
		60820	萩原三条北方線	－	11,204	14,453	15.6	1.39
		60890	一宮各務原線	－	13,179	17,396	8.0	0.68
		61281	小折一宮線	－	5,557	7,002	12.1	1.19
		61560	名古屋一宮線	－	13,768	18,311	6.8	0.28
		61650	大垣江南線	－	5,345	6,735	4.7	0.66
		65240	名鉄一宮停車場線	－	4,766	6,005	6.9	0.64
		65891	一宮西中野線	－	3,297	4,121	3.8	0.52
		65900	一宮西中野線	－	4,469	5,631	16.8	0.54
	津島市	11940	一般国道 155 号	津島市江川町 1 丁目	14,362	19,245	20.0	1.30
		40250	津島南濃線	津島市昭和町 3 丁目	8,034	10,203	3.2	0.89
		42880	一宮蟹江線	津島市百島町三正六歩	21,082	29,093	29.0	0.77
		42990	名古屋津島線	津島市越津町柳之内	10,664	13,543	6.2	1.20
		43540	名古屋津島線	津島市新開町 1 丁目	7,840	9,957	3.2	0.58
		42995	名古屋津島線	今市場町	7,398	9,544	2.5	0.70
		60240	津島蟹江線	津島市唐臼町柳原	10,504	13,550	9.5	1.01
		60260	津島七宝名古屋線	津島市百町柿割	9,644	12,624	11.7	1.10
		60310	津島立田海津線	津島市江川町 1 丁目	3,452	4,280	3.7	0.50
		60330	津島稲沢線	津島市寺前町 3 丁目	6,904	8,768	4.4	0.68
		65210	一宮弥富線	津島市橘町 4 丁目	9,485	12,141	3.9	*0.92*
		65940	平和蟹江線	津島市中一色町中山	4,209	5,261	4.8	0.52
		65970	蜂須賀白浜線	津島市寺野町瓦土	2,170	2,713	2.3	0.44
		11950	一般国道 155 号	－	13,139	17,343	21.2	1.19
		42870	一宮蟹江線	－	21,773	30,264	29.4	0.80
		42996	名古屋津島線	－	13,208	17,435	9.8	1.11
		60220	鹿伏兎大井線	－	6,534	8,233	12.1	*1.04*
		60230	津島蟹江線	－	5,415	6,823	9.4	0.67
		60255	津島蟹江線	－	4,917	6,195	9.1	0.78
		60300	津島停車場今市場線	－	5,677	7,153	0.0	1.16
		60700	津島停車場線	－	5,719	7,206	0.0	0.75
		65980	蜂須賀白浜線	－	5,725	7,214	9.4	0.72
	稲沢市	11920	一般国道 155 号	稲沢市平和町六輪須ヶ脇	11,966	15,436	16.3	2.08
		42831	一宮蟹江線	稲沢市稲島 12 丁目	8,857	11,248	5.8	1.05
		42840	一宮蟹江線	稲沢市稲沢町前田	13,646	18,286	18.2	0.98
		42940	名古屋祖父江線	稲沢市増田西町	8,646	11,067	10.9	12.01
		42951	名古屋祖父江線	稲沢市梅須賀町 8 丁目	9,141	11,700	15.7	1.10

表 4-2-12(3)　自動車交通量

県	市	基本区間番号	路線名	交通量観測地点地名	昼間 12 時間自動車類交通量上下合計(台)	24 時間自動車類交通量上下合計(台)	昼間 12 時間大型車混入率(%)	混雑度
愛知県	稲沢市	60490	給父清須線	稲沢市平和町法立六丁	8,771	11,051	13.8	0.91
		60530	一宮津島線	稲沢市祖父江町上牧下川田	4,416	5,520	4.5	0.60
		60550	馬飼井堀線	稲沢市祖父江町野田	6,553	8,257	13.8	0.81
		66300	稲沢祖父江線	稲沢市平金森町	3,481	4,351	19.4	0.41
		60610	桑原祖父江線	稲沢市祖父江町馬飼東馬飼	5,867	7,354	20.2	*0.81*
		60670	一宮清須線	稲沢市井之口四家町	5,028	6,335	13.0	0.54
		61132	名古屋豊山稲沢線	稲沢市下津本郷町	8,124	10,480	10.5	1.00
		65190	一宮弥富線	稲沢市横野神田町	2,223	2,712	3.6	0.45
		65880	給父稲沢線	稲沢市祖父江町中牧字宮原	1,394	1,673	7.4	1.51
		42700	春日井稲沢線	－	11,366	16,253	12.8	0.97
		42710	春日井稲沢線	－	13,338	17,740	23.1	1.76
		42770	一宮犬山線	－	9,270	11,866	8.7	0.84
		42960	名古屋祖父江線	－	3,652	4,565	15.0	0.89
		42961	名古屋祖父江線	－	5,785	7,289	9.0	0.60
		60340	津島稲沢線	－	3,108	3,854	4.0	1.94
		60341	津島稲沢線	－	5,033	6,342	5.3	0.72
		60531	一宮津島線	－	3,082	3,853	12.2	0.48
		60580	稲沢祖父江線	－	5,786	*7,290*	*6.9*	*0.69*
		60630	一宮清須線	－	4,833	6,090	2.7	3.19
		60720	須成七宝稲沢線	－	7,291	9,187	11.2	0.88
		60722	須成七宝稲沢線	－	4,008	5,010	5.6	0.57
		61230	小牧岩倉一宮線	－	6,334	7,981	13.0	0.44
		65170	大里停車場清須線	－	4,430	5,538	7.8	0.59
	愛西市	520	東名阪自動車道	蟹江～弥富	39,879	52,386	22.1	0.76
		11955	一般国道 155 号	愛西市西保町内数馬	10,467	13,398	31.7	0.56
		40260	津島南濃線	愛西市立石町上	8,131	10,326	16.7	1.02
		40990	弥富名古屋線	愛西市大野町郷西	5,776	7,278	10.6	0.71
		41450	名古屋蟹江弥富線	愛西市大井町石池	9,499	12,159	18.4	1.07
		43280	あま愛西線	愛西市古瀬町村前	17,886	24,504	11.3	0.68
		60200	子宝愛西線	愛西市東條町平城	5,044	6,355	27.8	0.68
		60320	津島海津線	愛西市早尾町草場	1,133	1,360	10.9	0.24
		60380	佐屋多度線	愛西市大井町姥弥八	9,750	12,480	8.5	1.19
		60390	佐屋多度線	愛西市本部田町本東	4,698	5,919	20.7	0.61
		60410	佐屋多度線	愛西市森川町村仲	10,622	14,346	27.7	1.29
		66170	給父西枇杷島線	愛西市西川端町兼久	4,709	5,839	15.9	0.59
		60420	給父西枇杷島線	愛西市勝幡町元池	9,819	12,568	11.9	1.69
		60540	一宮津島線	愛西市町方町大山田	5,542	6,983	5.8	0.68
		61280	立田長島ｲﾝﾀｰ線	愛西市立田町十六石山	5,528	6,876	31.3	0.74
		65200	一宮弥富線	愛西市町方町南堤外	5,902	7,437	4.9	*1.00*
		65220	一宮弥富線	愛西市内佐屋町郷	5,836	7,353	2.7	0.69

表 4-2-12(4)　自動車交通量

県	市	基本区間番号	路線名	交通量観測地点地名	昼間 12 時間自動車類交通量上下合計（台）	24 時間自動車類交通量上下合計（台）	昼間 12 時間大型車混入率(%)	混雑度
愛知県	愛西市	65300	大藤永和停車場線	愛西市大野町未	4,633	5,838	8.1	0.66
		41480	名古屋蟹江弥富線	－	10,060	12,977	18.4	1.21
		43290	あま愛西線	－	9,997	12,896	13.2	0.39
		60140	富島津島線	－	8,915	11,411	6.0	0.91
	弥富市	700	伊勢湾岸自動車道	飛島第二～湾岸弥富	50,809	84,549	45.9	0.81
		710	伊勢湾岸自動車道	湾岸弥富～弥富木曽岬	46,563	79,216	46.7	0.75
		10140	一般国道 1 号	弥富市鯏浦町南前新田	12,978	17,189	15.1	1.21
		10150	一般国道 1 号	弥富市鯏浦町西前新田	11,444	16,022	8.5	1.10
		10600	一般国道 23 号	弥富市稲荷町堤外	26,514	42,953	36.9	1.05
		10610	一般国道 23 号	弥富市富島 2 丁目	31,071	47,844	42.8	1.01
		11960	一般国道 155 号	弥富市荷之上町古堤	11,992	15,710	21.7	0.55
		41460	名古屋蟹江弥富線	弥富市西中地町五右	8,611	10,850	19.0	0.74
		42900	蟹江飛島線	弥富市竹田 6 丁目	19,728	27,470	33.9	0.78
		43040	名古屋西港線	弥富市楠 1 丁目	11,467	15,136	65.8	0.53
		43045	名古屋西港線	弥富市操出 10 丁目	11,381	15,023	54.5	0.63
		41470	名古屋蟹江弥富線	－	5,574	7,023	15.0	0.59
		43030	名古屋十四山線	－	7,161	9,023	17.6	0.86
		60060	境政成新田蟹江線	弥富市三稲 1 丁目	1,199	1,415	11.8	0.21
		66240	新政成弥富線	弥富市六條町大山	5,100	6,426	23.5	0.80
		60130	富島津島線	弥富市森津 13 丁目	2,554	3,167	3.9	0.48
		60160	鳥ケ地名古屋線	弥富市神戸 1 丁目	4,089	5,152	23.4	*0.73*
		60180	木曽岬弥富停車場線	弥富市前ケ須町野方	4,586	5,778	3.9	0.52
		65230	一宮弥富線	弥富市鯏浦町未新田	10,276	13,153	10.5	1.10
		65280	大藤永和停車場線	弥富市稲吉 1 丁目	2,658	3,296	13.7	0.45
		65290	大藤永和停車場線	弥富市下押萩 1 丁目	1,812	2,229	7.0	2.00
		66230	新政成弥富線	－	7,072	8,911	8.9	0.69
		66250	富島津島線	－	7,072	8,911	8.9	0.83
		60190	子宝愛西線	－	5,061	6,377	25.0	0.76
		60070	境政成新田蟹江線	－	3,516	4,395	65.9	0.64
	あま市	510	東名阪自動車道	名古屋西～蟹江	43,732	56,766	21.7	0.79
		370	名古屋第二環状自動車道	清洲西 IC～甚目寺北 IC	37,831	50,055	21.4	0.84
		380	名古屋第二環状自動車道	甚目寺北 IC～甚目寺南 IC	39,216	*51,449*	*21.4*	*0.91*
		42850	一宮蟹江線	あま市丹波前並	20,173	27,839	27.6	0.77
		42980	名古屋津島線	あま市七宝町下田堂中	13,210	17,437	8.5	0.69
		60270	津島七宝名古屋線	あま市七宝町伊福鍛治屋前	14,484	19,409	9.5	1.34
		60110	津島七宝名古屋線	あま市七宝町伊福鍛治屋前	14,484	19,409	9.5	1.40
		60430	給父西枇杷島線	あま市新居屋高畑	10,035	12,845	14.5	1.08
		60500	給父清須線	あま市方領七ノ坪	10,755	13,874	21.5	1.30
		60710	須成七宝稲沢線	あま市七宝町下之森	5,287	6,662	7.2	0.62
		60721	須成七宝稲沢線	あま市七宝町沖之島南屋敷	8,659	10,997	5.8	0.86
		60371	西条清須線	－	5,007	6,309	5.1	1.23
		60372	西条清須線	－	5,007	6,309	5.1	1.33

表 4-2-12(5)　自動車交通量

県	市	基本区間番号	路線名	交通量観測地点地名	昼間 12 時間自動車類交通量上下合計(台)	24 時間自動車類交通量上下合計(台)	昼間 12 時間自動車類大型車混入率(%)	混雑度
愛知県	蟹江町	10130	一般国道 1 号	蟹江町舟入 1 丁目	15,763	21,280	16.0	1.64
		10131	一般国道 1 号	蟹江町蟹江新田	15,550	21,059	16.2	1.60
		41000	弥富名古屋線	蟹江町本町 5 丁目	14,571	19,379	5.4	*1.39*
		41440	名古屋蟹江弥富線	蟹江町須成敵目	9,742	12,470	20.1	0.94
		42890	一宮蟹江線	蟹江町西之森 7 丁目	27,699	39,056	28.0	1.22
		43025	名古屋十四山線	蟹江町鍋蓋新田チノ割	11,857	15,414	16.7	1.44
		60040	境政成新田蟹江線	蟹江町今二之坪	6,231	7,851	3.9	0.68
		60100	境政成新田蟹江線	蟹江町今二之坪	6,231	7,851	3.9	0.72
		60245	津島蟹江線	蟹江町西之森 2 丁目	9,172	11,740	5.3	*1.23*
		66450	平和蟹江線	蟹江町蟹江新田銭袋	2,413	2,992	9.7	0.26
		60250	津島蟹江線	－	1,524	1,829	1.9	0.38
		65960	蟹江梅之郷線	－	585	696	24.8	0.10
	飛島村	460	名古屋第二環状自動車道	飛島北 IC～飛島 JCT	8,964	11,213	21.3	0.35
		690	伊勢湾岸自動車道	飛島第二～湾岸弥富	50,809	84,549	45.9	0.81
		695	伊勢湾岸自動車道	飛島第二～湾岸弥富	50,809	84,549	45.9	0.81
		12560	一般国道 302 号	飛島村木場 1 丁目	11,547	14,203	58.8	0.65
		12570	一般国道 302 号	飛島村梅之郷中梅	11,249	14,614	44.6	1.31
		12572	一般国道 302 号	飛島村渚 8 丁目	11,003	14,964	25.7	1.26
		12550	一般国道 302 号（伊勢湾岸道路）	名港中央～飛島 1	64,131	100,056	47.7	0.84
		60090	境政成新田蟹江線	－	4,776	6,018	9.5	0.77
		60120	新政成弥富線	－	5,573	7,022	26.3	1.74
		60080	境政成新田蟹江線	－	1,500	1,800	12.7	0.38
三重県	桑名市	10	東名阪自動車道	弥富～長島	37,323	49,344	22.9	0.74
		250	伊勢湾岸自動車道	弥富木曽岬～湾岸長島	48,858	81,833	47.7	0.80
		260	伊勢湾岸自動車道	湾岸長島～湾岸桑名	46,880	79,421	49.1	0.78
		10100	一般国道 23 号	桑名市長島町福吉	33,214	51,652	35.1	1.03
		10110	一般国道 23 号	桑名市長島町福吉	32,546	49,470	36.8	1.32
		11640	一般国道 421 号	桑名市馬道 1 丁目	6,526	8,484	6.7	0.75
		40120	水郷公園線	桑名市長島町	6,472	7,946	15.4	0.88
		40130	水郷公園線	桑名市長島町殿名	6,515	8,274	23.7	0.84
		40140	水郷公園線	桑名市長島町出口	6,728	8,485	21.4	0.77
		60170	多度長島線	桑名市長島町下坂手	266	303	6.0	0.05
		60580	立田長島ｲﾝﾀｰ線	桑名市長島町西川	4,498	5,667	30.1	0.62
		60690	桑名四日市線	桑名市大字大貝須	1,215	1,458	6.9	0.22
		61060	長島停車場線	桑名市長島町西外面	323	401	3.1	0.49
	木曽岬町	240	伊勢湾岸自動車道	湾岸弥富～弥富木曽岬	46,563	79,216	46.7	0.75
		60070	木曽岬弥富停車場線	木曽岬町大字源緑輪中	1,242	1,503	50.7	*0.33*
		60060	木曽岬弥富停車場線	木曽岬町大字西対海地	1,508	1,795	8.0	0.24

注）*斜体* は推計値を示している。

出典：「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査集計表」（国土交通省ホームページ）

2) 鉄道の状況

調査区域における主要駅の駅別年間乗車人員は表4-2-13に、鉄道網は図4-2-7に示すとおりです。

調査区域には、東海道新幹線、JR 東海道本線、JR 関西本線、名鉄名古屋本線、名鉄尾西線、名鉄津島線、近鉄名古屋線が存在しています。

主要駅で最も年間乗車人員が多い駅は、JR 東海道本線尾張一宮駅で約 8,979 千人であり、次いで名鉄名古屋本線名鉄一宮駅で約 5,596 千人となっています。

表 4-2-13　主要駅の駅別年間乗車人員

路線名	駅名	年間乗車人員（人）		乗降人員（人）	年度
		総数	うち定期	1 日平均	
JR 東海道本線	尾張一宮	8,979,147	6,255,839	－	令和 5 年度
	稲沢	3,066,114	2,196,731	－	令和 5 年度
JR 関西本線	蟹江	－	－	－	－
	永和	－	－	2,516	令和 5 年度
	弥富	－	－	－	－
	長島	192,500	120,002	－	令和 5 年度
名鉄名古屋本線	今伊勢	－	－	－	－
	名鉄一宮	5,596,512	3,904,380	－	令和 4 年度
	妙興寺	－	－	－	－
	島氏永	366,953	－	－	令和 5 年度
	国府宮	3,511,190	2,661,060	－	令和 4 年度
	奥田	417,265	－	－	令和 5 年度
	大里	663,093	－	－	令和 5 年度
名鉄尾西線	開明	－	－	－	－
	西一宮	－	－	－	－
	観音寺	－	－	－	－
	苅安賀	－	－	－	－
	二子	－	－	－	－
	萩原	－	－	－	－
	玉野	－	－	－	－
	山崎	169,874	－	－	令和 5 年度
	森上	474,667	－	－	令和 5 年度
	上丸渕	163,981	－	－	令和 5 年度
	丸渕	119,254	－	－	令和 5 年度
	渕高	－	－	1,353	令和 5 年度
	六輪	181,071	－		令和 5 年度
	町方	－	－	972	令和 5 年度
	日比野	－	－	3,602	令和 5 年度
	佐屋	－	－	3,639	令和 5 年度
	五ノ三	－	－	－	－
	弥富	－	－	－	－
名鉄津島線	津島	1,874,015	1,352,040	－	令和 4 年度
	藤浪	－	－	4,809	令和 5 年度
	勝幡	－	－	4,075	令和 5 年度
	青塚	532,682	413,250	－	令和 4 年度
	木田	－	－	－	－
	七宝	－	－	－	－
	甚目寺	－	－	－	－
近鉄名古屋線	近鉄蟹江	2,113,402	1,441,798	－	令和 4 年度
	富吉	813,354	558,395	－	令和 4 年度
	佐古木	474,256	346,901	－	令和 4 年度
	近鉄弥富	2,138,888	1,524,575	－	令和 4 年度
	近鉄長島	518,743	361,239	－	令和 5 年度

出典：「令和6（2024）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）
「稲沢の統計2025」（令和7年3月、稲沢市）
「愛西市の統計令和6年度刊」（愛西市ホームページ）
「令和7年刊三重県統計書」（三重県ホームページ）

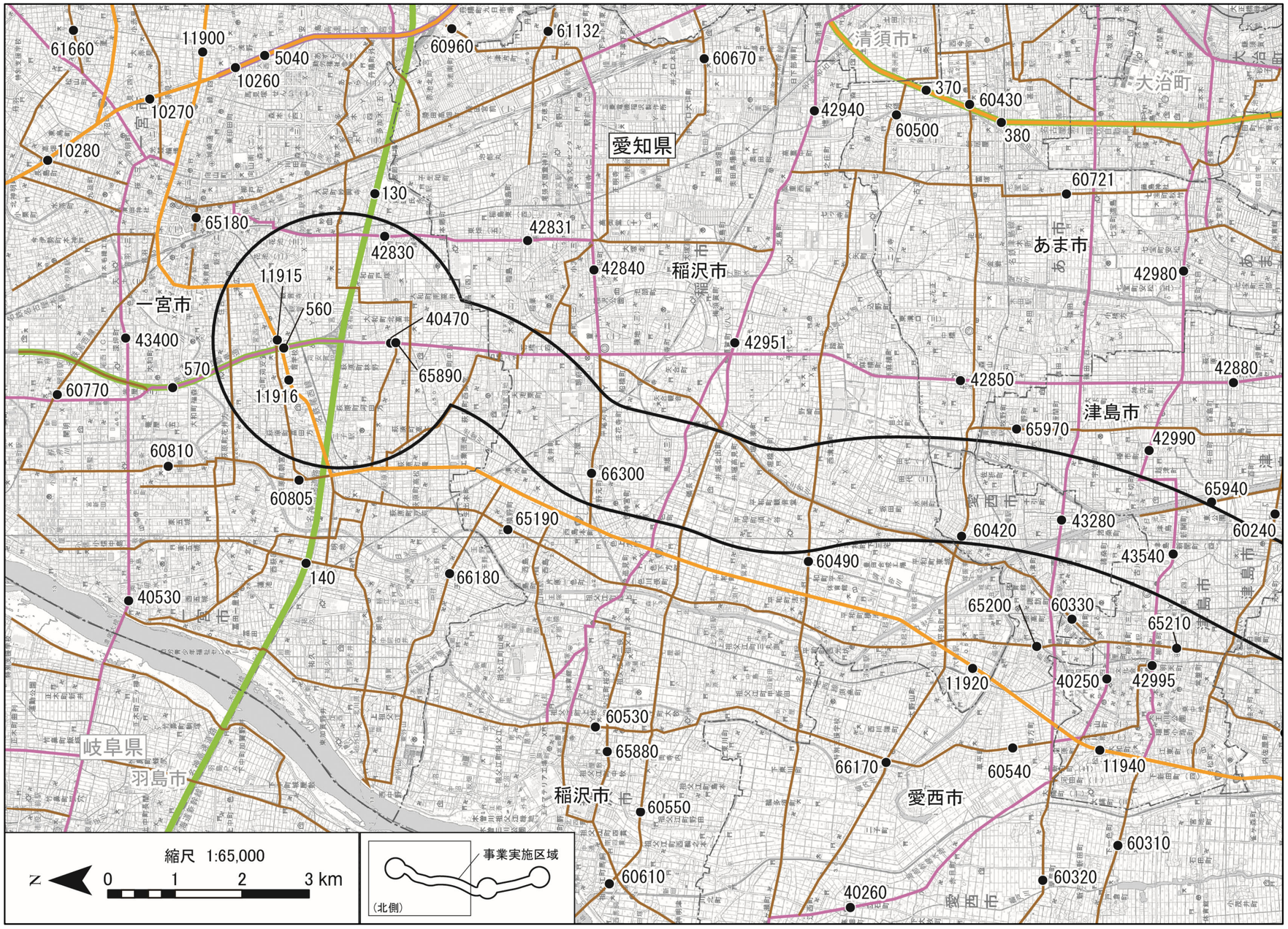

出典：「令和３年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査集計表」（国土交通省ホームページ）

図 4-2-6(1)　主要交通網及び交通量調査地点位置図

出典：「令和３年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査集計表」（国土交通省ホームページ）

図 4-2-6(2)　主要交通網及び交通量調査地点位置図

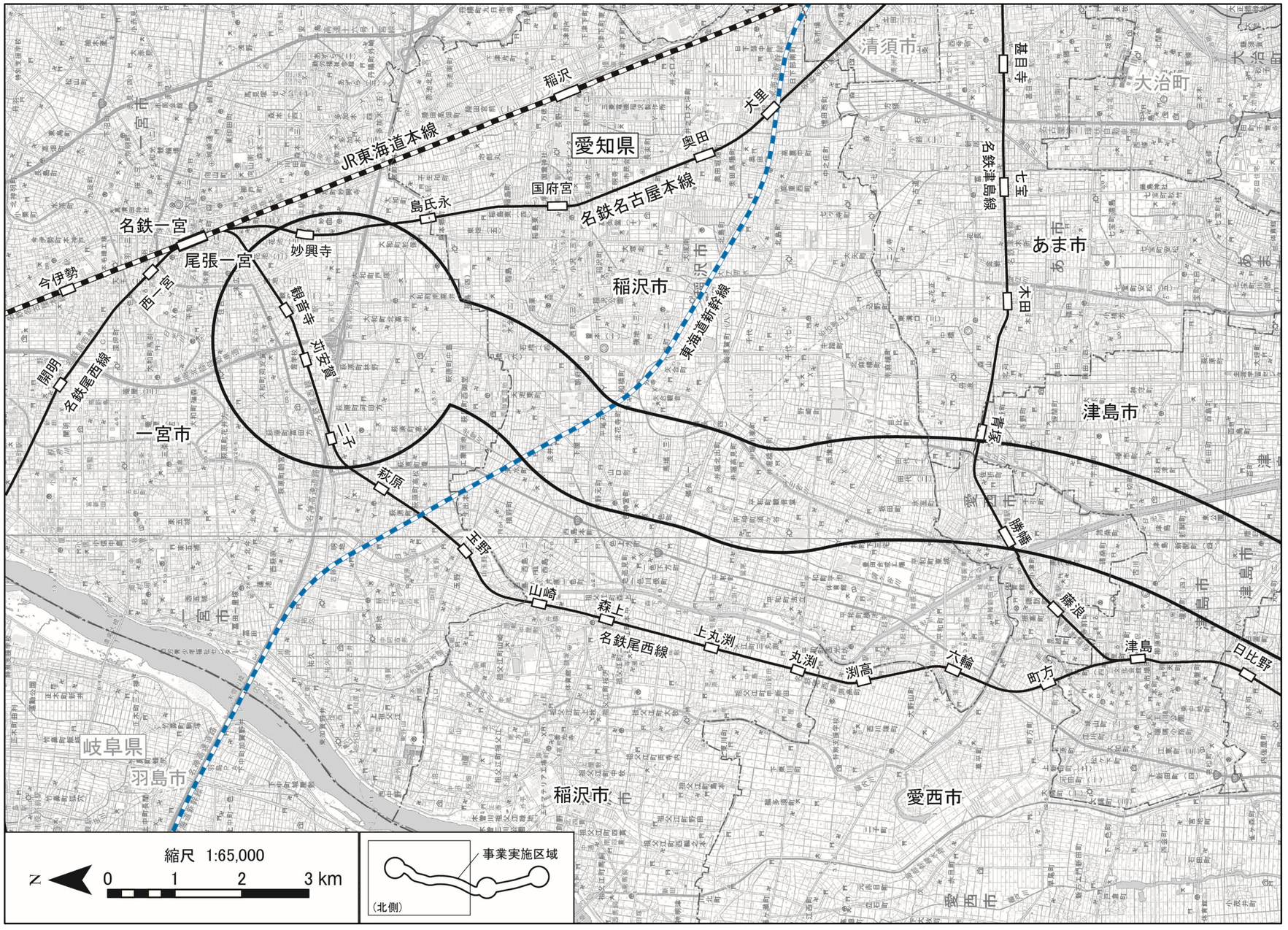

出典：「国土数値情報データダウンロードサイト」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）

図 4-2-7(1)　鉄道網図

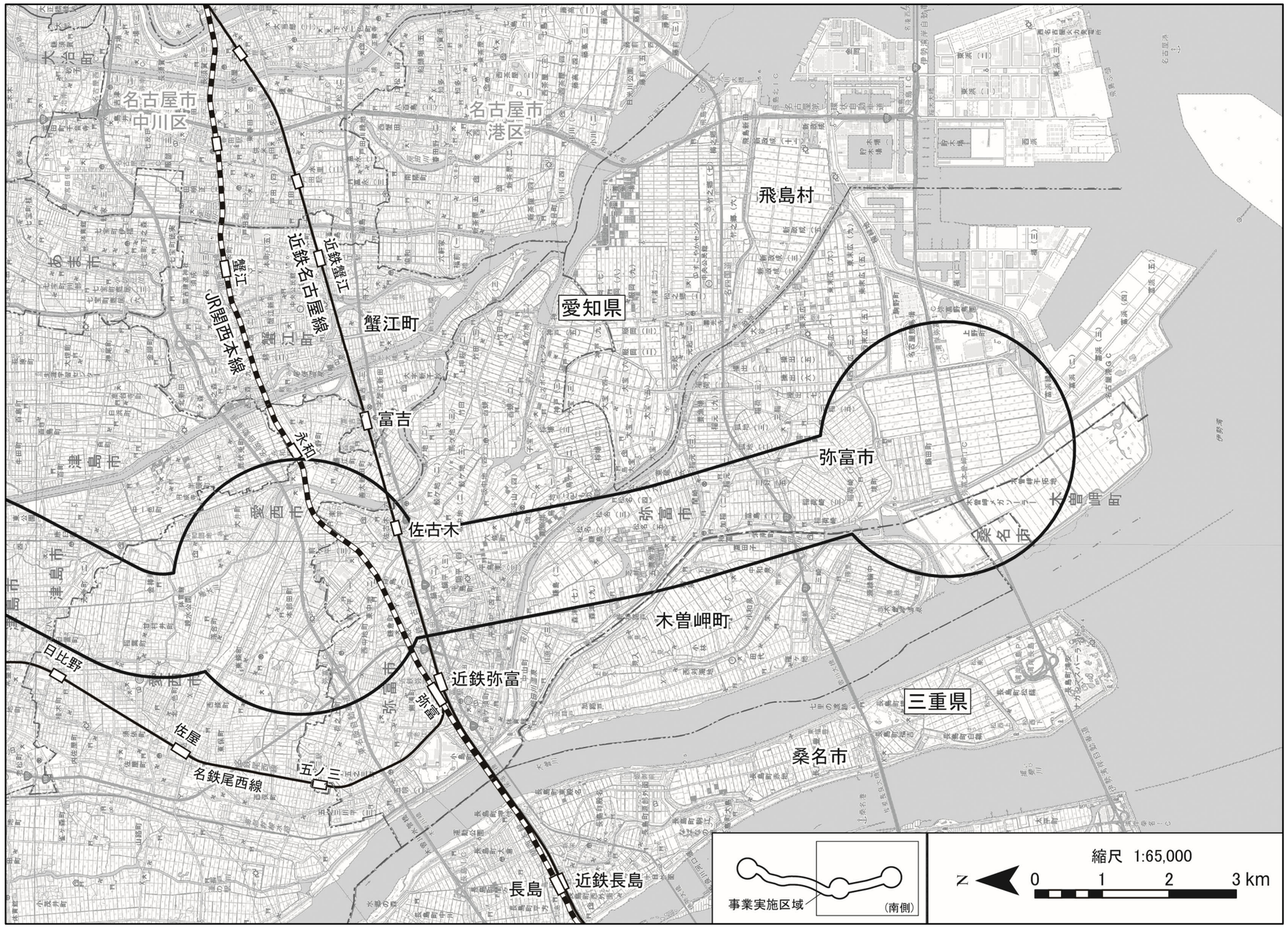

凡 例

- 事業実施区域
- 市町村界
- JR東海道新幹線
- JR東海旅客鉄道
- 私鉄
- 駅

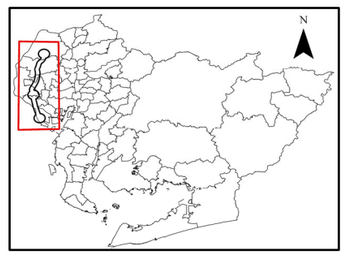

出典：「国土数値情報データダウンロードサイト」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）

図 4-2-7(2)　鉄道網図

2.5　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

調査区域に立地する環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校・図書館、幼稚園・保育園等、病院・福祉施設）は、表 4-2-14～表 4-2-16 及び図 4-2-8～図 4-2-10 に示すとおりです。

調査区域においては、学校、図書館、保育園等、病院、福祉施設が多数立地しています。

事業実施区域においては、小学校が 13 箇所、中学校が 8 箇所、高等学校が 4 箇所、特別支援学校が 1 箇所、各種学校が 2 箇所、幼稚園が 2 箇所、保育所が 16 箇所、認定こども園が 3 箇所、病院が 2 箇所、福祉施設が 46 箇所立地しています。

表 4-2-14(1)　学校（小学校、中学校、高等学校、大学等）及び図書館の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
小学校	愛知県	一宮市	1	宮西小学校	一宮市大宮 4-5-33
			2	貴船小学校	一宮市貴船 1-8-46
			3	神山小学校	一宮市平和 2-12-7
			4	大志小学校	一宮市大志 2-7-6
			5	向山小学校	一宮市向山町 3-1
			6	赤見小学校	一宮市大赤見清水 2467
			7	浅野小学校	一宮市浅野野口 95
			8	丹陽西小学校	一宮市多加木 1-17-1
			9	大和東小学校	一宮市大和町戸塚薬師浦 320
			10	大和西小学校	一宮市大和町苅安賀東北出 3248
			11	今伊勢小学校	一宮市今伊勢町新神戸乾 26
			12	萩原小学校	一宮市萩原町萩原河原崎 1544
			13	中島小学校	一宮市萩原町西宮重中光堂 850
			14	富士小学校	一宮市富士 2-5-14
			15	末広小学校	一宮市末広 2-20-1
			16	今伊勢西小学校	一宮市今伊勢町馬寄西平 4-1
			17	大和南小学校	一宮市大和町戸塚連田 1-2
			18	開明小学校	一宮市開明城堀 20
			19	起小学校	一宮市起西生出 35
			20	三条小学校	一宮市三条苅 16
			21	小信中島小学校	一宮市小信中島南平口 59
			22	朝日東小学校	一宮市明地江端 8
			23	朝日西小学校	一宮市上祖父江高須賀 18
			24	大徳小学校	一宮市西五城荒子中切 26-1
		津島市	25	東小学校	津島市立込町 1-17
			26	西小学校	津島市大和町 1-14
			27	南小学校	津島市常盤町 4-20
			28	北小学校	津島市松原町 37
			29	神守小学校	津島市神守町中町 13
			30	蛭間小学校	津島市蛭間町逆川東 848
			31	高台寺小学校	津島市神尾町江西 61
			32	神島田小学校	津島市中一色町東郷 80

表 4-2-14(2)　学校（小学校、中学校、高等学校、大学等）及び図書館の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
小学校	愛知県	稲沢市	33	稲沢東小学校	稲沢市長野 6-50
			34	稲沢西小学校	稲沢市稲葉 5-9-1
			35	清水小学校	稲沢市清水寺前町 126
			36	片原一色小学校	稲沢市一色中屋敷町 64
			37	国分小学校	稲沢市矢合町三島屋敷 3440
			38	千代田小学校	稲沢市福島町比舎田 102
			39	坂田小学校	稲沢市坂田町狐沢 18
			40	大里西小学校	稲沢市奥田計用町 107
			41	大里東小学校	稲沢市日下部北町 1-27
			42	下津小学校	稲沢市下津ふじ塚町 83
			43	大塚小学校	稲沢市大塚北 9-68
			44	稲沢北小学校	稲沢市稲島 3-58
			45	高御堂小学校	稲沢市高御堂 10-3-1
			46	小正小学校	稲沢市小池正明寺町東川田 4100
			47	祖父江小学校	稲沢市祖父江町祖父江七曲 52
			48	山崎小学校	稲沢市祖父江町山崎二本木 70
			49	領内小学校	稲沢市祖父江町二俣上川原 706
			50	丸甲小学校	稲沢市祖父江町甲新田芝八 5-2
			51	牧川小学校	稲沢市祖父江町両寺内砂崎 990
			52	長岡小学校	稲沢市祖父江町馬飼 449-1
			53	法立小学校	稲沢市平和町法立東瀬古 7
			54	六輪小学校	稲沢市平和町塩川 52
			55	三宅小学校	稲沢市平和町下三宅北出 1
		愛西市	56	永和小学校	愛西市大井町弥八 115
			57	市江小学校	愛西市東條町西田面 77
			58	佐屋小学校	愛西市須依町東田面 17
			59	佐屋西小学校	愛西市内佐屋町河原 136
			60	立田南部小学校	愛西市山路町小割 7
			61	立田北部小学校	愛西市新右ェ門新田町郷前 83
			62	八輪小学校	愛西市立石町宮西 39
			63	開治小学校	愛西市鵜多須町中道 248
			64	北河田小学校	愛西市北河田町郷前 406
			65	勝幡小学校	愛西市勝幡町五俵入 2227
			66	草平小学校	愛西市草平町北田名 57
			67	西川端小学校	愛西市西川端町寺東 15
		弥富市	68	十四山東部小学校	弥富市神戸 2-4
			69	十四山西部小学校	弥富市六條町大山 94
			70	弥生小学校	弥富市鯏浦町下与太 142
			71	桜小学校	弥富市前ケ須町南本田 425
			72	日の出小学校	弥富市平島町西新田 181
			73	栄南小学校	弥富市狐地 2-163
			74	大藤小学校	弥富市芝井 14-1175
			75	白鳥小学校	弥富市前ヶ平 2-1896-3

表 4-2-14(3)　学校（小学校、中学校、高等学校、大学等）及び図書館の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
小学校	愛知県	あま市	76	七宝小学校	あま市七宝町桂角田 1777
			77	伊福小学校	あま市七宝町伊福河原 28
			78	宝小学校	あま市七宝町遠島大切戸 1296
			79	秋竹小学校	あま市七宝町秋竹中道 358
			80	美和小学校	あま市木田小島 55
			81	正則小学校	あま市二ツ寺三本松 46
			82	篠田小学校	あま市篠田十王堂 59
			83	美和東小学校	あま市木折寺田 1-3
			84	甚目寺小学校	あま市甚目寺寺西 40
			85	甚目寺南小学校	あま市中萱津西ノ川 40
			86	甚目寺東小学校	あま市西今宿六反割 60-1
			87	甚目寺西小学校	あま市新居屋三反通 11
		蟹江町	88	蟹江小学校	蟹江町城 4-500
			89	舟入小学校	蟹江町舟入 3-70
			90	須西小学校	蟹江町須成西 6-114
			91	新蟹江小学校	蟹江町蟹江新田仲川原 198
			92	学戸小学校	蟹江町学戸 4-236
	三重県	桑名市	93	長島中部小学校	桑名市長島町西外面 2188
			94	伊曽島小学校	桑名市長島町福吉 567
			95	伊曽島小学校（悠分校）	桑名市長島町横満蔵 568-3
		木曽岬町	96	木曽岬小学校	木曽岬町木曽岬町田代 160
中学校	愛知県	一宮市	97	北部中学校	一宮市貴船 1-6-10
			98	中部中学校	一宮市八幡 4-1-111
			99	南部中学校	一宮市浅野土井ノ内 1-1
			100	西成中学校	一宮市西大海道柏木 15
			101	大和中学校	一宮市大和町苅安賀上東出 80
			102	今伊勢中学校	一宮市今伊勢町宮後郷中茶原 52
			103	萩原中学校	一宮市萩原町串作河室浦 1
			104	大和南中学校	一宮市大和町南高井蓮原 2-1
			105	尾西第一中学校	一宮市三条宮西 50
			106	尾西第二中学校	一宮市明地油屋前 30
			107	尾西第三中学校	一宮市開明村上 54
		津島市	108	天王中学校	津島市宮川町 2-45
			109	藤浪中学校	津島市西柳原町 4-45
			110	神守中学校	津島市百島町観音坊 32-1
			111	暁中学校	津島市唐臼町囲外 1
		稲沢市	112	稲沢中学校	稲沢市正明寺 2-1-1
			113	明治中学校	稲沢市片原一色町小山 1
			114	千代田中学校	稲沢市福島町比舎田 17
			115	大里中学校	稲沢市奥田寺切町 69
			116	治郎丸中学校	稲沢市治郎丸柳町 1-1
			117	稲沢西中学校	稲沢市稲沢町前田 365-10
			118	大里東中学校	稲沢市日下部北町 3-68
			119	祖父江中学校	稲沢市祖父江町上牧下川田 456
			120	平和中学校	稲沢市平和町平池七反田 53

表 4-2-14(4)　学校（小学校、中学校、高等学校、大学等）及び図書館の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
中学校	愛知県	愛西市	121	永和中学校	愛西市善太新田町七草平 111-1
			122	佐屋中学校	愛西市須依町東田面 2
			123	立田中学校	愛西市石田町宮東 1
			124	八開中学校	愛西市江西町川原 11
			125	佐織中学校	愛西市諏訪町郷東 167
			126	佐織西中学校	愛西市草平町阿原 86
		弥富市	127	十四山中学校	弥富市鳥ヶ地 1-176
			128	弥富中学校	弥富市鎌島 7-52-2
			129	弥富北中学校	弥富市鎌倉町 62
		あま市	130	七宝中学校	あま市七宝町川部山王 4
			131	七宝北中学校	あま市七宝町遠島十坪 117
			132	美和中学校	あま市木田丁子ノ口 1
			133	甚目寺中学校	あま市甚目寺二伴田 76
			134	甚目寺南中学校	あま市本郷八尻 6
		蟹江町	135	蟹江中学校	蟹江町宝 3-20
			136	蟹江北中学校	海部郡蟹江町須成西 9-55-1
	三重県	桑名市	137	長島中学校	桑名市長島町西外面 2175
			138	長島中学校（悠分校）	桑名市長島町横満蔵 568-3
		木曽岬町	139	木曽岬中学校	木曽岬町中和泉 361
義務教育学校	愛知県	飛島村	140	飛島学園	飛島村松之郷 3-21
高等学校	愛知県	一宮市	141	一宮高等学校	一宮市北園通 6-9
			142	一宮西高等学校	一宮市萩原町串作河田 1
			143	一宮興道高等学校	一宮市大和町於保十二 1-1
			144	一宮商業高等学校	一宮市文京 2-1-7
			145	木曽川高等学校	一宮市開明樋西 11-1
			146	尾西高等学校	一宮市上祖父江小稲葉 18
			147	一宮起工科高等学校	一宮市小信中島郷南 2
			148	修文学院高等学校	一宮市日光町 6-1
		津島市	149	津島高等学校	津島市宮川町 3-80
			150	津島北高等学校	津島市又吉町 4-1
			151	津島東高等学校	津島市蛭間町弁日 1
		稲沢市	152	稲沢東高等学校	稲沢市大塚南 6-33
			153	稲沢高等学校	稲沢市平野町加世 11
			154	稲沢緑風館高等学校	稲沢市平野町加世 11
			155	杏和高等学校	稲沢市祖父江町二俣宮西 1-1
			156	愛知啓成高等学校	稲沢市西町 1-1-41
		愛西市	157	佐屋高等学校	愛西市東條町高田 39
			158	愛西工科高等学校	愛西市渕高町蔭島 1
			159	清林館高等学校	愛西市持中町八町 88
		弥富市	160	愛知黎明高等学校	弥富市稲吉 2-52
		あま市	161	美和高等学校	あま市篠田五ツ藤 1
			162	五条高等学校	あま市西今宿阿弥陀寺 56

表 4-2-14(5)　学校（小学校、中学校、高等学校、大学等）及び図書館の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
特別支援学校	愛知県	一宮市	163	一宮聾学校	一宮市大和町苅安賀上西之杁 30
		稲沢市	164	いなざわ特別支援学校	稲沢市一色森山町 225-1
		愛西市	165	佐織特別支援学校	愛西市西川端町中東山 37
専修学校	愛知県	稲沢市	166	中和医療専門学校	稲沢市東緑町 1-1-81
		飛島村	167	愛知自動車整備専門学校	飛島村大字飛島新田字梅之郷東/割 145-14
各種学校	愛知県	一宮市	168	三条高等珠算学校	一宮市三条字郷南東 25-1
			169	萩原高等珠算学校	一宮市萩原町萩原字河原崎 101
			170	矢野ドレスメーカー女学院	一宮市大和町馬引荒木 11
		津島市	171	東海美容学校	津島市明天町 1-26
			172	宮川高等珠算学校	津島市瑠璃小路町 1-26
		稲沢市	173	平和高等速算学校	稲沢市平和町三宅 3039
		愛西市	174	勝幡高等速算学校	愛西市勝幡町字竹丸 2204-1
大学	愛知県	一宮市	175	一宮市研伸大学　看護学部	一宮市常願通 5 丁目 4 番 1
			176	修文大学	一宮市日光町 6
		稲沢市	177	名古屋文理大学・短期大学部	稲沢市稲沢町前田 365
図書館	愛知県	一宮市	178	一宮市立中央図書館	一宮市栄 3-1-2
			179	一宮市立尾西図書館	一宮市東五城字大平裏 19-1
			180	一宮市立子ども文化広場図書館	一宮市朝日 1-6-9
		津島市	181	津島市立図書館	津島市老松町 1 番地 1
			182	津島市立図書館　神守分室	津島市莪原町字椋木 5 津島市生涯学習ｾﾝﾀｰ 1 階
			183	津島市立図書館　神島田分室	津島市中一色町東郷 22-1
			184	稲沢市立中央図書館	稲沢市正明寺 3-114
		稲沢市	185	稲沢市立祖父江の森図書館	稲沢市祖父江町桜方字六町 17
			186	稲沢市立平和町図書館	稲沢市平和町中三宅字二丁割 60
		愛西市	187	愛西市中央図書館	愛西市須依町東田面 6
			188	愛西市佐織図書館	愛西市諏訪町郷西 456-1
		弥富市	189	弥富市立図書館	弥富市前ヶ須町南本田 347
		あま市	190	あま市美和図書館	あま市花正地先 1-1
			191	あま市七宝公民館読書室	あま市七宝町安松小新田 2337
			192	あま市甚目寺公民館図書室	あま市甚目寺二伴田 65
		蟹江町	193	蟹江町図書館	蟹江町大字蟹江新田字札中地 101-1
		飛島村	194	飛島村図書館	飛島村大字松之郷三丁目 46-1
	三重県	桑名市	195	長島輪中図書館	桑名市長島町源部外面 337
		木曽岬町	196	木曽岬町立図書館	木曽岬町大字西対海地 251

注）No.は図4-2-8に対応する。

出典：「令和7年度学校一覧」（愛知県ホームページ）
「愛知県内の私立学校」（愛知県ホームページ）
「愛知県大学情報ポータルサイト」（愛知県政策企画局企画調整部）
「愛知県内 公立図書館一覧」（愛知県図書館ホームページ）
「施設概要」（津島市ホームページ）
「令和7年度　学校名簿」（三重県ホームページ）
「県内の市町立図書館・図書室紹介」（三重県立図書館ホームページ）

表 4-2-15(1)　幼稚園・保育園等の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
幼稚園	愛知県	一宮市	1	愛知文教女子短期大学附属はぎわら幼稚園	一宮市萩原町串作字流 17-1
			2	一宮栽松幼稚園	一宮市大赤見字西川垂 99-1
			3	一宮聖光幼稚園	一宮市古金町 1-40
			4	劔正幼稚園	一宮市本町 1-4-24
			5	金剛幼稚園	一宮市開明字郷中 58
			6	修文大学附属一宮幼稚園	一宮市日光町 6
			7	丹陽幼稚園	一宮市あずら 1-18-16
			8	中田劔正幼稚園	一宮市北小渕字中田 60
			9	尾西幼稚園	一宮市蓮池字上長池 10
			10	大和東幼稚園	一宮市大和町妙興寺字才田 32
			11	龍明寺幼稚園	一宮市大和町毛受字浜田 28-2
		津島市	12	双葉幼稚園	津島市西柳原町 1-53
			13	百島幼稚園	津島市百島町字牛屋 41
		稲沢市	14	しんわ幼稚園	稲沢市高御堂 5-148
			15	愛知文教女子短期大学附属ぶんきょう幼稚園	稲沢市西町 2-35-17
			16	大里双葉幼稚園	稲沢市井之口北畑町 226
			17	祖父江幼稚園	稲沢市祖父江町祖父江下沼 220
		愛西市	18	諏訪幼稚園	愛西市諏訪町郷東 109
			19	天王幼稚園	愛西市柚木町中田面 372
			20	とみよし幼稚園	愛西市大野町山 1821
		あま市	21	青山幼稚園	あま市七宝町沖之島五反田 28-1
			22	木田幼稚園	あま市木田南 1-2-5
			23	中川幼稚園	あま市七宝町伊福隅田 56
			24	明和幼稚園	あま市中橋宮前 18
		蟹江町	25	はばたき幼稚園	蟹江町本町 8-29
	三重県	桑名市	26	長島幼稚園	桑名市長島町源部外面 215
保育所	愛知県	一宮市	27	野口保育園	一宮市野口 1-19-7
			28	押場保育園	一宮市音羽 2-2-29
			29	真澄保育園	一宮市公園通 4-20
			30	貴船保育園	一宮市貴船 2-5-17
			31	富士保育園	一宮市富士 1-12-8
			32	大志保育園	一宮市大志 2-5-20
			33	一色保育園	一宮市一色町 76
			34	浅野保育園	一宮市浅野字佐五山 55
			35	赤見保育園	一宮市小赤見字清水 13
			36	丹陽西保育園	一宮市多加木 1-24-10
			37	大和東保育園	一宮市花池 3-10-3
			38	大和北保育園	一宮市大和町馬引字乾出 19
			39	今伊勢中保育園	一宮市今伊勢町宮後字西茶原 58-1
			40	今伊勢南保育園	一宮市今伊勢町本神戸字立切 1-6
			41	今伊勢北保育園	一宮市今伊勢町馬寄字桑屋敷 17-1
			42	萩原保育園	一宮市萩原町萩原字河原崎 19
			43	中島保育園	一宮市萩原町西宮重字東光堂 53

表 4-2-15(3)　幼稚園・保育所等の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
保育所	愛知県	一宮市	44	朝宮保育園	一宮市萩原町朝宮字栄 57
			45	西御堂保育園	一宮市萩原町西御堂字蓮池 31
			46	起保育園	一宮市起字用水添 8
			47	三条保育園	一宮市三条字郷南西 31-1
			48	小信保育園	一宮市小信中島字南平口 98
			49	開明保育園	一宮市開明字名古羅 34
			50	篭屋保育園	一宮市篭屋 2-5-46
			51	冨田保育園	一宮市冨田字橋詰 298-1
			52	北今保育園	一宮市北今字葭山 578
			53	朝日西保育園	一宮市上祖父江字山前 26
			54	開明西保育園	一宮市開明字教堂池 38-1
			55	東五城保育園	一宮市東五城字南田尾 748
			56	朝日東保育園	一宮市明地字鞆 20
			57	一宮尚正会保育園	一宮市古金町 2-18
			58	研修南保育園	一宮市大和町於保字上次 19､20
			59	末広保育園	一宮市末広 2-20-20
			60	ふたば保育園	一宮市大和町馬引字古宮 63
			61	かもめ保育園	一宮市末広 1-21-10
			62	丹羽保育園	一宮市丹羽字南屋敷 1555-1
			63	一宮尚正会大和保育園	一宮市大和町苅安賀字東下田 6
			64	大和保育園	一宮市大和町苅安賀字角出 80
			65	駅西にわ(丹羽保育園分園)保育園	一宮市新生 1-4-4
			66	あさひ保育園	一宮市明地字東七丁原 110
			67	アートチャイルドケア尾張一宮保育園	一宮市森本 5-25-5
			68	ウェルネス保育園一宮	一宮市羽衣 2-5-2ﾋﾞﾊﾞﾓｰﾙ一宮 3 階
			69	一宮聖光幼稚園保育部	一宮市古金町 1-40
			70	あすかキッズ一宮駅前	一宮市栄 2 丁目 12-10
			71	スクルドエンジェル保育室一宮平和園	一宮市平和 1 丁目 11-10
			72	はな保育室いちのみや駅前	一宮市本町 4 丁目 1-5
			73	あすかキッズ貴船	一宮市貴船 2 丁目 10-20
			74	はな保育室いちのみやみなみ	一宮市森本 4 丁目 6-21
			75	ピョン助キッズハウス多加木	一宮市多加木 1 丁目 23-16
			76	はな保育室いまいせ	一宮市今伊勢町本神戸字前畑 4
			77	すくすく nursery 妙興寺	一宮市妙興寺 1 丁目 5 - 4
			78	ピョン助キッズハウス一宮駅東	一宮市本町 4 丁目 4-2
			79	はな保育室いちのみや駅西	一宮市平和 2 丁目 13-4
			80	サンライズキッズ保育園今伊勢園	一宮市今伊勢町宮後字壱丁野 41-1
			81	あすかキッズ神山	一宮市神山 3 丁目 9-11
			82	あんず保育所	一宮市開明字東石亀 14
			83	はな保育室いまいせきた	一宮市今伊勢町新神戸字九反野 49 番地 3
			84	なごみん神山園	一宮市神山 2 丁目 3 番地 23

表 4-2-15(4)　幼稚園・保育所等の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
保育所	愛知県	一宮市	85	ピョン助キッズハウス八町通	一宮市八町通 2 丁目 26 番地
			86	スクルドエンジェル保育室一宮観音寺園	一宮市観音寺 1 丁目 18 番 9
			87	はな保育室はないけ	一宮市花池 2 丁目 6 番 7
			88	めいてつ保育ステーション一宮妙興寺ぽっぽ園	一宮市大和町宮地花池字高見 77 番地 1
			89	株式会社ソトー事業所内託児所	一宮市篭屋 5 丁目 6-1
			90	子どものお家	一宮市西五城字中切 662-1 ﾊｲﾑ西五城 3.101 号
			91	La Porte International Kindergarten	一宮市東五城字若宮前 7-1
			92	Head Start International Preschool	一宮市赤見 2 丁目 10-27
			93	Acorn International Preschool	一宮市開明字蒲原 7-1
			94	いろどり保育室	一宮市文京 2-9-11
		津島市	95	共存園保育所	津島市東洋町 2 丁目 34
			96	蛭間保育園	津島市蛭間町字高瀬 831
		稲沢市	97	大里西保育園	稲沢市高重西町 123-1
			98	下津保育園	稲沢市下津住吉町 42
			99	片原一色保育園	稲沢市一色神宮町 63
			100	国分保育園	稲沢市矢合町 3368-3
			101	駅前保育園	稲沢市駅前 2 丁目 25-29
			102	子生和保育園	稲沢市子生和小原町 34
			103	高御堂中央保育園	稲沢市高御堂 10 丁目 2-4
			104	大塚保育園	稲沢市大塚北 8 丁目 36
			105	祖父江保育園	稲沢市祖父江町祖父江七曲 159
			106	山崎保育園	稲沢市祖父江町山崎二本木 219
			107	領内保育園	稲沢市祖父江町二俣上川原 618
			108	丸甲保育園	稲沢市祖父江町甲新田芝原下 73
			109	牧川保育園	稲沢市祖父江町両寺内札古東 8
			110	大里東みどり保育園	稲沢市六角堂西町 1 丁目 1-5
			111	みのり保育園	稲沢市増田東町 192
			112	みずほ保育園	稲沢市井之口大坪町 79
			113	信竜保育園	稲沢市大塚南 4 丁目 36
			114	信竜国府宮保育園	稲沢市松下 1 丁目 2-1 国府宮ﾋﾞﾙ 2F
			115	明治保育園	稲沢市浅井町八神 21
			116	小正保育園	稲沢市小池 2 丁目 10-5
			117	小鳩保育園	稲沢市池部町 1 丁目 22
			118	千代田保育園	稲沢市坂田町貴船 13
			119	附島保育園	稲沢市附島町屋敷 48-1
			120	稲沢保育園	稲沢市稲島 7 丁目 75-1
			121	めばえ保育園	稲沢市下津森町 68
			122	ぴよぴよルーム稲沢店	稲沢市増田西 54
		愛西市	123	永和保育園	愛西市大野町未 28
			124	佐屋中央保育園	愛西市北一色町昭和 113

表 4-2-15(5)　幼稚園・保育所等の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
保育所	愛知県	愛西市	125	佐織保育園	愛西市諏訪町池埋 519
			126	美和多保育園	愛西市須依町前田面 157
			127	市江保育園	愛西市西條町東善太 149
			128	西川端保育園	愛西市西川端町小城 64-4
			129	町方保育園	愛西市町方町石塚 38-2
			130	草平保育園	愛西市草平町中切 19
			131	Head Start International Preschool 愛西校	愛西市西條町西善田 77-2
		弥富市	132	南部保育所	弥富市前ヶ須町野方 802-1
			133	桜保育所	弥富市平島町喜右味名 69-1
			134	大藤保育所	弥富市寛延二丁目 17
			135	白鳥保育所	弥富市前ヶ平一丁目 336
			136	弥生保育所	弥富市鯏浦町上巳 52-1
			137	栄南保育所	弥富市操出九丁目 15
			138	西部保育所	弥富市五明一丁目 67
			139	ひので保育所	弥富市平島中四丁目 266
			140	十四山保育所	弥富市坂中地一丁目 34
		あま市	141	七宝北部保育園	あま市七宝町安松七丁目 8
			142	正則保育園	あま市二ツ寺三本松 80
			143	篠田保育園	あま市篠田三丁目 52
			144	昭和保育園	あま市甚目寺二伴田 76
			145	聖徳保育園	あま市甚目寺東大門 43
			146	新居屋保育園	あま市新居屋東高田 50
			147	五条保育園	あま市西今宿六反地四 12
		蟹江町	148	蟹江保育所	蟹江町城 1 丁目 525
			149	蟹江南保育所	蟹江町城 4 丁目 244
			150	蟹江西保育所	蟹江町学戸 4 丁目 29
			151	舟入保育所	蟹江町舟入 1 丁目 228
			152	須成保育所	蟹江町須成字古苗代 1733
			153	新蟹江北保育所	蟹江町富吉 3 丁目 217
			154	はばたき保育園	蟹江町本町 8 丁目 35-1
			155	キッズガーデンカリヨンの杜	蟹江町宝 3 丁目 3
		飛島村	156	第一保育所	飛島村古政成 6-1
	三重県	桑名市	157	長島中部保育所	桑名市長島町源部外面 337
			158	西川第二保育園	桑名市長島町東殿名 1024
認定こども園	愛知県	一宮市	159	幼保連携型認定こども園九品寺幼稚園	一宮市真清田 2-14-7
		津島市	160	昭和幼稚園	津島市葉苅町稲葉 33-2
			161	真こども園	津島市神尾町字江西 84 番地
			162	唐臼こども園	津島市唐臼町郷裏 55 番地
			163	神守こども園	津島市神守町字古道 8 番地 4
			164	神島田こども園	津島市中一色町東郷 4
			165	あたごこども園	津島市東愛宕 2-83
			166	ふじなみこども園	津島市寺前町 2-55
			167	三和第一保育園	津島市大縄町 9-43

表 4-2-15(6)　幼稚園・保育所等の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
認定こども園	愛知県	津島市	168	三和第二保育園	津島市城山町 1-1
			169	新開こども園	津島市新開町 5 丁目 6
			170	つしま幼稚園	津島市舟戸町 40 番地 1
		稲沢市	171	和光こども園	稲沢市駅前三丁目 7-22
			172	幼保連携型認定こども園梅檀育園	稲沢市稲葉 2-4-7
			173	へいわこども園	稲沢市平和町横池中之町 138 番地
		愛西市	174	勝幡さくら園	愛西市勝幡町塩畑 2633 番地 5
			175	幼保連携型認定こども園丸島保育園	愛西市二子町上丸島 92 番地 1
			176	幼保連携型認定ども園白百合保育園	愛西市江西町街道西 95-4
			177	幼保連携型認定こども園立南保育園	愛西市山路町荒山 59 番地
			178	諏訪幼稚園	愛西市諏訪町郷東 109 番地
		弥富市	179	認定こども園弥富はばたき幼稚園	弥富市森津七丁目 26 番地
		あま市	180	七宝こども園	あま市七宝町伊福薬師 16 番地
			181	ひかりこどもえん	あま市新居屋辻畑 22 番地
			182	美和こども園	あま市金岩枝村 36 番地
			183	七宝幼稚園	あま市七宝町安松 8 丁目 92 番地
		蟹江町	184	蟹江幼稚園	蟹江町大字新千秋字後東 82
			185	幼保連携型認定こども園須成東幼稚園	蟹江町桜 4 丁目 224 番地
		飛島村	186	幼保連携型認定こども園飛島保育園	飛島村元起三丁目 28 番地
	三重県	木曽岬町	187	木曽岬こども園	木曽岬町和泉 431-1

注）No.は図4-2-9に対応する。

出典：「令和7年度学校一覧」（愛知県ホームページ）
「愛知県内の私立学校」（愛知県ホームページ）
「名古屋市内の保育所等認可施設・事業所」（名古屋市ホームページ）
「一宮市内公立保育園一覧（令和5年度）」（一宮市ホームページ）
「一宮市内私立保育園・認定こども園・地域型保育事業所一覧」（一宮市ホームページ）
「保育所一覧」（愛知県ホームページ）
「認可外保育施設一覧」（一宮市ホームページ）
「愛知県所管認可外保育施設一覧表」（愛知県ホームページ）
「愛知県内の認定こども園一覧表」（愛知県ホームページ）
「令和7年度　学校名簿」（三重県ホームページ）
「ここ de サーチ（子ども・子育て支援情報公表システム）ウェブサイト」

表 4-2-16(1)　病院、福祉施設の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
病院	愛知県	一宮市	1	一宮市立市民病院	一宮市文京 2-2-22
			2	総合大雄会病院	一宮市桜 1-9-9
			3	いまむら病院	一宮市今伊勢町本神戸字無量寺東 17
			4	医療法人泰玄会 泰玄会病院	一宮市東五城字備前 1-1
			5	医療法人山下病院	一宮市中町 1-3-5
			6	大雄会第一病院	一宮市羽衣 1-6-12
			7	医療法人泰玄会 泰玄会西病院	一宮市小信中島字郷中 104
			8	いまいせ心療センター	一宮市今伊勢町宮後字郷中茶原 30
			9	尾西記念病院	一宮市冨田字宮東 1718-1
			10	一宮西病院	一宮市開明字平 1
			11	一宮医療療育センター	一宮市冨田字流筋 1679-2
		津島市	12	津島市民病院	津島市橘町 3-73
			13	医療法人三善会 津島中央病院	津島市葉苅町字綿掛 63
			14	津島リハビリテーション病院	津島市南新開町 1-114
			15	医療法人宏徳会 安藤病院	津島市唐臼町半池 72-1
		稲沢市	16	稲沢市民病院	稲沢市長束町沼 100
			17	愛知県厚生農業協同組合連合会 稲沢厚生病院	稲沢市祖父江町本甲拾町野 7
			18	医療法人回精会 北津島病院	稲沢市平和町嫁振 307
			19	医療法人六輪会 六輪病院	稲沢市平和町塩川 104
		弥富市	20	愛知県厚生農業協同組合連合会 海南病院	弥富市前ヶ須町南本田 396
			21	偕行会リハビリテーション病院	弥富市神戸 5-20
		あま市	22	あま市民病院	あま市甚目寺畦田 1
			23	医療法人宝会 七宝病院	あま市七宝町下田矢倉下 1432
			24	医療法人和合会 好生館病院	あま市上萱津西ノ川 8
		蟹江町	25	医療法人瑞頌会 尾張温泉かにえ病院	海部郡蟹江町大字西之森字長瀬下 65-14
			26	船入病院	海部郡蟹江町宝 1-596
	三重県	桑名市	27	長島中央病院	桑名市長島町福吉 271

表 4-2-16(2)　病院、福祉施設の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
福祉施設	愛知県	一宮市	特別養護老人ホーム		
			28	愛厚ホーム一宮苑	一宮市大和町苅安賀字狭間 70
			29	朝日荘	一宮市明地字西阿古井 1
			30	一宮市萩の里	一宮市萩原町東宮重字蓮原 36-1
			31	アルメゾンみづほ	一宮市三条字野間 26-1
			32	プチ・プレジール	一宮市大和町於保字丹波 6-3
			33	西御堂の里三笠	一宮市萩原町西御堂字虫祭 1-1
			34	まつかぜ	一宮市開明字柳苗代 13
			35	ガーデンハウス今伊勢	一宮市今伊勢町馬寄字御祭田 2-1
			介護老人保健施設		
			36	医療法人泰玄会介護老人保健施設みなみ	一宮市上祖父江字小稲葉 1
			37	介護老人保健施設サザン一宮	一宮市北小渕字道上 55-1
			38	医療法人泰玄会泰玄会老人保健施設	一宮市小信中島字仁井西 56-3
			養護老人ホーム		
			39	新和楽荘	一宮市萩原町東宮重字蓮原 24-1
			軽費老人ホーム(軽費老人ホーム A 型・ケアハウス)		
			40	軽費老人ホーム朝日荘	一宮市明地字西阿古井 1
			41	ケアハウスサンセリテ大和	一宮市大和町於保字宮前 70
			有料老人ホーム		
			42	HIBISU 一宮	一宮市長島町 1-3
			43	ヴィヴァハウス	一宮市萩原町花井方 975
			44	たんぽぽ森本の家	一宮市森本 1-20-15
			45	ライフケア玉野	一宮市玉野字西瀬古 31-2
			46	やまと	一宮市大和町南高井字江北 8
			47	たんぽぽグランドハウス	一宮市栄 1-1-18
			48	さくら苑	一宮市浅野字居森野 84
			49	K ライン・ケアレジデンス一宮	一宮市下沼町 1-15-2
			50	なごみ	一宮市東五城字篭島 28
			51	花みずき苑	一宮市浅野字佐五山 65
			52	ライフケア一宮	一宮市大和町毛受字浜田 50
			53	ナーシングホームほほえみ五城	一宮市西五城字中川田 18-1
			54	楽・楽	一宮市丹羽字六反畑 867-6
			55	一花開明	一宮市開明字飛山流 57-1
			56	ニッケあすも一宮	一宮市今伊勢町本神戸字前畑 1
			57	シルバーホームみのり西小原	一宮市西小原町 21-1
			58	やまとの憩	一宮市大和町福森字郷中 58-2
			59	三条	一宮市三条字道東 83-1
			60	ライフケア妙興寺	一宮市大和町妙興寺字西之口 2361-1
			61	ゆう苅安賀いちご	一宮市大和町苅安賀狭間 37
			62	ザ・フクシアコート丹羽	一宮市丹羽六反畑 852-1
			63	ザ・フクシアコート小原住宅型有料老人ホーム	一宮市小原町 14-1

表 4-2-16(3)　病院、福祉施設の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
福祉施設	愛知県	一宮市	64	ハピネス森本	一宮市森本 3-10-10
			65	花むすび開明	一宮市開明字北屋敷 18-1
			66	ロングライフ開明	一宮市開明字畑添 16-1
			67	ほほえみＩｒｉｓａｋｉ	一宮市開明字杁先 29
			68	ライフケア大赤見	一宮市大赤見字大島 17
			69	すずらん一宮市	一宮市緑 5-2-8
			70	とわの杜	一宮市赤見 3-4-2
			71	住宅型有料老人ホーム加賀野井	一宮市東加賀野井字川原 1729
			72	リアン一宮牛野通	一宮市牛野通 2-50-1
			73	ナーシングホームほほえみ東五城	一宮市東五城字北作野 36-1、37-1
			74	あるふぁの家	一宮市西島町 1-18
			75	花の里	一宮市祐久字八間城 174
			76	ナーシングホーム北斗開明	一宮市開明字蒲原 25
			77	ええなもはうす	一宮市音羽 2-5-17-2
			78	ハピネス新生	一宮市新生 3-9-1
			79	ナーシングホーム青空一宮	一宮市東五条字北作野 45-1
			80	ＣＡＲＥ	一宮市栄 4-3-8
			81	ナーシングホーム寿々一宮西	一宮市西五城字飛石北 34-1
			82	ナーシングホームえる	一宮市開明字馬保里 81
			83	ナラティブホームさつき	一宮市大赤見才勝 5
			84	サポートテラス深坪	一宮市深坪町 32-2
			85	ユトリロの空	一宮市大和町妙興寺字徳法寺浦 25
			86	ナーシングホームアイプラス	一宮市萩原町萩原字大日 21
			87	まかろん一宮	一宮市両郷町 3-46-1
			88	メディケアホーム緑の家	一宮市大和町苅安賀字上西之杁 15-2
			89	ナーシングハウスつくしの里末広	一宮市末広 3-11-15
			90	じゃがいもの里	一宮市祐久字南野黒 132
			91	幸せの和	一宮市大志 1-13-20
			92	からふる庭園今伊勢	一宮市今伊勢町本神戸字無量寺東 1122
			93	リリーフのお家	一宮市両郷町 3-25-2
			94	安住いちのみや	一宮市川田町 5-32
			95	介護と医療と安心のすまいハピー	一宮市大和町苅安賀字更屋敷 33
			96	ナーシングホーム桃李	一宮市高畑町 3-61-1
			97	ニッケあすも一宮弐番館	一宮市今伊勢町本神戸字前畑 1
			98	住宅型有料老人ホーム笑咲ノ家一宮	一宮市浅野字下土池 3
			99	和の里白旗通り	一宮市白旗通 1-8
			100	胡蝶	一宮市小信中島字北東山 39
			101	おだいじに住宅型有料老人ホーム一宮	一宮市篭屋 2-2-6
			102	ナーシングホーム紬	一宮市小信中島字新田前 6
			103	ナーシングホームアイプラス朝宮	一宮市萩原町朝宮字神ノ木 70-1
			104	ナーシングホーム青空起	一宮市東五城字上出 16-1
			105	有料老人ホームハピネス大和	一宮市宮地 2-11-1

表 4-2-16(4)　病院、福祉施設の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
福祉施設	愛知県	一宮市	106	ナーシングホームかえで	一宮市明地字東下平 86-1
			107	住宅型有料老人ホーム加賀野井Ⅱ	一宮市東加賀野井字川原 1720
			108	紡の家	一宮市九品町 3-18-1
			109	ゴールドエイジロイヤル一宮	一宮市小信中島字東鴨平 82-1
			110	ナーシングホーム北斗大和	一宮市大和町福森字宮前 21-1
			111	アクアホーム一宮起	一宮市起字西生出 84
			112	アローホーム大和	一宮市大和町妙興寺字徳法寺浦 25
			113	介護と医療と安心のすまい　ハピーｏ	一宮市大和町苅安賀字更屋敷 39
			114	ハート・いちのみや	一宮市開明字東沼 18-1
			115	ウェルホーム一宮	一宮市萩原町朝宮字朝宮前 21
			116	サンフラワー一宮	一宮市東加賀野井字東川原 88
		津島市	特別養護老人ホーム		
			117	恵寿荘	津島市唐臼町半池 72-6
			118	長寿の里・津島	津島市江西町 1-3-1
			119	第二陽だまりの里	津島市寺野町字好土 44
			介護老人保健施設		
			120	老人保健施設第一アメニティつしま	津島市東柳原町 3-47-1
			121	老人保健施設第二アメニティつしま	津島市東柳原町 3-45
			122	老人保健施設六寿苑	津島市南新開町 1-112-1
			123	介護老人保健施設パビリオン	津島市葉苅町字綿掛 56
			124	介護老人保健施設第２六寿苑	津島市杁前町 5-31-1
			125	ユニット型介護老人保健施設第２六寿苑	津島市杁前町 5-31-1
			介護医療院		
			126	医療法人宏徳会安藤病院介護医療院	津島市唐臼町半池 72－1
			127	介護医療院津島中央病院	津島市葉苅町字綿掛 63
			養護老人ホーム		
			128	天王川荘	津島市中地町 4-65
			軽費老人ホーム(軽費老人ホームＡ型・ケアハウス)		
			129	ケアハウス陽だまりの里	津島市下切町字見祢ツ 11
			有料老人ホーム		
			130	みんなの家	津島市宇治町小切 95
			131	愛宕の家	津島市愛宕町 4-113
			132	ドルトワールひだまり	津島市杁前町 4-28-1
			133	ライフケア津島	津島市越津町字坪之内 15
			134	すみれ津島駅前	津島市藤里町 1-42-2
			135	ハート・つしま	津島市又吉町 1-51
			136	ひまわり会館津島	津島市常盤町 2-47-1
			137	青塚ケアセンターまほろば	津島市青塚町 6-142
			138	ナーシングホーム楽楽	津島市寺野町字高瀬 58

表 4-2-16(5)　病院、福祉施設の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
福祉施設	愛知県	稲沢市	特別養護老人ホーム		
			139	寿敬園	稲沢市平和町観音堂東海塚 26
			140	寿敬園（ユニット型）	稲沢市平和町観音堂東海塚 26
			141	大和の里	稲沢市六角堂東町 1-3-6
			142	祖父江グリーンハウス	稲沢市祖父江町祖父江中沼 15
			143	第二大和の里	稲沢市井堀野口町 27
			144	第二大和の里（ユニット型）	稲沢市井堀野口町 27
			145	すずの郷	稲沢市船橋町江向 193-1
			146	すずの郷西館	稲沢市船橋町江向 131
			147	信竜	稲沢市大塚北 9-45
			148	稲沢白寿苑	稲沢市治郎丸元町 34
			介護老人保健施設		
			149	医療法人回精会稲沢老人保健施設第 1 憩の泉	稲沢市駅前 2-27-3
			150	医療法人回精会稲沢老人保健施設第 2 憩の泉	稲沢市駅前 2-25-15
			151	介護老人保健施設ベストライフ祖父江	稲沢市祖父江町四貫東堤外 1201-70
			軽費老人ホーム(軽費老人ホームＡ型・ケアハウス)		
			152	ケアハウス祖父江グリーンハウス	稲沢市祖父江町祖父江中沼 15
			153	ケアハウス第二大和の里	稲沢市井堀野口町 27
			154	ケアハウス信竜	稲沢市大塚北 9-34-1
			155	ケアハウス信竜 2 號舘	稲沢市大塚北 9-33
			有料老人ホーム		
			156	カナン	稲沢市小池 2-12-7
			157	さくらんぼ	稲沢市祖父江町二俣下り戸 109-1
			158	一花下津	稲沢市下津小井戸町 41
			159	安住	稲沢市長野 5-80
			160	ノエル	稲沢市小池 2-4-21
			161	ゆうゆう未来館稲沢	稲沢市重本 1-13-1
			162	いなざわの憩	稲沢市一色川俣町 149-1
			163	もんてくらい	稲沢市大塚北 2-99
			164	さわやかいなざわ館	稲沢市平和町前平 53-1
			165	サンケア桜華	稲沢市平和町嫁振 12、18-2
			166	ナーシングホームハート・いなざわ	稲沢市大矢町地蔵堂 46-1
			167	さくらんぼ	稲沢市祖父江町二俣柳原 17、19-2
			168	サンケア陽ま里	稲沢市平和町西光坊新町 72
			169	ナーシングホーム北斗稲沢西	稲沢市一色中屋敷町 136
			170	いなざわ花水木	稲沢市正明寺 2-21-13
			171	かとれあ	稲沢市下津寺前町 21
			172	ナーシングホーム北斗稲沢東	稲沢市奥田井之下町 160

表 4-2-16(6)　病院、福祉施設の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
福祉施設	愛知県	愛西市	特別養護老人ホーム		
			173	明範荘	愛西市赤目町山之神 30-1
			174	愛厚ホーム佐屋苑	愛西市大井町浦田面 268-6
			175	悠々の里	愛西市小茂井町宮浦 64-1
			176	佐織寿敬園	愛西市西川端町南須原 4-1
			介護老人保健施設		
			177	介護老人保健施設ハレルヤ園	愛西市西保町北川原 179-145
			軽費老人ホーム(軽費老人ホームＡ型・ケアハウス)		
			178	ケアハウスジュケイエン	愛西市西川端町南須原 4-1
			有料老人ホーム		
			179	アイディールケアホームさや団欒	愛西市西保町六十坪 41-1
			180	ピーターラビットの家	愛西市町方町二ツ橋 104
			181	ひまわり会館愛西	愛西市善太新田町十割下 1-4
			182	シニアハウスオヅ	愛西市小津町古堤 522-1
			183	クレソン	愛西市勝幡町東町 279
			184	シルバーマンションキリン愛西	愛西市善太新田町十一下 86-1
			185	すまいるシニアホーム	愛西市大井町七川北 61
			186	ナーシングホーム寿々愛西	愛西市北一色町北田面 262-1
			187	小規模有料ホーム古都さおり館	愛西市渕高町上八反 31-3
		弥富市	特別養護老人ホーム		
			188	輪中の郷	弥富市大藤町 5-3
			189	長寿の里・十四山	弥富市六條町大崎 69-1
			190	おふくろの家	弥富市又八 2-128-1
			191	にじいろあすなろ	弥富市森津 13-6-1
			介護老人保健施設		
			192	介護老人保健施設ペジーブル弥富	弥富市神戸 2-53
			有料老人ホーム		
			193	はぴね弥富	弥富市前ヶ須町新田字東勘助 110-1
			194	メディカルホームローズ	弥富市子宝町 2-105-1
			195	やとみ翔裕館	弥富市竹田 4-46
			196	ひまわり会館弥富	弥富市平島町西新田 103
			197	スマイルあすなろ	弥富市森津 7-5-1
			198	ひまわり会館ひので	弥富市西新田 105-1
			199	あんねいの家やとみ	弥富市芝井４－10－2
			200	THE Classic Care Residence 弥富	弥富市平島中 2-20
			201	クリニカルホームほほえみ	弥富市佐古木 3-292-1
			202	住宅型有料老人ホームエルステージ弥富	弥富市平島町五反割 8-2

表 4-2-16(7)　病院、福祉施設の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
福祉施設	愛知県	あま市	特別養護老人ホーム		
			203	あま恵寿荘	あま市二ッ寺西高須賀 2
			204	第Ⅱあま恵寿荘	あま市坂牧向江 24
			介護老人保健施設		
			205	医療法人宝会老人保健施設七宝園	あま市七宝町下田矢倉下 1433
			軽費老人ホーム(軽費老人ホームＡ型・ケアハウス)		
			206	ケアハウスあま	あま市二ッ寺西高須賀 2
			有料老人ホーム		
			207	ヴィエイールひだまり	あま市大字乙之子楠島 30-1
			208	ライフケアあま	あま市森 3-13-2
			209	エトワール下田橋	あま市七宝町下田五之坪 1111
			210	フレシア	あま市篠田小塚 55-1
			211	医心館あま	あま市小路 3-1-3
			212	ナーシングホーム美空あま	あま市新居屋大日 30
			213	ナーシングホーム幸空	あま市坂牧郷 9
			214	ひまわり会館七宝	あま市七宝町安松 13－36
			215	ソレイユ蜂須賀	あま市蜂須賀五反地 21-1
			216	ハピネス花水木	あま市新居屋又屋敷 63
			217	メディカルホーム雅・あま	あま市七宝町川部佛教田 76-1
			218	有料老人ホーム咲くさく	あま市七宝町遠島南萱苅島 33
			219	ナーシングホームグレース	あま市新居屋茶屋 34
			220	医療特化型　住宅型有料老人ホーム メディカルホーム　アイビー	あま市花長茶木島 15
			221	″住宅型有料老人ホーム	あま市七宝町桂河原 38
		蟹江町	特別養護老人ホーム		
			222	カリヨンの郷	蟹江町大字今字伊勢苗代 1-1
			223	カリヨンの郷「新千秋」	蟹江町大字新千秋字後西 34
			224	あおばの郷	蟹江町西之森 5-23
			介護老人保健施設		
			225	医療法人宝会介護老人保健施設セーヌ蟹江	蟹江町須成西 7-90-1
			226	介護老人保健施設かにえ	蟹江町蟹江新田字佐屋川東 48-1
			軽費老人ホーム(軽費老人ホームＡ型・ケアハウス)		
			227	ケアハウスカリヨンの郷	蟹江町大字今字伊勢苗代 1-1
			有料老人ホーム		
			228	介護付き有料老人ホーム天然温泉レガロ蟹江	蟹江町大字西之森字長瀬下 65-22
			229	スローライフハウス琴葉かにえ	蟹江町桜 2-62
			230	ひまわり会館蟹江桜	蟹江町桜 2-31
			231	ひまわり会館蟹江今	蟹江町今本町通 18-1
			232	ひまわり会館蟹江城	蟹江町城 1-20
			233	緩和型ナーシングホームキセキかにえ	蟹江町大字蟹江新田字源氏前 39－1
			234	介護付き有料老人ホームレガロ蟹江	海部郡蟹江町宝 2-559

表 4-2-16(8)　病院、福祉施設の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
福祉施設	愛知県	飛島村	特別養護老人ホーム		
			235	やすらぎの里	飛島村大宝字八島 113-1
			介護老人保健施設		
			236	介護老人保健施設ヴィラとびしま	飛島村服岡 4-1-1
	三重県	桑名市	特別養護老人ホーム		
			237	アパティア長島苑	桑名市長島町西外面 1070
			238	あおい	桑名市長島町横溝蔵 568-2
			介護老人保健施設		
			239	介護老人保健施設ながしま	桑名市長島町福吉 271
			介護医療院		
			240	長島中央病院介護医療院	桑名市長島町福吉 271 番地
			有料老人ホーム		
			241	ベストライフ長島	桑名市長島町西外面下島 1718-1
		木曽岬町	特別養護老人ホーム		
			242	すいせんの里	木曽岬町和富 10-8
			介護老人保健施設		
			243	ビオトープさくら	木曽岬町大字和富 10 番 17
			244	老健きそさき	木曽岬町和富 10 番 17

注)No.は図4-2-10に対応する。
出典：「病院名簿」（愛知県ホームページ）
「三重県内病院一覧」（三重県ホームページ）
「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」（愛知県ホームページ）
「三重県社会福祉施設等名簿」（三重県ホームページ）

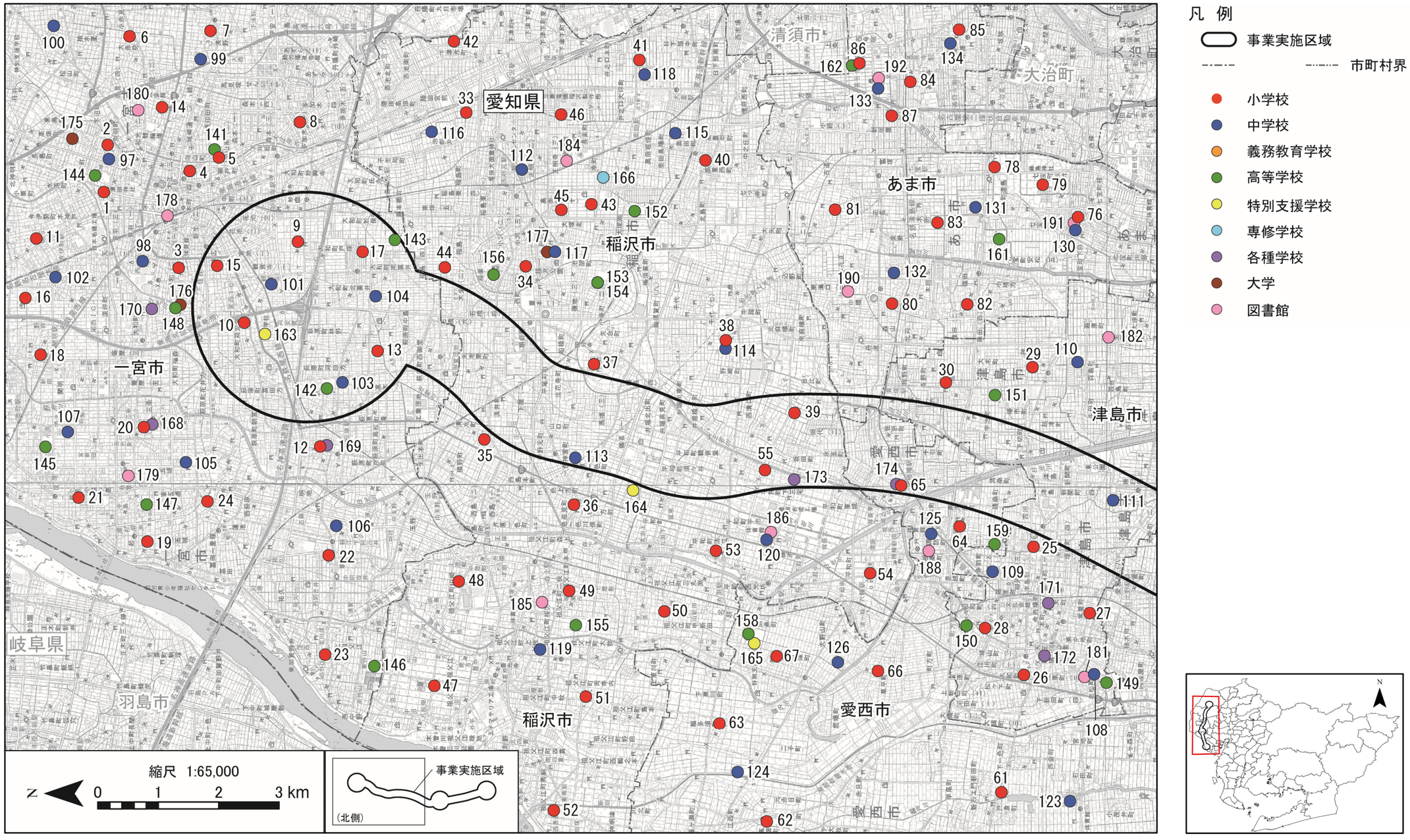

出典：「令和7年度学校一覧」（愛知県ホームページ）
「愛知県内の私立学校」（愛知県ホームページ）
「愛知県大学情報ポータルサイト」（愛知県政策企画局企画調整部）
「愛知県内 公立図書館一覧」（愛知県図書館ホームページ）
「施設概要」（津島市ホームページ）
「令和7年度　学校名簿」（三重県ホームページ）

図 4-2-8(1)　学校（小学校、中学校、高等学校、大学等）及び図書館の状況

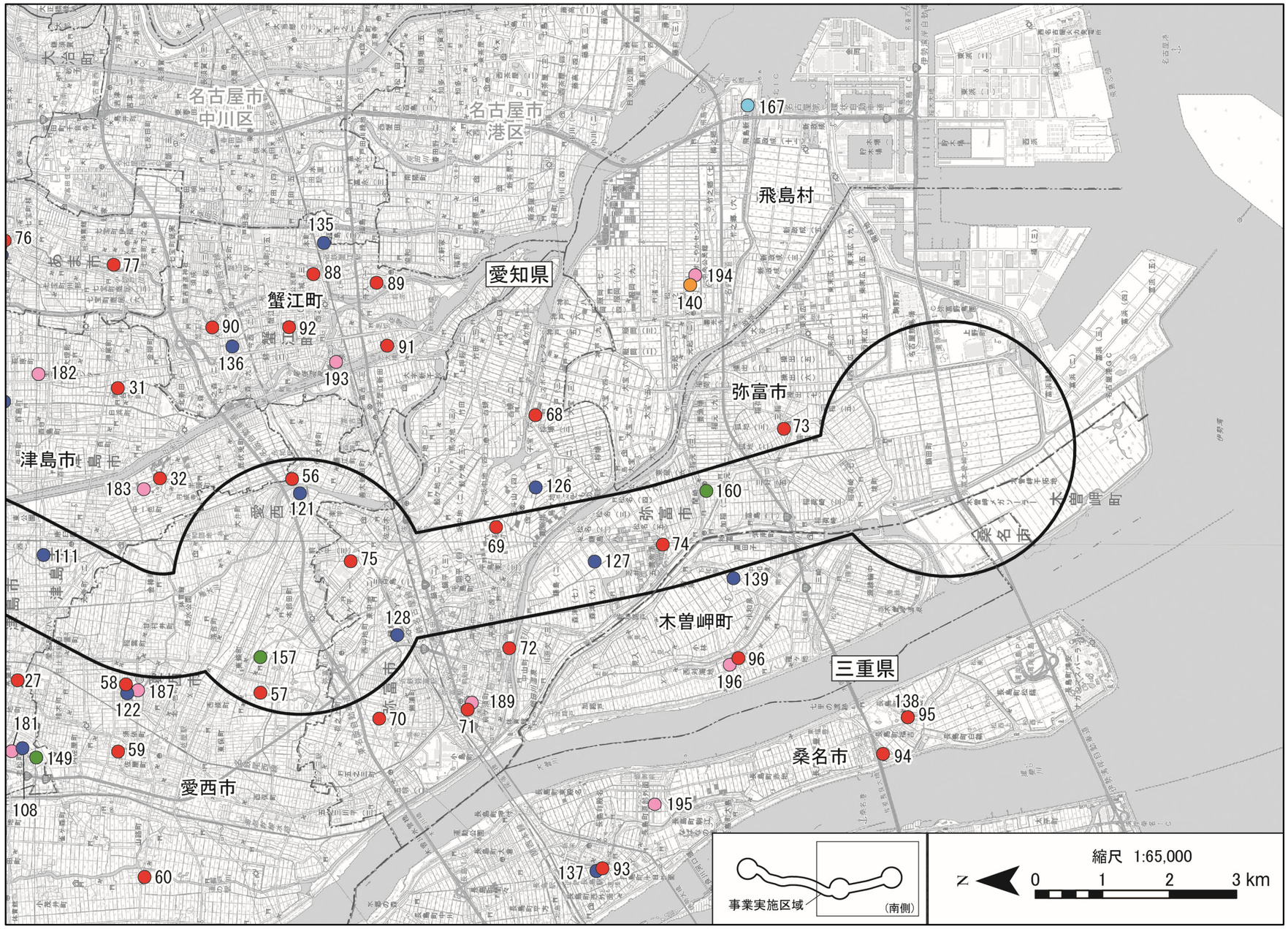

出典：「令和7年度学校一覧」（愛知県ホームページ）
「愛知県内の私立学校」（愛知県ホームページ）
「愛知県大学情報ポータルサイト」（愛知県政策企画局企画調整部）
「愛知県内 公立図書館一覧」（愛知県図書館ホームページ）
「施設概要」（津島市ホームページ）
「令和7年度　学校名簿」（三重県ホームページ）

図 4-2-8(2)　学校（小学校、中学校、高等学校、大学等）及び図書館の状況

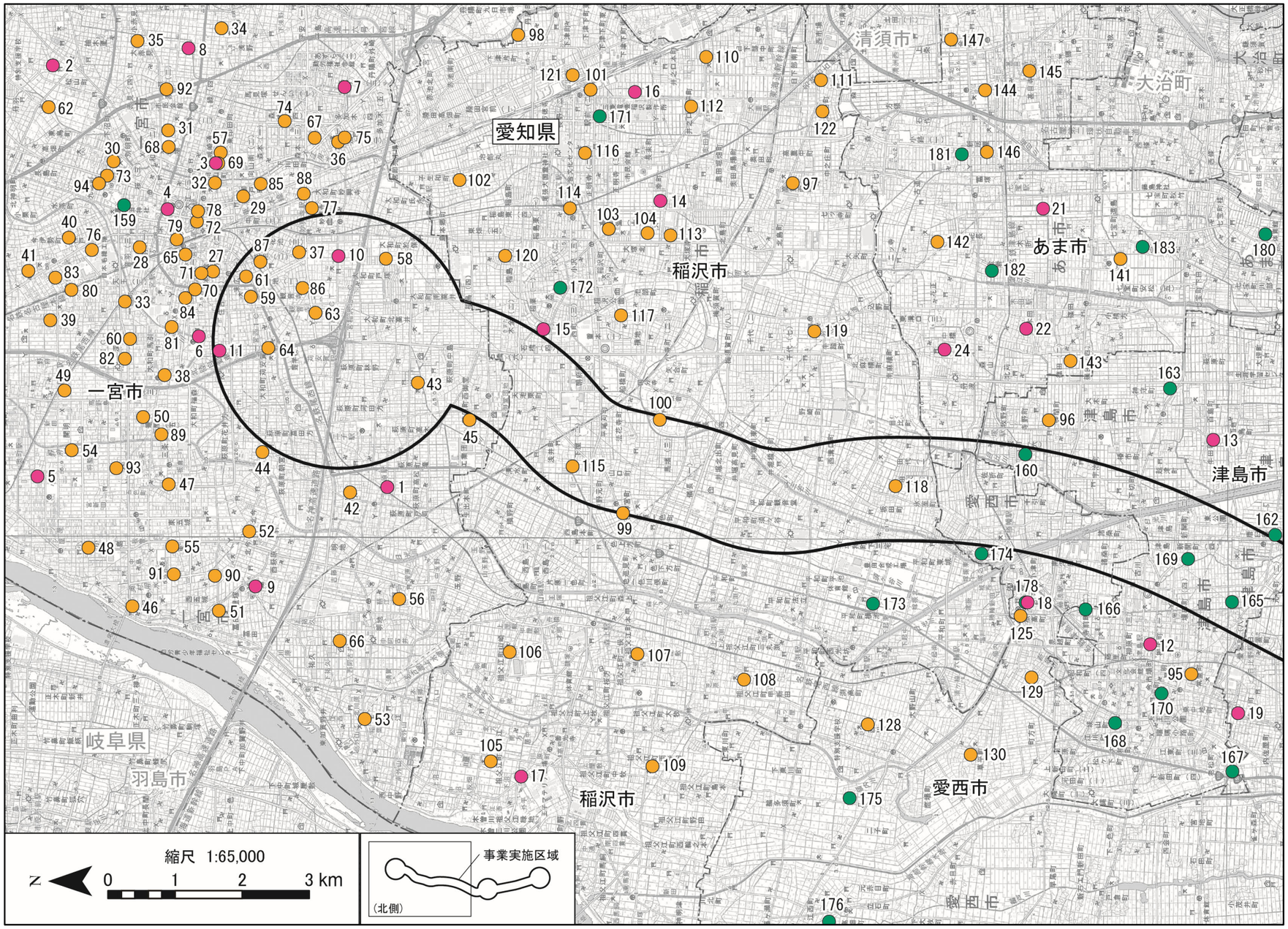

出典：「令和7年度学校一覧」（愛知県ホームページ）
「愛知県内の私立学校」（愛知県ホームページ）
「一宮市内公立保育園一覧（令和5年度）」（一宮市ホームページ）
「一宮市内私立保育園・認定こども園・地域型保育事業所一覧」（一宮市ホームページ）
「保育所一覧」（愛知県ホームページ）
「認可外保育施設一覧」（一宮市ホームページ）
「愛知県所管認可外保育施設一覧表」（愛知県ホームページ）
「愛知県内の認定こども園一覧表」（愛知県ホームページ）
「令和7年度　学校名簿」（三重県ホームページ）
「ここ de サーチ（子ども・子育て支援情報公表システム）ウェブサイト」

図 4-2-9(1)　幼稚園、保育所、認定こども園の状況

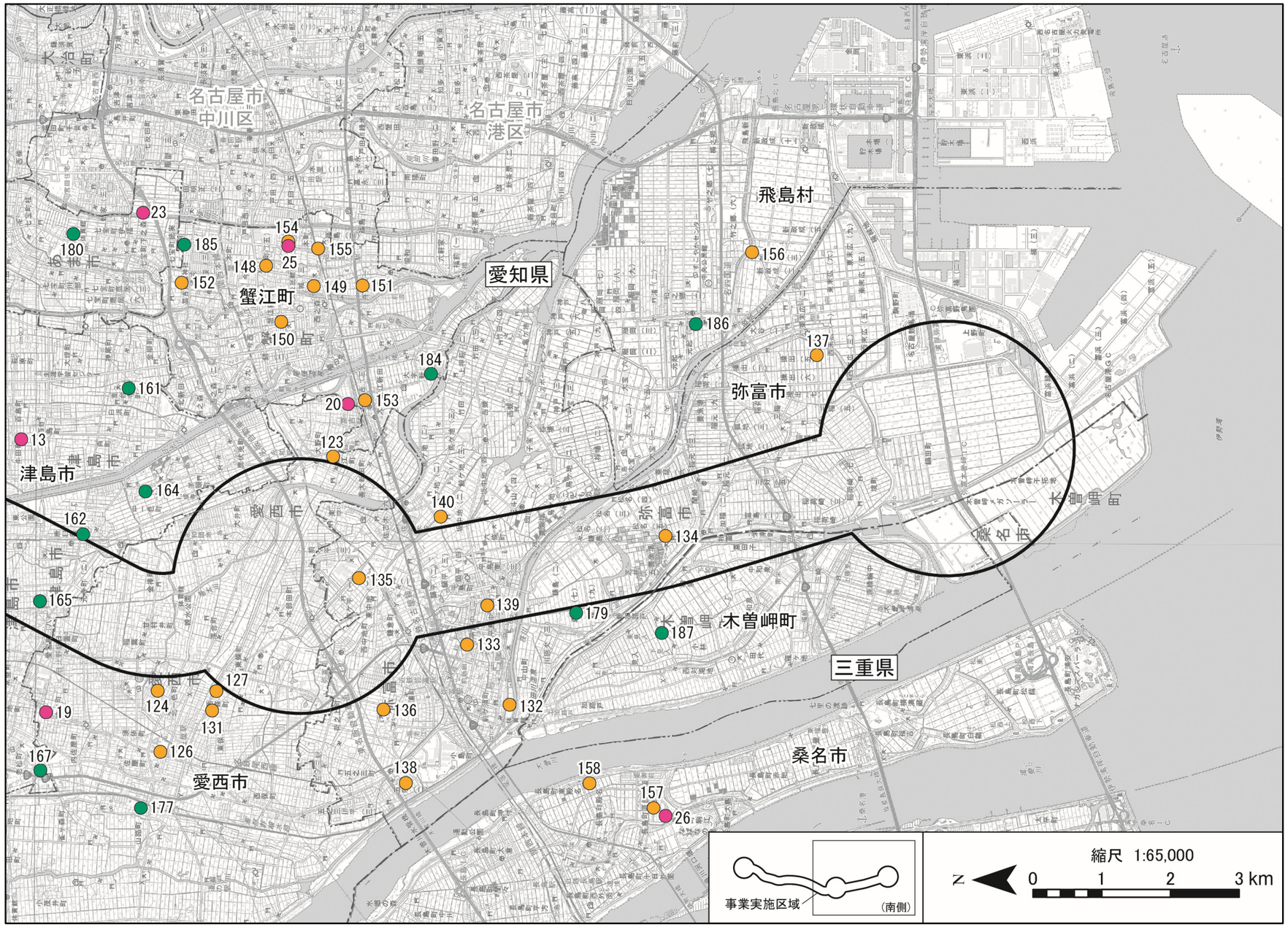

出典：「令和7年度学校一覧」（愛知県ホームページ）
「愛知県内の私立学校」（愛知県ホームページ）
「一宮市内公立保育園一覧（令和5年度）」（一宮市ホームページ）
「一宮市内私立保育園・認定こども園・地域型保育事業所一覧」（一宮市ホームページ）
「保育所一覧」（愛知県ホームページ）
「認可外保育施設一覧」（一宮市ホームページ）
「愛知県所管認可外保育施設一覧表」（愛知県ホームページ）
「愛知県内の認定こども園一覧表」（愛知県ホームページ）
「令和7年度　学校名簿」（三重県ホームページ）
「ここ de サーチ（子ども・子育て支援情報公表システム）ウェブサイト」

図 4-2-9(2)　幼稚園、保育所、認定こども園の状況

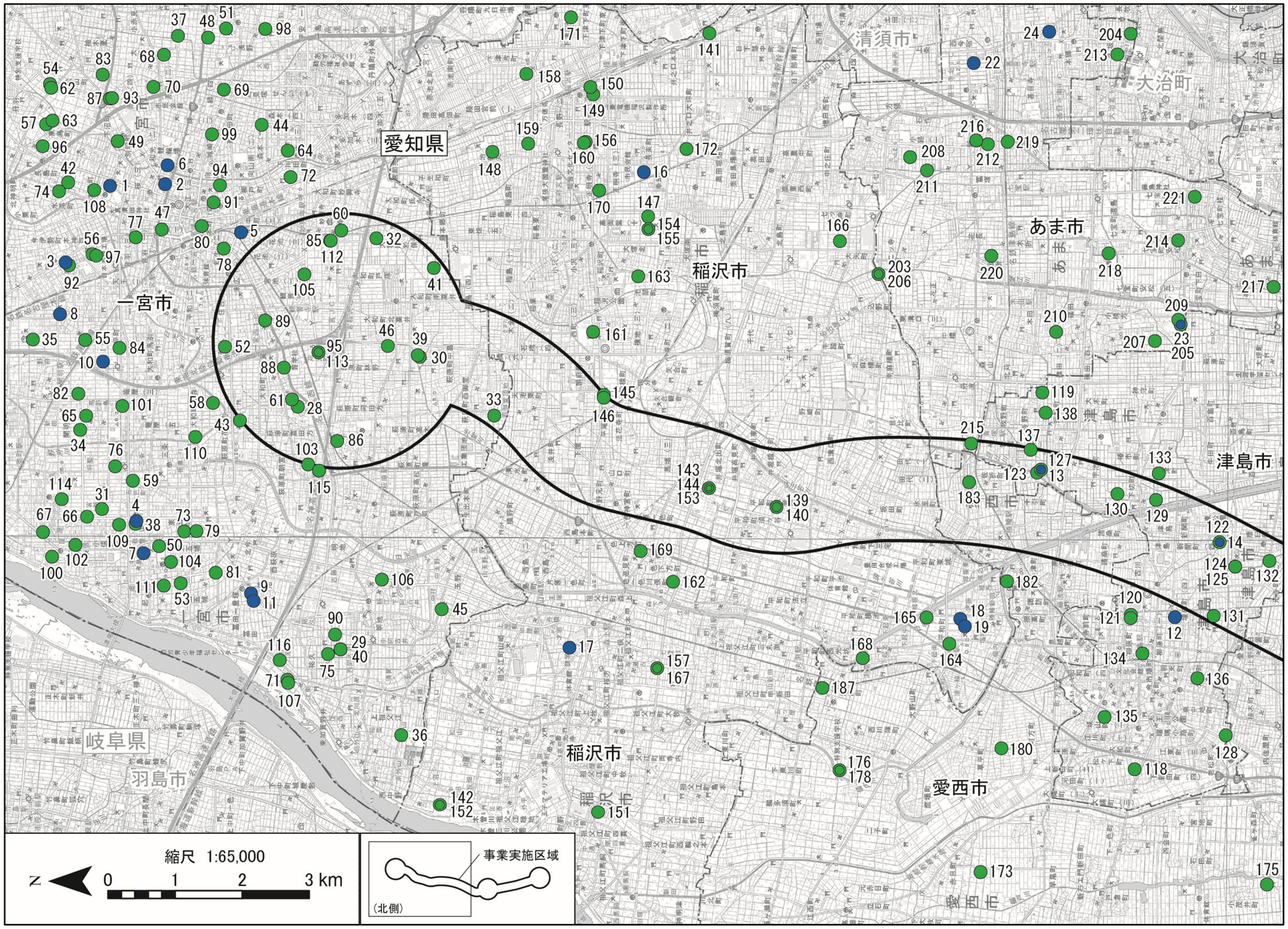

出典：「病院名簿」（愛知県ホームページ）
「三重県内病院一覧」（三重県ホームページ）
「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」（愛知県ホームページ）
「三重県社会福祉施設等名簿」（三重県ホームページ）

図 4-2-10(1)　病院、福祉施設の状況

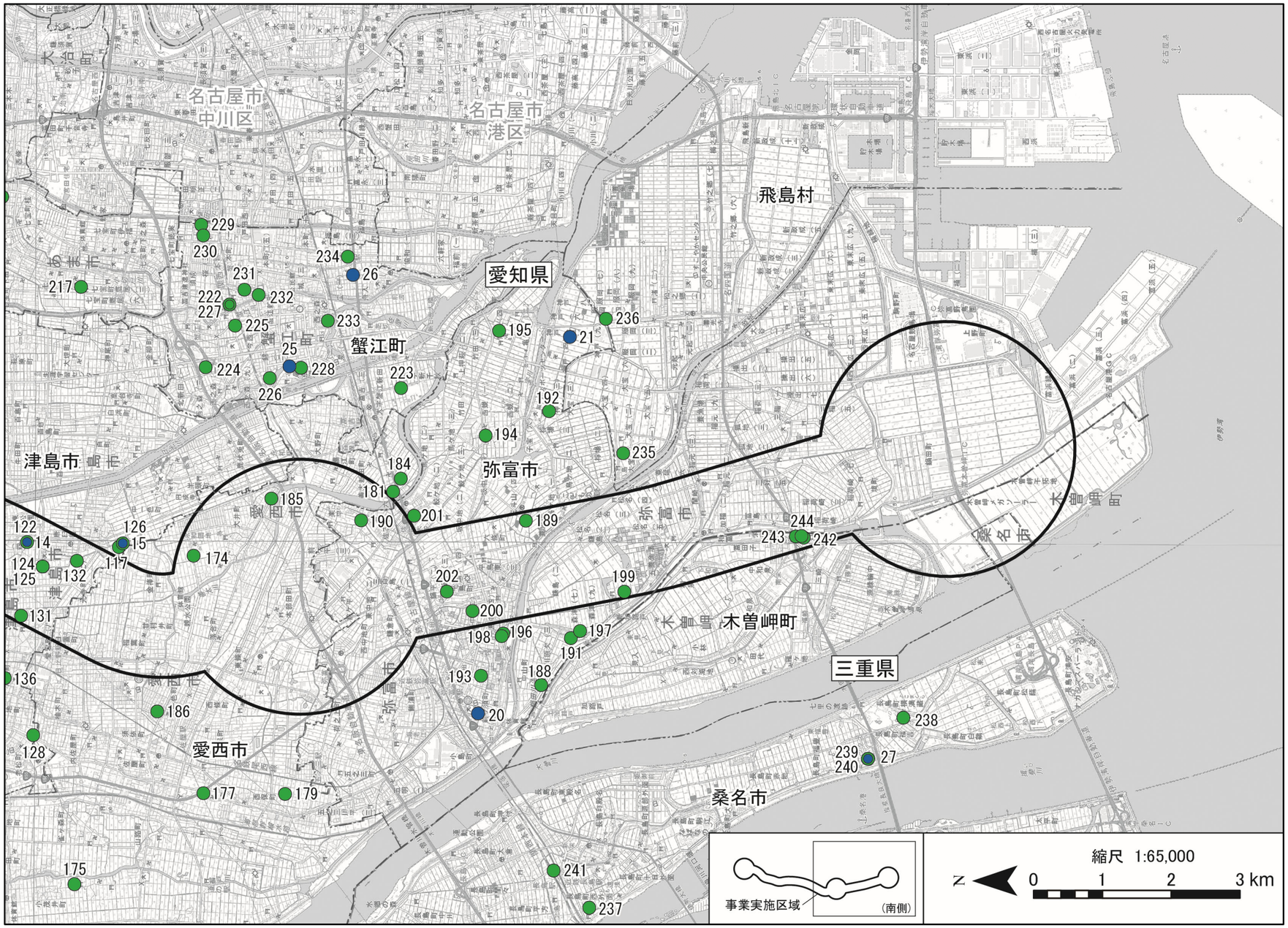

凡 例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 病院
- 福祉施設

出典：「病院名簿」（愛知県ホームページ）
「三重県内病院一覧」（三重県ホームページ）
「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」（愛知県ホームページ）
「三重県社会福祉施設等名簿」（三重県ホームページ）

図 4-2-10(2)　病院、福祉施設の状況

2) 住宅の配置の概況

調査区域については、ほぼ全域が都市地域に含まれ、すべての市町村で市街化区域が指定されているなど市街化が進んだ区域となっており、住居が広く分布しています。また、図 4-2-11 に示すとおり、令和 2 年度国勢調査に基づく人口集中地区（DID 地区）が存在しています。

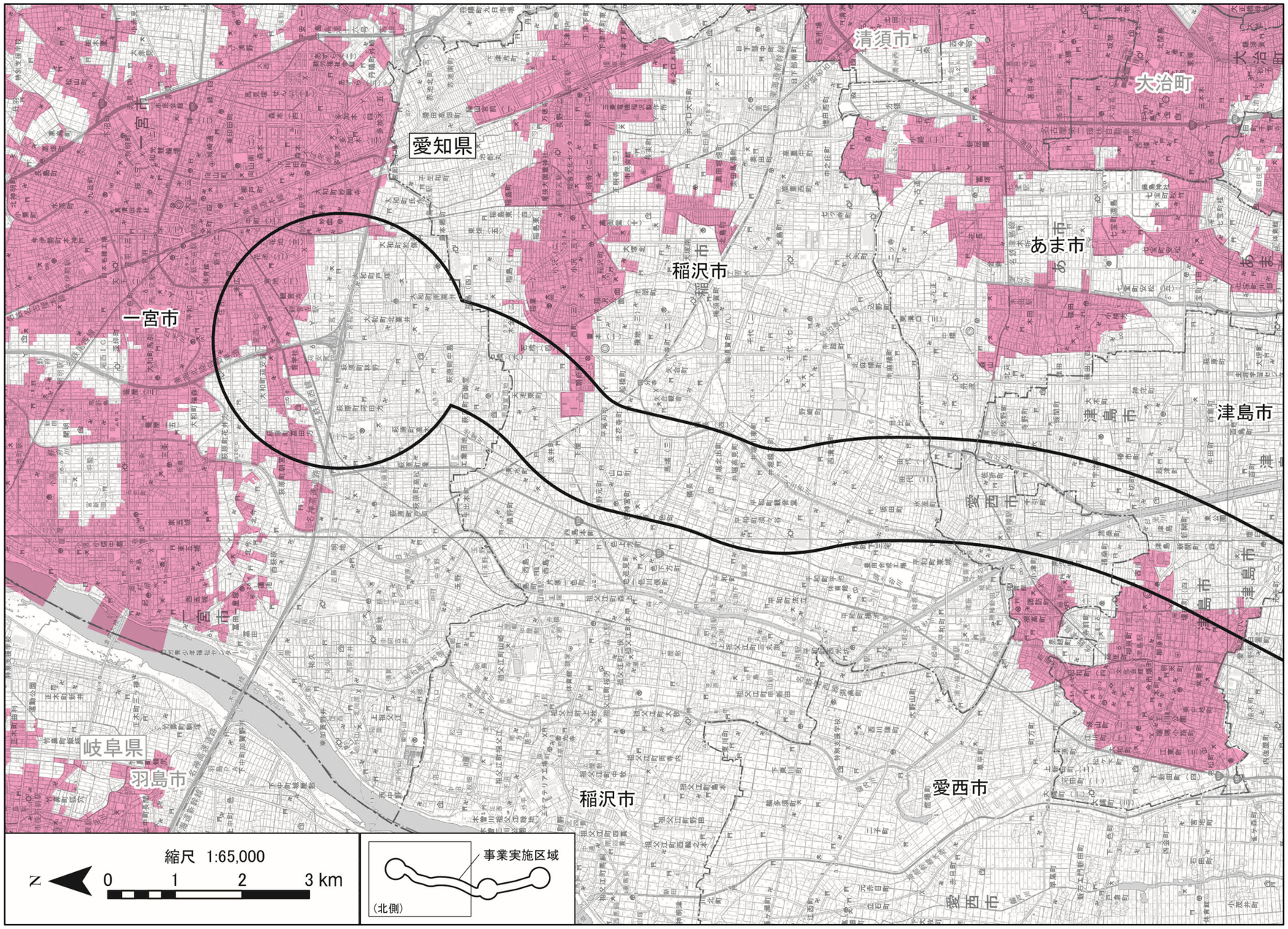

出典：「令和2年度国勢調査　都道府県別境界図」（総務省統計局ホームページ）

図 4-2-11(1)　人口集中地区（DID 地区）

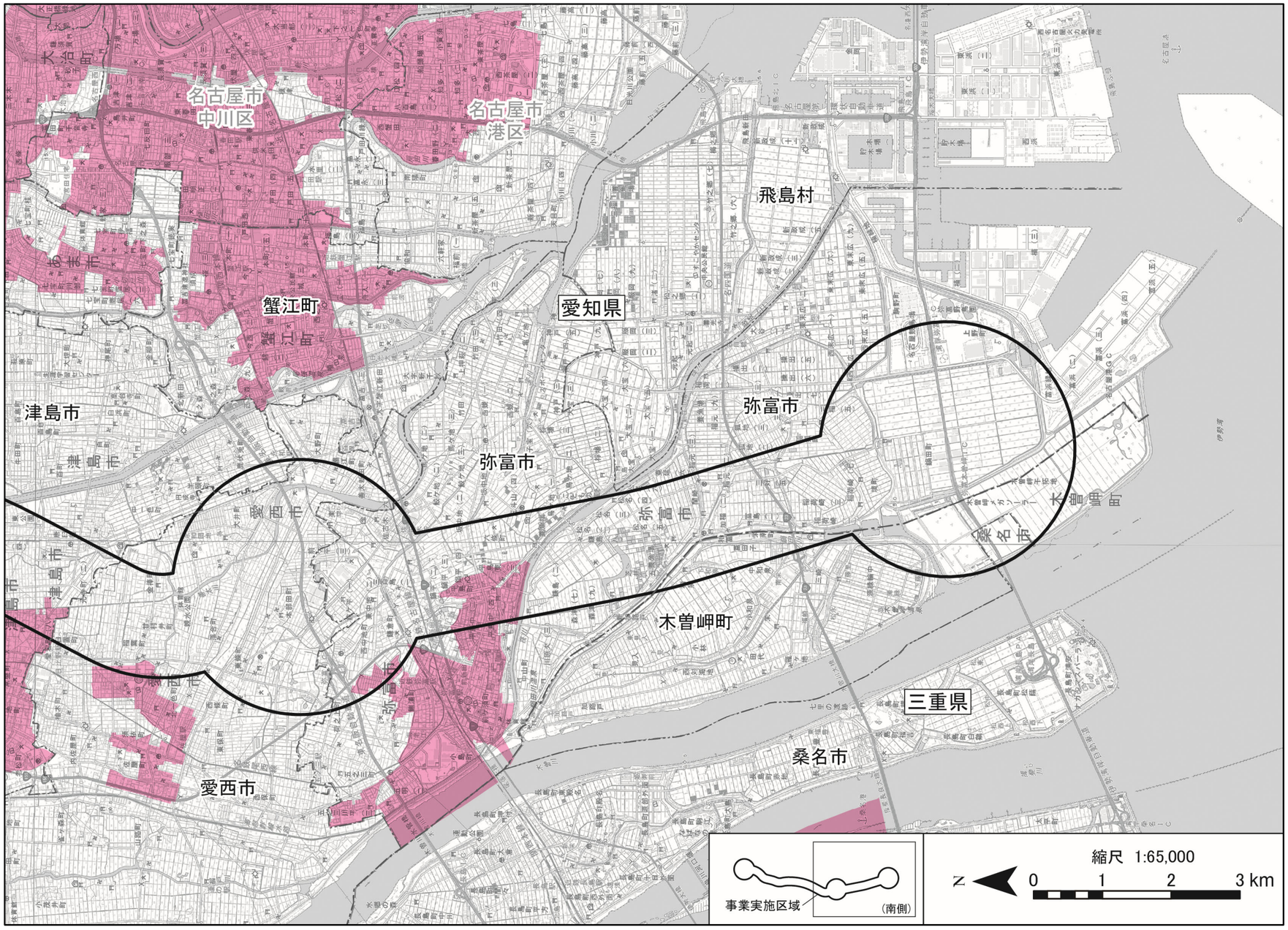

凡 例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 人口集中地区（DID地区）

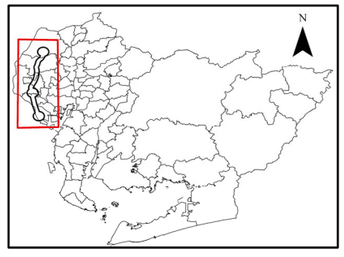

出典：「令和2年度国勢調査　都道府県別境界図」（総務省統計局ホームページ）

図 4-2-11(2)　人口集中地区（DID 地区）

2.6　下水道の整備の状況

調査区域における下水道の整備状況は、表 4-2-17 に示すとおりです。また、周辺の公共下水道処理施設は、表 4-2-18 及び図 4-2-12 に示すとおりです。

愛知県における調査区域の汚水処理人口普及率は 70.1～97.1%、下水道処理人口普及率は 0.0～71.3%であり、汚水処理人口普及率及び下水道処理人口普及率は飛島村以外で、愛知県全体と比較して低くなっています。調査区域には公共下水道処理場が 3 箇所存在しています。愛知県では、平成 8 年度に「全県域汚水適正処理構想」（愛知県）が策定され、持続可能な汚水処理事業の運営を目的に、より一層の効率化を図るため、令和 5 年 3 月に改定版が策定されています。同構想では、汚水処理の未普及地域の解消に向けた早期概成、持続可能な汚水処理事業の運営のための広域化・共同化の積極的な推進についてとりまとめられています。

三重県における調査区域の汚水処理人口普及率は 93.3～100%、下水道処理人口普及率は 65.5～82.0%であり、いずれも三重県全体と比較して高くなっています。調査区域には公共下水道処理場が 2 箇所存在しています。三重県では、地域で一体となった財政基盤や技術基盤の強化を行い、持続可能な事業運営を推進することを目的として令和 5 年に「三重県汚水処理事業広域化・共同化計画」（令和 5 年 1 月、三重県）が策定されています。

表 4-2-17　下水道の整備の状況

行政区分		人口（千人）	汚水処理人口（千人）	汚水処理人口普及率（%）	下水道処理人口（千人）	下水道処理人口普及率（%）
愛知県全体	一宮市	375.8	328.6	87.4	263.3	70.1
	津島市	59.3	47.7	80.4	26.3	44.4
	稲沢市	132.4	119.9	90.6	64.8	48.9
	愛西市	60.2	53.4	88.7	23.2	37.7
	弥富市	43.4	36.5	84.1	23.2	53.6
	あま市	88.2	61.8	70.1	33.7	38.3
	蟹江町	36.7	33.1	90.1	26.2	71.3
	飛島村	4.7	4.6	97.1	0.0	0.0
		7,470.4	6992.1	93.6	6133.9	82.1
三重県全体	桑名市	137.5	128.2	93.3	112.7	82.0
	木曽岬町	5.9	5.9	100	3.8	65.5
		1,733.3	1,560.6	90.0	1,072.3	61.9

注1）令和6年度末の集計結果を示す。
注2）人口・汚水処理人口・下水道処理人口は小数第2位を四捨五入した値を示す。
出典：「2024年度末汚水処理人口普及状況（市町村別）」（愛知県ホームページ）
「汚水処理人口普及状況(令和6年度末)」（三重県ホームページ）

表 4-2-18　公共下水道処理施設

No.	県	市町	施設名	所在地	処理能力（m^3/日）	供用開始
1	愛知県	一宮市	東部浄化センター	多加木 5-32-53	54,400（晴天時）	合流式：昭和 35 年 分流式：昭和 63 年
2			西部浄化センター	萩原町花井方古川新田南ノ切 10	27,200（晴天時） 155,100（雨天時）	昭和 39 年
3		稲沢市	日光川上流浄化センター	儀長 1 丁目 1 番地	112,500(最大)	平成 12 年
4		弥富市	日光川下流浄化センター	上野町 2-28	36,150(R5 年時点)	平成 22 年
5	三重県	桑名市	長島浄化センター	長島町赤地 331-1	8,200	平成 12 年
6		木曽岬町	東部地区クリーンセンター	和富 10-2	3,700	平成 5 年

注）No.は図4-2-12に対応している。
出典：「下水道のパンフレット」（愛知県ホームページ）
「みえの下水道」（三重県ホームページ）
「水道施設」（一宮市ホームページ）

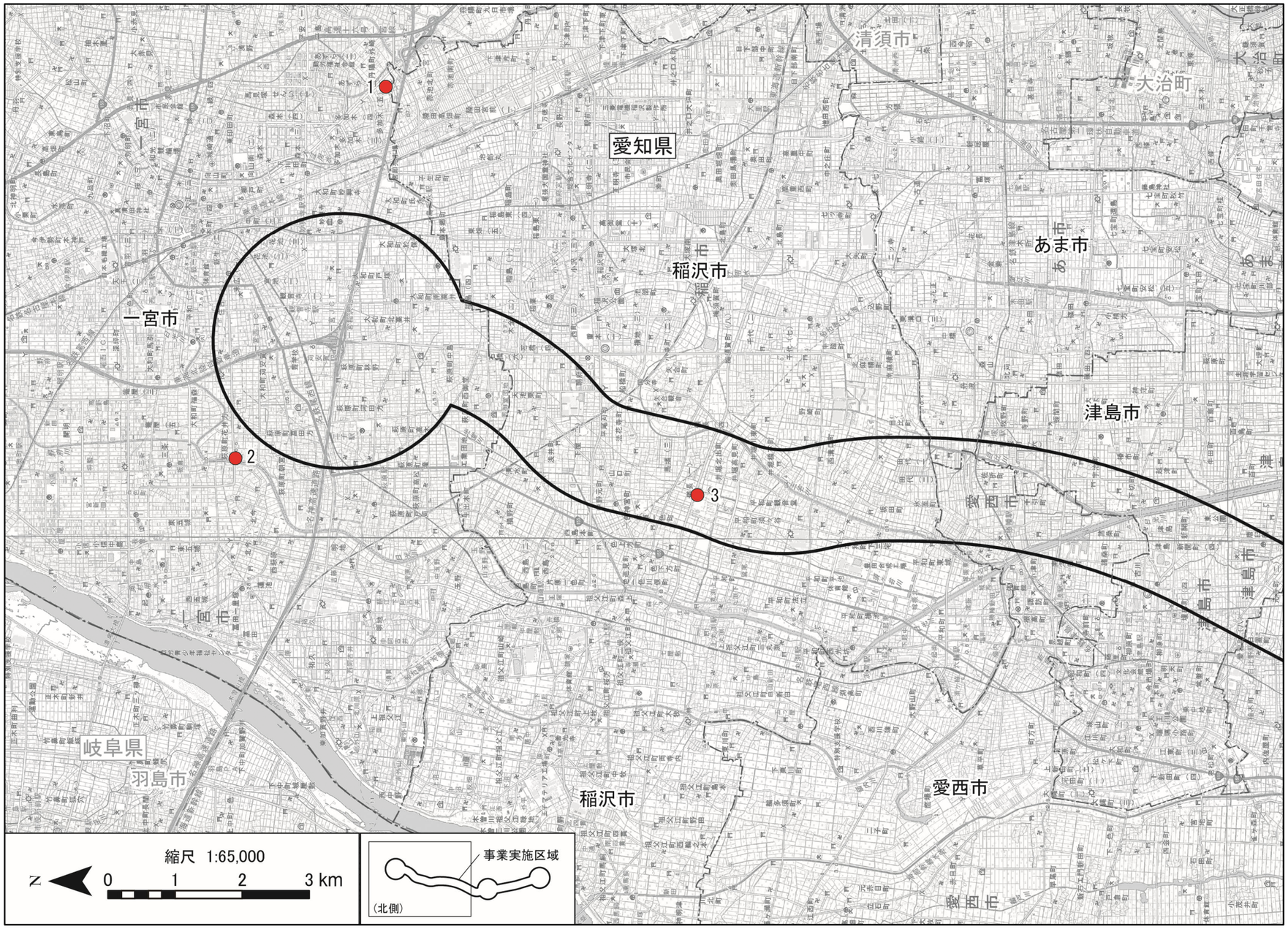

出典：「下水道のパンフレット」（愛知県ホームページ）
「みえの下水道」（三重県ホームページ）
「水道施設」（一宮市ホームページ）

図 4-2-12(1)　公共下水道処理施設

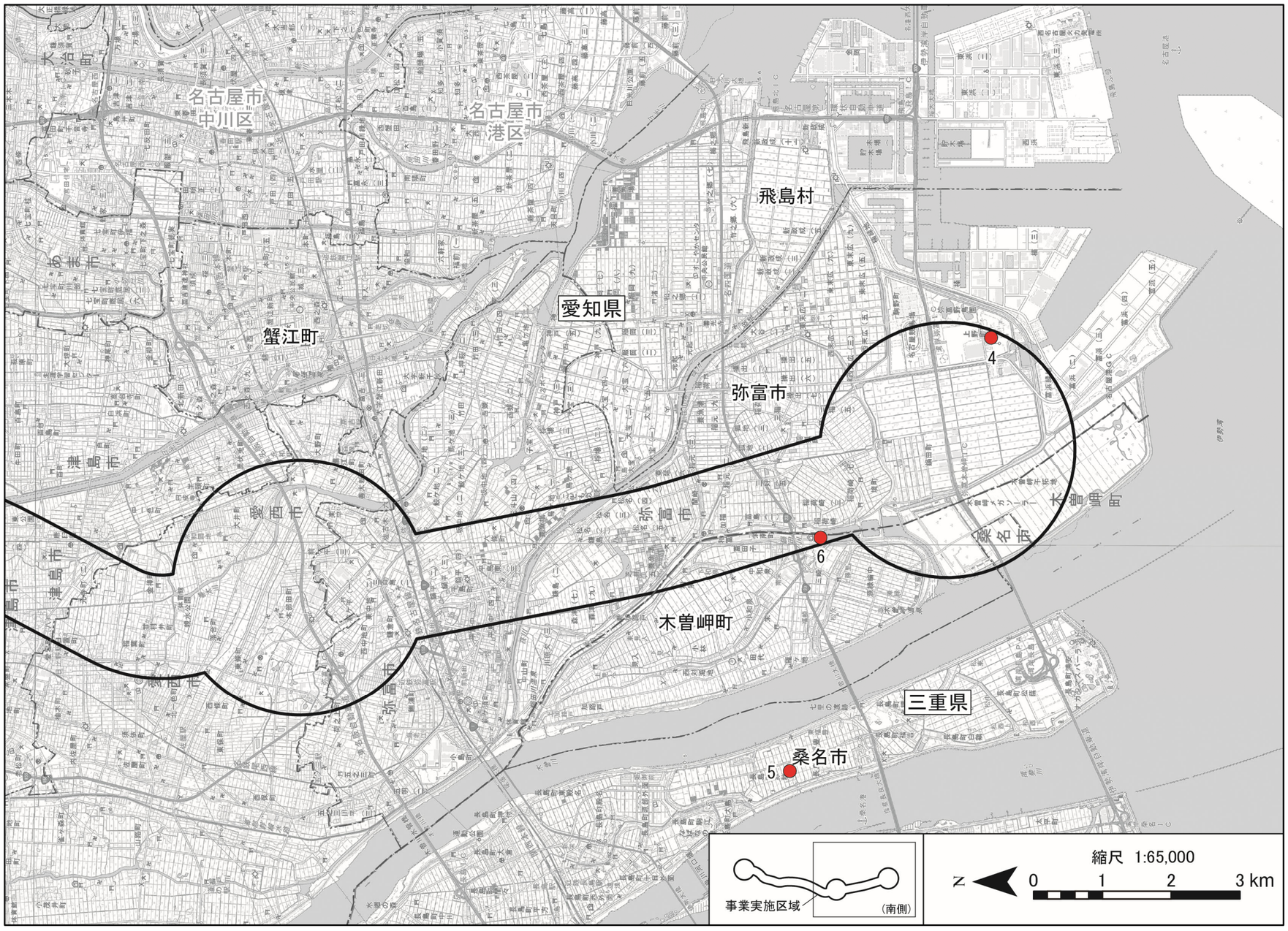

凡 例

事業実施区域

市町村界

公共下水処理施設

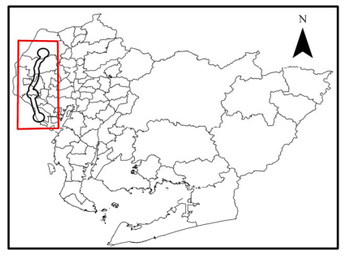

出典：「下水道のパンフレット」（愛知県ホームページ）
「みえの下水道」（三重県ホームページ）
「水道施設」（一宮市ホームページ）

図 4-2-12(2)　公共下水道処理施設

2.7　環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1) 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域

調査区域における「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた用途地域は、図 4-2-12 に示すとおりです。

調査区域において、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域等の様々な住居系・商業系の用途地域が部分的に指定されています。また、調査区域の海岸線沿いでは、主に工業専用地域等の工業系の用途地域が指定されています。

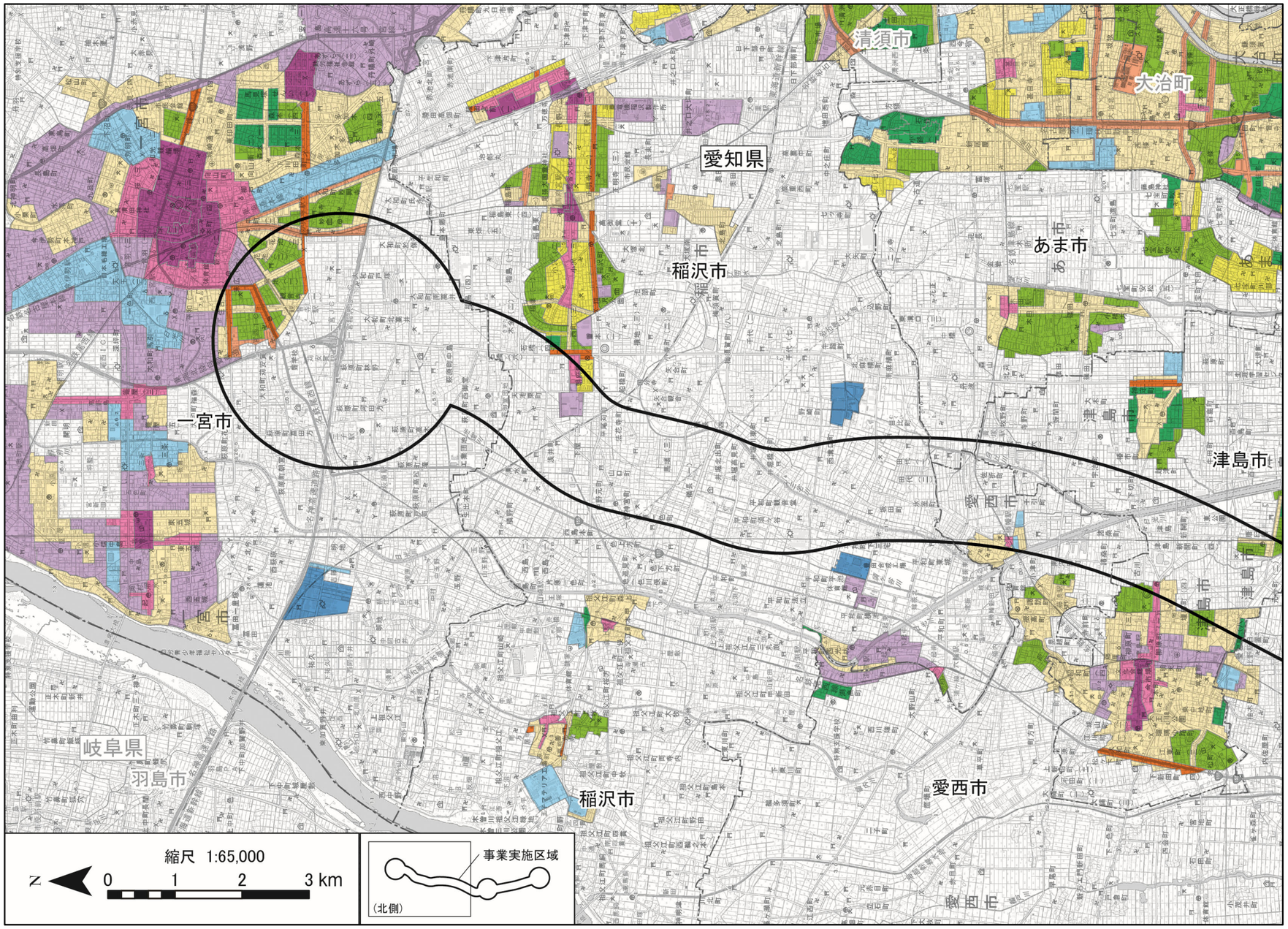

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界

低地

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

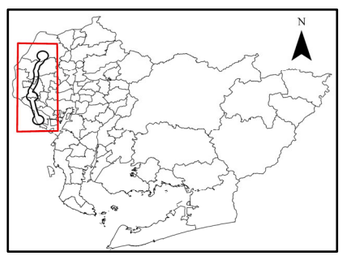

出典：「マップあいち 都市計画総括図（令和３年度版）」（愛知県ホームページ）
「桑名都市計画図」（令和5年3月、桑名市）
「木曽岬町都市計画図」（令和2年3月、木曽岬町）

図 4-2-12(1)　用途地域図

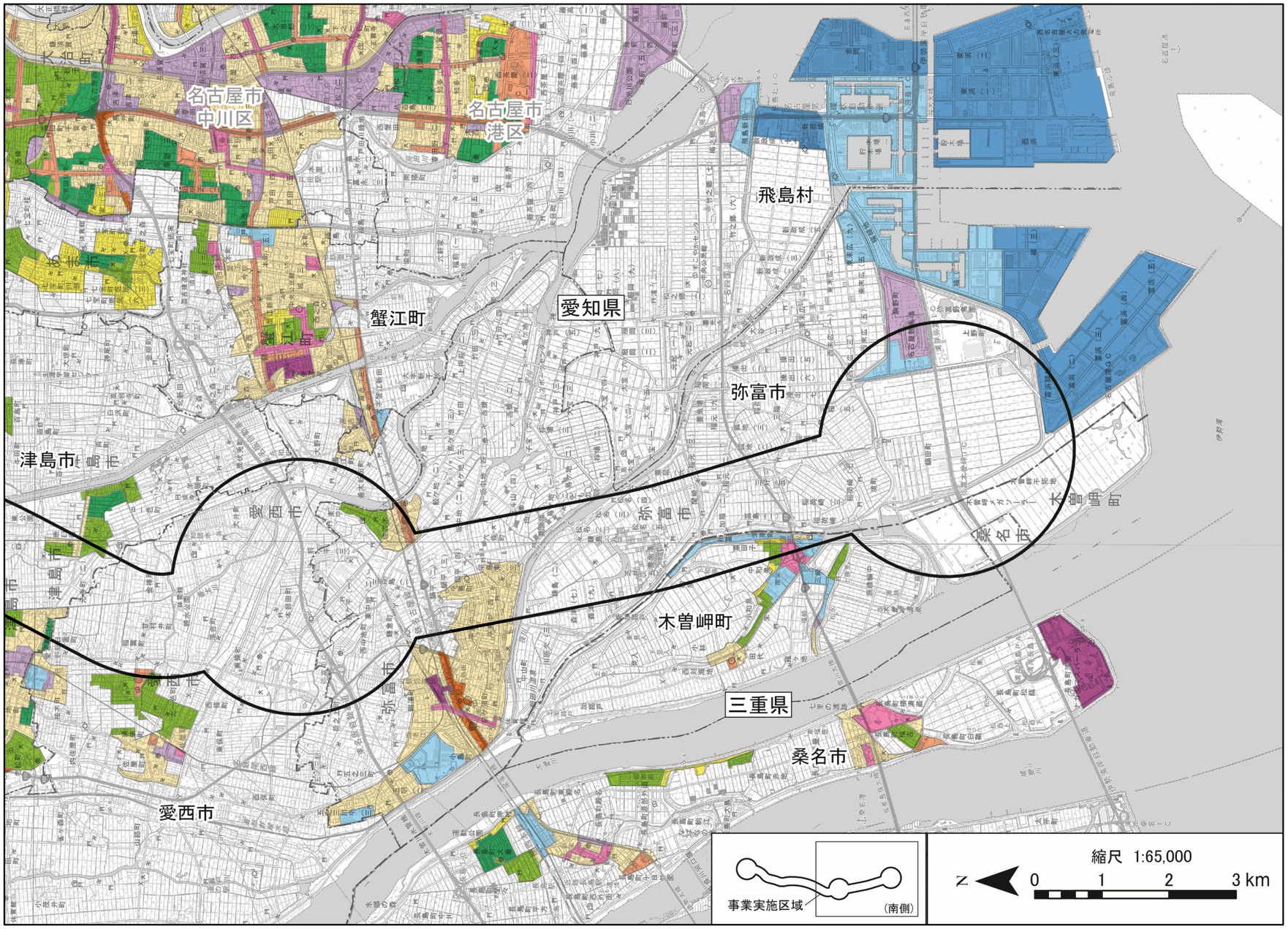

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界

低地

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

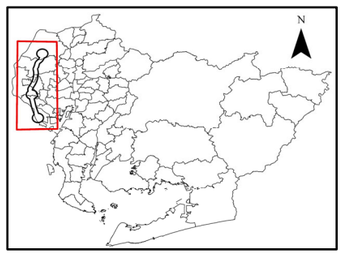

出典：「マップあいち 都市計画総括図（令和3年度版）」（愛知県ホームページ）
「桑名都市計画図」（令和5年3月、桑名市）
「木曽岬町都市計画図」（令和2年3月、木曽岬町）

図 4-2-12(2)　用途地域図

2) 環境基本法第十七条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況

「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく公害の防止に関する施策に係る計画（公害防止計画）については、現在、策定されていません。

3) 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、表 4-2-19 に示すとおりです。

表 4-2-19　大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、 かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、 かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、 かつ、1 時間値が 0.20mg/m^3 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m^3 以下であり、 かつ、1 日平均値が 35μg/m^3 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m^3 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m^3 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m^3 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m^3 以下であること。

備考
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。
3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
4. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
5. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
6. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示 25 号）
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 9 日環境庁告示 33 号）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示 38 号）
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示 4 号）

4) 大気汚染防止法第五条の二第一項の規定により定められた指定地域

調査区域において、「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定ばい煙に係る指定地域はありません。

5) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六条第一項及び第八条第一項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

調査区域において、愛知県一宮市・津島市・稲沢市（旧祖父江町を除く）・愛西市（旧立田村、旧八開村を除く）・弥富市・あま市・蟹江町・飛島村、三重県桑名市（旧多度町を除く）・木曽岬町が「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年 6 月 3 日法律第 70 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき同法施行令（平成 4 年 11 月 26 日政令第 365 号）で定める窒素酸化物対策地域及び同法第 8 条第 1 項の規定に基づき同法施行令で定める粒子状物質対策地域に指定されています。

また、調査区域における愛知県のすべての市町村（旧祖父江町、旧立田村、旧八開村を除く）が愛知県が定める「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」の対策地域に指定されています。

6) 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年 6 月 3 日法律第 70 号）に基づき指定された窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量を削減するための各種対策を総合的に推進するために、同法第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、愛知県では「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（令和 6 年 3 月、愛知県）が策定されており、調査区域における一宮市・津島市・稲沢市（旧祖父江町を除く）・愛西市（旧立田村、旧八開村を除く）・弥富市・あま市・蟹江町・飛島村が対策地域となっています。

また、三重県では「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（平成 25 年 3 月、三重県）が策定されており、調査区域における桑名市（旧多度町を除く）、木曽岬町が対策地域となっています。

7) 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路

調査区域において、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（昭和 55 年 5 月 1 日法律第 34 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく沿道整備道路の指定はありません。

8) 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた騒音に係る環境基準の類型の指定状況

「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境基準は表 4-2-20～表 4-2-22 に、環境基準の地域の類型指定の状況は表 4-2-23～表 4-2-24 及び図 4-2-13 に示すとおりです。

調査区域の大部分が B 類型に指定されており、一部が A 類型及び C 類型に指定されています。

表 4-2-20　騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値（L_{Aeq}）	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注 1）時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
注 2）AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
注 3）A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
注 4）B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
注 5）C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、表 4-2-21 に掲げる地域（道路に面する地域）に該当する地域については、表 4-2-20 によらず表 4-2-21 の基準値の欄に掲げるとおりです。

表 4-2-21　騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値（L_{Aeq}）	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考）車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表 4-2-21 にかかわらず、特例として表 4-2-22 の基準値の欄に掲げるとおりです。

表 4-2-22　騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値（L_{Aeq}）	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注1）「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条1号に定める自動車専用道路をいう。
注2）「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路端から20m までの範囲をいう。
出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）
「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月、環境省）

表 4-2-23　騒音に係る環境基準の類型指定（愛知県）

（愛知県）

地域の類型	該当地域
A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域
B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成11年3月26日愛知県告示第261号）

（一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市）

地域の類型	該当地域
A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域
B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

出典：「一宮市告示第58号」（平成24年4月1日）
「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成24年3月26日津島市告示第16号）
「稲沢市告示第30号」（平成24年3月30日）
「愛西市告示第39号」（平成24年3月30日）
「弥富市告示第20号」（平成24年3月26日）
「あま市告示第47号」（平成24年3月30日）

表 4-2-24　騒音に係る環境基準の類型指定（三重県）

（三重県、桑名市）

地域の類型	該当地域
A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域
B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

出典：「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（平成11年3月26日三重県告示第160号）
「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年4月1日桑名市告示第61号）

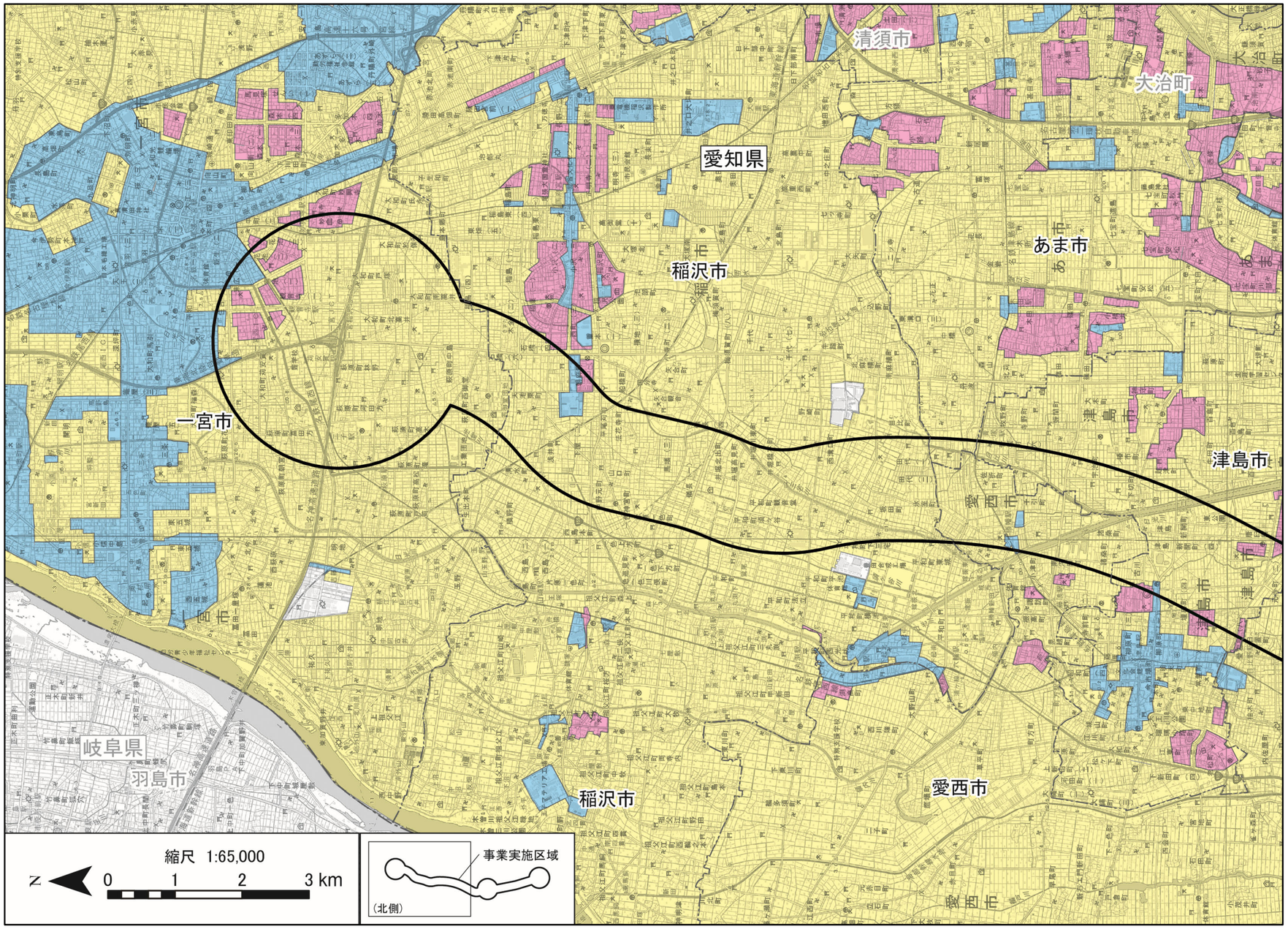

出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成11年3月26日愛知県告示第261号）
「一宮市告示第58号」（平成24年4月1日）
「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成24年3月26日津島市告示第16号）
「稲沢市告示第30号」（平成24年3月30日）
「愛西市告示第39号」（平成24年3月30日）
「弥富市告示第20号」（平成24年3月26日）
「あま市告示第47号」（平成24年3月30日）
「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（平成11年3月26日三重県告示第160号）
「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年4月1日桑名市告示第61号）
「マップあいち 都市計画総括図（令和3年度版）」（愛知県ホームページ）
「桑名都市計画図」（令和5年3月、桑名市）
「木曽岬町都市計画図」（令和2年3月、木曽岬町）

図 4-2-13(1)　騒音類型指定状況図

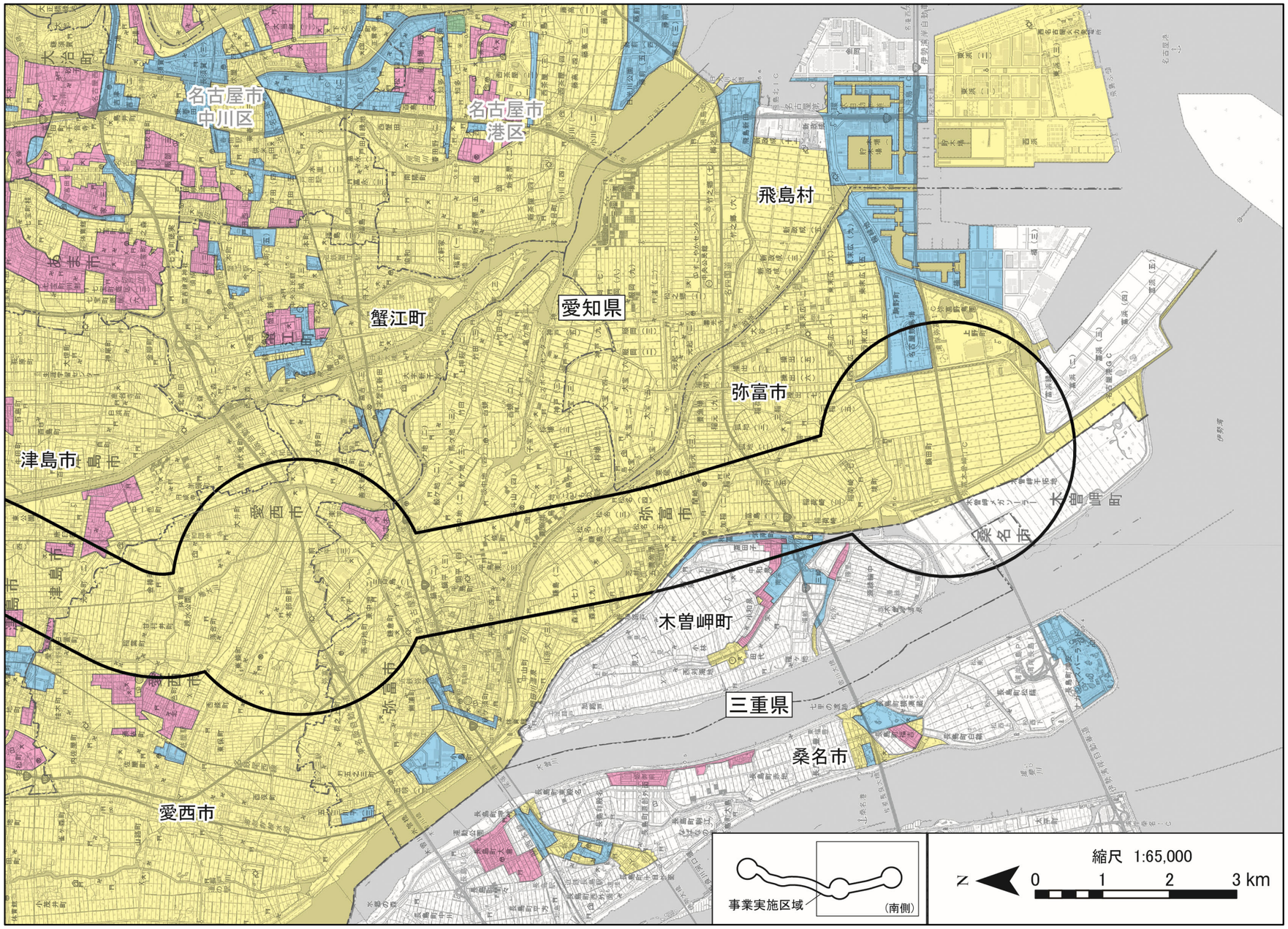

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界

- A類型
- B類型
- C類型

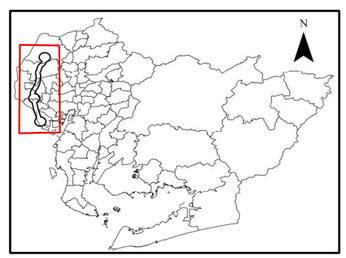

出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成11年3月26日愛知県告示第261号）
「一宮市告示第58号」（平成24年4月1日）
「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成24年3月26日津島市告示第16号）
「稲沢市告示第30号」（平成24年3月30日）
「愛西市告示第39号」（平成24年3月30日）
「弥富市告示第20号」（平成24年3月26日）
「あま市告示第47号」（平成24年3月30日）
「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（平成11年3月26日三重県告示第160号）
「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年4月1日桑名市告示第61号）
「マップあいち 都市計画総括図（令和3年度版）」（愛知県ホームページ）
「桑名都市計画図」（令和5年3月、桑名市）
「木曽岬町都市計画図」（令和2年3月、木曽岬町）

図 4-2-13(2)　騒音類型指定状況図

9) 騒音規制法第三条第一項及び第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）第 3 条第 1 項及び第 17 条第 1 項に基づき自動車騒音の限度が指定される区域が存在しています。同法に基づく自動車騒音の限度及び時間の区分は表 4-2-25～表 4-2-26 に、自動車騒音の限度に係る区域の区分は表 4-2-27～表 4-2-28 及び図 4-2-14 に示すとおりです。

調査区域の大部分が b 区域に指定されており、一部が a 区域及び c 区域に指定されています。

表 4-2-25　自動車騒音の限度

区域の区分	昼間（L_{Aeq}） （午前 6 時から 午後 10 時まで）	夜間（L_{Aeq}） （午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで）
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考：a 区域、b 区域、c 区域の区分は表 4-2-27 に示すとおりである。

表 4-2-26　自動車騒音の限度（幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度）

昼間（L_{Aeq}） （午前 6 時から午後 10 時まで）	夜間（L_{Aeq}） （午後 10 時から翌日の午前 6 時まで）
75 デシベル	70 デシベル

備考1.「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条1号に規定する自動車専用道路をいう。

2.「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20m までの範囲をいう。

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日総理府令第15号）

表 4-2-27　自動車騒音の限度に係る区域の区分（愛知県）

（愛知県）

区域	区域の区分
a 区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域
b 区域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典:「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」（平成 12 年 3 月 28 日愛知県告示第 312 号）

（一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市）

区域	区域の区分
a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「一宮市告示第64号」（平成14年3月15日）
「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準等の設定」（平成24年3月30日津島市告示第17号）
「稲沢市告示第29号」（平成24年3月30日）
「愛西市告示第40号」（平成24年3月30日）
「弥富市告示第25号」（平成24年3月30日）
「あま市告示第48号」（平成24年3月30日）

表 4-2-28　自動車騒音の限度に係る区域の区分（三重県）

（三重県）

区域	区域の区分
a 区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
b 区域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による知事が定める区域」（平成12年3月28日三重県告示第179号）

（桑名市）

区域	区域の区分
a 区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
b 区域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による市町が定める区域」（平成24年4月1日桑名市告示第65号）

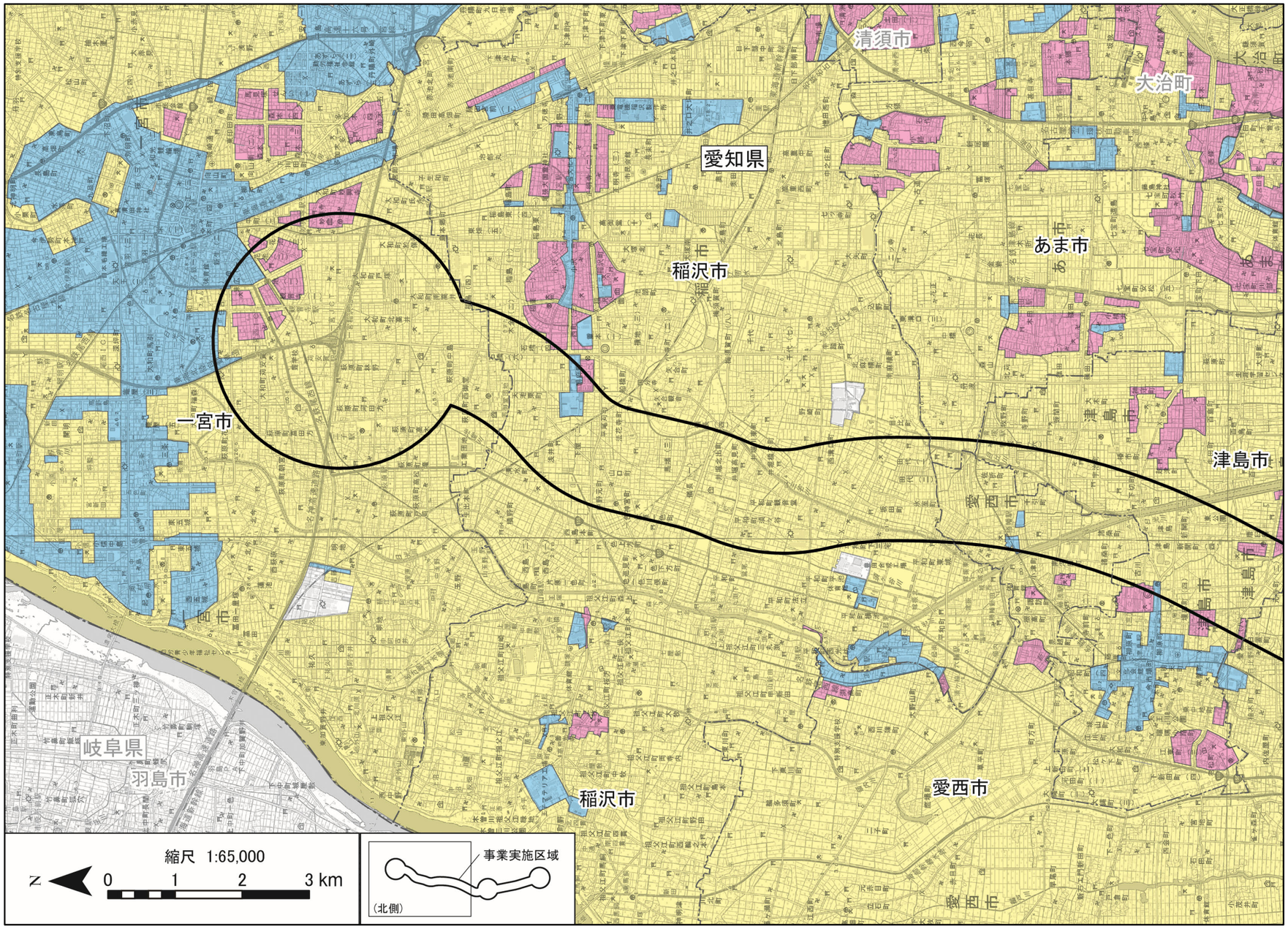

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を
定める省令による区域の区分」（平成12年3月28日愛知県告示第312号）
「一宮市告示第64号」（平成14年3月15日）
「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準等の設定」（平成24年3月30日津島市告示第17号）
「稲沢市告示第29号」（平成24年3月30日）
「愛西市告示第40号」（平成24年3月30日）
「弥富市告示第25号」（平成24年3月30日）
「あま市告示第48号」（平成24年3月30日）
「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を
定める省令による知事が定める区域」（平成12年3月28日三重県告示第179号）
「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を
定める省令による市町が定める区域」（平成24年4月1日桑名市告示第65号）
「マップあいち 都市計画総括図（令和3年度版）」（愛知県ホームページ）
「羽島市地理情報システム　羽島市都市計画マップ（令和3年度版）」（羽島市ホームページ）
「桑名都市計画図」（令和5年3月、桑名市）
「木曽岬町都市計画図」（令和2年3月、木曽岬町）

図 4-2-14(1)　自動車騒音の限度に係る区域の区分

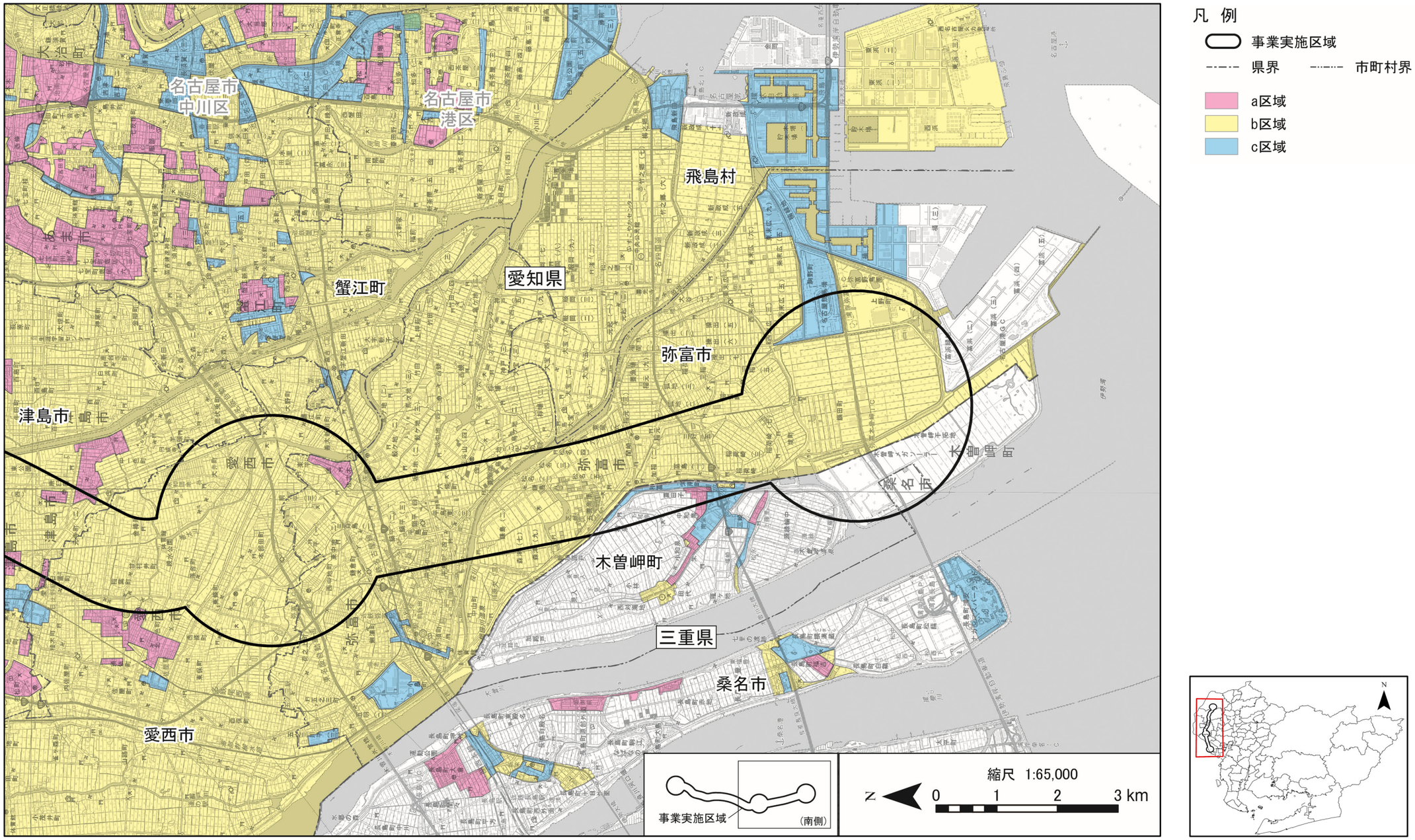

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を
定める省令による区域の区分」（平成12年3月28日愛知県告示第312号）
「一宮市告示第64号」（平成14年3月15日）
「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準等の設定」（平成24年3月30日津島市告示第17号）
「稲沢市告示第29号」（平成24年3月30日）
「愛西市告示第40号」（平成24年3月30日）
「弥富市告示第25号」（平成24年3月30日）
「あま市告示第48号」（平成24年3月30日）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を
定める省令による知事が定める区域」（平成12年3月28日三重県告示第179号）
「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を
定める省令による市町が定める区域」（平成24年4月1日桑名市告示第65号）
「マップあいち 都市計画総括図（令和3年度版）」（愛知県ホームページ）
「羽島市地理情報システム　羽島市都市計画マップ（令和3年度版）」（羽島市ホームページ）
「桑名都市計画図」（令和5年3月、桑名市）
「木曽岬町都市計画図」（令和2年3月、木曽岬町）

図 4-2-14(2)　自動車騒音の限度に係る区域の区分

10) 騒音規制法等に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）第 3 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表 4-2-29 に、区域の区分は表 4-2-30 及び図 4-2-15 に示すとおりです。調査区域においては、第 1 号区域及び第 2 号区域が指定されています。事業実施区域においては、主に第 1 号区域が、一部では第 2 号区域が指定されています。

また、調査区域における愛知県「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号）第 47 条に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表 4-2-31 に、区域の区分は表 4-2-32 及び図 4-2-16 に示すとおりです。調査区域においては、第 1 号区域、第 2 号区域及び第 3 号区域が指定されています。事業実施区域においては、主に第 1 号区域及び第 3 号区域が、一部では第 2 号区域が指定されています。

表 4-2-29　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（騒音規制法）

項目	内容	適用除外[注]
対象地域	第 1 号区域及び第 2 号区域	
対象作業	別表 No. 1～8 参照	作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において 85dB を超えないこと	－
作業時間帯	第 1 号区域：午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと 第 2 号区域：午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内でないこと	A B C D
1 日当りの作業時間	第 1 号区域：1 日 10 時間を超えないこと 第 2 号区域：1 日 14 時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して 6 日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注）適用除外の要件は以下の通りである。
A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
D. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
E. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合
出典：「特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）

（別表）

No	区分	適用
1	くい打機を使用する作業	・もんけんを除く ・アースオーガーと併用する作業を除く
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	・圧入式くい打くい抜機を除く
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る
4	空気圧縮機を使用する作業	・電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る ・さく岩機の動力として使用する作業を除く
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	・混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る ・モルタル製造用コンクリートプラントを除く
	アスファルトプラントを設けて行う作業	・混練機の混練重量が200kg 以上のものに限る ・モルタル製造用コンクリートプラントを除く
6	バックホウを使用する作業	・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る
7	トラクターショベルを使用する作業	・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る
8	ブルドーザーを使用する作業	・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る

出典：「騒音規制法施行令（昭和43年11月27日施行令第324号）

表 4-2-30　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分（騒音規制法）

（愛知県）

区域	区域の区分
第1号区域	1. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 2. 工業地域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域
第2号区域	前号に掲げる区域以外の区域

出典：「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域の指定」（昭和46年9月27日愛知県告示第799号）
「特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域」（昭和46年9月27日愛知県告示第801号）
「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準等の設定」（平成24年3月30日津島市告示第17号）
「一宮市告示第64号」（平成14年3月15日）
「稲沢市告示第29号」（平成24年3月30日）
「愛西市告示第40号」（平成24年3月30日）
「弥富市告示第25号」（平成24年3月30日）
「あま市告示第48号」（平成24年3月30日）

（三重県）

区域	区域の区分
第 1 号区域	1. 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 2. 工業地域のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域
第 2 号区域	工業地域（前号に掲げる区域以外の区域）

出典：「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成13年3月27日三重県規則第39号）
「特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による知事が指定する区域」（昭和52年12月6日三重県告示第728号）
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による市長が指定する区域」（平成24年4月1日桑名市告示第64号）

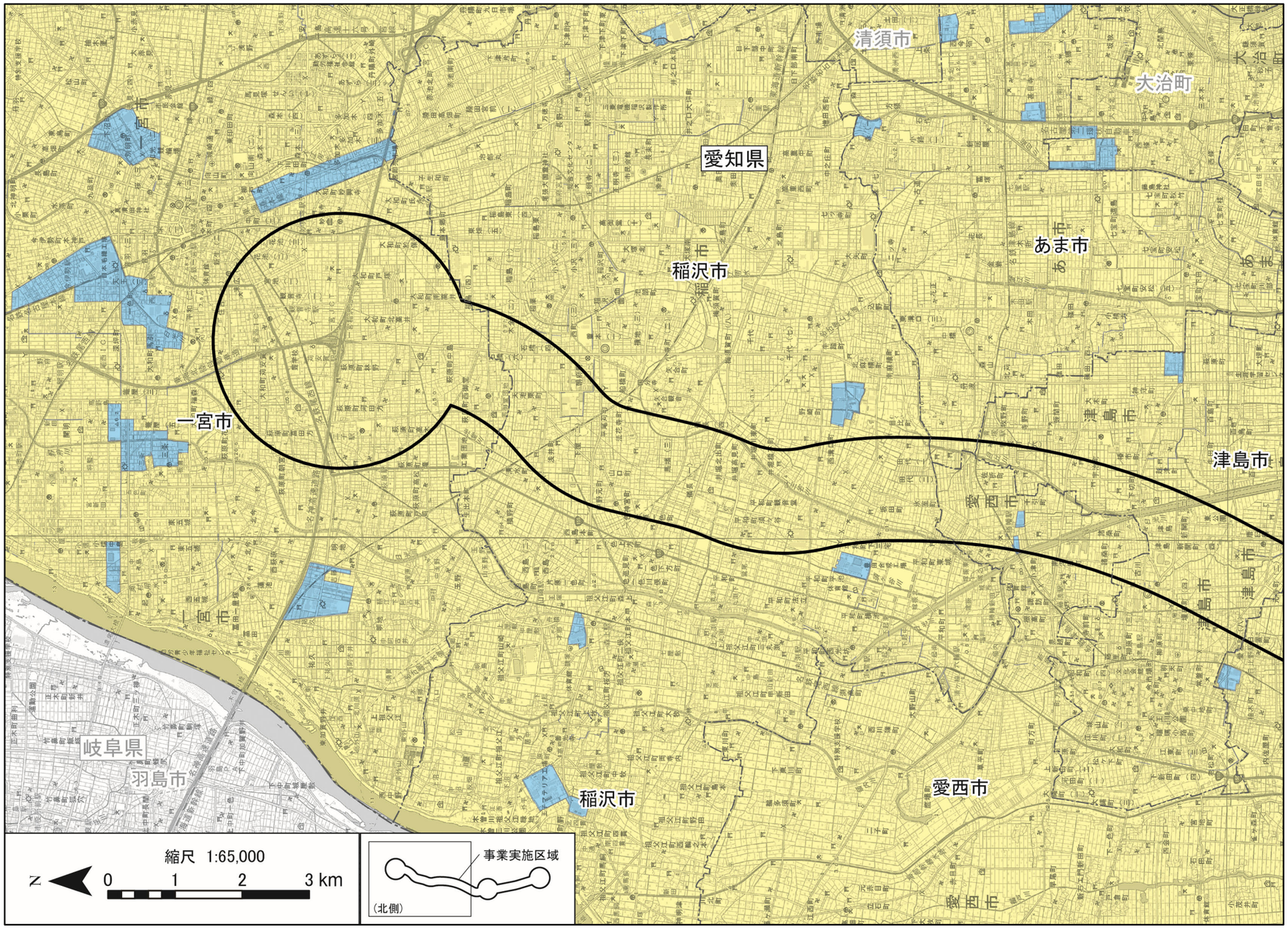

出典：「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域の指定」（昭和46年9月27日愛知県告示第799号）
「特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域」（昭和46年9月27日愛知県告示第801号）
「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準等の設定」（平成24年3月30日津島市告示第17号）
「一宮市告示第64号」（平成14年3月15日）　「稲沢市告示第29号」（平成24年3月30日）
「愛西市告示第40号」（平成24年3月30日）　「弥富市告示第25号」（平成24年3月30日）
「あま市告示第48号（平成24年3月30日）」
「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成13年3月27日三重県規則第39号）
「特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による知事が指定する区域」（昭和52年12月6日三重県告示第728号）
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による市長が指定する区域」（平成24年4月1日桑名市告示第64号）
「振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定」（昭和52年10月17日愛知県告示第1046号）
「振動規制法施行規則別表第１付表第１号の規定に基づく区域の指定」（昭和52年10月17日愛知県告示第1048号）
「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準等の設定」（平成24年3月30日津島市告示第18号）
「一宮市告示第222号」（平成27年6月1日）　「稲沢市告示第29号（平成24年3月30日）
「愛西市告示第40号」（平成24年3月30日）　「弥富市告示第25号（平成24年3月30日）
「あま市告示第48号」（平成24年3月30日）

図 4-2-15(1)　特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動の規制に関する区域の区分図（騒音規制法・振動規制法）

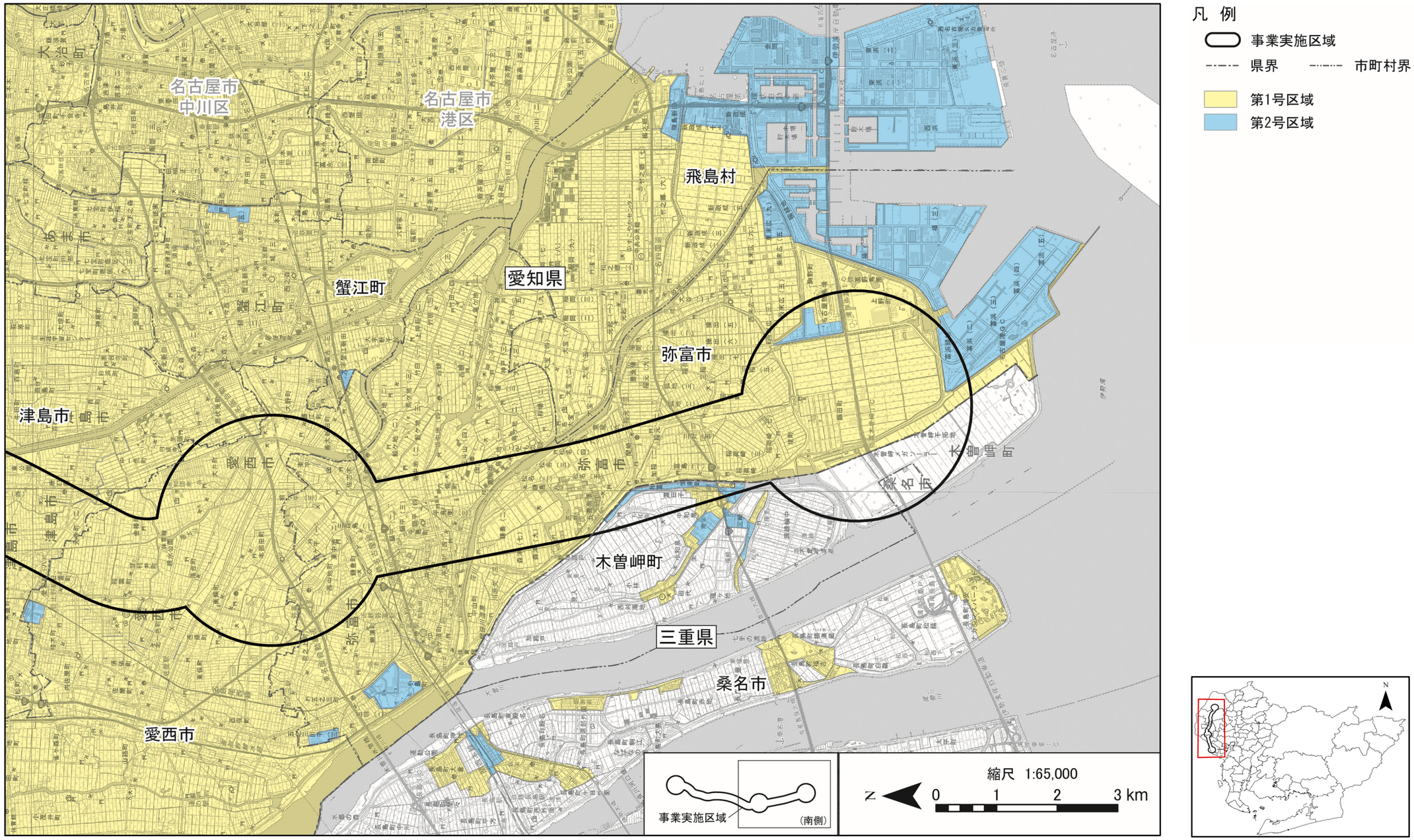

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界
- 第1号区域
- 第2号区域

出典：「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域の指定」（昭和46年9月27日愛知県告示第799号）
「特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域」（昭和46年9月27日愛知県告示第801号）
「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準等の設定」（平成24年3月30日津島市告示第17号）
「一宮市告示第64号」（平成14年3月15日）　「稲沢市告示第29号」（平成24年3月30日）
「愛西市告示第40号」（平成24年3月30日）　「弥富市告示第25号」（平成24年3月30日）
「あま市告示第48号（平成24年3月30日）」
「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成13年3月27日三重県規則第39号）
「特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による知事が指定する区域」（昭和52年12月6日三重県告示第728号）
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による市長が指定する区域」（平成24年4月1日桑名市告示第64号）
「振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定」（昭和52年10月17日愛知県告示第1046号）
「振動規制法施行規則別表第１付表第１号の規定に基づく区域の指定」（昭和52年10月17日愛知県告示第1048号）
「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準等の設定」（平成24年3月30日津島市告示第18号）
「稲沢市告示第29号」（平成24年3月30日）　「愛西市告示第40号」（平成24年3月30日）
「弥富市告示第25号」（平成24年3月30日）　「あま市告示第48号」（平成24年3月30日）

図 4-2-15(2)　特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動の規制に関する区域の区分図（騒音規制法・振動規制法）

表 4-2-31　特定建設作業に伴う騒音の基準（県民の生活環境の保全等に関する条例）

項目	内容	適用除外[注]
対象地域	名古屋市を除く愛知県全域	
対象作業	別表 No.1～10 参照	・騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内において行われる同法第 2 条第 3 項に規定する特定建設作業を除く ・作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において 85dB を超えないこと	－
作業時間帯	第 1 号区域：午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと 第 2 号区域：午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内でないこと 第 3 号区域：午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと	A B C D
1 日当りの作業時間	第 1 号区域：1 日 10 時間を超えないこと 第 2 号区域：1 日 14 時間を超えないこと 第 3 号区域：1 日 10 時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して 6 日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注）適用除外の要件は以下の通りである。

A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合

D. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等

E. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

（別表）

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・もんけんを除く ・アースオーガーと併用する作業を除く
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	・圧入式くい打くい抜機を除く
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業	・電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る ・さく岩機の動力として使用する作業を除く
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	・混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る ・モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
	アスファルトプラントを設けて行う作業	・混練機の混練重量が200kg以上のものに限る
6	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業	―
7	コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業	―
8	コンクリートカッターを使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
9	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベルその他これらに類する機械	・これらに類する機械については原動機として最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。
10	ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業	―

表 4-2-32　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分
（県民の生活環境の保全等に関する条例）

区域	区域の区分
第1号区域	1. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2. 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域
第2号区域	工業地域（前号2.の区域を除く）
第3号区域	前2号に掲げる区域以外の地域（工業専用地域を除く）

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

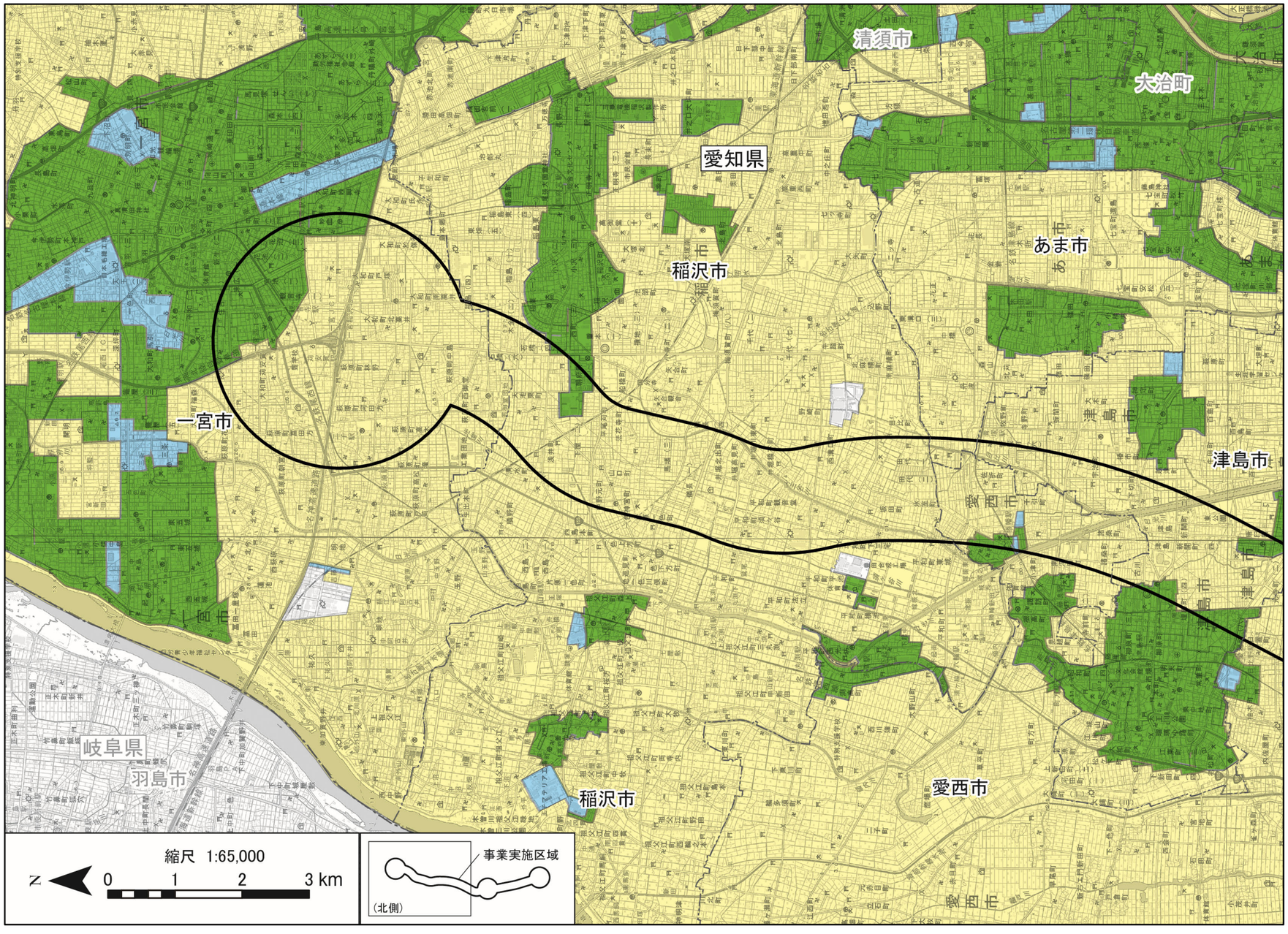

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

図 4-2-16(1)　特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動の規制に関する区域の区分図（県民の生活環境の保全等に関する条例）

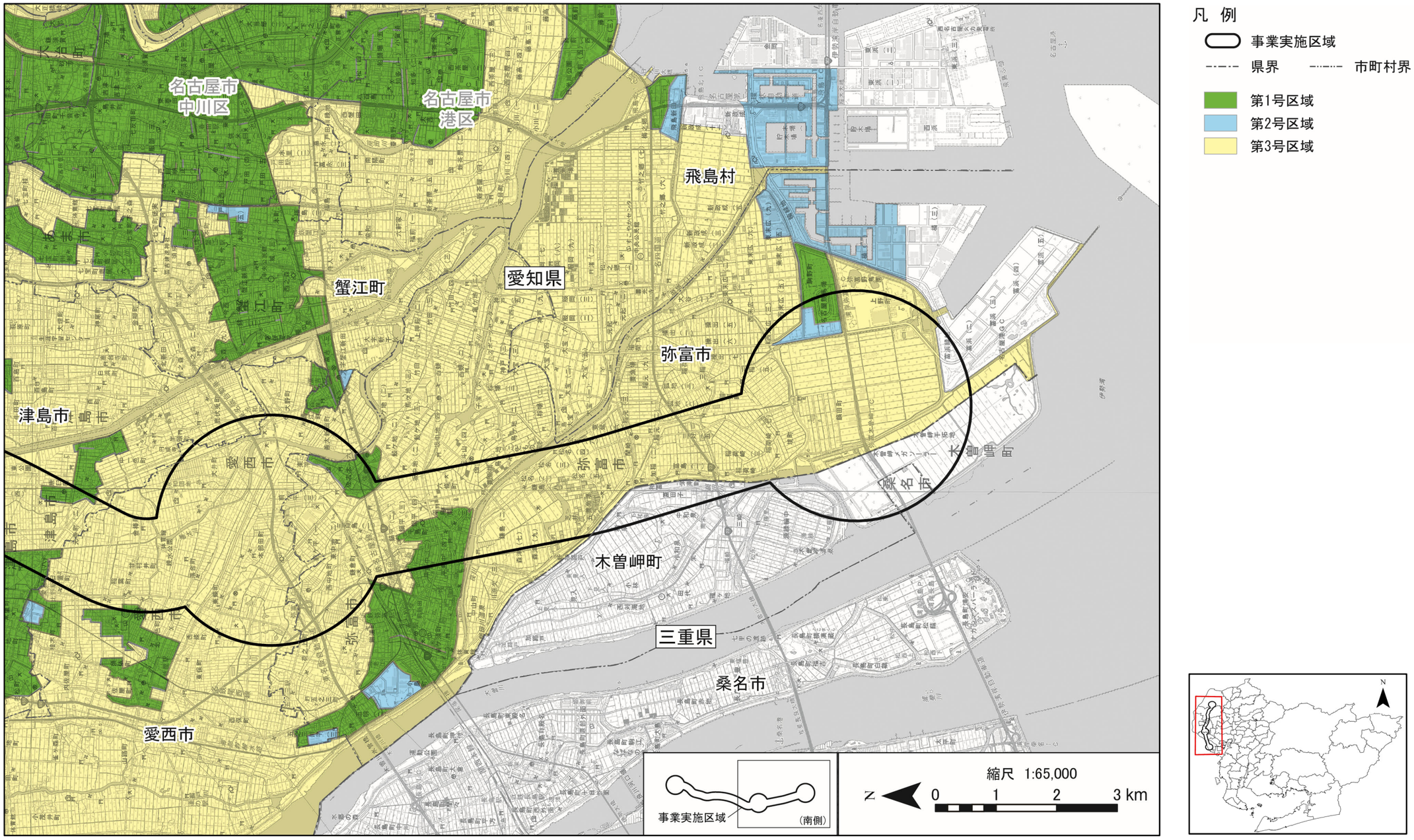

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

図 4-2-16(2)　特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動の規制に関する区域の区分図（県民の生活環境の保全等に関する条例）

11) 振動規制法第三条第一項及び第十六条第一項に基づく指定地域内における道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）第 3 条第 1 項及び第 16 条第 1 項に基づき道路交通振動の限度が指定される区域が存在しています。同法に基づく道路交通振動の限度及び時間の区分は表 4-2-33 に、道路交通振動の限度に係る区域の区分は表 4-2-34～表 4-2-35 及び図 4-2-17 に示すとおりです。

調査区域の大部分が第 2 種区域に指定されており、一部が第 1 種区域に指定されています。

表 4-2-33　道路交通振動の限度

区域の区分	昼間	夜間
第 1 種区域	65	60
第 2 種区域	70	65

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）

表 4-2-34　道路交通振動の限度に係る区域の区分（愛知県）

（愛知県）

区域	区域の区分
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

注）時間区分は以下のとおりである。
昼間：午前7時～午後8時、夜間：午後8時～翌午前7時

出典：「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 の規定に基づく区域の区分及び同表備考 2 の規定に基づく時間の区分の指定」（昭和 52 年 10 月 17 日愛知県告示第 1049 号）

（一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市）

区域	区域の区分
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

注）時間区分は以下のとおりである。
昼間：午前7時～午後8時、夜間：午後8時～翌午前7時

出典：「一宮市告示第65号」（平成14年3月15日）
「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準等の設定」（平成24年3月30日津島市告示第18号）
「稲沢市告示第31号」（平成24年3月30日）
「愛西市告示第41号」（平成24年3月30日）
「弥富市告示第21号」（平成24年3月30日）
「あま市告示第49号」（平成24年3月30日）

表 4-2-35　道路交通振動の限度に係る区域の区分（三重県）

（三重県、桑名市）

区域	区域の区分
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注）時間区分は以下のとおりである。
昼間：午前7時～午後8時、夜間：午後8時～翌午前7時

出典：「振動規制法施行規則に基づく知事が定める区域及び時間の区分」（昭和52年12月6日三重県告示第730号）
「特定工場等において発生する振動の規制基準」（昭和52年12月6日三重県告示第727号）
「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（昭和49年4月9日三重県告示第241号の2）
「振動規制法施行規則に基づく市長が定める区域及び時間の区分」（平成24年4月1日桑名市告示第68号）
「特定工場等において発生する振動の規制基準」（平成24年4月1日桑名市告示第67号）
「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（平成24年4月1日桑名市告示第63号）

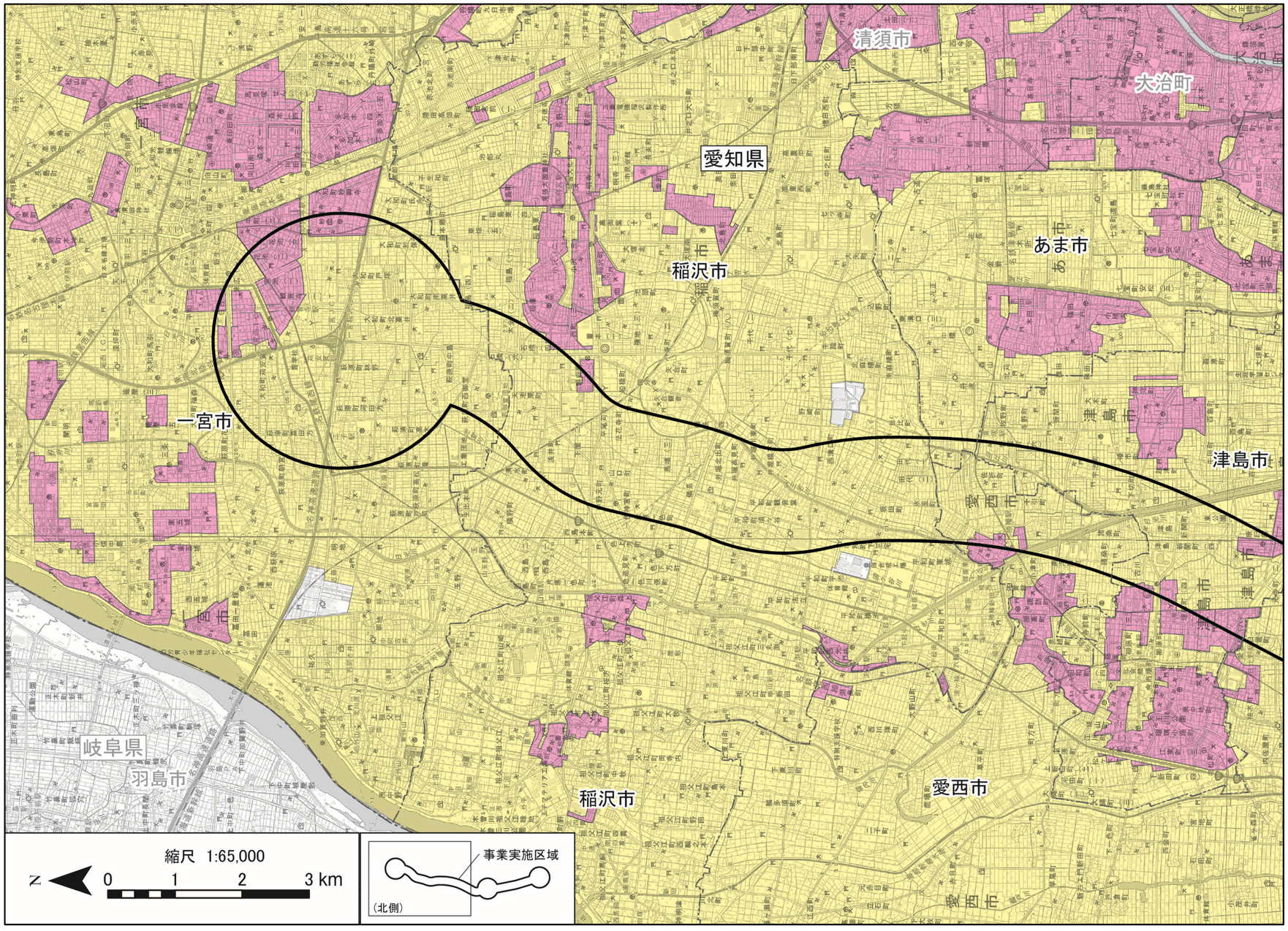

出典：「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定」
（昭和52年10月17日愛知県告示第1049号）
「一宮市告示第65号」（平成14年3月15日）
「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準等の設定」（平成24年3月30日津島市告示第18号）
「稲沢市告示第31号」（平成24年3月30日）　「愛西市告示第41号」（平成24年3月30日）
「弥富市告示第21号」（平成24年3月30日）　「あま市告示第49号」（平成24年3月30日）
「木曽岬町都市計画図」（令和2年3月、木曽岬町）
「振動規制法施行規則に基づく知事が定める区域及び時間の区分」（昭和52年12月6日三重県告示第730号）
「特定工場等において発生する振動の規制基準」（昭和52年12月6日三重県告示第727号）
「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（昭和49年4月9日三重県告示第241号の2）
「振動規制法施行規則に基づく市長が定める区域及び時間の区分」（平成24年4月1日桑名市告示第68号）
「特定工場等において発生する振動の規制基準」（平成24年4月1日桑名市告示第67号）
「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（平成24年4月1日桑名市告示第63号）
「マップあいち 都市計画総括図（令和3年度版）」（愛知県ホームページ）
「桑名都市計画図」（令和5年3月、桑名市）

図 4-2-17(1)　道路交通振動の限度に係る区域の区分

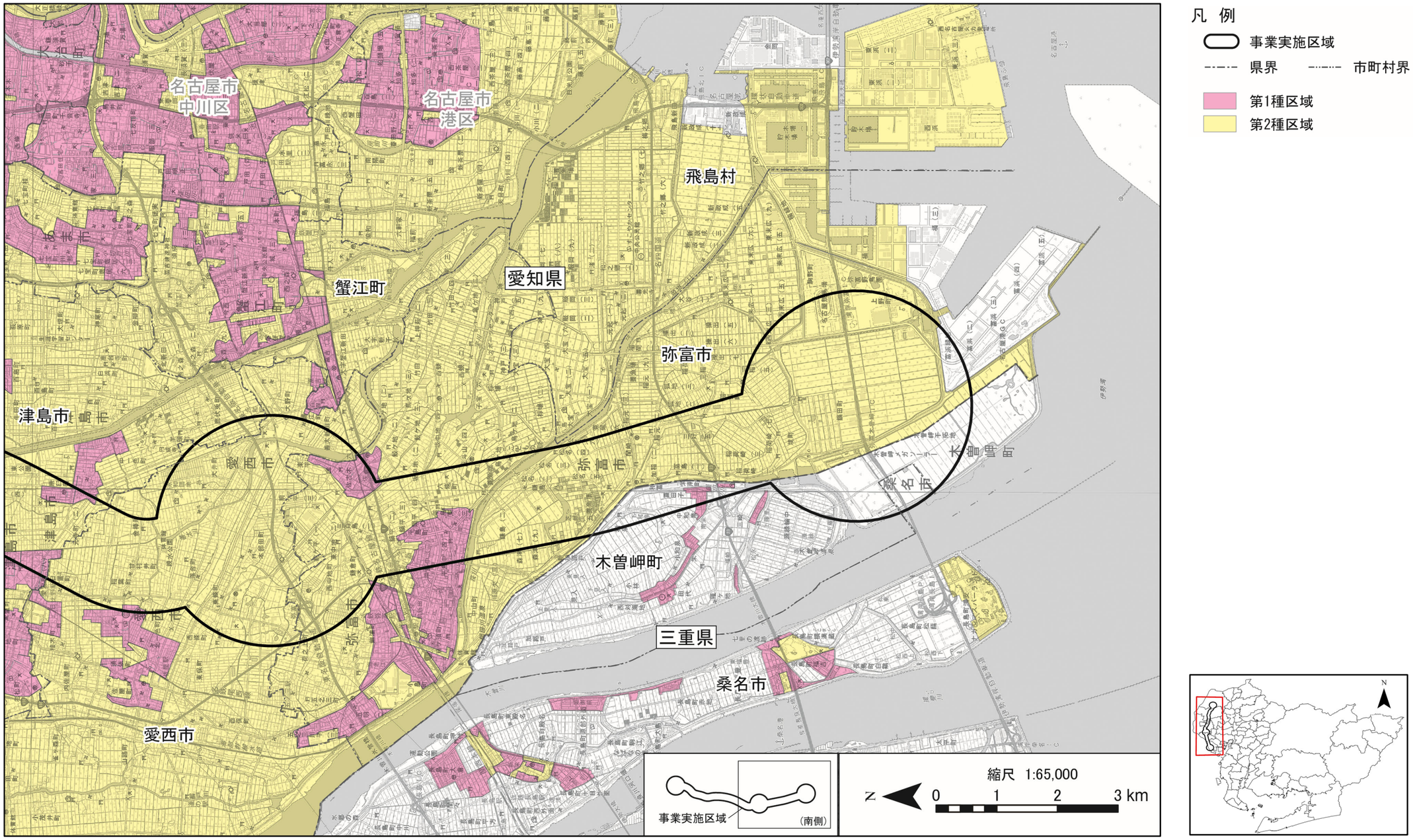

出典：「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定」
（昭和52年10月17日愛知県告示第1049号）
「一宮市告示第65号」（平成14年3月15日）
「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準等の設定」（平成24年3月30日津島市告示第18号）
「稲沢市告示第31号」（平成24年3月30日）　「愛西市告示第41号」（平成24年3月30日）
「弥富市告示第21号」（平成24年3月30日）　「あま市告示第49号」（平成24年3月30日）
「木曽岬町都市計画図」（令和2年3月、木曽岬町）
「振動規制法施行規則に基づく知事が定める区域及び時間の区分」（昭和52年12月6日三重県告示第730号）
「特定工場等において発生する振動の規制基準」（昭和52年12月6日三重県告示第727号）
「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（昭和49年4月9日三重県告示第241号の2）
「振動規制法施行規則に基づく市長が定める区域及び時間の区分」（平成24年4月1日桑名市告示第68号）
「特定工場等において発生する振動の規制基準」（平成24年4月1日桑名市告示第67号）
「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（平成24年4月1日桑名市告示第63号）
「マップあいち 都市計画総括図（令和3年度版）」（愛知県ホームページ）
「桑名都市計画図」（令和5年3月、桑名市）

図 4-2-17(2)　道路交通振動の限度に係る区域の区分

12) 振動規制法第三条第一項及び第十五条第一項に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）第 3 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表 4-2-36 に、区域の区分は表 4-2-37 及び前掲の図 4-2-15 に示すとおりです。

調査区域において、第 1 号区域及び第 2 号区域が指定されています。事業実施区域においては、主に第 1 号区域が、一部では第 2 号区域が指定されています。

また、調査区域における愛知県「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号）第 47 条に基づき特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表 4-2-38 に、区域の区分は表 4-2-39 及び図 4-2-16 に示すとおりです。

調査区域において、第 1 号区域、第 2 号区域及び第 3 号区域が指定されています。事業実施区域においては、主に第 1 号区域及び第 3 号区域が、一部では第 2 号区域が指定されています。

表 4-2-36　特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準（振動規制法）

項目	内容	適用除外
対象作業	別表 No.1～4 参照	作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において 75dB を超えないこと	－
作業時間帯	第 1 号区域：午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと 第 2 号区域：午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内でないこと	A B C D
1 日当りの作業時間	第 1 号区域：1 日 10 時間を超えないこと 第 2 号区域：1 日 14 時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して 6 日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注）適用除外の要件は以下の通りである。

A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合

D. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占用､使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等

E. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占用､使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）

（別表）

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・もんけん及び圧入式くい打機を除く
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	・油圧式くい抜機を除く ・圧入式くい打くい抜機を除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装板破砕機を使用する作業	
4	ブレーカーを使用する作業	

出典：「振動規制法施行令（昭和51年10月22日政令第280号）

表 4-2-37　特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の区分（振動規制法）

（愛知県）

区域	区域の区分
第 1 号区域	1. 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 2. 工業地域のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域
第 2 号区域	前号に掲げる区域以外の区域

出典：「振動規制法第３条第１項の規定に基づく地域の指定」（昭和52年10月17日愛知県告示第1046号）
「振動規制法施行規則別表第１付表第１号の規定に基づく区域の指定」（昭和52年10月17日愛知県告示第1048号）
一宮市告示第222号（平成27年6月1日）
「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準等の設定」（平成24年3月30日津島市告示第18号）
稲沢市告示第29号（平成24年3月30日）
愛西市告示第40号（平成24年3月30日）
弥富市告示第25号（平成24年3月30日）
あま市告示第48号（平成24年3月30日）

（三重県）

区域	区域の区分
第 1 号区域	1. 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 2. 工業地域のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域
第 2 号区域	前号に掲げる区域以外の区域

出典：三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成13年3月27日三重県規則第39号）
特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による知事が指定する区域（昭和52年12月6日三重県告示第728号）
特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による市長が指定する区域（平成24年4月1日桑名市告示第64号）

表 4-2-38　特定建設作業に伴う振動の基準（県民の生活環境の保全等に関する条例）

項目	内容	適用除外[注]
対象地域	名古屋市を除く愛知県全域	
対象作業	別表 No.1～4 参照	・振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内において行われる同法第 2 条第 3 項に規定する特定建設作業を除く ・作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において 75dB を超えないこと	－
作業時間帯	第 1 号区域：午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと 第 2 号区域：午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内でないこと 第 3 号区域：午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと	A B C D
1 日当りの作業時間	第 1 号区域：1 日 10 時間を超えないこと 第 2 号区域：1 日 14 時間を超えないこと 第 3 号区域：1 日 10 時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して 6 日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注）適用除外の要件は以下の通りである。

A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合

D. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占用､使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等

E. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占用､使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

（別表）

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・もんけん及び圧入式くい打機を除く
	くい抜機を使用する作業	・油圧式くい抜機を除く
	くい打くい抜機を使用する作業	・圧入式くい打くい抜機を除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破砕機を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	ブレーカーを使用する作業	・手持式のものを除く。 ・作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

表 4-2-39　特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の区分
（県民の生活環境の保全等に関する条例）

区域	区域の区分
第1号区域	1. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2. 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域
第2号区域	工業地域（前号2.の区域を除く）
第3号区域	前2号に掲げる区域以外の地域（工業専用地域を除く）

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

13) 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく水質汚濁に係る「人の健康の保護に関する環境基準」は表 4-2-40 に、「生活環境の保全に関する環境基準」は表 4-2-41 及び表 4-2-42 に示すとおりです。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、全公共用水域に適用されます。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、公共用水域ごとに定められており、調査区域には水質汚濁の環境基準の類型指定に指定されている水域があります。調査区域における指定状況は、図 4-2-18 に示すとおりです。

また、水質汚濁に係る環境基準ではありませんが、水生生物の生息環境として維持することがのぞましい基準として設定されている「水産用水基準」（2018 年、公益社団法人　日本水産資源保護協会）は表 4-2-45 に示すとおりです。

表 4-2-40　人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	－	－

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2.「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102-2 の 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格 K0102-2 の 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 4-2-41　生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。））

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000/100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	－
D	工業用水 2 級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	－
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	－

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日平均値のデータをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日平均値のデーター数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。

注)1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物Ａ又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 4-2-42　生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産１級、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/100mL 以下	検出されないこと。
B	水産２級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	－	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	－	－

備考1.アルカリ性法とは次のものをいう。

試料50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w／v%)1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol／l)10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w／v%)1ml とアジ化ナトリウム溶液(4w／v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2＋1)0.5ml を加えてよう素を遊離させて､それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol／l)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。

COD(O2mg／l)＝0.08×〔(b)－(a)〕×fNa2S2O3×1000／50

(a)：チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol／l)の滴定値(ml)

(b)：蒸留水について行なつた空試験値(ml)

fNa2S2O3：チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol／l)の力価

2.いずれの類型においても､水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml 以下とする。

3.大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))／100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注)1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2.水産１級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用

水産２級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3.環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び水産３種を除く。）	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
Ⅱ	水産１種、及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び水産３種を除く。）	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅲ	水産２種及びⅣの欄に掲げるもの（水産３種を除く。）	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅳ	水産３種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

備考1.基準値は、年間平均値とする。

2.水域類型の指定は､海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注)1 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全

2 水産１種： 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産２種： 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産３種： 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全： 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

エ

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 4-2-43　生活環境の保全に関する環境基準の類型指定状況（河川）

ア　pH、BOD、SS、DO、大腸菌数

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
木曽川水域	木曽川下流	犬山頭首工より下流	A	直ちに達成	平成 14 年 7 月 15 日 環境省告示
庄内川等水域	日光川	全域	D	直ちに達成	平成 29 年 3 月 31 日 愛知県告示

イ　全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖ベンゼンスルホン酸及びその塩

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
木曽川水域	木曽川(2)	中濃大橋より下流に限る	生物 B	直ちに達成	平成 21 年 11 月 30 日 環境省告示
庄内川水域	日光川	全域	生物 B	5 年を超える期間で可及的速やかに達成	平成 25 年 12 月 24 日 愛知県告示

出典：水質環境基準と水域類型の指定状況（愛知県ホームページ）

表 4-2-44　生活環境の保全に関する環境基準の類型指定状況（海域）

ア　pH、COD、DO、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質

水域区分	水域名	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	名古屋港(甲)	C	5 年を超える期間で可及的速やかに達成	平成 14 年 3 月 29 日 環境省告示
	名古屋港(乙)	B	5 年以内で可及的速やかに達成	昭和 46 年 5 月 25 日 閣議決定
	伊勢湾	A	直ちに達成	平成 14 年 3 月 29 日 環境省告示

イ　全窒素、全燐

水域区分	水域名	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾(イ)	Ⅳ	直ちに達成	平成 14 年 3 月 15 日 環境省告示
	伊勢湾(ハ)	Ⅲ	直ちに達成	平成 14 年 3 月 15 日 環境省告示

ウ

水域区分	水域名	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾	海域生物 A	直ちに達成	平成 24 年 11 月 2 日 環境省告示
	伊勢湾(イ)	海域生物特 A	直ちに達成	平成 24 年 11 月 2 日 環境省告示
	伊勢湾(ロ)	海域生物特 A	直ちに達成	平成 24 年 11 月 2 日 環境省告示

エ

水域区分	水域名	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾 （全域。ただし、名古屋港及び伊勢湾央部に係る部分を除く。）	生物 1	-	令和 4 年 12 月 20 日 環境省告示
	名古屋港	生物 2	-	令和 4 年 12 月 20 日 環境省告示

出典：水質環境基準と水域類型の指定状況（愛知県ホームページ）
　　三重県水質汚濁に係る環境基準の水質類型の指定一覧表（三重県ホームページ）

表 4-2-45　水産用水基準

<table>
<tr><th>項目</th><th colspan="2">河川</th><th colspan="2">湖沼</th><th>海域</th></tr>
<tr><td rowspan="3">BOD</td><td>自然繁殖の条件</td><td>生育の条件</td><td colspan="2" rowspan="3">－</td><td rowspan="3">－</td></tr>
<tr><td>3mg/L 以下</td><td>5mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>2mg/L 以下
(ｻｹ、ﾏｽ、ｱﾕ)</td><td>3mg/L 以下
(ｻｹ、ﾏｽ、ｱﾕ)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">COD 注)</td><td colspan="2" rowspan="3">－</td><td>自然繁殖の条件</td><td>生育の条件</td><td rowspan="3">一般海域、ノリ養殖場や閉鎖性内湾沿岸域…一時保留</td></tr>
<tr><td>4mg/L 以下</td><td>5mg/L 以下</td></tr>
<tr><td>2mg/L 以下
(ｻｹ、ﾏｽ、ｱﾕ)</td><td>3mg/L 以下
(ｻｹ、ﾏｽ、ｱﾕ)</td></tr>
<tr><td>全リン</td><td colspan="2">－</td><td colspan="2">0.1 mg/L 以下(ｺｲ、ﾌﾅ)
0.05mg/L 以下(ﾜｶｻｷﾞ)
0.01mg/L 以下(ｻｹ科・ｱﾕ)</td><td>環境基準における
水産 1 種 0.03mg/L 以下
水産 2 種 0.05mg/L 以下
水産 3 種 0.09mg/L 以下
ノリ養殖場の最低濃度無機態リン
0.007～0.014mg/L</td></tr>
<tr><td>全窒素</td><td colspan="2">－</td><td colspan="2">1 mg/L 以下(ｺｲ、ﾌﾅ)
0.6mg/L 以下(ﾜｶｻｷﾞ)
0.2mg/L 以下(ｻｹ科・ｱﾕ)</td><td>環境基準における
水産 1 種 0.3mg/L 以下
水産 2 種 0.6mg/L 以下
水産 3 種 1.0mg/L 以下
ノリ養殖場の最低濃度無機態窒素
0.07～0.1mg/L
ワカメ養殖の最低濃度無機態窒素
0.028mg/L</td></tr>
<tr><td>DO</td><td colspan="3">6mg/L 以上(サケ、マス、アユには 7mg/L 以上)</td><td colspan="2">6mg/L 以上
内湾漁場の夏季低層で最低限維持すべき濃度…4.3mg/L(3mL/L)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">pH</td><td colspan="3">6.7～7.5</td><td colspan="2">7.8～8.4</td></tr>
<tr><td colspan="5">(生息する生物に悪影響を及ぼすほど pH の急激な変化がないこと。)</td></tr>
<tr><td>懸濁物質
(SS)</td><td colspan="2">1. SS 25mg/L 以下(人為的に加えられる SS 5mg/L 以下)
2. 忌避行動等の反応を起こさせる原因とならないこと。
3. 日光透過を妨げ、水生植物の繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。</td><td colspan="2">ｻｹ、ﾏｽ、ｱﾕ
SS 1.4mg/L 以下
透明度 4.5m 以上
温水性魚類
SS 3.0mg/L 以下
透明度 1.0m 以上</td><td>人為的に加えられる SS 2mg/L 以下
海藻類の繁殖に適した水深において必要な照度が保持され、その繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。</td></tr>
<tr><td>着色</td><td colspan="5">光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと。</td></tr>
<tr><td>水温</td><td colspan="5">水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温変化のないこと。</td></tr>
<tr><td>大腸菌群数</td><td colspan="5">1,000MPN/100mL 以下(生食用のカキ飼育：70MPN/100mL 以下)</td></tr>
<tr><td>油分</td><td colspan="5">水中には油分が含まれないこと、水面に油膜が認められないこと。</td></tr>
<tr><td>有害物質</td><td colspan="5">有害物質の基準値は、別表 1～5 に掲げる物質ごとに同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">底質</td><td colspan="4">有機物等により汚泥床、ミズワタ等の発生をおこさないこと。</td><td>(乾泥として)COD 20mg/g 以下
硫化物 0.2mg/g 以下
n-ヘキサン抽出物質 0.1%以下</td></tr>
<tr><td colspan="5">1. 微細な懸濁物が岩面、礫、または砂利等に付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。
2. 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和 45 年法律第 136 号) に定められた溶出試験により得られた検液中の有害物質のうち水産用水基準で基準値が定められている物質については、基準値の 10 倍を下回ること。ただしカドミウム、PCB については溶出試験で得られた検液中の濃度がそれぞれの化合物の検出下限値を下回ること。
3. ダイオキシン類の濃度は 150pgTEQ/g を下回ること。</td></tr>
</table>

注) 湖沼では酸性法、海域ではアルカリ性法である。(海域における COD 水産用水基準はアルカリ性法、COD 環境基準は酸性法である。アルカリ性法 COD 値≒酸性法 COD 値×0.6)

出展：「水産用水基準(2018 年版)」(平成 30 年 1 月　公益社団法人 日本水産資源保護協会)

（別表 1）人の健康の保護に関する環境基準に定められている有害物質の基準値

項　目	水産用水基準[mg/L]	
	淡水域	海域
カドミウム	0.003	0.003
全シアン	0.005	0.001
鉛	0.003	0.003
六価クロム	0.0002	0.01
砒素	0.01	0.01
総水銀	0.0002	0.0001
アルキル水銀	検出されないこと	0.001
PCB	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02	0.02
四塩化炭素	0.002	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.004
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.1
1,1,1-トリクロロエタン	0.5	0.5
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.006
トリクロロエチレン	0.01	0.01
テトラクロロエチレン	0.01	0.002
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.002
チウラム	0.006	－
シマジン	0.003	－
チオベンカルブ	0.001	0.02
ベンゼン	0.01	0.01
セレン	0.002	0.01
硝酸態窒素	9	7
亜硝酸態窒素	0.03	0.06
ふっ素	0.8	1.4
ほう素	1	4.5

注）－：基準値が設定されていない。

（別表 2）生活環境の保全に関する環境基準に定められている有害物質の基準値

項　目	水産用水基準	
	淡水域	海域
亜鉛	検出されないこと	検出されないこと

（別表 3）要監視項目として定められている有害物質の基準値

項　目	水産用水基準[mg/L]	
	淡水域	海域
クロロホルム	0.05	0.06
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04
1,2-ジクロロプロパン	0.06	0.06
p-ジクロロベンゼン	0.1	0.07
イソキサチオン	0.008	0.008
ダイアジノン	検出されないこと	検出されないこと
フェニトロチオン(MEP)	検出されないこと	検出されないこと
イソプロチオラン	0.04	0.04
オキシン銅	0.006	－
クロロタロニル(TPN)	0.001	0.002
プロピザミド	0.008	－
EPN	検出されないこと	検出されないこと
ジクロルボス(DDVP)	検出されないこと	検出されないこと
フェノブカルブ(BPMC)	検出されないこと	0.003
イプロベンホス(IBP)	検出されないこと	0.008
クロルニトロフェン(CNP)	0.0009	0.08
トルエン	0.6	0.3
キシレン	0.4	－
フタル酸ジエチルヘキシル	0.001	0.06
ニッケル	0.004	0.007
モリブデン	0.07	0.07
アンチモン	0.008	0.4
マンガン	0.2	0.2

注）－：基準値が設定されていない。

（別表 4）ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準

項　目	水産用水基準[pgTEQ/L]	
	淡水域	海域
ダイオキシン類	1	1

（別表 5）基準値、指針値が定められていない有害物質の基準値

項　目	水産用水基準[mg/L]	
	淡水域	海域
アンモニア態窒素	0.01	0.03
残留塩素(残留オキシダント)	検出されないこと	検出されないこと
硫化水素	検出されないこと	検出されないこと
銅	0.0009	検出されないこと
アルミニウム	検出されないこと	0.1
鉄	0.09	0.2
陰イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
非イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
ベンゾ[a]ピレン	検出されないこと	0.00001
トリブチルスズ化合物	0.000007	0.000002
トリフェニルスズ化合物	－	検出されないこと
フェノール類	0.008	0.2
ホルムアルデヒド	0.5	0.04

注）－：基準値が設定されていない。

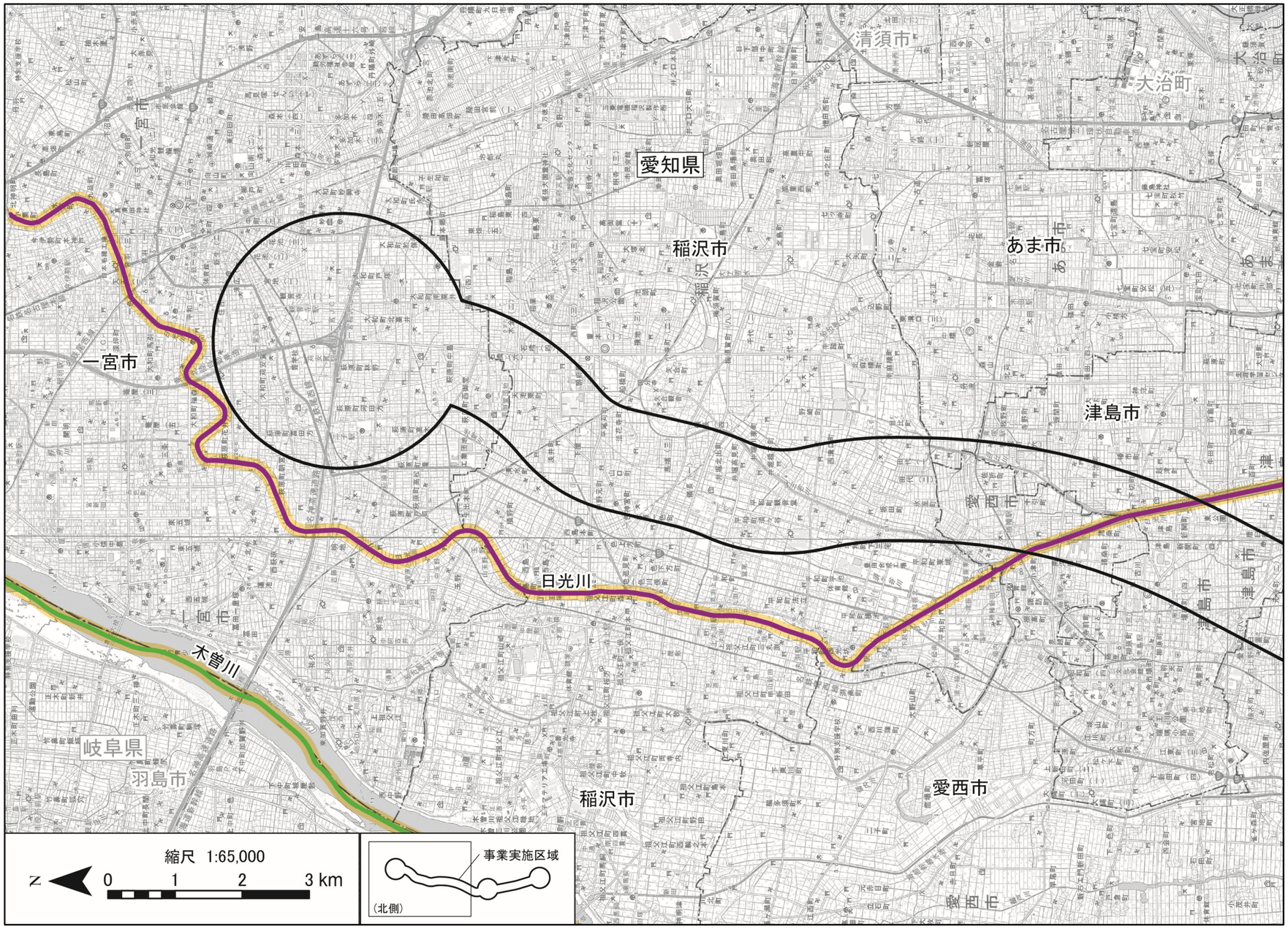

出典：「愛知県 BOD・COD 等に関する環境基準類型指定概況（令和5年2月末現在）」（愛知県ホームページ）
「愛知県 全窒素・全りんに関する環境基準類型指定概況（令和5年2月末現在）」（愛知県ホームページ）
「愛知県 全亜鉛等に関する環境基準類型指定概況（令和5年2月末現在）」（愛知県ホームページ）
「底層溶存酸素量に係る環境基準の類型指定状況図（2025年11月現在）」
「（三重県）公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型」（三重県ホームページ）

図 4-2-18(1)　水質類型指定状況図

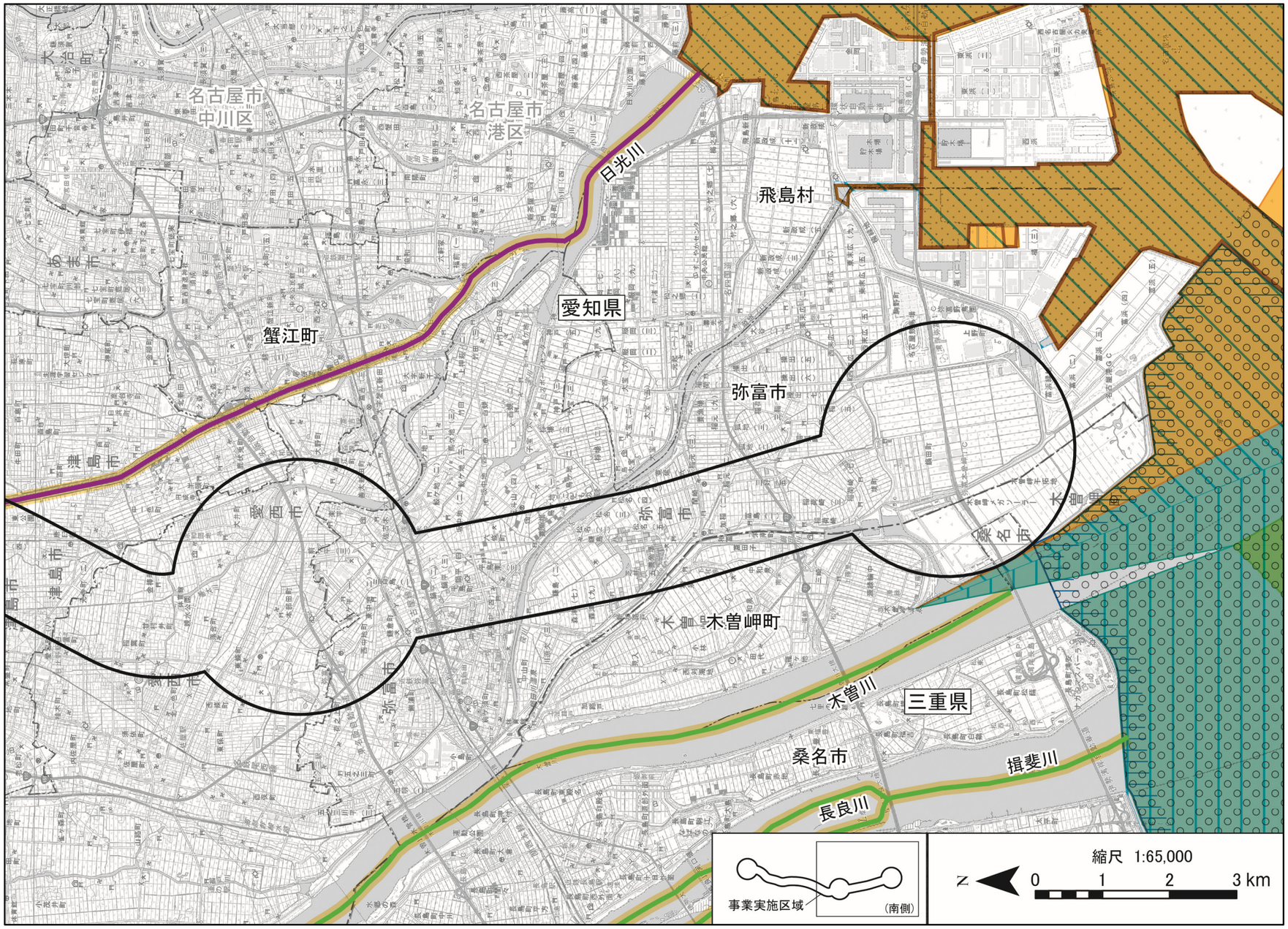

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界

BOD・COD等に関する類型

- 類型A（河川）
- 類型D（河川）
- 類型A（海域）
- 類型B（海域）
- 類型C（海域）

全窒素・全燐に関する類型

- 類型Ⅲ（海域）
- 類型Ⅳ（海域）

全亜鉛等に関する類型

- 類型生物B（河川）
- 類型生物特A（海域）
- 類型生物A（海域）

底層溶存酸素量に関する類型

- 類型生物1（海域）
- 類型生物2（海域）

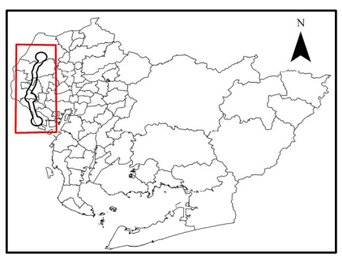

出典：「愛知県 BOD・COD 等に関する環境基準類型指定概況（令和5年2月末現在）」（愛知県ホームページ）
「愛知県 全窒素・全りんに関する環境基準類型指定概況（令和5年2月末現在）」（愛知県ホームページ）
「愛知県 全亜鉛等に関する環境基準類型指定概況（令和5年2月末現在）」（愛知県ホームページ）
「底層溶存酸素量に係る環境基準の類型指定状況図（2025年11月現在）」
「（三重県）公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型」（三重県ホームページ）

図 4-2-18(2)　水質類型指定状況図

14) 水質汚濁防止法の第三条第一項の規定により定められた排水基準及び排水基準が定められた区域

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号) 第 3 条第 1 項の排水基準の規定に基づき定められた排水基準は、表 4-2-46(1)～(2)に示すとおりです。

なお、調査区域において同法第 3 条第 3 項の規定に基づき、同法同条第 1 項の排水基準に代えて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排水基準(上乗せ排水基準) を適用する区域は、愛知県条例により、木曽川水域及び名古屋港・庄内川等水域に設定されています。新設の工場又は事業場についての上乗せ排水基準は、表 4-2-47(1)～(2)に示すとおりです。また、三重県条例により、木曽川を含む「第一種水域」及び揖斐川、長良川を含む「第二種水域」に設定されています。新設の特定事業場についての上乗せ排水基準は、表 4-2-48(1)～(2)に示すとおりです。

表 4-2-46(1)　排水基準の基準値（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1L につきカドミウム 0.03mg
シアン化合物	1L につきシアン　1 mg
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	1L につき　1 mg
鉛及びその化合物	1L につき鉛　0.1mg
六価クロム化合物	1L につき六価クロム 0.2mg
砒素及びその化合物	1L につき砒素　0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1L につき水銀　0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1L につき　0.003mg
トリクロロエチレン	1L につき　0.1mg
テトラクロロエチレン	1L につき　0.1mg
ジクロロメタン	1L につき　0.2mg
四塩化炭素	1L につき　0.02mg
1,2-ジクロロエタン	1L につき　0.04mg
1,1-ジクロロエチレン	1L につき　1 mg
シス-1,2-ジクロロエチレン	1L につき　0.4mg
1,1,1-トリクロロエタン	1L につき　3 mg
1,1,2-トリクロロエタン	1L につき　0.06mg
1,3-ジクロロプロペン	1L につき　0.02mg
チウラム	1L につき　0.06mg
シマジン	1L につき　0.03mg
チオベンカルブ	1L につき　0.2mg
ベンゼン	1L につき　0.1mg
セレン及びその化合物	1L につきセレン　0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1L につきほう素　10mg 海域に排出されるもの 1L につきほう素　230mg
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1L につきふっ素　8mg 海域に排出されるもの 1L につきふっ素　15mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1L につきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量　100mg
1,4-ジオキサン	1L につき　0.5mg
備考1)「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2) 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）、令和6年改正

表 4-2-46(2)　排水基準の基準値（生活環境項目）

項　目	許　容　限　度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの　5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量	1L につき　160mg　（日間平均 120mg）
化学的酸素要求量	1L につき　160mg　（日間平均 120mg）
浮遊物質量	1L につき　200mg　（日間平均 150mg）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	1L につき　5mg
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	1L につき　30mg
フェノール類含有量	1L につき　5mg
銅含有量	1L につき　3mg
亜鉛含有量	1L につき　2mg
溶解性鉄含有量	1L につき　10mg
溶解性マンガン含有量	1L につき　10mg
クロム含有量	1L につき　2mg
大腸菌数	1ml につき　日間平均 800CFU
窒素含有量	1L につき　120mg　（日間平均 60mg）
燐含有量	1L につき　16mg　（日間平均 8mg）

備考1）「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2）この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
3）水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
4）水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
5）生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限つて適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限つて適用する。
6）窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1L につき9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限つて適用する。
7）燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限つて適用する。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）

表 4-2-47(1)　水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準（木曽川水域）

単位：mg/L

工場又は事業場	業種	有害物質の種類及び許容限度	項目及び許容限度					
		鉛及びその化合物	生物化学的酸素要求量	浮遊物質量	ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量		ﾌｪﾉｰﾙ類含有量	銅含有量
					鉱油類	動植物油脂類		
新設の工場又は事業場	全業種（畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設、又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、旅館業、し尿処理施設を有するもの並びに下水道終末処理施設を有するものを除く。）	鉛 0.5	25（20）	30（20）	2	10	0.5	1
	畜産農業又はサービス業（豚房施設、牛房施設、又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）	－	90（70）	100（80）	－	－	－	－
	旅館業	－	40（30）	70（50）	－	－	－	－
	し尿処理施設を有するもの	－	40（30）	80（60）	－	－	－	－
	下水道終末処理施設を有するもの	－	25（20）	70（50）	－	－	－	－

注）（ ）内は日間平均を示す。

出典：水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年3月29日愛知県条例第4号）

表 4-2-47(2)　水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準（名古屋港・庄内川等水域）

単位：mg/L

工場又は事業場	業種		有害物質の種類及び許容限度	項目及び許容限度						
			シアン化合物	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質量	ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量		ﾌｪﾉｰﾙ類含有量	銅含有量
							鉱油類	動植物油脂類		
新設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種	—	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1
	その他の地域に所在するもの	全業種（畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、食料品製品業（ビール製造業及び冷凍調理食品製造業を除く。）、繊維工業、繊維製品製造業、鉄鋼業、旅館業、廃油処理施設を有するもの、し尿処理施設を有するもの並びに下水道終末処理施設を有するものを除く。）	—	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1
		畜産農業又はサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）	—	90 (70)	90 (70)	100 (80)	—	—	—	—
	食料品製造業（ビール製造業及び冷凍調理食品製造業を除く。）	乳製品製造業	—	50 (40)	40 (30)	30 (20)	—	10	—	—
		野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	—	50 (40)	40 (30)	40 (30)	—	10	—	—
		動植物油脂、でん粉、ぶどう糖又は水あめの製造業	—	50 (40)	40 (30)	50 (40)	—	10	—	—
		その他	—	50 (40)	50 (40)	50 (40)	—	10	—	—
	繊維工業又は繊維製品製造業		—	50 (40)	50 (40)	40 (30)	—	10	1	—
	鉄鋼業	1 日当たりの平均的な排出水の量が 10 万 m^3 以上のもの	シアン 0.5	25 (20)	20 (15)	30 (20)	2	—	0.5	1
		1 日当たりの平均的な排出水の量が 20m^3 以上 10 万 m^3 未満のもの	—	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	—	0.5	1
	旅館業		—	40 (30)	40 (30)	70 (50)	—	—	—	—
	廃油処理施設を有するもの		—	25 (20)	25 (20)	30 (20)	1	10	0.5	1
	し尿処理施設を有するもの		—	40 (30)	40 (30)	80 (60)	—	—	—	—
	下水道終末処理施設を有するもの		—	25 (20)	25 (20)	70 (50)	—	—	—	—

注)「項目及び許容限度」の(　)内は日間平均を示す。

出典：水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年3月29日愛知県条例第4号）

表 4-2-48(1)　水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準（第一種水域）

単位：mg/L

工場又は事業場		新設の特定事業場 （昭和 47 年 1 月 1 日以後に設置）
項目	業種	許容限度
pH（水素イオン濃度） 但し、海域に排出されるもの	全業種	5.8 以上 8.6 以下
BOD（生物化学的酸素要求量）	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130 （100）
	2. 全業種（1 の業種を除く）	25 （20）
COD（化学的酸素要求量）	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130 （100）
	2. 全業種（1 の業種を除く）	25 （20）
SS（浮遊物質量）	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130 （100）
	2. 全業種（1 の業種を除く）	90 （70）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	全業種	－ （1）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	全業種	－ （10）
フェノール類含有量	全業種	1
銅含有量	全業種	1

注1）この表に掲げる新設の特定事業場に関する排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が50m^3以上である特定事業場に係る排出水について適用します。ただし、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量及び動物植物油脂類含有量）についての排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が400m^3以上である特定事業場に係る排出水について適用します。

注2）「許容限度」の（ ）内は日間平均を示す。

出典：大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和46年12月24日三重県条例第60号）

表 4-2-48(2)　水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準（第二種水域）

単位：mg/L

工場又は事業場		新設の特定事業場（昭和 47 年 1 月 1 日以後に設置）
項目	業種	許容限度
pH（水素イオン濃度）但し、海域に排出されるもの		
	全業種	5.8 以上 8.6 以下
BOD（生物化学的酸素要求量）		
	1. コーンスターチ製造業及び植物油脂製造業	75 (55)
	2. 全業種（1 の業種、パルプ又は紙加工業及び石油精製業を除く）	130 (100)
COD（化学的酸素要求量）		
	1. コーンスターチ製造業、グルタミン酸ソーダ製造業及び植物油脂製造業	75 (55)
	2. 全業種（1 の業種、パルプ又は紙加工業及び石油精製業を除く）	130 (100)
SS（浮遊物質量）		
	1. コーンスターチ製造業、グルタミン酸ソーダ製造業及び植物油脂製造業、石油化学工業（石油精製業及び熱硬化性樹脂製造業を除く）	140 (110)
	2. 熱硬化性樹脂製造業	110 (90)
	3. 化学工業（石油化学工業を除く）	180 (140)
	4. 全業種（1.2. 及び 3 の業種、毛紡績業（洗毛を行うものに限る）、石油精製業ならびにパルプまたは紙加工業を除く）	130 (100)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）		
	石油化学工業	－ (1)
フェノール類含有量		
	全業種	1
銅含有量		
	全業種	1

注1）この表に掲げる新設の特定事業場に関する排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が50m^{3}以上である特定事業場に係る排出水について適用します。ただし、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量及び動物植物油脂類含有量）についての排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が400m^{3}以上である特定事業場に係る排出水について適用します。

注2）「許容限度」の（ ）内は日間平均を示す。

出典：大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和46年12月24日三重県条例第60号）

15) 水質汚濁防止法第四条の二第一項の規定に基づく指定地域

調査区域のすべての市町村は、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、化学的酸素要求量及び窒素又はりん含有量について同法施行令で定める地域（指定地域）に定められています。

16) 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた地下水の水質の汚濁に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 4-2-49 に示すとおりです。

表 4-2-49　地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）

17) 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく土壌汚染に係る環境基準は、表 4-2-50 に示すとおりです。

表 4-2-50　土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき、0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒(ひ)素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4－ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1Ｌにつき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1Ｌにつき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）

18) 土壌汚染対策法第六条第一項及び第十一条第一項の規定により指定された区域

調査区域における「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく形質変更時要届出区域は、表 4-2-51 に示すとおり 7 件存在しています。また、同法第 6 条第 1 項の規定に基づく要措置区域は存在していません。

事業実施区域において形質変更時要届出区域が 1 件存在しています。

形質変更時届出区域の位置は図 4-2-19 に示すとおりです。

表 4-2-51　土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定状況

行政区分		指定番号	指定年月日	所在地	面積	指定に係る特定有害物質
愛知県	稲沢市	形-22	平成 31 年 2 月 22 日	稲沢市祖父江町本甲大溝 47 番 2、48 番、49 番 1、73 番 1、73 番 2、74 番 1、75 番 1、75 番 2、75 番 3、76 番 1、76 番 2、77 番 1、78 番 1、79 番、83 番及び 84 番 1 の各一部	1,200.0㎡	鉛及びその化合物(溶出)
		形-45	令和 4 年 12 月 27 日	稲沢市高重西町 37 番 1 の一部	732.02㎡	砒素及びその化合物(溶出)
		形-53	令和 5 年 7 月 25 日	稲沢市菱町 1 番 1 の一部	392.45 ㎡	六価クロム化合物(溶出)
	愛西市	形-7	平成 24 年 2 月 21 日	愛西市諸桑町塩田 22 番及び 22 番 4 の各一部	3,461.1㎡	鉛及びその化合物(溶出)
	弥富市	形-2	平成 22 年 9 月 24 日	弥富市曙二丁目 12 番、13 番、14 番、15 番及び 16 番の各一部	67,935㎡	砒素及びその化合物(溶出)
	飛島村	形-埋管-6	令和 3 年 4 月 23 日	飛島村東浜三丁目 5 番 3 の一部	99.14㎡	トリクロロエチレン(溶出)
三重県	木曽岬町	指定-2 号	平成 22 年 9 月 17 日	木曽岬町新輪二丁目 11 番の一部、12 番、13 番、17 番の一部、18 番の一部、19 番の一部	95,431㎡	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物

注）指定番号は各資料における番号を記載している。
出典：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況」（愛知県ホームページ）
「三重県内における要措置区域等の指定状況」（三重県ホームページ）

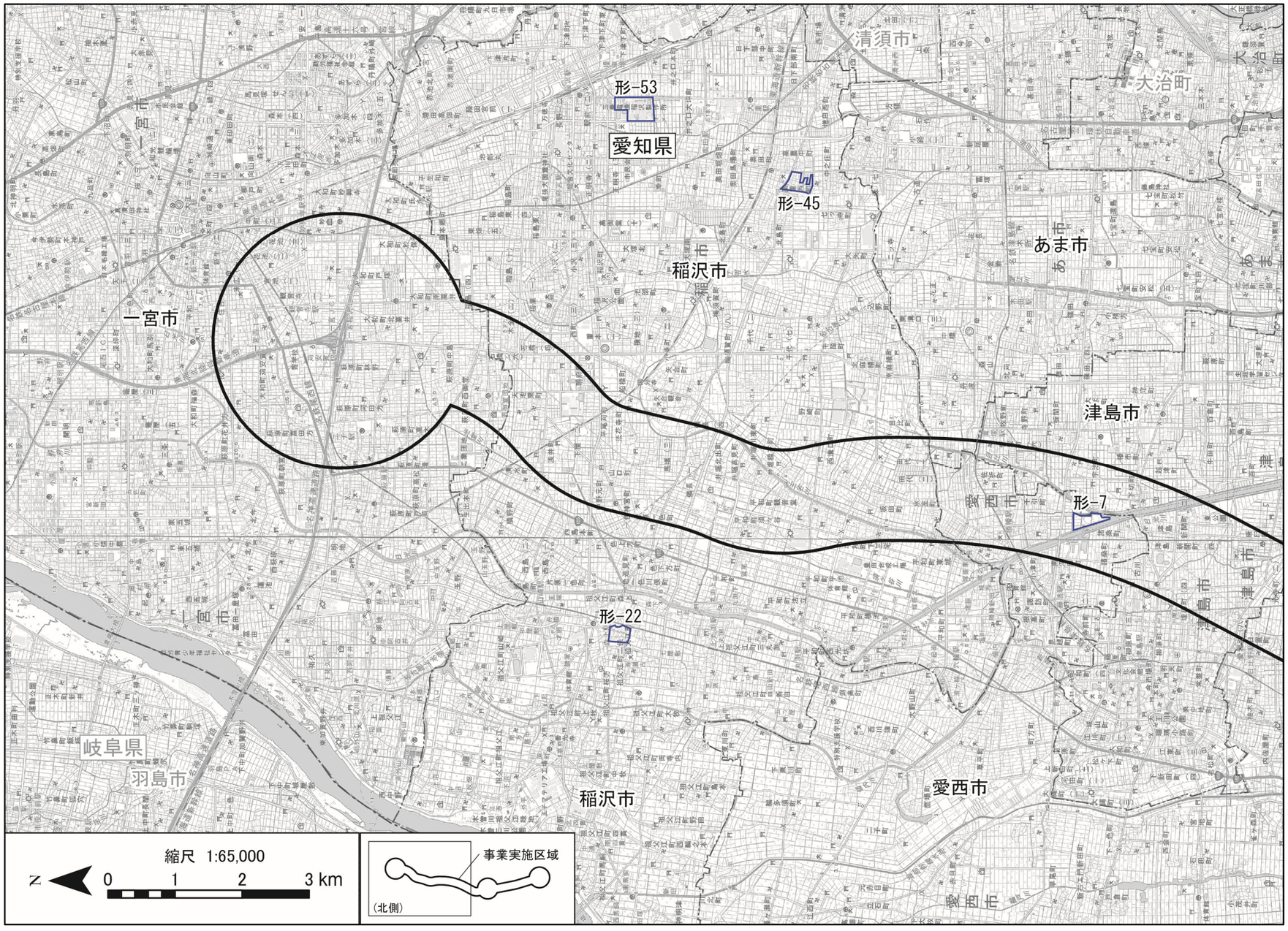

注）要措置区域及び形質変更時要届出区域の概ねの位置を示している。
出典：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況」（愛知県ホームページ）
「三重県内における要措置区域等の指定状況」（三重県ホームページ）

図 4-2-19(1)　要措置区域及び形質変更時要届出区域位置図

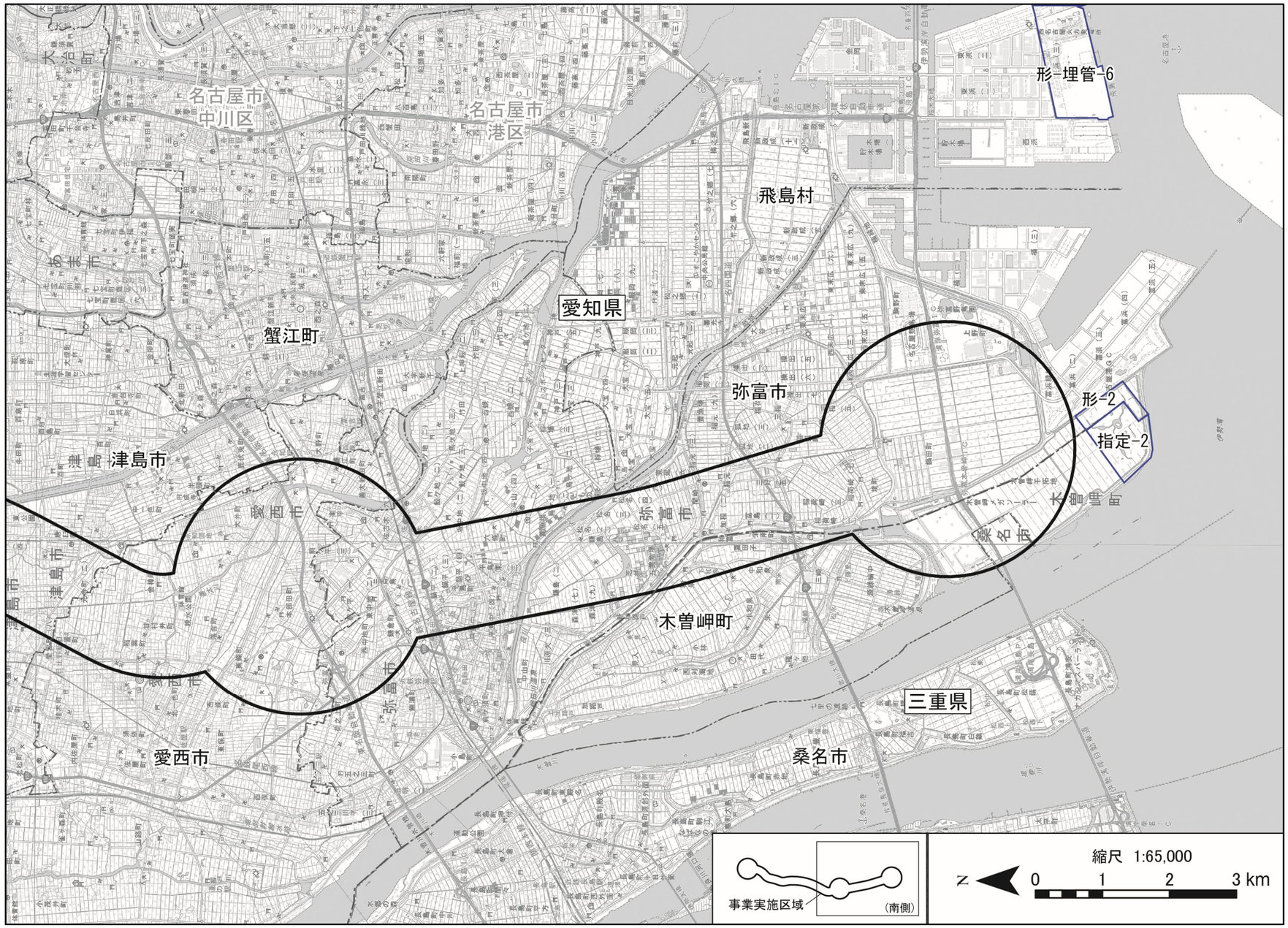

注）要措置区域及び形質変更時要届出区域の概ねの位置を示している。
出典：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況」（愛知県ホームページ）
「三重県内における要措置区域等の指定状況」（三重県ホームページ）

図 4-2-19(2)　要措置区域及び形質変更時要届出区域位置図

19) ダイオキシン類対策特別措置法第七条の規定に基づく環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）第 7 条の規定に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準は表 4-2-52 に示すとおりです。

表 4-2-52　ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁、水底の底質の汚染及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m^3 以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

備考
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

20) ダイオキシン類対策特別措置法第二十九条第一項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域

調査区域における「ダイオキシン類対策特別措置法」第 29 条第 1 項の規定に基づくダイオキシン類土壌汚染対策地域は存在していません。

21) 農用地土壌汚染対策地域

調査区域における「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号）の規定に基づく農用地土壌汚染対策地域は存在していません。

22) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条二の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域

調査区域における「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年 9 月 28 日条約 7 号）第 11 条 2 の規定に基づく「世界遺産一覧表」に記載された文化遺産及び自然遺産の区域は存在していません。

23) 世界かんがい施設遺産の区域

調査区域において、国際かんがい排水委員会が認定・登録する「世界かんがい施設遺産」は存在していません。

24) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域

調査区域における「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）第 36 条第 1 項の規定に基づく生息地等保護区の区域は存在していません。

25) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一の規定により指定された湿地の区域

調査区域における「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年 9 月 22 日条約第 28 号）第 2 条 1 の規定に基づく湿地（ラムサール条約湿地）は、表 4-2-53 及び図 4-2-20 に示すとおり、藤前干潟の 1 箇所が存在しています。なお、事業実施区域には存在していません。

表 4-2-53　特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地

名称	藤前干潟（ふじまえひがた）
所在地	愛知県 名古屋市・飛島村
登録年月日	平成 14 年 11 月 18 日
面積（ha）	323
湿地の特徴	河口干潟、シギ・チドリ渡来地
保護の形態	国指定藤前干潟鳥獣保護区藤前干潟特別保護地区
湿地の概要	愛知県の西部に位置しています。庄内川・新川・日光川の河口を中心とする地域で、伊勢湾奥部に残された唯一の大規模な干潟です。特に、シベリア等北半球の繁殖地とオセアニア等、南半球の越冬地を往復するシギ・チドリ類の中継地として重要で、国内でも最大規模のシギ・チドリ類の中継地です。

出典：「ラムサール条約と条約湿地」（環境省ホームページ）

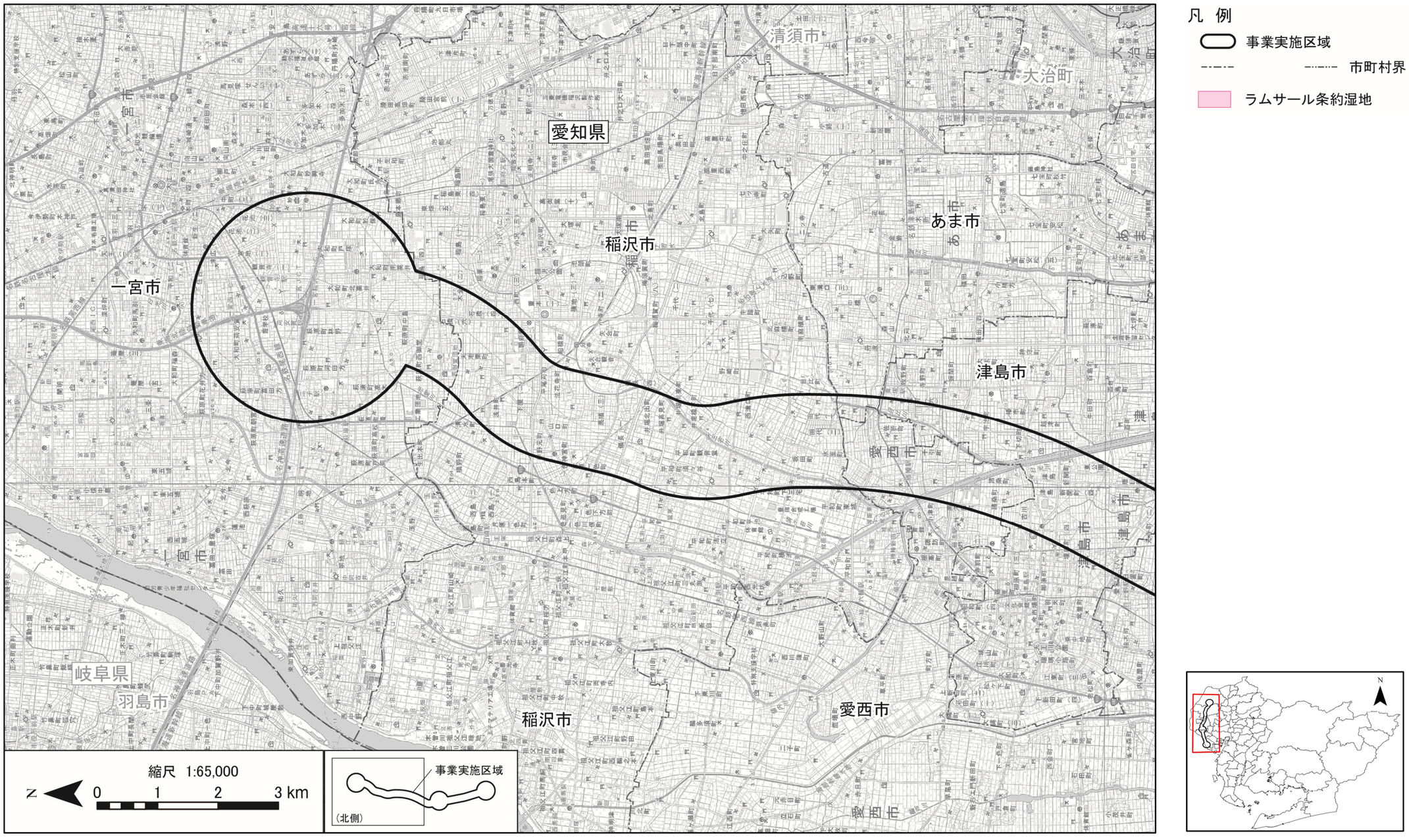

出典：「ラムサール条約と条約湿地」（環境省ホームページ）

図 4-2-20(1)　特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地位置図

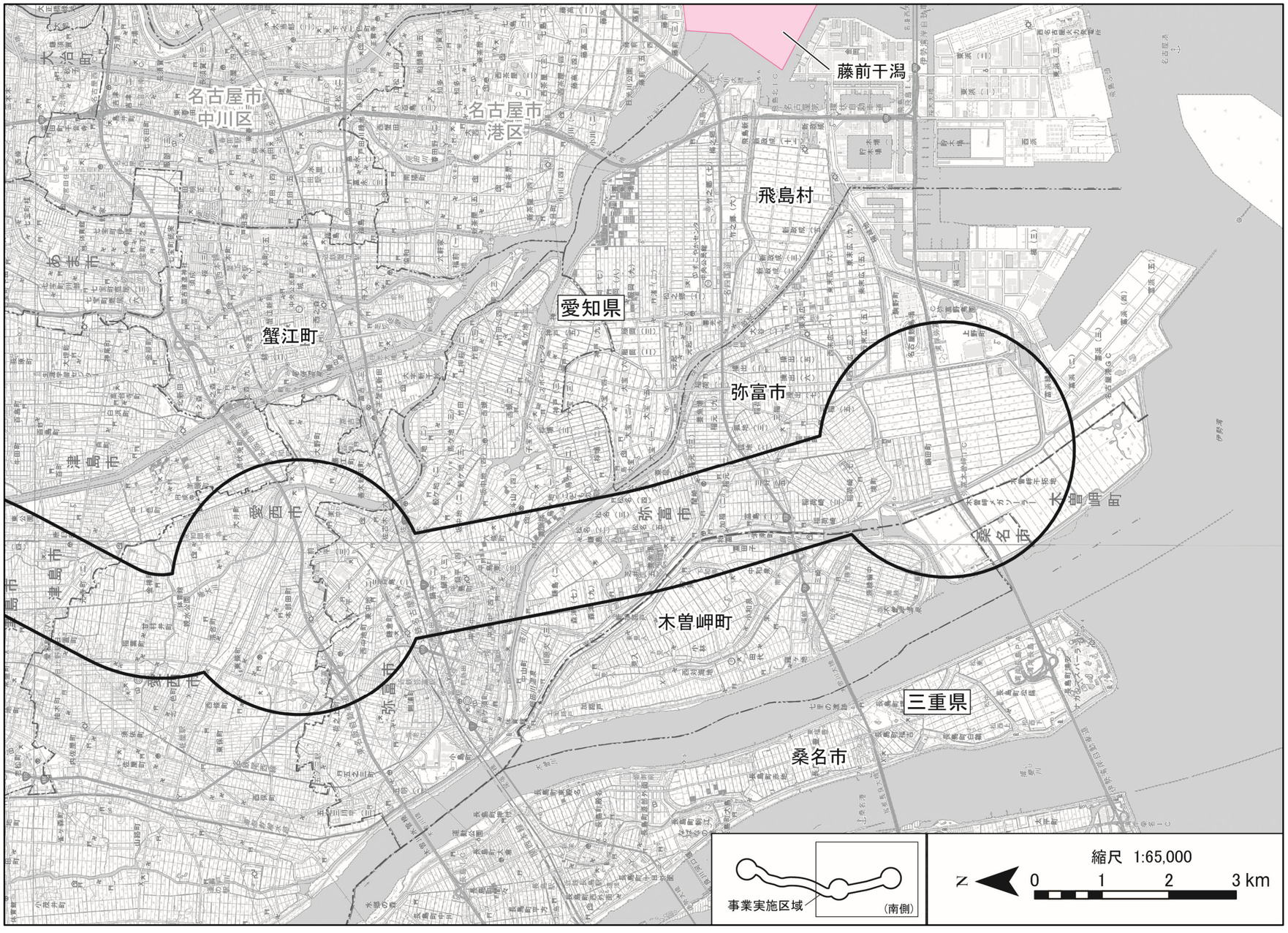

凡 例

事業実施区域

市町村界

ラムサール条約湿地

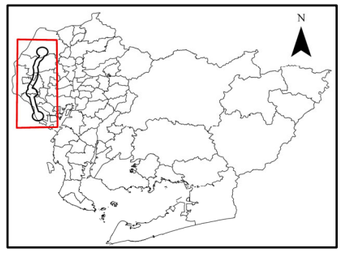

出典：「ラムサール条約と条約湿地」（環境省ホームページ）

図 4-2-20(2)　特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地位置図

26) 文化財保護法の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物又は重要文化的景観等

調査区域における「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）、「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月 1 日条例第 6 号）、「一宮市文化財保護条例」（昭和 35 年 4 月 4 日条例第 20 号）、「津島市文化財保護条例」（平成 2 年 3 月 29 日条例第 8 号）、「稲沢市文化財保護条例」（昭和 51 年 12 月 25 日条例第 34 号）「愛西市文化財保護条例」（平成 17 年 4 月 1 日条例第 84 号）、「弥富市文化財保護条例」（昭和 47 年 6 月 30 日条例第 17 号）、「あま市文化財保護条例」（平成 22 年 3 月 22 日条例第 90 号）、「蟹江町文化財保護条例」（昭和 53 年 3 月 30 日条例第 9 号）、「飛島村文化財保護条例」（昭和 63 年 12 月 21 日条例第 15 号）の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物、有形民俗文化財及び無形民俗文化財は表 4-2-54、表 4-2-55、表 4-2-56 及び図 4-2-21、図 4-2-22 に示すとおりです。

調査区域においては、国指定史跡が 2 件、国登録名勝地関係が 1 件、各県指定史跡が 3 件、各県指定名勝が 1 件、各県指定天然記念物が 6 件、各市・町・村指定史跡が 44 件、各市・町指定天然記念物が 50 件存在します。さらに、国指定建造物が 16 件、登録有形文化財（建造物）が 32 件、各県指定建造物が 4 件、各市・町・村指定建造物が 27 件存在し、国指定無形民俗文化財が 2 件、記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財が 2 件、各県指定有形民俗文化財が 3 件、各県指定無形民俗文化財が 4 件、各市・町・村指定有形民俗文化財が 13 件、各市・町・村指定無形民俗文化財が 60 件存在しています。なお、重要文化的景観は調査区域に存在していません。

事業実施区域においては、各県指定史跡が 1 件、各市・町・村指定史跡が 3 件、各市・町・村指定天然記念物が 5 件、国指定建造物が 1 件、登録有形文化財（建造物）が 1 件、各県指定建造物が 1 件、各市・町・村指定建造物が 5 件、各市・町・村指定有形民俗文化財が 2 件、各市・町・村指定無形民俗文化財が 5 件存在しています。

表 4-2-54(1)　史跡・名勝・天然記念物等一覧

No.	県	市町村	種別	指定	名称	所在地	指定年月日
1	愛知県	一宮市	史跡	国	冨田一里塚	冨田字古川 1813 外 1 筆及び右地先道路敷	S12. 12. 21
2				県	馬見塚遺跡	馬見塚字東見六	S29. 3. 12
3				県	起渡船場跡	起堤 37 外	S42. 8. 28
4				県	妙興寺境内地	大和町妙興寺 2438	S44. 10. 29
5				市	七つ石	大和町戸塚東郷 232	S42. 3. 2
6				市	起宿脇本陣跡	起下町	S49. 1. 15
7				市	起宿披本陣跡	小信中島郷南 3152	S49. 1. 15
8				市	聖徳寺跡	冨田	S49. 1. 15
9				市	地宝院跡	北今葭山 578	S49. 1. 15
10				市	野府城跡	開明城堀 20	S50. 2. 11
11				市	吉藤城跡	明地南古城 76-1	S50. 2. 11
12				市	天神の渡し跡	西萩原 2252	S52. 1. 17
13				市	鞆江神社の参道 黒松の並木共	明地鞆	S52. 1. 17
14				市	車塚古墳	今伊勢町本神戸目久井 472	S52. 3. 23
15			天然記念物	県	起の大イチョウ	起	S38. 4. 19
16				県	起のヤマガキ	起	S42. 10. 30
17				市	西萩原のクロガネモチ	西萩原	S41. 1. 1
18				市	鞆江のイチョウ	明地鞆	S41. 1. 1

表 4-2-54(2)　史跡・名勝・天然記念物等一覧

No.	県	市町村	種別	指定	名称	所在地	指定年月日
19	愛知県	一宮市	天然記念物	市	起のイブキ	起堤町 122	S41.1.1
20				市	起宿披本陣のイブキ	小信中島郷南 3152	S41.1.1
21				市	法信寺のタブノキ	北今下渡 1567	S46.10.12
22				市	光願寺のコウヤマキ	玉野東瀬古 2043-1	S46.10.12
23				市	玉野のシラカシ	玉野渕ケ巻 2392	S46.10.12
24				市	出先のムクノキ	東五城出先	S46.10.12
25				市	玉野のクロガネモチ群	玉野渕ケ巻 2392	S50.2.11
26				市	三位のイチョウ	小信中島宮浦 780-1	S50.2.11
27				市	野見神社のスダジイ	今伊勢町宮後稲荷 1929	S52.8.6
28				市	常保寺のイチョウ	浅野山王 4	S57.3.1
29				市	妙興寺のスダジイ	大和町妙興寺 2438	H1.3.22
30				市	あずらのクスノキ	あずら	H13.8.21
31				市	萩原緑地のサイカチ	萩原町萩原南友重	H18.1.25
32			名勝地関係	国登録	旧林氏庭園	起下町 211	R1.10.16
33		津島市	史跡	市	道標　津島街道追分・鳥居跡	埋田町地内	S42.9.16
34				市	真野時綱の墓	弥生町	S42.9.16
35				市	堀田木吾の墓	今市場町	S42.9.16
36				市	石原正明の墓	神守町	S42.9.16
37				市	氷室長翁の墓	天王通り	S42.9.16
38				市	明治天皇佐屋行在所	片町	S43.2.9
39				市	神守一里塚跡	神守町	S43.2.9
40				市	明治天皇埋田御小用所跡	埋田町	S43.2.9
41				市	巴山碑	筏場町	S49.1.10
42				市	堀田之邑の墓	今市場町	S53.2.15
43			天然記念物	県	下新田のフジ	下新田町	S36.3.30
44				県	津島神社のイチョウ	神明町	S43.11.4
45				市	津島神社のホルトノキ	神明町	S50.4.13
46				市	カジノキ群落	中地町地内、宮川町地内	S53.2.15
47				市	宮川町のエノキ	宮川町	S54.12.14
48				市	伊藤家のホルトノキ	本町	S57.12.13
49				市	津島の透明鱗のギンブナ（エベツサマ）	市内全域	S62.6.22
50		稲沢市	史跡	国	尾張国分寺跡	矢合町中椎ノ木及び椎ノ木地内	H24.1.24
51				市	大塚古墳	大塚南一丁目	S58.11.1
52				市	勝幡城跡	平和町城之内	H17.10.3
53			天然記念物	市	ムクロジ(性海寺)	大塚南一丁目	S58.11.1
54				市	イブキ(性海寺)	大塚南一丁目	S58.11.1
55				市	高野菩提樹	大塚南一丁目	S50.4.1
56				市	ムクノキ(八幡社)	大塚北一丁目	S58.11.1
57				市	銀杏	生出本町	S50.4.1
58				市	サツキ	平野町	S59.11.1
59				市	シイノキ（塩江神社)	中野宮町	S59.11.1
60				市	シイノキ（八剣社)	南麻績町	S58.11.1
61				市	イブキ（善福寺)	南麻績町	S58.11.1

表 4-2-54(3)　史跡・名勝・天然記念物等一覧

No.	県	市町村	種別	指定	名称	所在地	指定年月日
62	愛知県	稲沢市	天然記念物	市	イチイガシ	目比町	S59.11.1
63				市	モッコク(神明社)	福島町	S60.8.1
64				市	オオムラサキ(大福寺)	儀長町	S61.11.1
65				市	ムクノキ(下津小学校)	下津ふじ塚町	H9.11.4
66				市	祐専寺イチョウ(祐専寺)	祖父江町山崎	H17.7.1
67				市	金兵衛イチョウ	祖父江町桜方	H17.7.1
68				市	イブキ（個人）	祖父江町大牧	H17.7.1
69				市	ヒトツバタゴ(中牧皇大明神社)	祖父江町中牧	H17.7.1
70				市	シイノキの群生(布智神社)	祖父江町本甲	H17.7.1
71				市	ナギ(経蔵寺)	平和町須ヶ谷	H17.7.1
72				市	クスノキ(八幡社)	平和町東城	H17.7.1
73				市	久治イチョウ	祖父江町山崎上屋敷	H22.9.1
74		愛西市	史跡	市	水鶏塚	佐屋町宅地	S60.3.26
75				市	東海道佐屋路佐屋三里の渡址	佐屋町亥新田 2-8	S61.4.16
76				市	佐屋海道址	内佐屋町五反田	S61.4.16
77				市	津島天王祭　市江車車田址	東保町車田	S61.4.16
78				市	大野城址	大野町郷前 216	S61.4.16
79				市	佐屋代官所址	佐屋町宅地	H1.2.2
80				市	西善太新田記念碑	東條町八江口	H17.3.4
81				市	青樹英二翁記念碑	東條町嘉江口	H17.3.4
82				市	増穿鵜戸川碑	新右エ門新田町郷前	H20.4.30
83			天然記念物	市	立田赤蓮根	戸倉町陽南寺	S56.7.1
84				市	東保八幡社クロマツ	東保町宮越	H20.7.1
85		弥富市	史跡	市	柴ヶ森	荷之上町柴ケ森 4172	S51.12.10
86				市	鯏浦城跡	鯏浦町上六 49	S51.12.10
87				市	孝忠園・擔風先生筆塚	鯏浦町下本田 32	S59.5.27
88				市	立田輪中人造堰樋門	中山町懸廻	S53.10.10
89				市	烏の池	神戸二丁目 21、22	H5.11.25
90				市	孝女曽與宅址	鳥ケ地一丁目 235-1	H2.1.31
91				市	宮崎筠圃邸址	鳥ケ地一丁目 176	H2.1.31
92			天然記念物	市	薬師寺の大楠	鯏浦町上六 49	S51.12.10
93				市	おみよし松	平島町西新田	S51.12.10
94				市	二つお宮の松	東蜆一丁目 54	H12.12.6
95				市	森津の藤	森津十四丁目 607	S51.12.10
96		あま市	史跡	市	甚目寺境内地	甚目寺	S59.3.1
97				市	七宝焼原産地道標	七宝町安松南辻田 2540	H12.11.1
98			名勝	県	蓮華寺庭園	蜂須賀	S40.5.21
99			天然記念物	県	七宝町のラカンマキ	七宝町遠島	S30.6.3
100				県	蓮華寺のカヤノキ	蜂須賀	S33.6.21
101		蟹江町	天然記念物	町	須成龍照院のイチョウ	須成門屋敷上 1364	S58.3.1
102				町	舟入中部神明社のイチョウ	舟入三丁目 275	S58.3.1
103		飛島村	史跡	村	孝女和喜之碑	大宝二丁目 15	H5.1.28
104				村	津金文左衛門胤臣像	元起一丁目 72	H8.7.4
105				村	津金君遺愛碑	元起二丁目 46	H8.7.4
106				村	奥田翁碑	新政成 1-21-1	H8.7.4
107	三重県	桑名市	天然記念物	市	長島の大松	長島町西外面 2188 番地	H7.4.13

注）No.は図4-2-21に対応している。
出典：「文化財ナビ愛知」（愛知県ホームページ）
「守ろう！活かそう！三重の文化財 情報データベース」（三重県教育委員会ホームページ）

「一宮市内の指定文化財」（一宮市ホームページ）
「津島市の文化財」（津島市ホームページ）
「稲沢市の市指定文化財」（稲沢市ホームページ）
「愛西市内の指定・登録・選択文化財一覧」（愛西市ホームページ）
「市の文化財」（弥富市ホームページ）
「あま市の指定文化財」（あま市ホームページ）
「蟹江町の文化財一覧」（蟹江町ホームページ）
「飛島村の文化財」（飛島村ホームページ）
「桑名市の文化財」（桑名市教育委員会 文化財ホームページ）

表 4-2-55(1)　建造物一覧

No.	県	市町村	種別	指定	名称	所在地	指定年月日
1	愛知県	一宮市	建造物	国	妙興寺勅使門	大和町妙興寺 2438	T9.4.15
2				国登録	一宮市尾西歴史民俗資料館別館（旧林家住宅）	起下町 211	H14.2.14
3				国登録	真清田神社本殿及び渡殿	真清田 1-2-1	H18.8.3
4				国登録	真清田神社祭文殿	真清田 1-2-1	H19.10.2
5				国登録	真清田神社北門及び透塀	真清田 1-2-1	H19.10.2
6				国登録	旧起第二尋常小学校奉安殿	三条字苅 2	H19.10.2
7				国登録	森川家住宅主屋	大和町苅安賀字北川田 1159	H20.7.8
8				国登録	森川家住宅書院	大和町苅安賀字北川田 1159	H20.7.8
9				国登録	森川家住宅土蔵	大和町苅安賀字北川田 1159	H20.7.8
10				国登録	墨会館	小信中島字南九反 11-1	H20.7.8
11				国登録	旧湊屋店舗兼主屋	起字堤町 33-1	H22.9.10
12				国登録	旧湊屋土蔵	起字堤町 33-1	H22.9.10
13				県	妙興寺鐘楼	大和町妙興寺 2438	S45.9.28
14				市	小塚直持の墓碑	上祖父江字中野東	S52.1.17
15				市	誓阿の墓碑	冨田字砂入	S53.7.12
16				市	正福寺山門	大和町苅安賀西北出	S59.3.1
17				市	妙興寺総門	大和町妙興寺 2438	S59.3.1
18				市	妙興寺仏殿ほか	大和町妙興寺 2438	S59.12.3
19				市	長隆寺本堂・山門	萩原町中島丸宮	H7.3.22
20		津島市		国	津島神社本殿	神明町 1	T9.4.15
21				国	津島神社楼門	神明町 1	S33.5.14
22				国	堀田家住宅	南門前町 1-2-1	S53.5.31
23				国登録	旧津島信用金庫本店	本町 1-52-1	H18.3.27
24				国登録	寶泉寺書院（旧服部家住宅書院）	池麩町 2	H20.10.23
25				国登録	伊藤家住宅座敷機石荘	橘町 4-70	H21.4.28
26				国登録	伊藤家住宅腰掛待合	橘町 4-84	H21.4.28
27				国登録	旧堀田廣之家住宅主屋	祢宜町 68	H28.11.29
28				国登録	旧堀田廣之家住宅蔵	祢宜町 68	H28.11.29
29				国登録	旧堀田廣之家住宅門	祢宜町 68	H28.11.29
30				国登録	旧堀田廣之家住宅煉瓦塀	祢宜町 68	H28.11.29
31				国登録	旧堀田廣之家住宅板塀	祢宜町 68	H28.11.29
32				国登録	愛知県立津島高等学校正門門柱（旧愛知県津島中学校正門）	宮川町三丁目 80	H29.6.28

表 4-2-55(2)　建造物一覧

No.	県	市町村	種別	指定	名称	所在地	指定年月日
33	愛知県	津島市	建造物	県	津島神社南門	神明町 1	S43.3.11
34				県	津島神社拝殿等	神明町 1	S56.2.23
35				市	輪転式経蔵	東柳原町	-
36				市	氷室作太夫家住居	片町 2 丁目	-
37				市	渡邉家住宅	本町 3 丁目 13	-
38		稲沢市		国	萬徳寺多宝塔	長野 3-2-57	M34.3.27
39				国	性海寺多宝塔	大塚南 1-33	M36.4.15
40				国	長光寺地蔵堂	六角堂東町 3-2-8	M39.4.14
41				国	尾張大国霊神社楼門	国府宮 1 丁目 1-1	S30.6.22
42				国	尾張大国霊神社拝殿	国府宮 1 丁目 1-1	S30.6.22
43				国	萬徳寺鎮守堂	長野 3-2-57	S33.5.14
44				国	性海寺本堂及び宝塔	大塚南 1-33	S44.6.20
45				市	本堂厨子	船橋町 30	S54.11.1
46				市	厨子	片原一色町道上 67	H1.10.2
47				市	山門	大塚南 1 丁目 33	S50.4.1
48				市	本殿	大塚南 1 丁目 27	S50.4.1
49				市	半床庵(茶室)	国府宮 1 丁目 1-1	S50.4.1
50				市	勅使門	稲葉 1 丁目 6-2	S54.11.1
51				市	楼門	六角堂東町 3 丁目 2	S54.11.1
52				市	中高記念館	国府宮 2 丁目 7-17	S50.4.1
53				市	長福寺の仁王門 付仁王像	平和町下三宅	S17.7.1
54		愛西市		国登録	鈴木家住宅主屋	須依町郷 577-1 他	H20.3.7
55				国登録	鈴木家住宅蔵	須依町郷 577-1 他	H20.3.7
56				国登録	鈴木家住宅米蔵	須依町郷 577-1 他	H20.3.7
57				国登録	鈴木家住宅門及び外塀	須依町郷 577-1 他	H20.3.7
58				県	八幡社本殿	西條町二町田 35	S41.10.12
59				市	明治天皇佐屋行在所の門 (加藤五左衛門本陣の門)	西保町北川原	H17.3.4
60		弥富市		国	服部家住宅主屋・離座敷・表門	荷之上町石仏 419	S49.2.5
61				市	服部家住宅	荷之上町石仏 419	S49.2.5
62				市	竹長押茶屋	前ヶ須町野方 719	S51.12.10
63				市	藍亭	森津 14 丁目 607	H31.1.7
64		あま市		国	甚目寺南大門	甚目寺東門前 24	M33.4.7
65				国	甚目寺三重塔・東門	甚目寺東門前 24	S28.11.14
66		蟹江町		国	冨吉建速神社本殿	須成字門屋敷上 1363	S28.3.31
67				国	八剱社本殿	須成字門屋敷上 1363	S28.3.31
68				国登録	甘強味淋旧本社事務所	城 4 丁目 1-1	H17.11.10
69				国登録	甘強味淋工場	城 4-1 地先内法	H17.11.10
70				国登録	甘強味淋住宅主屋	城 4-1 地先内法	H17.11.10
71				国登録	甘強味淋住宅土蔵	城 4-1 地先内法	H17.11.10
72				国登録	山口家住宅主屋	城 4-215	H23.1.26
73				国登録	山口家住宅茶室	城 4-215	H23.1.26
74				国登録	山口家住宅表門	城 4-215	H23.1.26

表 4-2-55(3)　建造物一覧

No.	県	市町村	種別	指定	名称	所在地	指定年月日
75	愛知県	飛島村	建造物	村	六角れんが蔵	大宝二丁目 39	H6.2.23
76				村	大宝排水機場保存館	大宝六丁目 85	-
77				村	一切経蔵	元起二丁目 16	-
78				村	飛島村郷土資料室	竹之郷三丁目 1	-
79	三重県	桑名市		市	旧長島城大手門	長島町又木 77 番地 3	S58.12.10

注）No.は図4-2-22に対応している。
出典：「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ）
「文化財ナビ愛知」（愛知県ホームページ）
「守ろう！活かそう！三重の文化財 情報データベース」（三重県教育委員会ホームページ）
「一宮市内の指定文化財」（一宮市ホームページ）
「津島市の文化財」（津島市ホームページ）
「稲沢市の市指定文化財」（稲沢市ホームページ）
「愛西市内の指定・登録・選択文化財一覧」（愛西市ホームページ）
「あま市の指定文化財」（あま市ホームページ）
「蟹江町の文化財一覧」（蟹江町ホームページ）
「桑名市の文化財」（桑名市教育委員会 文化財ホームページ）

表 4-2-56(1)　有形民俗文化財・無形民俗文化財一覧

No.	県	市町村	種別	指定	名称	所在地	指定年月日
①	愛知県	一宮市	有形民俗文化財	市	絵馬（貴人乗馬の図）	三条宮西 1145	S41.9.12
②				市	宿札	一宮市尾西歴史民俗資料館（起下町 211）	S41.9.12
③				市	神頭矢	真清田 1 丁目 2-1	S48.8.7
④				市	川並奉行所表札･検印	一宮市博物館（大和町妙興寺 2390）	S48.8.7
⑤				市	小原の千体地蔵	小原町	S50.2.11
⑥			無形民俗文化財	県	水法の芝馬祭	浅野白山 16-1	S59.3.30
⑦				市	西五城木遣り及び棒振り	西五城	S45.8.10
⑧				市	起六斎ばやし	起	H16.6.18
⑨		津島市	有形民俗文化財	県	徳成寺の千体地蔵	百町字中住吉 22 番地	S47.6.7
⑩				県	尾張津島天王祭の車楽	神明町	S59.2.27
⑪				市	今市場十王堂の仏像・仏画	今市場町 3 丁目 12	S43.2.9
⑫				市	津島神社富くじ	神明町 1	S45.9.24
⑬				市	御祈祷御守	南門前町	S47.5.12
⑭			無形民俗文化財	国	尾張津島天王祭の車楽舟行事	神明町 1、宮川町 1 丁目	S55.1.28
⑮				県	くつわ踊	中野町	S42.10.30
⑯				市	津島神社開扉祭の大松明行事	神明町 1	H27.6.26
⑰				市	伊六万才	－	S42.9.16
⑱				市	鬼祭	上河原町 6	S42.9.16
⑲				市	七福神踊	埋田町	S43.2.9
⑳				市	津島秋祭池町山車（七切の山車）	池麩町	S43.2.9
㉑				市	津島秋祭小之座山車（七切の山車）	天王通り	S43.2.9
㉒				市	津島秋祭北町山車（七切の山車）	北町	S43.2.9
㉓				市	津島秋祭米之座山車（七切の山車）	米之座町	S43.2.9
㉔				市	津島秋祭高屋敷山車（七切の山車）	高屋敷町	S43.2.9
㉕				市	津島秋祭布屋町山車（七切の山車）	天王通り	S43.2.9
㉖				市	津島秋祭麩屋町山車（七切の山車）	池麩町	S43.2.9
㉗				市	津島秋祭朝日町山車（今市場の山車）	瑞穂町	S43.2.9
㉘				市	津島秋祭小中切山車（今市場の山車）	今市場町	S43.2.9
㉙				市	津島秋祭大中切山車（今市場の山車）	今市場町	S43.2.9
㉚				市	津島秋祭中町山車（向島の山車）	中之町	S43.2.9
㉛				市	津島秋祭馬場町山車（向島の山車）	馬場町	S43.2.9
㉜				市	津島秋祭上町山車（向島の山車）	江川町	S43.2.9
㉝				市	津島秋祭上町山車（神守の山車）	神守町字上町	S43.2.9
㉞				市	津島秋祭中町山車（神守の山車）	神守町字中町	S43.2.9
㉟				市	津島秋祭南町山車（神守の山車）	神守町字下町	S43.2.9
㊱				市	津島秋祭北部有志石採祭車	明天町	S43.2.9
㊲				市	津島秋祭中部有志石採祭車	明天町	S43.2.9
㊳				市	津島秋祭南部有志石採祭車	明天町	S43.2.9
㊴				市	津島秋祭唐臼町石採祭車	唐臼町	S43.2.9

表 4-2-56(2)　有形民俗文化財・無形民俗文化財一覧

No.	県	市町村	種別	指定	名称	所在地	指定年月日
㊵	愛知県	津島市	無形民俗文化財	市	津島秋祭中一色町中郷之切神楽	中一色町	S43.2.9
㊶				市	津島秋祭中一色町西之切神楽	中一色町	S43.2.9
㊷				市	津島秋祭中一色町東之切神楽	中一色町	S43.2.9
㊸				市	津島秋祭中一色町市場之切神楽	中一色町	S43.2.9
㊹				市	津島秋祭鹿伏兎町東之切神楽	鹿伏兎町	S43.2.9
㊺				市	津島秋祭鹿伏兎町西之切神楽	鹿伏兎町	S43.2.9
㊻				市	津島秋祭莕原町三十人組神楽（左京神楽）	莕原町	H4.9.27
㊼				市	津島秋祭莕原町二十六人組神楽（右京神楽）	莕原町	H4.9.27
㊽				市	津島秋祭百町上之割神楽	百町	S43.2.9
㊾				市	津島秋祭百町大切神楽	百町	S43.2.9
㊿				市	津島秋祭百町新所神楽	百町	S43.2.9
(51)				市	津島秋祭宇治町神楽	宇治町	S43.2.9
(52)				市	津島秋祭百島町神楽	百島町	S43.2.9
(53)				市	津島秋祭新開町神楽	新開町	S43.2.9
(54)				市	津島秋祭古川町神楽	大字古川	S43.2.9
(55)				市	津島秋祭愛宕町神楽	愛宕町	S43.2.9
(56)				市	津島秋祭金柳町神楽	金柳町	S43.2.9
(57)				市	津島秋祭神尾町神楽	神尾町	S43.2.9
(58)				市	津島秋祭大坪町神楽	大坪町	S43.2.9
(59)				市	津島秋祭白浜町神楽	白浜町	S53.10.12
(60)				市	津島秋祭越津町神楽	越津町	S53.10.12
(61)		稲沢市	有形民俗文化財	市	山車	北市場町	S50.4.1
(62)				市	地蔵堂の円空仏	池部町	S60.8.1
(63)			無形民俗文化財	県	尾張の虫送り行事	祖父江町	S59.2.27
(64)				県	国府宮の儺追祭	国府宮一丁目	S59.11.28
(65)				市	三宮社の御武射	大塚南1丁目27	H3.11.1
(66)				市	木遣音頭	平和町法立	H17.7.1
(67)				市	一時上臈	平和町三宅	H17.7.1
(68)				市	高熊の輪くぐり	祖父江町祖父江	H17.7.1
(69)				市	山崎地蔵まつり 付 山崎地蔵太鼓	祖父江町山崎	H29.4.28
(70)		あま市	有形民俗文化財	市	甚目寺説教源氏節人形および正本その関連資料	甚目寺東大門8	H31.1.24
(71)			無形民俗文化財	市	下之森オコワ祭	七宝町下之森屋敷662	H24.10.22
(72)				市	木田八劔社湯の花神事	木田宮東16	H24.10.22
(73)				市	二十五菩薩お練り供養	蜂須賀大寺1352	H28.2.25
(74)		愛西市	有形民俗文化財	県	尾張津島天王祭の車楽	稲葉町	S59.2.27
(75)			無形民俗文化財	国選択	尾張西部のオコワ祭	勝幡町大縄場2820	H19.3.7
(76)				国選択	尾張西部の子供ザイレン	―	H29.3.3
(77)				市	管粥	日置町本郷124-1	S62.4.9
(78)				市	定納元服・オビシャ	二子町松原9	H12.2.17
(79)				市	勝幡おこわまつり	勝幡町大縄場2820	H17.1.26

表 4-2-56(3)　有形民俗文化財・無形民俗文化財一覧

No.	県	市町村	種別	指定	名称	所在地	指定年月日
⑧⓪	愛知県	蟹江町	有形民俗文化財	町	須成祭山車人形	大字須成門屋敷上 1363	S54.7.23
⑧①				町	彩色陶製狛犬	大字須成門屋敷上 1363	S54.7.23
⑧②			無形民俗文化財	国	須成祭の車楽船行事と神葭流し	大字須成門屋敷上 1363	H24.3.8
⑧③				町	蟹江新町日吉神楽	蟹江新町	S63.4.1
⑧④	三重県	桑名市	無形民俗文化財	市	長島の八幡神社獅子舞	長島町西外面 423 番地	S63.7.1

注1）No.は図4-2-22に対応している。

注2）－：所在地不明

出典：「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ）
「文化財ナビ愛知」（愛知県ホームページ）
「守ろう！活かそう！三重の文化財 情報データベース」（三重県教育委員会ホームページ）
「一宮市内の指定文化財」（一宮市ホームページ）
「津島市の文化財」（津島市ホームページ）
「稲沢市の市指定文化財」（稲沢市ホームページ）
「愛西市内の指定・登録・選択文化財一覧」（愛西市ホームページ）
「あま市の指定文化財」（あま市ホームページ）
「蟹江町の文化財一覧」（蟹江町ホームページ）
「桑名市の文化財」（桑名市教育委員会 文化財ホームページ）

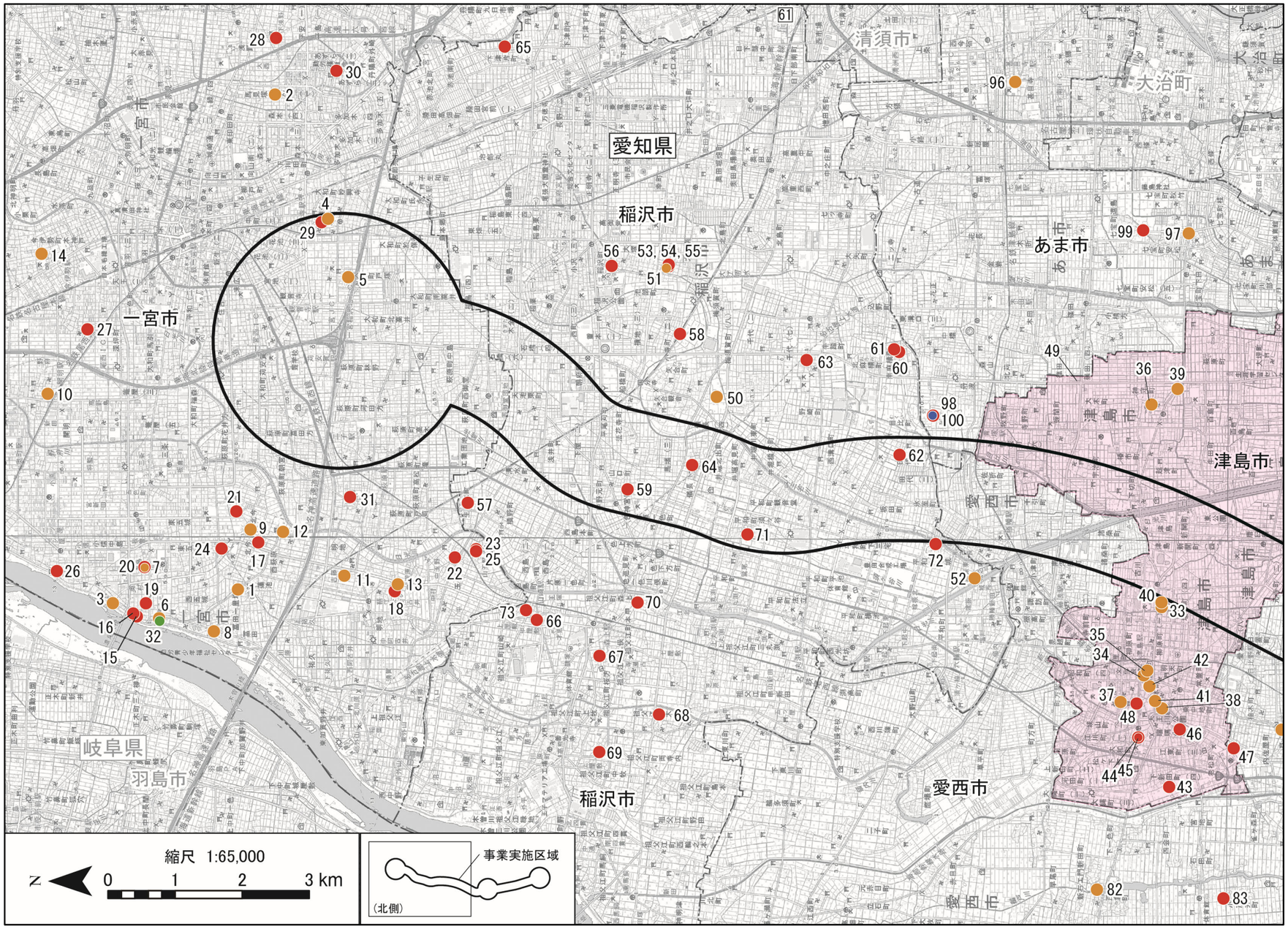

出典：「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ）
「文化財ナビ愛知」（愛知県ホームページ）
「守ろう！活かそう！三重の文化財　情報データベース」（三重県教育委員会ホームページ）
「一宮市指定文化財」（一宮市ホームページ）
「津島市の文化財」（津島市ホームページ）
「稲沢市の市指定文化財」（稲沢市ホームページ）
「愛西市内の指定・登録・選択文化財一覧」（愛西市ホームページ）
「市の文化財」（弥富市ホームページ）
「あま市の指定文化財」（あま市ホームページ）
「蟹江町の文化財一覧」（蟹江町ホームページ）
「飛島村の文化財」（飛島村ホームページ）
「桑名市の文化財」（桑名市教育委員会ホームページ）

図 4-2-21(1)　文化財位置図（史跡・名勝・天然記念物等）

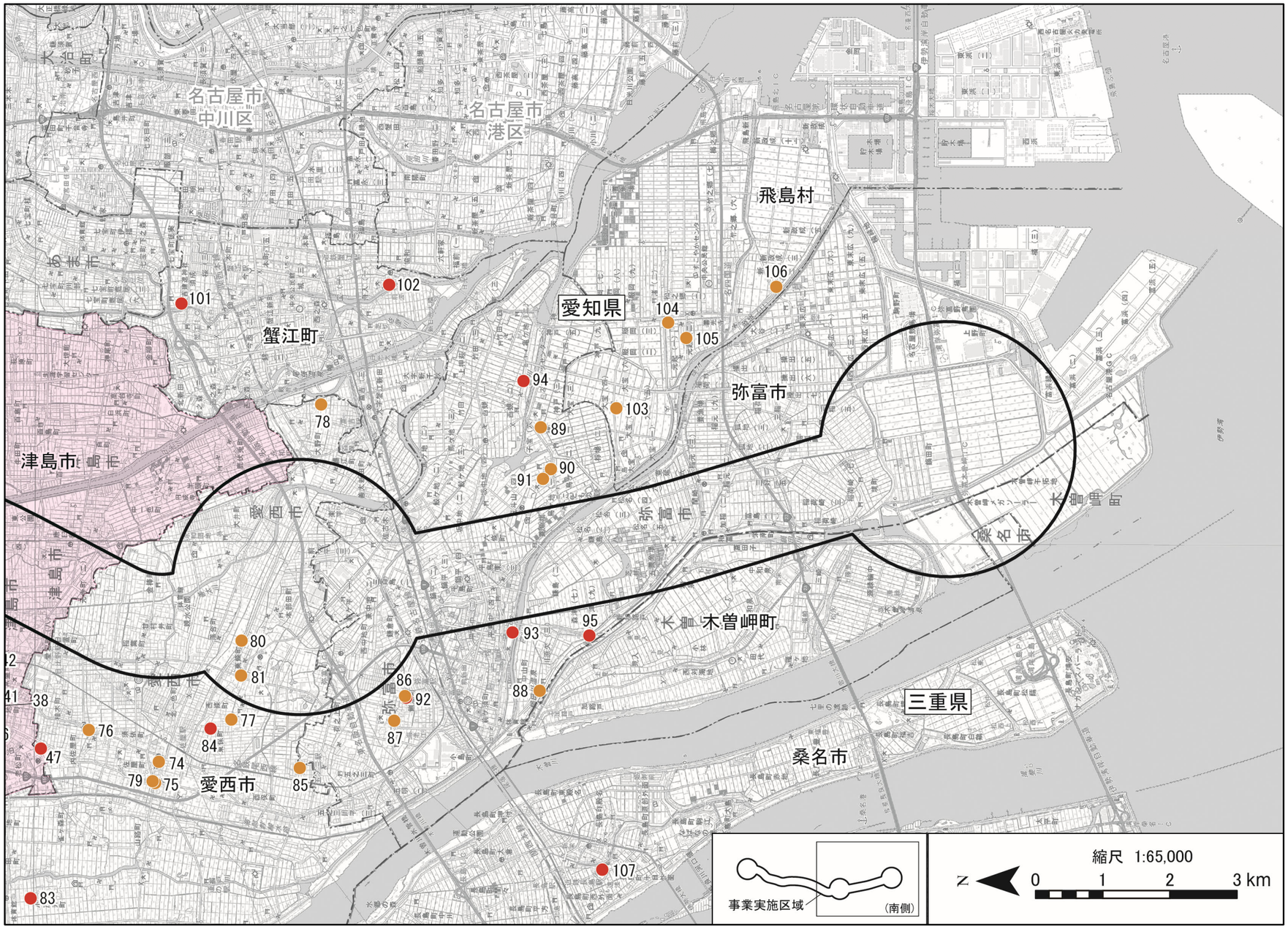

凡 例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 史跡
- 名勝
- 名勝地関係
- 天然記念物

出典：「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ）
「文化財ナビ愛知」（愛知県ホームページ）
「守ろう！活かそう！三重の文化財　情報データベース」（三重県教育委員会ホームページ）
「一宮市指定文化財」（一宮市ホームページ）
「津島市の文化財」（津島市ホームページ）
「稲沢市の市指定文化財」（稲沢市ホームページ）
「愛西市内の指定・登録・選択文化財一覧」（愛西市ホームページ）
「市の文化財」（弥富市ホームページ）
「あま市の指定文化財」（あま市ホームページ）
「蟹江町の文化財一覧」（蟹江町ホームページ）
「飛島村の文化財」（飛島村ホームページ）
「桑名市の文化財」（桑名市教育委員会ホームページ）

図 4-2-21(2)　文化財位置図（史跡・名勝・天然記念物等）

凡 例

事業実施区域

市町村界

建造物

有形民俗文化財

無形民俗文化財

縮尺 1:65,000

0 1 2 3 km

事業実施区域

（北側）

注）No.⑰及び⑯は所在地不明のため、図示していない。

出典：「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ）
「文化財ナビ愛知」（愛知県ホームページ）
「守ろう！活かそう！三重の文化財　情報データベース」（三重県教育委員会ホームページ）
「一宮市指定文化財」（一宮市ホームページ）
「津島市の文化財」（津島市ホームページ）
「稲沢市の市指定文化財」（稲沢市ホームページ）
「愛西市内の指定・登録・選択文化財一覧」（愛西市ホームページ）
「市の文化財」（弥富市ホームページ）
「あま市の指定文化財」（あま市ホームページ）
「蟹江町の文化財一覧」（蟹江町ホームページ）
「飛島村の文化財」（飛島村ホームページ）
「桑名市の文化財」（桑名市教育委員会ホームページ）

図 4-2-22(1)　文化財位置図（建造物・有形民俗文化財・無形民俗文化財）

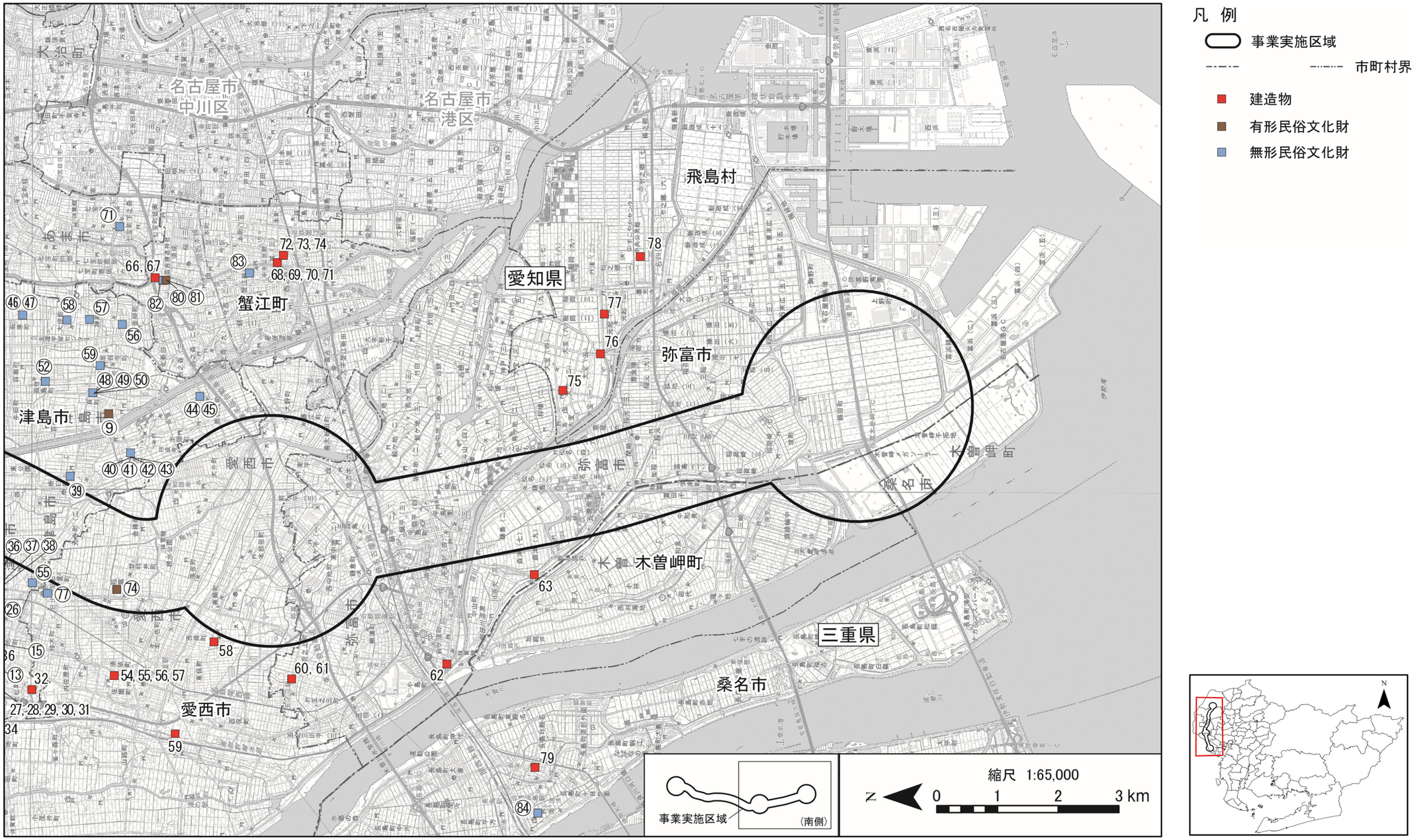

注）No.⑰及び㊻は所在地不明のため、図示していない。

出典：「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ）
「文化財ナビ愛知」（愛知県ホームページ）
「守ろう！活かそう！三重の文化財　情報データベース」（三重県教育委員会ホームページ）
「一宮市指定文化財」（一宮市ホームページ）
「津島市の文化財」（津島市ホームページ）
「稲沢市の市指定文化財」（稲沢市ホームページ）
「愛西市内の指定・登録・選択文化財一覧」（愛西市ホームページ）
「市の文化財」（弥富市ホームページ）
「あま市の指定文化財」（あま市ホームページ）
「蟹江町の文化財一覧」（蟹江町ホームページ）
「飛島村の文化財」（飛島村ホームページ）
「桑名市の文化財」（桑名市教育委員会ホームページ）

図 4-2-22(2)　文化財位置図（建造物・有形民俗文化財・無形民俗文化財）

27) 文化財保護法に基づく埋蔵文化財

調査区域における「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）第 92 条第 1 項に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地は、表 4-2-57 及び図 4-2-23 に示すとおり、1,056 件存在しています。

表 4-2-57　周知の埋蔵文化財包蔵地件数

県名	市町村名	周知の埋蔵文化財包蔵地数
愛知県	一宮市	111 件
	津島市	72 件
	稲沢市	646 件
	愛西市	140 件
	弥富市	7 件
	あま市	71 件
	蟹江町	1 件
三重県	桑名市	8 件
	計	1,056 件

出典：「マップあいち 愛知県文化財マップ 埋蔵文化財・記念物」（愛知県ホームページ）
「埋蔵文化財包蔵地地図」（桑名市ホームページ）

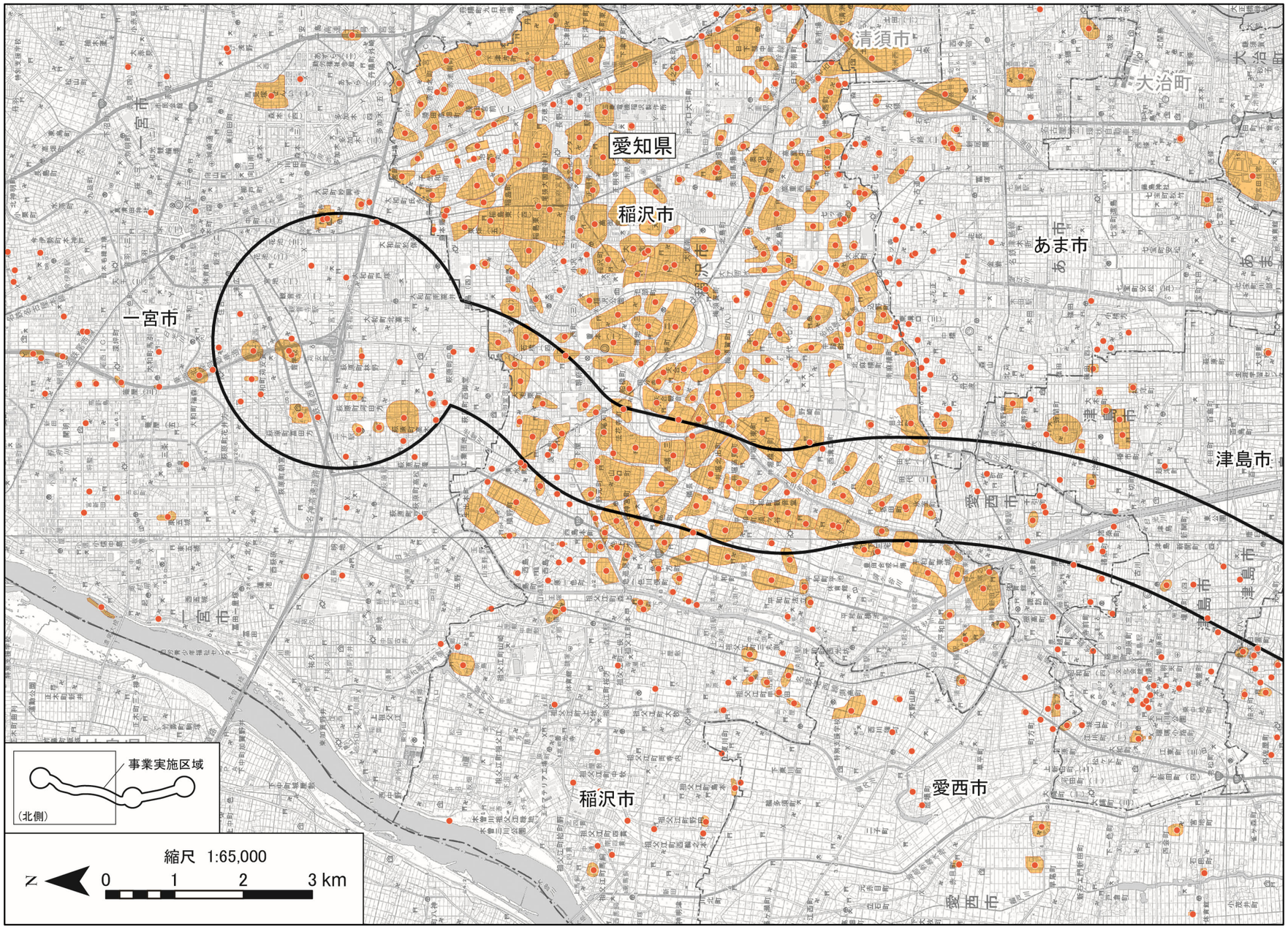

凡 例

事業実施区域

市町村界

埋蔵文化財包蔵地

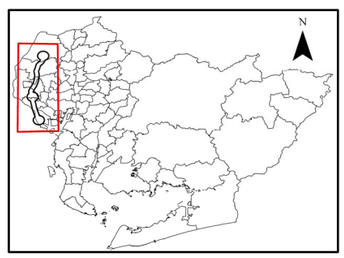

出典：「マップあいち 愛知県文化財マップ 埋蔵文化財・記念物」（愛知県ホームページ）
「埋蔵文化財包蔵地地図」（桑名市ホームページ）

図 4-2-23(1)　周知の埋蔵文化財包蔵地位置図

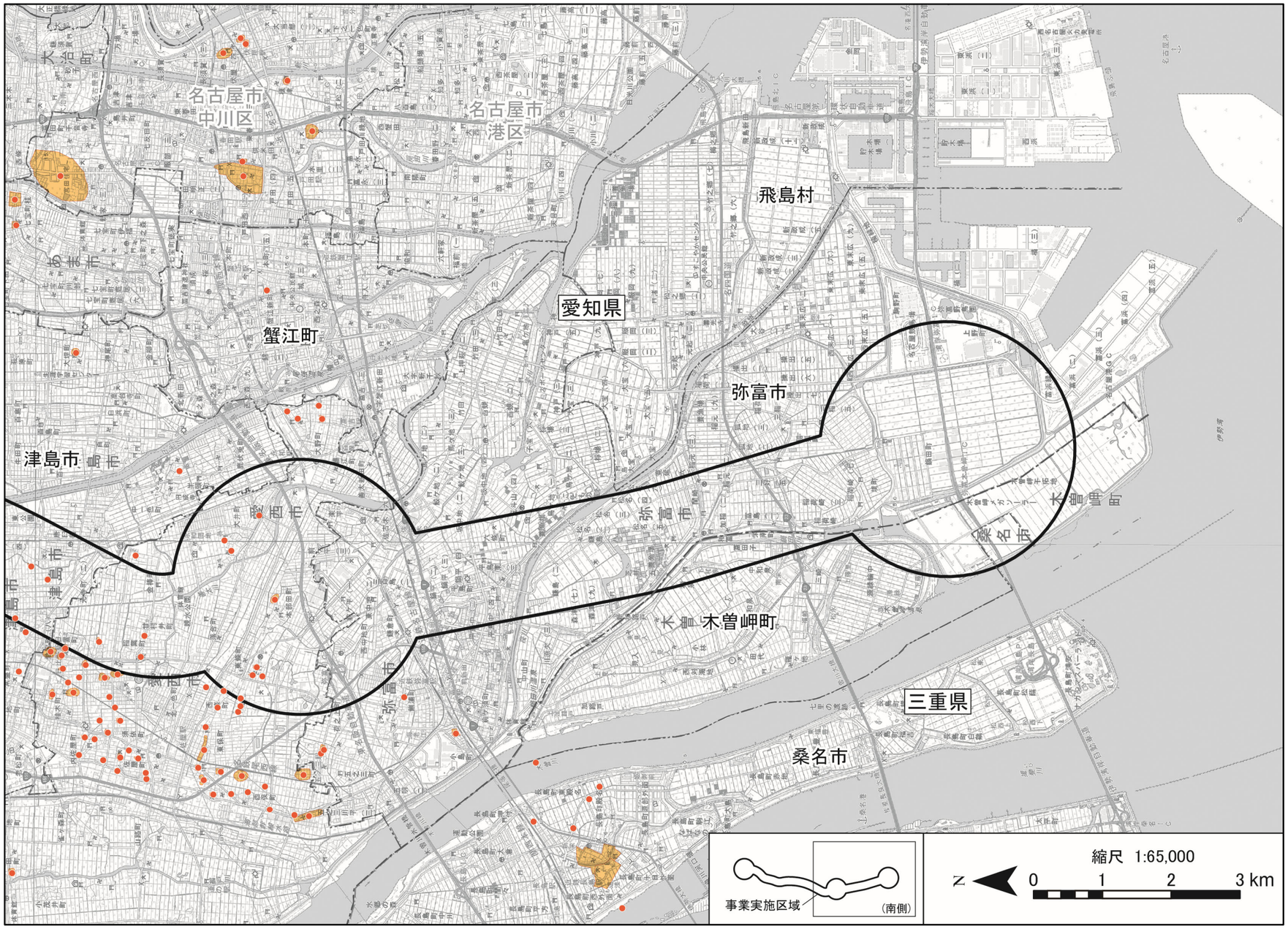

凡 例

事業実施区域

市町村界

埋蔵文化財包蔵地

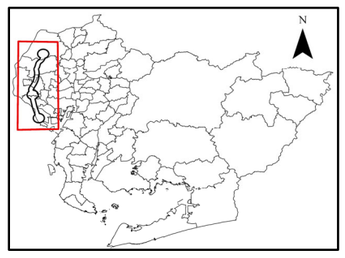

出典:「マップあいち 愛知県文化財マップ 埋蔵文化財・記念物」(愛知県ホームページ)
「埋蔵文化財包蔵地地図」(桑名市ホームページ)

図 4-2-23(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地位置図

28) 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域

調査区域における「自然公園法」（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）第 72 条の規定に基づく都道府県立自然公園の区域は、表 4-2-58 及び図 4-2-24 に示すとおり、水郷県立自然公園が存在しています。水郷県立自然公園の一部が事業実施区域に位置しています。

なお、同法第 5 条第 1 項の規定に基づく国立公園、同法第 2 項の規定に基づく国定公園はありません。

表 4-2-58　都道府県立自然公園

種別	名称	所在地	面積 (ha)	指定日
県立自然公園	水郷県立自然公園	三重県桑名市、木曽岬町	6,842	昭和 28 年 10 月 1 日

出典：「三重県の自然公園図」（三重県ホームページ）

29) 自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五条第一項の規定により指定された都道府県立自然環境保全地域

調査区域における「自然環境保全法」（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号）第 45 条第 1 項の規定に基づく都道府県自然環境保全地域は、表 4-2-59 及び図 4-2-24 に示すとおり、蓮華寺寺叢の 1 件が存在しています。事業実施区域に都道府県自然環境保全地域は存在していません。

なお、第 14 条第 1 項の規定に基づく原生自然環境保全地域、第 22 条第 1 項の規定に基づく自然環境保全地域はありません。

表 4-2-59　都道府県自然環境保全地域

種別	名称	所在地	面積(ha)			特質	指定日
			特別地区	普通地区	計		
愛知県自然環境保全地域	蓮華寺寺叢	愛知県あま市蜂須賀	0.32	1.89	2.21	自然堤防及び常緑広葉樹林	昭和 50 年 1 月 31 日

出典：「あいちの環境　愛知県自然環境保全地域」（愛知県環境局ホームページ）

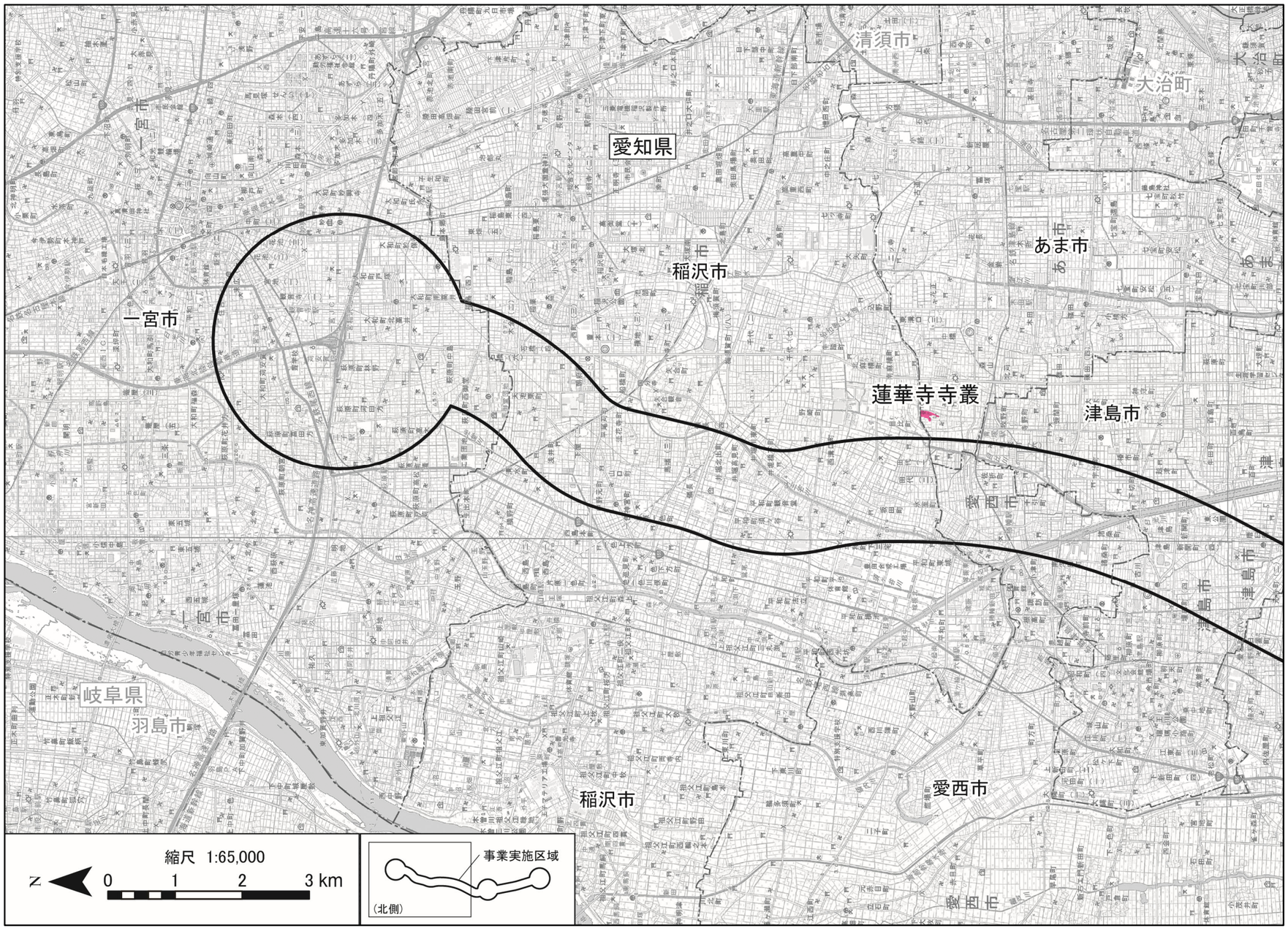

出典：「三重県の自然公園図」（三重県ホームページ）
「あいちの環境　愛知県自然環境保全地域」（愛知県環境局ホームページ）

図 4-2-24(1)　県立自然公園及び自然環境保全地域位置図

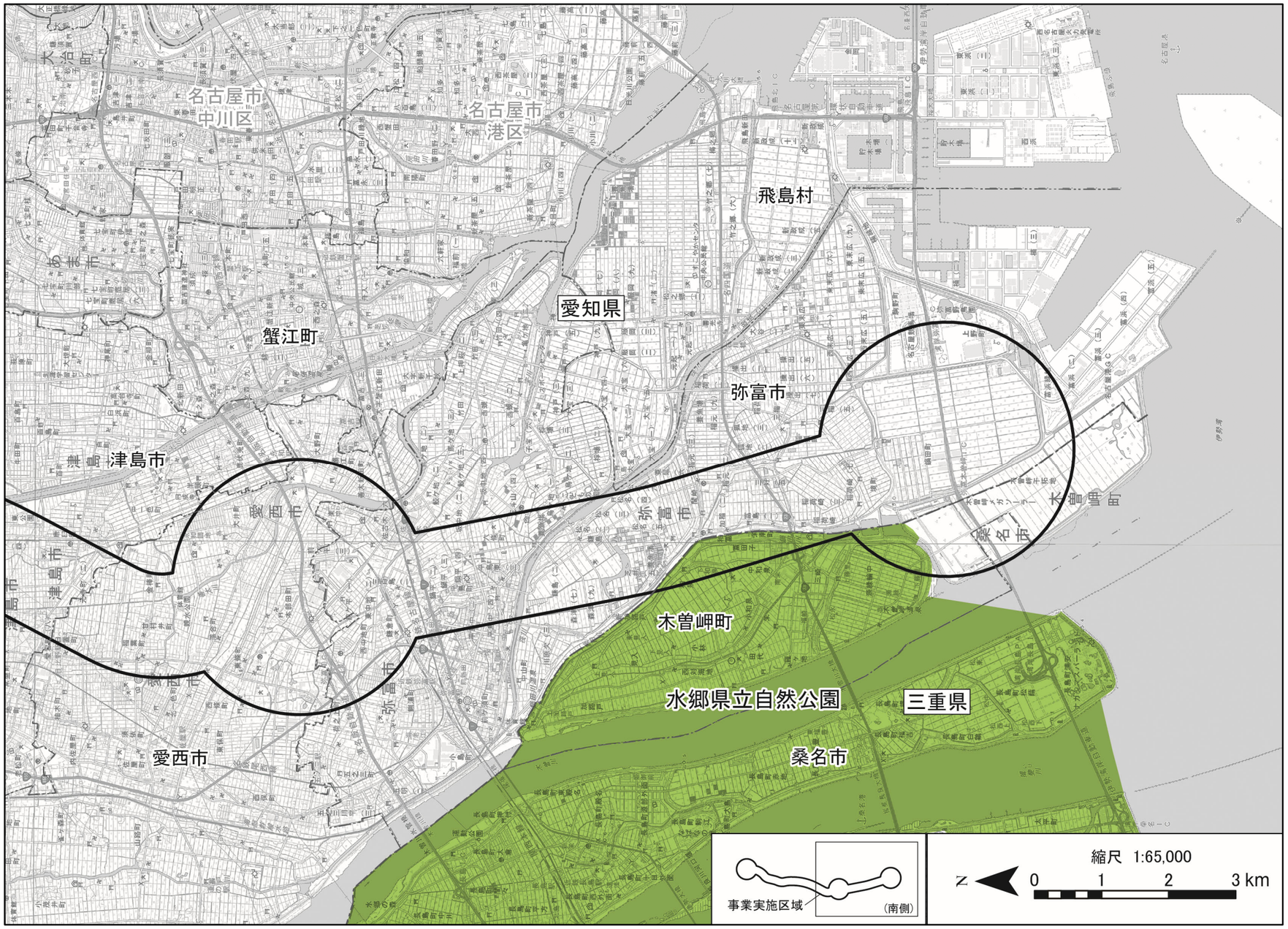

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界
- 自然公園
- 自然環境保全地域

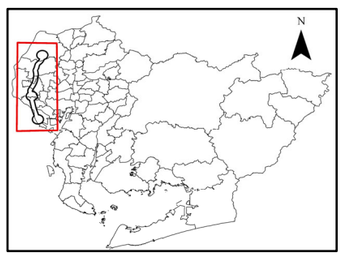

出典：「三重県の自然公園図」（三重県ホームページ）
「あいちの環境　愛知県自然環境保全地域」（愛知県環境局ホームページ）

図 4-2-24(2)　県立自然公園及び自然環境保全地域位置図

30) 都市緑地法第五条第一項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第一二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域

調査区域における「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定に基づく特別緑地保全地区の区域は存在していません。

31) 都市緑地法第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画

調査区域の市町村のうち、愛知県及び三重県の一部の市町においては、「都市緑地法」第 4 条第 1 項に基づき緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）が策定されています。

「一宮市緑の基本計画」（令和 2 年 6 月、一宮市）では、「水と緑で人がつながる 心ふれあうまち 一宮」を基本理念とし、その実現に向けて施策の基本方針と成果指標を掲げています。また、一宮市全域を緑化重点地区として定めています。

「津島市緑の基本計画」（令和 3 年 12 月、津島市）では、「都市と田園、都市環境と自然環境が融合した“心地良い”空間を支える水と緑づくり」を基本理念とし、基本方針を定めています。

「稲沢市緑のマスタープラン」（令和 2 年 3 月、稲沢市）では、「健康的で快適な暮らしが実感できる個性豊かな緑のあるまち」を基本理念とし、緑のマスタープランの方向性を定めています。また、「緑の拠点連携エリア」、「山崎・サリオパーク祖父江周辺地区」、「矢合地区」、「須ヶ谷周辺地区」を緑の重点地区（緑化重点地区）として定めており、すべて調査区域に位置しています。

「愛西市緑の基本計画」（平成 22 年 3 月、愛西市）では、「水とみどりが豊かな 住みよいまちあいさい～多様な自然と人を和でつなぐ～」を緑の将来像とし、基本方針を定めています。

「あま市緑の基本計画」（令和 4 年 3 月、あま市）では、緑の都市づくりの指針として将来像に掲げられた「歴史と文化をささえ 地域と人をいかす 水と緑の都市づくり」の実現に向けた基本的な方針を定めています。また、緑化重点地区を 3 地区定めています。

「蟹江町緑の基本計画」（令和 3 年 3 月、蟹江町）では、「蟹江町の歴史・文化・自然と調和した緑あふれる水郷都市づくり」を基本理念とし、基本方針を定めています。また、「町の中心地区」を緑化重点地区として定めており、調査区域に位置しています。

「桑名市緑の基本計画」（令和 4 年 2 月、桑名市）では、「みんなで奏でる『水と緑と歴史』のトライアングル～水と緑と歴史のハーモニー～」を将来像のテーマとして、基本方針を定めています。また、「中心市街地周辺地区」、「多度山・多度大社周辺地区」、「輪中の郷周辺地区」を緑化重点地区として定めており、「輪中の郷周辺地区」の 1 地区が調査区域に位置しています。

緑化重点地区の位置は図 4-2-25 に示すとおりです。

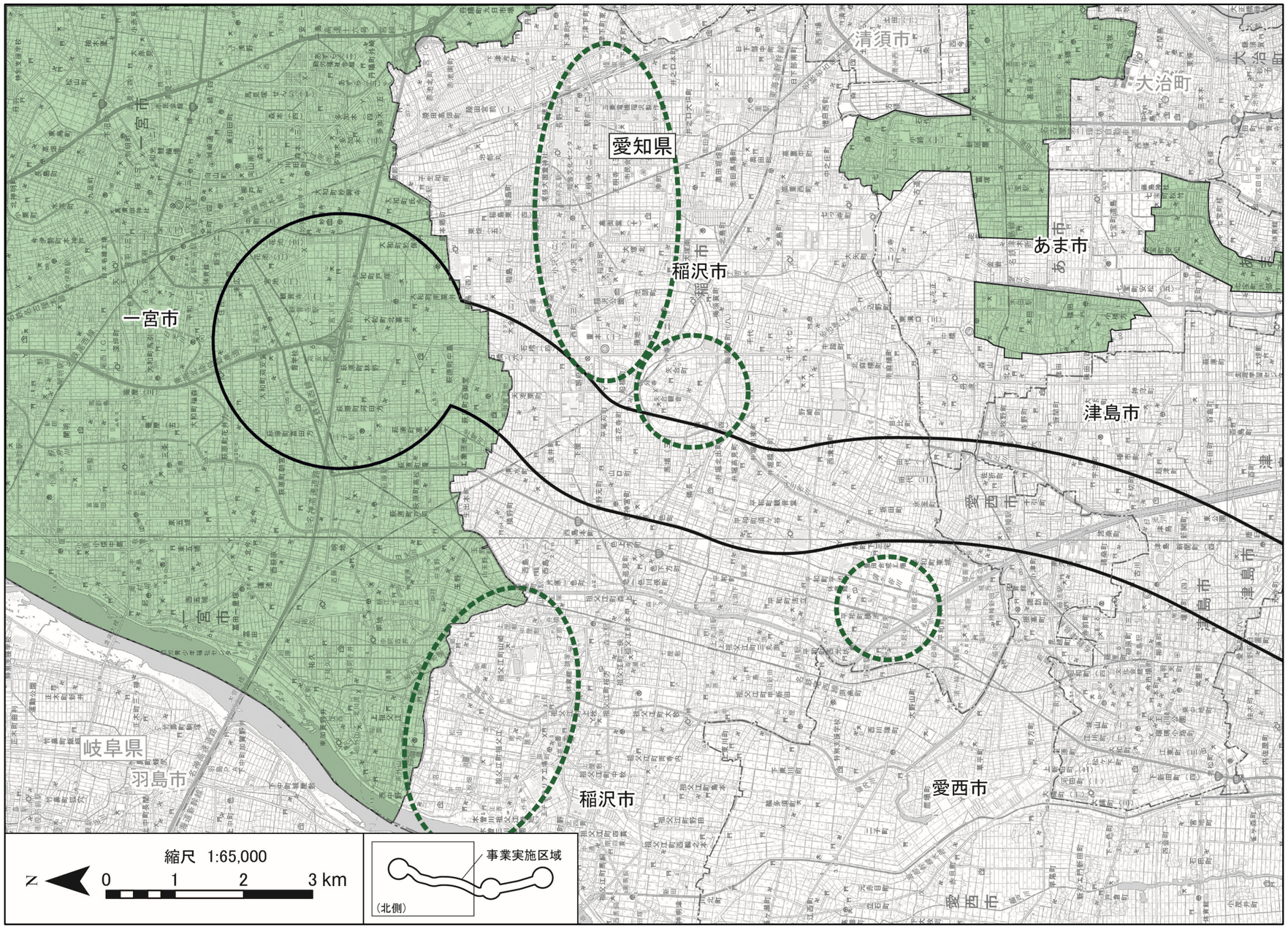

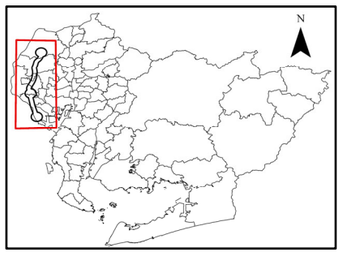

注）出典で概ねの範囲のみが示されている地区については、点線で表示した。

出典：「一宮市緑の基本計画」（令和2年6月、一宮市）
「稲沢市緑のマスタープラン」（令和2年3月、稲沢市）
「あま市緑の基本計画」（令和4年3月、あま市）
「蟹江町緑の基本計画」（令和3年3月、蟹江町）
「桑名市緑の基本計画」（令和4年2月、桑名市）

図 4-2-25(1)　緑化重点地区位置図

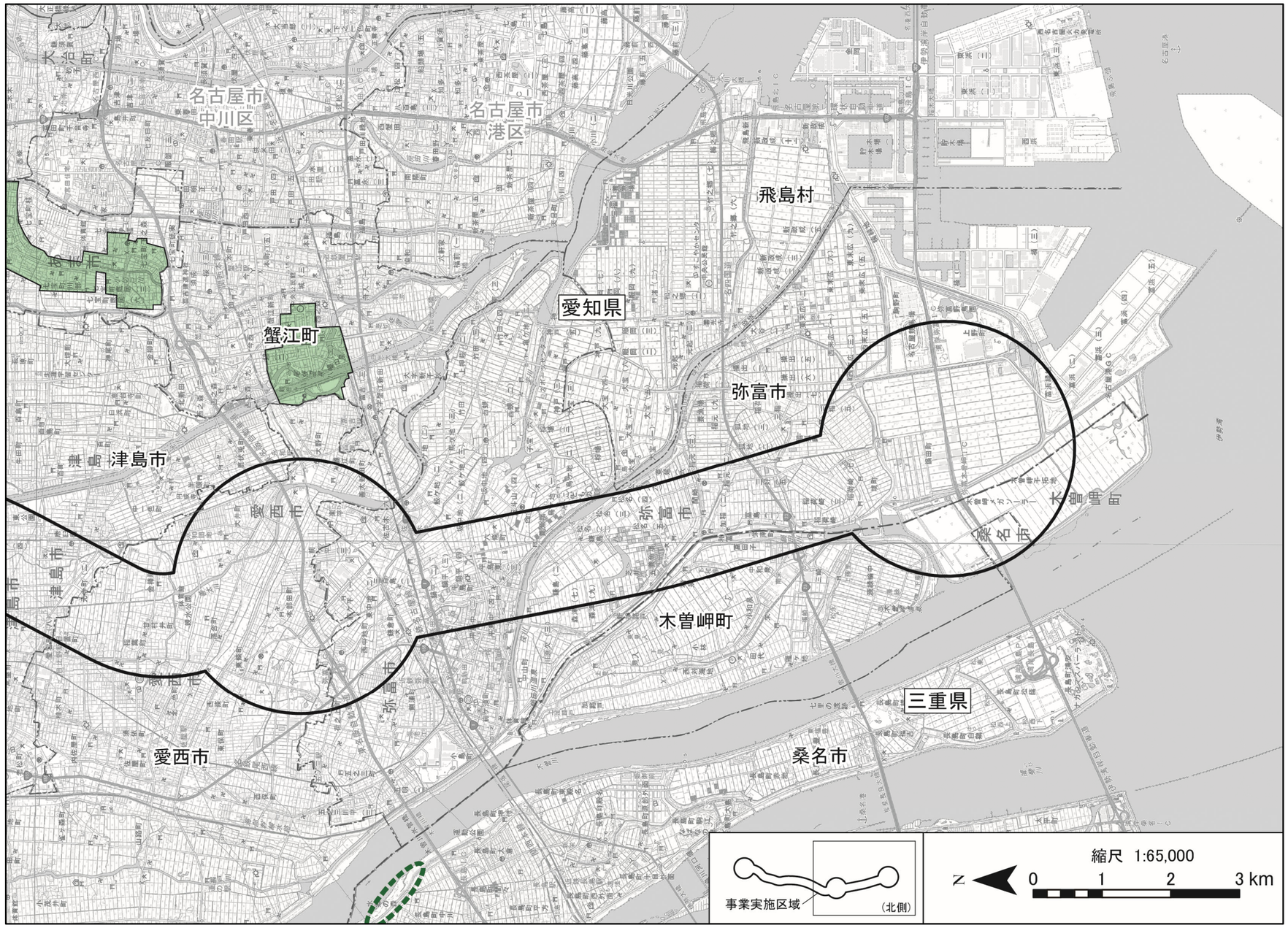

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界
- 緑化重点地区

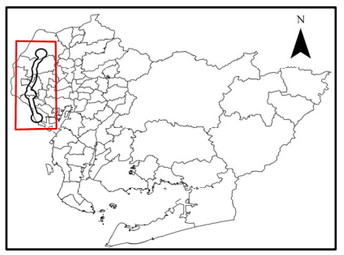

注）出典で概ねの範囲のみが示されている地区については、点線で表示した。

出典：「一宮市緑の基本計画」（令和2年6月、一宮市）
「稲沢市緑のマスタープラン」（令和2年3月、稲沢市）
「あま市緑の基本計画」（令和4年3月、あま市）
「蟹江町緑の基本計画」（令和3年3月、蟹江町）
「桑名市緑の基本計画」（令和4年2月、桑名市）

図 4-2-25(2)　緑化重点地区位置図

32) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

調査区域における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定に基づく鳥獣保護区は、表 4-2-60 及び図 4-2-26 に示すとおり、国指定藤前干潟鳥獣保護区・特別保護地区、弥富鳥獣保護区、木曽川中流鳥獣保護区（集団渡来地）の 3 箇所が存在しています。

弥富鳥獣保護区及び木曽川中流鳥獣保護区（集団渡来地）の一部が事業実施区域に位置しています。

表 4-2-60　鳥獣保護区

No.	県	市	名称	面積 (ha)	存続期間
1	愛知県	名古屋市、飛島村	国指定藤前干潟鳥獣保護区	770	平成 24 年 11 月 1 日～令和 14 年 10 月 31 日
			国指定藤前干潟鳥獣保護区特別保護地区	323	平成 24 年 11 月 1 日～令和 14 年 10 月 31 日
2		弥富市	弥富鳥獣保護区	216	令和 4 年 11 月 1 日～令和 14 年 10 月 31 日
3	三重県	木曽岬町	木曽川中流鳥獣保護区〔集団渡来地〕	658	令和元年 11 月 1 日～令和 11 年 10 月 31 日

出典：「あいちの環境　愛知県鳥獣保護区等位置図」（愛知県環境局ホームページ）
「令和7年度三重県鳥獣保護区等位置図」（三重県ホームページ）

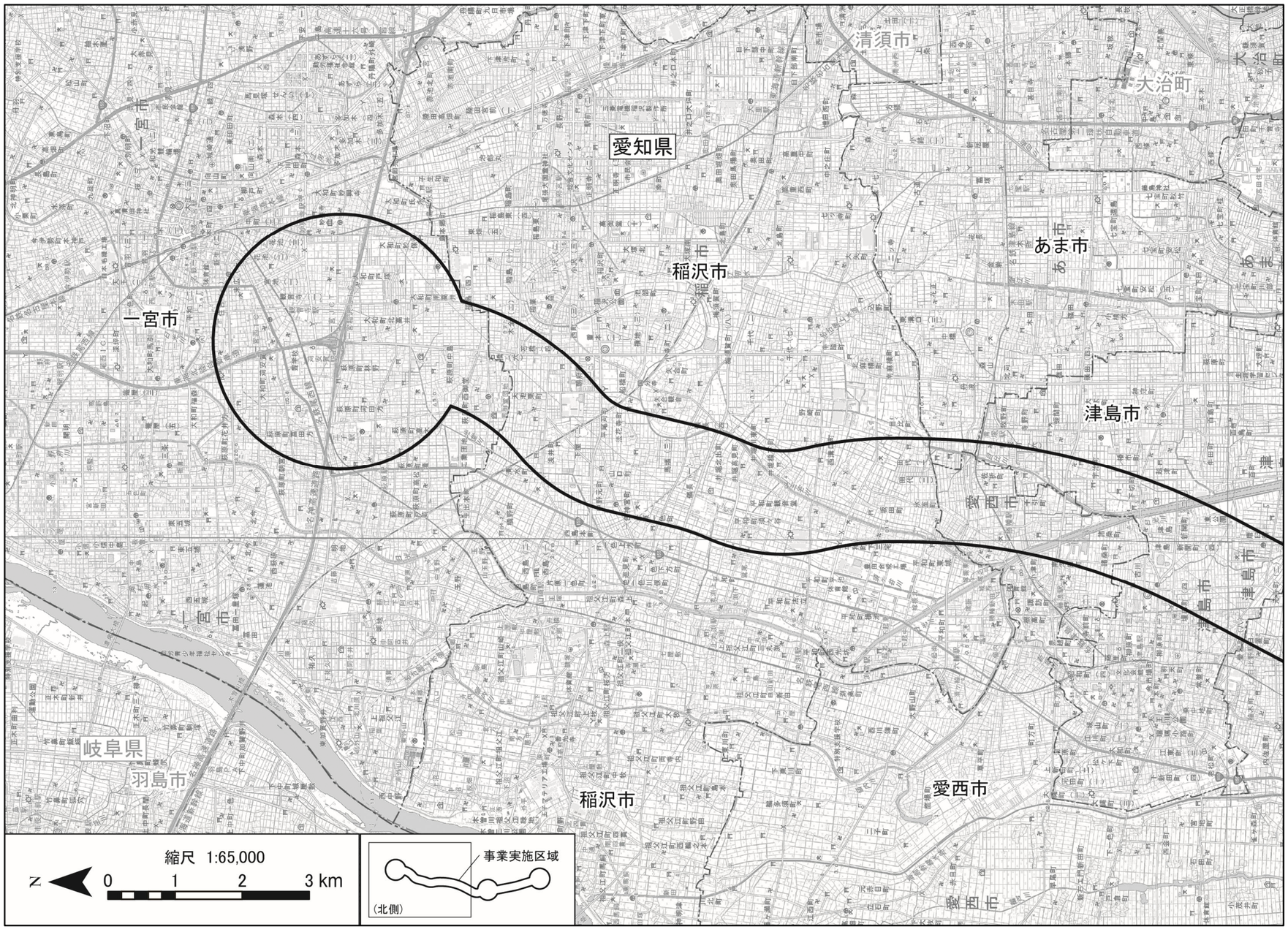

出典：「あいちの環境　愛知県鳥獣保護区等位置図」（愛知県環境局ホームページ）
「令和5年度三重県鳥獣保護区等位置図」（三重県ホームページ）

図 4-2-26(1)　鳥獣保護区位置図

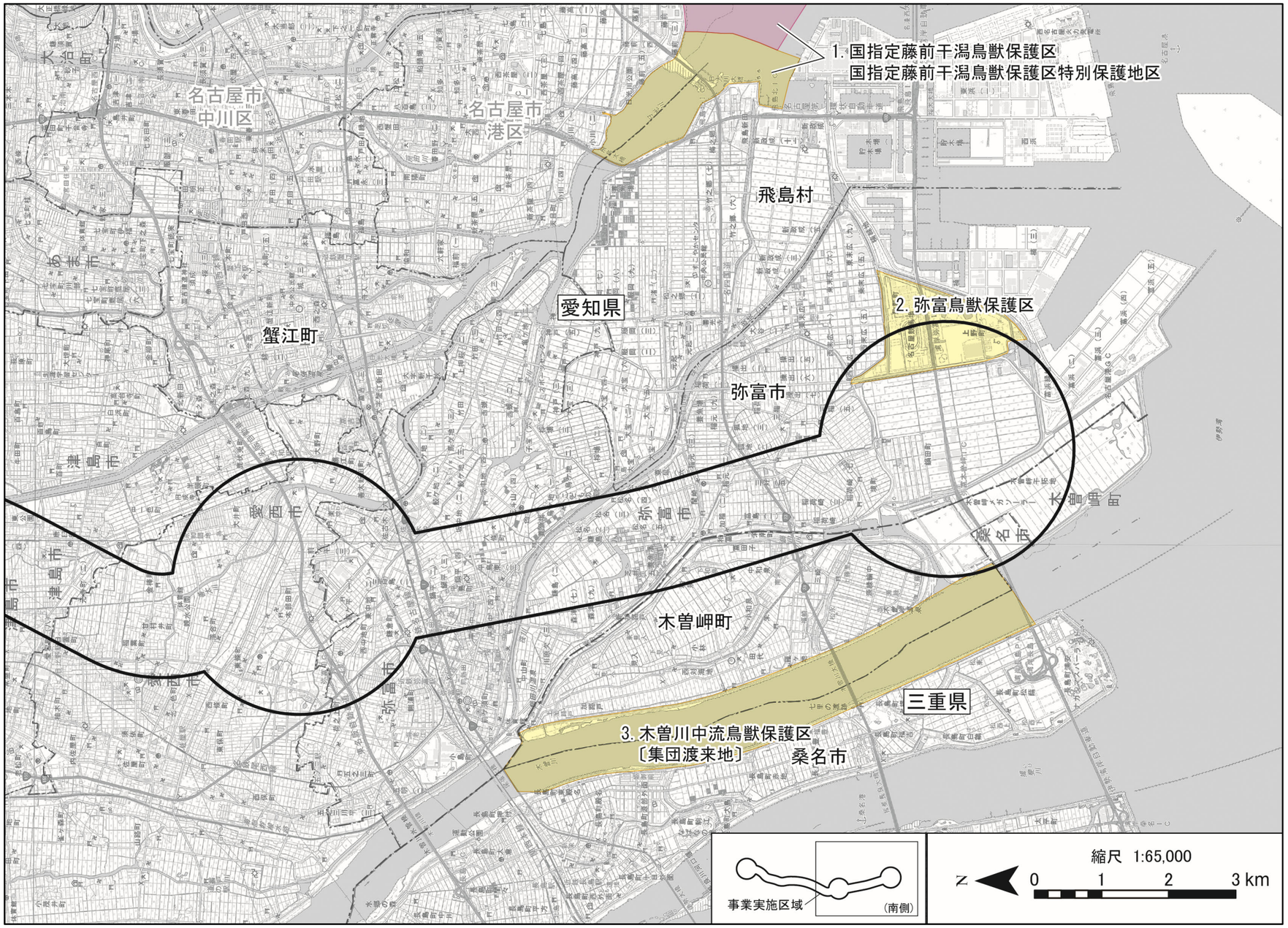

凡 例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 特別鳥獣保護区
- 鳥獣保護区

出典：「あいちの環境　愛知県鳥獣保護区等位置図」（愛知県環境局ホームページ）
「令和5年度三重県鳥獣保護区等位置図」（三重県ホームページ）

図 4-2-26(2)　鳥獣保護区位置図

33) 都市計画法第八条第一項第七号の規定により定められた風致地区の区域

調査区域における「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号の規定に基づく風致地区は、表 4-2-61 及び図 4-2-27 に示すとおり、津島神社風致地区及び天王川風致地区の 2 件が存在しています。事業実施区域に風致地区は存在していません。

表 4-2-61　風致地区

No.	県	市	名称	指定面積（ha）
1	愛知県	津島市	津島神社風致地区	3.6
2			天王川風致地区	13.0

注)No.は図4-2-27に対応しています。
出典：「津島市 WEB 公開型地理情報システム」（津島市ホームページ）

34) 景観法第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画（景観計画）

調査区域のうち、愛知県一宮市、津島市及び三重県桑名市が「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）第 8 条第 1 項に基づく景観行政団体となっており、愛知県一宮市及び三重県桑名市では良好な景観の形成に関する計画（景観計画）を策定しています。なお、津島市では、令和 5 年の景観行政団体への加入以降、景観計画策定に向けて検討を進めています。

「一宮市景観基本計画」（令和 3 年 4 月、一宮市）では、「木曽川に育まれた中核都市として、自然・歴史・産業が一体となって活力と安らぎが感じられる都市景観づくり」を景観形成の基本理念とし、「中核都市としての中心性・彩り・にぎわい・顔のある景観づくり」等の 5 つの基本施策を定めています。また、銀座通り沿道を都市景観形成地区として定めています。なお、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定はありません。

「桑名市景観計画」（平成 27 年 4 月、桑名市）では、「コンパクトな都市構造を生かした水と緑と歴史の調和が美しい景観の形成」「水郷都市としての成り立ちを大切にした景観の形成」「住民とともに地区の個性ある景観を守り、賑わいや活力を育む景観の形成」を基本目標とし、自然景観・歴史的景観・都市景観・眺望景観・心象景観についての基本方針を定めています。なお、景観形成地区、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定はありません。

35) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第一項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画）

調査区域においては、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成 20 年 5 月 23 日法律第 40 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画）は、津島市で令和 2 年 3 月 24 日に策定されています。本計画において、維持向上すべき歴史的風致として「尾張津島天王祭にみる歴史的風致」「津島駅西地区の山車祭、石採祭にみる歴史的風致」「茶の湯文化にみる歴史的風致」「水の恵みにみる歴史的風致」の 4 つを挙げています。歴史的風致の位置図を図 4-2-27 に示します。

「水の恵みにみる歴史的風致」の一部が事業実施区域に位置しています。

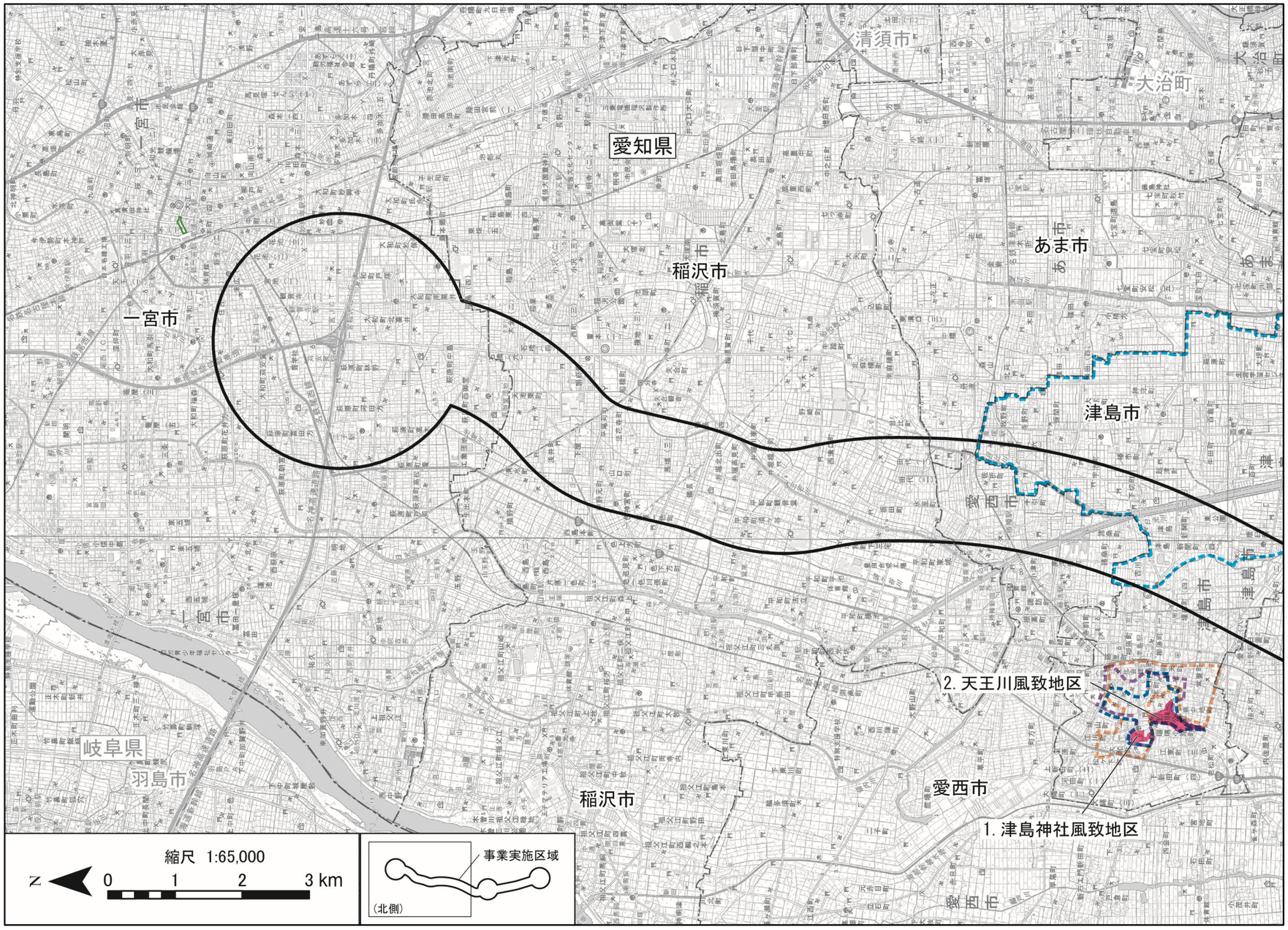

出典：「銀座通り都市景観形成地区」（一宮市ホームページ）
「マップあいち（都市計画総括図（令和3年度版））」（愛知県ホームページ）
「津島市 WEB 公開型地理情報システム」（津島市ホームページ）
「津島市歴史的風致維持向上計画について」（津島市ホームページ）

図 4-2-27(1)　景観形成地区、風致地区及び歴史的風致位置図

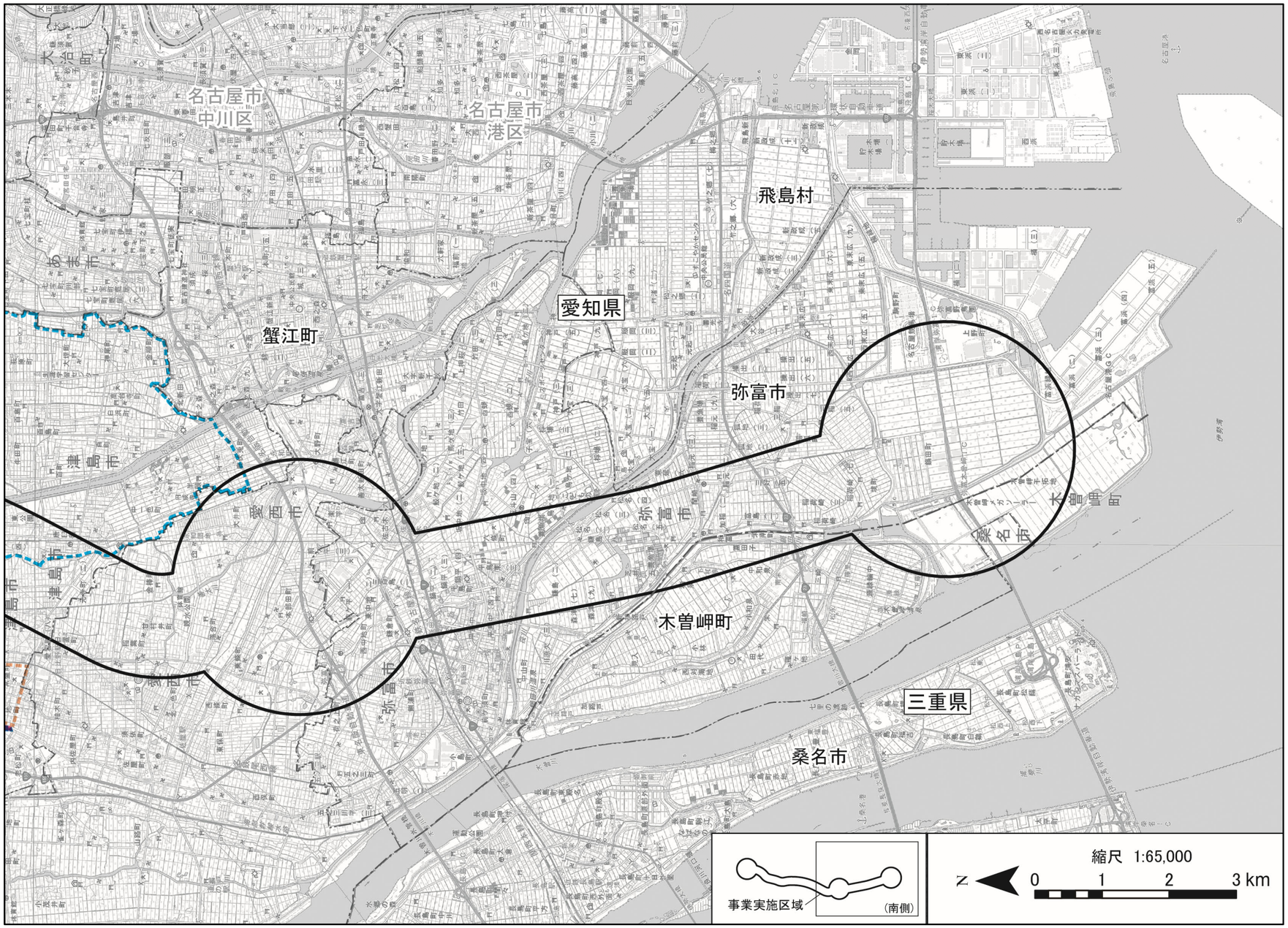

凡 例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 景観形成地区
- 風致地区

歴史的風致

- 尾張津島天王祭にみる歴史的風致
- 津島駅西地区の山車祭、石採祭に見る歴史的風致
- 茶の湯文化に見る歴史的風致
- 水の恵みに見る歴史的風致

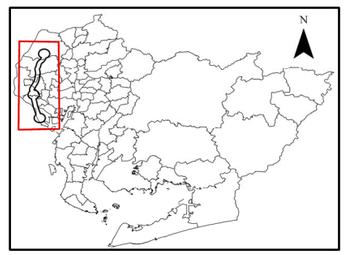

出典：「銀座通り都市景観形成地区」（一宮市ホームページ）
「マップあいち(都市計画総括図(令和3年度版)」（愛知県ホームページ）
「津島市 WEB 公開型地理情報システム」（津島市ホームページ）
「津島市歴史的風致維持向上計画について」（津島市ホームページ）

図 4-2-27(2)　景観形成地区、風致地区及び歴史的風致位置図

36) その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況

(1) 「保護林設定管理要領」により指定された保護林の区域

調査区域において、「保護林制度の改正について」（平成 27 年 9 月 28 日 27 林国経第 49 号林野庁長官より各森林管理局長あて）の別紙「保護林設定管理要領」に基づき設定された保護林の区域はありません。

(2) 地方公共団体の景観の保全に係る条例等（景観条例等）

愛知県では、美しい愛知づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、美しい愛知づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、美しい愛知づくりを推進し、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、「美しい愛知づくり条例」（平成 18 年 3 月 28 日愛知県条例第 6 号）を制定するとともに、同条例に基づき「美しい愛知づくり基本計画」（平成 19 年 3 月、愛知県）を策定し、「広域景観資源」を抽出しています。また、同条例に基づき「美しい愛知づくり景観資源 600 選」を指定しています。なお、調査区域における「美しい愛知づくり景観資源 600 選」は、表 4-2-62 及び図 4-2-28 に示すとおりです。

三重県では、景観づくりに関し、県及び県民等の責務並びに県と市町との連携を明らかにするとともに、基本となる事項を定めることにより、景観づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、新たなまちづくり活動等を通じて潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的として「三重県景観づくり条例」（平成 19 年 10 月 20 日三重県条例第 66 号）を制定しています。

一宮市では、魅力ある景観を保全し歴史や文化が織りなす親しみのあるまちとすることを目的として「一宮市景観条例」（令和 2 年 12 月 21 日一宮市条例第 79 号）を制定しています。

桑名市では、景観形成に関する事項及び景観法の規定に基づく必要な事項を定めることにより、市と市民等が協力して、親しみと愛着を感じ、誇りの持てる優れた景観形成を図り、もって後世に継承するための美しいまちづくりの実現と市民文化の向上に資することを目的として、「桑名市景観条例」（平成 22 年 3 月 25 日桑名市条例第 11 号）を制定しています。

表 4-2-62(1)　美しい愛知づくり景観資源 600 選

No.	名称	所在地	説　明
1	木曽川	-	木曽川は、一宮市の北東から南西にかけて流れ、約 18km にわたって接するシンボル河川であり、その豊富な流量を蓄えた清流とともに緑豊かな河畔林を有し、自然の動物や野鳥の生息地となっています。また、自然豊かな河畔林や市民が憩う公園と、水辺及び遠方の山々が調和した風光明媚な風景を形成しており、一宮市の自然景観の骨格を形成しているものでです。
2	木曽川西中野渡船場	一宮市西中野	木曽川左岸の一宮市西中野にある桜と夕陽は一宮の絶景です。
3	おりもの感謝祭一宮七夕まつり	一宮市本町	一宮市民の守り神として崇敬される真清田神社の祭神天火明命の母親、萬幡豊秋津師比売命は太古から織物の神として知られ、そのご加護により、当地方の織物業が発達したといわれることから、毎年 7 月の最終日曜日を最終日とする木曜日からの 4 日間、織物と因縁の深い牽牛、織女にちなみ全市をあげて「織物感謝祭一宮七夕まつり」が行われます。多数の行事の中でも御衣奉献大行列は延々300m にも及ぶ大行列です。他にもミス七夕のオープンカーパレードなど多彩な行事が行われています。昭和 31 年に創設されたこのまつりは、飾り付けの絢爛豪華さから会期中の人出は 130 万人を越え、内外から観光客が訪れます。
4	七夕まつり	一宮市本町	7 月の後半に行われる一宮七夕まつり。毎年行われる七夕まつりを楽しみに見てます。
5	美濃路街道	一宮市萩原町から起	美濃路街道は、東海道・宮の宿と中山道・垂井宿をつなぐ約 60km の街道です。脇街道ですが、徳川家康が関が原から凱旋した道でもあり、宿場・一里塚・並木などが本街道に準じて整備されました。朝鮮通信使・琉球王使・紀州家などの重要人物がこの道を通っています。将軍に献上された象が歩いた道としても有名です。この美濃路街道という歴史的な遺産の活用は、単に史跡・景観の保全程度にとどまる事なく、民間の力を結集した広域的な組織との協働により、広く全国に情報発信ができる観光資源として育てていくことが重要な課題であると考え、美濃路街道が広域観光の貴重なテーマとして注目されています。
6	浅野公園	一宮市浅野	戦国時代の武将・浅野長政公の屋敷の跡地を整備したもので、周囲は濠をめぐらし、築山、池、庭石、樹木、藤棚、生垣等を配した日本庭園を思わせるような公園です。周りには、保育園、小学校、中学校、老人福祉施設などがあり、子供から大人まで広く利用され親しまれています。 また、この公園は様々な樹木が植えられており、なかでもツツジが咲く頃には毎年「ツツジ祭り」が行われています。
7	一宮市本町商店街アーケード	一宮市本町	全国屈指の開閉式全蓋型アーケード商店街。高さ 16m、総延長 500m、本町二丁目、三丁目の交差点には、七夕まつりに因んだ 16 星座を丸く並べた半球状のドームがあります。例年行われる七夕まつりのメイン会場となっており、一宮の「顔」というべき本町商店街は地域を代表する景観の一つとして捉えることができます。
8	大江川緑道	一宮市桜三丁目から大江三丁目	市街地を流れる大江川の両岸に位置し、約 300 本のソメイヨシノの並木が続く桜の名所で、市民の散策路・憩いの場となっています。市街地にある貴重な桜の名所であり、桜の咲く頃には市内外からの見物客が花見に訪れるなど多くの人々に親しまれています。

表 4-2-62(2)　美しい愛知づくり景観資源 600 選

No.	名称	所在地	説　明
9	銀座通り	一宮市栄 三丁目	「立ち寄り空間の創造～遊び心に満ちた広場型プロムナードの形成～」をデザインテーマに、うるおいと憩いある豊かな歩行空間を確保するため歩道幅員を広げ、ファニチャー類や樹木を配置し、水のせせらぎをつくりゆとりあるプロムナードが整備されています。ロータリーには七夕まつりをモチーフとした星空のデザインパネルを配置し、舗装材には地場産業である織物をイメージした格子柄のものが使用されています。また、尾張一宮駅前に位置する銀座通りは、訪れる人々に一望される一宮市の玄関口であるとともに、市民のふれあいの場でもあります。
10	多加木緑道	一宮市多加木	小学校と近隣公園を結ぶ遊歩道で、地域の景観を美しく整えるだけでなく、児童の日常の安全確保も目的としています。また、緑道沿いに「老人いこいの家・公民館・街区公園」を設け、コミュニティーゾーン開発も同時に実施し、世代を超えて人が集う地域の中核的存在となっています。また、緑道が出会いの広場・壁画のある坂道・流れの散歩道・ブリッジ・噴水の広場の五つのゾーンに分かれ、景観に変化があります。各ゾーンにはモニュメントやブロンズ像を配し、視覚的な楽しさにも配慮しています。これらの取り組みが評価されて、平成七年度都市景観大賞景観形成事例部門において大賞を受賞しています。
11	真清田神社	一宮市真清田	「一宮」とは古く平安時代から用いられた名称です。国司がその国の神社に参拝するとき、一番はじめに参拝するお宮を「一の宮」といいました。真清田神社は尾張の国の「一の宮」でした。したがって、由緒深く、信仰もあつい神社として広く知られています。御位をあらわす「一宮」の名は、いつしか神社を中心として発達したこの地の地名として用いられるようになりました。祭神天火明命は天照大神の孫にあたり、鏡造りの祖といわれ、また尾張人の遠祖ともいわれています。宝物館に展示されている神宝のうち「舞楽面」12 面は重要文化財に指定されているほか、県・市の文化財に指定されています。
12	妙興寺	一宮市大和町 妙興寺	妙興寺（長島山妙興報恩禅寺）は、貞和 4 年（1348）滅宗宗興を開山とする臨済宗妙心寺派の寺院です。伽藍は、貞治 4 年（1365）に完成したとされています。南北朝時代には尾張の北朝勢力の拠点として隆盛をきわめました。幾度かの災害により、多くの建造物が失われましたが、国指定重要文化財の勅使門は創建当初来の遺構を今日に至るまで伝えています。また、当門には文和 2 年（1353）後光厳天皇より賜わった勅額「国中無双禅刹」が掛っています。 うっそうとした樹林につつまれた境内地は県指定史跡であるほか、「妙興寺文書」、「紙本著色足利義教像」、「絹本著色仏涅槃図」、「紙本著色豊太閤画像」をはじめ、多くの文化財を保有しています。
13	尾張津島秋まつり	津島市祢宜町	古い町屋の残る通りを伝統の秋祭りの山車が昔ながらに練り歩く風景です。
14	尾張津島秋まつり	津島市米町	古い町屋の残る通りを伝統の秋祭りの山車が昔ながらに練り歩く風景です。
15	お灯神事	津島市浦方町	この風景はお灯神事（おひとぼししんじ）といいます。 尾張津島天王祭一連の神事で、昔は祭りの後一週間は灯を使わず、一週間後の月曜日の夜に尾根神様の提灯に灯を入れてお参りする町内の行事です。

表 4-2-62(2)　美しい愛知づくり景観資源 600 選

No.	名称	所在地	説　明
16	稚児の行列	津島市本町	尾張津島天王まつりの稚児を出す町屋の前を、他の町内の稚児が古いまちなみの中を昔ながらの行列をなし行き交う様子。
17	県立津島高校(旧三中)への通学路	津島市宮川町	創立百年以上の津島高校への通学路のうち、正面校門へ入る並木道。歴史ある津島高校の学生を長年見守ってきた並木をいつまでも残していきたい。
18	天王川公園の雪景色	津島市宮川町	木曽川の支流旧佐屋川水系に属し天王川と称していた川がせき止められ整備されました。自然堤防と川の一部を利用して作られた公園の景観はかつての河川の面影を残しています。 この場所は、夏に開催される尾張津島天王祭の舞台になるところで、大勢の観光客が訪れます。雪の降った後の天王川公園の景色も普段違った風情があります。
19	古屋敷の塀	津島市	大きな古い屋敷の塀が連なる狭い道路で散策に良い景観です。
20	祖父江ワイルドネイチャープラザ周辺	稲沢市祖父江町拾町野	風光明媚な地。一帯が大自然を感じられる雄大な空間で、ウィンドサーフィン、バーベキューなど多くの人で賑わいます。10月には砂像の祭典・サンドフェスタも行われます。
21	稲沢市民俗資料収蔵庫（中部電力旧稲沢営業所)	稲沢市稲葉	鉄筋造りの建物で、そのレトロな佇まいは独特の存在感を漂わせています。
22	稲葉宿の町屋	稲沢市稲葉	東海道と中山道の間を結んだ美濃路。稲沢にはその宿の一つ稲葉宿があり、美濃路で最も多い 3 か所の問屋場が置かれたといいます。現在の稲沢商店街にも、その頃の風情が漂っています。
23	小沢町の街並み	稲沢市小沢	中大通を西に進み小沢に入った辺りから、古く風情のある街並みが続きます。
24	尾張大國霊神社（国府宮）と参道	稲沢市国府宮	奈良時代に尾張国の総社として定められた由緒のある神社。その参道は、旧暦正月 13 日に天下の奇祭・はだか祭の舞台になるなど四季折々に表情を変えます。
25	禅源寺と参道	稲沢市稲葉	禅源寺は、将軍徳川家光の旅宿となったほか琉球使節との関係も深い由緒ある寺。その参道の松並木も趣があります。
26	長光寺門前道	稲沢市六角堂東町	地名の由来ともなっている六角堂(六角の地蔵堂)を持つ長光寺は尾張六地蔵の一つ。 その門前には、美濃路の面影が今も残っています。
27	丸いポストと旧家	稲沢市西町	東海道と中山道の間を結んだ美濃路。旧家の前に立つ赤く丸い郵便ポストが絶妙の雰囲気を醸し出しています。
28	美濃路の旧家	稲沢市稲葉	江戸時代の旧街道で、東海道と中山道の間を結んだ美濃路。その昔、琉球使節や象、茶壷道中など多くの旅人が往来したといいます。
29	愛知県植木センター	稲沢市堀之内町	約 560 種の植木などを展示しており、樹木と造園を学べる施設。約 200 本の梅や、白く可憐な花をつけるヒトツバタゴ（別名ナンジャモンジャ）など四季折々の美しい花木が楽しめます。
30	赤染衛門歌碑公園	稲沢市松下	平安の女流歌人・赤染衛門が衣をかけた松があったといわれる公園。古の気分を今に伝えます。
31	安楽寺の桜	稲沢市船橋町	木造十一面観音立像などを安置する安楽寺は、国分寺の支院として創建。 参道の両側に桜並木があり、春にはきれいな桜のトンネルを作ります。
32	稲沢公園	稲沢市稲沢町下田	荻須記念美術館とともに"文化の杜"を形成する豊かな緑とせせらぎのある公園。遊歩道や芝生公園があるほか、バラ園には季節になると約 800 本もの美しいバラが咲き誇ります。

表 4-2-62(3)　美しい愛知づくり景観資源 600 選

No.	名称	所在地	説　明
33	稲沢市荻須記念美術館	稲沢市稲沢町前田	稲沢が生んだ"世界のオギス"こと荻須高徳画伯を記念した美術館。静寂な中にも、画伯がこだわったパリのエスプリ漂う空間です。
34	円光禅寺のハギ	稲沢市矢合町	円光禅寺は、古くから"萩寺"と呼ばれる萩の名所。 毎年春と秋に境内をハギが埋め尽くし、しっとりとした美しさを醸し出します。
35	王子板紙のツツジ	稲沢市祖父江町祖父江外平	400mにわたり高さ3mにもなる120株のツツジが整然と植えられています。4月から5月にかけて満開となるツツジは、地元の人や通りを歩く人の心を癒しています。
36	大江橋	稲沢市国府宮	昭和30年、稲沢市の前身・稲沢町の誕生の際に町村合併記念事業として建設された橋。 その欄干は、国府宮の玄関口であることを意識したデザインとなっています。
37	桜ネックレス	稲沢市平和町嫁振北他	平和支所前水路を日光川左岸堤まで、堤を須ヶ谷川まで下り、そこから北の平和中央公園へ繋がります。この総延長およそ3kmを繋いだ桜並木が"桜ネックレス"です。日光川左岸堤には約30種類の里桜が並びます。
38	正琳寺の本堂	稲沢市祖父江町森上本郷七	書跡「紙本墨書教如上人消息」など教如上人に関する文化財を残す由緒ある寺。 歴史を感じさせる佇まいです。
39	勝幡城跡	稲沢市平和町城之内	織田信定が永正年間（1504年～1520年）に築いた城で、織田信長の出生説もあります。遺構は残されていませんが、碑が建っている辺りが本丸跡で歴史のロマンを感じさせます。
40	新幹線と田園風景	稲沢市船橋町	初夏には新緑、秋には黄金色に染まる水田のじゅうたんの中を、新幹線が走り抜けます。
41	性海寺のあじさい	稲沢市大塚南	弘法大師・空海が開基した寺。 本堂や多宝塔など豊富な文化財が歴史を感じさせます。「あじさい寺」としても有名で、初夏には和洋のあじさい約1万株が見る人の目と心を楽しませてくれます。
42	善光寺東海別院の「極楽かいだんめぐり」	稲沢市祖父江町祖父江高熊	信州善光寺から善光寺如来の分身を迎え、明治43年に創設。「極楽戒壇めぐり」で有名。境内には、世界各地から集められた蓮が栽培され、季節には色とりどりに花をつけます。
43	祖父江ふれあいの郷の桜並木	稲沢市祖父江町祖父江柿ノ木	天然温泉を利用した日帰り入浴施設として多くの人で賑わいます。敷地内には桜が多く植栽されており、春には美しい花を咲かせ、花見をする人の姿も多くみられます。
44	布智神社の深い森	稲沢市祖父江町本甲宮東	天然記念物・シイノキの群生などからなる鎮守の森が広がり、荘厳な雰囲気が漂います。平安前期から群生していたと伝えられ、樹齢300年と推定されるものもあります。
45	萬徳寺多宝塔	稲沢市長野	"ぼたん寺"とも呼ばれる古刹・萬徳寺。 境内には、室町時代に建立された多宝塔があるほか、一円に植えられた約700本の牡丹が優雅なひとときを演出します。
46	明蔵寺の三重塔	稲沢市浅井町	市内唯一の三重塔で、趣のあるその佇まいは東海道新幹線の車窓からも望むことができます。
47	賣夫神社の桜	稲沢市平和町嫁振	敷地内に桜の大木が多くあり、季節にはこぼれんばかりに桜の花が咲き誇り、行き交う人の目を引きます。
48	矢合観音と参道	稲沢市矢合町	病気やケガの治癒にご利益があるという十一面観音像や万病に効くといわれる井戸の水があり、その参道は江戸時代の昔から変わらぬ賑わいを今に伝えています。
49	矢合駐在所	稲沢市矢合町	入り口の屋根が警察官の制帽の形をした特徴的な建物で、地元の人に親しまれています。
50	山崎のイチョウ	稲沢市祖父江町山崎	晩秋には、イチョウが街全体を鮮やかな黄金色に染め上げます。樹齢100年を超えるイチョウの大木もあります。11月末にはそぶえイチョウ黄葉まつりが開催されます。

表 4-2-62(4)　美しい愛知づくり景観資源 600 選

No.	名称	所在地	説　明
51	西條八幡社	愛西市西條町二町田	祭神は応神天王で、文明 2 年（1470 年）に再建されていることから、更に約 80 余年前に創建されたと考えられています。八幡社本殿は建築様式が一間社流造りといって、全国でも最古の 10 社に入るものとして昭和 41 年 10 月に愛知県の有形文化財に指定されました。
52	蓮田	愛西市三和町他	愛西市（立田地区、八開地区）では、木曽川の作った肥沃な土壌と海抜 0m の湿田を活かし、水害に強い作物として昔かられんこんを作ってきました。愛知県は茨城県、徳島県とならぶれんこんの三大産地の一つであり、立田地区及び八開地区は県内の 90%の収穫量を誇っています。蓮田はれんこんの圃場であるが、夏場になると一面緑の蓮田の中に大きなピンクや白の花が咲き、美しい景観を形成します。蓮田におけるれんこんの生産は、愛西市の基幹産業の一つです。蓮田では夏場（6 月下旬ごろから 8 月下旬ごろ）には、ピンクや白の蓮の花が咲き誇り、遠方から蓮の花の撮影に大勢訪れるような美しい景観を形成します。
53	木曽川	弥富市中山町松山	川幅いっぱいに水をたたえた木曽川。奥に見える山は多度山で、その手前には昭和 8 年完成の尾張大橋が見えます。 川とともに生きてきた、水郷地帯「弥富」を象徴するのが木曽川だと思います。
54	筏川桜緑地と社会教育センター	弥富市前ケ須町野方、中山町松山、中山町分水	弥富市の社会教育の中心施設である総合社会教育センターと水とのかかわりを伝える筏川、春には桜が満開となり、この場所で春まつりも開催されます。周辺には水郷地帯の当市の水とのかかわりをつたえる歴史的史跡があり、筏川沿いには桜が約 230m 連なり、春には多くの人が花見に訪れます。愛知万博のフレンドシップ記念モニュメント（オランダ風車）や、川の中には噴水もあり、晴れた日には西に鈴鹿山系の眺望を楽しむことができます。
55	金魚の養魚場	弥富市芝井	弥富市は「金魚日本一の生産高を誇るまち」として広く知られています。日本にいる金魚の全品種 25 種類全てが揃う一大産地。平成 6 年に「弥富の金魚」がスペースシャトルで宇宙へと旅立ちました。「弥富金魚」の名前は、今や世界ブランドとなっています。その金魚が生まれ育った特色ある養魚場の風景を撮りました。
56	鍋田干拓地と伊勢湾岸自動車道	弥富市鍋田町	広大に広がる土壌にめぐまれた田園景観をもたらし、伊勢湾台風の被害を教訓として、早場米「コシヒカリ」や「あきたこまち」の産地としても知られる鍋田干拓地。 かつて海であった干拓地は、昭和 34 年伊勢湾台風の大災害に遭い、海底に再び沈みました。その後、先人の血と汗と涙で復興し、今は実り豊かな広大な耕地が海に向かって広がっています。また、近年、伊勢湾岸自動車道が開通し、遠くには、鈴鹿山系が望めます。沿道には物流・流通業務の倉庫が建ち始めており、時代とともに新旧干拓地が移り変わっていく風景です。
57	鍋田ふ頭のコンテナターミナル夕暮れ	弥富市富浜	弥富市南部の臨海地区である「鍋田ふ頭」や「弥富ふ頭」は、日本一の貿易総額と貨物取扱量を誇る名古屋港の一翼を担っています。特に「鍋田ふ頭」は、耐震性高規格コンテナターミナルを備えた高次複合物流拠点として、中部圏の経済を支えています。付近では、緑地公園やゴルフ場を始めとしたウォーターフロントパークとしての活用など、弥富市の発展を握る重要施策として整備が進められています。

表 4-2-62(5)　美しい愛知づくり景観資源 600 選

No.	名称	所在地	説　明
58	六門樋門	弥富市中山町分水	木曽三川下流低湿地帯の水害対策の為、作られた樋門。附近には他にも樋門が多数現存し、これら樋門郡で用排水の管理を行いました。明治 39 年に最初の 3 門が作られ、後に追加されました。当時の人造石工法で作られています。 明治期の当地域の水利状況を知る上で重要な資料といえるため、残したい景観です。
59	八幡神社	あま市七宝町遠島	八幡神社には樹齢 300 年を超える愛知県の天然記念物の指定を受けた県天然記念物の「らかんまき」があります。また、七宝町の町名の由来ともなっている「七宝焼」の発祥に関連する「七宝焼起源碑」と「林庄五郎翁顕彰碑」があり、当時その周辺でも七宝焼が繁栄していたことがわかります。
60	甚目寺観音	あま市甚目寺東門前	尾張四観音の筆頭として尊崇を集めてきた鳳凰山甚目寺は、甚目寺観音の名で市内外を問わず広く親しまれています。初観音、節分、桃十日には、遠来の参拝客で賑い、全国有数の高さを誇る三重の塔は、国の重要文化財に指定されています。南大門脇には、かつての上街道（津島街道）をしのばせる「右つしまみち」「左さ屋まじまみち」の道標がある。寺の名前がそのまま旧町名になった経緯があり、歴史の古さを味わう所である。 甚目寺観音は「観音さま」と呼ばれ、祭事はもちろんのこと、日常においても生活習慣で参拝をされる年配の方も数多く、景観を含めたその存在は市民の日常生活の一部として深くとけ込み、歴史を踏まえたそのたたずまいは、市民以外の方々にも深い感動と癒しをあたえるところです。
61	リバーサイドガーデン風景	あま市木田、金岩	蟹江川の法面を利用した緑地で、花壇、陶板植物図鑑、ガーデンブリッジなどがあります。陶板植物図鑑には愛知県内に自生する植物等を 1 枚ずつ陶板約 1000 枚に描き、壁に填め込んでいます。カーデンブリッジはアーチ型の橋で、夜間には LED 照明により色彩かにライトアップがされ、訪れた方々の目を誘います。植栽にはカシをはじめ、クロガネモチ、クス、ケヤキ、ユリノキなどの高木を使っています。花と緑で味わう四季の装いを見せ、緑地を訪れる人はもちろん、名鉄津島線沿に位置しているので、朝夕などの電車を利用する方々にも十分楽しめる緑地です。
62	水郷遊覧	蟹江町蟹江新田	佐屋川に映える噴水・シンボルタワー。水郷蟹江を象徴する風情です。 水飛沫の波紋が平和を祈念しているように感じました。 春夏秋冬風情が楽しめます。
63	舟めぐり紀行	蟹江町蟹江新田	水郷の里で舟めぐり。仲間と楽しく川での一時。 子供が「櫓」で舟が進む体験をしました。子供達と舟乗りを楽しむ大人達。水郷の風景に「よし」「あじ」も多く見られます。
64	茜空の水郷	蟹江町蟹江新田	蟹江町佐屋川創郷公園。秋の黄昏。 佐屋川の水面に茜空が映えます。夕暮れを迎えた二羽の野鳥が流れるように泳いでました。自然の雄大さに感動しました。おすすめの撮影スポットです。
65	佐屋川創郷公園	蟹江町蟹江新田	蟹江町屋川創郷公園。朝霧の中を散策。 蟹江町のシンボルタワー。静かな朝霧に包まれた散策、近くには 360 度見渡せる展望台もあり水郷風情を楽しむことができます。また、名古屋駅前の高層ビル群や伊吹の山々、近くの河川など絶景です。
66	佐屋川創郷公園の夏	蟹江町蟹江新田	緑と水と太陽の恵みあふれる公園の夏。 佐屋川創郷公園に輝く水の滝、緑につつまれた展望台、水郷蟹江が展望できる観光スポットです。展望台から望む、伊吹の山々、日光川、大善川、佐屋川、そして遠くに見える名古屋のビル群は絶景です。

表 4-2-62(6)　美しい愛知づくり景観資源 600 選

No.	名称	所在地	説　明
67	善太川風情	蟹江町鍋蓋新田	かつて文豪吉川英治が「東海の潮来」と絶賛しました、水郷の風情を満喫できる善太川の下流。 善太川下流域には葭が生え野鳥が群れています。自然の恵み魚を捕獲する網と漁船のバランスが絶妙です。一人ひとりが川を汚さない環境に対する認識を持って頂きたいものです。水を汚さないで！川を汚さないでね！
68	春爛漫の散歩道	蟹江町蟹江新田	佐屋川自然散歩道。 自然に恵まれた自然散歩道で、春夏秋冬佐屋川べりには野鳥が戯れる絶好のハイキングコースです。近くには吉川英治句碑鹿島文学苑があります。
69	文学散歩道	蟹江町蟹江新田	春夏秋冬佐屋川の自然と文学に親しめる「文学散歩道」です。佐屋川沿いの桜並木に俳句や短歌などの板碑が建ち、散歩しながら文学に親しめます。 近くには鹿島文学苑や文豪吉川英治の句碑「佐屋川の　土手もみちかし　月こよひ」があり、水郷風情が楽しめます。
70	足湯かにえの郷	蟹江町蟹江新田	天然温泉と水郷のまち、憩いの場として。東海の潮来といわれる蟹江町に足湯かにえの郷ができ、町の活性化の起爆剤になっています。 春は桜、冬はライトアップツリーなどの景観の見所、近くには温泉街や大相撲ストリート、佐屋川釣堀センターなどがある観光地です
71	須成祭り	蟹江町須成	蟹江町須成地区に約 400 年の歴史がある祭りで、2016 年 12 月に「山・鉾・屋台行事」を構成する全国 33 の祭りのひとつとして、ユネスコ無形文化遺産に登録されました。 毎年 8 月の第一土曜日、翌日曜日に行われる「宵祭」・「朝祭」が祭りの中心です。
72	大膳川風情	蟹江町蟹江新田	日光川ウォーターパークに通じる橋、散歩道としての多くの人々が訪れます。大善川の水面に映える家並み、遠くに見える鈴鹿の山々。 自然の恵みを大切にし、残し伝えたい風情です。隣を流れる佐屋川には四季を通じた釣堀センターがあります。
73	釣を楽しむ	蟹江町舟入	夏休みの早朝、蟹江川で釣りを楽しむ祖父と孫、心が和みます。 かつては蟹江川で蜆を獲り、釣った魚は大切な食料でした。川と共に栄えてき蟹江町、川の恵みを取り戻すために早急な環境対策が必要です。一人ひとりが汚染対策を実施しましょう。
74	名古屋港飛島ふ頭南コンテナターミナル	飛島村東浜	「スーパー中枢港湾」の根源となる「次世代モデルバース」として、日本最大級の規模・設備を誇り、世界最大クラスのコンテナ船の受け入れ可能な日本初の自働化コンテナターミナルの全景です。撮影場所は、当コンテナターミナルを管理・運営する飛島埠頭コンテナターミナル(株)管理棟から撮影したものである。自由に進入できる場所ではありませんが、事前に会社へ連絡すれば展望室に入ることができます。
75	藤前干潟	飛島村、名古屋市港区藤前	2002 年にラムサール条約に登録された「藤前干潟」。渡り鳥の中継地として、また、鳥や底生生物、魚介類の生息場所として、貴重な自然を残している干潟の全景です。 写真は、干潮時でも潮が高い時であり、潮が引けば前面に干潟を見ることができます。
76	名港西大橋	飛島村金岡	東西を繋ぐ物流の大動脈として、また、その景観が新たな観光名所として、名古屋のシンボルとして知られる「名港トリトン」。名古屋港金城ふ頭を背景に、世界的規模である斜張橋をあまり知られていないアングルから撮影したものである。

出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」（愛知県ホームページ）

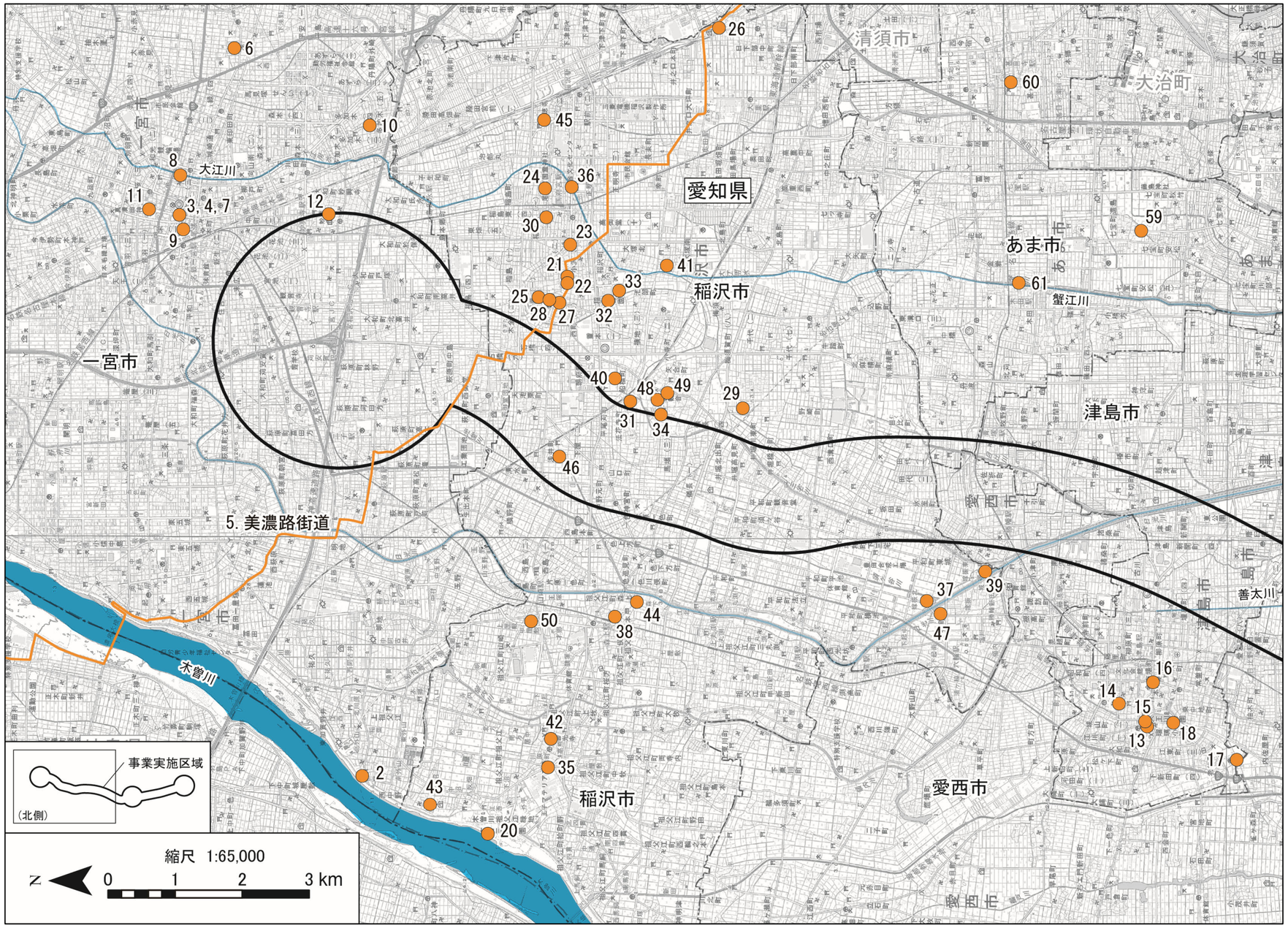

注）No. 19 については「津島市」とされており、詳細な位置が不明のため図示していない。
出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」（愛知県ホームページ）

図 4-2-28(1)　美しい愛知づくり景観資源 600 選位置図

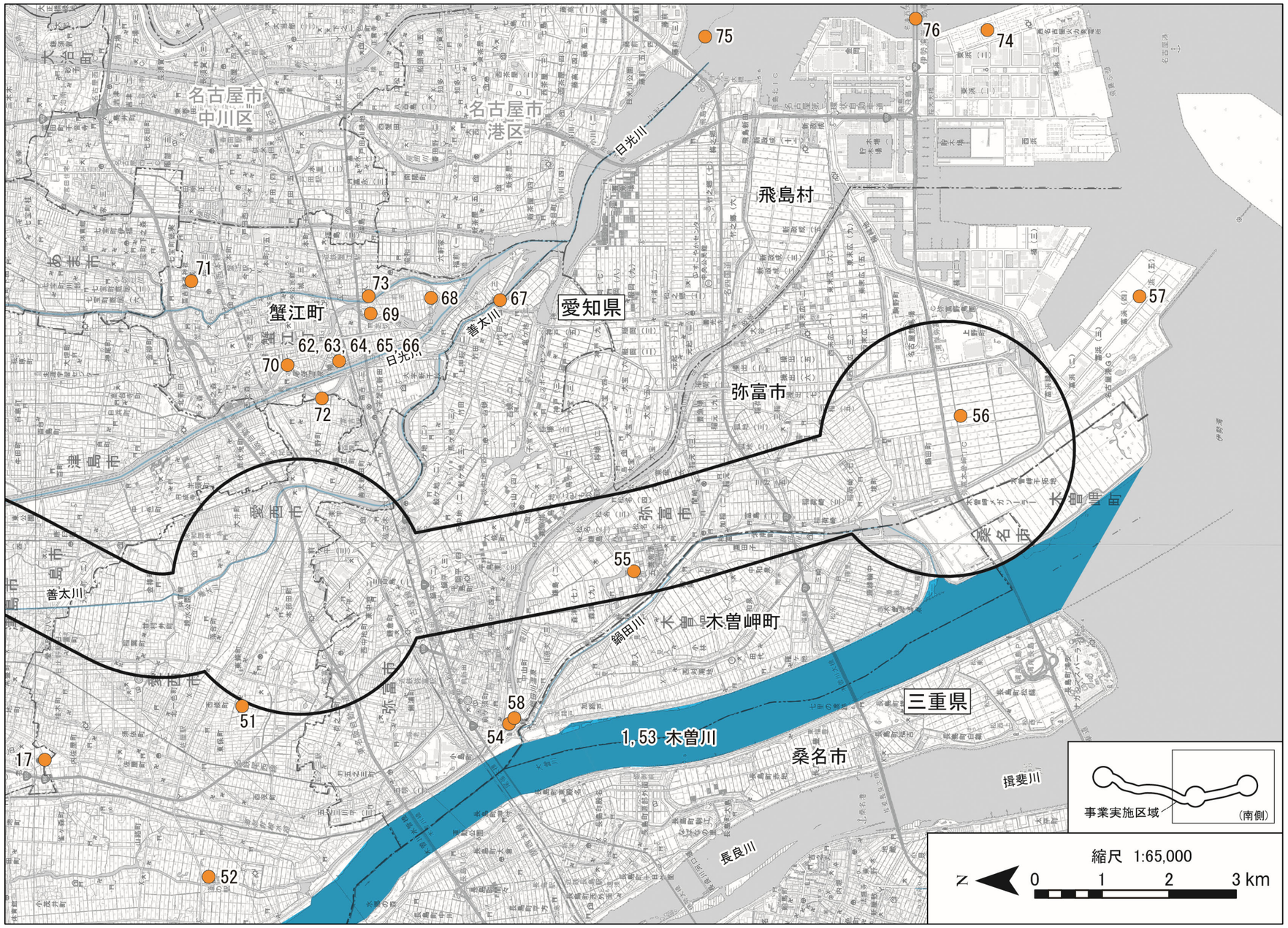

注）No. 19 については「津島市」とされており、詳細な位置が不明のため図示していない。
出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」（愛知県ホームページ）

図 4-2-28(2)　美しい愛知づくり景観資源 600 選位置図

(3) 重要湿地の区域

環境省がラムサール条約登録に向けた礎とすることや生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的として「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（重要湿地）を選定しています。

調査区域において選定されている重要湿地は、表 4-2-63 に示すとおり、木曽三川合流域の河川・水路およびため池群、伊勢湾の 2 件が存在しています。なお、重要湿地の位置は前掲の図 4-1-25 に示すとおりです。

表 4-2-63　重要湿地の分布状況

県	市町村	湿地名	生息・生育域	生物分類群	選定理由	選定基準
愛知県、岐阜県	（愛知県） 一宮市、津島市 （岐阜県） 羽島市、海津市	木曽三川合流域の河川・水路およびため池群	木曽三川合流域の河川・水路・ため池群	淡水魚類	イタセンパラ、デメモロコの生息地。	2
愛知県、三重県	（愛知県） 名古屋市、 弥富市、 常滑市、 知多郡南知多町 （三重県） 桑名市、 三重郡川越町、 四日市市、 多気郡明和町、 鈴鹿市、津市、 松阪市、伊勢市	伊勢湾	伊勢湾の汽水域	淡水魚類	【櫛田川河口、宮川河口、雲出川河口など】 エドハゼ、クボハゼ、チクゼンハゼ、トビハゼ、イドミミズハゼ、ヒモハゼなどの生息地。	2
			藤前干潟	シギ・チドリ類	春秋の渡りおよび越冬期の種数・個体数が多い。 ダイゼン、ハマシギ、ケリ、シロチドリ、メダイチドリ、オオソリハシシギ、チュウシャクシギ、ダイシャクシギ、ツルシギ、アオアシシギ、ソリハシシギ、キアシシギ、キョウジョシギ、トウネン、ホウロクシギ、アカアシシギなどの渡来地。	2,3,4
				底生動物	アナジャコ、エドガワミズゴマツボの生息地であり、多様な生物相を有する。	2,3
			木曽三川河口干潟	底生動物	ハマグリ、ヤマトシジミの生息地。	2
			木曽三川河口木曽岬干拓地	湿地性鳥類	チュウヒの生息地。	2

注）選定基準は以下に示すとおりである。

1. 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、さんご礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的又は相当の規模の面積を有している場合
2. 希少種、固有種等が生育・生息している場合
3. 多様な生物相を有している場合（ただし、外来種を除く）
4. 特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合
5. 生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、繁殖場等）である場合

出典：「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省ホームページ）

(4) 「生物多様性保全上重要な里地里山」により選定された重要里地里山の区域

環境省がさまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置づけ、「生物多様性保全上重要な里地里山」（重要里地里山）を選定しています。

調査区域においては、重要里地里山に選定された区域はありません。

(5) 森林法の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健若しくは名所又は旧跡の風致の保存のために指定された保安林

調査区域において、「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健の保存（保健保安林）、名所又は旧跡の風致の保存（風致保安林）のために指定された保安林は存在しません。

(6) 「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき指定された農業振興地域及び農用地区域

調査区域において、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号）に基づく農業振興地域の指定状況は表 4-2-64 に示すとおりです。なお、農用地区域の指定状況は前掲の図 4-2-3 に示すとおりです。

表 4-2-64　農業振興地域の指定状況

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
尾張	一宮地域（一宮市）	一宮市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積 7,449ha （農用地面積 2,914ha）
	津島地域（津島市）	津島市のうち、市街化区域を除いた区域	総面積 1,842ha （農用地面積 842ha）
	稲沢地域（稲沢市）	稲沢市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積 6,798ha （農用地面積 3,359a）
	愛西地域（愛西市）	愛西市のうち、市街化区域及び木曽川・長良川の河川区域を除いた区域	総面積 5,334ha （農用地面積 3,113ha）
	弥富地域（弥富市）	弥富市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積 3,511ha （農用地面積 1,747ha）
	あま地域（あま市）	あま市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積 1,449ha （農用地面積 632ha）
	蟹江地域（蟹江町）	蟹江町のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積 631ha （農用地面積 150ha）
	飛島地域（飛島村）	飛島村のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積 1,215ha （農用地面積 653ha）

出典：「愛知県農業振興地域整備基本方針」（愛知県、令和3年12月10日）

(7) 「工業用水法」に基づく指定地域、「地盤沈下防止等対策の推進について」に基づき策定された地盤沈下防止等対策要綱の対象地域、地方公共団体の条例に基づく規制地域の状況

愛知県の調査区域は、「工業用水法」（昭和 31 年 6 月 11 日法律第 146 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく指定地域に該当し、指定地域内の井戸より地下水を採取して工業の用に供しようとする場合、井戸ごとにそのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を定めて、愛知県知事の許可を受けることとなっています。

愛知県の調査区域は、「県民の生活環境の保全等に関する条例」の規定に基づき、揚水設備により地下水を採取しようとする者は、揚水設備ごとに、そのストレーナーの位置、揚水機の吐出口の断面積、揚水機の原動機の定格出力及び揚水量を定めて、愛知県知事の許可を受けることとなっています。なお、調査区域に位置する市町村すべてが水量測定器設置義務区域（揚水機の吐出口の断面積が 19cm^2（2 つ以上ある場合はその断面積の合計）を超える揚水設備を設置している場合に水量測定器の設置が必要となる区域）となっています。

(8) 「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」の対象地域

愛知県及び三重県は「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱の推進について」（昭和 60 年 8 月 15 日環水企第 291 号）の規定に基づく対象地域に含まれます。このうち愛知県及び三重県の調査区域は規制地域（地下水採取に係る目標量を認定し、その達成のための規制、代替水源の確保、代替水の供給及び地盤沈下による災害の防止等に関する措置を講ずる区域）に該当します。

(9) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により指定された区域

調査区域における「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条第 17 項に基づく廃棄物が地下にある土地の指定区域は、表 4-2-65 及び図 4-2-29 に示すとおりです。

調査区域においては、16 箇所の指定区域があります。事業実施区域においては、5 箇所の指定区域があります。

表 4-2-65　廃棄物が地下にある土地の指定区域

No.	県	市町村	指定区域の所在地
1	愛知県	津島市	津島市鹿伏兎町袴腰72番から80番まで、81番1から81番3まで、82 番 1、82番2、86番1から86番3まで、87番1、87番3、88番2、88番3、89番1、89番2、90番1、90番2、91番1、91番2、92番1、92番2、93番1、93番2、94番1、94番2、95番1、95番2、96番1、96番2、97番1、97番2、98番1、98番2、99番1、99番2、100番、101番1、101番2、102番、103番1、103番2、104番1、104番2及び105番の全部
2			津島市新開町2丁目86番、89番及び209番までの各一部
3			津島市新開町３丁目43番から63番まで及び66番並びに中一色町中山 １番１の全部並びに新開町３丁目65番及び中一色町中山２番１の各一部
4		稲沢市	稲沢市平和町法立古川新田93番から100番までの全部
5		愛西市	愛西市落合町上通35番１の一部
6			愛西市鵜多須町二本松115番、117番１及び117番２の各一部
7		弥富市	弥富市海屋二丁目81番、87番１及び89番の各一部
8			海部郡弥富町大字鍋田字八穂58番の全部
9			弥富市鳥ケ地一丁目218番1の全部
10			海部郡七宝町大字鷹居5丁目88番1、88番2、89番から96番まで及び108番の全部
11			海部郡弥富町大字松名字小松無番、287番6から287番8まで、287番11、287番13及び287番18の全部並びに287番17
12		あま市	海部郡七宝町大字鷹居5丁目2番から12番まで、13番1、14 番、15番、16番1、17番1、18番1から18番3まで、19番1、19番2、20番、21 番1から21番3まで、22番、23番、24番1、24番2、25番1、26番1、27番1、27番2、28番1、28番2、29番1、29番2、30番1、31番1、32番1、97番、98番1、99番1、103番1、103番3及び112番の全部
13			海部郡七宝町大字安松5丁目29番から45番までの全部
14		蟹江町	海部郡蟹江町大字蟹江新田字小助山1番、4番、4番5、63番及66番1の各一部
15		飛島村	海部郡飛島村大字服岡8丁目30番、31番1、31番2、32番及び33番の全部
16			海部郡飛島村大字新政成字未之切809-1の一部
17			海部郡飛島村大字新政成九丁目43番から52番まで、53番1及び54番1の全部

出典：「廃棄物が地下にある土地の区域指定」（愛知県ホームページ）

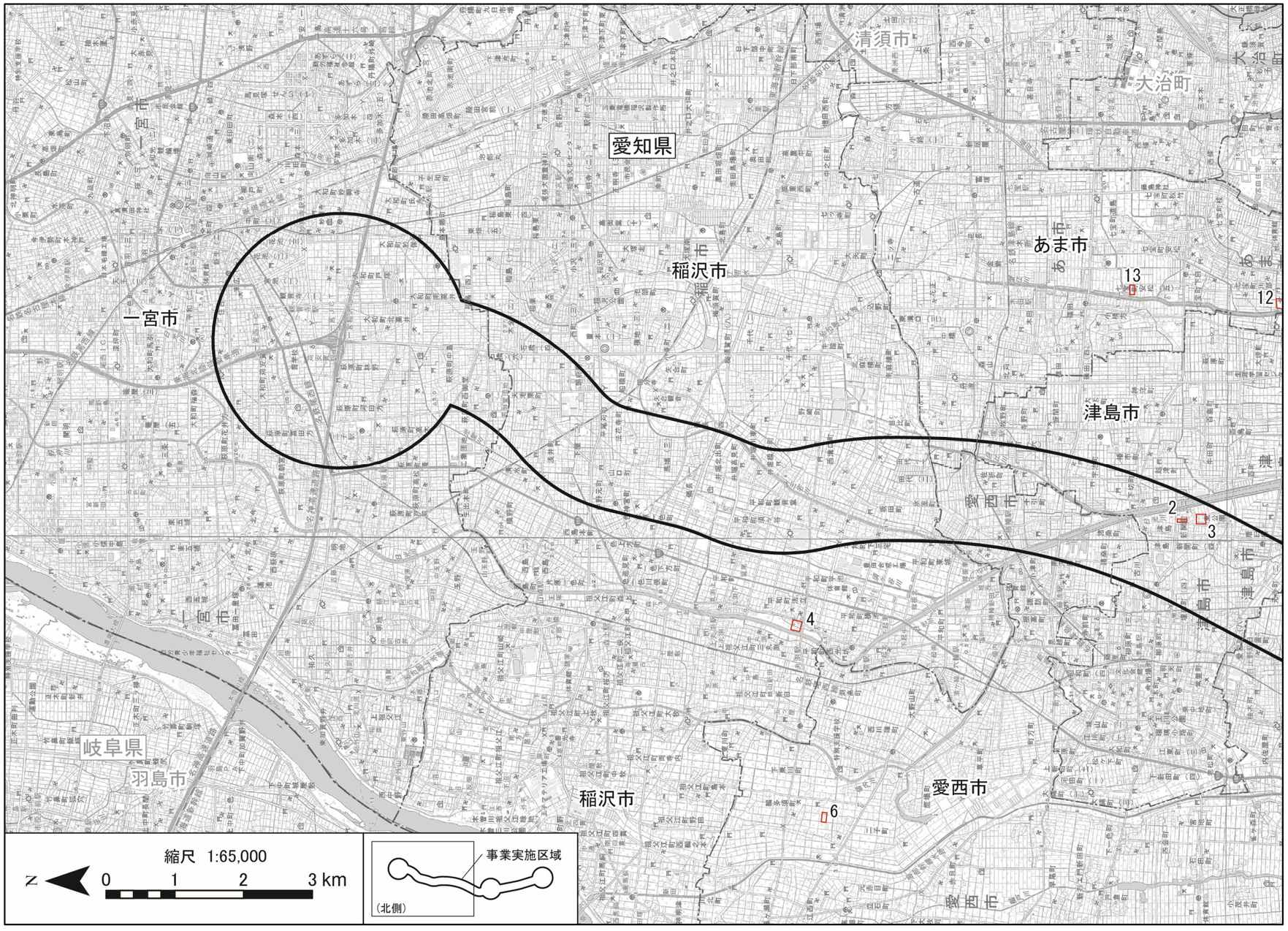

出典：「マップあいち 廃棄物が地下にある指定区域位置図」（愛知県ホームページ）

図 4-2-29(1)　廃棄物が地下にある土地の指定区域

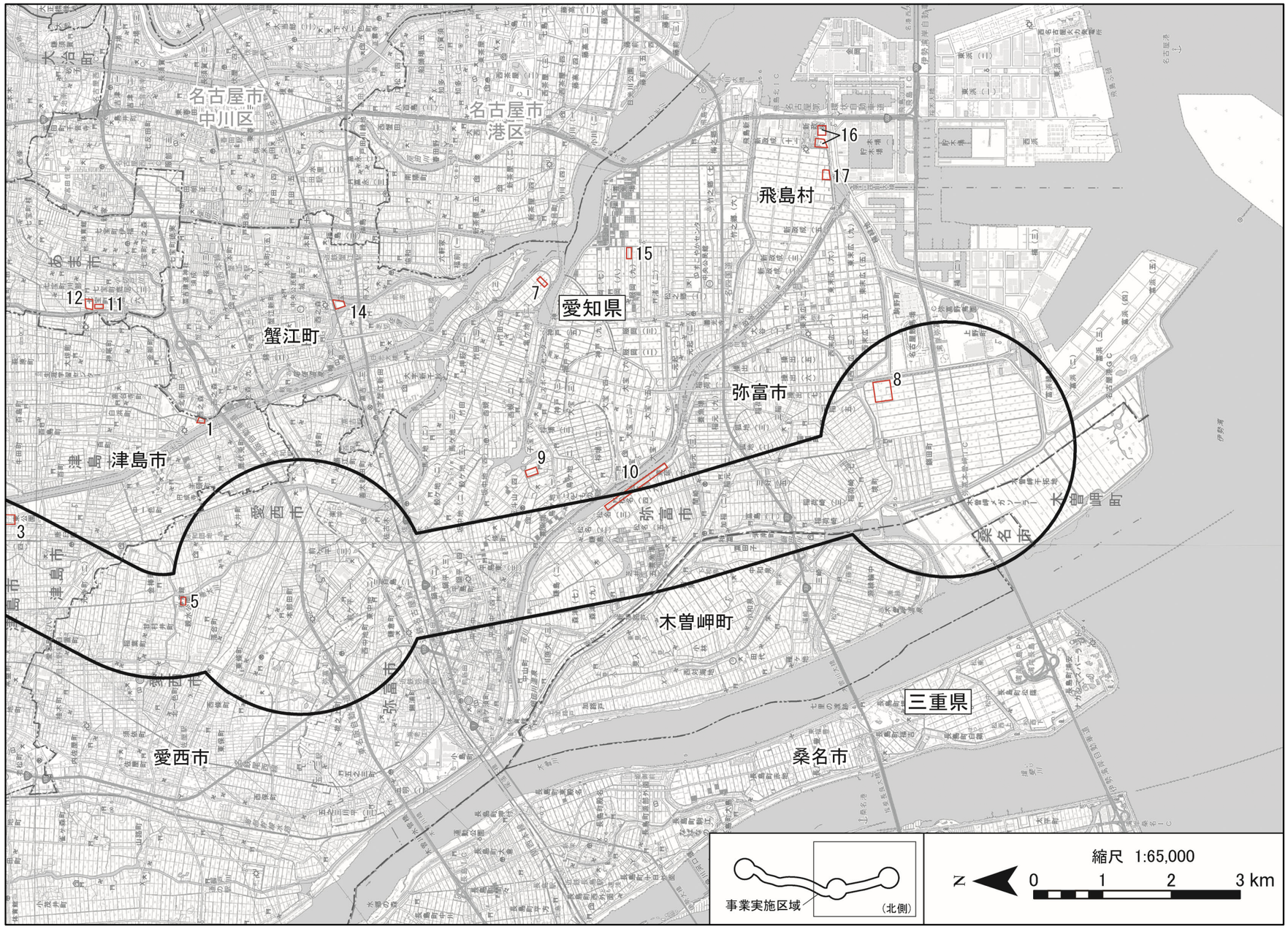

出典：「マップあいち 廃棄物が地下にある指定区域位置図」（愛知県ホームページ）

図 4-2-29(2)　廃棄物が地下にある土地の指定区域

(10) 地方公共団体の条例等に基づいて定められた地域目標等

① 県民の生活環境の保全等に関する条例の規定に基づく総排出量規制区域

愛知県では、「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、大気指定工場等（大気指定施設）から発生及び排出されるばい煙の総量を規制する必要のある区域を総排出量規制区域として定めており、調査区域のすべての市町村が指定されています。

② 県民の生活環境の保全等に関する条例の規定に基づくばい煙施設等に関する規制

愛知県では、「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号）第 2 条の規定に基づき、事業活動に伴って排出される大気汚染物質について、ばい煙発生施設、粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設を規制対象としています。規制対象となるばい煙発生施設を表 4-2-66 に、粉じん発生施設を表 4-2-67 に、炭化水素系物質発生施設を表 4-2-68 に示します。

表 4-2-66(1) ばい煙施設等に関する規制（県民の生活環境の保全等に関する条例）

No.	ばい煙発生施設	対象規模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く）	伝熱面積　8㎡以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	石炭又はコークスの処理能力　5t/日以上 又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）及び煆焼炉 （法…14の項に掲げるものを除く） （県条例…16の項に掲げるものを除く）	原料の処理能力　0.5t/時以上
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む）、転炉及び平炉 （法…14の項に掲げるものを除く） （県条例…16の項に掲げるものを除く）	
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉 （法…こしき炉、14、24、25、26の項に掲げるものを除く） （県条例…16、26、27、28の項に掲げるものを除く）	火格子面積　0.5㎡以上 又は 羽口面断面積　0.25㎡以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上 又は 変圧器の定格容量　150kVA以上
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉 （県条例…32の項に掲げるものを除く）	火格子面積　0.8㎡以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力 100kg/時以上
9	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 3L/時以上
10	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積　0.8㎡以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上 又は 変圧器の定格容量　80kVA以上
11	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む）及び直火炉 （法…26 の項に掲げるものを除く） （県条例…28の項に掲げるものを除く）	
12	乾燥炉 （法…14、23 の項に掲げるものを除く） （県条例…16、25 の項に掲げるものを除く）	
13	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量　600kVA以上
14	廃棄物焼却炉	火格子面積　2㎡以上 又は 焼却能力　150kg/時以上
15	金属表面の付着油の処理施設（燃焼式のものに限る）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5L/時以上

表 4-2-66(2)　ばい煙施設等に関する規制（県民の生活環境の保全等に関する条例）

No.	ばい煙発生施設	対象規模
16	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力　0.3t/時以上 又は 火格子面積　0.3m²以上 又は 羽口面断面積　0.15m²以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10L/時以上
17	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量　0.05m³以上
18	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては塩素換算量）の処理能力 40kg/時以上
19	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
20	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 2L/時以上
21	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く）	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては塩素換算量）の処理能力 30kg/時以上
22	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量　20kA以上
23	りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用するりん鉱石の処理能力 50kg/時以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上 又は 変圧器の定格容量　150kVA以上
24	ふっ酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く）	伝熱面積　5m²以上 又は ポンプの動力　0.375kW以上
25	トリポリりん酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力　50kg/時以上 又は 火格子面積　0.8m²以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上
26	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5L/時以上 又は 変圧器の定格容量　20kVA以上
27	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 2L/時以上 又は 変圧器の定格容量　10kVA以上
28	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量　0.08m³以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 2L/時以上 又は 変圧器の定格容量　10kVA以上
29	コークス炉	原料の処理能力　20t/日以上
30	ビスコースの製膜施設及び製糸施設	原料の処理能力　5t/日以上
31	パルプ製造の用に供する蒸解施設、濃縮施設及び薬品回収施設	

表 4-2-66(3)　ばい煙施設等に関する規制（県民の生活環境の保全等に関する条例）

No.	ばい煙発生施設	対象規模
32	金属製品の熱処理施設（処理剤としてシアン化合物を使用するものに限る）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA以上
33	繊維の表面加工（合成樹脂を使用するものに限る）の用に供する蒸絨施設	製品の処理能力 400m/時以上
34	合板の製造又は表面加工（合成樹脂を使用するものに限る）の用に供する乾燥施設	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA以上
35	イ塗料の製造の用に供する混合施設、溶解施設及び調整施設 ロ接着剤の製造の用に供する反応施設、混合施設、溶解施設、及び調整施設 ハ接着テープ又はフィルムの製造の用に供する混合施設、溶解施設、乾燥施設及び焼付施設 ニゴム又はゴム製品の製造の用に供する吹付塗装施設及び乾燥施設 ホ油脂又は油脂製品の製造の用に供する抽出施設及び蒸溜施設 ヘ金属の表面加工の用に供する脱脂施設(42の項及び43の項に掲げるものを除く。) トイからヘまでに掲げるもの以外の化学工業品又は石油製品の製造の用に供する施設（県条例施行規則第3条第5号及び第10号～12号までに掲げる物質[注5]を使用するものに限る）のうち蒸発施設、濃縮施設、混合施設及び溶解施設	すべてのもの
36	カプロラクタムの製造の用に供する施設のうちベンゼン処理施設	すべてのもの
37	輸送用機械器具製造の用に供する塗装用乾燥施設	バーナーの燃料の燃焼 能力が重油換算 50L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA以上 又は 伝熱面積が10m²以上若しくはバーナーの燃料 の燃焼能力が重油換算50L/時以上のボイラーから熱源を供給されるもの
38	フェノール樹脂、メラミン樹脂又は尿素系樹脂の製造の用に供する反応施設及び乾燥施設（34の項に掲げるものを除く。）	
39	研磨布紙の製造の用に供する塗工施設及び乾燥施設	すべてのもの
40	鋳造の用に供するシェルモールド中子造型施設	すべてのもの
41	繊維製品の製造の用に供する塗工コーター施設	すべてのもの
42	トリクロロエチレンを使用する脱脂・洗浄施設	空気に接する面の面積 3m²以上
43	テトラクロロエチレンを使用する脱脂・洗浄施設	空気に接する面の面積 3m²以上
44	ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄施設	空気に接する面の面積 0.5m²以上
45	ウレタンの製造の用に供する発泡施設	すべてのもの
46	接着剤塗布施設	スプレーガンの吹付け能力 30L/時以上
47	偏光フィルムの製造の用に供する延伸施設	すべてのもの
48	ウレタンフォーム原料の製造の用に供する反応施設及び蒸発施設	すべてのもの

表 4-2-66(4)　ばい煙施設等に関する規制（県民の生活環境の保全等に関する条例）

No.	ばい煙発生施設	対象規模
49	アクリロニトリルを使用する合成樹脂の製造の用に供する反応施設及び蒸発施設	すべてのもの
50	エチレンカーボネイトの製造の用に供する反応施設	すべてのもの
51	滅菌施設(医療業で使用されているものを除く)	容量　3m³以上

注 1）No.は、県条例施行規則別表第 1 の項番号を示す。
注 2）重油換算とは、液体燃料 10L、ガス燃料 16m³、固体燃料 16kg を重油 10L に換算することをいう。ただし、「ガス発生炉のうち、水蒸気改質方式の改質器であって、水素の製造能力が毎時 1,000m³/時未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）」及び「気体を燃料とするガス機関」については、下式による。
重油換算量（L/時）＝気体燃料の燃料能力（m/時）×気体の発熱量（kJ/m3）÷重油の発熱量（kJ/L）
・改質器　：重油の発熱量は 40,000kJ/L とする。
・ガス機関：重油の発熱量は 9,600kcal/L とする。
注 3）羽口面断面積とは、羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。
注 4）規制対象となるばい煙発生施設は、法では工場・事業場に設置されるもの、県条例では工場・事業場に設置されるもので、法第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設（法施行令別表第 1 の 11 の項に掲げる施設で、条例施行規則別表第 1 の 37 の項又は 38 の項に該当するもの並びに同令別表第 1 の 12 の項及び 28 の項に掲げるものを除く。）及び鉱山保安法第 2 条第 2 項本文に規定する鉱山に設置されるものを除く施設である。
注 5）県条例施行規則第 3 条第 5 号及び第 10 号～12 号までに掲げる物質とは、ベンゼン、トルエン、キシレン、ノルマルヘキサン、シクロヘキサン、メチルアルコール、酢酸エチルエステル、酢酸ブチルエステル、メチルエチルケトン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンをいう。
出典）「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号）

表 4-2-67　粉じん発生施設に関する規制（県民の生活環境の保全等に関する条例）

No.	粉じん発生施設	対象規模
1	コークス炉	原料の処理能力　20t/日以上
2	鉱物、土石又はチップの堆積場	面積　500m²以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石、セメント、チップ又は穀物の用に供するものに限り、密閉式のものを 除く）	ベルトの幅　50cm以上 又は バケットの内容積　0.01m³以上
4	破砕機、粉砕機、摩砕機及び研磨機（湿式のもの及び密閉式のものを除く）	原動機の定格出力破砕機、摩砕機　15kW以上 粉砕機、研磨機　3.75kW以上
5	ふるい（湿式のもの及び密閉式のものを除く）	原動機の定格出力　7.5kW以上
6	打綿機及び混打綿機	原動機の定格出力　5kW以上
7	チッパー及び砕木機	原動機の定格出力　15kW以上
8	吹付け塗装機	吹付け能力　30L/時以上

注 1）No.は、県条例施行規則別表第 2 の項番号を示す。
注 2）規制対象となる粉じん発生施設は、県条例では工場・事業場に設置されるもので、法第 2 条第 9 項及び同条第 10 項に規定する一般粉じん発生施設及び特定粉じん発生施設並びに鉱山保安法第 2 条第 2 項本文に規定する鉱山に設置される施設を除く施設である。
出典）「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号）

表 4-2-68　炭化水素系物質発生施設に関する規制（県民の生活環境の保全等に関する条例）

No.	炭化水素系物質発生施設	対象規模
1	原油、ガソリン、ナフサ、農耕用燃料油又はジェット燃料油（日本産業規格K2209に規定する１号及び２号のジェット燃料油を除く）及び有機溶剤（石油系炭化水素、ハロゲン化炭化水素、アルデヒド類、ケトン類及びアルコール類に限る）の貯蔵施設	貯蔵能力が1,000kL以上であること
2	ガソリンスタンドに設置されるガソリンの貯蔵施設	貯蔵能力の合計が40kL以上であること
3	ベンゼン、アクリロニトリル又は酸化エチレンの貯蔵施設（1の項に掲げるものを除く）	貯蔵能力が10kL以上であること

注 1）No.は、県条例施行規則別表第 3 の項番号を示す。
注 2）炭化水素系物質とは、気体状又は微粒子状の炭化水素系の物質（ばい煙を除く。）を示す。
出典）「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号）

③　愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱に基づく指導対象施設

愛知県では、「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱」（令和 6 年 3 月、愛知県）第 3 第 2 項の規定に基づき、主要な工場・事業場については「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」に、ディーゼル機関等の内燃機関については「ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針」に基づき指導を行うこととしている。工場・事業場に係る指導対象施設を表 4-2-69 に、ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関に係る指導対象施設及び指導内容を表 4-2-70 及び表 4-2-71 に示す。

表 4-2-69　工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領における指導対象施設及び指導内容

指導対象工場・事業場	指導対象施設	指導内容	
		新増設施設（昭和58年6月15日以後に設置されるばい煙発生施設）	既設施設（昭和58年６月14日までに設置されたばい煙発生施設）
大気指定工場等（県条例施行規則第26条	法第2条第2項に規定するばい煙発生施設[注]	1 法施行規則第5条及び別表第3の2に定める窒素酸化物の排出基準の 20%以上の低減。ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りでない。 2 1の規定にかかわらず、新設に伴う既存施設の廃止の場合、新設の施設から排出される窒素酸化物の量は、当該廃止施設の量を下回ること。ただし、新設施設に対する指導は、1の規定による濃度の低減を限度とする。	法施行規則第5条及び別表第3の2に定める窒素酸化物の排出基準（昭和60年3月31日において当該施設に適用される基準）の5%以上の低減。ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りでない。

注）熱源として電気を使用する施設及び都市ガス、LNG 又は LPG を専焼するボイラーについては指導の対象外とする。
出典）「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱」（令和 6 年 3 月、愛知県）
「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」（平成 18 年 4 月、愛知県）
「大気汚染防止法便覧」（愛知県環境局）

表 4-2-70　ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関に係る指導内容

指導対象施設	指導内容
常用のディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関（名古屋市内の工場・事業場に設置される施設を除く。）	1 窒素酸化物排出濃度は、別表に掲げる指導目標値以下とする。 なお、指導目標値が満足できない場合は、他施設により窒素酸化物の低減対策をとる。 また、排出量の低減を考慮し、稼働時間を極力短く、稼動時期を十分配慮する。 2 排出口の高さは、原則として有効煙突高を 15m 以上とする。 3 ばい煙測定のための測定口及び液体燃料を使用するものにあっては、燃料の採取箇所を設ける。 4 ガス、A重油等の良質燃料を極力使用する。

注）熱源として電気を使用する施設及び都市ガス、LNG 又は LPG を専焼するボイラーについては指導の対象外とする。
出典）「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱」（令和 6 年 3 月、愛知県）
「ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針」（令和 2 年 4 月、愛知県）
「大気汚染防止法便覧」（愛知県環境局）

表 4-2-71　ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関に係る指導目標値

施設の種類	設置年月日	昭和62年7月13日以降 平成7年3月31日までに設置	平成7年4月1日以降に設置
	規模(L/時)	目標値(ppm)	目標値(ppm)
ディーゼル機関	200以上	500	200
	50以上200未満	500	400[注]
ガスタービン	ガス専焼 50以上	50	35
	液体専焼 50以上	100	50
ガス機関	50以上	500	200
	35以上50未満	－	200
ガソリン機関	35以上	－	200

備考１ 重油以外の燃料の重油換算量は、液体燃料10L又は気体燃料16㎥がそれぞれ重油10Lに相当するものとして算出する。
なお、平成7年4月1日以降に設置されるガス機関及びガソリン機関で使用される気体燃料についての重油換算量は、次の換算式により算出する。
（換算式）重油換算値（L/時）＝換算係数×気体燃料の燃焼能力（㎥/時）
換算係数＝気体燃料の発熱量（kJ/㎥）/重油の発熱量（kJ/L）
ただし、上式の気体燃料の発熱量は総発熱量を用いることとし、重油の発熱量は、40,186.08kJ/Lとする。
２ この表の指導目標値は、次の式により算出された窒素酸化物濃度とする。

$$C = C_s \times \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$$

C：窒素酸化物濃度（単位：ppm）
Cs：日本産業規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度（単位：ppm）
On：ディーゼル機関は13、ガスタービンは16、その他は0とする。
なお、平成7年3月31日以前に設置された施設は、$On＝Os$とする。
Os：排ガス中の酸素濃度（%）
注）平成18年10月1日以降に設置される燃料の燃焼能力が50L/時未満のディーゼル機関（以下「小型ディーゼル機関」という。）については、一の事業所に小型ディーゼル機関が2以上設置され、それらの燃焼能力の合計が重油換算50L/時以上となるものについて、窒素酸化物に係る指導目標値（400ppm）を適用する。

出典）「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱」（令和 6 年 3 月、愛知県）
「ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針」（令和 2 年 4 月、愛知県）
「大気汚染防止法便覧」（愛知県環境局）

④　化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量に係る総量規制基準（第 9 次）

伊勢湾の閉鎖性海域の水質汚濁を防止し、総合的・計画的な水質保全対策を推進するため、「水質汚濁防止法」に基づき、化学的酸素要求量、窒素及びりんに係る汚濁負荷の削減目標量、目標年度等を定めた「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(愛知県)」（令和 4 年 10 月、愛知県）及び「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第 9 次)」(令和 4 年 10 月、三重県)が策定されており、調査区域はすべて指定地域となっています。

37) 環境の保全を目的とする法令・規制等の内容

(1) 環境基本条例

愛知県では、環境の保全について基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「愛知県環境基本条例」（平成 7 年 3 月 22 日愛知県条例第 1 号）を制定しています。

三重県では、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務並びに県と市町等との協働を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって将来にわたって自然と人との共生を確保するとともに、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、及び県民の福祉に貢献することを目的として、「三重県環境基本条例(平成 7 年 3 月 15 日三重県条例第 3 号)」を制定しています。

(2) 自然環境保全条例

愛知県では、自然環境の適正な保全を図るとともに、県土の緑化を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的として、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日愛知県条例第 3 号）を制定しており、「愛知県自然環境保全地域」及び指定希少野生動植物種の「生息地等保護区」を指定しています。

調査区域には、愛知県自然環境保全地域として、蓮華寺寺叢(木曽川の自然堤防と常緑広葉樹林)の 1 件が存在しています。なお、生息地等保護区の区域はありません。

三重県では、この条例は、三重県環境基本条例の理念にのっとり、多様な自然環境の保全、生物の多様性の確保、自然とのふれあいの確保その他自然環境の適正な保全に関する施策を総合的に推進することにより、自然と人との共生を実現し、もって広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに将来の県民にこれを継承できるようにすることを目的として、「三重県自然環境保全条例（平成 15 年 3 月 17 日三重県条例第 2 号)」を制定しており、「三重県自然環境保全地域」を指定しています。

調査区域には、三重県自然環境保全条例の規定に基づく三重県自然環境保全地域の区域はありません。

(3) 生活環境の保全等に関する条例

愛知県では、「愛知県環境基本条例」第 2 条に定める基本理念にのっとり、公害の防止、事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減その他生活環境の保全に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、公害を防止するために必要な規制をし、並びに事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置に関する事項を定めること等により、県民の健康を保護し、県民の生活環境を保全することを目的として、「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日愛知県条例第 7 号）を制定しています。

三重県では、三重県環境基本条例の理念にのっとり、公害の防止のための規制、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減並びに資源の循環的利用を図るための措置、その他の環境の保全について必要な事項を定めることにより、県民の健康の保護、県内における良好な生活環境の保持及び保護並びに環境水準の向上に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の生活環境の保全を図ることを目的として、「三重県生活環境の保全に関する条例」（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号）を制定しています。

(4) 地球温暖化対策に関する条例

愛知県では、「愛知県環境基本条例」第 2 条に定める基本理念にのっとり、地球温暖化対策の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項並びに事業者及び県民が自主的かつ積極的に取り組むべき事項を定めることにより、全ての主体が一体となって地球温暖化対策及び関連する取組を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「愛知県地球温暖化対策推進条例」（平成 30 年 10 月 19 日愛知県条例第 45 号）を制定しています。

三重県では、「三重県環境基本条例」第 3 条に定める基本理念にのっとり、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の推進に関する事項を定めることにより、事業者及び県民の自主的かつ積極的な地球温暖化対策を推進することを目的として、「三重県地球温暖化対策推進条例（平成 25 年三重県条例第 77 号）」を制定しています。

2.8　その他の状況

1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

本事業の環境影響評価において対象とする廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物(以下、「建設副産物」とする)のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源(建設発生土・コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊、建設発生木材)や廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物)を含みます。建設副産物に係る関係法令等には、「循環型社会形成推進基本法」(平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号)により、基本的な枠組みが決められています。

建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号) に従い適正に処理を行うこととされています。また、原材料として利用の可能性があるもの (コンクリート塊・アスファルト・コンクリート塊等) 及びそのまま原材料となるもの (建設発生土) は、再生資源として「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号)並びに個別物品の特性に応じた規制の一つである「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号)に従い、再生資源のリサイクルを行うことが規定されています。

一方、循環型社会に向けた各種の活動を支援するものとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号)に従い、国や自治体に環境負荷の低い物品 (環境物品) の購入を義務付けています。国土交通省においては、建設副産物のリサイクルや適正処理等の推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を示す「建設リサイクル推進計画 2020」(令和 2 年 9 月、国土交通省)の策定により、表 4-2-72 に示す 2024 年度達成基準値を設定し、各種施策の取り組み等建設リサイクルの推進を図っています。

愛知県では、廃棄物処理に対する県民の信頼向上を図るために、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を補う観点から、土地所有者や排出事業者の責務の拡大、廃棄物処理施設に関する情報の開示、焼却施設への規制の強化などを盛り込んだ「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」(平成 15 年 3 月 25 日愛知県条例第 2 号) を制定しています。

三重県では、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、三重県環境基本条例の理念にのっとり、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する措置その他必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって県民の現在及び将来の生活環境の保全に資することを目的とした「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」(平成 20 年 10 月 24 日三重県条例第 41 号) を制定しています。

表 4-2-72　2024 年度達成基準値 (建設リサイクル推進計画 2020)

品目		指標	2024 達成基準値
	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上
	コンクリート塊	再資源化率	99%以上
	建設発生木材	再資源化・縮減率	97%以上
	建設汚泥	再資源化・縮減率	95%以上
	建設混合廃棄物	排出率	3.0%以下
建設廃棄物全体		再資源化・縮減率	98%以上
建設発生土		有効利用率	80%以上

出典：「建設リサイクル推進計画 2020」(令和 2 年 9 月、国土交通省)

2) 廃棄物の再利用・処理技術の現況

「令和 6 年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書令和 5 年度速報値」（令和 7 年 3 月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）における全国の令和 5 年度産業廃棄物の処理状況は、図 4-2-30 に示すとおりです。

産業廃棄物全排出量のうち、再生利用量が占める割合は54.4%、最終処分量が占める割合は2.4%となっています。

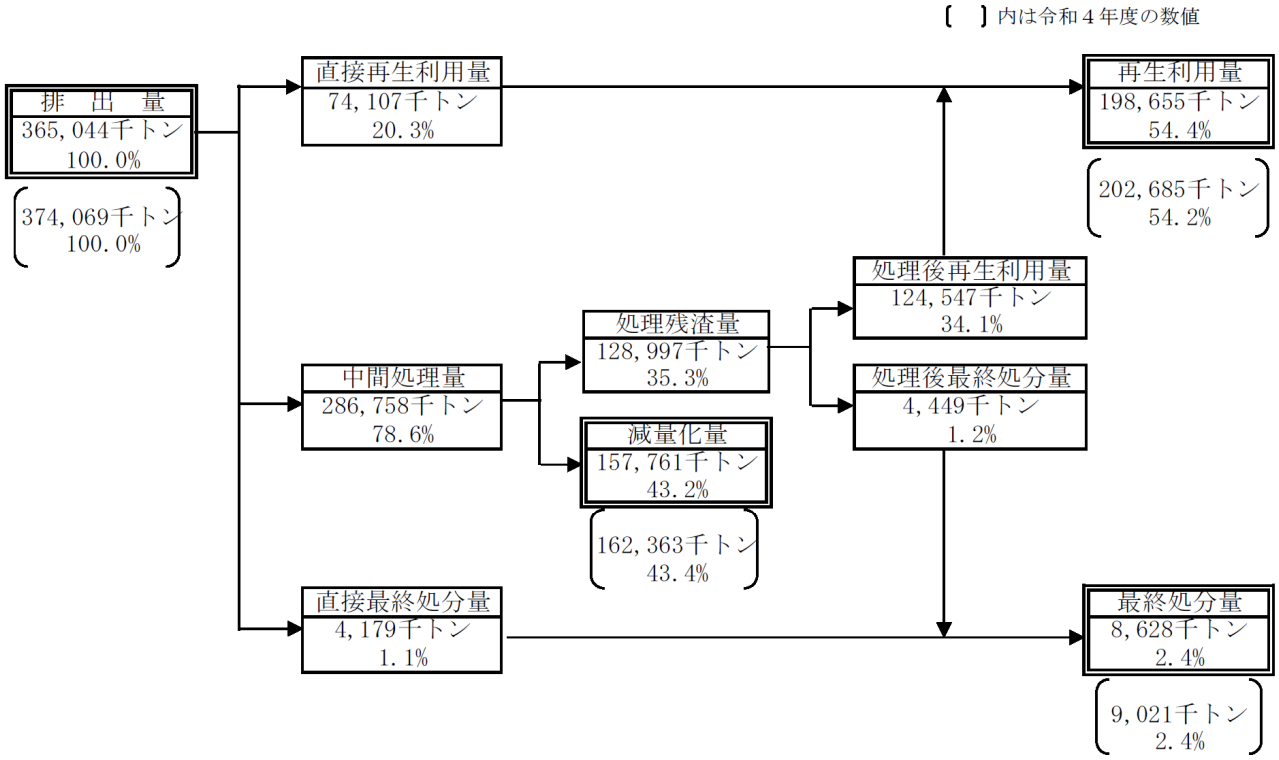

注）各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。
出典：「令和6年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書令和5年度速報値」（令和7年3月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）

図 4-2-30　産業廃棄物の処理状況（令和 5 年度速報値）

また、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（令和 2 年 1 月、国土交通省総合政策局）における、愛知県及び三重県で実施された公共土木工事における建設副産物の再資源化の状況は表 4-2-73 に、建設発生土の有効利用の状況は表 4-2-74 に示すとおりです。

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材及び金属くずの再資源化率が 9 割を超えており、特に高くなっています。また、建設発生土の有効利用率は 80%程度となっています。

表 4-2-73　公共土木工事における建設副産物の再資源化の状況

県	廃棄物分類	搬出量（千 t）	再資源化量（千 t）	縮減量（千 t）	最終処分量（千 t）	再資源化率（%）
愛知県	アスファルト・コンクリート塊	1,097.8	1,097.7	0.0	0.1	100.0
	コンクリート塊	527.4	527.2	0.0	0.2	100.0
	建設発生木材	76.0	71.1	3.9	1.0	93.6
	建設汚泥	270.5	203.1	66.0	1.4	75.1
	建設混合廃棄物	22.1	16.7	1.3	4.0	75.7
	廃プラスチック	4.4	2.5	1.0	0.9	55.9
	紙くず	0.3	0.2	0.1	0.0	75.1
	金属くず	8.1	7.9	0.0	0.2	97.2
	廃石膏ボード	0.046	0.045	0.0	0.002	96.7
	廃塩ビ管	0.5	0.5	0.0	0.0	91.1
	建設廃棄物計	2,007.0	1,926.9	72.3	7.9	96.0
三重県	アスファルト・コンクリート塊	318.3	318.3	0.0	0.0	100.0
	コンクリート塊	430.8	430.8	0.0	0.0	100.0
	建設発生木材	156.4	151.6	2.9	1.8	97.0
	建設汚泥	47.0	33.6	10.8	2.5	71.6
	建設混合廃棄物	5.5	3.1	0.1	2.2	56.5
	廃プラスチック	2.5	1.4	0.6	0.5	55.6
	紙くず	0.2	0.1	0.0	0.0	79.1
	金属くず	4.2	4.1	0.0	0.1	97.7
	廃石膏ボード	0.006	0.004	0.0	0.002	69.6
	廃塩ビ管	0.035	0.028	0.0	0.007	80.3
	建設廃棄物計	964.8	943.1	14.5	7.2	97.8

注1)「国土交通省等」「その他の国」「特殊法人等」「都道府県」「政令指定市」「その他の市町村」が発注した公共土木工事における発生量の合算を示す。
注2）再資源化率は、搬出量全体における再資源化量の割合を示す。
注3）四捨五入の関係上、合計が合わない場合がある。
出典：「平成30年度建設副産物実態調査結果」（令和2年1月、国土交通省総合政策局）

表 4-2-74　建設発生土の有効利用の状況

県	有効利用量（千 m^3）	その他（千 m^3）	現場内利用（千 m^3）	有効利用率（%）
愛知県	2,402.7	1,224.7	3,389.1	82.6
三重県	1,850.1	1,509.3	3,774.5	78.8

注1)「国土交通省等」「その他の国」「特殊法人等」「都道府県」「政令指定市」「その他の市町村」が発注した公共土木工事における発生量の合算を示す。
注2)「その他の有効利用」とは「売却」「他の工事現場(海面)」「採石場・砂利採取等跡地復旧」「最終処分場覆土」からの合算を示す。
出典：「平成30年度建設副産物実態調査結果」（令和2年1月、国土交通省総合政策局）

3) 廃棄物処理施設の立地状況

調査区域に立地する産業廃棄物処理施設は、表 4-2-75 及び図 4-2-31 に示すとおりです。

調査区域においては、中間処理施設が 184 箇所、最終処分施設が 3 箇所存在しています。

事業実施区域においては、中間処理施設が 26 箇所存在しています。

表 4-2-75(1)　産業廃棄物処理施設

No.	処理方法	業者氏名	施設の所在地	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス等くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ダスト類	13号廃棄物
1	中間処理	株式会社起町衛生社	一宮市西萩原字若宮北 16 番 1						○		○												
2		尾張ｳｫｰﾀｰ&ｴﾅｼﾞｰ株式会社	一宮市上祖父江字南外山 369 番		○																		
3		株式会社金光	一宮市蓮池字郷西 67 番 1						○	○	○	○				○	○		○				
4		株式会社金光	一宮市蓮池字郷西 74 番						○	○		○			○	○							
5		株式会社金光	一宮市蓮池字郷西 75 番 1						○														
6		社会福祉法人ｺｽﾓｽ福祉会	一宮市大和町宮地花池字中道 5 番 2						○							○	○						
7		社会福祉法人ｺｽﾓｽ福祉会	一宮市大和町氏永字仲林 140 番 1						○														
8		有限会社ｼﾝｾｲ	一宮市明地字東下城 78 番 1		○	○	○	○	○				○			○							
9		有限会社ｼﾝｾｲ	一宮市明地字東下城 79 番 1						○	○	○	○			○	○	○		○				
10		株式会社大一油脂	一宮市明地字金屋敷 78 番 2			○																	
11		高橋造園土木有限会社	一宮市萩原町西御堂字南江西 19 番								○												
12		株式会社ﾃﾞｨｰｱｲﾃﾞｨｰ	一宮市常願通六丁目 10 番 3						○														
13		株式会社ﾃﾞｨｰｱｲﾃﾞｨｰ	一宮市常願通五丁目 19 番 1						○														
14		株式会社ﾃﾞｨｰｱｲﾃﾞｨｰ	一宮市明地字井之内 34 番 1										○										
15		株式会社ﾃﾞｨｰｱｲﾃﾞｨｰ	一宮市明地字井之内 36 番										○										
16		福田三商株式会社	一宮市大和町妙興寺字二反割 15 番 4						○	○	○	○											
17		丸ｱ金属株式会社	一宮市明地字下柳之内 76 番													○							
18		丸ｱ金属株式会社	一宮市明地字下柳之内 78 番 1						○							○	○						
19		丸福ﾒﾀﾙ株式会社	一宮市北今字堀田 53 番 1						○														
20		株式会社ﾍｲｾｲ	津島市大縄町七丁目 134 番 1						○		○												
21		井ノ口産業株式会社	津島市宇治町字城 30 番 2						○	○	○	○				○							
22		井ノ口産業株式会社	津島市宇治町字城 6 番 1						○	○	○	○			○	○	○		○				
23		井ノ口産業株式会社	津島市宇治町字城 7 番 2						○							○							
24		有限会社芳村商店	津島市神守町字二反代 96 番		○		○	○	○				○										
25		株式会社山明	津島市莪原町字郷東 69 番 1														○		○				
26		株式会社 Connect	津島市大坪町字東台 1 番						○	○	○	○				○	○		○				
27		株式会社 Connect	津島市大坪町字東台 4 番						○								○		○				
28		有限会社加賀造園	津島市鹿伏兎町上郷 194 番							○													
29		有限会社恵新	津島市鹿伏兎町上子守 155 番						○	○	○	○				○	○						

表 4-2-75(2)　産業廃棄物処理施設

No.	処理方法	業者氏名	施設の所在地	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス等くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ダスト類	13号廃棄物
30	中間処理	株式会社丹陽運輸	稲沢市祖父江町中牧外川 215 番						○	○	○	○				○	○		○				
31		株式会社丹陽運輸	稲沢市祖父江町中牧外川 216 番						○	○	○	○				○	○		○				
32		株式会社ｼｰｷｭｰﾌﾞﾄｰﾀﾙｻｰﾋﾞｽ	稲沢市祖父江町野田佐屋川 179 番						○	○	○	○				○	○						
33		株式会社ﾄﾘﾌﾟﾙｴﾅｼﾞｰ	稲沢市祖父江町山崎中枇 276 番						○	○	○	○				○	○		○				
34		有限会社尾張商事	稲沢市祖父江町山崎柳 69 番		○	○							○							○			
35		株式会社ｴｺ・ｸﾘｰﾝ	稲沢市生出山田町 49 番						○	○	○	○				○	○		○				
36		株式会社ｴｺ・ｸﾘｰﾝ	稲沢市生出山田町 54 番						○	○	○	○											
37		株式会社徳山商会	稲沢市横野堂根町 61 番																○				
38		株式会社山内商店	稲沢市片原一色町替地 20 番													○	○						
39		山一建設株式会社	稲沢市西島新町 51 番																○				
40		いその株式会社	稲沢市石橋六丁目 52 番						○														
41		有限会社木村建設	稲沢市稲島九丁目 22 番																○				
42		有限会社木村建設	稲沢市東畑一丁目 30 番						○														
43		有限会社木村建設	稲沢市東畑一丁目 31 番						○			○											
44		有限会社木村建設	稲沢市東畑一丁目 33 番 1														○						
45		有限会社木村建設	稲沢市東畑一丁目 37 番						○	○	○	○											
46		有限会社木村建設	稲沢市東畑一丁目 53 番						○	○	○	○			○	○	○		○				
47		有限会社水谷物産	稲沢市平和町上三宅城地43番														○		○				
48		有限会社桜井建材	稲沢市氷室町内新田 9 番 1						○	○	○	○				○	○		○				
49		ｵｵﾌﾞﾕﾆﾃｨ株式会社	稲沢市梅須賀町六丁目 36 番						○														
50		ｺｽﾓﾘｻｲｸﾙ株式会社	稲沢市福島町沢西 94 番 1						○							○	○						
51		ｺｽﾓﾘｻｲｸﾙ株式会社	稲沢市福島町沢西 99 番 1						○	○	○	○				○	○		○				
52		ｺｽﾓﾘｻｲｸﾙ株式会社	稲沢市福島町沢西 100 番 1						○		○												
53		ｺｽﾓﾘｻｲｸﾙ株式会社	稲沢市福島町沢西 101 番 1						○														
54		丸真株式会社	稲沢市日下部南町二丁目52番						○	○	○	○				○	○		○				
55		株式会社ﾏｲｼﾝ	あま市篠田四丁目 7 番 1						○	○	○	○			○	○	○		○				
56		株式会社金属資源開発商会	あま市七宝町川部八反田11番						○							○	○						
57		株式会社金属資源開発商会	あま市七宝町川部八反田 12 番 1						○	○						○							
58		株式会社金属資源開発商会	あま市七宝町川部八反田 12 番 2						○	○						○							
59		株式会社ｱﾗﾏｷ	あま市七宝町下田江西 26 番						○	○	○	○			○	○	○		○				
60		株式会社海部清掃	あま市二ツ寺上長 38 番 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
61		株式会社海部清掃	あま市二ツ寺上長 45 番 1		○	○	○	○	○	○	○	○				○	○						
62		株式会社海部清掃	あま市二ツ寺上長 46 番 1				○	○															
63		株式会社海部清掃	あま市二ツ寺上長 67 番	○																			
64		株式会社ｴｺﾌﾟﾛﾓｰﾄ	あま市森五丁目 2 番 22						○	○	○	○			○	○	○						
65		有限会社八開ﾁｯﾌﾟ	愛西市鵜多須町寺浦 108 番								○												
66		株式会社 SHOU CREATE	愛西市二子町松原 240 番 1						○	○	○	○				○	○		○				
67		株式会社ﾉﾘﾀｹﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	愛西市早尾町南川並 166 番 2														○						
68		株式会社光	愛西市赤目町下堤畦 149 番																○				
69		株式会社ｵｸﾑﾗ	愛西市四会町庄内 10 番 1						○	○	○	○				○	○						
70		株式会社 KANKYO HANDS	愛西市雀ヶ森町前並 42 番 5						○	○	○	○			○	○	○		○				
71		豊栄興業株式会社	愛西市内佐屋町郷 113 番地						○							○	○						
72		株式会社 aisai.c	愛西市日置町四反割 21 番 1						○	○	○	○	○	○									
73		株式会社 aisai.c	愛西市日置町四反割 3 番 1						○	○	○	○				○	○		○				
74		株式会社 aisai.c	愛西市日置町四反割 5 番 1						○	○	○	○			○								

表 4-2-75(3)　産業廃棄物処理施設

No.	処理方法	業者氏名	施設の所在地	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス等くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ダスト類	13号廃棄物
75	中間処理	有限会社ﾄｸｲﾁ	愛西市西保町南川原 33 番 1						○														
76		株式会社ｱｲｻｲ	愛西市西保町南川原 92 番 1															○					
77		愛知ﾘｻｲｸﾙ株式会社	愛西市西條町大池 83 番						○	○	○	○			○	○	○						
78		愛知ﾘｻｲｸﾙ株式会社	愛西市西條町大池 84 番 1						○	○		○											
79		株式会社ｴｸｽﾃﾘｱ東洋	愛西市本部田町本西 149 番 1										○										
80		株式会社ｱｸｱﾄﾚｰﾃﾞｨﾝｸﾞ	愛西市本部田町狭場 32 番						○	○	○	○				○	○		○				
81		株式会社ｱｸｱﾄﾚｰﾃﾞｨﾝｸﾞ	愛西市本部田町狭場 31 番 1						○	○	○	○											
82		株式会社ｴﾅｼﾞｰ技建	愛西市大井町道一 145 番																○				
83		株式会社ﾘﾊﾞｲﾌﾞ	弥富市西中地町五右 135 番 2						○	○	○	○			○	○	○		○				
84		中部第一輸送株式会社	弥富市荷之上町八平裏 333 番 1						○	○	○	○											
85		中部第一輸送株式会社	弥富市荷之上町八平裏 334 番 1						○	○	○	○				○	○						
86		株式会社ﾃｨ・ﾕｰ・ﾒﾀﾙ	弥富市佐古木二丁目 240 番						○							○							
87		株式会社星野産商	弥富市馬ケ地二丁目 86 番															○					
88		株式会社星野産商	弥富市馬ケ地三丁目 241 番															○	○				
89		和歌山金属株式会社	弥富市五斗山三丁目 143 番 1						○	○	○					○	○						
90		共同建設有限会社	弥富市坂中地四丁目 35 番 1															○					
91		共同建設有限会社	弥富市坂中地四丁目 39 番 2															○					
92		株式会社田中荘介商店	弥富市子宝四丁目 17 番 1																○				
93		株式会社田中荘介商店	弥富市子宝四丁目 17 番 2						○								○		○				
94		株式会社ﾔﾏｷﾝ	弥富市加稲二丁目 92 番						○	○	○	○				○	○						
95		株式会社ﾄｳｶﾝ弥富	弥富市三好三丁目 57 番						○	○	○	○				○	○		○				
96		株式会社ｱﾒﾆﾃｨﾗｲﾌ	弥富市三好 5 丁目 33 番						○	○	○	○				○							
97		株式会社ｱﾒﾆﾃｨﾗｲﾌ	弥富市三好 5 丁目 36 番						○	○	○	○			○	○	○		○				
98		前田道路株式会社	弥富市稲元九丁目 36 番														○		○				
99		株式会社高野	弥富市稲荷一丁目 181 番														○		○				
100		株式会社高野	弥富市稲荷一丁目 182 番						○	○	○	○				○	○		○				
101		有限会社ｼｽｸﾜｯｸ	弥富市東末広二丁目 79 番						○														
102		株式会社ﾌｼﾞｯｸｽｺﾝｸﾘｰﾄ	弥富市東末広八丁目 24 番		○																		
103		株式会社ﾅﾝｾｲ	弥富市東末広九丁目 24 番						○	○	○	○			○	○	○		○				
104		株式会社ﾅﾝｾｲ	弥富市東末広九丁目 25 番						○	○	○	○				○	○		○				
105		名古屋ｺﾝﾃﾅｰ株式会社	弥富市東末広九丁 28 番						○	○	○	○			○	○	○						
106		株式会社ﾌｼﾞｯｸｽｺﾝｸﾘｰﾄ	弥富市東末広九丁目 38 番 1														○		○				
107		株式会社神谷商会	弥富市東末広九丁 59 番						○	○	○	○				○	○		○				
108		株式会社小桝屋	弥富市楠一丁目 51 番		○		○	○			○		○										
109		ﾔﾏｼｮｰ金属株式会社	弥富市楠一丁目 8 番						○	○	○	○				○	○		○				
110		株式会社太平ﾀｲﾔ	弥富市楠一丁目 127 番 4						○							○							
111		株式会社ﾔﾏｷﾝ	弥富市楠一丁目 71 番						○	○	○					○	○		○				
112		株式会社ﾔﾏｷﾝ	弥富市楠一丁目 127 番 2						○	○	○	○				○	○						
113		ﾌﾙﾊｼ EPO 株式会社	弥富市楠一丁目 118 番								○	○											
114		株式会社西山商店	弥富市楠一丁目 78 番						○	○	○	○			○	○	○		○				
115		株式会社ﾍｲｾｲ	弥富市鍋田町六野 36 番 1						○	○	○	○			○	○	○		○				
116		有限会社ｴｽ・ｹｰ・ﾌｧｰﾑ	弥富市鍋田町八穂 242 番 4		○	○	○	○					○										
117		株式会社今林	弥富市楠二丁目 31 番 1						○	○	○	○				○							
118		ｱｰﾙｲｰ東海株式会社	弥富市楠二丁目 75 番						○	○	○	○			○	○	○		○				
119		名古屋西部ｿｲﾙﾘｻｲｸﾙ株式会社	弥富市楠三丁目 24 番 1																○				

表 4-2-75(4)　産業廃棄物処理施設

No.	処理方法	業者氏名	施設の所在地	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス等くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ダスト類	13号廃棄物
120	中間処理	株式会社ﾍｲｾｲ	海部郡蟹江町須成西四丁目73番														○		○				
121		株式会社ｵｸﾑﾗ	海部郡蟹江町西之森四丁目7番						○	○	○												
122		ｶﾆｴ金属株式会社	海部郡蟹江町西之森七丁目176番													○							
123		株式会社ｾｲﾌﾞ	海部郡飛島村大宝四丁目145番						○	○	○	○			○	○	○		○				
124		ｼﾞｬﾊﾟﾝﾘｻｲｸﾙ株式会社	海部郡飛島村大字渚八丁目54番1						○	○	○	○			○	○	○		○				
125		有限会社ﾃｼﾋﾛ	海部郡飛島村竹之郷三丁目194番						○	○	○	○				○	○		○				
126		近藤産興株式会社	海部郡飛島村大字梅之郷字東梅15番		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○						
127		株式会社成建	海部郡飛島村大字梅之郷字中梅19番2						○	○	○	○				○	○		○				
128		株式会社東洋商事	海部郡飛島村竹之郷八丁目214番													○							
129		株式会社森樹産業	海部郡飛島村竹之郷八丁目140番						○	○	○	○			○	○	○		○				
130		株式会社ﾑﾗｱｰｶﾑ	海部郡飛島村竹之郷八丁目95番																				
131		株式会社ﾑﾗｱｰｶﾑ	海部郡飛島村竹之郷八丁目105番		○																		
132		株式会社ﾑﾗｱｰｶﾑ	海部郡飛島村竹之郷八丁目107番		○																		
133		株式会社ﾑﾗｱｰｶﾑ	海部郡飛島村竹之郷八丁目123番		○													○					
134		株式会社ﾑﾗｱｰｶﾑ	海部郡飛島村大字新政成十一丁目19番5		○																		
135		株式会社ﾑﾗｱｰｶﾑ	海部郡飛島村大字新政成十一丁目20番1		○																		
136		倉橋ﾄﾞﾐﾈｲｼｮﾝ株式会社	海部郡飛島村大字梅之郷字中梅59番8						○	○	○	○				○	○		○				
137		有限会社水谷ｹﾐｶﾙ	海部郡飛島村大字梅之郷字東梅26番31		○	○	○	○	○	○	○	○				○	○		○				
138		有限会社水谷ｹﾐｶﾙ	海部郡飛島村大字梅之郷字東梅26番32			○			○							○	○						
139		福田道路株式会社	海部郡飛島村大字梅之郷字東梅27番																○				
140		江洲産商株式会社	海部郡飛島村大字新政成字戌之切1番		○																		
141		株式会社愛知街美社	海部郡飛島村大字新政成十一丁目36番7						○														
142		株式会社愛知街美社	海部郡飛島村大字新政成十一丁目36番9													○							
143		株式会社ｼｰﾋﾟｰｱｰﾙ	海部郡飛島村大字新政成字戌之切926番1						○														
144		株式会社笹野運輸	海部郡飛島村大字新政成十一丁目36番5						○	○	○	○				○	○						
145		東亜道路工業株式会社	海部郡飛島村大字新政成字亥之切952番1														○		○				
146		ﾀﾞｲｷ建設株式会社	海部郡飛島村大字新政成十丁目58番1		○																		

表 4-2-75(5)　産業廃棄物処理施設

No.	処理方法	業者氏名	施設の所在地	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス等くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ダスト類	13号廃棄物
147	中間処理	高和興業株式会社	海部郡飛島村大字新政成十一丁目 24 番 1													○		○					
148		高和興業株式会社	海部郡飛島村大字新政成十一丁目 24 番 3													○	○						
149		高和興業株式会社	海部郡飛島村金岡 53 番 3						○	○	○					○	○		○				
150		株式会社名大産商	海部郡飛島村金岡 20 番	○	○				○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	
151		株式会社ﾜｰﾙﾄﾞ・ｸﾘｰﾝ	海部郡飛島村金岡 54 番		○	○	○	○	○				○			○	○						
152		有限会社太田金属	海部郡飛島村木場二丁目 136 番 6						○							○			○				
153		株式会社華盛	海部郡飛島村木場二丁目 8 番						○							○							
154		株式会社ﾀｲﾖｰ	海部郡飛島村木場二丁目 11 番						○								○						
155		株式会社ﾀｲﾖｰ	海部郡飛島村木場二丁目 12 番						○	○	○	○			○	○	○		○				
156		株式会社ﾀｲﾖｰ	海部郡飛島村木場二丁目 26 番						○	○	○	○				○	○		○				
157		株式会社力組	海部郡飛島村木場二丁目 23 番						○	○	○	○				○	○		○				
158		株式会社東立ﾃｸﾉｸﾗｼｰ	海部郡飛島村木場二丁目 129 番		○				○	○	○	○				○	○		○				
159		共英製鋼株式会社	海部郡飛島村大字新政成字未之切 809 番 1	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○					
160		共英産業株式会社	海部郡飛島村大字新政成字未之切 809 番 1														○	○	○				
161		株式会社佐藤組	海部郡飛島村大字新政成十丁目 49 番						○	○	○	○				○			○				
162		株式会社神谷商会	海部郡飛島村木場一丁目 4 番																○				
163		有限会社達弘組	海部郡飛島村木場一丁目 19 番 3						○	○	○	○				○	○		○				
164		永一産商株式会社	海部郡飛島村大字新政成九丁目 33 番							○	○	○	○			○	○						
165		永一産商株式会社	海部郡飛島村大字新政成九丁目 34 番 1						○	○	○	○	○		○	○	○		○				
166		永一産商株式会社	海部郡飛島村木場二丁目 106 番		○				○	○	○	○			○	○	○						
167		株式会社ｸﾘﾝﾃｯｸ	海部郡飛島村大字新政成七丁目 51 番 1						○	○	○	○			○	○	○		○				
168		登建設株式会社	海部郡飛島村大字新政成八丁目 53 番						○	○	○	○			○	○	○		○				
169		株式会社ｸﾚｽ名古屋	海部郡飛島村木場一丁目 7 番 1						○							○	○						
170		株式会社ｸﾚｽ名古屋	海部郡飛島村木場一丁目 7 番 5						○	○						○							
171		有限会社康成工業	海部郡飛島村木場一丁目 3 番						○	○	○	○				○	○		○				
172		有限会社ｽｽﾞｷ康	海部郡飛島村木場二丁目 123 番 2						○	○	○	○			○	○	○		○				
173		ﾌﾙﾊｼ EPO 株式会社	海部郡飛島村木場二丁目 119 番						○	○	○	○				○	○		○				
174		株式会社小桝屋	海部郡飛島村木場二丁目 80 番		○	○	○	○					○										
175		株式会社小桝屋	海部郡飛島村木場二丁目 82 番 1		○		○	○			○		○										

表 4-2-75(6)　産業廃棄物処理施設

No.	処理方法	業者氏名	施設の所在地	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス等くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ダスト類	13号廃棄物
176	中間処理	株式会社小桝屋	海部郡飛島村木場二丁目82番2										○										
177		株式会社小桝屋	海部郡飛島村木場二丁目85番		○						○												
178		有限会社横井金属	海部郡飛島村木場二丁目83番						○	○	○	○				○	○						
179		有限会社横井金属	海部郡飛島村木場二丁目84番						○	○	○	○				○	○		○				
180		大昭工業株式会社	海部郡飛島村木場二丁目75番						○	○	○	○			○	○	○						
181		ﾕﾅｲﾃｯﾄﾞｵｲﾙ株式会社	海部郡飛島村木場一丁目93番2			○																	
182		株式会社ﾌｨﾆﾃｨ	海部郡飛島村西浜11番						○	○	○	○				○	○		○				
183		有限会社鬼頭商店	三重県桑名市大字小貝須1297番地						○							○	○						
184		北勢商事株式会社	三重県桑名市片町29番地						○	○													
185	最終処分	有限会社木村建材店	稲沢市祖父江町島本堤外2103番						○						○	○	○	○	○				
186		近藤産興株式会社	海部郡飛島村大字梅之郷字東梅15番	○	○				○						○				○			○	
187		株式会社ｾｲﾜ	三重県桑名市大字立田町234番地1						○							○	○		○				

出典：「産業廃棄物処理業者情報」（愛知県ホームページ）
「産業廃棄物処理業者名簿」（三重県ホームページ）
「産業廃棄物処理業者一覧」（一宮市ホームページ）
マップあいち「産業廃棄物処理業者等情報見える化マップ」（愛知県ホームページ）

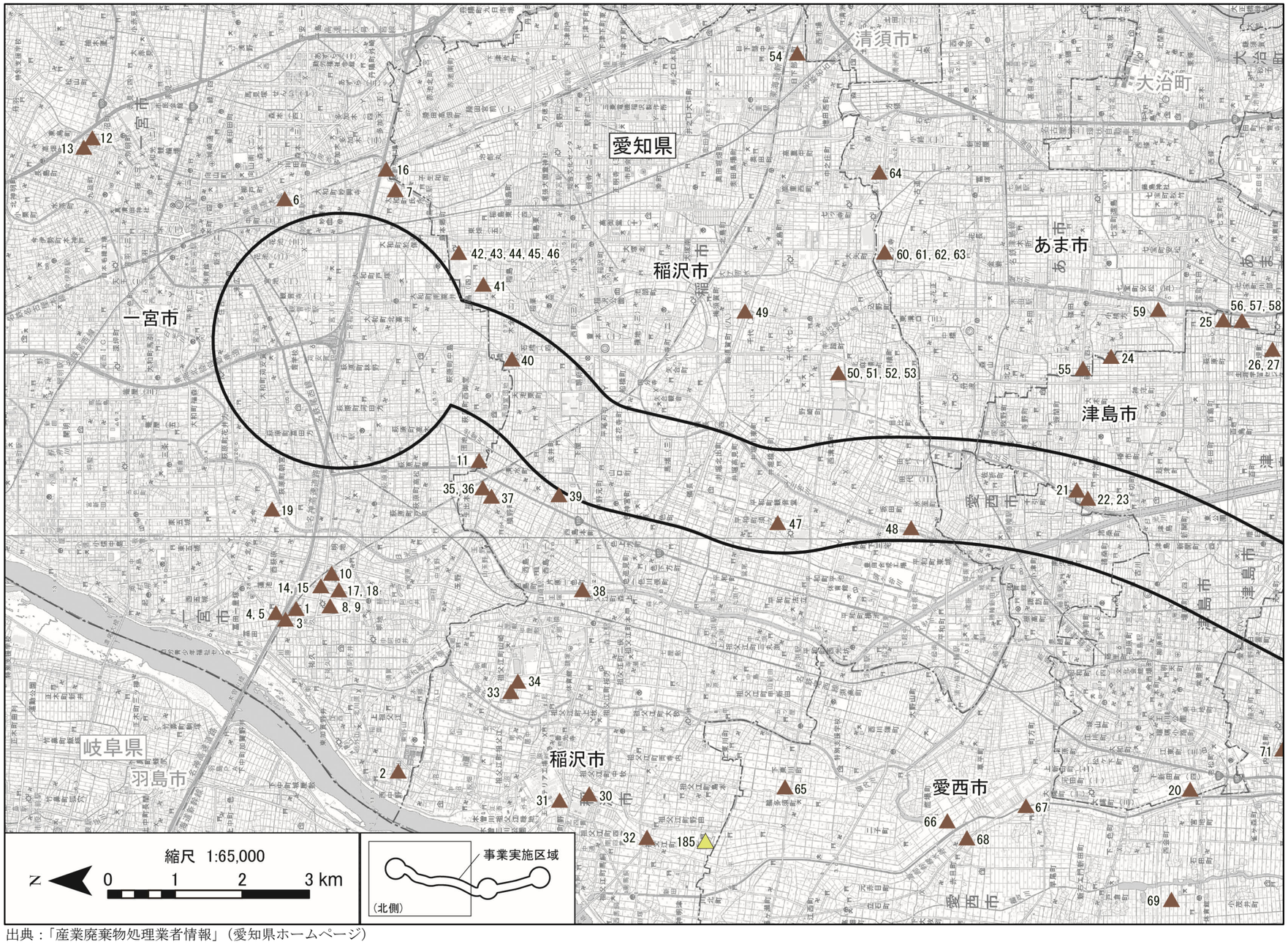

出典：「産業廃棄物処理業者情報」（愛知県ホームページ）
「産業廃棄物処理業者名簿」（三重県ホームページ）
「産業廃棄物処理業者一覧」（一宮市ホームページ）
マップあいち「産業廃棄物処理業者等情報見える化マップ」（愛知県ホームページ）

図 4-2-31(1)　産業廃棄物処理施設の状況

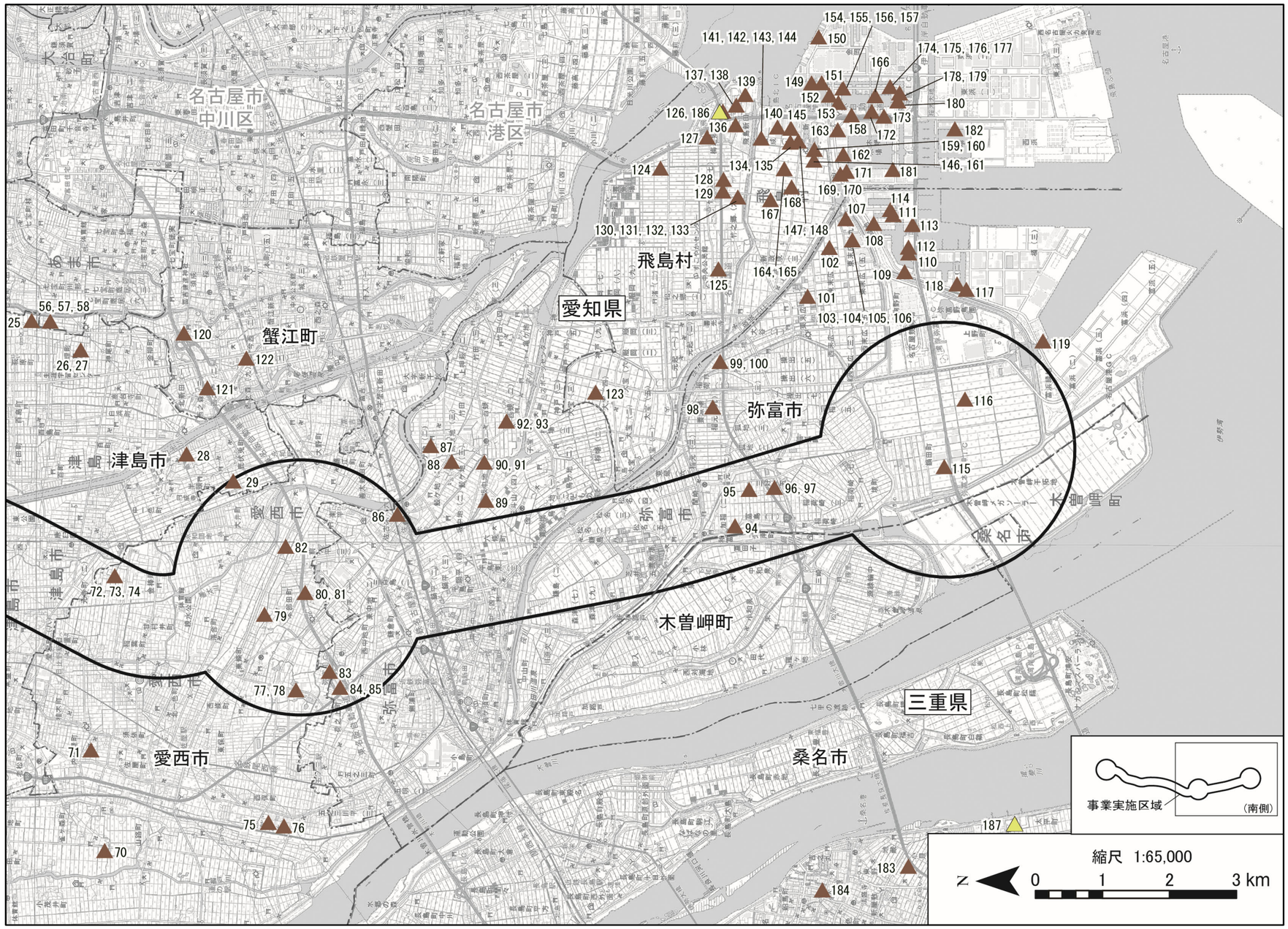

出典：「産業廃棄物処理業者情報」（愛知県ホームページ）
「産業廃棄物処理業者名簿」（三重県ホームページ）
「産業廃棄物処理業者一覧」（一宮市ホームページ）
マップあいち「産業廃棄物処理業者等情報見える化マップ」（愛知県ホームページ）

図 4-2-31(2)　産業廃棄物処理施設の状況

4) 温室効果ガス等の状況

愛知県及び三重県における温室効果ガス排出量は、表 4-2-76～表 4-2-77 に示すとおりです。

愛知県では、「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」（令和 4 年 12 月、愛知県）を策定しており、令和 12 年度(2030 年度)の温室効果ガス排出量を平成 25 年度(2013 年度)比で 46%削減することを目標に掲げています。

三重県では、「三重県地球温暖化対策総合計画」（令和 5 年 3 月改定、三重県)を策定しており、令和 12 年度(2030 年度)における温室効果ガス排出量を平成 25 年度(2013 年度)比で 47%削減することを目標に掲げています。

表 4-2-76　温室効果ガス排出量の状況（愛知県）

		基準年度排出量（千 t-CO_2）	令和 4（2022）年度排出量(千 t-CO_2)	基準年度比（%）
エネルギー起源	産業部門	40,153	33,938	-15.5
	業務部門	12,072	9,058	-25.0
	家庭部門	8,584	6,687	-22.1
	運輸部門	13,327	12,188	-8.5
	エネルギー転換部門	2,435	2,325	-4.5
非エネルギー起源 CO_2		2,225	2,109	-5.2
二酸化炭素総排出量		78,796	66,304	-15.9
メタン		450	412	-8.5
一酸化二窒素		978	905	-7.5
代替フロン等４ガス	ハイドロフルオロカーボン類	1,959	2,772	+41.5
	パーフルオロカーボン類	81	41	-49.5
	六ふっ化硫黄	65	55	-16.4
	三ふっ化窒素	53	6	-88.0
温室効果ガス総排出量		82,384	70,495	-14.4
（森林吸収量控除後）		82,384	70,097	-14.9

注1）基準年度は平成25年度(2013年度)を示す。2013年度は森林吸収量は含まない。
注2）四捨五入の関係より総排出量と内訳の総計が一致しない場合がある。
出典：「2022年度の愛知県内の温室効果ガス総排出量について」（愛知県ホームページ）

表 4-2-77　温室効果ガス排出量の状況（三重県）

		基準(2013)年度排出量（千 t-CO_2）	令和 4（2022）年度排出量(千 t-CO_2)	基準年(2013)度比（%）
エネルギー起源	産業部門	13,556	12,379	-8.7
	業務部門	3,372	2,259	-33.0
	家庭部門	2,949	2,229	-24.4
	運輸部門	3,827	3,240	-15.3
	エネルギー転換部門	368	361	-2.0
工業プロセス分野		1,295	1,082	-16.4
廃棄物分野		586	661	12.7
二酸化炭素総排出量		25,953	22,211	-14.4
メタン		249	327	31.2
一酸化二窒素		564	336	-40.4
代替フロン等４ガス		515	684	33.0
温室効果ガス総排出量		27,282	23,559	-13.6
（森林吸収量控除後）		27,282	22,819	-16.4

注1）令和4年度(2022年度)の排出量を示す。なお、基準年度比は平成25年度(2013年度)の排出量との比較を示す。
注2）四捨五入の関係より総排出量と内訳の総計が一致しない場合がある。
出典：「2022年度（令和4年度）三重県温室効果ガスの排出量について」（三重県ホームページ）

5）公害苦情の状況

愛知県における公害苦情件数の状況は図 4-2-32 に示すとおりです。典型 7 公害の中では、騒音及び大気汚染が多く、次いで悪臭となっています。

三重県における公害苦情件数の状況は図 4-2-33 に示すとおりです。典型 7 公害の中では、大気汚染及び悪臭が多く、次いで騒音となっています。

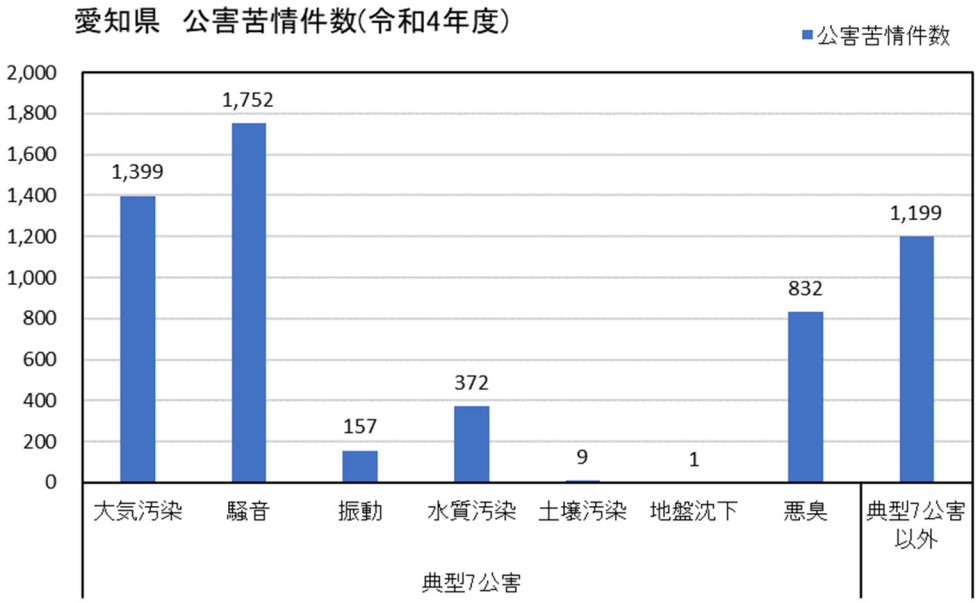

出典：令和6（2024）年度刊愛知県統計年鑑（令和7年3月、愛知県ホームページ）

図 4-2-32　愛知県における公害苦情件数の状況（令和 4 年度）

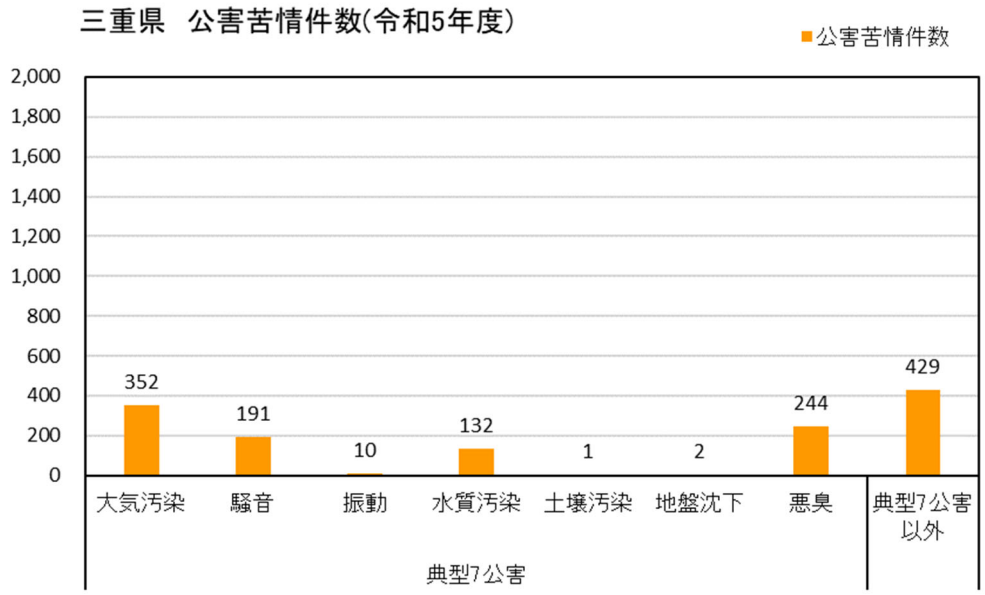

出典：令和 7 年刊三重県統計書（令和7年3月、三重県ホームページ）

図 4-2-33　三重県における公害苦情件数の状況（令和 5 年度）

第5章　計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果

道路事業の場合、計画段階における地域特性の把握は既存資料の調査によるものであり、詳細なルートの位置や道路構造等について検討段階であるため、必ずしも定量的な予測・評価ができるものではありません。このため、計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、概ねのルートの位置や基本的な道路構造等を検討する段階における、事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法としました。

調査は、複数案が含まれるエリア全体を広域的に調査できる既存資料に基づき、計画段階における環境配慮が必要な対象である検討対象（大気質や騒音では集落・市街地、動物であれば重要な種の生息地など）の位置・分布を把握する方法とし、把握できたものについて、表 5-1 に示します。また、予測は、環境の状況の変化を把握する方法としました。評価は、環境影響の程度を整理、比較する方法としました。予測地域は図 5-1 に示すとおりです。

表 5-1　計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法

計画段階配慮事項	検討対象	調査手法	予測手法	評価手法
自動車の走行による大気質 自動車の走行による騒音	集落・市街地の位置 ・人口集中地区（DID 地区）注 1)	既存資料	集落・市街地等の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過の状況を整理・比較
道路の存在による動物	重要な種の生息地等 ・動物の重要な種注 2) ・天然記念物注 3) ・注目すべき生息地注 4)	既存資料	重要な種の生息地等の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による植物	重要な種・群落の生育地等 ・特定植物群落注 5) ・巨樹・巨木林注 6) ・天然記念物注 3)	既存資料	重要な種・群落の生育地等の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による生態系	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境 ・自然公園注 7) ・自然環境保全地域注 8) ・鳥獣保護区注 9) ・重要湿地注 10)	既存資料	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による景観	景観の保全上重要な箇所 ・主要な眺望点、景観資源注 11)	既存資料	景観の保全上重要な箇所の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較

注1)人口集中地区（DID 地区）の既存資料：「国土数値情報データダウンロードサイト」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）の人工集中地区（DID 地区）

注2)重要な動物の既存資料：「愛知県すぐれた自然図」（昭和51年、環境庁）、「三重県すぐれた自然図」（昭和51年、環境庁）、「第2回自然環境保全基礎調査 愛知県動植物分布図」（昭和56年、環境庁）、「第2回自然環境保全基礎調査 岐阜県動植物分布図」（昭和56年、環境庁）、「文化財・文化遺産」（津島市教育委員会ホームページ）

注3)天然記念物の既存資料：「愛知県オープンデータカタログ（マップあいち公開データ）」（愛知県ホームページ）、「一宮市内の文化財」（一宮市ホームページ）、「文化財・文化遺産」（津島市教育委員会）、「稲沢市の市指定文化財」（稲沢市ホームページ）、「愛西市内の指定・登録・選択文化財一覧」（愛西市ホームページ）、「市の文化財」（弥富市ホームページ）、「蟹江町の文化財一覧」（蟹江町ホームページ）、「桑名市の文化財」（桑名市教育委員会 文化財ホームページ）

注4)注目すべき生息地の既存資料：「三重県レッドデータブック2015」（平成27年3月、三重県）

注5)特定植物群落の既存資料：「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」（環境省生物多様性センターホームページ）

注6)巨樹・巨木林の既存資料：「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林」（環境省生物多様性センターホームページ）

注7)自然公園の既存資料：「岐阜県内の自然公園の紹介」（岐阜県ホームページ）、「三重県の自然公園図」（三重県ホームページ）

注8)自然環境保全地域の既存資料：「あいちの環境 愛知県自然環境保全地域」（愛知県環境局ホームページ）

注9)鳥獣保護区の既存資料：「あいちの環境 愛知県鳥獣保護区等位置図」（愛知県環境局ホームページ）、「令和5年度三重県鳥獣保護区等位置図」（三重県ホームページ）

注10)重要湿地の既存資料：「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省ホームページ）、「ラムサール条約と条約湿地」（環境省ホームページ）

注11)主要な眺望点、景観資源の既存資料：「美しい愛知づくり景観資源600選」（愛知県ホームページ）、「観光三重」（公益社団法人三重県観光連盟）、「名古屋市公式観光情報 名古屋コンシェルジュ」（公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー）、「一宮市の公式観光サイト Ichinomiya NAVI」（一宮市観光協会）、「観光案内」（津島市ホームページ）、「観光情報」（津島市観光協会）、「稲沢市観光ガイドブック」（令和2年2月、稲沢市観光協会）、「稲沢景観地50選と写真で綴る美的稲沢」（稲沢市ホームページ）、「見る・遊ぶ」（愛西市観光協会）、「市内観光の案内について」（弥富市ホームページ）、「観る・遊ぶ」（あま市観光協会ホームページ）、「観光・ウォーキングマップ」（蟹江町観光協会ホームページ）、「桑名市オープンデータカタログサイト(市内観光施設情報)」（桑名市ホームページ）、「自然・公園」（桑名市観光サイト）、「桑名市の文化財」（桑名市教育委員会）、「観光・産業」（木曽岬町ホームページ）、「地域のスポット」（川越町ホームページ）

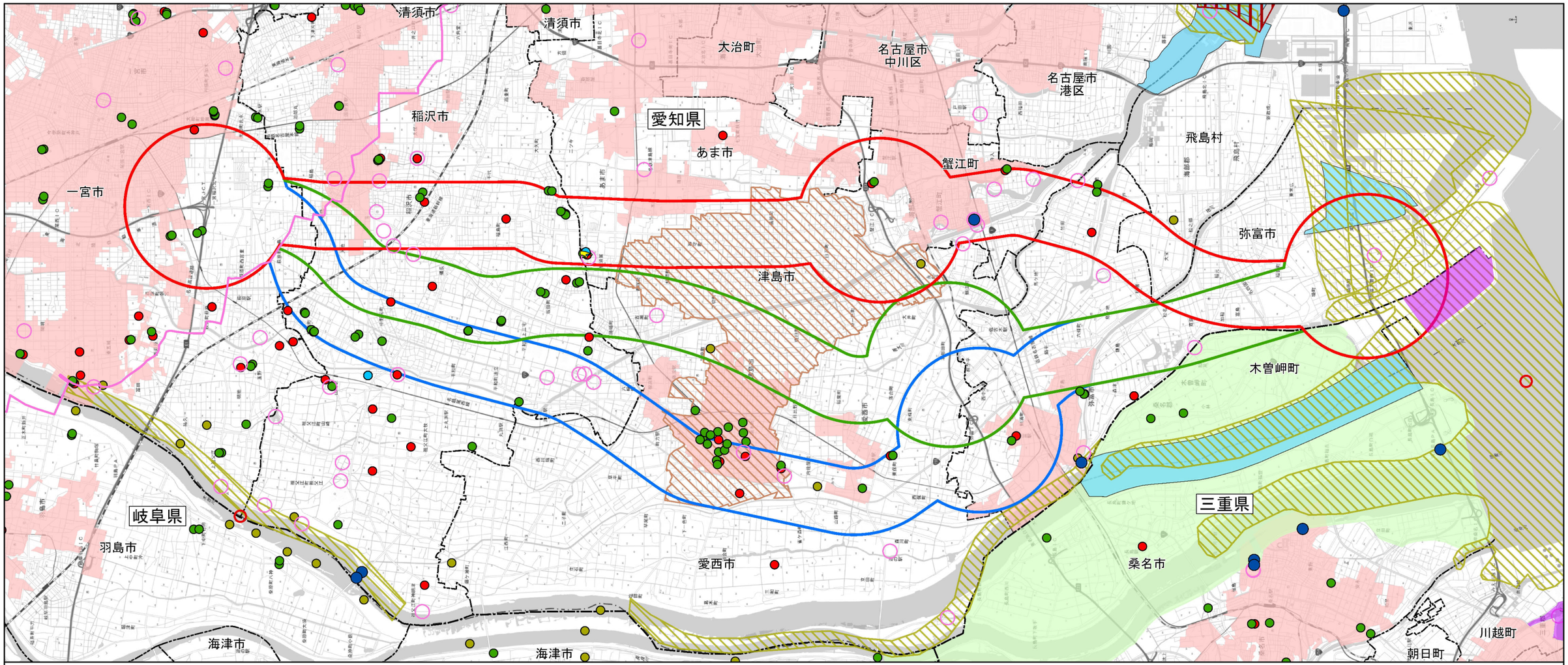

凡例

- 人口集中地区（DID地区）
- 動物の重要な種
- 天然記念物（動物）
- 注目すべき生息地
- 特定植物群落
- 巨樹・巨木林
- 天然記念物（植物）
- 自然公園
- 自然環境保全地域
- 鳥獣保護区
- 重要湿地
- 眺望点
- 景観資源

地理院タイルを加工して作成

凡例

- 県境
- 市区町村境
- 【案①】東側ルート（西尾張中央道活用）
- 【案②】中央ルート
- 【案③】西側ルート（国道155号活用）

0 5 km

図 5-1　予測地域

本事業に係る計画段階配慮事項について、各案における環境影響を検討した結果は、表 5-2 に示すとおりです。

「自動車の走行による大気質及び騒音」の影響の程度は、ルート帯が通過する集落・市街地（人口集中地区（DID））の面積が最も小さい【案②】が、【案①】及び【案③】と比べて小さいと評価しました。

「道路の存在による動物」の影響の程度は、ルート帯が通過する重要な種の生息地等（動物の重要な種の生息地、天然記念物及び注目すべき生息地）の箇所数が比較的少ない【案②】及び【案③】が、【案①】と比べて小さいと評価しました。

「道路の存在による植物」の影響の程度は、ルート帯が通過する重要な種・群落の生育地等（特定植物群落、巨樹・巨木林及び天然記念物）の箇所数が最も少ない【案②】が、【案①】及び【案③】と比べて小さいと評価しました。

「道路の存在による生態系」の影響の程度は、ルート帯が通過するまとまって存在する自然環境である自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区及び重要湿地の面積が最も小さい【案①】が、【案②】及び【案③】と比べて小さいと評価しました。

「道路の存在による景観」の影響の程度は、ルート帯が通過する主要な眺望点及び景観資源の箇所数が最も少ない【案②】が、【案①】及び【案③】と比べて小さいと評価しました。

今後、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り集落・市街地、動物や植物の重要な生息地・生育地等、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境、景観の保全上重要な箇所等への影響を回避したルートや構造等を検討します。

なお、各検討対象の回避が困難または、必ずしも十分に影響が低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。

表 5-2(1)　計画段階配慮事項に係る予測及び評価の結果

<table>
<tr><th>計画段階配慮事項</th><th>検討対象</th><th>【案①】東側ルート
（西尾張中央道活用）</th><th>【案②】中央ルート</th><th>【案③】西側ルート
（国道 155 号活用）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">自動車の走行による大気質、騒音</td><td rowspan="2">集落・市街地の位置</td><td>・ルート帯は、集落・市街地を極力回避しますが、大気質及び騒音の影響をより受けやすいと考えられる人口集中地区(DID)の通過面積が比較的大きいため、大気質及び騒音の影響を与える可能性は比較的大きいと予測します。
・ルート帯が通過する一部の人口集中地区(DID)については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。</td><td>・ルート帯は、集落・市街地を極力回避し、大気質及び騒音の影響をより受けやすいと考えられる人口集中地区(DID)の通過面積が最も小さいため、大気質及び騒音の影響を与える可能性は最も小さいと予測します。
・ルート帯が通過する一部の人口集中地区(DID)については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。</td><td>・ルート帯は、集落・市街地を極力回避しますが、大気質及び騒音の影響をより受けやすいと考えられる人口集中地区(DID)の通過面積が最も大きいため、大気質及び騒音の影響を与える可能性は最も大きいと予測します。
・ルート帯が通過する一部の人口集中地区(DID)については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。</td></tr>
<tr><td colspan="3">影響の程度は、ルート帯が通過する人口集中地区(DID)の面積が最も小さい案②が案①及び案③と比べて小さいと評価します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">道路の存在による動物</td><td rowspan="2">重要な種の生息地等</td><td>・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた動物の重要な種の生息地等の一部を通過するものの概ね回避します。
・天然記念物（津島の透明鱗のギンブナ）が津島市全域に指定されており、ルート帯が通過しますが、これらは河川等の水域に生息していることから、事業に伴う影響は限定的と考えられます。
・ルート帯が通過する動物の重要な種の生息地等の箇所数が最も多いことから、重要な種の生息地等に影響を与える可能性は最も大きいと予測します。
・ルート帯が通過する一部の重要な種の生息地等については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。</td><td>・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた動物の重要な種の生息地等の一部を通過するものの概ね回避します。
・天然記念物（津島の透明鱗のギンブナ）が津島市全域に指定されており、ルート帯が通過しますが、これらは河川等の水域に生息していることから、事業に伴う影響は限定的と考えられます。
・ルート帯が通過する動物の重要な種の生息地等の箇所数が比較的少ないことから、重要な種の生息地等に影響を与える可能性は比較的小さいと予測します。
・ルート帯が通過する一部の重要な種の生息地等については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。</td><td>・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた動物の重要な種の生息地等の一部を通過するものの概ね回避します。
・天然記念物（津島の透明鱗のギンブナ）が津島市全域に指定されており、ルート帯が通過しますが、これらは河川等の水域に生息していることから、事業に伴う影響は限定的と考えられます。
・ルート帯が通過する動物の重要な種の生息地等の箇所数が比較的少ないことから、重要な種の生息地等に影響を与える可能性は比較的小さいと予測します。
・ルート帯が通過する一部の重要な種の生息地等については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。</td></tr>
<tr><td colspan="3">影響の程度は、ルート帯が通過する動物の重要な種、天然記念物及び注目すべき生息地の箇所数が比較的少ない案②及び案③が案①と比べて小さいと評価します。</td></tr>
</table>

表 5-2(2)　計画段階配慮事項に係る予測及び評価の結果

計画段階配慮事項	検討対象	【案①】東側ルート（西尾張中央道活用）	【案②】中央ルート	【案③】西側ルート（国道 155 号活用）
道路の存在による植物	重要な種・群落の生育地等	・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた特定植物群落、巨樹・巨木林及び天然記念物の一部を通過するものの重要な種・群落の生育地等を概ね回避します。 ・ルート帯が通過する重要な種・群落の生育地等の箇所数が少ないことから、重要な種・群落の生育地等に影響を与える可能性は小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の重要な種・群落の生育地等については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた巨樹・巨木林及び天然記念物の一部を通過するものの重要な種・群落の生育地等を概ね回避します。 ・ルート帯が通過する重要な種・群落の生育地等の箇所数が最も少ないことから、重要な種・群落の生育地等に影響を与える可能性は最も小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の重要な種・群落の生育地等については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた巨樹・巨木林及び天然記念物の一部を通過するものの重要な種・群落の生育地等を概ね回避します。 ・ルート帯が通過する重要な種・群落の生育地等の箇所数が最も多いことから、重要な種・群落の生育地等に影響を与える可能性は最も大きいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の重要な種・群落の生育地等については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。
		影響の程度は、ルート帯が通過する特定植物群落、巨樹・巨木林及び天然記念物の箇所数が最も少ない案②が案①及び案③と比べて小さいと評価します。		
道路の存在による生態系	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境	・ルート帯は、自然公園、自然環境保全地域及び鳥獣保護区の一部を通過するものの生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を概ね回避します。 ・ルート帯が通過する生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境の通過面積が最も小さいことから、これら自然環境に影響を与える可能性は最も小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、自然公園、及び鳥獣保護区の一部を通過するものの生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を概ね回避します。 ・ルート帯が通過する生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境の通過面積が比較的大きいことから、これら自然環境に影響を与える可能性は比較的大きいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、自然公園、及び鳥獣保護区の一部を通過するものの生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を概ね回避します。 ・ルート帯が通過する生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境の通過面積が比較的大きいことから、これら自然環境に影響を与える可能性は比較的大きいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。
		影響の程度は、ルート帯が通過する自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区及び重要湿地の面積が最も小さい案①が案②及び案③と比べて小さいと評価します。		

表 5-2(3)　計画段階配慮事項に係る予測及び評価の結果

計画段階配慮事項	検討対象	【案①】東側ルート（西尾張中央道活用）	【案②】中央ルート	【案③】西側ルート（国道 155 号活用）
道路の存在による景観	景観の保全上重要な箇所	・ルート帯は、主要な眺望点及び景観資源の一部を通過するものの概ね回避します。 ・ルート帯が通過する主要な眺望点及び景観資源の通過箇所数が最も多いことから、景観上重要な箇所に影響を与える可能性は最も大きいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の主要な眺望点及び景観資源については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、主要な眺望点及び景観資源の一部を通過するものの概ね回避します。 ・ルート帯が通過する主要な眺望点及び景観資源の通過箇所数が最も少ないことから、景観上重要な箇所に影響を与える可能性は最も小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の主要な眺望点及び景観資源については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、主要な眺望点及び景観資源の一部を通過するものの概ね回避します。 ・ルート帯が通過する主要な眺望点及び景観資源の通過箇所数が比較的多いことから、景観上重要な箇所に影響を与える可能性は比較的大きいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の主要な眺望点及び景観資源については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。
		影響の程度は、ルート帯が通過する主要な眺望点、景観資源の箇所数が最も少ない案②が案①及び案③と比べて小さいと評価します。		

第6章　計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者等の見解

環境影響評価法第 3 条の 6 の規定に基づく配慮書についての環境の保全の見地からの国土交通大臣意見とそれに対する都市計画決定権者等の見解は、表 6-1 に示すとおりです。

表 6-1(1)　配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者等の見解

国土交通大臣意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
1.総論	
(1)対象事業実施区域の設定 今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、各論での指摘を踏まえつつ、環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減すること。 ア．学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住居 イ．主要な河川、取水源、生物多様性の観点から重要度の高い海域、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、ラムサール条約湿地 ウ．自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第 2 回調査（特定植物群落調査）において選定されている特定植物群落、同調査の第 6 回・第 7 回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生、巨樹・巨木林 エ．鳥獣保護管理法に基づき指定されている弥富鳥獣保護区等	今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討にあたっては、各論での指摘を踏まえつつ環境の保全上重要な施設等への影響を回避又は極力低減します。
(2)環境影響評価の項目の選定等 本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、その他の環境要素等に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。 また、今後、本事業において、一宮西港道路への連絡道路等が計画されることにより、追加的な環境影響が生ずるおそれがある場合は、連絡道路等の存在及び供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。	環境影響評価の項目は、事業特性及び地域特性を踏まえ、適切に選定しました。 なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、土壌、日照阻害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況、廃棄物等、温室効果ガス等を選定しました。 また、今後、本事業において連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の手続において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行います。
3)地域住民等への説明及び関係機関との連携 本事業は、市街地及びその周辺において、長期間にわたる工事の実施が想定されることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧かつ十分に説明すること。また、本事業の実施に当たっては、関係機関と調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。	本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧かつ十分に説明を行います。 また、本事業の実施にあたっては、関係機関と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施していきます。

表 6-1(2)　配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者等の見解

国土交通大臣意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
2.各論	
(1)大気環境 事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺には、住居等が多数存在しており、西尾張・海部地域東部の高速アクセス性に優れ、東海北陸自動車道から名古屋港までを最短距離で接続するルート（以下「案①」という。）及び西尾張・海部地域西部の高速アクセス性に優れるルート（以下「案②」という。）については、特に住居等が多いルート帯であるため、自動車の走行による大気質への影響並びに騒音及び振動の増加による住居等への影響がより懸念される。このため、詳細なルートの位置、道路構造及び工法の検討に当たっては、工事中及び供用後における大気質への影響並びに騒音及び振動による影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討すること。	今後の事業計画の検討にあたっては、工事中及び供用後における大気質への影響並びに騒音及び振動による影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討します。
(2)水環境 想定区域及びその周辺には、上水道の取水源である井戸が存在しているほか、本事業は、ラムサール条約湿地に登録されている藤前干潟等に流入する河川等を横断するため、土地の改変等に伴う濁水等の発生、水量の減少による水環境への影響が懸念される。このため、土工部及び橋梁部においては、土工量を抑制するルートの位置及び構造を検討することにより、土地の改変や河床掘削に伴う土砂及び濁水の流出による水環境への影響を回避又は極力低減すること。 また、トンネル構造を採用する場合は、地下水等の坑内への流出、トンネル内への漏水等による地下水等の減少又は枯渇等の影響を回避又は極力低減するため、地下水等の位置、使用状況等を十分調査するとともに、必要に応じて適切に予測及び評価を実施すること。	今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討にあたっては、土地の改変や河床掘削に伴う土砂及び濁水の流出による水環境への影響を回避又は極力低減するよう配慮します。 また、トンネル構造を採用する場合は、地下水等の坑内への流出、トンネル内への漏水等による地下水等の減少又は枯渇等の影響を回避又は極力低減するため、地下水等の位置、使用状況等を十分調査するとともに、必要に応じて適切に予測及び評価を実施します。
(3)動植物及び生態系 想定区域及びその周辺には、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているイタセンパラ、「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月環境省）に絶滅危惧 IA 類として掲載されているニッポンバラタナゴ等の重要な動物の生息が確認されているほか、自然環境保全基礎調査の第 2 回調査（特定植物群落調査）において選定されている特定植物群落、同調査の第 6 回・第 7 回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生、自然公園法及び三重県立自然公園条例に基づき指定されている水郷県立自然公園、鳥獣保護管理法に基づき指定されている弥富鳥獣保護区等が存在している。さらに、生物多様性の観点から重要度の高い湿地に抽出されている「木曽三川合流域の河川・水路およびため池群」が想定区域に含まれている可能性がある。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、重要な動植物の生息及び生育地に十分配慮するとともに、直接改変を回避又は極力低減すること。また、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。	今後の詳細なルートの位置及び道路構造の 検討に当たっては、重要な動植物の生息及び生育地に十分配慮するとともに、直接改変を回避又は極力低減します。 また、今後の環境影響評価手続きにおいては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討します。

表 6-1(3)　配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者等の見解

国土交通大臣意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
2.各論	
(4)廃棄物等 ア 廃棄物について 本事業の実施により多くの廃棄物が発生するおそれがある。このため、今後の事業計画の検討に当たっては、本事業の実施に伴い発生する廃棄物の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図る等適正な処理を行う計画とすること。	本事業の実施に伴い発生する廃棄物については発生量を極力抑制し、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図る等適正な処理を行う計画とします。
イ 建設発生土について 本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により多くの建設発生土が発生するおそれがある。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置、工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土の発生量を極力抑制すること。 また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図る等適正な処理を行う計画とすること。	詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置及び工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土の発生量を極力抑制します。 また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図る等適正な処理を行う計画とします。
(5)温室効果ガス 今後の事業計画の具体化に当たっては、「地球温暖化対策計画」（令和7年2月閣議決定）に示される2030年度、2035年度及び2040年度の温室効果ガス排出量の削減目標（以下「削減目標」という。）の達成や2050年ネット・ゼロの実現を目指し、「地球温暖化対策計画」等の地球温暖化対策に関連する施策や、最新技術の開発・社会実装といった最新の知見及び動向を踏まえつつ、例えば、GX建設機械の認定に関する規定（令和5年10月国土交通省）に基づき認定されたGX建設機械等の省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明のLED化等の省エネルギー設備の導入、道路空間への再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガスの排出削減に資する対策を検討すること。 また、今後、道路管理者が道路法等の一部を改正する法律（令和7年法律第22号。以下「改正道路法」という。）に基づく道路脱炭素化推進計画を策定した場合には、当該計画も踏まえて本事業を実施すること。	今後の事業計画の具体化に当たっては、削減目標の達成や2050年ネット･ゼロの実現を目指し、「地球温暖化対策計画」等の地球温暖化対策に関連する施策や、最新技術の開発・社会実装といった最新の知見及び動向を踏まえつつ、例えば、省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明のLED化等の省エネルギー設備の導入、道路空間への再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガスの排出削減に資する対策を検討します。 また、今後、改正道路法に基づく道路脱炭素化推進計画を踏まえて本事業を実施します。

第7章　計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての意見と見解

第1節 計画段階環境配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見と事業予定者の見解

望ましいルート帯案を検討する際に重要だと思う事項として、「生活環境（大気・騒音等）に配慮し、影響が少ないこと」、「自然環境（動植物等）に配慮し、影響が少ないこと」及び「地域の景観（景観資源等）に配慮し、影響が少ないこと」の 3 項目について意見聴取を行い、「強くそう思う」、「どちらかというとそう思う」、「どちらかというとそう思わない」、「全くそう思わない」の 4 段階で回答していただきました。（意見聴取期間：令和 6 年 7 月 22 日～令和 6 年 10 月 4 日）

その結果、重要だと思う意見（“強くそう思う”“どちらかというとそう思う”）は、「生活環境（大気・騒音等）に配慮し、影響が少ないこと」が地域住民で 82%、広域道路利用者で 77%、事業者で 84%、「自然環境（動植物等）に配慮し、影響が少ないこと」が地域住民で 78%、広域道路利用者で 73%、事業者で 80%、地域の景観（景観資源等）に配慮し、影響が少ないこと」が地域住民で 75%、広域道路利用者で 72%、事業者で 75%という結果でした。

また、自由意見の中で環境に関する意見が多数寄せられ、その代表的な意見及び事業予定者の見解を表 7-1 に示します。

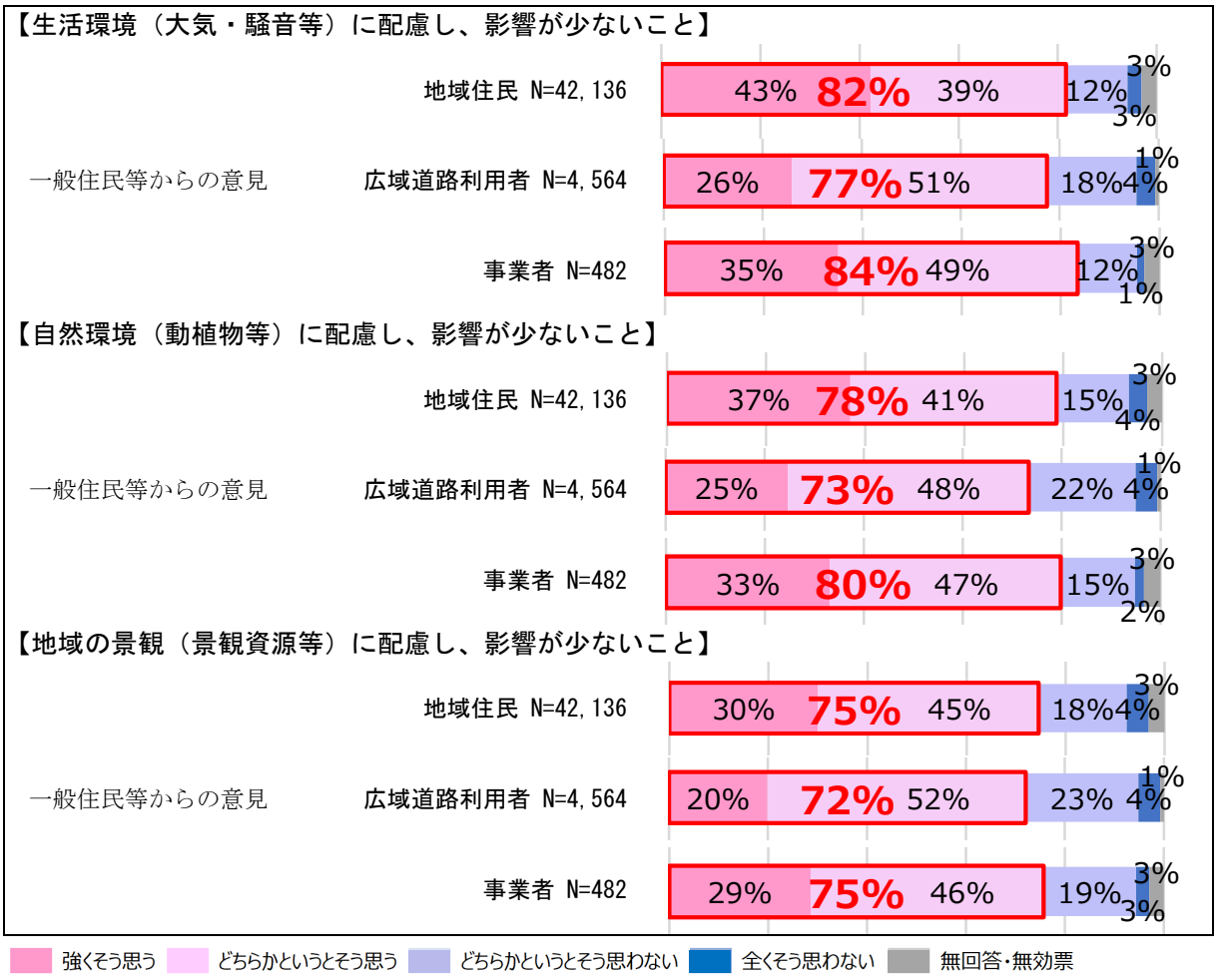

図 7-1　一般住民（企業団体含む）からの重視すべきという意見の割合

表 7-1　一般住民（企業団体含む）からの主な意見と事業予定者の見解

項目	一般住民からの意見	事業予定者の見解
環境全般	・生活環境・自然環境・景観に配慮したルートにしてほしいです。 ・生活環境、自然環境への配慮が重要と考えます。 ・住環境への配慮が必要。 ・環境に優しいこと。 ・周りの環境に悪影響を及ぼさないこと。 ・交通の利便性をあげるのは良いことだが環境問題にも十分配慮するべきである。 ・環境には配慮してほしい。 上記意見を含む計 262 件	・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、環境面への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
生活環境（大気質・騒音）	・住宅地への騒音、交通量の増加に配慮すること。 ・住民としては、特に、騒音、大気汚染について、十分配慮してほしい。 ・夜間の交通量が増加すると思われるので、住宅地が近いこともあり、騒音が懸念され、防音の対策が必要に思う。 ・交通量が増えると騒音が気になりますので、対策が必要と考えます。 ・一般住宅への騒音には特に配慮をお願いしたい。 ・住民の生活環境には十分に配慮されたい。 ・住宅密集地での騒音対策。 ・騒音や大気汚染などに留意すること。 ・道路建設ルートのあたる住民への騒音や環境への配慮が重要だと思います。 ・騒音等、住宅街にお住まいの方の迷惑が、かからないように配慮が必要だと思います。 上記意見を含む計 300 件	・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質・騒音等の影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
自然環境（動植物・生態系）	・動植物の生育地、自然環境を傷めないこと。 ・自然環境を残していく事が大事だと思う。 ・特に自然環境への配慮（必要以上に伐採をしない）を強く求めます。 ・あまり田んぼをつぶさないでください。 ・水田が多い地域であるが、水田は動植物にとって重要な自然環境であるため、なるべく水田を埋め立てないような設計にしてほしい。 ・藤前干潟に影響がないことを保証できること。 上記意見を含む計 82 件	・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、動物、植物、生態系等への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
景観	・IC 設置は良いが、廻りの景観をそこなわないこと。 ・毎日の生活において、景観が良いことが大切かと考えます。 ・田園地域の景観に配慮してほしい。 ・のどかな田園風景など出来るだけ残るといいです。 ・周りの景観に配慮すべき 上記意見を含む計 39 件	・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、景観等への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

第2節 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

環境影響評価法第 3 条の 7 の規定に基づき、配慮書について愛知県知事、三重県知事、一宮市長、津島市長、稲沢市長、愛西市長、弥富市長、あま市長、大治町長、蟹江町長、飛島村長、桑名市長、木曽岬町長から意見聴取を行いました。

関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解を表 7-2 に示します。

なお、津島市長、大治町長及び飛島村長からの意見はありませんでした。

表 7-2(1)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
愛知県知事	1.全般的事項	
	(1)配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。	配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容については、方法書第 3 章第 3 節及び第 5 章において丁寧に記載しました。
	(2)事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。	事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減します。
	2.大気質、騒音、振動	
	事業実施想定区域には集落・市街地等が存在しており、事業の実施により大気質、騒音及び振動による生活環境への影響が懸念される。このため、生活環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、事業実施に伴う生活環境への影響に配慮した計画となるよう努めます。 また、生活環境への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第 8 章に記載しました。
	3.動物、植物、生態系	
	事業実施想定区域及びその周辺には広い行動圏を有するチュウヒ等の重要な種が生息する木曽岬干拓地や弥富野鳥園が存在しており、また、多様な生物の生息・生育環境である水田等が広く存在していることから、事業の実施によりこれらへの影響が懸念される。このため、専門家等の指導・助言を得ながら、動物、植物及び生態系への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、専門家等の指導・助言を得ながら、事業実施に伴う動物、植物及び生態系への影響に配慮した計画となるよう努めます。 また、動物、植物及び生態系への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第 8 章に記載しました。
	4.景観、人と自然との触れ合いの活動の場	
	事業実施想定区域には主要な眺望点及び田園風景等の景観資源並びに人と自然との触れ合いの活動の場が存在していることから、事業の実施によりこれらへの影響が懸念される。このため、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、事業実施に伴う景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮した計画となるよう努めます。 また、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第 8 章に記載しました。

表 7-2(2)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
愛知県知事	5.その他	
	方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。	配慮書の案に対する住民等の意見に配慮し、方法書を作成しました。また、今後の環境影響評価図書の作成に当たっても、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めます。
三重県知事	総括事項	
	今後の手続きにおいて、居住地に対する生活環境保全上の影響等について、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、科学的な知見に基づいて調査及び予測を実施すること。 また、環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど、適切に対応すること。	居住地に対する生活環境保全上の影響等について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。 また、今後、環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事実が生じた場合においては、必要に応じ、環境影響評価の項目及び手法を見直し、追加的に調査、予測及び評価を行うなど、適切に対応します。
	環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。	環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにします。
	個別的事項　1.大気質、騒音及び振動	
	今後の手続きにおいては、工事期間中及び道路供用時の大気質、騒音及び振動による周辺環境への影響を最小限に留める計画とするため、適切に調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を十分に踏まえた環境保全措置を検討すること。	今後の環境影響評価手続きにおいては、工事期間中及び道路供用時の大気質、騒音及び振動による周辺環境への影響を最小限に留める計画とするため、適切に調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を十分に踏まえた環境保全措置を検討します。
	個別的事項　2.水質・地下水	
	詳細なルート・構造の検討に当たっては、水脈等の周辺情報を把握したうえで、周辺水域、地下水質及び地下水位等に十分配慮した計画とすること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、水脈等の周辺情報を適切に把握したうえで、道路設計上の工学的・構造的な検討を行い、周辺水域、地下水質及び地下水位等に十分配慮した計画とします。
	詳細なルート・構造の検討に当たっては、近隣河川の流域変更を生じさせない計画とすること。また、鍋田川への流出負担が増加しないよう、流域治水の観点も踏まえ、雨水貯留浸透施設の整備など流出抑制対策を検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、事業実施に伴う流域変更を生じさせない計画となるよう努めます。また、鍋田川への流出負担が増加しないよう配慮し、流域治水の観点も踏まえ、事業計画の検討を進めていきます。
	本事業で生じる排水により、周辺水域や地下水に影響を与えないよう、適切な排水管理が必要であることから、維持管理の観点も踏まえて、詳細なルート・構造を検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、本事業で生じる排水により、周辺水域や地下水に影響を与えないよう、適切な排水管理が必要であることから、維持管理の観点も踏まえて、道路設計上の工学的・構造的な検討を行います。

表 7-2(3)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
三重県知事	個別的事項　3.地盤沈下	
	東名阪自動車道の弥富・長島周辺は、軟弱地盤地区であることが懸念されるため、事業実施区域及びその周辺の地盤について入念的に調査を行ったうえで、ルート及び建設方法に十分配慮した計画とすること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、東名阪自動車道の弥富・長島周辺は、軟弱地盤地区であることが懸念されるため、周辺の地盤について入念的に調査を行ったうえで、道路設計上の工学的・構造的な検討を行い、ルート及び建設方法に十分配慮した計画とします。
	個別的事項　4.陸生生物・水生生物・生態系	
	木曽岬干拓地及びその周辺においては、繁殖するチュウヒやオオタカ、越冬するコチョウゲンボウ等、多くの鳥類が採餌等に利用しているほか、カモやシギ、チドリの生息場所であることから、これらの動物への影響を最小限に留めるルートとなるよう計画を検討すること。 また、今後の手続きにおいては、猛禽類の定点調査を重点的に行うなど、影響を最小限とするため、ルートや工法、工期設定に十分配慮した計画とすること。	木曽岬干拓地及びその周辺においては、繁殖するチュウヒやオオタカ、越冬するコチョウゲンボウ等、多くの鳥類が採餌等に利用しているほか、カモやシギ、チドリの生息場所であることから、これらの動物への影響を最小限に留めるルートとなるよう配慮し、計画を検討します。 また、動物、植物及び生態系への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第 8 章に記載しました。
	自然公園や鳥獣保護区等の地域について、生息分布する動植物及びその生息環境を十分に情報収集・精査すること。なお、希少種・希少環境が把握された場合においては、回避・低減を優先的に検討するとともに、必要に応じて有識者の意見を聴くなど、希少種等保護に十分配慮した計画とすること。	自然公園や鳥獣保護区等の地域について、生息分布する動植物及びその生息環境を十分に情報収集・精査することに努めます。なお、希少種・希少環境が把握された場合においては、回避・低減を優先的に検討するとともに、必要に応じて有識者の意見を聴くなど、希少種等保護に十分配慮した計画とします。 また、動物、植物及び生態系への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第 8 章に記載しました。
	道路敷設に伴う野生動植物の分離、孤立化による個体群縮小の可能性についても、今後評価を検討すること。	動物、植物及び生態系への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第 8 章に記載しました。
	今後の手続きにおいては、自然環境に対する影響を最小限とする保全措置を検討するため、定量的な評価を行うなど、適切な評価方法を採用すること。	動物、植物及び生態系への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第 8 章に記載しました。
	個別的事項　5.景観	
	周辺地区の景観との調和、眺望景観に配慮するとともに、事業実施想定区域に存在する樹林帯を可能な限り残置するなど、景観への影響を回避又は低減すること。	周辺地区の景観との調和、眺望景観に配慮するとともに、事業実施想定区域に存在する樹林帯を可能な限り残置するなど、景観への影響の回避又は低減に努めます。

表 7-2(4)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
三重県知事	個別的事項　5.景観	
	眺望点の抽出にあたっては、地域住民の利用頻度が高い施設等も候補に含めるなど、選択肢を広く想定した上で主要な眺望点及び身近な視点場を選定し、景観への影響について調査及び予測を行うこと。	眺望点の抽出にあたっては、地域住民の利用頻度が高い施設等の身近な視点場も候補に含めるなど、適切に主要な眺望点を選定した上で、景観への影響について調査及び予測を行います。 また、景観への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	個別的事項　6.文化財	
	6.文化財 今後の手続きにおいては、埋蔵文化財包蔵地について、関係機関から最新の情報を収集したうえで、事業による影響を予測及び評価すること。	事業実施区域が周知の埋蔵文化財を通過する場合、または工事中に埋蔵文化財が発見された場合には、文化財保護法の規定に基づき、適切に対処します。
	個別的事項　7.その他	
	環境影響評価図書については、インターネット上での公表も含め、縦覧期間後も引き続き閲覧が可能とするなど、本事業に対する地域住民への理解を促進するとともに、利便性の向上に努めること。	環境影響評価手続中の環境影響評価図書については、縦覧期間終了後も都市計画決定権者のホームページで引き続き閲覧が可能とするなど、本事業に対する地域住民への理解を促進するとともに、利便性の向上に努めます。

表 7-2(5)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
一宮市長	1.全般的事項	
	事業計画の検討に当たっては、最新の知見や専門家の意見等を踏まえ、環境影響について回避・低減に努めること。 方法書以降の手続きでは、地域住民等に対し、事業計画及び環境に与える影響についてわかりやすく説明を行うとともに、説明に使用する資料の充実を図ること。	事業計画の検討に当たっては、最新の知見や専門家の意見等を踏まえ、環境影響について回避・低減に努めます。 今後の環境影響評価手続きでは、地域住民等に対し、事業計画及び環境に与える影響についてわかりやすく説明を行うとともに、説明に使用する資料の充実を図ります。
	2.大気質・騒音及び振動等	
	ルート帯の中には住居が存在することから、本事業の実施により、大気汚染物質、騒音・振動等による生活環境への影響が懸念される。このため、事業に伴う交通量予測の結果を考慮したうえで詳細なルート並びに調査、予測及び評価手法を決定すること。	今後の詳細なルートの検討にあたっては、計画交通量の推計結果を考慮します。なお、計画交通量については、環境影響評価準備書に記載します。 また、生活環境への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第 8 章に記載しました。
	3.動物、植物及び生態系	
	動物、植物及び生態系について、道路の存在により影響を及ぼす可能性があることから、最新の知見、事例等の収集を適切に行うこと。	動物、植物及び生態系について、道路の存在により影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じて、最新の知見、事例等の収集を適切に行います。
稲沢市長	1.全般的事項	
	事業の具体化にあたっては、環境配慮書に記載された自然的状況や社会的状況を十分に考慮し、事業実施想定区域付近に居住する住民や付近に生息する生態系への配慮を行い、周辺環境の保全に努めること。	事業の具体化にあたっては、環境配慮書に記載した自然的状況や社会的状況を十分に考慮し、事業実施想定区域付近に居住する住民や付近に生息する生態系への配慮を行い、周辺環境の保全に努めます。
	2.大気環境	
	事業実施想定区域には、既存の集落が点在しており、事業の実施にあたっては大気質・騒音などによる生活環境への影響が懸念される。そのため、住民への丁寧な説明はもとより、生活環境への影響が最小限となるよう専門家等の知見を活用し事業を実施すること。	今後の環境影響評価手続きにあたっては、住民への丁寧な説明はもとより、生活環境への影響が最小限となるよう専門家等の知見を活用し事業を実施します。
	3.動植物の生息又は生育、植生及び生態系	
	事業実施想定区域には、水田などの農地が点在しており、多様な動植物が生育しているため、生態系への影響を十分に調査・研究したうえで事業計画を作成すること。	事業実施想定区域には、水田などの農地が点在しており、多様な動植物が生育しているため、事業計画の具体化にあたっては、生態系への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。

表 7-2(6)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
稲沢市長	4.景観及び人と自然との触れ合い活動の場	
	事業実施想定区域には、高層な建築物がなく田園風景が広がる箇所があり、景観や人と自然との触れ合い活動の場も包含されており、影響が懸念される。そのため、事業の実施にあたっては、これらへの影響が最小限となるよう、計画の段階から配慮を行うこと。	本事業の実施にあたっては、景観や人と自然との触れ合い活動の場への影響が最小限となるよう、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
愛西市長	事業実施想定区域には主要な景観資源が存在していることから、景観資源を損なうことのないよう十分配慮すること。	事業実施想定区域には主要な景観資源が存在していることから、景観資源を損なうことのないよう十分配慮します。
	当市内において、天然記念物コウノトリの生息が確認されていることから、計画を具体化する際は、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施したうえで、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討するなど、生態環境への影響に配慮した事業計画とすること。	愛西市において、天然記念物コウノトリの生息が確認されていることから、事業計画の具体化にあたっては、今後の環境影響評価手続きにおいて、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施したうえで、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討するなど、生態環境への影響に配慮した事業計画とします。
	方法書の作成に当たっては、市民に分かりやすい内容となるよう努めること。	方法書の作成に当たっては、市民に分かりやすい内容となるよう努めます。
弥富市長	事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないように十分配慮すること。	事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないように十分配慮します。
	計画を具体化する際は、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討すること。	計画を具体化する際は、今後の環境影響評価の手続において、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討します。
	方法書の作成に当たっては、市民に分かりやすい内容となるよう努めること。	方法書の作成に当たっては、市民に分かりやすい内容となるよう努めます。

表 7-2(7)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
あま市長	1.騒音、大気汚染、振動対策	
	事業実施想定区域には、当市の集落・市街地が存在しており、事業の実施により騒音、大気汚染、振動などの生活環境への影響が懸念されます。このため、防音壁や低騒音舗装、車線配置等により、住宅地への影響を抑える設計案を検討し具体的な設計に反映させるようお願いします。	事業計画の具体化にあたっては、今後の環境影響評価の手続において、生活環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。
	2.農地、水環境への配慮と生態系保全	
	事業想定区域には、田畑、水路、河川があり、事業の実施によりこれらの影響が懸念されます。このため、緑の緩衝帯や植栽計画等を設け、農地・水路・生物多様性の保護措置を事業計画に盛り込むようお願いします。	事業計画の具体化にあたっては、今後の環境影響評価の手続において、動物、植物、生態系への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。
	3.景観、人と自然の触れ合いの場の保全	
	事業実施想定区域の周辺には景観資源や散策路等の人と自然のふれあいの場が存在しており、これらへの影響が懸念されます。このため、周辺環境との調和を図り、景観の保全や緑地・水辺空間等、人と自然がふれあえる場所への影響に配慮した事業計画とするようお願いします。	事業計画の具体化にあたっては、今後の環境影響評価の手続において、景観や人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。
	4.その他	
	方法書以降の図書の作成に当たっては、地域住民や関係者の多様な意見に配慮し、わかりやすい図書となるようお願いします。	配慮書の案に対する住民等の意見に配慮し、方法書を作成しました。また、今後の環境影響評価図書の作成に当たっても、わかりやすい内容となるよう努めます。
蟹江町長	事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないよう十分配慮すること。	事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないように十分配慮します。
	計画を具体化する際は、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討すること。	計画を具体化する際は、今後の環境影響評価の手続において、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切に環境保全措置の検討を行います。
	方法書の作成に当たっては、町民に分かりやすい内容となるよう努めること。	配慮書の案に対する住民等の意見に配慮し、方法書を作成しました。また、今後の環境影響評価図書の作成に当たっても、わかりやすい内容となるよう努めます。

表 7-2(8)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
桑名市長	事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないよう十分配慮すること。	事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないように十分配慮します。
	計画を具体化する際は、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討すること。	計画を具体化する際は、今後の環境影響評価の手続において、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切に環境保全措置の検討を行います。
	方法書の作成に当たっては、市民にわかりやすい内容となるよう努めること。	配慮書の案に対する住民等の意見に配慮し、方法書を作成しました。また、今後の環境影響評価図書の作成に当たっても、わかりやすい内容となるよう努めます。
木曽岬町長	1.全般事項	
	事業計画の検討にあたっては、計画段階配慮事項に係る重大な環境影響の程度を整理し、出来る限り環境影響の少ない設計・計画とすること。また、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避と低減に努めること。	事業計画の検討にあたっては、計画段階配慮事項に係る重大な環境影響の程度を整理し、出来る限り環境影響の少ない設計・計画とします。また、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避と低減に努めます。
	現地調査等の実施にあたっては、地域住民や土地所有者、その他関係者等に対し、丁寧な説明を実施するとともに積極的な情報の提供を行うこと。	現地調査等の実施にあたっては、地域住民や土地所有者、その他関係者等に対し、丁寧な説明を実施するとともに、必要に応じた積極的な情報の提供に努めます。
	方法書以降の手続きにおいては、地域住民等に対し、事業計画及び環境に与える影響についてわかりやすい説明を行うとともに意見聴取の機会を適切に確保すること。	今後の環境影響評価の手続きにおいては、地域住民等に対し、事業計画及び環境に与える影響についてわかりやすい説明を行うとともに意見聴取の機会を適切に確保します。
	2.大気環境	
	事業の実施により大気汚染物質や騒音・振動等による生活環境への影響が懸念されることから、周辺地域を含め、生活環境への影響に配慮した事業計画とすること。	事業計画の具体化にあたっては、今後の環境影響評価の手続において、生活環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。 また、生活環境への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	3.水環境	
	事業の実施により区域内に存在する河川の水質及び水底の底質に影響が生じないよう、河川の状況を十分に調査し、水質等の保全に努めること。	事業の実施により区域内に存在する河川の水質及び水底の底質に影響が生じないよう、河川の状況を十分に調査し、水質等の保全に努めます。

表 7-2(9)　地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
木曽岬町長	4.動物、植物、生態系	
	動物、植物及び生態系に影響を与える可能性があることから、既存文献や先行事例に関する情報収集に努めるとともに、専門家からの指導・助言を受けて適切な調査、予測及び評価手法を検討すること。	今後の環境影響評価の手続において、既存文献や先行事例に関する情報収集に努めるとともに、専門家からの指導・助言等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。 また、動物、植物及び生態系への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	5.景観、人と自然との触れ合い活動の場	
	木曽三川河口部の美しい河川景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避・低減するため、景観等への影響に係る評価が適切に行える眺望点を選定のうえ評価を行うこと。	今後の環境影響評価の手続において、景観等への影響に係る評価が適切に行える眺望点を選定のうえ、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。 また、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。

第8章都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第1節　専門家等による技術的助言

環境影響評価項目、調査、予測及び評価の手法の選定にあたり、必要に応じて専門家等による技術的助言を受けました。

専門家等の専門分野及び技術的助言の内容については、表 8-1 に示すとおりです。

表 8-1　専門家等の専門分野及び技術的助言の内容

項目	専門分野	技術的助言の内容
大気質	環境地理学 (大気汚染、 地球温暖化)	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・事業実施区域及びその周辺における大気汚染物質の観測状況等を踏まえ、適切に大気質の調査を実施すること。
騒音 振動 低周波音	環境計画 社会音響学 建築音響学	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。
水質	地質学 岩石鉱物学	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。
動物(陸生動物) 生態系	動物 (動物生態学 ・鳥類)	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・近年減少傾向にあるシギ・チドリ類等の生息に適した水田等の湿性草地が事業実施区域周辺に分布しているため、これらの湿性草地における水辺の鳥類の生息状況に留意すること。 ・事業の実施によりチュウヒのねぐらや営巣地となっていると考えられる木曽川沿いのヨシ原や木曽岬干拓地を改変しないのであれば、調査地点を木曽川沿いに配置する必要はない。
動物(陸生動物) 生態系	自然史学 (生物多様性学)	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・事業実施区域及びその周辺は水田地帯であり、ナゴヤダルマガエルが普通に生息している地域である。 ・事業実施区域及びその周辺において、ニホンアカガエルの局所的な生息情報があるため、留意して調査を実施すること。
動物(水生動物) 生態系	生物学(生態学・ 動物学・ 水環境学)	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・事業実施区域及びその周辺の水田地帯においては、カワバタモロコの生息状況に留意して調査を実施すること。
植物 生態系	植物分類学	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・事業実施区域及びその周辺は水田が広く分布する地域であり、植物相の調査時期は春季・夏季・秋季、植物群落の調査時期は夏季～秋季で問題ない。なお、植物相の春季調査は、水田の耕起前に実施することが望ましい。 ・事業実施区域及びその周辺において、環境影響評価で対象にするような重要な蘚苔類の生育はないと考えられるため、蘚苔類を対象とした調査は不要である。ただし、水田環境を特徴づけるイチョウウキゴケについては、維管束植物を対象とした植物調査において、生育状況の把握に努めること。
景観 人と自然との 触れ合いの活動 の場	建築学 建築史･意匠	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・事業実施区域及びその周辺における田園風景に留意して調査を実施すること。

第2節 環境影響評価の項目

本事業に係る環境影響評価の項目について、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年 6 月 12 日建設省令第 10 号）、「道路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年 6 月 12 日建設省令第 19 号）（以下、「国土交通省令」といいます。）に基づきつつ、「国土技術政策総合研究所資料第 714 号 土木研究所資料第 4254 号 道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）及び「国土技術政策総合研究所資料第 1322 号 道路環境影響評価の技術手法 4. 騒音 4.1 自動車の走行に係る騒音（令和 7 年度版）」（令和 7 年 6 月 国土交通省国土技術政策総合研究所）（以下、「技術手法」といいます。）を参考の上、「環境影響評価指針」（平成 11 年 5 月 28 日、愛知県告示 445 号）及び「三重県環境影響評価技術指針」（平成 11 年 5 月 25 日、三重県告示第 274 号）を勘案し、配慮書での検討結果及び配慮書に対する国土交通大臣意見、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

本事業に係る環境影響評価の項目及びその選定理由は、表 8-2 に示すとおりです。

環境影響評価を行う項目は、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、土壌、日照阻害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況、廃棄物等、温室効果ガス等に係る項目としました。

第3節 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

前節において選定した環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由は、表 8-3 に示すとおりです。

表 8-2　環境影響評価の項目及びその選定理由

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用				事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	汚染土壌等の掘削等	道路（地表式又は掘割式）の存在	道路（嵩上式）の存在	自動車の走行	休憩所の供用	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	●	●							○		事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在するため、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。
			粉じん等	○	○									事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在するため、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に係る粉じん等による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
		騒音	騒　音	○	○							○		事業実施区域及びその周辺には住居等が存在するため、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に係る騒音による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。
		振動	振　動	○	○							○		事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在するため、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に係る振動による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
		低周波音	低周波音									●		事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在し、かつ対象道路は嵩上式（高架構造）で計画しているため、土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に係る低周波音による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
	水環境	水質	水の濁り			●							○	事業実施区域及びその周辺には、日光川及び鍋田川等の公共用水域が存在するため、工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）に係る水質（水の濁り）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。 休憩所を計画し、かつ休憩所からの汚水を公共用水域へ排出することとなった場合、土地又は工作物の存在及び供用（休憩所の供用）に係る水質（水の濁り）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
			水の汚れ										○	休憩所を計画し、かつ休憩所からの汚水を公共用水域へ排出することとなった場合、土地又は工作物の存在及び供用（休憩所の供用）に係る水質（水の汚れ）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
			水の富栄養化										●	休憩所を計画し、かつ水質汚濁防止法第四条の二第一項の規定する指定地域に排出することとなった場合、土地又は工作物の存在及び供用に係る水質（水の富栄養化）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
	土壌に係る環境その他の環境	土壌	土壌						●					事業実施区域には、汚染土壌が存在するため、工事の実施（汚染土壌等の掘削等）に係る土壌汚染の影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
		その他の環境要素	日照阻害								○			事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在し、かつ対象道路は嵩上式（高架構造）で計画しているため、土地又は工作物の存在及び供用（道路（嵩上式）の存在）に係る日照阻害の影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び 注目すべき生息地				○			○				事業実施区域及びその周辺には、重要な種の生息環境が存在するため、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）及び土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）に係る動物（重要な種及び注目すべき生息地）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。
	植物		重要な種及び群落				○			○				事業実施区域及びその周辺には、重要な種の生育環境が存在するため、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）及び土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）に係る植物（重要な種及び群落）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。
	生態系		地域を特徴づける生態系				○			○				事業実施区域及びその周辺には、地域を特徴づける生態系を構成する動物・植物の生息・生育基盤が存在するため、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）及び土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）に係る生態系（地域を特徴づける生態系）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに 主要な眺望景観				●			○				事業実施区域及びその周辺には、自然環境の保全に係る法令等により指定された地域に景観資源が存在するため、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）に係る景観資源への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。 事業実施区域及びその周辺には、主要な眺望点及び景観資源が存在するため、土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）に係る主要な眺望景観への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場				●			○		●		事業実施区域及びその周辺には、自然環境の保全に係る法令等により指定された地域に主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在するため、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。 事業実施区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在するため、土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在及び自動車の走行）に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況						■			■				事業実施区域には、文化財保護条例等に基づく文化財等が存在するため、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）及び土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）に係る地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況（文化財等）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物			○								工事の実施に伴い発生する建設副産物を事業実施区域外へ搬出することを想定しているため、工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去）に係る廃棄物等の影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
	温室効果ガス等		温室効果ガス等	■										工事の実施に伴い温室効果ガス等が発生するため、工事の実施（建設機械の稼働等、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に係る温室効果ガス等の影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。

注1）表中の“○”印は国土交通省令に示されている参考項目、“●”印は国土交通省令に示されている参考項目以外の技術手法に掲載されている項目、“太枠”印は計画段階環境配慮書で選定された計画段階環境配慮事項に準ずる項目を示す。
注2）表中の“■”印は“○”及び“●”に該当する項目以外の愛知県環境影響評価指針に示されている項目を示す。
注3）この表において各用語の定義は、以下に示すとおりである。
切土工等：切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
工事施工ヤード：工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。
粉じん等：粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
注目すべき生息地：学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であること、その他の理由により注目すべき生息地をいう。
主要な眺望点：不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
主要な眺望景観：主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場：不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

表 8-3(1)環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	工事の実施（建設機械の稼働）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施による建設機械の稼働に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質の影響が考えられます。	**1. 保全対象の立地状況** 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が 13 箇所、中学校が 8 箇所、高等学校が 4 箇所、特別支援学校が 1 箇所、各種学校が 2 箇所、幼稚園が 2 箇所、保育所が 16 箇所、認定こども園が 3 箇所、病院が 2 箇所、福祉施設が 46 箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 **2. 大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の状況** 事業実施区域及びその周囲の大気汚染常時監視測定局は、一般局が 6 局、自排局が 5 局存在します。 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、11 局とも過去 5 年間において環境基準を達成しています。 **3. 気象の状況** 事業実施区域及びその周囲において、愛西地域気象観測所、桑名地域気象観測所及び蟹江地域雨量観測所が存在します。 愛西地域気象観測所及び桑名地域気象観測所では、気温、降水量、日照時間、風向・風速等を、蟹江地域雨量観測所では降水量を測定しています。 **4. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況** 事業実施区域及びその周囲において、愛知県一宮市・津島市・稲沢市（旧祖父江町を除く）・愛西市（旧立田村、旧八開村を除く）・弥富市・あま市・蟹江町・飛島村、三重県桑名市（旧多度町を除く）・木曽岬町が「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」で定める対策地域に指定されています。	**1. 調査すべき情報** 1）大気質の状況（二酸化窒素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の濃度） 2）気象の状況（風向、風速、日射量及び放射収支量又は雲量） **2. 調査の基本的な手法** 既存資料調査及び現地調査により行います。 1）大気質の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局の測定結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、下記に示す測定方法により行います。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号）に規定される測定方法 ・「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号）に規定される測定方法 2）気象の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局及び気象官署等の観測結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、気象の状況については、下記に示す指針に準拠して行います。 ・「地上気象観測指針」（2002 年 気象庁）等による観測方法 **3. 調査地域** 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **4. 調査地点** 予測地点との対応を考慮し、調査地域の中で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度の変化があると考えられる箇所ごとに設定します。また調査地域を代表する気象の状況が得られる箇所に設定します。 注）図 8-1 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 **5. 調査期間等** 既存資料調査の調査期間等は、異常年検定等に必要な期間とし、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、春夏秋冬ごとのそれぞれ 1 週間の連続測定を基本とします。	**1. 予測の基本的な手法** 「技術手法」（国総研資料第 714 号 2.5）に記載のプルーム式及びパフ式を用いて、年平均値を予測します。 **2. 予測地域** 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **3. 予測地点** 建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地境界線に設定します。 予測高さは、原則として地上 1.5m とします。 **4. 予測対象時期等** 工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 **2. 基準又は目標との整合性の検討** 二酸化窒素については「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号）、浮遊粒子状物質については「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号）との整合が図られているかどうかを評価します。	技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3(2)環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質の影響が考えられます。	**1. 保全対象の立地状況** 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が 13 箇所、中学校が 8 箇所、高等学校が 4 箇所、特別支援学校が 1 箇所、各種学校が 2 箇所、幼稚園が 2 箇所、保育所が 16 箇所、認定こども園が 3 箇所、病院が 2 箇所、福祉施設が 46 箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 **2. 大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の状況** 事業実施区域及びその周囲の大気汚染常時監視測定局は、一般局が 6 局、自排局が 5 局存在します。 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、11 局とも過去 5 年間において環境基準を達成しています。 **3. 気象の状況** 事業実施区域及びその周囲において、愛西地域気象観測所、桑名地域気象観測所及び蟹江地域雨量観測所が存在します。 愛西地域気象観測所及び桑名地域気象観測所では、気温、降水量、日照時間、風向・風速等を、蟹江地域雨量観測所では降水量を測定しています。 **4. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況** 事業実施区域及びその周囲において、愛知県一宮市・津島市・稲沢市（旧祖父江町を除く）・愛西市（旧立田村、旧八開村を除く）・弥富市・あま市・蟹江町・飛島村、三重県桑名市（旧多度町を除く）・木曽岬町が「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」で定める対策地域に指定されています。	**1. 調査すべき情報** 1）大気質の状況（二酸化窒素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の濃度） 2）気象の状況（風向、風速） 3）道路の状況（交通量、走行速度） **2. 調査の基本的な手法** 既存資料調査及び現地調査により行います。 1）大気質の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局の測定結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、下記に示す測定方法により行います。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号）に規定される測定方法 ・「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号）に規定される測定方法 2）気象の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局及び気象官署等の観測結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、下記に示す指針に準拠して行います。 ・「地上気象観測指針」（2002 年 気象庁）による観測方法 3）道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。 **3. 調査地域** 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **4. 調査地点** 予測地点との対応を考慮し、調査地域の中で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度の変化があると考えられる箇所ごとに設定します。また調査地域を代表する気象の状況が得られる箇所に設定します。 道路の状況については、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行を予定している道路において交通状況の変化があると考えられる箇所ごとに、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行を予定している道路を代表する交通の状況が得られる箇所とします。 注）図 8-1 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 **5. 調査期間等** 既存資料調査の調査期間等は、異常年検定等に必要な期間とし、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、大気質及び気象の状況については、春夏秋冬ごとのそれぞれ 1 週間の連続測定を基本とします。道路の状況については、交通の状況が 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。	**1. 予測の基本的な手法** 「技術手法」（国総研資料第 714 号 2.6）に記載のプルーム式及びパフ式を用いて、年平均値を予測します。 **2. 予測地域** 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **3. 予測地点** 工事用道路の接続が予想される既存道路など工事用車両が既存交通に合流する地点の近傍で、当該既存道路の沿道の状況を勘案し、既存道路の代表的な断面における敷地境界線に設定します。 予測高さは、原則として地上 1.5m とします。 **4. 予測対象時期等** 工事用車両の平均日交通量が最大になると予想される時期とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 **2. 基準又は目標との整合性の検討** 二酸化窒素については「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号）、浮遊粒子状物質については「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号）との整合が図られているかどうかを評価します。	技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3(3)　環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	土地又は工作物の存在及び供用(自動車の走行)	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 対象道路を走行する自動車からの排出ガスによる二酸化窒素、浮遊粒子状物質の影響が考えられます。	**1. 保全対象の立地状況** 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が 13 箇所、中学校が 8 箇所、高等学校が 4 箇所、特別支援学校が 1 箇所、各種学校が 2 箇所、幼稚園が 2 箇所、保育所が 16 箇所、認定こども園が 3 箇所、病院が 2 箇所、福祉施設が 46 箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 **2. 大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の状況** 事業実施区域及びその周囲の大気汚染常時監視測定局は、一般局が 6 局、自排局が 5 局存在します。 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、11 局とも過去 5 年間において環境基準を達成しています。 **3. 気象の状況** 事業実施区域及びその周囲において、愛西地域気象観測所、桑名地域気象観測所及び蟹江地域雨量観測所が存在します。 愛西地域気象観測所及び桑名地域気象観測所では、気温、降水量、日照時間、風向・風速等を、蟹江地域雨量観測所では降水量を測定しています。 **4. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況** 事業実施区域及びその周囲において、愛知県一宮市・津島市・稲沢市(旧祖父江町を除く)・愛西市(旧立田村、旧八開村を除く)・弥富市・あま市・蟹江町・飛島村、三重県桑名市(旧多度町を除く)・木曽岬町が「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」で定める対策地域に指定されています。	**1. 調査すべき情報** 1) 大気質の状況（二酸化窒素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の濃度） 2) 気象の状況（風向、風速） 3) 道路の状況（交通量、走行速度） **2. 調査の基本的な手法** 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 大気質の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局の測定結果等を収集・整理することにより行います。 現地調査は、下記に示す測定方法により行います。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号）に規定される測定方法 ・「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号）に規定される測定方法 2) 気象の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局及び気象官署の観測結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、気象の状況については、下記に示す指針に準拠して行います。 ・「地上気象観測指針」（2002 年 気象庁）による観測方法 3) 道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。 **3. 調査地域** 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **4. 調査地点** 予測地点との対応を考慮し、調査地域の中で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度の変化があると考えられる箇所ごとに設定します。また調査地域を代表する気象の状況、道路の状況が得られる箇所に設定します。 注）図 8-1 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 **5. 調査期間等** 既存資料調査の調査期間等は、異常年検定等に必要な期間とし、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、大気質及び気象の状況については、春夏秋冬ごとのそれぞれ 1 週間の連続測定を基本とします。道路の状況については、交通の状況が 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。	**1. 予測の基本的な手法** 「技術手法」（国総研資料第 714 号 2.1）に記載のプルーム式及びパフ式を用いて、年平均値を予測します。 **2. 予測地域** 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **3. 予測地点** 予測地域において、道路構造、交通条件が変化するごとに区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して設定します。 予測高さは、原則として地上 1.5m とします。なお、高架構造である対象道路の近傍に中高層住居等が存在する場合は、必要に応じて対象道路の高さと同等の高さを設定します。 **4. 予測対象時期等** 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 **2. 基準又は目標との整合性の検討** 二酸化窒素については「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号）、浮遊粒子状物質については「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号）との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3 (4)　環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気質	粉じん等	工事の実施（建設機械の稼働）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施による建設機械の稼働に伴う粉じん等の影響が考えられます。	**1. 保全対象の立地状況** 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が 13 箇所、中学校が 8 箇所、高等学校が 4 箇所、特別支援学校が 1 箇所、各種学校が 2 箇所、幼稚園が 2 箇所、保育所が 16 箇所、認定こども園が 3 箇所、病院が 2 箇所、福祉施設が 46 箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 **2. 気象の状況** 事業実施区域及びその周囲において、愛西地域気象観測所、桑名地域気象観測所及び蟹江地域雨量観測所が存在します。 愛西地域気象観測所及び桑名地域気象観測所では、気温、降水量、日照時間、風向・風速等を、蟹江地域雨量観測所では降水量を測定しています。	**1. 調査すべき情報** 1）気象の状況（風向、風速） **2. 調査の基本的な手法** 既存資料調査及び現地調査により行います。 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局及び気象官署等の観測結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、下記に示す指針に準拠して行います。 ・「地上気象観測指針」（2002 年 気象庁）による観測方法 **3. 調査地域** 粉じん等の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **4. 調査地点** 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する気象の状況が得られる箇所に設定します。 注）図 8-1 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 **5. 調査期間等** 既存資料調査の調査期間等は、異常年検定等に必要な期間とし、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、春夏秋冬ごとのそれぞれ 1 週間の連続測定を基本とします。	**1. 予測の基本的な手法** 「技術手法」（国総研資料第 714 号 2.3）に記載の事例の引用又は解析により得られた経験式を用いて、季節別降下ばいじん量を予測します。 **2. 予測地域** 粉じん等の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **3. 予測地点** 建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地境界線に設定します。 予測高さは、原則として地上 1.5m とします。 **4. 予測対象時期等** 工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 建設機械の稼働に係る粉じん等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 また、参考となる指標として、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について」（平成 2 年 7 月 3 日、環大自第 84 号）に示されるスパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした 20t/㎢/月から、降下ばいじん量の比較的高い地域の値である 10t/㎢/月を差し引いた値（10t/㎢/月）との整合が図られているかどうかを検討します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。
		工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う粉じん等の影響が考えられます。		**1. 調査すべき情報** 1）気象の状況（風向、風速） 2）道路の状況（交通量、走行速度） **2. 調査の基本的な手法** 既存資料調査及び現地調査により行います。 1）気象の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局及び気象官署等の観測結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、下記に示す指針に準拠して行います。 ・「地上気象観測指針」（2002 年 気象庁）による観測方法 2）道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。 **3. 調査地域** 粉じん等の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **4. 調査地点** 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する気象の状況、道路の状況が得られる箇所に設定します。 注）図 8-1 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 **5. 調査期間等** 既存資料調査の調査期間等は、異常年検定等に必要な期間とし、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、大気質及び気象の状況については、春夏秋冬ごとのそれぞれ 1 週間の連続測定を基本とします。道路の状況については、交通の状況が 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。	**1. 予測の基本的な手法** 「技術手法」（国総研資料第 714 号 2.4）に記載の事例の引用又は解析により得られた経験式を用いて、季節別降下ばいじん量を予測します。 **2. 予測地域** 粉じん等の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **3. 予測地点** 工事用道路の接続が予想される既存道路など工事用車両が既存交通に合流する地点の近傍で、当該既存道路の沿道の状況を勘案し、既存道路の代表的な断面における敷地境界線に設定します。 予測高さは、原則として地上 1.5m とします。 **4. 予測対象時期等** 工事用車両の平均日交通量が最大になると予想される時期とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 また、参考となる指標として、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について」（平成 2 年 7 月 3 日、環大自第 84 号）に示されるスパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした 20t/㎢/月から、降下ばいじん量の比較的高い地域の値である 10t/㎢/月を差し引いた値（10t/㎢/月）との整合が図られているかどうかを検討します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3 (5)　環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
騒音	騒音	工事の実施（建設機械の稼働）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施による建設機械の稼働に伴う騒音の影響が考えられます。	**1. 保全対象の立地状況** 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が 13 箇所、中学校が 8 箇所、高等学校が 4 箇所、特別支援学校が 1 箇所、各種学校が 2 箇所、幼稚園が 2 箇所、保育所が 16 箇所、認定こども園が 3 箇所、病院が 2 箇所、福祉施設が 46 箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 **2. 騒音の状況** 事業実施区域及びその周囲において、令和 6 年度に桑名市及び木曽岬町の 5 地点で一般環境騒音の測定が行われています。測定結果はすべての地点・時間区分で環境基準を達成しています。 **3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況** 事業実施区域及びその周囲において、騒音に係る環境基準の類型指定区域が指定されています。また、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する地域指定及び時間区分が指定されています。	**1. 調査すべき情報** 1）騒音の状況 2）地表面の状況（草地、裸地、芝地、舗装地の区分） **2. 調査の基本的な手法** 現地調査により行います。 1）騒音の状況 現地調査は、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第一号）に規定する方法により行います。 2）地表面の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。 **3. 調査地域** 騒音の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **4. 調査地点** 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、地表面の状況が得られる箇所とします。 注）図 8-1 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 **5. 調査期間等** 1）騒音の状況 騒音が 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日の建設機械の稼働による環境影響の予測に必要な時間帯とします。 2）地表面の状況 地表面の状況を適切に把握できる時期とします。	**1. 予測の基本的な手法** 「技術手法」（国総研資料第 714 号 4.2）に記載の音の伝搬理論に基づく予測式（日本音響学会の予測モデル：ASJ CN-Model）を用いて、騒音レベルの 90%レンジの上端値（L_{A5}）等を予測します。 **2. 予測地域** 騒音の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **3. 予測地点** 建設機械が稼動する区域の予測断面における特定建設作業に伴い発生する騒音の規制に関する基準位置の敷地境界線を予測地点として設定します。 予測高さは、原則として地上 1.2m とします。なお、高架構造区間の近傍に中高層住居等が存在する場合は、必要に応じて高架構造物等と同等の高さについても予測高さを設定します。 **4. 予測対象時期等** 工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 建設機械の稼働に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 **2. 基準又は目標との整合性の検討** 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第一号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日　愛知県条例第 7 号）との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3 (6)　環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
騒音	騒音	工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う騒音の影響が考えられます。	**1. 保全対象の立地状況** 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が 13 箇所、中学校が 8 箇所、高等学校が 4 箇所、特別支援学校が 1 箇所、各種学校が 2 箇所、幼稚園が 2 箇所、保育所が 16 箇所、認定こども園が 3 箇所、病院が 2 箇所、福祉施設が 46 箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 **2. 騒音の状況** 事業実施区域及びその周囲において、一宮市及び蟹江町で令和 6 年度に 7 地点で、桑名市で令和 5 年度に 1 地点で、飛島村で令和 4 年度に 1 地点で道路交通騒音の測定が行われています。測定結果は、9 地点のうち 7 地点において要請限度以下となっています。 **3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況** 事業実施区域及びその周囲において、騒音に係る環境基準の類型指定区域が指定されています。また、自動車騒音の指定区域及び時間区分が指定されています。	**1. 調査すべき情報** 1）騒音の状況（等価騒音レベル） 2）道路の状況（交通量、走行速度、舗装の種類等） 3）沿道の状況（地表面の種類） **2. 調査の基本的な手法** 現地調査により行います。 1）騒音の状況 現地調査は、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）に規定される測定方法により行います。 2）道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。 3）沿道の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。 **3. 調査地域** 工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **4. 調査地点** 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、道路の状況、地表面の状況が得られる箇所とします。 注）図 8-1 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 **5. 調査期間等** 1）騒音の状況 騒音が 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯とします。 2）道路の状況 交通量及び走行速度、舗装の種類等については、交通の状況が 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 3）沿道の状況 沿道の状況を適切に把握できる時期とします。	**1. 予測の基本的な手法** 「技術手法」（国総研資料第 714 号 4.3）に記載の音の伝搬理論に基づく予測式（既存道路の現況の等価騒音レベルに、工事用車両の影響を加味した式）を用いて、等価騒音レベル（L_{Aeq}）を予測します。 **2. 予測地域** 工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **3. 予測地点** 工事用道路の接続が予想される既存道路など工事用車両が既存交通に合流する地点の近傍で、当該既存道路の沿道の状況を勘案し、既存道路の代表的な断面における敷地境界線に設定します。 予測高さは、原則として地上 1.2m とします。 **4. 予測対象時期等** 工事用車両の台数が最大になると予想される時期とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 **2. 基準又は目標との整合性の検討** 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3 (7)　環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
騒音	騒音	土地又は工作物の存在及び供用(自動車の走行)	対象道路は、4 車線、設計速度 100km/時で計画されており、基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 対象道路を走行する自動車の騒音の影響が考えられます。	**1. 保全対象の立地状況** 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が 13 箇所、中学校が 8 箇所、高等学校が 4 箇所、特別支援学校が 1 箇所、各種学校が 2 箇所、幼稚園が 2 箇所、保育所が 16 箇所、認定こども園が 3 箇所、病院が 2 箇所、福祉施設が 46 箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 **2. 騒音の状況** 事業実施区域及びその周囲において、一宮市及び蟹江町で令和 6 年度に 7 地点で、桑名市で令和 5 年度に 1 地点で、飛島村で令和 4 年度に 1 地点で道路交通騒音の測定が行われています。測定結果は、9 地点のうち 7 地点において要請限度以下となっています。 **3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況** 事業実施区域及びその周囲において、騒音に係る環境基準の類型指定区域が指定されています。また、自動車騒音の指定区域及び時間区分が指定されています。	**1. 調査すべき情報** 1) 騒音の状況（等価騒音レベル） 2) 道路の状況（交通量、走行速度、舗装の種類等） 3) 沿道の状況（住居等の平均階数及び地表面の種類） **2. 調査の基本的な手法** 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 騒音の状況 現地調査は、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）に規定される測定方法により行います。 2) 道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。 3) 沿道の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。 **3. 調査地域** 騒音の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **4. 調査地点** 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、道路の状況、地表面の状況が得られる箇所とします。 注）図 8-1 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 **5. 調査期間等** 1) 騒音の状況 騒音が 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日の昼間及び夜間の基準時間帯とします。 2) 道路の状況 交通量及び走行速度、舗装の種類等については、交通の状況が 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 3) 沿道の状況 沿道の状況を適切に把握できる時期とします。	**1. 予測の基本的な手法** 「技術手法」（国総研資料第 1322 号 4.1）に記載の音の伝搬理論に基づく予測式（日本音響学会の道路交通騒音の予測モデル：ASJ RTN-Model）を用いて、等価騒音レベル（L_{Aeq}）を予測します。 **2. 予測地域** 騒音の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **3. 予測地点** 原則として予測地域の代表断面において、幹線道路近接空間及び背後地※の各々に設定します。 代表断面は、予測地域において、道路構造、交通条件が変化するごとに区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して設定します。 予測高さは、幹線道路近接空間及び背後地における住居等の住居等の各階の平均的な高さを設定します。 ※幹線道路近接空間及び背後地：「騒音に係る環境基準」に規定された幹線交通を担う道路に近接する空間とその背後地 **4. 予測対象時期等** 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 自動車の走行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 **2. 基準又は目標との整合性の検討** 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3 (8)　環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
振動	振動	工事の実施（建設機械の稼働）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施による建設機械の稼働に伴う振動の影響が考えられます。	**1. 保全対象の立地状況** 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が 13 箇所、中学校が 8 箇所、高等学校が 4 箇所、特別支援学校が 1 箇所、各種学校が 2 箇所、幼稚園が 2 箇所、保育所が 16 箇所、認定こども園が 3 箇所、病院が 2 箇所、福祉施設が 46 箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 **2. 振動の状況** 事業実施区域及びその周囲において、一般環境振動に関する公表資料はありません。 **3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況** 事業実施区域及びその周囲において、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する地域指定及び時間区分が指定されています。 **4. 地質の状況** 事業実施区域及びその周囲は、主に砂・泥を主とする層で形成されています。	**1. 調査すべき情報** 1）振動の状況（振動レベル） 2）地盤の状況（地盤種別） **2. 調査の基本的な手法** 既存資料調査及び現地調査により行います。 1）振動の状況 現地調査は、「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号）に規定される測定方法により行います。 2）地盤の状況 既存資料調査は、土地分類図（表層地質図）等の公表資料を収集・整理することにより行います。 現地調査は、現地踏査による目視で表層地質及び周辺地形の状況について把握します。 **3. 調査地域** 振動の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **4. 調査地点** 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する振動の状況、地盤の状況が得られる箇所に設定します。 注）図 8-1 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 **5. 調査期間等** 1）振動の状況 振動が 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。なお、昼間及び夜間の区分毎に 1 時間当り 1 回の測定を 4 回以上行います。 2）地盤の状況 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査時期等は、地盤の状況を適切に把握できる時期とします。	**1. 予測の基本的な手法** 「技術手法」（国総研資料第 714 号 6.2）に記載の事例の引用又は解析により得られた振動の伝搬理論に基づく予測式を用いて、振動レベルの 80%レンジの上端値（L_{10}）等を予測します。 **2. 予測地域** 振動の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **3. 予測地点** 建設機械が稼動する区域の予測断面における特定建設作業に伴い発生する振動の規制に関する基準位置の敷地境界線を予測地点として設定します。 **4. 予測対象時期等** 工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 建設機械の稼働に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 **2. 基準又は目標との整合性の検討** 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日 愛知県条例第 7 号）に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3 (9)　環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
振動	振動	工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う振動の影響が考えられます。	**1. 保全対象の立地状況** 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が 13 箇所、中学校が 8 箇所、高等学校が 4 箇所、特別支援学校が 1 箇所、各種学校が 2 箇所、幼稚園が 2 箇所、保育所が 16 箇所、認定こども園が 3 箇所、病院が 2 箇所、福祉施設が 46 箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 **2. 振動の状況** 事業実施区域及びその周囲において、一宮市及び蟹江町で令和 6 年度に 7 地点で、木曽岬町で令和 5 年度に 2 地点で道路交通振動の測定が行われています。測定結果は、すべての地点において要請限度以下となっています。 **3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況** 事業実施区域及びその周囲において、道路交通振動の限度、区域区分、時間区分が指定されています。 **4. 地質の状況** 事業実施区域及びその周囲は、主に砂・泥を主とする層で形成されています。	**1. 調査すべき情報** 1）振動の状況（振動レベル） 2）道路の状況（交通量、走行速度） 3）地盤の状況（地盤種別） **2. 調査の基本的な手法** 既存資料調査及び現地調査により行います。 1）振動の状況 現地調査は、「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日　総理府令第 58 号）第二備考 4 及び 7 に規定する測定方法により行います。 2）道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。 3）地盤の状況 既存資料調査は、土地分類図（表層地質図）等の公表資料を収集・整理することにより行います。 現地調査は、現地踏査による目視で表層地質及び周辺地形の状況について把握します。 **3. 調査地域** 工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **4. 調査地点** 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する振動の状況、道路の状況、地盤の状況が得られる箇所に設定します。 注）図 8-1 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 **5. 調査期間等** 1）振動の状況 振動が 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。なお、昼間及び夜間の区分毎に 1 時間当り 1 回の測定を 4 回以上行います。 2）道路の状況 交通の状況が 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 3）地盤の状況 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査時期等は、地盤の状況を適切に把握できる時期とします。	**1. 予測の基本的な手法** 「技術手法」（国総研資料第 714 号 6.3）に記載の振動レベルの 80%レンジの上端値を予測するための式を用いて、振動レベルの 80%レンジの上端値（L_{10}）を予測します。 **2. 予測地域** 工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **3. 予測地点** 工事用道路の接続が予想される既存道路の接続箇所近傍に設定した予測断面における敷地の境界線を予測地点として設定します。 **4. 予測対象時期等** 工事用車両の台数が最大になると予想される時期とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 **2. 基準又は目標との整合性の検討** 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日　総理府令第 58 号）に基づく道路交通振動の限度との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3（10） 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
振動	振動	土地又は工作物の存在及び供用(自動車の走行)	対象道路は、4 車線、設計速度 100km/時で計画されており、基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 対象道路を走行する自動車の振動の影響が考えられます。	**1. 保全対象の立地状況** 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が 13 箇所、中学校が 8 箇所、高等学校が 4 箇所、特別支援学校が 1 箇所、各種学校が 2 箇所、幼稚園が 2 箇所、保育所が 16 箇所、認定こども園が 3 箇所、病院が 2 箇所、福祉施設が 46 箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 **2. 振動の状況** 事業実施区域及びその周囲において、一宮市及び蟹江町で令和 6 年度に 7 地点で、木曽岬町で令和 5 年度に 2 地点で道路交通振動の測定が行われています。測定結果は、すべての地点において要請限度以下となっています。 **3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況** 事業実施区域及びその周囲において、道路交通振動の限度、区域区分、時間区分が指定されています。 **4. 地質の状況** 事業実施区域及びその周囲は、主に砂・泥を主とする層で形成されています。	**1. 調査すべき情報** 1）振動の状況（振動レベル） 2）道路の状況（交通量、走行速度） 3）地盤の状況（地盤種別、地盤卓越振動数） **2. 調査の基本的な手法** 既存資料調査及び現地調査により行います。 1）振動の状況 現地調査は、「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号）第二備考 4 及び 7 に規定する測定方法により行います。 2）道路の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。 3）地盤の状況 既存資料調査は、土地分類図（表層地質図）等の公表資料を収集・整理することにより行います。 現地調査は、現地踏査による目視で表層地質及び周辺地形の状況について把握します。大型車単独走行時の地盤振動を周波数分析することにより地盤卓越振動数を求めます。 **3. 調査地域** 振動の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **4. 調査地点** 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する振動の状況、道路の状況、地盤の状況が得られる箇所に設定します。 注）図 8-1 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 **5. 調査期間等** 1）振動の状況 振動が 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。なお、昼間及び夜間の区分毎に 1 時間当り 1 回の測定を 4 回以上行います。 2）道路の状況 交通の状況が 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 3）地盤の状況 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査時期等は、地盤の状況を適切に把握できる時期とします。地盤卓越振動数については、原則として 10 回以上の測定を行います。	**1. 予測の基本的な手法** 「技術手法」（国総研資料第 714 号 6.1）に記載の振動レベルの 80%レンジの上端値を予測するための式を用いて、振動レベルの 80%レンジの上端値（L_{10}）を予測します。 **2. 予測地域** 振動の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **3. 予測地点** 予測地域において、道路構造、交通条件が変化するごとに区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して代表断面を設定し、当該代表断面における対象道路の区域の境界を予測地点として設定します。 **4. 予測対象時期等** 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 自動車の走行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 **2. 基準又は目標との整合性の検討** 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号）に基づく道路交通振動の限度との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3（11） 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
低周波音	低周波音	土地又は工作物の存在及び供用(自動車の走行)	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 対象道路を走行する自動車の低周波音の影響が考えられます。	**1. 保全対象の立地状況** 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が 13 箇所、中学校が 8 箇所、高等学校が 4 箇所、特別支援学校が 1 箇所、各種学校が 2 箇所、幼稚園が 2 箇所、保育所が 16 箇所、認定こども園が 3 箇所、病院が 2 箇所、福祉施設が 46 箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 **2. 低周波音の状況** 事業実施区域及びその周囲においては、低周波音に関する公表資料はありません。	**1. 調査すべき情報** 1）低周波音の状況 2）住居等の位置 **2. 調査の基本的な手法** 現地調査により行います。 1）低周波音の状況 現地調査は、「低周波音の測定に関するマニュアル」等を参考に行います。 2）住居等の位置 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。 **3. 調査地域** 道路構造が橋若しくは高架であり、低周波音の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **4. 調査地点** 予測地点との対応を考慮し、調査地域における低周波音の状況、住居等の位置を把握できる箇所に設定します。 注）図 8-1 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 （対象道路の道路構造の詳細が未確定であるため、橋若しくは高架の具体的な位置は示していません。） **5. 調査期間等** 1）低周波音の状況 低周波音が 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 2）住居等の位置 住居等の位置を適切に把握できる時期とします。	**1. 予測の基本的な手法** 「技術手法」（国総研資料第 714 号 5.1）に記載の既存調査結果より導かれた予測式を用いて低周波音圧レベルを予測します。 **2. 予測地域** 道路構造が橋若しくは高架であり、低周波音の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **3. 予測地点** 予測地域において、橋若しくは高架の上部工形式又は交通条件が変化するごとに区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して代表断面を設定します。 予測高さは、当該代表断面における住居等の位置の地上 1.2m を原則とします。 **4. 予測対象時期等** 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 自動車の走行に係る低周波音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 また、参考となる指標として、「環境省による一般環境中の低周波音の測定結果」（一般環境中に存在する低周波音圧レベル：1～80Hz の 50%時間率音圧レベル L_{50} で 90dB）及び「ISO 7196 に規定された G 特性低周波音圧レベル」（1～20Hz の G 特性 5%時間率音圧レベル L_{G5} で 100dB）との整合が図られているかどうかを検討します。	技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3（12） 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
水質	水の濁り	工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置により、水の濁りへの影響が考えられます。	**1. 水象の状況** 事業実施区域及びその周囲において、木曽川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川用水の用水路や排水路が広く整備されています。 事業実施区域においては、主な河川として日光川、光堂川、三宅川、目比川、善太川、鍋田川、筏川が流下しています。 **2. 水質の状況** 事業実施区域及びその周囲において、令和 5 年度に 5 地点、令和 6 年度に 57 地点の河川で水質調査（浮遊物質量）が行われています。このうち、類型指定されている 15 地点において、環境基準に適合しています。 **3. 利水の状況** 事業実施区域及びその周囲において、善太川及び鍋田川等に漁業権が設定されています。 調査区域における農業用水の多くは宮田用水及び木曽川用水から、工業用水は公共水道（工業用水道）から供給を受けています。	**1. 調査すべき情報** 1）水質の状況（浮遊物質量の濃度、濁度） 2）水象の状況（河川の流量、流向及び流速） **2. 調査の基本的な手法** 現地調査により行います。 1）水質の状況 現地調査は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）等に規定される測定方法に準拠して行います。 2）水象の状況 現地調査は、「水質調査方法」（昭和 46 年 9 月 30 日 各都道府県知事・政令市長あて環境庁水質保全局長通達）等に規定される測定方法に準拠して行います。 **3. 調査地域** 事業実施区域における公共用水域において、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置を予定している水域とします。 **4. 調査地点** 調査地域において水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる地点とします。 注）図 8-2 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 **5. 調査期間等** 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月 1 回、1 年以上）とします。	**1. 予測の基本的な手法** 類似事例を用いて推定する方法、若しくは計算による方法により、切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に伴い発生する水の濁りの程度を予測します。 **2. 予測地域** 事業実施区域における公共用水域において、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置を予定している水域とします。 **3. 予測地点** 切土工等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に係る水の濁りの影響を受ける水域の範囲とします。 **4. 予測対象時期等** 切土工等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に係る水の濁りの環境影響が最大となる時期とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 切土工等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に係る水の濁りに関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。
水質	水の濁り 水の汚れ	土地又は工作物の存在及び供用（休憩所の供用）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、休憩所の設置を検討しています。 休憩所の供用により、水の濁り及び水の汚れへの影響が考えられます。	**1. 水象の状況** 事業実施区域及びその周囲において、木曽川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川用水の用水路や排水路が広く整備されています。 事業実施区域においては、主な河川として日光川、光堂川、三宅川、目比川、善太川、鍋田川、筏川が流下しています。 **2. 水質の状況** 事業実施区域及びその周囲において、令和 5 年度に 5 地点、令和 6 年度に 57 地点の河川で水質調査（浮遊物質量及び生物化学的酸素要求量）が行われています。浮遊物質量については、このうち、類型指定されている 15 地点において、環境基準に適合しています。生物化学的酸素要求量については、類型指定され、年間 75%水質値が公表されている 13 地点において、環境基準に適合しています。 **3. 利水の状況** 事業実施区域及びその周囲において、善太川及び鍋田川等に漁業権が設定されています。 調査区域における農業用水の多くは宮田用水及び木曽川用水から、工業用水は公共水道（工業用水道）から供給を受けています。 **4. 下水道の整備の状況** 事業実施区域及びその周囲において、愛知県に 3 箇所、三重県に 2 箇所の公共下水道処理場が存在しています。	**1. 調査すべき情報** 1）休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準 2）排出先の公共用水域の水質及び水象の状況 3）休憩所の供用に係る浮遊物質量及び生物化学的酸素要求量の排水基準の規制内容 **2. 調査の基本的な手法** 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、現地調査は、排出先の公共用水域の水質及び水象の状況について、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「水質調査方法」等に規定される測定方法に準拠して行います。 **3. 調査地域** 汚水を排出する公共用水域とします。 **4. 調査地点** 汚水を排出する地点、又は下流域において水質及び水象の状況を適切に把握できる地点とします。 注）図 8-2 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 **5. 調査期間等** 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月 1 回、1 年以上）とします。	**1. 予測の基本的な手法** 休憩所に設置される施設別汚水量及び施設別汚水水質の原単位を用いて、原単位法による計算により、休憩所から公共用水域へ排出される浮遊物質量、生物化学的酸素要求量を予測します。 **2. 予測地域** 汚水を排出する公共用水域とします。 **3. 予測地点** 汚水を排出する地点とします。 **4. 予測対象時期等** 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 休憩所の供用に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 **2. 基準又は目標との整合性の検討** 「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）による上乗せ排水基準との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3（13） 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
水質	水の富栄養化	土地又は工作物の存在及び供用（休憩所の供用）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、休憩所の設置を検討しています。 休憩所の供用により、水の富栄養化への影響が考えられます。	**1. 水象の状況** 事業実施区域及びその周囲において、木曽川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川用水の用水路や排水路が広く整備されています。 事業実施区域においては、主な河川として日光川、光堂川、三宅川、目比川、善太川、鍋田川、筏川が流下しています。 **2. 水質の状況** 事業実施区域及びその周囲において、令和5年度に2地点の海域で水質調査（全窒素及び全燐）が行われ、1地点の全燐を除き、環境基準に適合しています。なお、事業実施区域及びその周囲の河川48地点においても、水質調査（全窒素及び全燐）が行われています。 **3. 利水の状況** 事業実施区域及びその周囲において、善太川及び鍋田川等に漁業権が設定されています。 調査区域における農業用水の多くは宮田用水及び木曽川用水から、工業用水は公共水道（工業用水道）から供給を受けています。 **4. 下水道の整備の状況** 事業実施区域及びその周囲において、愛知県に3箇所、三重県に2箇所の公共下水道処理場が存在しています。	**1. 調査すべき情報** 1）休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の全窒素又は全燐の環境基準 2）排出先の公共用水域の水質及び水象の状況 3）休憩所の供用に係る窒素含有量及び燐含有量の排水基準の規制内容 **2. 調査の基本的な手法** 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、現地調査は、排出先の公共用水域の水質及び水象の状況について、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「水質調査方法」等に規定される測定方法に準拠して行います。 **3. 調査地域** 汚水を排出する公共用水域とします。 **4. 調査地点** 汚水を排出する地点、又は下流域において水質及び水象の状況を適切に把握できる地点とします。 注）図8-2に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 **5. 調査期間等** 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月1回、1年以上）とします。	**1. 予測の基本的な手法** 休憩所に設置される施設別汚水量及び施設別汚水水質の原単位を用いて、原単位法による計算により、休憩所から公共用水域へ排出される窒素含有量、燐含有量を予測します。 **2. 予測地域** 汚水を排出する公共用水域とします。 **3. 予測地点** 汚水を排出する地点とします。 **4. 予測対象時期等** 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 休憩所の供用に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 **2. 基準又は目標との整合性の検討** 「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）による総量規制基準との整合が図られているかどうかを評価します。	技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。
土壌	土壌	工事の実施（汚染土壌等の掘削等）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。	**1. 土壌の状況** 事業実施区域及びその周囲の愛知県域北側においては、主に灰色低地土壌、グライ土壌、細粒低地土壌が分布し、褐色低地土壌や粗粒グライ土壌等が点在しています。愛知県域南側においては、グライ土壌、細粒グライ土壌及び粗粒グライ土壌が広く分布しています。 事業実施区域及びその周囲の三重県域においては、粗粒グライ土壌、グライ土壌等の様々な種類の土壌がモザイク状に分布しています。 **2. 土壌汚染の状況** 事業実施区域及びその周囲において、令和5年度に一宮市の1地点で土壌中ダイオキシン類濃度の調査が行われており、環境基準を達成しています。 また、事業実施区域に土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域が愛西市に1件存在しています。 **3. 地下水汚染の状況** 事業実施区域及びその周囲において、令和6年度に愛知県の20地点で、令和5年度に三重県の2地点で地下水質調査が行われており、6地点の砒素、7地点のふっ素で環境基準を達成していません。また、令和5年度にダイオキシン類（地下水）調査が行われており、環境基準を達成しています。	**1. 調査すべき情報** 1）土壌汚染の現状 （有害物質の種類、含有量、溶出量） 2）地下水汚染の現状 （有害物質の種類、濃度、地下水位等） **2. 調査の基本的な手法** 既存資料を整理する方法により行います。 土壌汚染の現状及び地下水汚染の現状に関する情報が、文献資料では不足すると判断される場合には、現地調査を行います。 **3. 調査地域** 事業実施区域において、土壌汚染・地下水汚染が存在するおそれがある土地の形質変更や地下水の改変などを行う地域とします。 **4. 調査地点** 現地調査地点は、事業の計画の内容、地域の概況等を考慮して土壌汚染・地下水汚染の現況を適切に把握できる地点とします。 **5. 調査期間等** 調査期間・頻度は、土壌汚染・地下水汚染の状況を適切に把握できる期間・頻度とします。	**1. 予測の基本的な手法** 対象道路事業による土地の形質変更や地下水の改変などにより、土壌汚染・地下水汚染の問題が生じる行為・要因を明らかにすることにより定性的に予測します。 **2. 予測地域** 事業実施区域及びその周辺において、対象道路事業の実施による土壌汚染・地下水汚染により、環境影響を及ぼすと考えられる地域とします。 **3. 予測地点** 土地の形質変更や地下水の改変などによる環境影響を適切に把握しうる地点とします。 **4. 予測対象時期等** 土地の形質変更や地下水の改変を行う時期等とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 汚染土壌等の掘削等に係る土壌に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 **2. 基準又は目標との整合性の検討** 「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日 環境庁告示第46号）、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日 環境庁告示第10号）、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月17日 環境庁告示第68号）との整合が図られているかどうかを評価します。	技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。

表 8-3（14） 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
その他の環境要素	日照阻害	土地又は工作物の存在及び供用（道路(嵩上式)の存在）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 道路（嵩上式：高架構造）の存在により、日照阻害の影響が考えられます。	**1. 保全対象の立地状況** 事業実施区域及びその周囲において、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が 13 箇所、中学校が 8 箇所、高等学校が 4 箇所、特別支援学校が 1 箇所、各種学校が 2 箇所、幼稚園が 2 箇所、保育所が 16 箇所、認定こども園が 3 箇所、病院が 2 箇所、福祉施設が 46 箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 **2. 地形の状況** 事業実施区域及びその周囲は、木曽三川により形成された沖積平野である濃尾平野に含まれており、周辺には三角州性低地や自然堤防・砂州・砂丘が広範囲に広がっているほか、伊勢湾方向に干拓地が存在しています。	**1. 調査すべき情報** 1）土地利用の状況（住居等の立地状況、周辺地域に著しい日陰の影響を及ぼす中高層建築物の位置） 2）地形の状況（住居等の立地する土地の高さや傾斜、著しい日影の影響を及ぼす地形の位置） **2. 調査の基本的な手法** 既存資料調査及び現地調査により行います。 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。 **3. 調査地域** 道路構造が高架構造の周辺地域において、日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域（冬至日の午前 8 時から午後 4 時までの間に日影が生じる範囲を含む地域）とします。 注）図 8-1 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地域を予定します。 （対象道路の道路構造の詳細が未確定であるため、橋若しくは高架の具体的な位置は示していません。） **4. 調査期間等** 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握できる時期とします。	**1. 予測の基本的な手法** 太陽高度・方位及び高架構造物の方位・高さ等から、1 時間ごとの等時間の日影線の範囲を計算して求め、等時間日影図を作成することにより予測します。 **2. 予測地域** 調査地域のうち、住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 **3. 予測地点** 予測地域のうち、高架構造物等の沿道状況、高架構造物等と周辺地盤との高低差の程度を勘案し、日影状況の変化の程度を的確に把握できる地点に設定します。 予測高さは、住居等の保全対象で最も日影の影響が大きくなる居住階の高さとします。 **4. 予測対象時期等** 原則として、高架構造物等の設置が完了する時期の冬至日とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 道路（嵩上式：橋若しくは高架）の存在に係る日照阻害に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 また、参考となる指標として、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等にかかる費用負担について（昭和 51 年 2 月 23 日建設省計用発第 4 号）」において示されている日陰時間との整合が図られているかどうかを検討します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。

表 8-3 (15)　環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

<table>
<tr><th rowspan="2">環境要素の大区分</th><th colspan="2">項　目</th><th rowspan="2">当該項目に関連する事業特性</th><th rowspan="2">当該項目に関連する地域特性</th><th colspan="3">手　法</th><th rowspan="2">手法の選定理由</th></tr>
<tr><th>環境要素の区分</th><th>影響要因の区分</th><th>調査の手法</th><th>予測の手法</th><th>評価の手法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">動物</td><td rowspan="2">重要な種及び注目すべき生息地</td><td>工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）</td><td>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。

工事の実施にあたっては、工事施工ヤードや工事用道路等を設置するため、重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられます。</td><td>1. 水象の状況
事業実施区域及びその周囲においては、木曽川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。
事業実施区域において、日光川及び鍋田川等の河川が流下しています。

2. 土壌の状況
事業実施区域及びその周囲の愛知県域北側においては、主に灰色低地土壌、グライ土壌、細粒低地土壌が分布し、褐色低地土壌や粗粒グライ土壌等が点在しています。愛知県域南側においては、グライ土壌、細粒グライ土壌及び粗粒グライ土壌が広く分布しています。
事業実施区域及びその周囲の三重県域においては、粗粒グライ土壌、グライ土壌等の様々な種類の土壌がモザイク状に分布しています。

3. 地形及び地質の状況
①地形の状況
事業実施区域及びその周囲は、木曽三川により形成された沖積平野である濃尾平野に含まれており、周辺には三角州性低地や自然堤防・砂州・砂丘が広範囲に広がっているほか、伊勢湾方向に干拓地が存在しています。

②地質の状況
事業実施区域及びその周囲は、主に砂・泥を主とする層で形成されています。

4. 動物の生息の状況
事業実施区域及びその周囲において、文献から確認された重要な種は以下に示すとおりです。
哺乳類　：5目　6科　7種
鳥　類　：13目　28科　65種
爬虫類　：2目　4科　4種
両生類　：2目　2科　3種
魚　類　：6目　13科　38種
昆虫類　：8目　48科　87種
底生動物：7目　17科　31種
陸産貝類：2目　5科　8種
ク モ 類：1目　5科　7種

また、事業実施区域及びその周囲において、注目すべき生息として木曽三川合流域の河川・水路およびため池群、伊勢湾（伊勢湾の汽水域、藤前干潟、木曽三川河口干潟、木曽三川河口木曽岬干拓地）及び木曽岬干拓地が存在しています。

5. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況
事業実施区域及びその周囲において、3 箇所の鳥獣保護区が指定されています。
事業実施区域の一部において、弥富鳥獣保護区が指定されています。</td><td>1. 調査すべき情報
1）動物相の状況
2）重要な種等の状況
・重要な種等の生態
・重要な種等の分布
・重要な種等の生息の状況
・重要な種等の生息環境の状況

2. 調査の基本的な手法
既存資料調査及び現地調査（下表参照）により行います。
1）動物相の状況
現地調査は、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とします。
2）重要な種等の状況
・重要な種等の生態
図鑑、研究論文、その他の資料により把握します。
・重要な種等の分布及び生息の状況
現地調査は、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とします。
・重要な種等の生息環境の状況
現地調査は、微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目視確認する方法とします。

3. 調査地域
事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地調査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から 250m 程度を目安とします。ただし、行動圏の広い重要な種等に関しては、必要に応じ適宜拡大します。

4. 調査地点
1）動物相の状況
調査地域に生息する動物を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。
2）重要な種等の状況
重要な種等の生態等を踏まえ、調査地域においてそれらが生息する可能性の高い場所に調査地点又は経路を設定します。
注）図 8-3 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。

5. 調査期間等
既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。
1）動物相の状況
春夏秋冬の 4 季実施することを基本とし、そこに生息する動物を確認しやすい時期（下表参照）及び時間帯とします。
2）重要な種等の状況
重要な種等の生態を踏まえ、その生息の状況を確認しやすい時期（下表参照）及び時間帯とします。
<table><tr><th>分類</th><th>主な調査方法</th><th>調査時期</th></tr><tr><td>哺乳類</td><td>目撃法、フィールドサイン法、トラップによる捕獲(小型哺乳類)、夜間調査(コウモリ類)</td><td>春･夏･秋･冬</td></tr><tr><td>鳥類(一般鳥類)</td><td>直接観察、ラインセンサス法、定点観察法、夜間調査(フクロウ類等)</td><td>春･夏･秋･冬</td></tr><tr><td>鳥類(猛禽類)</td><td>定点観察法</td><td>2 営巣期</td></tr><tr><td>爬虫類・両生類</td><td>直接観察</td><td>早春･春･夏･秋</td></tr><tr><td>魚類</td><td>直接観察及び採取、トラップ等による採取</td><td>春･夏･秋</td></tr><tr><td>底生動物</td><td>直接観察及び採取、コドラート法</td><td>早春・夏</td></tr><tr><td>昆虫類</td><td>直接観察及び採取、ライトトラップ法、ベイトトラップ法、夜間調査(ホタル類)</td><td>春･初夏･夏･秋</td></tr><tr><td>陸産貝類</td><td>直接観察及び採取</td><td>春･夏･秋</td></tr><tr><td>クモ類</td><td>直接観察及び採取</td><td>春･夏･秋</td></tr></table></td><td>1. 予測の基本的な手法
工事施工ヤード及び工事用道路等と重要な種の生息地及び注目すべき生息地の分布範囲から、生息地が消失･縮小する区間及びその程度を把握します。
次に、それらが重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。

2. 予測地域
事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地調査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から 250m 程度を目安とします。ただし、行動圏の広い重要な種等に関しては、必要に応じ適宜拡大します。

3. 予測対象時期等
事業特性及び重要な種等の生態を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。</td><td>1. 回避又は低減に係る評価
事業の実施に係る動物に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</td><td>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</td></tr>
<tr><td>土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）</td><td>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。

対象道路の存在により、重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられます。</td><td colspan="3">1. 予測の基本的な手法
道路構造と重要な種の生息地及び注目すべき生息地の分布範囲から、生息地が消失・縮小する区間及び重要な種等の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握します。
次に、それらが重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。

2. 予測地域
事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地調査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から 250m 程度を目安とします。ただし、行動圏の広い重要な種等に関しては、必要に応じ適宜拡大します。

3. 予測対象時期等
事業特性及び重要な種等の生態を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。</td><td>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</td></tr>
</table>

表 8-3（16） 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

<table>
<tr><th rowspan="2">環境要素の大区分</th><th colspan="2">項　目</th><th rowspan="2">当該項目に関連する事業特性</th><th rowspan="2">当該項目に関連する地域特性</th><th colspan="3">手　法</th><th rowspan="2">手法の選定理由</th></tr>
<tr><th>環境要素の区分</th><th>影響要因の区分</th><th>調査の手法</th><th>予測の手法</th><th>評価の手法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">植物</td><td rowspan="2">重要な種及び群落</td><td>工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）</td><td>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。

工事の実施にあたっては、工事施工ヤードや工事用道路等を設置するため、重要な種及び群落への影響が考えられます。</td><td>1. 水象の状況
事業実施区域及びその周囲において、木曽川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。
事業実施区域において、日光川及び鍋田川等の河川が流下しています。

2. 土壌の状況
事業実施区域及びその周囲の愛知県域北側においては、主に灰色低地土壌、グライ土壌、細粒低地土壌が分布し、褐色低地土壌や粗粒グライ土壌等が点在しています。愛知県域南側においては、グライ土壌、細粒グライ土壌及び粗粒グライ土壌が広く分布しています。
事業実施区域及びその周囲の三重県域においては、粗粒グライ土壌、グライ土壌等の様々な種類の土壌がモザイク状に分布しています。

3. 地形及び地質の状況
①地形の状況
事業実施区域及びその周囲は、木曽三川により形成された沖積平野である濃尾平野に含まれており、周辺には三角州性低地や自然堤防・砂州・砂丘が広範囲に広がっているほか、伊勢湾方向に干拓地が存在しています。

②地質の状況
事業実施区域及びその周囲は、主に砂・泥を主とする層で形成されています。

4. 植物の生育及び植生の状況
①植物の生育及び群落の状況
事業実施区域及びその周囲において、文献から確認された重要な種は以下に示すとおりです。
植　物：69 科 181 種
群　落：2 箇所
巨樹・巨木：115 件

②植生の状況
事業実施区域及びその周囲には、宅地等と耕作地が広く分布し、海岸部には工場地帯の広いまとまりが見られます。また、木曽川や日光川などの河川周辺では、高茎草本植生や低茎草本植生が帯状に多く分布し、木曽川の上流側では木本植生がまとまって見られます。

5. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況
事業実施区域及びその周囲において、植物に係る天然記念物は 55 件指定されています。
事業実施区域において、植物に係る天然記念物は 5 件指定されています。</td><td>1. 調査すべき情報
1）植物相及び植生の状況
2）重要な種及び群落の状況
・重要な種・群落の生態
・重要な種・群落の分布
・重要な種・群落の生育の状況
・重要な種・群落の生育環境の状況

2. 調査の基本的な手法
既存資料調査及び現地調査（下表参照）により行います。
1）植物相及び植生の状況
現地調査は、個体の目視、必要に応じ個体の採取による方法とします。
2）重要な種及び群落の状況
・重要な種・群落の生態
図鑑、研究論文、その他の資料により把握します。
・重要な種・群落の分布、生育の状況
現地調査は、個体の目視、必要に応じ個体の採取による方法とします。
・重要な種・群落の生育環境の状況
現地調査は、微地形、水系等を目視確認する方法とします。

3. 調査地域
事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から 100m 程度を目安とします。

4. 調査地点
1）植物相及び植生の状況
調査地域において、そこに生育する植物及び植生を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。
2）重要な種及び群落の状況
重要な種・群落の生態を踏まえ、調査地域において、それらが生育する可能性が高い場所に地点又は経路を設定します。
注）図 8-3 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。

5. 調査期間等
既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。
1）植物相及び植生の状況
植物相の状況は、春夏秋の 3 季実施することを基本とし、そこに生育する植物を確認しやすい時期（下表参照）とします。時間帯は昼間に実施することを基本とします。
植生の状況は、春～秋にかけて 1～2 回程度実施することを基本とし、植物群落を確認しやすい時期（下表参照）とします。時間帯は昼間に実施することを基本とします。
2）重要な種及び群落の状況
重要な種等の生態を踏まえ、その生育の状況を確認しやすい時期（下表参照）とし、時間帯は昼間に実施することを基本とします。
<table><tr><th>分類</th><th>主な調査方法</th><th>調査時期</th></tr><tr><td>植物相</td><td>直接観察及び採集</td><td>春・夏・秋</td></tr><tr><td>植物群落</td><td>植生調査</td><td>春～秋</td></tr></table></td><td>1. 予測の基本的な手法
工事施工ヤード及び工事用道路等と重要な種・群落の生育地の分布範囲から、生育地が消失・縮小する区間及びその程度を把握します。次に、それらが重要な種・群落の生育に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。

2. 予測地域
事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から 100m 程度を目安とします。

3. 予測対象時期等
事業特性及び重要な種及び群落の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。</td><td rowspan="2">1. 回避又は低減に係る評価
事業の実施に係る植物に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</td><td>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</td></tr>
<tr><td>土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）</td><td>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。

対象道路の存在により、重要な種及び群落への影響が考えられます。</td><td>1. 予測の基本的な手法
道路構造と重要な種・群落の生育地の分布範囲から、生育地が消失・縮小する区間及びその程度を把握します。
次に、それが重要な種・群落の生育に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。

2. 予測地域
事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から 100m 程度を目安とします。

3. 予測対象時期等
事業特性及び重要な種及び群落の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。</td><td>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</td></tr>
</table>

表 8-3（17） 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
生態系	地域を特徴づける生態系	工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施にあたっては、工事施工ヤードや工事用道路等を設置するため、地域を特徴づける生態系への影響が考えられます。	**1. 水象の状況** 事業実施区域及びその周囲において、木曽川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。 事業実施区域において、日光川及び鍋田川等の河川が流下しています。 **2. 土壌の状況** 事業実施区域及びその周囲の愛知県域北側においては、主に灰色低地土壌、グライ土壌、細粒低地土壌が分布し、褐色低地土壌や粗粒グライ土壌等が点在しています。愛知県域南側においては、グライ土壌、細粒グライ土壌及び粗粒グライ土壌が広く分布しています。 事業実施区域及びその周囲の三重県域においては、粗粒グライ土壌、グライ土壌等の様々な種類の土壌がモザイク状に分布しています。 **3. 地形及び地質の状況** ①地形の状況 事業実施区域及びその周囲は、木曽三川により形成された沖積平野である濃尾平野に含まれており、周辺には三角州性低地や自然堤防・砂州・砂丘が広範囲に広がっているほか、伊勢湾方向に干拓地が存在しています。 ②地質の状況 事業実施区域及びその周囲は、主に砂・泥を主とする層で形成されています。 **4. 生態系の状況** 調査区域全体に低地の地形が広がり、調査区域西側に木曽川等の河川が伊勢湾に向かって貫流していることから、「低地」、「河川」及び「沿岸」に区分した上で、植生等の状況を踏まえて環境を類型化し、業実施区域及びその周囲において、以下のとおり区分しました。 ・低地-市街地 ・低地-緑の多い住宅地・公園等 ・低地-樹林地 ・低地-乾性草地 ・低地-湿性草地 ・低地-開放水面 ・河川-樹林地 ・河川-草地 ・河川-裸地 ・河川-開放水面 ・沿岸-草地 ・沿岸-開放水面	**1. 調査すべき情報** 1）動植物その他の自然環境に係る概況 ・動物相の状況 ・植物相の状況 ・その他の自然環境に係る概況 2）地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 ・注目種・群集の生態 ・注目種・群集とその他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係 ・注目種・群集の分布 ・注目種・群集の生息・生育の状況 ・注目種・群集の生息環境若しくは生育環境 **2. 調査の基本的な手法** 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、「動物」「植物」の調査が実施されているものは、当該調査結果を利用します。 1）動植物その他の自然環境に係る概況 ・動物相の状況、植物相の状況 現地調査は、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じて個体の採取による方法とします。 ・その他の自然環境に係る概況 現地調査は、主要な微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目視確認する方法とします。 2）地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 ・注目種・群集の生態、注目種・群集とその他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係 図鑑、研究論文、その他の資料により把握します。 ・注目種・群集の分布、注目種・群集の生息・生育の状況 現地調査は、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じて個体の採取による方法とします。 ・注目種・群集の生息環境若しくは生育環境 現地調査は、生息・生育基盤について、注目種・群集の生活の場となる微地形、水系、植物群落等の状況を目視確認することを基本とします。 **3. 調査地域** 事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から250m 程度を目安とします。ただし、行動圏の広い注目種・群集に関しては、必要に応じ適宜拡大します。 **4. 調査地点** 1）動植物その他の自然環境に係る概況 調査地域に生息・生育する動植物及び生息・生育基盤の概況を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。 2）地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 注目種・群集の生態を踏まえ、調査地域においてそれらが生息・生育する可能性が高い場所に調査地点又は経路を設定します。 注）図 8-3 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 **5. 調査期間等** 動物の項、植物の項と同様とする。	**1. 予測の基本的な手法** 工事施工ヤード及び工事用道路等と生息・生育基盤及び注目種・群集の分布から、生息・生育基盤が消失・縮小する区間及びその程度を把握します。 次に、それらが注目種・群集の生息・生育状況の変化及び地域を特徴づける生態系に及ぼす影響の程度を、注目種・群集の生態並びに注目種・群集と他の動植物との関係を踏まえ、科学的知見や類似事例を参考に予測します。 **2. 予測地域** 事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から 250m 程度を目安とします。ただし、行動圏の広い注目種・群集に関しては、必要に応じ適宜拡大します。 **3. 予測対象時期等** 事業特性及び注目種・群集の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 事業の実施に係る生態系に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。
		土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 対象道路の存在により、地域を特徴づける生態系への影響が考えられます。			**1. 予測の基本的な手法** 道路構造並びに生息・生育基盤及び注目種・群集の分布から、生息・生育基盤が消失・縮小する区間及び注目種・群集の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握します。 次に、それらが注目種・群集の生息・生育状況の変化及びそれに伴う地域を特徴づける生態系に及ぼす影響の程度を、注目種・群集の生態並びに注目種・群集と他の動植物との関係を踏まえ、科学的知見や類似事例を参考に予測します。 **2. 予測地域** 事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から 250m 程度を目安とします。ただし、行動圏の広い注目種・群集に関しては、必要に応じ適宜拡大します。 **3. 予測対象時期等** 事業特性及び注目種・群集の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。		国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3(18)　環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施にあたっては、工事施工ヤードや工事用道路等を設置するため、景観資源への影響が考えられます。	**1. 景観の状況** 事業実施区域及びその周囲には、9 箇所の主要な眺望点及び 52 箇所の景観資源が存在し、事業実施区域には、美濃路街道、相ノ川桜並木、鍋田干拓地と伊勢湾岸自動車道、鍋田川堤桜並木の 4 箇所の景観資源が存在しています。なお、事業実施区域において、主要な眺望点は存在しません。 **2. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況** ①文化財保護法の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物又は重要文化的景観等 事業実施区域及びその周囲には、国登録名勝地関係が 1 件、愛知県指定名勝が 1 件存在しています。なお、事業実施区域には、存在していません。 ②自然公園法の規定により指定された国立公園、国定公園又は都道府県立自然公園の区域 事業実施区域には、水郷県立自然公園が存在しています。 ③都市計画法の規定により定められた風致地区の区域 事業実施区域及びその周囲には、風致地区が 2 件指定されています。なお、事業実施区域に風致地区は指定されていません。 ④地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画） 津島市では歴史的風致維持向上計画（歴史的風致維持向上計画）を策定し、維持向上すべき 4 つの歴史的風致を挙げています。事業実施区域には 1 つの風致地区が存在します。 ⑤地方公共団体の景観の保全に係る条例等 愛知県では「美しい愛知づくり条例」（平成 18 年 3 月 28 日愛知県条例第 6 号）、三重県では「三重県景観づくり条例」（平成 19 年 10 月 20 日三重県条例第 66 号）を制定しています。また、一宮市及び桑名市において景観条例を制定しています。 ⑥景観法により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画（景観計画） 一宮市、津島市及び桑名市は景観法に基づく景観行政団体となっており、一宮市及び桑名市では良好な景観の形成に関する計画（景観計画）を策定しています。なお、津島市は景観計画策定に向けて検討を進めています。	**1. 調査すべき情報** 1）主要な眺望点及び景観資源の分布 **2. 調査の基本的な手法** 既存資料調査により行います。 地域特性の把握時に収集した文献資料から、主要な眺望点及び景観資源の分布に関する情報を利用します。 **3. 調査地域** 工事施工ヤード、工事用道路等の設置により主要な眺望点及び景観資源の改変が想定される地域とします。 注）図 8-4 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地域を予定します。	**1. 予測の基本的な手法** 主要な眺望点及び景観資源の位置と工事施工ヤード、工事用道路等の設置が想定される範囲を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、程度を把握します。 **2. 予測地域** 工事施工ヤード、工事用道路等の設置により主要な眺望点及び景観資源の改変が想定される地域とします。 **3. 予測対象時期等** 工事施工ヤード、工事用道路等の設置が想定される時期とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）に係る景観に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。
		土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 対象道路の存在により、主要な眺望景観への影響が考えられます。		**1. 調査すべき情報** 1）主要な眺望点の状況 2）景観資源の状況 3）主要な眺望景観の状況 **2. 調査の基本的な手法** 既存資料調査及び現地調査により行います。 主要な眺望点の状況、景観資源の状況については、既存の文献資料等により把握します。 主要な眺望点の分布、利用状況（利用時期、利用時間帯等）及び景観資源の分布、自然特性（見どころとなる時期等）に関する情報が、文献資料では不足すると判断される場合には、主要な眺望点の管理者や関係地方公共団体に対しヒアリング又は現地踏査を行い、必要な情報を確認します。 また、主要な眺望景観の状況については、写真撮影により視覚的に把握します。 **3. 調査地域** 事業実施区域及びその端部から 3km 程度の範囲を目安とし、その範囲において主要な眺望点が分布する地域とします。 **4. 調査地点** 主要な眺望点及び景観資源の分布、視覚的関係及び対象道路の位置等を踏まえ、主要な眺望景観の変化が生じると想定される地点を設定します。 注）図 8-4 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 **5. 調査期間等** 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、主要な眺望点の利用状況（利用時期、利用時間帯等）、景観資源の自然特性（見どころとなる時期等）を考慮し、主要な眺望景観が当該地域において代表的なものとなる期間、時期及び時間帯とします。	**1. 予測の基本的な手法** 1）主要な眺望点及び景観資源の改変 主要な眺望点及び景観資源と事業実施区域を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、程度を把握します。 2）主要な眺望景観の変化 フォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法により眺望景観の変化の程度を把握します。 **2. 予測地域** 1）主要な眺望点及び景観資源の改変 調査地域のうち、主要な眺望点及び景観資源の改変が生じる地域とします。 2）主要な眺望景観の変化 調査地域のうち、主要な眺望景観の変化が生じる地域とします。 **3. 予測対象時期等** 対象道路の完成時において、主要な眺望点の利用状況（利用時期等）、景観資源の自然特性（見どころとなる時期等）を踏まえ、主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観の影響を明らかにする上で必要な時期とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る景観に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3(19)　環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施にあたっては、工事施工ヤードや工事用道路等を設置するため、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられます。	**1. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況** 事業実施区域及びその周囲には、公園や緑道、散策コースなど100 箇所の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しています。 事業実施区域には、以下に示す9 箇所の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しています。 ・愛知県下水道科学館の公園 ・相ノ川桜並木 ・弥富野鳥園 ・富浜緑地公園 ・間崎公園 ・鍋田川堤桜並木 ・佐屋地区ウォーキングロードマップ（北コース） ・佐織地区ウォーキングロードマップ（勝幡編コース） ・十四山地区（水郷田園コース） **2. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況** 事業実施区域には、水郷県立自然公園が存在しています。	**1. 調査すべき情報** 1）主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布（分布、面積・延長等） **2. 調査の基本的な手法** 既存資料調査により行います。 地域特性の把握時に収集した文献資料から、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布に関する情報を利用します。 **3. 調査地域** 工事施工ヤード、工事用道路等の設置により主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変が想定される地域とします。 注）図 8-5 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地域を予定します。	**1. 予測の基本的な手法** 主要な人と自然との触れ合いの活動の場と工事施工ヤード、工事用道路等の設置が想定される範囲を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、面積や延長等を把握します。 **2. 予測地域** 工事施工ヤード、工事用道路等の設置により主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変が想定される地域とします。 **3. 予測対象時期等** 工事施工ヤード、工事用道路等の設置が想定される時期とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）に係る人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。
		土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 対象道路の存在により、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられます。		**1. 調査すべき情報** 1）人と自然との触れ合いの活動の場の概況 2）主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布（分布、面積・延長等） ・利用の状況（利用時期・時間帯、利用する交通機関・経路、最寄りの駅等からの所要時間等） ・利用環境の状況（取り巻く自然資源の内容、景観等の特性） **2. 調査の基本的な手法** 既存資料調査及び現地調査により行います。 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況に関する情報が、文献・資料では不足すると判断される場合には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の管理者や関係地方公共団体に対してヒアリングを行ない、必要な情報を確認します。 現地調査では、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の状況を、写真撮影により視覚的に把握します。また、主要な人と自然との触れ合いの活動の場において行われている主な自然との触れ合い活動内容を詳細に把握します。 **3. 調査地域** 事業実施区域及びその端部から 500m 程度の範囲を目安とし、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が分布する地域とします。 **4. 調査地点** 現地調査の地点は、人と自然との触れ合いの活動の場が存在する地点や対象道路に近接し影響が大きいと想定される地点等、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性や快適性に及ぼす影響を把握するのに適切な地点に設定します。 注）図 8-5 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 **5. 調査期間等** 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況（利用時期、時間帯）を踏まえ、それらが適切に把握できる期間、時期及び時間帯とします。	**1. 予測の基本的な手法** 1）主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変 主要な人と自然との触れ合いの活動の場及びそれを取り巻く自然資源と事業実施区域を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、面積や延長等を把握します。 2）利用性の変化 ・人と自然との触れ合いの活動の場の利用性の変化 人と自然との触れ合いの活動の場の利用の支障の有無、支障が生じる箇所等を把握します。特に人と自然との触れ合いの活動の場の分断の有無及び分断によって生じる活用可能面積や延長を把握します。 ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場への到達時間・距離の変化 近傍の既存道路の改変の状況より、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への到達時間・距離の変化を把握します。 3）快適性の変化 人と自然との触れ合いの活動の場から認識される近傍の風景の変化が生じる位置・程度を把握します。 **2. 予測地域** 1）主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変 調査地域のうち、主要な人と自然との触れ合いの活動の場及びそれを取り巻く自然資源の改変が生じる地域とします。 2）利用性の変化 調査地域のうち、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への到達時間・距離の変化が生じる地域とします。 3）快適性の変化 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場から認識される近傍の風景の変化が生じる地域（事業実施区域及びその端部から 500m 程度の範囲）とします。 **3. 予測対象時期等** 対象道路の完成時において、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況（利用時期）を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に及ぶ影響を明らかにする上で必要な時期とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3(20)　環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	土地又は工作物の存在及び供用(自動車の走行)	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 対象道路の存在により、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられます。	**1. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況** 事業実施区域及びその周囲には、100 箇所の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しています。 事業実施区域には、相ノ川桜並木、弥富野鳥園、佐織地区ウォーキングロードマップ（勝幡編コース）など 8 箇所の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しています。 なお、上記のうち、弥富野鳥園には、静寂性を要する人と自然との触れ合い活動（バードウォッチング）の場が含まれています。 **2. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況** 事業実施区域には、水郷県立自然公園が存在しています。	**1. 調査すべき情報** 1）人と自然との触れ合いの活動の場の概況 2）主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布 ・利用の状況 ・利用環境の状況 **2. 調査の基本的な手法** 既存資料調査及び現地調査により行います。 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況に関する情報が、文献・資料では不足すると判断される場合には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の管理者や関係地方公共団体に対してヒアリングを行ない、必要な情報を確認します。 現地調査では、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の状況を、写真撮影により視覚的に把握します。また、主要な人と自然との触れ合いの活動の場において行われている主な自然との触れ合い活動内容を詳細に把握します。 **3. 調査地域** 事業実施区域及びその端部から 500m 程度の範囲を目安とし、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が分布する地域とします。 **4. 調査地点** 現地調査の地点は、人と自然との触れ合いの活動の場が存在する地点や対象道路に近接し影響が大きいと想定される地点等、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性や快適性に及ぼす影響を把握するのに適切な地点に設定します。 注）図 8-5 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 **5. 調査期間等** 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況（利用時期、時間帯）を踏まえ、それらが適切に把握できる期間、時期及び時間帯とします。	**1. 予測の基本的な手法** 1）自動車の走行 事業実施区域との位置関係から、影響の可能性を示すことにより定性的に予測します。 **2. 予測地域** 調査地域のうち、バードウォッチング等、特に静寂性を要する活動が行われている主要な人と自然との触れ合い活動の場が分布する地域とします。 **3. 予測対象時期等** 対象道路の完成時において、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況（利用時期）を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に及ぶ影響を明らかにする上で必要な時期とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 自動車の走行に係る人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3 (21)　環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事施工ヤード、工事用道路等の設置により、地域の歴史的文化的特性を生かした環境への影響が考えられます。	**1. 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況** 事業実施区域及びその周囲には、国指定史跡が 2 件、国登録名勝地関係が 1 件、各県指定史跡が 3 件、各県指定名勝が 1 件、各県指定天然記念物が 6 件、各市・町・村指定史跡が 44 件、各市・町指定天然記念物が 50 件存在します。さらに、国指定建造物が 16 件、登録有形文化財（建造物）が 42 件、各県指定建造物が 4 件、各市・町・村指定建造物が 27 件存在し、国指定無形民俗文化財が 2 件、記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財が 2 件、各県指定有形民俗文化財が 3 件、各県指定無形民俗文化財が 4 件、各市・町・村指定有形民俗文化財が 13 件、各市・町・村指定無形民俗文化財が 60 件存在しています。なお、重要文化的景観は調査区域に存在していません。 事業実施区域には、各県指定史跡が 1 件、各市・町・村指定史跡が 3 件、各市・町・村指定天然記念物が 5 件、国指定建造物が 1 件、登録有形文化財（建造物）が 1 件、各県指定建造物が 1 件、各市・町・村指定建造物が 5 件、各市・町・村指定有形民俗文化財が 2 件、各市・町・村指定無形民俗文化財が 5 件存在しています。	**1. 調査すべき情報** 1）主要な地域の歴史的文化的環境の状況 **2. 調査の基本的な手法** 地域の歴史的文化的特性を生かした環境に関する既存資料の収集により把握します。また、既存資料調査を補完する必要がある場合には、現地調査により行います。 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。 **3. 調査地域** 対象道路が地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況の変化を生じさせる範囲（事業実施区域）を考慮して、その範囲における地域の歴史的文化的特性を生かした環境が分布する地域とします。 **4. 調査地点** 調査地域のうち、地域の歴史的文化的特性を生かした環境に及ぼす影響を適切に把握できる地点とします。 注）図 8-6 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 **5. 調査期間等** 既存資料調査の調査期間等は、最新の文献を入手可能な時期とします。	**1. 予測の基本的な手法** 地域の歴史的文化的特性を生かした環境と事業実施区域の重ね合わせにより、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の改変の位置及び程度を把握します。 **2. 予測地域** 調査地域のうち、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の変化が生じると考えられる地域とします。 **3. 予測対象時期等** 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の影響を明らかにする上で必要な時期とし、工事の実施期間とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 工事の実施に係る歴史的文化的特性を生かした環境の状況に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	「環境影響評価指針」（平成 11 年 5 月 28 日、愛知県告示 445 号）を勘案し、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。
		土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 対象道路の存在により、地域の歴史的文化的特性を生かした環境への影響が考えられます。			**1. 予測の基本的な手法** 地域の歴史的文化的特性を生かした環境と事業実施区域の重ね合わせにより、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の改変の位置及び程度を把握します。 **2. 予測地域** 調査地域のうち、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の変化が生じると考えられる地域とします。 **3. 予測対象時期等** 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の影響を明らかにする上で必要な時期とし、対象道路の完成時とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）に係る歴史的文化的特性を生かした環境の状況に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	

表 8-3 (22)　環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施にあたっては、工作物の除去によるアスファルト・コンクリート塊が発生します。これらの廃棄物による環境への負荷の影響が考えられます。	**1. 廃棄物の処理及び施設の状況** 事業実施区域において、中間処理施設が 26 箇所存在しています。	予測及び評価に必要な情報は、事業特性及び地域特性の情報把握により得られることから、調査は、既存資料調査により行うことを基本とし、必要な情報が得られない場合又は不足する場合には必要に応じて聞き取り調査を行います。	**1. 予測の基本的な手法** 事業特性及び地域特性を基に行うこととし、廃棄物等の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を予測します。 **2. 予測地域** 廃棄物等が発生する事業実施区域を基本とします。 なお、再利用方法の検討に当たっては、実行可能な再利用の方策を検討するために、事業実施区域の周辺区域を含む範囲とします。 **3. 予測対象時期等** 廃棄物等の発生する工事期間とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。
温室効果ガス等	温室効果ガス等	工事の実施（建設機械の稼働） 工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施にあたっては、建設機械の稼働及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による温室効果ガス（二酸化炭素）が発生します。これらの温室効果ガス等による環境への負荷の影響が考えられます。	**1. 温室効果ガス等の状況** 愛知県では、「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改訂版））～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」（令和 4 年 12 月、愛知県）を策定しており、2030 年度の温室効果ガス排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 46%削減する目標を設定しています。 三重県では、「三重県地球温暖化対策総合計画」（令和 5 年 3 月改定、三重県）を策定しており、令和 12 年度(2030 年度)における温室効果ガス排出量を平成 25 年度(2013 年度)比で 47%削減する目標を設定しています。	予測及び評価に必要な情報は、既存資料調査により行うことを基本とします。	**1. 予測の基本的な手法** 工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に伴い発生する温室効果ガス（二酸化炭素）の発生状況を把握します。 **2. 予測地域** 温室効果ガス（二酸化炭素）が発生する事業実施区域を基本とします。 **3. 予測対象時期等** 温室効果ガス（二酸化炭素）の発生する工事期間とします。	**1. 回避又は低減に係る評価** 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る温室効果ガス（二酸化炭素）による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	「環境影響評価指針」（平成 11 年 5 月 28 日、愛知県告示 445 号）を勘案し、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。

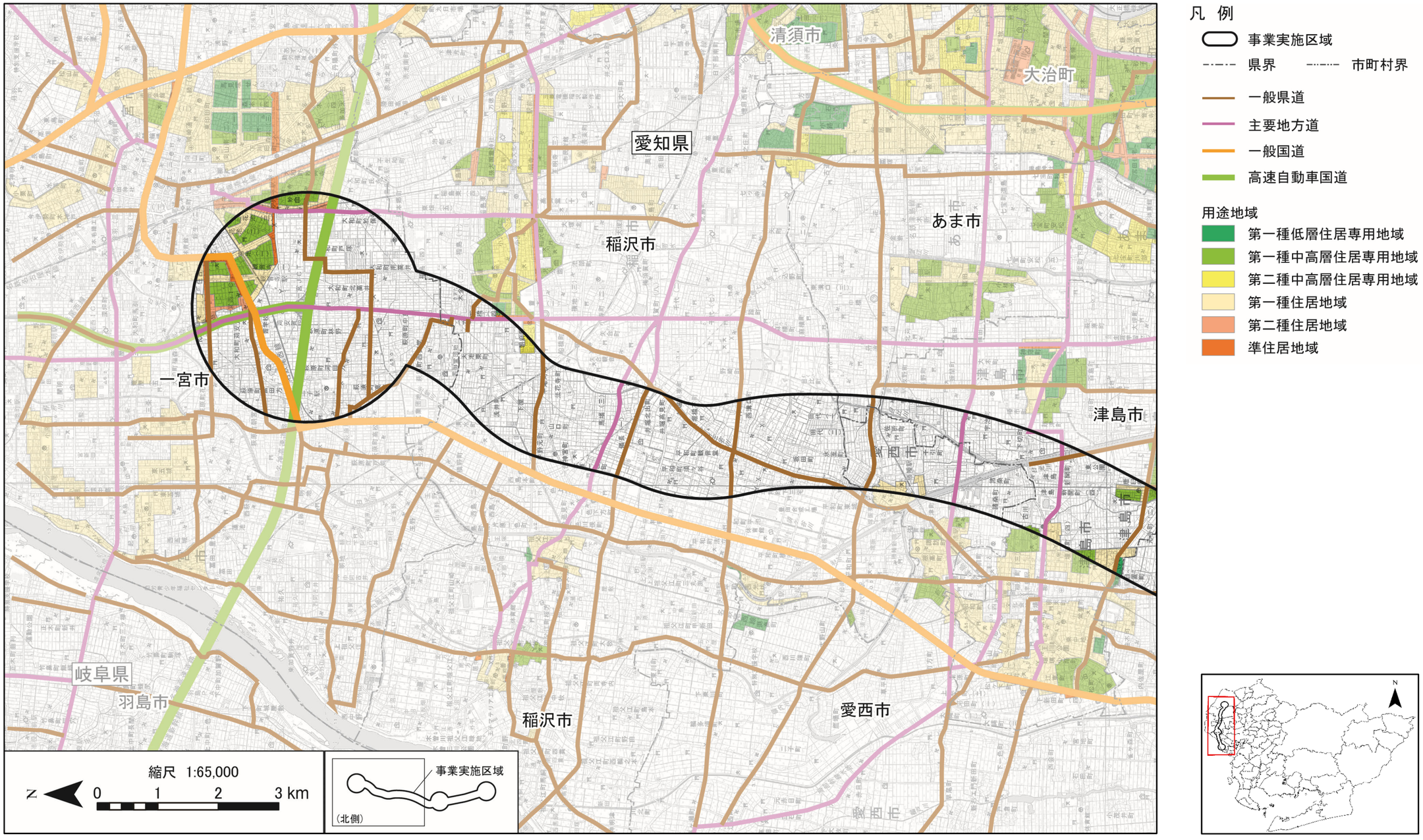

図 8-1(1) 調査地域の目安（大気質・騒音・振動・低周波音・日照阻害）

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界
- 一般県道
- 主要地方道
- 一般国道
- 高速自動車国道

用途地域

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域

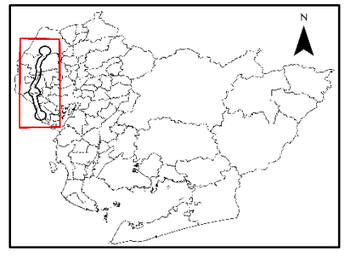

図 8-1(2)　調査地域の目安（大気質・騒音・振動・低周波音・日照阻害）

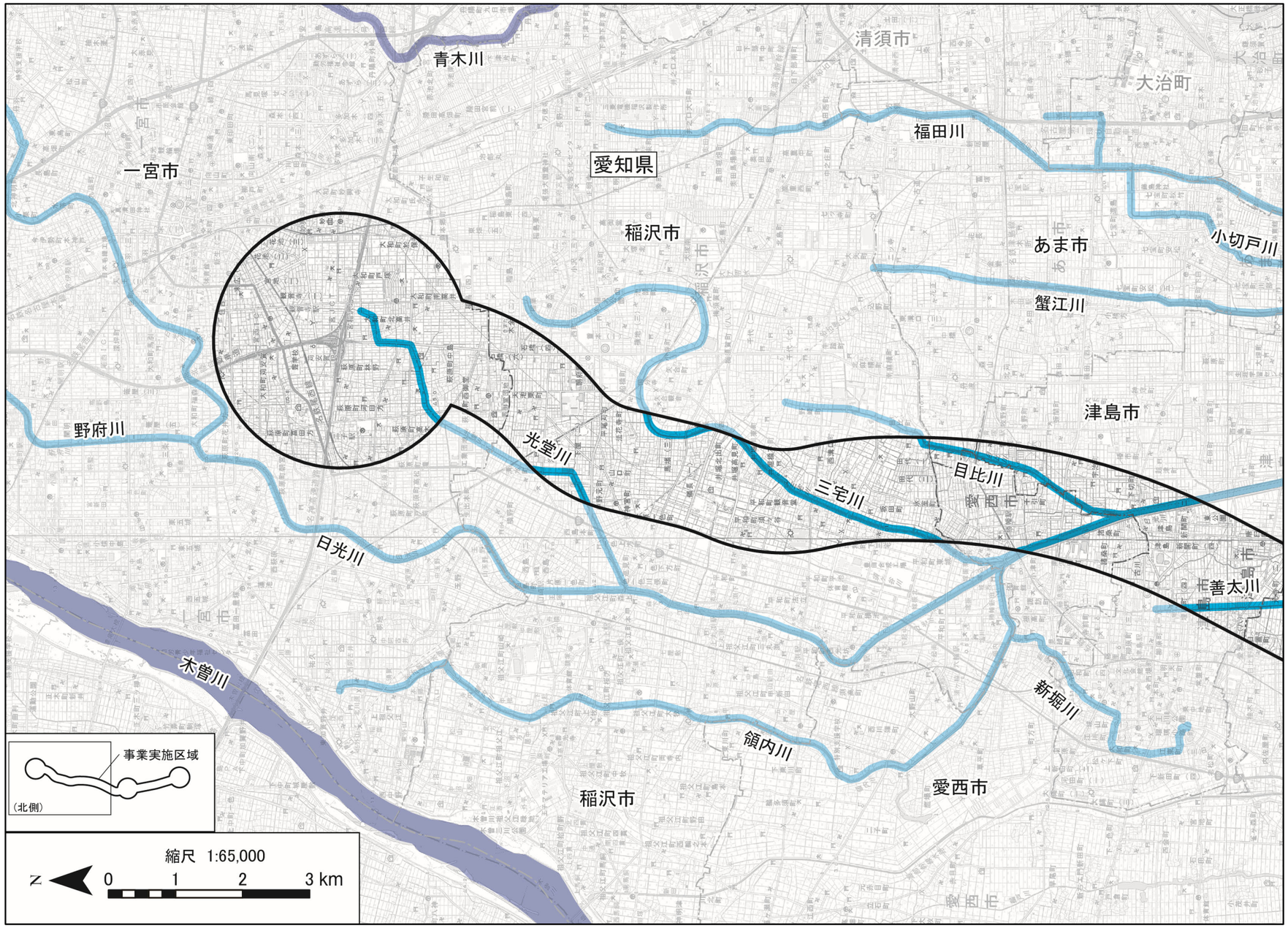

図 8-2(1)　調査地域の目安（水質）

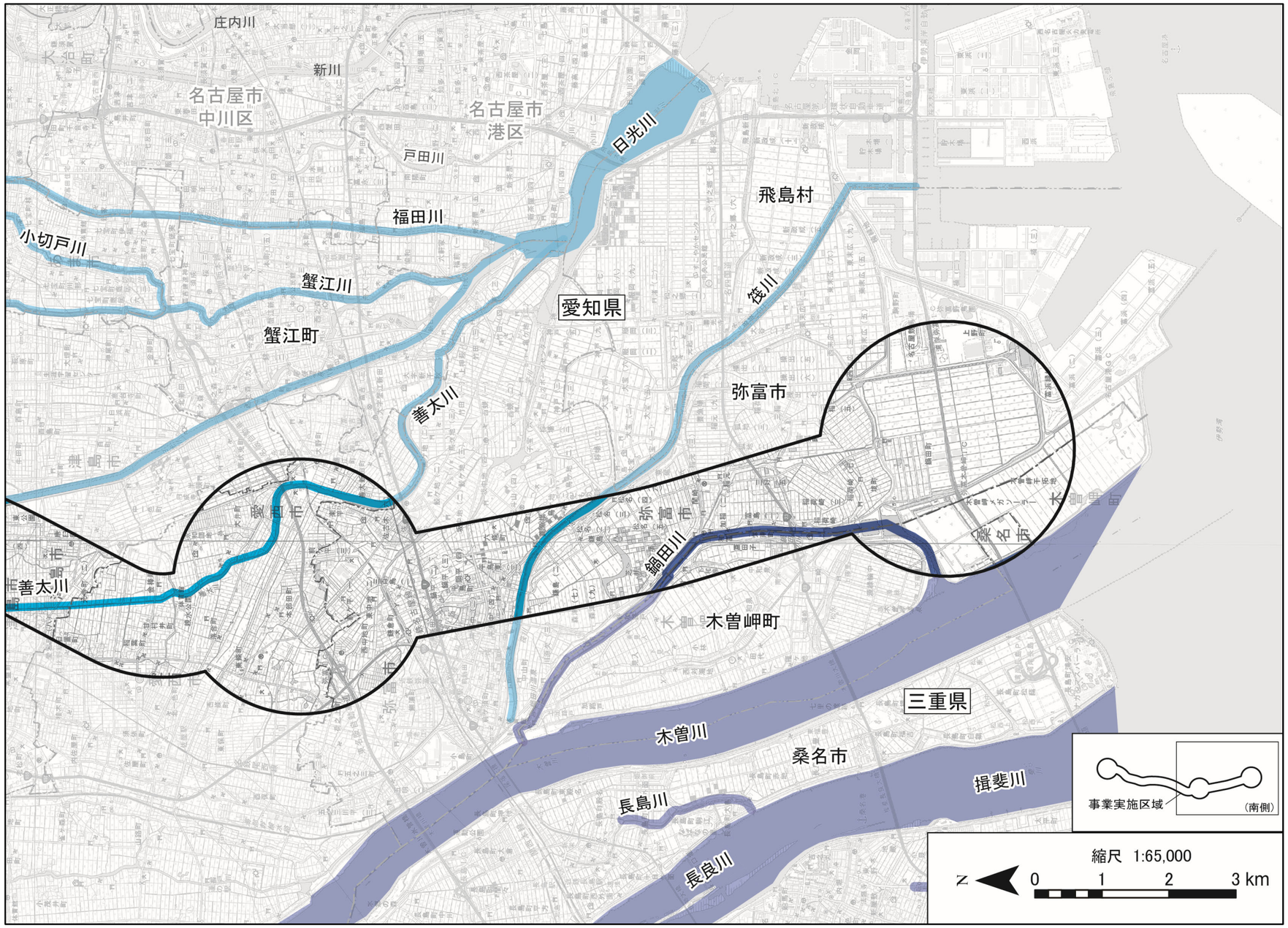

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界
- 1級河川
- 2級河川

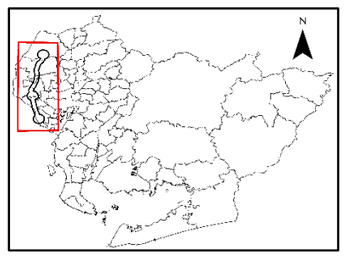

図 8-2(2) 調査地域の目安（水質）

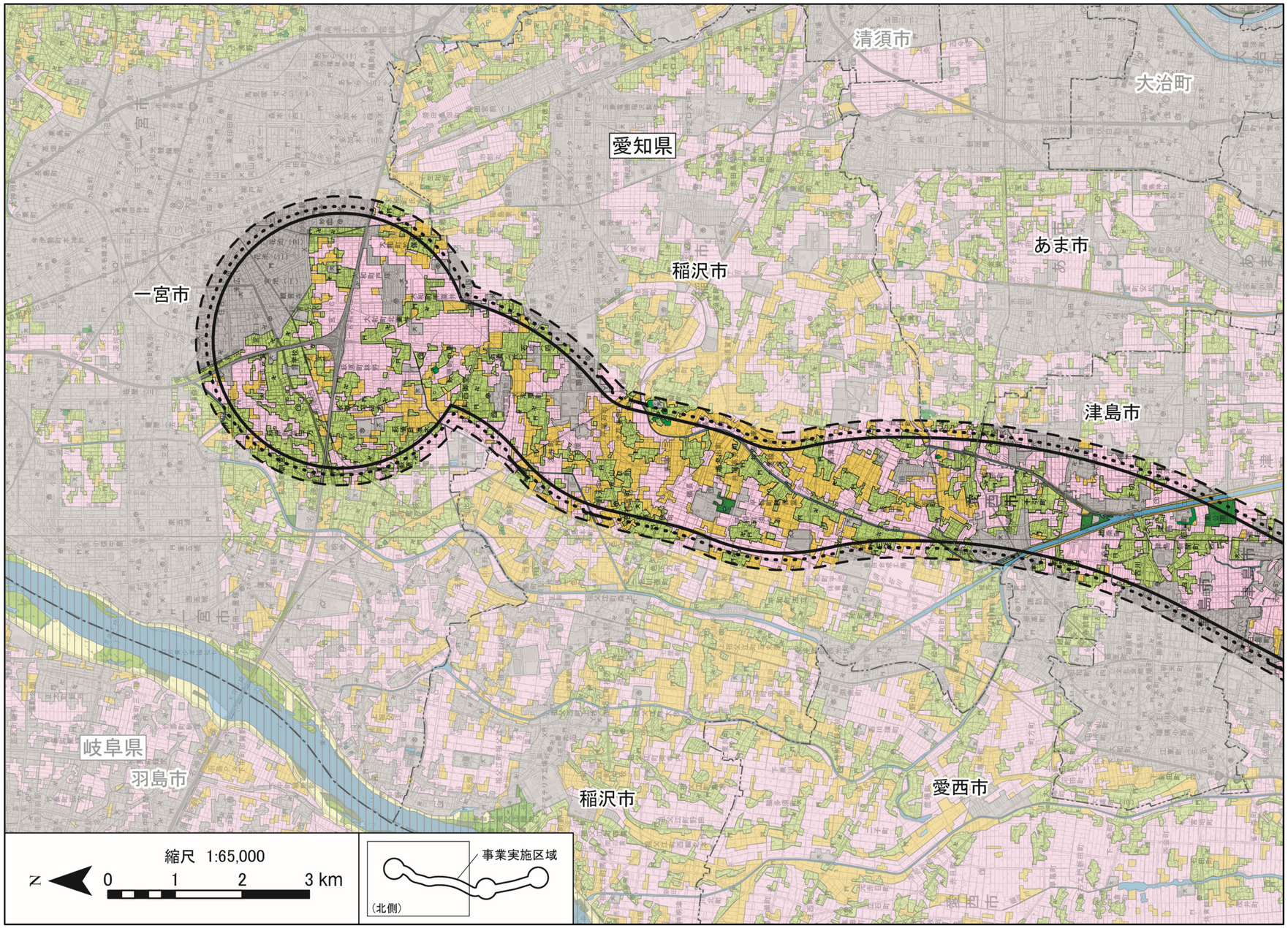

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界
- 事業実施区域から250m
- 事業実施区域から100m
- 低地:市街地
- 低地:緑の多い住宅地・公園等
- 低地:樹林地
- 低地:乾性草地
- 低地:湿性草地
- 低地:開放水面
- 河川:樹林地
- 河川:草地
- 河川:裸地
- 河川:開放水面
- 沿岸:草地
- 沿岸:開放水面

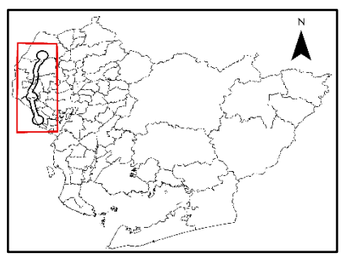

図 8-3(1)　調査地域の目安（動物・植物・生態系）

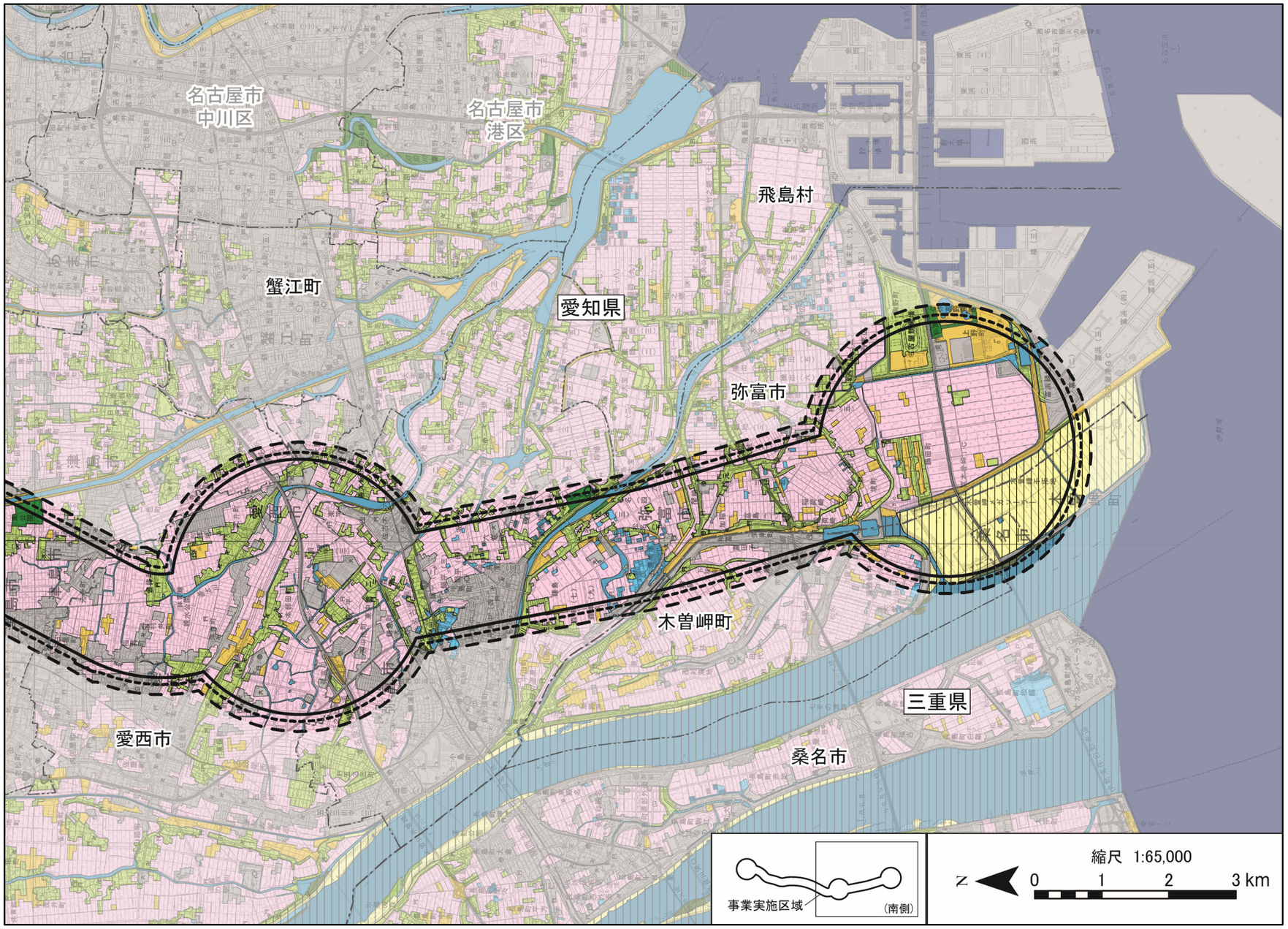

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界
- 事業実施区域から250m
- 事業実施区域から100m
- 低地:市街地
- 低地:緑の多い住宅地・公園等
- 低地:樹林地
- 低地:乾性草地
- 低地:湿性草地
- 低地:開放水面
- 河川:樹林地
- 河川:草地
- 河川:裸地
- 河川:開放水面
- 沿岸:草地
- 沿岸:開放水面

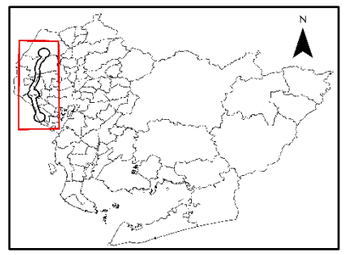

図 8-3(2)　調査地域の目安（動物・植物・生態系）

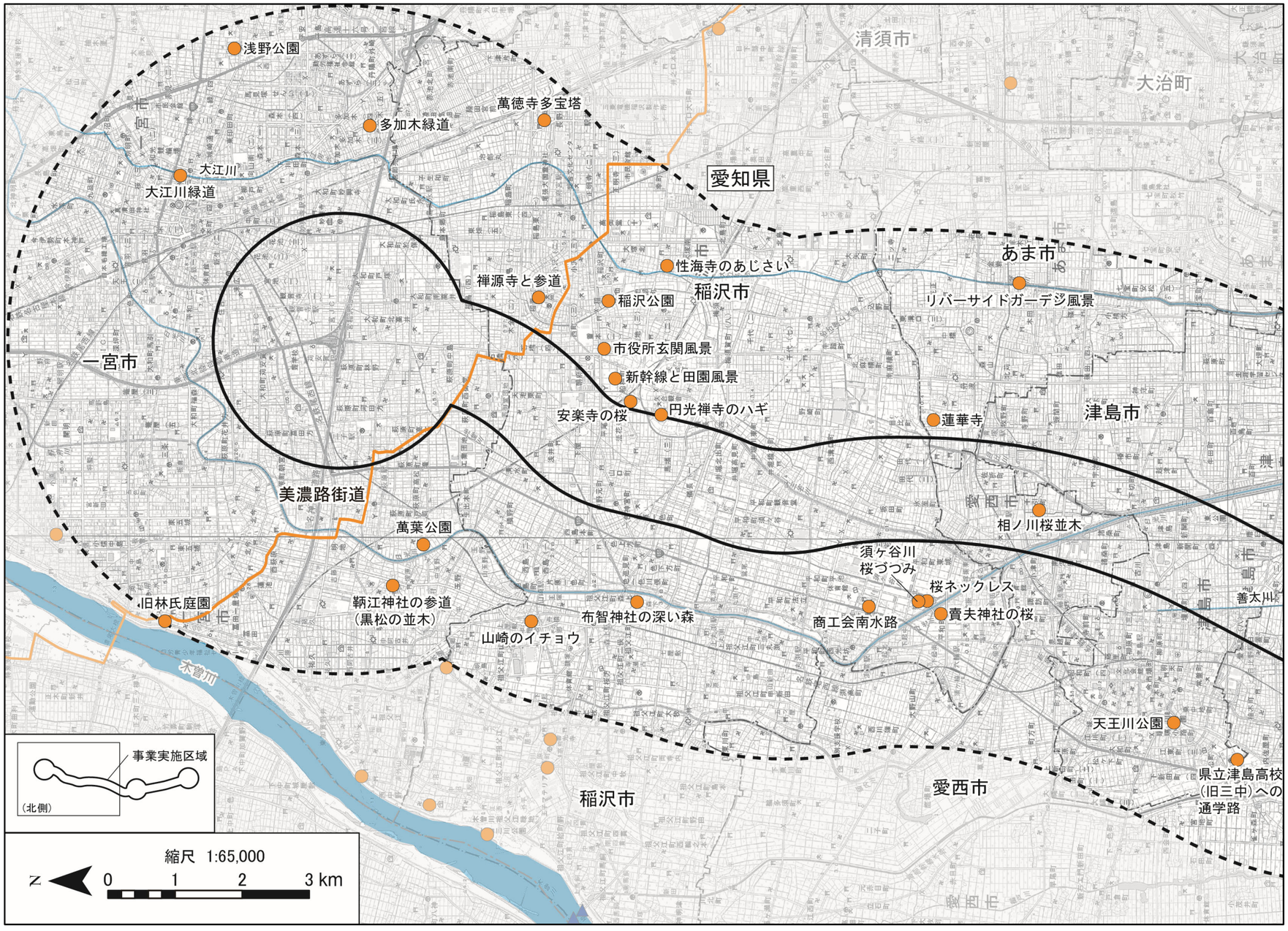

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界
- 事業実施区域から3km
- 主要な眺望点
- 景観資源
- 景観資源（河川・街道）

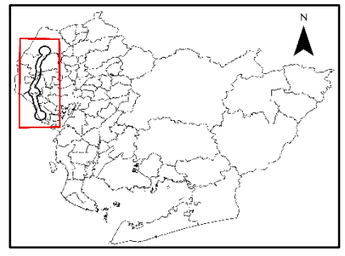

図 8-4(1)　調査地域の目安（景観）

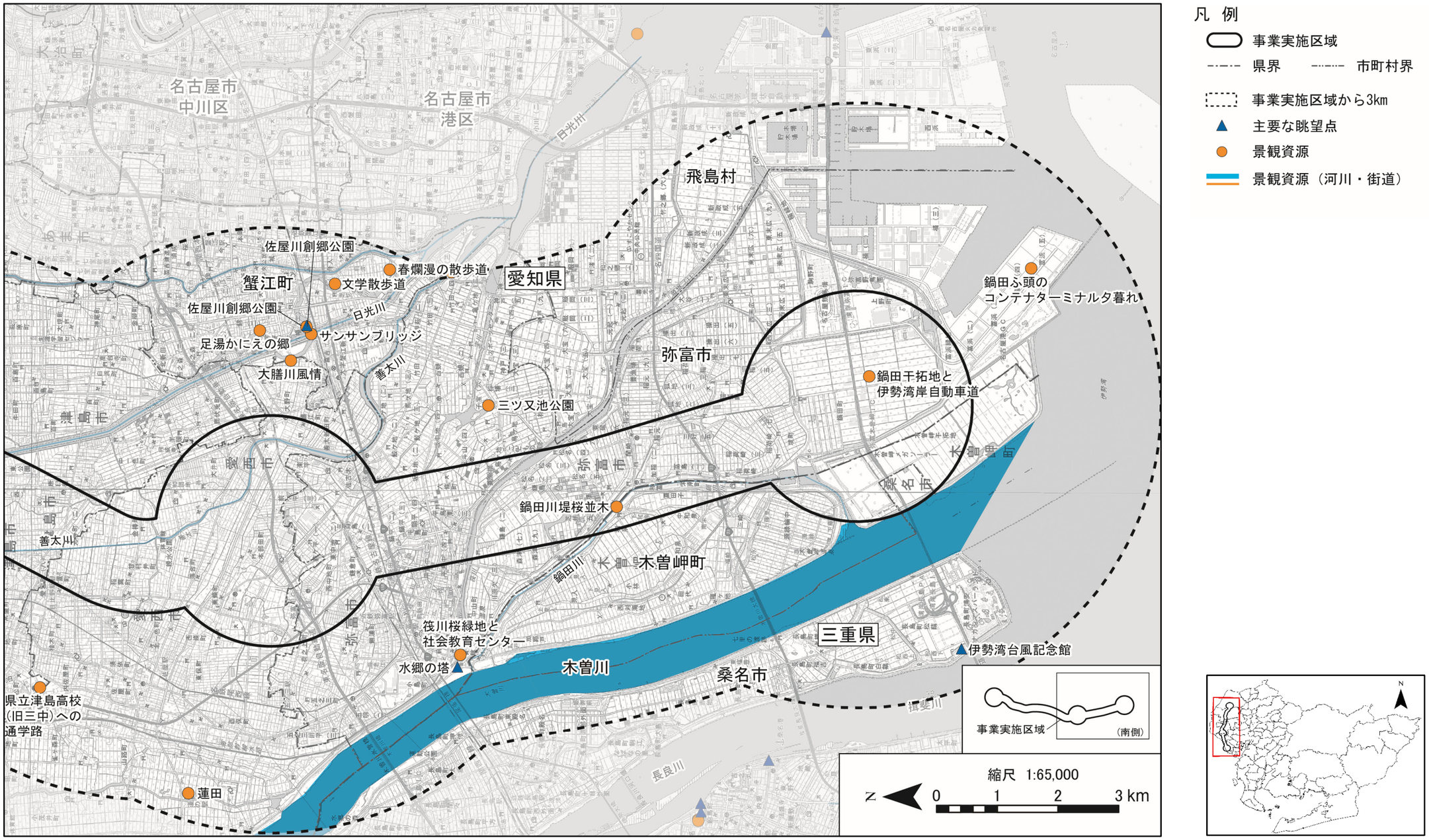

図 8-4(2)　調査地域の目安（景観）

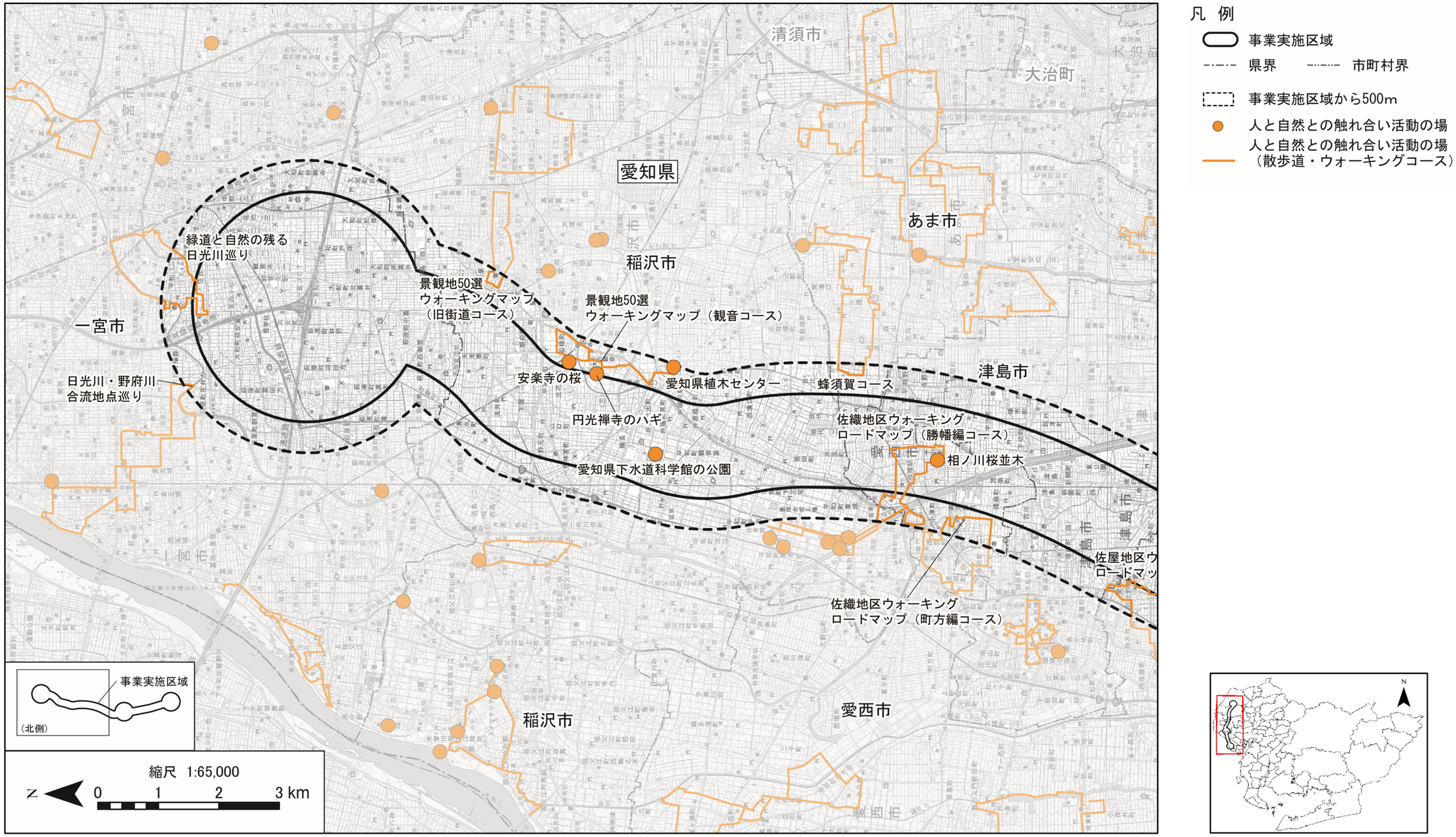

図 8-5(1)　調査地域の目安（人と自然との触れ合いの活動の場）

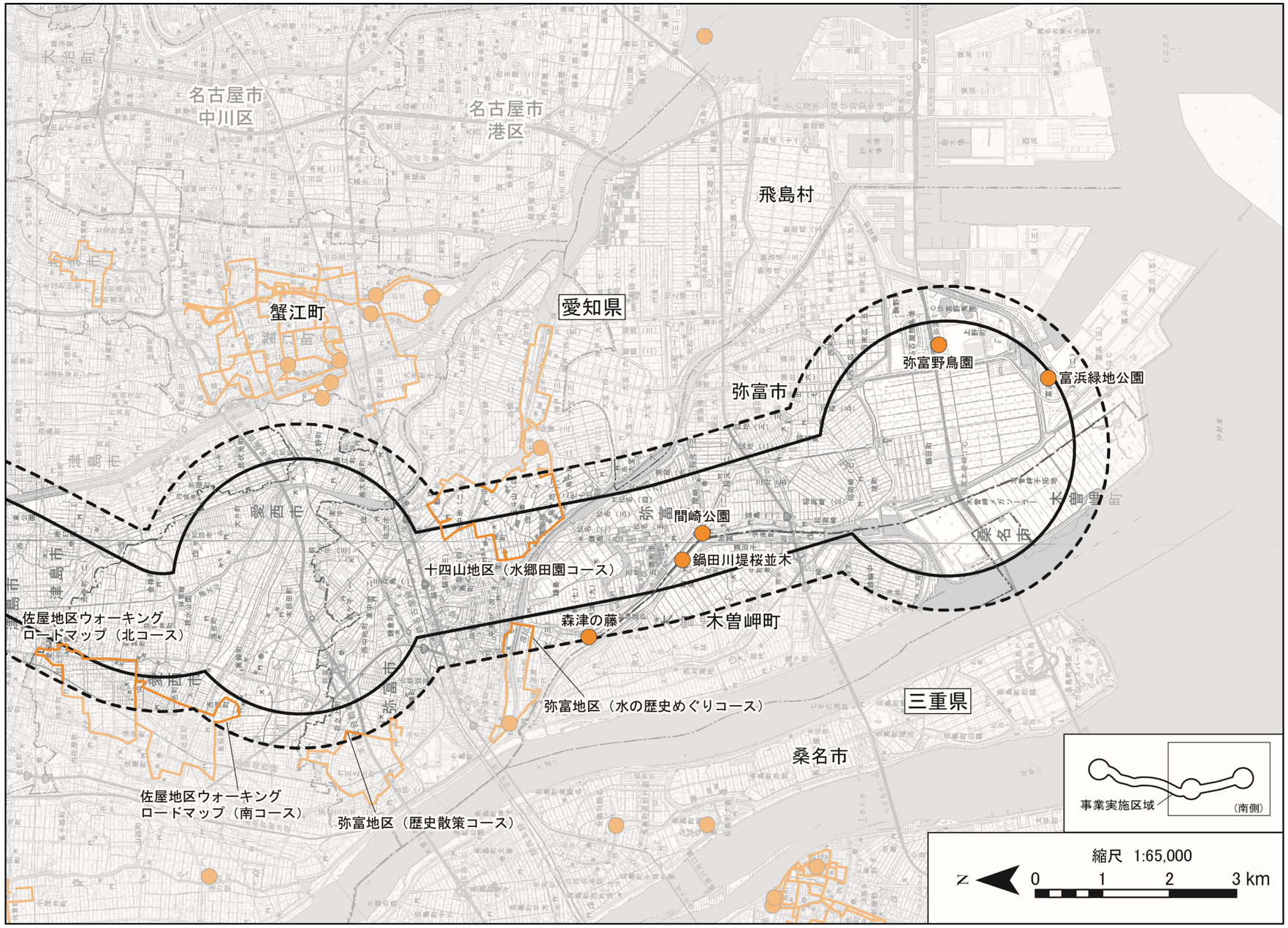

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界
- 事業実施区域から500m
- 人と自然との触れ合い活動の場
- 人と自然との触れ合い活動の場（散歩道・ウォーキングコース）

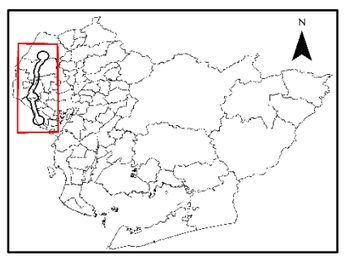

図 8-5(2)　調査地域の目安（人と自然との触れ合いの活動の場）

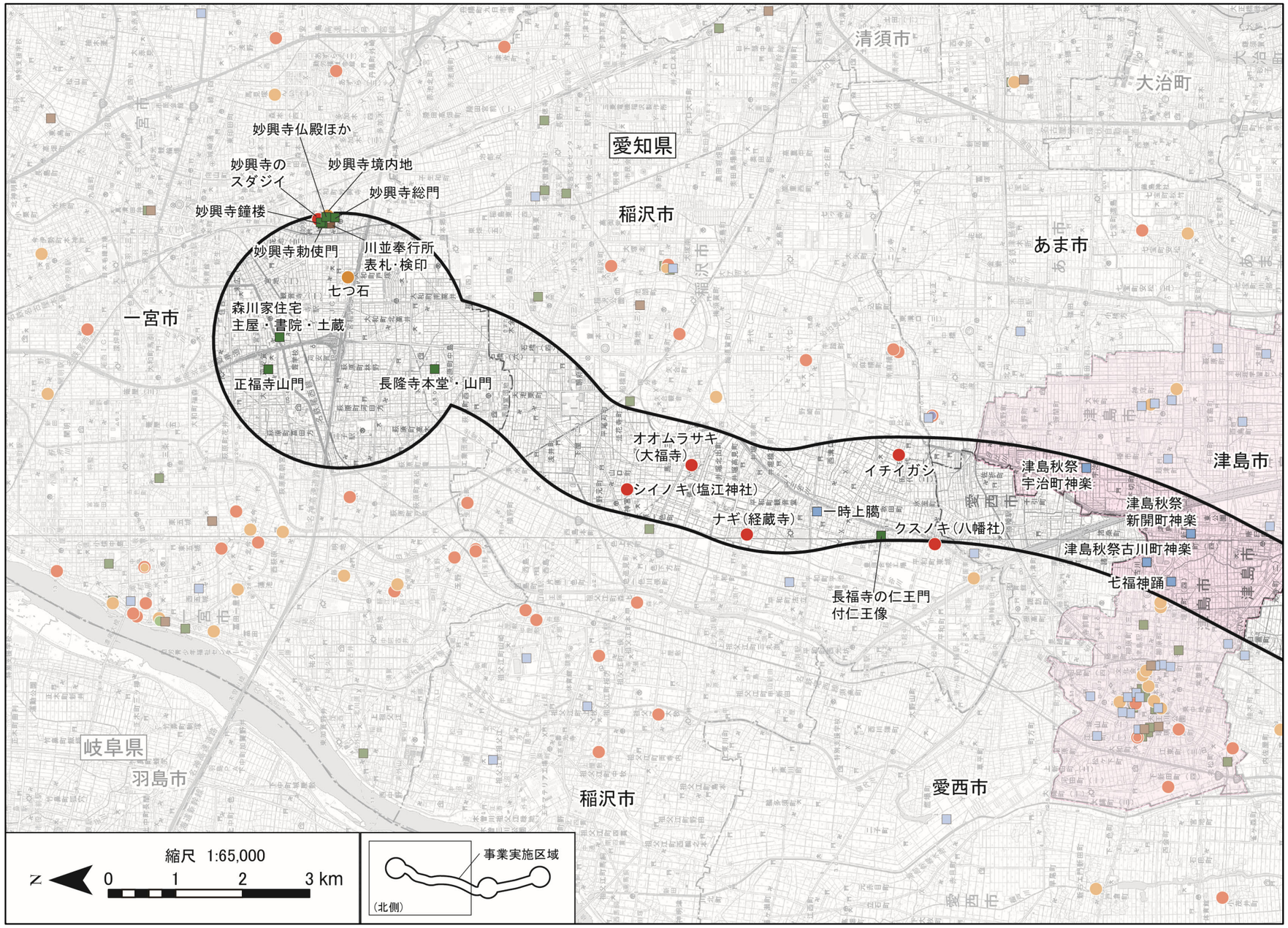

図 8-6(1) 調査地域の目安（文化財）

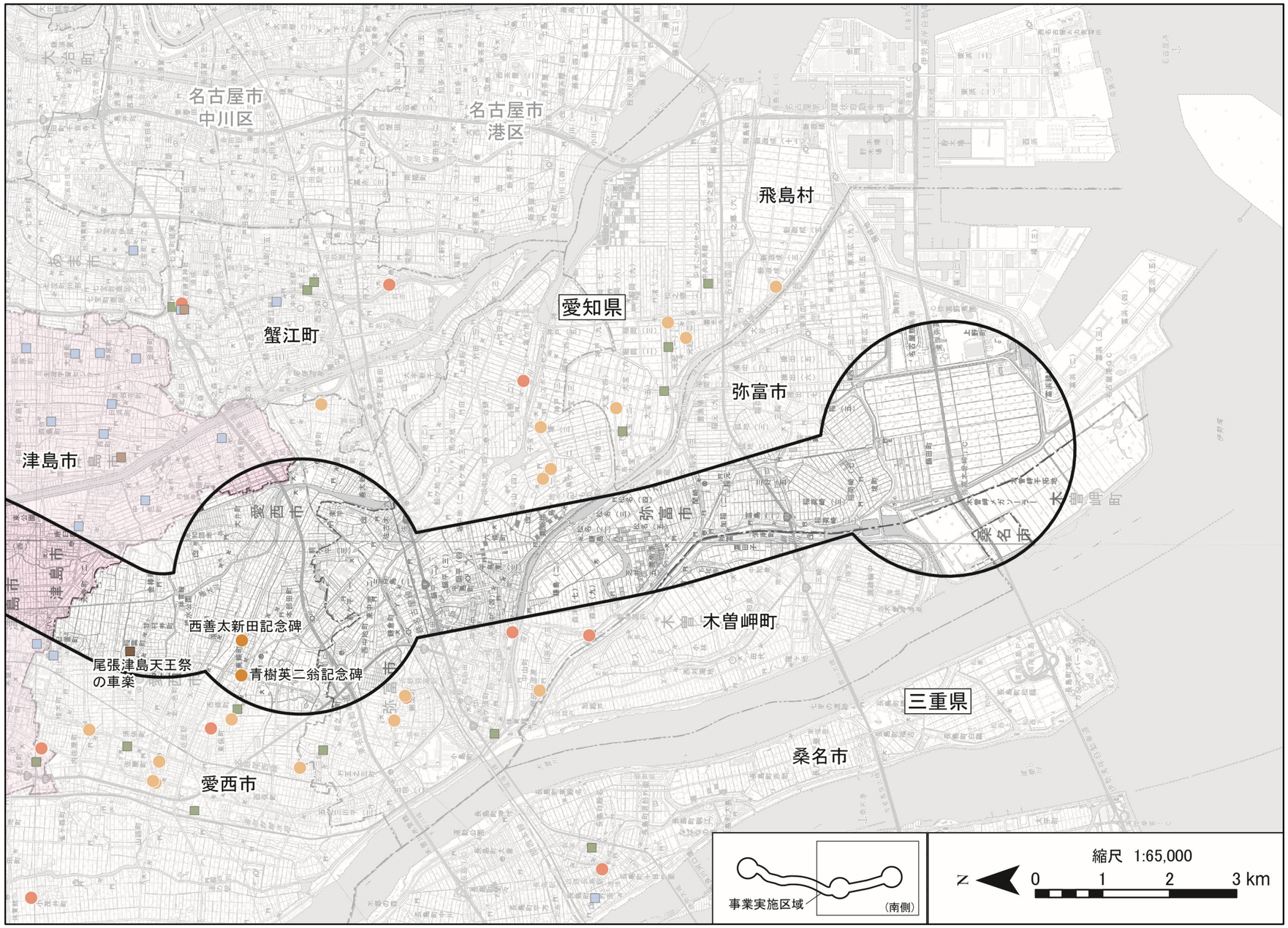

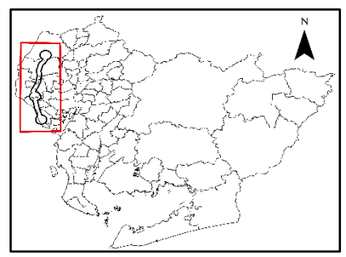

図 8-6(2)　調査地域の目安（文化財）